

博士論文

在朝日本人社会の形成に関する歴史学的研究
—居留民団体・植民地空間の変容に着目して—

李 東 勲

《目次》

序章.....	1
第1節 「在朝日本人」の歴史	1
第2節 研究史の整理	6
第3節 研究視角と課題の設定	13
第4節 論文の構成.....	17
第 I 部 在朝日本人社会の形成と社会様態.....	21
第1章 居留様態や諸統計よりみる植民者社会.....	22
第1節 居留地の設定と居留状況.....	23
第1項 居留地の設定.....	23
第2項 居留地の外・内陸部への拡散	25
第3項 内陸部における居留状況	27
第4項 植民地都市の形成	29
第2節 在朝日本人の人口推移	31
第1項 居留民人口(1876年～1905年)の再集計.....	31
第2項 開港期～形成期の居留民人口.....	34
第3項 形成期①—「自由渡韓」への陳情	36
第4項 形成期②—日露戦争期における急増.....	38
第5項 定住期①—統監府期の人口	40
第6項 定住期②—「併合」後の1910年代.....	42
第7項 成長期①—府部・郡部の人口	44
第8項 成長期②—人口ピラミッドと人口構成.....	53
第9項 流入人口と自然増加人口	55
第3節 在朝日本人の出自	56
第1項 初期渡航者の出身地.....	56
第2項 渡航者の出身階層	58
第3項 渡航者の移動経路	62
第4項 県人会の活動.....	64
第5項 「併合」前後における本籍地別人口	65
第6項 1925年の本籍別統計	67
第7項 学歴.....	69

第4節 在朝日本人社会の職業構成.....	70
第1項 開港期・形成期における職業構成.....	70
第2項 日露戦争期における職業構成.....	75
第3項 統監府期の職業別人口.....	76
第4項 「併合」前後の職業構成の変容.....	78
第5項 総督府の大項目による職業統計.....	80
第6項 移住農村・漁村.....	82
第5節 社会的指数を示す統計.....	84
第1項 学校数の推移.....	84
第2項 民族間における格差.....	85
小結.....	88
第2章 在朝日本人社会と「自治」—居留民団体の変容に着目して.....	90
はじめに.....	91
第1節 初期の居留地行政.....	92
第1項 初期の居留地規則.....	92
第2項 居留地規則の改定.....	94
第3項 「居留地規則」から「居留民規則」へ.....	97
第2節 居留民団体の法人化過程.....	98
第1項 居留民による請願活動.....	98
第2項 在外居留地への憲法適用をめぐる議論.....	101
第3項 「居留民団法」の制定過程.....	102
第4項 1906年末の居留民団体の状況.....	105
第3節 居留民団の運営状況.....	107
第1項 居留民団の運営.....	107
第2項 京城居留民会の議員選挙.....	109
第4節 統監府の居留民政策の変化との対応.....	111
第1項 居留民団をめぐる環境の変化.....	111
第2項 官民の間における反目.....	112
第3項 京城・龍山居留民団の合併.....	114
第4項 居留民社会における派閥形成.....	115
第5節 「韓国併合」後の居留民団解散への道.....	117
第1項 居留民団の処理問題.....	117
第2項 居留民社会の陳情活動.....	118

第3項 「府制」—新しい地方制度	120
第4項 居留民会議員の構成変化	122
第5項 各国・清国居留地の撤廃	124
第6項 「一視同仁」と「民度ノ差」のあいだ	126
第7項 「府制」の発布とその後	128
第6節 居留民団の解散と「自治」の制限	129
第1項 京城府協議会	130
第2項 京城学校組合	132
小結	133
第3章 在朝日本人教育の展開—教育団体の変容を中心に—	135
はじめに	136
第1節 居留地の教育事業	138
第1項 初期の居留民学校	138
第2項 居留民教育の懸案	140
第3項 居留民の請願活動と領事館の対応	142
第2節 統監府期における居留民教育の整備	143
第1項 中等教育機関の設立	144
第2項 居留民学校支援策	145
第3項 教育制度の整備	146
第3節 居留民教育の変容	147
第1項 「内地」を知らない児童の増加	147
第2項 学校組合制度の導入	148
第3項 総督府による教育制度の整備	150
第4項 学校組合への継承をめぐる議論	153
第4節 学校組合の設立と経営	154
第1項 居留民団から学校組合へ	154
第2項 学校組合会の議員構成	155
第3項 学校組合の財政問題	157
小結	159
第4章 朝鮮地誌刊行と在朝日本人の意識体系—「発展史」に着目して—	161
はじめに	162
第1節 郷土史研究における朝鮮地誌の位置	163

第1項 郷土史研究の歴史	163
第2項 朝鮮地誌の性格	164
第3項 朝鮮地誌の執筆者	169
第2節 在朝日本人刊行の発展史	169
第1項 発展史刊行の背景	169
第2項 発展史の構成・内容	171
第3節 発展史記述の特色	173
第1項 朝鮮・朝鮮人の不在	174
第2項 「苦難」・「奮闘」の集団的記憶	175
第3項 創造された「郷土」	176
小結	178
第Ⅱ部 在朝日本人社会と植民地空間	179
第5章 「始政五年記念朝鮮物産共進会」と植民者社会—「武断政治」下における官民共同の催し—	180
はじめに	181
第1節 「始政五年記念朝鮮物産共進会」について	183
第1項 朝鮮物産共進会の計画	183
第2項 景福宮という空間	186
第2節 「文明化」の可視化	187
第1項 視覚化された展示	187
第2項 植民者のまなざし	189
第3節 京城協賛会の人的構成	191
第1項 京城協賛会会員の構成	191
第2項 京城協賛会役員の顔ぶれ	194
第4節 京城協賛会の活動	204
第5節 全国新聞記者団が見た「武断政治」下の朝鮮	206
第1項 全国新聞記者大会の京城開催	206
第2項 記者団の目に映った「半島の真相」	208
第6節 共進会の活用策をめぐる議論	210
第1項 景気改善への希望	210
第2項 「内地」資本の流入と「会社令」	212
小結	213
第6章 植民都市の形成と植民者社会—仁川の築港工事を事例として	215

はじめに.....	216
第1節 一漁村から植民都市へ.....	218
第1項 植民都市仁川の起点.....	218
第2項 居留地の拡張—埋立事業の展開—.....	219
第2節 築港問題の浮上.....	222
第1項 対外貿易港としての仁川.....	222
第2項 居留民社会の形成と築港問題の浮上.....	223
第3項 国家事業としての築港.....	225
第3節 築港工事と植民地空間.....	228
第1項 築港工事の概要.....	228
第2項 築港祝賀会の開催と「植民者意識」.....	230
第3項 「東洋唯一」の二重閘門式船渠の竣工.....	231
第4節 築港工事と仁川の変容.....	232
第1項 仁川経済団体の活動.....	232
第2項 朝鮮人労働者の流入.....	237
小結.....	238
第7章 居留民創建神社の変容と地域社会.....	240
はじめに.....	241
第1節 海を渡った神社.....	243
第1項 初期の居留民神社.....	243
第2項 祀られた神々.....	246
第3項 居留民団期の規則制定.....	253
第2節 「韓国併合」後における制度整備.....	254
第1項 「韓国併合」前後の状況.....	254
第2項 神社制度の整備.....	256
第3項 神社創建の申請状況.....	257
第3節 神社の創建過程—水原神社を事例として.....	265
第1項 水原神社の創建.....	265
第2項 出願者の構成.....	268
第4節 神社と地域社会—仁川の事例.....	270
第1項 仁川大神宮の渡御式.....	270
第2項 仁川大神宮から仁川神社へ.....	271
小結.....	272

終章.....	274
第1節 本論のまとめと結論.....	274
第2節 展望と今後の課題.....	278
参考資料及び文献.....	280

《図目次》

【図 0-1】 朝鮮半島における日本人植民者人口の推移(1876～1944年)	2
【図 1-1】 京城本町の釘本藤二郎本店(1910年頃)	22
【図 1-2】 1925年の人口ピラミット	53
【図 1-3】 朝鮮生まれの出生者数、自然増加人口、移住人口の推移(1906～1938年)	57
【図 2-1】 大邱居留民団役所(1910年代)	90
【図 2-2】 1914年の京城居留民団解散当時の議員	129
【図 3-1】 1899年頃の元山共立小学校校舎	135
【図 4-1】 平壤の初期居留民	161
【図 5-1】 朝鮮物産共進会場内に設置された養殖池を眺める観覧客	180
【図 5-2】 朝鮮物産共進会開場当日の光化門前広場の様子	184
【図 5-3】 審勢館の内部	188
【図 5-4】 京城協賛会運営の演芸館	205
【図 6-1】 仁川港の閘門と閘門扉(1917年11月12日撮影)	215
【図 6-2】 1908年頃の仁川港	221
【図 6-3】 仁川築港の平面図	229
【図 7-1】 1910年代の仁川太(大)神宮	240
【図 7-2】 水原神社の神殿図	266

《表目次》

【表 1-1】 朝鮮半島における日本人居留地の設定.....	24
【表 1-2】 朝鮮半島における植民地都市の類型.....	31
【表 1-3】 在朝日本人人口統計の再集計(1877年～1905年)	32
【表 1-4】 1888年～1890年における在留目的別の居留民人口	35
【表 1-5】 1901年末における居留民人口	36
【表 1-6】 1904年6月末の京城領事官管内における居留民人口	39
【表 1-7】 1905年末における京城領事館管内の居留民人口	40
【表 1-8】 1907・1908年における理事庁管内の居留民人口	41
【表 1-9】 1907年～1908年における大邱理事庁管内の居留民人口.....	42
【表 1-10】 1915年末における日本人人口1,000人以上の地域.....	43
【表 1-11】 1925年末における朝鮮全体の人口(朝鮮人・日本人人口比率).....	45
【表 1-12】 1925年末における日本人人口500人以上の市街地	51
【表 1-13】 年齢別の男女比率(1925年)	54
【表 1-14】 男性人口の比率が高い地域.....	54
【表 1-15】 在朝日本人の自然増加人口と流入人口(1906～1938年).....	55
【表 1-16】 1888年末における釜山居留民の出身地・居留目的別の人口	57
【表 1-17】 1895年の仁川居留民の出身地・族籍別人口	60
【表 1-18】 1898年末における木浦居留民の出身地・族籍別人口	61
【表 1-19】 1893年における釜山の流出入人口.....	63
【表 1-20】 1894年の元山への来港者統計	63
【表 1-21】 1897年・1898年の木浦の来航者・出生者	63
【表 1-22】 「併合」前後における居留民の本籍別人口(朝鮮全体・京城)	66
【表 1-23】 1925年における本籍別の日本人人口	67
【表 1-24】 民間の有力人物の学歴	69
【表 1-25】 仁川開港時の渡航者の履歴(開港から1908年まで)	71
【表 1-26】 1894～1895年における京城居留民の営業種別人口	73
【表 1-27】 1896年における仁川居留民の職業構成	74
【表 1-28】 1904年6月末における京城居留民の職業	76
【表 1-29】 1904年8月における大邱居留民の職業.....	76
【表 1-30】 1908年末における各理事庁管区内の職業別人口(本業者数)	77
【表 1-31】 1907年・1910年における日本人の職業構成(朝鮮全土・京城)	80
【表 1-32】 朝鮮総督府の大項目による職業構成(1917・1921年・1925年).....	81

【表 1-33】 1925年の日本人・朝鮮人の職業構成	81
【表 1-34】 東洋拓殖移民の推移(1910～1924年)	83
【表 1-35】 1922年末における移住漁村(戸数50以上の漁村)	83
【表 1-36】 在朝日本人学校の状況(1907年～1925年)	85
【表 1-37】 民族別の労働賃金(1907年・1912年・1919年)	86
【表 1-38】 1912～1925年における電話加入率	87
【表 1-39】 1910～1925年における郵便貯金の状況(単位は円)	88
【表 2-1】 「居留地規則」と「町村制」の比較	96
【表 2-2】 1903年10月頃の居留地規則	97
【表 2-3】 京城居留民役所の決算表(1902年・1903年)	100
【表 2-4】 1906年末における居留民団体の状況	106
【表 2-5】 居留民団成立以降の韓国各地における日本人居留民団の状況(設立順)	109
【表 2-6】 1904年～1906年の京城居留民会議員当選者	110
【表 2-7】 1908年10月京城居留民団議員当選者(得点順)	113
【表 2-8】 1913年1月の京城居留民団議員当選者	123
【表 2-9】 1914年の京城府協議会委員	131
【表 2-10】 1914年6月の京城学校組合会議員当選者	133
【表 3-1】 1903年における居留民学校の状況	139
【表 3-2】 「韓国併合」前後における京畿道内の居留民団体の状況	150
【表 3-3】 京城居留民団の予算、歳出の部(1911～1913年)	152
【表 3-4】 1920年の京城学校組合議員	156
【表 3-5】 京城学校組合の1918年度予算表	158
【表 4-1】 在朝日本人による朝鮮地誌の刊行(明治期～大正期)	167
【表 4-2】 『金泉発展誌』の構成内容	171
【表 5-1】 京城協賛会の名誉・特別有功会員	192
【表 5-2】 京城協賛会役員の実績	194
【表 6-1】 1916年の仁川商業会議所役員	234
【表 7-1】 「韓国併合」以前における居留民創建神社	248
【表 7-2】 『朝鮮総督府統計年報』の1910年版における神社統計	255
【表 7-3】 「神社規則」発布後の神社創建の状況(1915～1919年)	258
【表 7-4】 水原神社創建申請に対する京畿道の報告書	267
【表 7-5】 水原神社の日本人出願者の経歴	269

《凡例》

一、年号は引用資料を除き、概ね西暦で統一したが、元号を併記した場合もある。

二、読みやすさを考慮し、ルビ・読点・句読点を付け加えた場合がある。漢字の表記は、史料の引用を除いては概ね常用漢字に統一した。

三、国号・地名に関しては、朝鮮王朝時代は「朝鮮」、大韓帝国期(1897～1910年)は「韓国」、1910年8月29日勅令第318号による朝鮮への改称以来は「朝鮮」と記す。また、地理的呼称は「朝鮮」で統一した。なお、「韓国人」「朝鮮人」の使用も同様の基準に従った。ただし、序章などの「韓国学界」における韓国は現在の大韓民国を指す。

四、現在の韓国ソウル地域を指す地名として、「韓国併合」以前は「漢城」と表記し、1910年の改称以降は「京城」と記す。また、開港期から終戦以前の地理的呼称としては「京城」に統一した。

五、「在朝日本人」という用語は、繁雑を避けるため、初回の使用を除き、括弧は省略した。

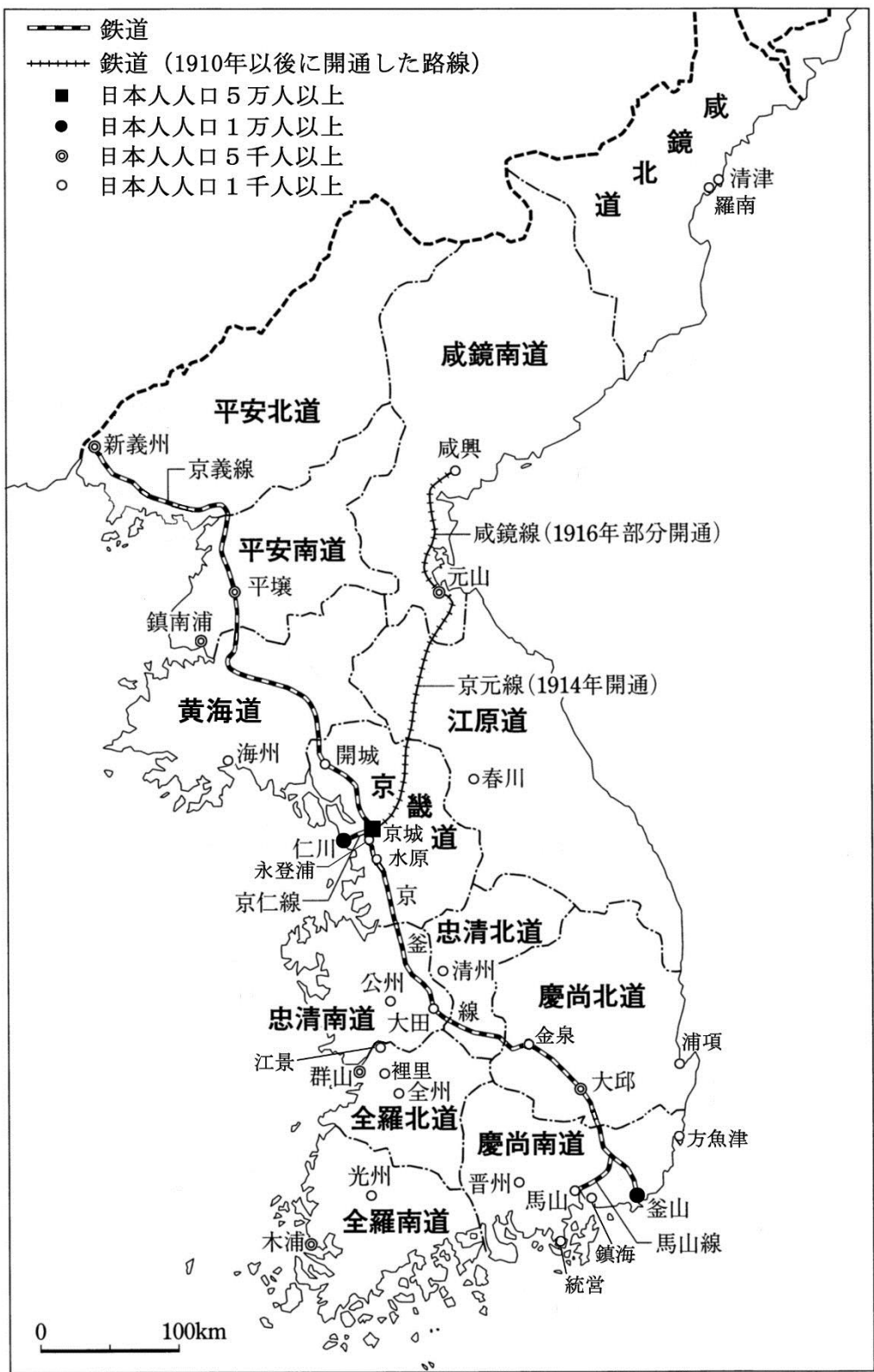
六、引用文における「鮮人」「ヨボ」「渡鮮」などの不適切な用語も、歴史資料的意味に鑑み、そのままにした。「韓国併合」を「併合」と省略し表記した場合がある。

七、資料において読解不能な字は□をもって、中略は「……」で表した。

八、引用文中の[]は、引用者注を示す。傍点については原文のままなのか筆者によるものかを個別に明記した。

九、原資料の数値に誤謬がある場合でも、原文のまま表記した。統計表の数値は、原則として四捨五入した。

《朝鮮半島における日本人集団居住地(1915年頃)》



注 月脚達彦『朝鮮開化思想とナショナリズム』東京大学出版会、2009年の朝鮮地図を基に作成した。人口は、『朝鮮総督府統計年報』1915年度版による(【表 1-10】を参照)。

序章

第1節 「在朝日本人」の歴史

本研究は、植民地期を前後して朝鮮半島に形成されていた日本人植民者社会を歴史学的な観点から考察したものである。いわゆる「在朝日本人」の歴史は、「日朝修好条規」の締結による釜山の開港に遡る。続いて元山・仁川に専管居留地が設置されると朝鮮への渡航者が増えた。そのほとんどは、地理的に近い九州・中国地方の出身者であった。日清・日露戦争の両役をきっかけに朝鮮の事情が紹介されると、渡航者はさらに増え、居留地域も専管居留地に留まらず、居留地の外部や内陸部へ拡散していった。そして、日露戦争後における大韓帝国の保護国化と統監府の設置は、居留民のさらなる増加を促す要因となった。これに加え、「韓国併合」は居留民の意識に影響をもたらし、定住・定着意識が広まった。

その後、3・1運動の影響を受け、日本からの移住者が一時的に減る時期もあったものの、その後再び増加グラフを描いた。1920年代半ばに至ると、朝鮮生まれの二世が社会に登場しはじめ、日本人社会の構成や社会様態にも変化が生じていた。日本からの流入人口に頼らず、朝鮮出生者の二世・三世によって人口が増加する様態をみせていた。終戦直前の1944年の総督府統計によると、人口は約71万人であった。これらの日本人は終戦後に米ソ当局の占領方針に影響されながら、1945年から1946年にかけて日本へ送還された。かくして、終戦後の引揚げとともに在朝日本人の歴史はその幕を閉じた。

以上のように、朝鮮半島における日本の影響力とともに形成・成長した在朝日本人の歴史は、戦後の強制送還によって消滅した植民者集団の歴史に他ならなかった。

一方、歴史学的な観点から、約70年に及ぶ在朝日本人の歴史を時期区分するのは容易ではない。彼らは日韓の両国に跨る存在として、両方の政治変動から影響を受けていたからである。例えば、在朝日本人の第一世代は、幕末・明治時代に生まれ、明治という変革の時代、帝国日本の勃興、日清・日露戦争を経験した人々でありながらも、朝鮮へ渡航してからは朝鮮王朝末期の混乱、大韓帝国期における政治変動、保護国化と統監府の設置、「韓国併合」後の植民地支配を経験した存在である。このような在朝日本人の特性を鑑み、本稿では政治変動による時期区分の方法をとらず、植民者集団の形成と変容という観点から人口推移、定住・定着意識の発現、二世人口の社会進出、社会様態の転換に注目し、時期区分した。ただし、大まかな時期区分であり、その節目は重なる場合もある。その根拠となる人口推移・社会様態の変化に関しては、第1章で後述する。

第一期(開港期): 釜山の開港から日清戦争期まで

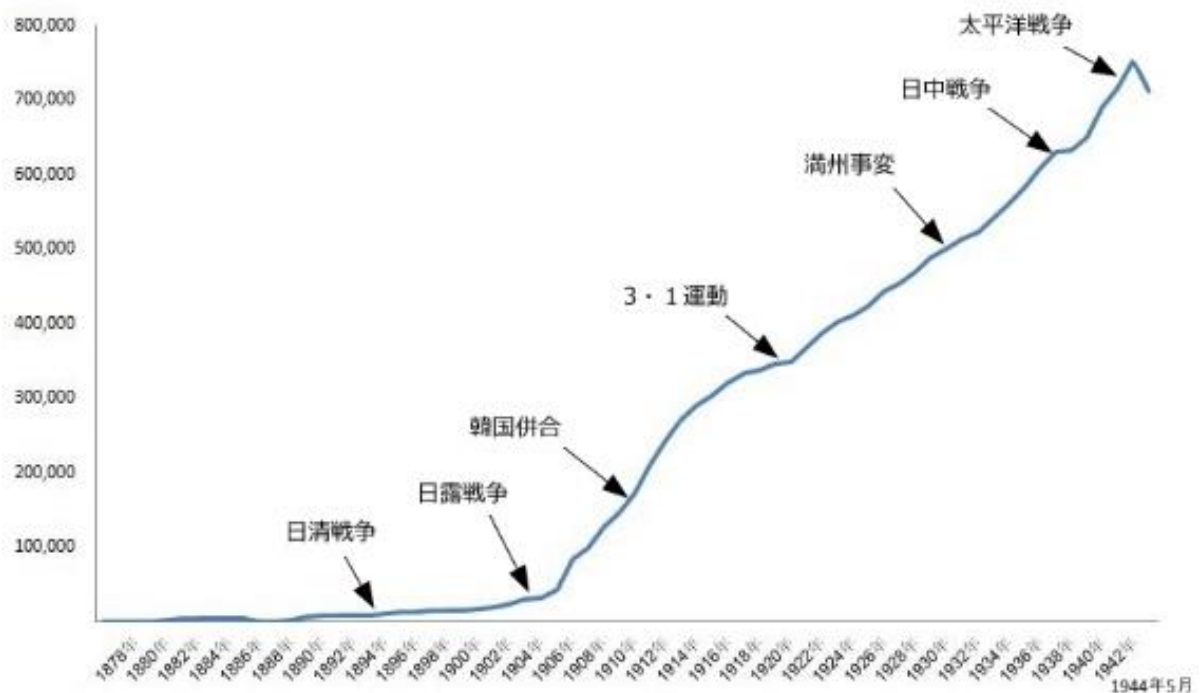
第二期(形成期): 日清戦争期から日露戦争期まで

- 第三期(定住期)：日露戦争期から1920年代半ばまで
- 第四期(成長期)：1920年代半ばから日中戦争期まで
- 第五期(戦時期)：日中戦争期から1945年の終戦まで
- 第六期(引揚期)：1945年の終戦から引揚事業がほぼ終了する1946年末まで

では、【図 0-1】の人口推移を参照しながら、在朝日本人の歴史を概観しよう。第一期の開港期は、釜山の開港から日清戦争期までの時期である。この時期には釜山・仁川の居留地を中心に居留民人口が徐々に増えており、朝鮮との対外貿易を担っていた対馬出身者をはじめ、海外渡航の経験がある長崎県人が多数を占めていた。

第二期の形成期は、日清戦争期から日露戦争期までである。日清戦争期に1万人を越えた居留民人口は、日露戦争期に5万人に達する。戦場となった朝鮮への関心が高まり、朝鮮事情書・渡航案内書が数多く出版され、朝鮮への渡航を促していた。この時期の人口増加は、戦争特需を狙った商人・労働者の移動という特徴があったが、明治維新後の社会変動の潮流に乗れず、新天地朝鮮での成功をめざした人々のなかでは一攫千金を夢見る人も少なくなかった。

第三期の定住期は、日露戦争での日本の勝利による韓国の保護国への転落以降、1920年代半ばに至る時期である。「併合」時に17万人であった人口は、1920年代半ばに至ると40万人へ増加していた。なかんずく、大韓帝



【図 0-1】 朝鮮半島における日本人植民者人口の推移(1876～1944年)

国の保護国化と統監府の設置は、朝鮮半島における日本の影響力を確固たるものとし、日本人は開港場の居留地と内陸の雑居地を問わず、実質どこにでも居住できるようになった。このような状況と連動し、居留民の居住様態や意識にも変化がみられ、出稼ぎを目的とした一時的な居住から定住へと変容した。植民者社会の形成段階において、定住・定着意識の芽生えは重要なメルクマールである。

第四期の成長期は、1920年代半ばから日中戦争期までである。人口増加において流入人口の割合が減っており、朝鮮生まれの人口が増えつつあった。1930年代に至ると、日本人人口は50万～60万人に達していた。朝鮮生まれの二世が社会に台頭することによって、社会様態にも変化が起きていた。こうしたハイブリット的な階層の登場によって在朝日本人の社会・文化もダイナミックに変容していく。帝国議会への参政権要求論に代表されるように、帝国日本の一地域である朝鮮に居住する「内地人」として、その権利享有を強く意識するようになっていた。

第五期の戦時期は、日中戦争期から終戦までの時期である。日中戦争期には依然として人口は増加傾向を見せていたが、太平洋戦争期に至っては徴兵や日本への引揚げなどの影響で人口は減少する。1944年の総督府統計によると、日本人人口は約71万人に達していたが、これに軍人を含めると終戦直後に少なくとも約94万人の朝鮮半島に滞在していたとみられる⁽¹⁾。社会様態からみると、「内鮮融和」「内鮮一体」というスローガンの下で、戦争協力が強い時期である。第六期の引揚げ期は、終戦から引揚事業がほぼ終了する1946年末までの時期である。終戦後の在朝日本人人口は、軍人の復員や満洲からの避難民という要素が加わり、正確に把握することは難しい。引揚者援護支援を行った厚生省援護局の統計によると、約92万人の朝鮮半島からの引揚者が確認できる⁽²⁾。この統計には、終戦直後における密航者は含まれていない。

終戦後に38度線を境界にアメリカ軍とソ連軍が駐屯し、朝鮮半島は政治的に南北に分断されていた。アメリカ軍は日本人の送還に積極的だったが、ソ連軍は日本人の移動は禁止し、抑留する方針をとっていた。南朝鮮において軍人・軍属と民間人の引揚げは1946年の2月にまでにほぼ終了するが、北朝鮮では食料不足による栄養失調や伝染病により多くの犠牲者を出した。

以上の六つの時期は、朝鮮生まれ二世の台頭がその区切りとして、大きく前期(第一期から第三期)と、後期

⁽¹⁾ 1944年5月の朝鮮総督府の統計によると、日本人人口は712,583人である。ただし、軍人は含まれていないとみられる。終戦時の朝鮮軍の兵力は約23万人と推定されるが、これは上月良夫(終戦時に朝鮮軍管区司令官兼第17方面軍司令官)の数値を根拠としている。李淵植「朝鮮半島における日本人送還政策と実態—南北朝鮮の地域差を中心に」(蘭信三編『帝国以後の人の移動—ポストコロニアリズムとグローバリズムの交錯点』勉誠出版、2013年)、166頁。森田芳夫・長田かな子編『朝鮮終戦の記録』資料編第1巻、巖南堂書店、1979年。

⁽²⁾ 引揚者援護支援を行った厚生省援護局の統計によると、朝鮮半島からの引揚者数は、南朝鮮から596,454人、北朝鮮から322,585人、計919,039人である。この数値には軍人と「満洲」からの避難民が含まれている。厚生省援護局庶務課記録係『引揚援護の記録』続々編、1963年、417頁。

(第四期から第六期)に分類できる。本稿は、二世が社会に登場する前の開港期から定住期までの期間を研究対象としている。この時期に着目する理由は、先行研究の状況や問題意識と関連している。研究状況については後述することにし、問題意識について概略的に述べておくと、この時期に植民者集団が形成され、「植民者意識」といえる意識体系が構築されていたと考えるからである。

ここで、現在日韓の学界において共有されている「在朝日本人」という用語について触れておこう(以下、括弧を省略す)。在朝日本人という用語は、両国の学界においてある程度定着しており、概ね適切であると考えられる。しかしながら、在朝日本人という用語にはいくつか問題をはらんでいる。在朝日本人の使用は、1970年代の日本の歴史学界に遡るが⁽³⁾、その発想自体は、在朝日本人と表裏的な関係をなす在日朝鮮人と類似しており、文字通りに解釈すると朝鮮に居住する日本人を意味する。終戦の引揚げとともに消滅した植民者集団であるにもかかわらず、戦後にその歴史が続いている在日朝鮮人と同様な表記がされるのはいささか不思議である。

また、在朝日本人という用語には重要な要素が欠けている。宗主国から植民地へ移住した植民者集団を指しながらも、植民という移住形態が明確に表れていないという点である。この点に関して、在朝日本人二世の村松武司は、「わたしたちは、歴史的に「植民者」以外の何者でもなかった」と述べたが、これは、戦後日本において植民者としての無自覚に対する最初の問題提起であった⁽⁴⁾。村松は、祖父の植民地での経験は植民者の人生にはほかならなかったと捉え直し、祖父の無自覚に批判を加えたのである。

こうした戦後日本における在朝日本人の使用は、元在朝日本人の意識、彼らに対する日本社会の意識とも関連している。戦後、元在朝日本人が引揚げ者と呼ばれたことに対し、村松は「それは被害者と同義語であった」と的確に指摘しているように、植民地からの引揚げ者は社会的に被害者とみなされていた⁽⁵⁾。戦後の日本社会において、このような被害者への立場の転換は無批判に容認されたわけであるが、在朝日本人という用語にも類似したメカニズムが働いていると考えられる。このような意味において、植民者としての無自覚に加え、戦後日本における植民地支配に対する認識の希薄の産物として、在朝日本人という用語をみることもできよう。在朝日本人という用語をめぐる戦後日本人の意識問題は、すでに認識されており、「在朝日本人植民者」と表記する試みもあった⁽⁶⁾。また、「植民地朝鮮の日本人」「朝鮮在住日本人」などと表記され、その意図は明示されていないものの、在朝日

⁽³⁾ 「在朝日本人」の使用は1970年代半ばの文献で確認される。姜在彦「在日朝鮮人の六五年」(『季刊三千里』通巻8号、三千里社、1976年11月)、23頁。美藤遼「日本仏教の朝鮮布教」(『季刊三千里』通巻15号、三千里社、1978年8月、117～124頁。「在朝日本人にとっての一五年戦争」(『季刊三千里』通巻31号、三千里社、1982年、110～124頁。

⁽⁴⁾ 村松武司『朝鮮植民者—ある明治人の生涯』三省堂、1972年、244頁。

⁽⁵⁾ 村松武司、同上、108頁。尹健次『孤絶の歴史意識—日本国家と日本人』岩波書店、1990年、45頁。

⁽⁶⁾ 「在朝日本人植民者」との表記は、尹健次、同上。木村健二「在朝鮮日本人植民者の「サクセス・ストーリー」(『歴史評論』第625号、校倉書房、2002年5月)にみられる。

本人という用語が回避される場合もあった⁽⁷⁾。以上の点に留意し、本稿では、植民者としての性格をより明確に表すために、「植民者」又は「植民者社会」を随時使用する。

本稿では、在朝日本人がもっているこれらの問題を意識しながらも、これを歴史用語として使用する。その理由としてまず挙げられるのは、歴史用語として定着している現状の尊重である。在朝日本人は、現在日韓両国の歴史学界において共有されている用語であり、適切な代案がないのも現状である。無闇に代案を提示するよりも、本稿では在朝日本人の定義を出来る限り明確に提示することに努めたい。

在朝日本人の定義に関して、研究者の間に共通認識が存在するわけではなく、広義と狭義の定義が混用されるなど、恣意的に使用されている。広義の概念では、植民地官僚、警察、軍人の統治権力側と民衆側の日本人社会を含む意味で使用されるが、政治学の研究においては植民地統治権力と対峙する民衆側を指す傾向がある。研究分野によっては研究対象が明示されず、その定義にズレが生ずる場合もみられる。この状況を踏まえ、本稿では在朝日本人の定義について、植民地統治権力側と移住者の民衆側を含む広義の用語として捉えており、「釜山の開港から、戦後の引揚げまで、ある程度長期的に朝鮮半島に居住していた日本人」と定義する。釜山の開港以降を対象としているため、それ以前に釜山の倭館に居留していた対馬藩人は含まない。また、定住意思の有無は問わない。初期開港場に移住した日本人には一時滞在又は出稼ぎの意識が強かったが、朝鮮半島で日本の影響力が拡大していくにつれ、その居留意識は徐々に定住へと傾斜していったからである。滞在期間を「ある程度長期」と規定しており、一定期間の勤務を経て日本に戻った官僚・教員は含むが、観光・視察などの目的による比較的短期間の滞在は含まない⁽⁸⁾。

本稿では、植民地統治権力と民衆側を含む広義の定義を採用しているものの、議論の多くは民衆側の動向にその焦点を当てている。後述するように、本稿は在朝日本人の民衆社会としての独自性、その意識体系の形成に着目しており、その解明に紙面を割いている。ただし、植民地統治権力と民衆側の境界は必ずしも明確ではなく、在朝日本人は朝鮮人との関係では支配民族でありながらも、民衆側の日本人は朝鮮人と同様に支配される側に属していた。このようなアンビバレントな性質は、在朝日本人社会を描く上で重要なポイントである。この理由から、本文における居留民社会・日本人社会は、断りのない限り、民衆側の日本人社会を指すことを、予め断っておきたい。

⁽⁷⁾ 高崎宗司『植民地朝鮮の日本人』岩波新書、2002年。李昇燁「植民地の「政治空間」と朝鮮在住日本人社会」京都大学大学院博士論文、2007年。松本武祝「解説：植民地朝鮮農村に生きた日本人」（『東洋文化研究』第10号、学習院大学東洋文化研究所、2008年）など。

⁽⁸⁾ この定義に関し、在朝日本人と表裏の関係にある在日朝鮮人研究を参照した。外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究—形成・構造・変容』緑蔭書房、2004年、3～4頁。

第2節 研究史の整理

本稿の問題意識と課題設定は、これまでの研究成果に対する検討を通して導かれている。以下では、日韓両国における在朝日本人研究を1990年代までと、近年の研究に分類し、その研究動向や論点について論じることにしたい。なお、個々の研究については本論の各章で取り上げることとし、ここでは包括的な研究にしぼって論じる。

まず、日本側の研究は、在朝日本人出身者又は朝鮮史研究者によって行われた⁽⁹⁾。1960年代における森田芳夫の研究は、戦後の引揚げ研究の主要な成果として挙げられる⁽¹⁰⁾。朝鮮で育ち京城帝国大学文学部で歴史学を専行した森田は、京城日本人世話会会長の穂積真六郎の秘書として抜擢され、膨大な関連記録を残した。直接携わった当事者による記録として、研究書と資料集は確固たる地位を占めている。他方、馬山で生まれた旗田巍は、明治維新以来の日本人の朝鮮認識に着目し、朝鮮での体験やその反省から、日本における朝鮮統治美化論・停滞論を批判的に捉えた朝鮮史研究者である⁽¹¹⁾。日本における「ゆがめられた朝鮮史像」に拘り、対抗してきた彼の原動力は、まさしく朝鮮での体験にあるといえよう。

1970年代に梶村秀樹は、「近代100年の日本庶民の生活史のなかで、朝鮮をはじめとする植民地でのそれは、研究者がまったく避けて通ってきた領域である」と述べ⁽¹²⁾、在朝日本人史の欠落を指摘した。日本人の横暴な振る舞いを批判的に捉えながら、敗戦によって経験した引揚げという苦労が戦後における旧植民地認識の骨格となり、被害者意識を形成したと論じた。梶村の「一旗組の生きざま」「冒険者の荒稼ぎ」といった在朝日本人像は、その後の研究にも影響を及ぼした⁽¹³⁾。

1980年代は、在朝日本人が一つの研究テーマとして認識される時期であった。在朝日本人という用語が幅広く使われるようになるのも、この時期である。木村健二の『在朝日本人の社会史』(1989年刊行)は、在朝日本人に関する最初の体系的な研究書として位置づけられる⁽¹⁴⁾。これは、植民地期の朝鮮史研究において民族運動史が

⁽⁹⁾ 1960～1980年代の文献は、園部裕之編『日本人の朝鮮認識に関する研究文献目録』緑蔭書房、1996年における目録を参照。

⁽¹⁰⁾ 森田芳夫『朝鮮終戦の記録—米ソ両軍の進駐と日本人の引揚げ』巖南堂書店、1964年。森田芳夫・長田かな子編『朝鮮終戦の記録』資料編第1～3巻、巖南堂書店、1979年。

⁽¹¹⁾ 旗田巍『日本人の朝鮮観』勁草書房、1969年。旗田巍編『シンポジウム・日本と朝鮮』勁草書房、1969年。

⁽¹²⁾ 梶村秀樹「植民地と日本人」(『日本生活史8—生活の中の国家』河出書房新社、1974年)、80頁。

⁽¹³⁾ 同上、82・85頁。及び梶村秀樹「植民地での日本人」(金原左門編『地方文化の日本史9 地方デモクラシーと戦争』文一総合出版、1978年)。以上は、梶村秀樹著作集刊行委員会・編集委員会編『梶村秀樹著作集』第1巻、明石書店、1992年に所収されている。

⁽¹⁴⁾ 木村健二『在朝日本人の社会史』未来社、1989年。

主流を占めるなかで、注目すべき研究成果であった。木村は、開港期から併合前後までの時期を対象に、日本人の朝鮮移住の社会的・経済的背景、居留民団・商業会議所の活動、在朝日本人のジャーナリズムについて考察した。この他、木村は朝鮮・中国における日本居留民社会の比較、近代日本の植民・移民活動の相違、在朝日本人社会における中間層の存在、生活様態を考察するなど重要な論点を提示した⁽¹⁵⁾。

冷戦が終焉を迎えた1990年代は、植民地期研究が活性化した時期であった。経済史中心の植民地研究にも変化がみられ、政治史・社会史・文化史の領域へ関心が拡大した。その結果として、戦後1990年代までの植民地研究の集大成ともいえる『岩波講座近代日本と植民地』シリーズが刊行された。そのうち、第5巻は「帝国日本と植民地間の人的移動」をテーマとしており、日本帝国の特徴として、軍人・資本家の侵略と、大量の移民が植民地支配を底辺で支えていた点が確認された。個別研究として、日清戦争における在朝日本人の協力、朝鮮・中国における日本人居留地の比較などがなされた⁽¹⁶⁾。

一方、戦後の韓国において在朝日本人研究は異なる視点から出発していた。1970～80年代の韓国の歴史学界において、植民地史観の克服は重要課題と設定されており、植民地収奪論や内発的発展論が主流を占めていた。このような潮流のなかで、植民地期研究は被支配民の朝鮮人が受けた抑圧や差別、それに対する抵抗を明らかにすることに焦点が置かれていた。日本人は侵略者として断片的に記述される傾向が強く、植民地統治権力とほぼ同一視されていた。

在朝日本人を主な研究対象としていないが、1970年代の韓国における研究動向として開港場研究が挙げられる⁽¹⁷⁾。これらの研究は、開港場を分析対象に、日本の朝鮮半島への侵略過程を明らかにすることに研究目的があった⁽¹⁸⁾。1980年代に孫禎睦は、都市社会学的な問題意識から開港による朝鮮社会の変化に着目し、開港場・開市場の設置過程、日本人の進出過程、朝鮮社会に与えた影響を考察した。日本人居住地の拡散、土地侵奪の過程、朝鮮人が受けた被害が主に取り上げられ、日本人居留民を侵略の尖兵として位置づける傾向があった。その後、孫は植民地期における都市化過程、社会変化、都市計画を考察しているが、研究視角は依然として侵

⁽¹⁵⁾ 木村健二「近代日本の移民・植民活動と中間層」(『歴史学研究』613号、1990年11月)。同「朝鮮居留地における日本人の生活態様」『一橋論叢』第115-2号、1996年。同「朝鮮進出日本人の営業ネットワーク—亀谷愛介商店を事例として」(杉山伸也・リンダ・グローブ編『近代アジアの流通ネットワーク』創文社、1999年)。

⁽¹⁶⁾ 木村健二「在外居留民の社会活動」及び高崎宗司「在朝日本人と日清戦争」(大江志乃夫ほか編『岩波講座近代日本と植民地』第5巻、岩波書店、1993年)。

⁽¹⁷⁾ 金義煥『釜山近代 都市形成史研究: 日人居留지가 미친 影響을 中心으로』研文出版社、1973年。李鉉淙『韓国開港場研究』一潮閣、1975年。

⁽¹⁸⁾ 孫禎睦『韓国開港期都市変化過程研究—開港場・開市場・租界・居留地』一志社、1982年。同『韓国開港期—都市社会経済史研究』一志社、1982年。

略過程を明らかにすることにあつた⁽¹⁹⁾。概して、韓国側の研究は、日本人社会の活動を侵略の観点から固定的に捉える向きが強かった。植民地統治に対抗した朝鮮人の民族運動が重視されるなかで、植民地統治権力と在朝日本人社会は侵略の主体として同一視されていた。

以上、1990年代までの日韓の学界における研究動向を整理してきたが、そこには共通点・相違点がみられる。両方とも植民地化の過程における在朝日本人の活動を批判的に捉える観点がある一方、韓国では在朝日本人は侵略の担い手としてステレオタイプ的に捉えられる傾向が強かった反面、日本では帝国史研究が活発になるなかで、日本と植民地との間における人口移動、日本人の植民地での活動に関心が向けられていた。

2000年代にはいり、在朝日本人研究は多様化している。歴史学をはじめ、社会学、文化人類学、都市建築学など多くの学問分野に広がっており、その分析方法は個別化、細分化する傾向にある。それらをテーマ別に分類すると、大きく五つに分類できる。

一つ目は、在朝日本人団体に関する研究である。その始まりは、居留地内の共同事務を行っていた世話掛り・総代の存在にさかのぼることができる。初期には、行政事務を行う町村役場的な存在でありながらも、相互扶助や相互規制の機能をも果していたとみられる。また、居留民の間における利害調整と便益を図る商業会議所が設立された。この他にも、県人会、同業組合、教育会、朝鮮研究会、在郷軍人会、愛国婦人会朝鮮支部などが組織された。総統府の方針に迎合した半官団体から、私的な団体までその性格は多様であった。

これらの団体に関する研究は、なかならず商業会議所を含む経済団体の活動が主な分析対象となっている⁽²⁰⁾。この傾向は、在外居留地・居留民に関する研究が植民地経済史的分析から始まったためであり、商業会議所とその構成員の動向分析に集中している⁽²¹⁾。経済団体に加え、その関心が「同化」・教化団体へと広がっており、朝鮮人と共同で設立された「内鮮融和」「内鮮一体」団体の活動が明らかになりつつある⁽²²⁾。また、戦後に引揚げを

⁽¹⁹⁾ 孫禎陸『日帝強占期都市計画研究』一志社、1992年。同『日帝強占期都市社会相研究』一志社、1996年。同『日帝強占期都市計画化過程研究』一志社、1996年。

⁽²⁰⁾ 商業会議所に関しては、木村健二「朝鮮における商業会議所連合会の決議事項—清津商工会議所を中心として」(波形昭一編『近代アジアの日本人経済団体』、同文館、1997年)。同「朝鮮における経済統制の進行と経済団体」(木村健二・柳沢遊編『戦時下アジアの日本経済団体』日本経済評論社、2004年)。同「釜山への日本人の進出と経済団体」(木村健二・坂本悠一『近代植民地都市釜山』九州大学社会文化研究所叢書第5号、桜井書店、2007年)。全盛賢『일제시기 조선 상업회의소 연구』선인、2011年。

⁽²¹⁾ 坂口満宏「在外居留地・居留民研究の現在」(京都女子大学東洋史研究室編『東アジア海洋域圏の史的研究』京都女子大学研究叢刊39、2003年)、368頁。

⁽²²⁾ 内田じゅん「植民地朝鮮における同化政策と在朝日本人—同民会を事例として」(『朝鮮史研究会論文集』第41集、2003年)。우치다준(内田じゅん)「총력전 시기 재조선 일본인의 ‘내선일체’ 정책에 대한 협력」(『亜細亜研究』第51卷1号、고려대학교 아세아문제연구소、2008年3月)。広瀬玲子「植民地朝鮮における愛国婦人会—1930年代を中心に」(『北海道情報大学紀要』第22卷第2号、2011年3月)。

援助する団体として設立された世話会の活動も注目されている⁽²³⁾。

こうした団体の活動やその内部における議論へのアプローチは、日本人社会の懸案、植民地権力との関係、支配政策に及ぼした影響を論じるのに有効である。本稿でも、同様の観点から居留民「自治」団体、教育団体、博覧会協賛団体の活動を取り上げている。

二つ目は、都市史・地域史分野の研究である。開港場から都市へと成長した釜山、政治・経済の中心地である京城に関する研究が挙げられる⁽²⁴⁾。一般的に植民地都市は、「植民地化の過程で宗主国によって植えつけられた都市」と定義される。定義については第6章で詳述することにし、ここでは「植民地都市」を使用する(以下、括弧は省略す)。周知の通り、韓国の大都市の多くは、植民地都市にその起原を持っている。とくに釜山・仁川は、日本人の移住によって建設された典型的な植民地都市である。このほか、鉄道敷設工事による人口流入によって建設された大田・新義州や、広義には日本人と朝鮮人の居住空間が並存していた二重都市のソウルも植民地都市の例である。このように韓国における植民地都市の建設過程は、在朝日本人の活動と密接に関わっており、このことから、近年都市史・地域史の領域において在朝日本人への関心が高まっている。本稿の第6章でも1910年代における仁川の築港工事を事例として取り上げ、植民地都市の形成と植民者社会の関係性を考察している。

三つ目に、植民地支配政策に直接関わった総督府官僚に関する研究である。1925年の総督府統計によると、日本人のもっとも多い職業群は公務・自由業群であった。そのなかでも公務を行なう植民地官僚に関する研究は厚みを増しており、官僚制度や彼らの植民地統治観が主な論点になっている。警察、教員に関する研究成果も蓄積されており⁽²⁵⁾、植民地支配の担い手として、またこれとは異なる役割が考察されている⁽²⁶⁾。

四つ目に、在朝日本人個人を対象とした人物研究である。研究対象は、実業家、言論人、学者、教員など多様である。代表的な研究者である崔惠珠は、文献を残した釈尾春苜・青柳綱太郎を中心に彼らの移住経緯や朝鮮での活動、植民地統治観、朝鮮・朝鮮人観を考察している⁽²⁷⁾。旗田巍の思想の変容を追跡研究もこれに属する。旗田が朝鮮史研究者として成長するようになった背景、朝鮮での体験、在朝日本人2世としてのアイデンティ

⁽²³⁾ 永島広紀「朝鮮半島からの引揚と「日本人世話会」の救護活動」(増田弘編『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』慶應義塾大学出版会、2012年)。

⁽²⁴⁾ 木村健二・坂本悠一『近代植民地都市釜山』九州大学社会文化研究所叢書第5号、桜井書店、2007年。洪淳權ほか編『부산의 도시형성과 일본인』선인、2008年。洪淳權『근대도시와 지방권력』선인、2010年。金白永『지배와 공간: 식민지도시 경성과 제국 일본』문학과지성사、2009年。

⁽²⁵⁾ 松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察: 一九〇五～一九四五年』校倉書房、2009年。山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集团と植民地支配』九州大学出版会、2011年。

⁽²⁶⁾ 松田利彦「朝鮮における植民地官僚—研究の現状と課題—」(松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』思文閣出版、2009年)。

⁽²⁷⁾ 崔惠珠『근대 재조선 일본인의 한국사 왜곡과 식민지통치론』景仁文化社、2010年。

ティの変容が注目されている⁽²⁸⁾。以上のように、人物に関する研究は、植民者としての自我認識とアイデンティティ、朝鮮に対する他者認識を分析するのに有効なアプローチである。

最後に、在朝日本人の引揚げ研究が挙げられる。近年、戦後日本における加害者意識の欠如などの「記憶」問題と関連して、引揚げ研究が重要なテーマとして取り上げられている⁽²⁹⁾。朝鮮半島からの日本人の送還問題は、米ソの占領政策や朝鮮の新国家建設の動きなどを含め、一般社会における日本人追放の圧力と密接に連動していた⁽³⁰⁾。南朝鮮では1945年冬から1946年にかけて一括・計画の送還が実施されたが、北朝鮮では移動禁止・抑留の方針が採られており、その実状には地域差が存在した⁽³¹⁾。しかしながら、資料の制約から南朝鮮が研究対象となっており、北朝鮮における引揚げの実態についてはまだ不明な部分が少ない。

以上のように、2000年代以降における在朝日本人研究は飛躍的に数を増している。社会史・文化史領域の植民地期研究が厚みを増しているなか、在朝日本人研究も多様化・細分化しており、国際的に議論が広がるなかで、今後進展が期待されている。では、次はとりわけ民衆側の在朝日本人社会に着目した近年の研究動向について述べる。

高崎宗司の『植民地朝鮮の日本人』は、開港期から戦後の引揚げまでを通史的に捉えた最初の成果として評価できる⁽³²⁾。高崎は、日本による植民地支配は官吏・軍人たちによってのみ行われたわけではなく、「草の根の侵略」によって支えられていたと強調している。侵略の民衆として在朝日本人社会を批判的に捉えた梶村の議論を引継いでおり、より多面的な存在として在朝日本人社会を捉えなおすべきではないかという批判は避けられないであろう。

次に、在朝日本人に関して常に多くの業績を残してきた木村健二の近年の研究である。朝鮮紳士録を利用した居留民の「成功」過程への分析、釜山商業会議所とその構成員の動向、戦時期における経済団体の活動を分析した論稿が注目される⁽³³⁾。そのなかで、「宗主国の国民にとって植民地はどういうものであったのか」という視角

⁽²⁸⁾ 高吉嬉『「在朝日本人二世」のアイデンティティ形成—旗田巍と朝鮮・日本』桐書房、2001年。

⁽²⁹⁾ 研究動向に関しては、今泉裕美子「近年の「引揚げ」研究の視点と本書の課題」、木村健二「日本人の引揚げに関する近年の研究動向」(今泉裕美子・柳沢遊・木村健二編『日本帝国崩壊期「引揚げ」の比較研究』日本経済評論社、2016年)。

⁽³⁰⁾ 李淵植、前掲論文、2013年、148頁。

⁽³¹⁾ 李淵植、前掲論文、2013年。李淵植「朝鮮における日本人引揚げのダイナミズム—逃亡/引揚げ、送還/抑留、追放/懲罰の変奏曲」(蘭信三編『帝国崩壊とひとの再移動—引揚げ、送還、そして残留』勉誠出版、2011年)。

⁽³²⁾ 高崎宗司、前掲書。

⁽³³⁾ 木村健二「在朝鮮日本人植民者の「サクセス・ストーリー」」(『歴史評論』第625号、校倉書房、2002年5月)。同「朝鮮における経済統制の進行と経済団体」(木村健二・柳沢遊編『戦時下アジアの日本経済団体』日本経済評論社、2004年)。同「釜山への日本人の進出と経済団体」(木村健二・坂本悠一『近代植民地都市釜山』九州大学社会文化研究

や、「近代化の潮流に日本内地では乗れなかったものの、それを新領土朝鮮の地で達成しようとした人々」への着目は、本研究においても受け継いでいる⁽³⁴⁾。この他、実業家個人の回顧録・伝記を利用した人物研究が試みられている⁽³⁵⁾。これらの研究を概括すると、日本の勢力圏内における日本人の経済活動に着目した経済史観点からの研究と位置づけられる。

一方、内田じゅんの在朝日本人研究は、アメリカ学界における注目すべき研究成果である⁽³⁶⁾。内田の研究は、系統的に言えば、アメリカにおける先駆的研究成果であるピーター・ドウスの問題意識を受け継いだ研究として位置づけられる。ドウスは、開港期から韓国併合までの時期を対象に、明治維新以来の日本人の朝鮮観、日本商人の朝鮮への進出、日本商品の市場獲得の過程を分析した⁽³⁷⁾。内田は、ドウスの問題意識を深化させ、朝鮮における日本人商工業者をsettler colonialism論から捉えなおしているように見受けられる。

内田が用いるsettler colonialismは、欧米の帝国史研究における比較的新しい概念である。これは「移植者コロニアリズム」と訳することができ、移住民の移植と土地獲得の過程における暴力・差別問題を批判的に考察するポストコロニアリズム理論である。ヨーロッパ人の新大陸への移住史を暴力による征服、原住民社会の破壊という観点から問い直す試みから出発している⁽³⁸⁾。

内田は、settler colonialism論を援用しながら、在朝日本人の存在を「帝国のブローカー」と位置づけ、分析の枠組みとしている。朝鮮に生活根拠地を持つ日本人商工業者を、植民地権力と朝鮮人エリートとの間における中間的な存在として捉え、商工業者の陳情活動、朝鮮人名望家との協力模索を植民者の利益追求の心性と描くなど、示唆に富んだ論点を提示している。ただ、内田の「帝国のブローカー」という枠組みは、総督府政治が安定的な時期に、総督府と日本人社会との関係性を論じる際には有効であるが、そのほかの時期、例えば開港期から定住期、そして戦時期や引揚げ期を論じる枠組みとして有効であるかは疑問が残る。

なお、settler colonialism論については、そもそも西洋諸国の植民地に適用される理論であり、日本の植民地に

所叢書 第5号、桜井書店、2007年)。

⁽³⁴⁾ 木村健二「在朝鮮日本人植民者の「サクセス・ストーリー」、59～60頁。

⁽³⁵⁾ 木村健二「在朝日本人史研究の現状と課題—在朝日本人実業家の伝記から読み取り得るもの」(東国大学校文化学術院日本学研究所『日本学』35、2012年11月)。

⁽³⁶⁾ Uchida, Jun, *Brokers of empire: Japanese settler colonialism in Korea, 1876~1945*. Harvard University Asia Center, 2011.

⁽³⁷⁾ Duus, Peter. *The abacus and the sword: the Japanese penetration of Korea, 1895~1910*. University of California Press, 1995.

⁽³⁸⁾ settler colonialism論については、Uchida, op.cit, p18. Elkins, Caroline and Susan Pedersen. “Introduction,” Elkins, Caroline and Susan Pedersen eds., *Settler Colonialism in the Twentieth Century: Projects, Practices, Legacies*, New York: Routledge, 2005.

は部分的にしか当てはまらないという指摘もある⁽³⁹⁾。settler colonialism論は、植民者社会が本国政府から政治的自治を享有しながら統治に密接に関与する植民地、植民者の特権が制度的に保障された植民地に当てはまるのではないかという議論である。この観点からみた場合、アフリカのローデシア・アルジェリア・ケニアに比し、朝鮮・台湾は政治的自治や特権が相対的に低い水準に留まっていたと判断されるからである。その意味において、遠く離れた遠隔地の新大陸へ移住した移殖民の世界を論ずるのに有効な理論ではないだろうか。植民地朝鮮に対するsettler colonialism論の適用はさらなる議論を要すると考えられる。

次に、在朝日本人の活動を政治学的観点から考察した李昇燁の研究が注目される。李は、主に「文化政治」への転換から1930年代初期までを対象に、在朝日本人の政治運動が表面化する過程を実証的に分析している⁽⁴⁰⁾。李は、朝鮮総督府を中心とする植民地統治権力、在朝日本人、朝鮮人上層部という三者を政治主体として設定し、その間における対立と協力の関係性を論じている。この視点は、植民地統治をめぐる対立・協力の相互関係を究明する研究、とくに統治権力と朝鮮人との間に展開されていた交渉に着目した金東明の研究と同様の視角に基づいており⁽⁴¹⁾、それに朝鮮人社会と協力し、参政権付与・地方自治運動を展開した在朝日本人社会を加えている。三つの政治主体という視点から、李は内田研究に対し、「統治権力との対立と協力という両面的な関係、朝鮮人政治集団との緊張関係を看過した嫌いがある」と指摘している⁽⁴²⁾。

このほか、内田と李の間には在朝日本人の役割に対する温度差が見られる。在朝日本人の役割を重要視(pivotal role)する内田に対し⁽⁴³⁾、李は、在朝日本人は一度も主役になったことがなかったと述べ、その役割を過大評価することには警戒感を示している⁽⁴⁴⁾。ところが、この意見の違いは研究対象の相違から生じていると見受けられる。李が「政治空間」に着目しているのに対して、内田は植民地支配全般を論じているからである。

ただし、両者の間には共通認識も垣間見られる。在朝日本人社会を動かす主要な動因について、内田は利益重視(profit-oriented)の行動様式を挙げているが⁽⁴⁵⁾、李も近年同様の意見を述べている⁽⁴⁶⁾。在朝日本人が「文明化の使命」や「同化」という建て前的な名分より、実利を重視した点は随所に確認される。このような植民者の心性

⁽³⁹⁾ Elkins, Caroline and Susan Pedersen, op.cit, p18.

⁽⁴⁰⁾ 李昇燁、前掲の博士論文。

⁽⁴¹⁾ 金東明『 지배와 저항 그리고 협력: 식민지 조선에서의 일본제국주의와 조선인의 정치운동』景仁文化社、2006年。

⁽⁴²⁾ 李昇燁「‘문화정치’ 초기 권력의 동학과 재조일본인사회」(李炯植編『제국과 식민지의 주변인—재조일본인의 역사적 전개』보고사、2013年)、222頁。

⁽⁴³⁾ Uchida, op.cit, p394.

⁽⁴⁴⁾ 李昇燁、前掲の博士論文、113～114頁。

⁽⁴⁵⁾ Uchida, op.cit, p5-6.

⁽⁴⁶⁾ 李昇燁「‘문화정치’ 초기 권력의 동학과 재조일본인사회」、244頁。

については、本稿の第5章においても考察している。

以上のように、近年の在朝日本人研究は依然として経済史・政治史分野が主流を占めている。経済史では、日本人の経済活動と植民地経営、本国日本と植民地との関係性が主に取り上げられる。政治史の領域では、三者、すなわち植民地統治権力、朝鮮人エリート層、日本人社会との間における対立・妥協・協力のプロセスと、支配政策をめぐる民族矛盾が論点となっている⁽⁴⁷⁾。従来の支配と抵抗という二項対立的な図式からの脱却が試みられる中で、植民地統治権力と朝鮮人社会に加え、中間者的な存在である日本人社会が注目を集めているといえよう。

もう一つの研究動向の特徴として、「文化政治」期以降に集中している点が挙げられる。この背景には史料の現存状況も影響しているが、「文化政治」期における活発な議論の展開という要因もある。この時期に、日本人社会では朝鮮人との協力を試み、「衆議院選挙法朝鮮実施論」「朝鮮自治議会論」を展開していた。「文化政治」期は政治的にもっとも動的な時期であり、魅力的な研究対象と認識されてきたのである。

第3節 研究視角と課題の設定

上述の研究成果を踏まえながらも、本研究は次の研究視角に着目している。

まず、宗主国と植民地にまたがる在朝日本人社会を、一国史を越える視点から捉えなおすことである。これまで「文化政治」期以降の在朝日本人社会論は、植民地朝鮮の枠を越えることはなかった。植民地統治権力や朝鮮人社会との関係が注目されたからである。ところが、日露戦後から大正期にかけての時期は、日本において国家のための共同体強化策が行われていた時期である。また、都市と農村において新しい国造りが試みられ、帝国主義が形成されていく時期であった。帝国日本の発展を支えるべき共同体的なものが国民統合の上で強く要求されていたのである⁽⁴⁸⁾。戊申詔書の公布と、青年会と小学校教員をリーダーとして繰り広げられた地方改良運動の展開は、この動向を象徴するものであった。

そして、在朝日本人は日露戦争後における帝国主義の形成と大正デモクラシーを経験した人々である。「内には立憲主義、外には帝国主義」という時代に、在朝日本人は帝国日本の周縁において帝国主義を具現する存在であった。制度面においても日本のものが準用される場合が多く、在朝日本人社会は朝鮮に居留しながらも、常に本国日本の影響下に置かれていた。このため、在朝日本人社会の形成を考察するうえで、同時代の文脈から

⁽⁴⁷⁾ 一般的に、在朝日本人研究は植民地期の政治史に分類される。朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』名古屋大学出版会、2011年、232～233頁。

⁽⁴⁸⁾ 宮地正人『日露戦後政治史の研究—帝国主義形成期の都市と農村』東京大学出版会、1973年。

日本と朝鮮の両地域の社会動向を追う視点は欠かせない。

次は、在朝日本人社会の形成史に起因する独自性への着目である。居留民の移住が先行する形で形成された在朝日本人社会は、植民地化以前に無視できない勢力を形成していた。これは領有・租借権の獲得と同時に移住が始まった台湾や「満洲」の事情とは異なる点である。官吏の着任後に居留民が入った地域に比して、朝鮮では居留民社会の形成が先行したために、居留民が統治機構に対して発言力を持っていた⁽⁴⁹⁾。

この形成史が生み出したのが在朝日本人社会の独自性である。民衆の独自性議論は、周知のとおり、民衆の主体形成を内在的に理解しようとする民衆思想史研究における長年の論点である。生活者である民衆の側から読み替えることによって支配イデオロギーとは異質な独自の性格が生まれたことを民衆思想史学者は発掘してきた。すなわち、民衆は知識人・思想家とは異なる独自の思想を有するという視点であるが、本稿はそのなかでも国家が造り出し民衆に押し付ける秩序、支配階級の秩序意識に対して、それに違和感を抱き、それとは違った社会秩序を模索する民衆の姿を描いてきた研究に多くを学んでいる⁽⁵⁰⁾。その一人である鹿野政直は、幕末から明治末期までの期間を日本における資本主義の形成期と捉えながら、国民思想の展開過程を考察している。鹿野は時代の転換期において、権力側と民衆側のそれぞれ異なる秩序の構想がせめぎ合ったことを論じ、民衆思想の独自性を見出した。

民衆独自の思想形成を考察する視点は、在朝日本人社会にも適用できる。在朝日本人が植民地統治権力と同様の利益関係を有するとの評価は、「内鮮融和」、「内鮮一体」の教化団体の性格として概ね適切であろう⁽⁵¹⁾。しかしながら、植民地統治権力の方針はかならずしも在朝日本人社会に浸透したわけではない。統治機構が設置された初期には、統治権力に対する反官意識があらわになっており、統治権力の支配政策が日本人社会から同意を得られず、修正を余儀なくされる場面もあった。在朝日本人社会は支配体制に包摂されず、独自の秩序意識に基づき行動していたのである。

だが、これまでの多くの先行研究において、在朝日本人社会は植民地統治権力に癒着・協力し、利益を追求する中間者又はブローカー的な存在として論じられてきた。しかし、それと同時に、朝鮮人との関係から植民地支配に軋轢を引き起こす存在であったことも看過できない。すなわち、在朝日本人社会は植民地統治権力とは同一視できない存在であり、独自の思想をもって行動していたのである。その結果、総督府の支配政策や植民地都

⁽⁴⁹⁾ 朝鮮と台湾の初期条件の相違に関しては、駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996年、77頁。

⁽⁵⁰⁾ 鹿野政直『資本主義形成期の秩序意識』筑摩書房、1969年。色川大吉『明治精神史』上下巻、岩波書店、2008年（初出は黄河書房、1964年）など。

⁽⁵¹⁾ 内田じゅん「植民地期朝鮮における同化政策と在朝日本人—同民会を事例として」『朝鮮史研究会論文集』第41号、2003年。同「총력전 시기 재조선 일본인의 ‘내선일체’ 정책에 대한 협력」『亜細亜研究』第51巻1号、고려대학교 아세아문제연구소、2008年3月。同、前掲書。

市の「開発」、植民地空間の変容にいたるまで一定の影響力を及ぼしていた。

最後は、在朝日本人にみられる「植民者意識」への着目である。これは、植民者社会の形成過程において集団的経験から生まれ、共有されていた意識体系であると定義できる。在朝日本人の意識構造の根源をなすものであり、その社会を理解するうえで重要な手がかりとなる。

普遍的に社会における意識体系は、共同体の形成と関連している。日本における共同体の一般型は、農業、とくに水田耕作を営むための土地空間を基盤とする村落共同体である。共同体は土地を物質的基盤として、自然に成立し、原始的な血縁共同体から農業共同体へ進展するが⁽⁵²⁾、日本の村落共同体は土地の共有や共同利用を基礎とし、成員の地縁的な相互扶助と規制によって営まれていた。自給自足の社会であり、閉鎖的であった。他方、在朝日本人社会は植民過程の産物であり、植民地を基盤とする社会関係であった。居留地には各地から多様な出身地の人々が流入していた。構成員は常に変動しており、社会は不安定であった。このような形成過程において、外部の朝鮮社会・朝鮮人に対する集団的記憶、そして共通の意識体系である「植民者意識」が育まれていった。

「植民者意識」と関連して、イギリス帝国史研究者の木畑洋一はかつて「帝国意識」論を展開したことがある。木畑は、「帝国意識」とは「自らが、世界政治の中で力を持ち、地球上の他民族に対して強力な支配権をふるい影響力を及ぼしている国、すなわち帝国の「中心」国に属しているという意識」であると定義し、それは「自国に従属している民族への、しばしば強い人種差別感に基づく侮蔑感と、それと表裏の関係にある自国民についての優越感に支えられており、自国民による従属民族の支配を、「遅れた」人々を指導、教化し、「文明」の高みに引き上げてやっているのだとして正当化するパターンリズムを伴っている」と論じた⁽⁵³⁾。この意識が植民地の独立による帝国崩壊後も根強く残っていると木畑は指摘したが、「帝国意識」論は日本史の領域にも影響を与えた。

木畑の「帝国意識」論を援用しながら、尹健次は在朝日本人の精神構造を「帝国意識」として批判的に捉え、在朝日本人の「帝国意識」は、アジア蔑視観と「日本民族」としての優越意識によって支えられたと論じたことがある⁽⁵⁴⁾。ひろたまさきも、「帝国意識」は、「対外関係に関する意識のみを指すのではなく、他民族を支配する国家の一員であることにアイデンティティをもつ意識」と述べ、このような虚偽意識は現在でも妖怪のように世界を動かし、

⁽⁵²⁾ 共同体は、とりわけ経済史学において、原始的資本蓄積や農業共同体の成立が共同体形成における一段階として説明される。そのような観点から、共同体は農耕生産力の一定度の発達を基盤として一連の段階的發展を遂げた原始的な「血縁的共同組織」が、農業共同体へと発展することによって成立したとされる。大塚久雄『共同体の基礎理論』岩波書店、2000年(初出は、1955年)。

⁽⁵³⁾ 木畑洋一『支配の代償—英帝国の崩壊と「帝国意識」』東京大学出版会、1987年、275～276頁。

⁽⁵⁴⁾ 尹健次、前掲書、42～45頁。

日本社会をも支配し続けていると批判した⁽⁵⁵⁾。

本稿における「植民者意識」は、「帝国意識」と共通する点が少なくない。いずれも被支配民に対する侮蔑意識と優越意識に支えられ、構築された集団意識である。ところが、「帝国意識」は、本国の人々が知らず知らずの内に、明瞭に意識はされない形で抱かれていた潜在意識に近い⁽⁵⁶⁾。この場合、新聞などのメディア報道や学校教育は、本国国民の「帝国意識」を育む有効な手段となる。これに反し、「植民者意識」は、植民地に滞在し、その統治に直接関わった人々が顕在的に意識するものである。「帝国意識」が社会全体をドームのように覆う意識であるとするれば、「植民者意識」は社会全体に刻まれた刻印のような意識であるといえる。

在朝日本人と関連して、「植民者意識」と「帝国意識」との間におおける相違が克明に表れたのが3・1運動後の議論である⁽⁵⁷⁾。在朝日本人社会では朝鮮人の国際情勢に対する無知から生じたハプニングとみなし、「独立騒」「万歳騒」と嘲笑していた。また、朝鮮人社会における「排日思想」への危機感を募らせ、朝鮮人社会に対するさらなる制裁を主張していた。

3・1運動に対する日本人社会の対応は、1920年10月に京城で開催された「全鮮内地人実業家有志懇話会」における議論に明確に表れている⁽⁵⁸⁾。この集会は、「各地方の実情を聴取すると共に之か対策に就て親しく懇話するの必要」から、各地実業界の有力人物が参加し、3・1運動後の善後策を議論する場であった⁽⁵⁹⁾。「秘密会」として開かれ⁽⁶⁰⁾、招待された人物以外に傍聴が禁止されたこともあり、露骨な表現が随所にみられる。参加者の間では、「近来全鮮各地を通して朝鮮人の思想著しく変化し憂ふへき情態」であるとの認識が共有され、「文化政治」に対する不満、朝鮮人社会に対する「強硬論」が繰り広げられた。これに反し、本国日本では総督府政治に対する批判論が主流を占めていた。3・1運動を「武断政治」の失敗と捉え、文官による施政改善が活発に議論されていた。このように在朝日本人と本国日本人の間には、善後策をめぐって認識の隔たりが存在した。

では、この認識の隔たりはどこから由来するのであろうか。そのためには、在朝日本人の「強硬論」を支える意識体系が形成される過程をみる必要がある。植民者の意識体系は一方的なものではなく、他者認識と表裏の関係にある。つまり、植民地で遭遇・接触する被支配民との関係性のなかで構築されるが、この性格は「帝国意識」と「植民者意識」を区別させる重要な要素である。

⁽⁵⁵⁾ ひろたまさき『日本帝国と民衆意識』有志舎、2012年、85頁。

⁽⁵⁶⁾ 木畑洋一『イギリス帝国と帝国主義—比較と関係の視座—』有志舎、2008年、48～49頁。

⁽⁵⁷⁾ 3・1運動に対する日本人社会の動向に関しては、李昇燁「3・1運動期における朝鮮在住日本人社会の対応と動向」(『人文学報』第92号、京都大学人文科学研究所、2005年3月)を参照。

⁽⁵⁸⁾ 永留信孝編『全鮮内地人実業家有志懇話会速記録』懇話会事務所、1920年。以下、『速記録』と略す。

⁽⁵⁹⁾ 懇話会の概要については、『速記録』、14～15頁。李昇燁、前掲論文、133～135頁。

⁽⁶⁰⁾ 『速記録』、4頁。

以上のような問題意識から、本稿は従来の研究を批判的に継承しつつ、在朝日本人社会の形成と社会様態、「植民者意識」、植民地空間との関わりに着目して、多面的に在朝日本人社会を捉えなおすことを課題として設定している。

第4節 論文の構成

本稿は二部で構成されている。まず、第Ⅰ部(第1章～第4章)では、植民者集団の形成過程と社会様態を考察する。植民者集団の形成過程とその特性について概観してから、「自治」団体や教育団体の活動とその変容を考察する。以下は、各章で論ずる内容である。

第1章では、各種統計を用いて在朝日本人社会の形成を考察する。本論に入る前の導入として、日本居留地の設置過程、居住地の拡散状況を概括し、在朝日本人の居住様態と関連して、植民地都市の類型を分析する。それに加え、人口推移、出身地、職業構成、学歴などの統計より、植民者集団の様態を数量的に分析する。在朝日本人のプロフィールを考察しながら、西洋諸国の植民地、又は台湾・「満洲」における日本人社会に比し、どのような特質をもっていたのかを考える。

第2章では、在朝日本人の公共団体である居留民団の変容を考察する。初期の居留地においては、公共事業を行う組織として設立された居留民団は、法的権限を持たない任意団体であった。この問題から居留民団の法人化が試みられ、1905年に「居留民団法」が制定された。ところが、「併合」後に居留民団はその存在意味を失い、解散への道を辿る。居留民団の解散をめぐる日本人社会の動向や議論を手がかりに、日本人社会が執着していた「自治」の意味、そして執着を支えていた「植民者意識」を考察する。

第3章では、居留民教育を担っていた「自治」団体を考察する。統監府期に入り、教育制度が整備されるとともに文部省の在外学校への支援策が加わり、居留民学校をめぐる環境は整備された。居留民団の解散後に、日本人の教育事業は学校組合へ承継されるが、学校組合というモデルが導入された背景、学校組合の人的構成・運営を考察する。そして、児童教育を担っていた団体の変容にみられる「植民者意識」を考察する。

第4章では、第1部の補論として、在朝日本人が刊行した朝鮮地誌を取り上げる。明治末から大正期にかけて朝鮮地誌は数多く出版されたが、朝鮮地誌を刊行目的や記述内容によって分類し、朝鮮半島への日本人の移住史、居留民社会の形成史を題材としている「発展史」に着目する。朝鮮・朝鮮人への他者認識を含め、在朝日本人の自己認識が表れている朝鮮地誌への着目は、「植民者意識」の形成を考察するのに重要な手がかりとなる。

第Ⅱ部(第5章～第7章)では、植民地空間の変容と日本人社会の関わりを考察する。植民地空間、とくに居留地から成長した植民地都市は在朝日本人社会と密接に関連している。植民地空間と日本人社会の関わりを明ら

かにする題材として、博覧会、港湾開発、神社を取り上げ、空間変容における日本人の役割を考察する。この議論を通して、植民地都市の空間は宗主国日本と統治権力の意向のみではなく、日本人社会の意向が反映されており、密接に関わっていたことを論じる。以下は、各章で論じる内容である。

第5章は、1915年の秋に京城で開催された「施政五年記念朝鮮物産共進会」を題材に、「武断政治」期における共進会開催の意味を考察する。朝鮮物産共進会は、これまで総督府による「文明化」の宣伝装置として評価されていた。ところが、その開催過程をみると、総督府に加え、日本人社会や国策会社が関わり、「官民共同」の催しで行われていた。共進会の展示内容、共進会を支援する目的で設立された京城協賛会の活動、本国日本での報道を手がかりに、「武断政治」下における共進会開催の意味に迫る。共進会の活用策をめぐる日本人社会の議論からは、総督府とは同一視できない植民者の心性があった。

第6章では、植民地都市の形成と植民者社会の関係を考察する。典型的な植民地都市の歴史を辿った仁川を事例として取り上げ、築港工事を考察する。仁川は対外貿易港としての地理的条件から、植民地化前から築港への陳情活動が展開されていた。穀物貿易港として成長するために築港工事は不可欠であったのである。埋立工事や築港工事をめぐる日本人社会の動向や議論を通して、植民地都市の港湾「開発」における日本人社会の役割を考察する。

第7章では、各地の居留地に創建された居留民創建神社を取り上げる。早い時期から、海洋安全・商売繁盛を祈願する祠が居留地に建てられた。加えて、居留民社会の統合が意識されるなかで、皇祖神を奉斎する神社が各地に創建された。こうして創建された神社は、公共事業として居留民団体によって運営されていた。ところが、「併合」後に神社制度が整備される過程で、神社創建は地域の朝鮮人社会を巻き込む形で展開していく。この章では、開港期から1910年代までの居留民創建神社の変容過程を分析する。

それでは、最後に、本稿で用いる史料について触れておこう。在朝日本人関連の史料は、日本と韓国の図書館・文書館に散在している。まず、外務省や韓国国家記録院蔵の未公刊記録である。「外務省記録」には各地領事館と外務省との往復文書が収められている。また、居留民代表が領事館へ提出した陳情・請願書の原本が収められており、本論の随所で紹介している。他方、韓国国家記録院には、朝鮮総督府で作成された書類が収められており、主に居留地・居留民業務を担当していた外事局・内務部関係の書類を利用している。

なお、在朝日本人発行の新聞や雑誌を利用している。まず、『朝鮮新聞』は、仁川で発行されていた日本語新聞である⁽⁶¹⁾。その前身である『朝鮮新報』と、さらに遡り、『仁川京城隔週商報』『朝鮮旬報』を含めると、創刊日は

⁽⁶¹⁾ 題名は1892年4月15日『朝鮮新報』へ改称される。日清戦争の影響で一時期休刊したが、1895年10月2日に復刊された。最初は、舶来品などの広告が多く掲載され、実業・商業誌としての性格が強かった。1908年12月1日に『朝鮮タイムス』を引き受ける形で、『朝鮮新聞』が創刊された。外務省では、新聞社に毎月50円の補助金を与え、日本語新聞の保護・育成に当たっていた。「併合」後に総督府の新聞統合の方針の下でも刊行を続けた。1919年12月18日に発行地

1890年1月28日である⁽⁶²⁾。京城・仁川地域で発行された最初の日本語新聞である。『京城日報』と並ぶほどの影響力を有していた。時期によって性格に変化はみられるものの、民間人経営の新聞であり、仁川居住日本人社会の世論を代弁する新聞であった。

他方、『釜山日報』『朝鮮時報』は釜山で発行された日本語新聞である⁽⁶³⁾。『京城新報』『京城新聞』は、京城で発行された新聞である⁽⁶⁴⁾。『京城新報(新聞)』は、基本的に日本の朝鮮支配を支持しながらも、統監府・総督府の政策に対しては批判的な立場を堅持していた。刊行期間が4年弱であり、比較的短い。

以上の新聞はすべて民間新聞であり、当時の民間の日本人社会の世論がうかがわれる。1910年の統計によると、発行部数は『京城日報』(19,494部)、『朝鮮新聞』(8,529部)、『京城新報』(5,137部)、『釜山日報』(2,400部)、『朝鮮時報』(2,412部)の順であった⁽⁶⁵⁾。この発行部数からは、新聞としての影響力が推定できよう。

日本人刊行の雑誌としては、『朝鮮及満州』(改題前は『朝鮮])、『朝鮮公論』などを用いる。『朝鮮及満州』は、京城で刊行されていた総合雑誌である。時期によって変化はあるものの、創刊から1910年代にかけては総督府に対し批判的な論調を堅持していた。その読者層は朝鮮・満洲在住の日本人が多数を占めたが、「内地」の読者や朝鮮人読者もいた⁽⁶⁶⁾。1911年の総督府統計によると、発行部数は京城内で700部、京城以外の朝鮮内で750

を仁川から京城へ移した。張信「한말·일제초 재인천 일본인의 신문발행과 조선신문」(『仁川学研究』6、2007年2月)。鄭晉錫「日本人発行新聞の嚆矢 朝鮮新報—朝鮮新聞」(『朝鮮新報·朝鮮新聞』第一巻、韓国教会史文献研究院、2008年)。

⁽⁶²⁾ 創刊日をめぐっては諸説がある。張信、前掲論文。

⁽⁶³⁾ 前身の『朝鮮日報』は1905年2月に創刊された。『朝鮮時事新報』を経て、1907年10月1日に『釜山日報』へ改称された。初代社長は芥川正であり、家族経営の新聞社であった。배명옥「일제시기 부산일보사장(釜山日報社長) 아쿠타가와 타다시(芥川正)의 생애와 언론활동」(『석당논총』52巻、2012年)。

⁽⁶⁴⁾ 『京城新報』『京城新聞』は京城発行の民間新聞である。創刊日は1907年11月3日であり、発行所は京城西署西小門通、社長は峰岸繁太郎であった。峰岸は主筆と編集長を兼ねており、論説・時事片片・3面雑報記事までを担当していた。機関紙『京城日報』や『The Seoul Press』と対立する論調を展開し、数回にわたって停刊処分を受けた。1908年7月5日には統監府の発行禁止処分に不服し、題号を『京城新聞』に改題し、新聞刊行を続けた。ところが、同年12月23日の記事が再び問題となり、発行禁止処分を受ける。峰岸はこれに屈せず、1909年1月に『京城新報』を創刊して対抗した。1912年2月29日号を最後に廃刊処分となった。1910年に朝鮮日の出新聞、東洋日報、朝鮮日々新聞、朝鮮日報が次々と廃刊されていく中、1912年の廃刊まで京城内の唯一民間新聞であった。鄭晉錫「解題—日本の言論侵略史料復元」(『朝鮮日報 京城新聞(新報) 京城日々新聞 京城葉報』韓国教会史文献研究院、2003年)。川端源太郎『京城と内地人』日韓書房、1910年、105頁。『朝鮮』1909年9月号、54～55頁、「各社編輯室ののぞき」より整理。

⁽⁶⁵⁾ 『朝鮮総督府統計年報』1910年度版、1912年、655～656頁。

⁽⁶⁶⁾ 『朝鮮』『朝鮮及満州』の刊行時期は、1908年3月から1941年1月(通巻398号)まで33年間にわたる。創刊時は、森山美夫(社長)・菊池謙讓(主幹)・釈尾春苧(編集長)の構成であった。1909年3月に森山が日韓書房の拡張を理由に経営を釈尾に引き渡した。1910年に東京支局、1911年に安東県・平壤・釜山支局、満州支社が開設された。1912年1月

部、「内地」500部、台湾20部、清国30部、計2,000部であった。

他方、『朝鮮公論』は、創刊当初は東京を発行地としていたが、実際の発行業務は京城で行われた⁽⁶⁷⁾。1919年に総督府の「新聞紙規則」の改正により、民間言論に対する弾圧が緩和されると、1920年11月からは発行地を京城へ移した。『朝鮮公論』も民間人刊行の雑誌であり、総督府批判の論説が散見される。ただ、在野的性格が強い『朝鮮及満州』に比すると、官側の人物・知識人の論説がしばしば掲載されており、その論調には微妙な違いがあった⁽⁶⁸⁾。

この他、地域の沿革や各種情報が収められている朝鮮地誌を利用する。また、地域有力人物の履歴が掲載された「朝鮮紳士録」、社史なども利用しているが、資料の現存状況に関しては資料集の解題を参照されたい⁽⁶⁹⁾。

に雑誌名を『朝鮮及満州』へ改題し、1912年6月号(通巻52号)から12月号(通巻65号)までは月2回(1日、15日)発行した。雑誌の体裁は『日本及日本人』『太陽』と類似していた。構成は、巻頭に天皇や皇族ら有名人物の写真・名勝地の口絵から始まり、編集長・重要人物の主張・論説、人物評論、インタビュー記事、文芸、朝鮮問答、重要記事(総督の訓示・総督府の公文)、時事日誌、広告などになっていた。任城模編「解題」(『朝鮮及満州別巻(記事・人名)』オークラ情報サービス、2007年)。「本誌『朝鮮』に対する批評」。

⁽⁶⁷⁾ 『朝鮮公論』の刊行時期は1913年4月から1944年月まで約31年間である。創刊者の牧野耕蔵は1906年に早稲田大学を卒業した後に犬養毅の推薦で朝鮮に渡り、『京城日報』の創刊に関わった人物である。1909年に京城日報を退社した後は、日本電報通信京城支局の主幹を勤めた。

⁽⁶⁸⁾ 『朝鮮公論』には伯爵大隈重信、衆議員議員犬養毅、朝鮮銀行総裁市原誠宏、早稲田大学教授らが賛助者として参加しており、これらの人物が書いた時事評論・論説がしばしば掲載された。「解題」(『朝鮮公論』第1巻、語文学社、2005年)。

⁽⁶⁹⁾ 芳賀登・杉本つとむ・森陸彦編『日本人物情報大系』(朝鮮編)、皓星社、2001年。特に、木村健二「朝鮮編:解題」(『日本人物情報大系』第71巻、皓星社、2001年を参照のこと。『社史で見る日本経済史』植民地編、ゆまに書房、2001～2004年)。

第 I 部 在朝日本人社会の形成と社会様態

第1章 居留様態や諸統計よりみる植民者社会



【図 1-1】 京城本町の釘本藤二郎本店(1910年頃)
出典 川端源太郎『京城と内地人』日韓書房、1910年。

第1節 居留地の設定と居留状況

第1項 居留地の設定

【表 1-1】は、朝鮮半島における居留地設定を整理したものである。日本人の居留は、1876年の「日朝修好条規」の締結に始まる。同条規の第4・5款において釜山とその他二港の開港が定められ⁽¹⁾、1877年に釜山の開港を皮切りに1880年に元山、1883年に済物浦(仁川)が開港する。開港当時、開港地の近隣には朝鮮人集落がなく、ぽつんと居留地が設置される状態であった⁽²⁾。

1885年には朝鮮王朝の都である漢城が開市する。漢城は内陸における最初の開市であり、専管居留地のように区域が設定されいなかった。当時、漢城は既に清国・英国に開放された状態であり、日本はその権利を均霑すると解釈していた。日本人居住地は、朝鮮人の主要居住地と離れてはいたものの、居留地の境界が存在しない雑居地であった。

日清戦争期の1894年8月には「日韓暫定合同条款」が調印された。この場では、さらに二港を開くことが合意され、その結果として1897年に木浦と鎮南浦が開港する。外務省は、当初「本邦人ノ為メ特別居留地」、すなわち日本専管居留地の設置を念頭において朝鮮政府との交渉にあたっていた⁽³⁾。外務省が専管居留地の設定にこだわったのは、日清戦争時の苦い経験によるものであった。仁川に上陸した日本軍は、「兵士軍医ノ陸揚舎営等ニ付非常ノ不便」を経験したが⁽⁴⁾、それは日本専管居留地が狭隘であり、各国居留地には駐屯できなかったためであった。外務省は日本との貿易拠点という機能よりは、軍事的理由から専管居留地の設置交渉にあたっていたのである⁽⁵⁾。

(1) 第四款 朝鮮国釜山ノ草梁項ニハ日本公館アリテ年来両国人民通商ノ地タリ今ヨリ従前ノ慣例及歳遣船等ノ事ヲ改革シ今般新立セル条款ヲ憑準トナシ貿易事務ヲ措弁スヘシ且又朝鮮国政府ハ第五款ニ載スル所ノ二口ヲ開キ日本人民ノ往来通商スルヲ准聽スヘシ右ノ場所ニ就キ地面ヲ賃借シ家屋ヲ造営シ又ハ所在朝鮮人民ノ屋宅を賃借スルモ各其随意ニ任スヘシ。第五款 京圻忠清全羅慶尙咸鏡五道ノ沿海ニテ通商ニ弁理ナル港口二箇所ヲ見立タル後地名ヲ指定スヘシ開港ノ期ハ日本曆明治九年二月ヨリ朝鮮曆丙子年正月ヨリ共ニ数ヘテ二十個月ニ当ルヲ期トスヘシ。外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻、原書房、1965年、65～66頁。

(2) 開港時の仁川港居留地約書付図などで確認できる。統監府『韓国条約類纂一附各国関税対照表』、1908年、648頁の次頁。

(3) 「木浦鎮南浦ニ特別居留地ヲ設クルノ件」、1895年9月18日、外務大臣臨時代理文部大臣西園寺公望より在朝鮮特別全権公使三浦梧楼宛の機密送第64号(大韓民国文教部国史編纂委員会編『駐韓日本公使館記録』第5巻、1988年)。

(4) 「外務省記録」3-1-1-15「韓国各地開港関係雑件」、1896年5月30日、特別全権公使小村寿太郎より外務大臣陸奥宗光宛の機密39号、「朝鮮新開港條款談判ノ件」。

(5) 専管居留地の設定をめぐる日朝間の交渉過程に関しては、藤村道生『日清戦争前後のアジア政策』岩波書店、

ところが、各国領事から異議を受けた朝鮮政府は日本政府の専管居留地の要求を退ける。その後、木浦と鎮南浦には各国共同居留地が設置されたが、実際中国人と欧米人の居留民は少数に留まり、居留地の実態は日本専管居留地と変わらなかった。開港から3年が経過した木浦の状況は、「表面各国居留地ノ称アリト雖トモ事實ハ却テ我専管居留地タルノ觀」があったのである⁶⁾。

なお、1899年に開港した群山・城津・馬山港にも、同様の各国共同居留地が設置された。また、同年には内陸の平壤が開市する。1902年5月には改めて馬山に日本専管居留地が設置され、1904年には国境地帯である義州と龍岩浦が開市するが、龍岩浦の開市は日本政府とロシアとの軋轢のなかで決定された開市であった。そして、統監府設置後の1908年には清津が開港する。清津は北韓における主要拠点として評価され、韓国政府財政顧問の目賀田種太郎が開港を強く主張したことで知られているが、清津の開港は外交的手続きを踏んだ最後の居留地設定となった。

【表 1-1】 朝鮮半島における日本人居留地の設定

設定年月日	地域	種類	条約又は文書
1877年1月30日	釜山	日本専管居留地	釜山港居留地借入訳約書
1880年5月1日	元山	日本専管居留地	元山津開港予約、元山津居留地地租取極書
1883年8月30日	仁川	日本専管居留地	仁川港日本居留地借入約書
1884年3月7日	仁川	清国居留地	仁川口清国居留地界章(仁川口華商地界章程)
1884年11月	仁川	各国居留地	仁川済物浦各国居留地約書
1884年10月6日	龍山	開市場	龍山ヲ揚華鎮二代テ開市場トナスノ件ニ関スル往復文書
1885年5月4日	漢城	開市場	日朝間の往復文書
1897年10月16日	鎮南浦	各国居留地	鎮南浦及木浦各国居留地規則
	木浦	各国居留地	鎮南浦及木浦各国居留地規則
1899年6月2日	群山	各国居留地	群山・馬山浦・城津各国居留地規則
	城津	各国居留地	群山・馬山浦・城津各国居留地規則
	馬山	各国居留地	群山・馬山浦・城津各国居留地規則
1899年11月13日	平壤	開市場	平壤開市ニ関スル駐韓使臣ノ宣言
1902年5月17日	馬山	日本専管居留地	馬山日本専管居留地取極書
1904年2月25日	義州	開市場	義州開市ニ関スル韓国外部大臣ノ宣言
1904年3月23日	龍岩浦	開市場	龍岩浦開市ニ関スル韓国外部大臣ノ宣言
1908年1月7日	清津	各国居留地	清津土地管理に関する日朝間取極書

出典 統監府編『韓国ニ関スル条約及法令』、1906年。統監府編『韓国条約類纂—附各国関税対照表』、1908年。外務省編『日本外交年表並み主要文書』上巻、原書房、1965年。外務省編『日本外交文書』各巻。「外務省記録」3-1-1-15「韓国各地開港関係雑件」より整理。

1995年、第4章が詳しい。

⁶⁾ 木浦居留民会会長代理の高根信礼の請願書である。「外務省記録」3-10-2-15「韓国各居留地小学校教育費国費補助雑件」、1900年12月27日、木浦領事森川季四郎より外務大臣加藤高明宛の第199号の附属書、「居留民教育保護ニ関スル請願」。

注 条約・文書の名称は『日本外交文書』の表記に従った。日本人の居住が可能であった各国居留地・清国居留地を含むが、条約の締結が確かではない釜山・元山の清国居留地は省いた。

第2項 居留地の外・内陸部への拡散

日本人居留民にはどれほどの移動が許されていたのであろうか。1876年締結の「日鮮修好条規附録」の第4款には、「嗣後釜山港ニ於テ日本國人民行歩ヲ得ヘキ道路ノ里程ハ波戸場ヨリ起算シテ東西南北各直径十里（朝鮮里法ニ依ル）ト定ム」との規定があった。つまり、居留民には朝鮮里10里（日本里法では一里、約4km）以内の移動が許されていた。この移動範囲は、1882年8月締結の「日鮮修好条規続約」によって、朝鮮里50里への拡大が約定される⁽⁷⁾。そして、その結果として翌年7月に「朝鮮国間行里程取極約書」が締結された⁽⁸⁾。

「間行里程」とは居留民の移動可能な範囲であるが、距離ではなく地名をもって規定された。例えば、仁川居留地の場合は、東は安山・始興・果川まで、東北は陽川・金浦まで、北は江華島までと定められた。その後、1884年11月に締結された「朝鮮国間行里程取極書附録」によって、間行里程は朝鮮里100里に拡大される。仁川の間行里程は、京畿道南陽・水源・龍仁・広州まで広められた⁽⁹⁾。

間行里程の拡大に伴い、内陸部への旅行・行商者も徐々に増えた。この増加に際し、内陸移動を規制する目的から制定されたのが「朝鮮国内地旅行取締規則」である（1885年6月外務省達第50号）⁽¹⁰⁾。旅行・行商を希望する者は、その願書に族籍、職業、住所、氏名、年齢、旅行目的、往復道筋（又は行商地名・物品）等を詳記し、身元引受人2名の連署を受け、領事館から通行券下付を受ける必要があった。通行券は韓国地方官の印を受けて発行されたが、地域によっては事前に捺印しておき、即座に発行する領事館もあった⁽¹¹⁾。財産と人物によっては身元引受人を省略するなど、居留民の商業活動を奨励する目的で便宜が図られていた。

1889年の仁川領事館の報告によると、仁川商人の行き先は、京畿道（松都・長端・積城・麻田）、黄海道（金川・

⁽⁷⁾ 外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻、原書房、1965年、91頁。並びに、JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B13091005000（K8）、日本国朝鮮国間修好条規續約（外務省外交史料館）。

⁽⁸⁾ JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A01100248500、公文録・明治十六年・第十六巻・明治十六年十月～十二月・外務省（朝鮮国ニ於テ本邦人間行里程結約ノ件）（国立公文書館）。外務省編『日本外交文書』第16巻、1951年、310～311頁。

⁽⁹⁾ 外務省編『日本外交文書』第17巻、1952年、319～320頁。

⁽¹⁰⁾ 「外務省記録」3-8-6-4「朝鮮国居留日本人同国内地旅行取締規則設立一件」、1885年6月23日発遣、外務卿井上馨より在朝鮮領事宛の附属書。

⁽¹¹⁾ 「外務省記録」3-8-6-4「朝鮮国居留日本人同国内地旅行取締規則設立一件」、1893年5月26日、釜山総領事室田義文より外務次官林董宛の公第103号。

助浦・鬼山・海州・黄州)、平安道(平壤)、忠清道(公州・洪州・忠州)まで及んでいた⁽¹²⁾。これらの地域は、前述の仁川居留地の間行里程を越える地域であり、間行里程が厳格に守られていなかった様子が見えてくる。こうした間行里程の拡大と領事館の方針は、居留民の居留地外への拡散を促していた。

もう一つの要因は、朝鮮政府が居留地外の土地購入・貸借を許容したことにある。1882年締結の「朝英修好通商条約」の第4款第4項には、居留地外の朝鮮里10里以内の朝鮮人所有の土地家屋に対する買入・貸借権が定められていた⁽¹³⁾。これについて、日本政府は最恵国待遇を享有し、同様の権利を均霑するとみなした。これを受けて、居留民が所定の手続きを踏むと、朝鮮の地方官より新地券又は家券が発給された⁽¹⁴⁾。これにより、居留地外における土地購入・貸借が増加した。

それでは、龍山の例から、土地購入・貸借による居留地拡散の実態をみよう。当初の麻浦に代わって龍山が開市するのは1884年のことである⁽¹⁵⁾。様々な事情が重なり、両国間に交渉が行われず、居留地規定は明確に定まっていなかった。1893年頃の龍山には5戸28人の日本人が居留していたが⁽¹⁶⁾、その中には朝鮮人より不動産を購入・貸借した人もいた。京城領事の杉村濬の報告によると、「日本人ニシテ既ニ龍山ニ於テ公然土地家屋ヲ所有致居者有之候得者事実朝鮮政府ハ城外居留ヲ黙許シタル者ニシテ今後我人民ノ城外居留ニ付テハ格別故障モ有之間敷候」の状況であった⁽¹⁷⁾。杉村領事は、日本人の土地家屋所有に対して朝鮮政府が黙認していると判断し、現状維持の方針で臨んでいたのである。すなわち、日本領事館の居留民保護政策と朝鮮政府の傍観的な態度の下で、実際の居留範囲は拡散していた。

さらに、居留民が享有していた治外法権は、居留地の拡散を後押しする要因であった。「日朝修好条規」の第10款には、「日本国人民朝鮮国指定ノ各口ニ在留中若シ罪科ヲ犯シ朝鮮国人民ニ交渉スル事件ハ総テ日本国

⁽¹²⁾ 「外務省記録」3-3-7-14「朝鮮国ニ於ケル内地行商論在同国仁川帝国副領事ヨリ送致一件」、1889年12月27日、仁川領事館副領事林権助より外務省通商局長浅田徳則宛の公信第153号の附属書。

⁽¹³⁾ (漢文)如英人欲行永租或暫租地段賃購房屋在租界以外者聽惟相離租界不得逾十里(朝鮮里)而租住此項地段之人於居住納稅各事應行一律遵守朝鮮国自定地方稅課章程。(英文)British subjects may rent or purchase land or houses beyond the limits of the foreign settlements, and within a distance of ten Corean li from the same. But all land so occupied shall be subject to such conditions as to the observance of Corean local regulations and payment of land tax as the Corean Authorities may see fit to impose. 統監府『韓国ニ関スル条約及法令』、1906年、202頁。

⁽¹⁴⁾ 「外務省記録」3-12-1-103「英韓条約ニ均霑シテ本邦人民カ居留地外十韓里以内ニ於テ朝鮮人土地家屋買入関係雜件」。

⁽¹⁵⁾ ここでの龍山は、現在の龍山地域ではなく、漢江に近い地域である。

⁽¹⁶⁾ 「外務省記録」3-8-6-7「在朝鮮国麻浦清国稽查局設置並城外日本人居留一件」、1893年3月21日、京城領事杉村濬より外務次官林董宛の公信43号。

⁽¹⁷⁾ 「外務省記録」3-8-6-7「在朝鮮国麻浦清国稽查局設置並城外日本人居留一件」、1893年4月11日、京城領事杉村濬より外務次官林董宛の送第68号。

官員ノ審断ニ帰スヘシ」と定められ、居留民には領事裁判権が保障されていた。これは居留地のみではなく、間行里程の範囲内においても保障されていた。「朝鮮国間行里程取極約書」によると、間行里程の範囲を越えたり、朝鮮人に暴行をなしたり問題を起した日本人がいると、朝鮮の地方官吏はそれを日本領事館に通知又は送付するようになっていたからである。このように、居留民は居留地の内外において領事裁判権を享有していた⁽¹⁸⁾。また、領事裁判権に加え、「日朝修好条規附録」(1876年)によって認められた日本貨幣流通権⁽¹⁹⁾、「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易規則」(1883年)によって認められた無関税権も、居留民が享有する特権であった。

以上のように、居留地外における土地購入・貸借の許容、間行里程の拡大、領事裁判権を含むあらゆる特権、領事館の保護政策があいまって、居留民の居留範囲は徐々に拡散していった。

第3項 内陸部における居留状況

開港場に比して、内陸部の朝鮮在来の都市は、城壁に囲まれた城郭都市であった。居留地の境界は設定されておらず、朝鮮人居住地域との区切りは存在しなかった。例えば、平壤での居留様態は、「数万の韓人間に老幼婦女を合せて僅に二百に過ぎざる同胞が任意の所に散在雑居」する状態であった⁽²⁰⁾。開港場の居留地とは異なり、雑居状態であったのである。なお、この雑居地にはその基点となるべき地点が存在しないため、前述の間行里程の移動範囲も定かではなかった。

雑居地の代表格である漢城の開市は、1885年5月の外務省の告示による⁽²¹⁾。開市前にすでに、「我商民該地へ入込開店致候者多々」の状態であった⁽²²⁾。外務省は、「彼国人民輻湊之場処」である漢城に、「我人民雑居候上ハ事端発生ハ必然之勢」であると判断し、居留民保護のために領事館の設置を急いでいた。また、公使館では、「我商民城内ニ何レノ地ヲ問ハス隨便開棧ノ権」を有すると解釈したが、「商民処々散在開棧候テハ平常ノ取締向並ニ不慮ノ際保護方等難行届ニ付当分区域ヲ限り置候上下ノ便宜」であると判断し⁽²³⁾、公使館が位置する南山の麓地域を居留区域とした。すなわち、居留区域の指定は条約によるものではなく、居留民保護や治安の

⁽¹⁸⁾ 行歩規定を違反する居留民は処罰を受けた。1883年4月の太政官布告に基づき、2円以上100円以下の罰金に処せられた。外務省編『日本外交文書』第16巻、1951年、310～311頁。

⁽¹⁹⁾ 第七款「日本國人民日本國ノ諸貨幣ヲ以テ朝鮮國人民ノ所有物ト交換シ得ヘシ。又朝鮮國人民ハ交換シ買得タル日本國ノ諸貨幣ヲ以テ日本國ノ諸貨物ヲ買入ルル爲メ朝鮮國指定ノ諸港ニテハ人民相互ニ通用スルヲ得ヘシ」

⁽²⁰⁾ 1901年に平壤の民長が警官の増派を要請した請願書の一部である。平壤民団役所編『平壤發展史』民友社(東京)、1914年、38頁。

⁽²¹⁾ 「外務省記録」3-1-1-15「韓国各地開港関係雑件 第一巻」、1885年5月4日、外務卿井上馨より朝鮮臨時代理公使近藤真鋤宛の公第38号。

⁽²²⁾ 外務省編『日本外交文書』第17巻、1952年、314頁。

⁽²³⁾ 臨時代理公使の近藤真鋤の具申である。外務省編『日本外交文書』第18巻、1950年、371～372頁。

観点からなされた任意的な措置であった。このような経緯から、漢城では南山の麓地域を中心に居留民社会が形成されていった。

他方、平壤でも条約による開市(1899年11月)に先立ち、日本人の居留が始まっていた。日清戦争時に戦場となった平壤には、「京仁間の行商人及一掴千金者流は好機逸す可らずとし先を争ふて各種の物資を携帯し続々到来」していた⁽²⁴⁾。その行商人の数は、日本軍が滞在した一箇月の間、約400～500に及んでいた。戦後に用達商人が消えた後も、鎮南浦から毎月60人～90人の行商が平壤へ往来していた⁽²⁵⁾。

その後、1897年の平壤には76人の日本人が居留しており⁽²⁶⁾、そのほとんどは「冒険的射利者流」⁽²⁷⁾の行商であった。日清・日露戦争を経て、居留民人口はさらに増加し、「城内に此等多数の日本人を容るの餘地なく、市街を圍繞する城壁より溢出して、急に南門外に日本新市街を建設」するようになった⁽²⁸⁾。こうして、平壤の日本人居留地は城壁を越え、外へ拡散した。

一方、外交条約によらず日本人の居留が黙認された地域もあった。大邱は慶尚北道に位置する朝鮮在来の都市である。日本人の居留は1893年頃から始まっているが、朝鮮人の家を借り、雑貨・売薬商を営んでいた岡山県人が最初の居留民であった⁽²⁹⁾。日清戦争時には軍隊駐屯の影響から、居留民が一時的に増加する時期もあった。このような日本人の居留について、朝鮮の地方官は傍観又は黙認していたと考えられる。

それでは、このような条約によらない居留について、外務省はどのように認識していたのであろうか。大邱と同じく、条約によって開市されることなかった開城の例から推察してみよう。次は、開城の居留状況に関する在韓公使林権助の報告である。

京畿道開城府ハ明治二十七八年戦役ニ続キ明治二十九年当国内地ニ暴徒蜂起ノ際多数ノ本邦人ノ滞寓スル処トナリ爾来該市ガ高麗ノ旧都ニシテ比較的資産家多キト且其人参生産地タルノ事実ハ我商民ノ投資ヲ誘ヒ土地家屋等ノ不動産ヲ買収若クハ抵当取ニ致候者夥敷現住百幾十名ノ本邦人中其多数ハ普通行商者ノ性質ヲ変シテ該地永住者タルノ事実ニ有之候。右ハ條約ノ正面ヨリ論スレバ全然違反ノ行為ニ有之候得共該市ニハ本邦人ニ先チ既ニ英米人等ノ土地ヲ所有シ寺院ヲ建設スル等永住的經營ヲ致居候者アリ。

⁽²⁴⁾ 前掲書、『平壤発展史』、25頁。

⁽²⁵⁾ 1897年11月から1898年2月にかけての統計である。「外務省記録」7-1-5-22「韓国居留本邦人戸口月表 第一巻」、1898年3月9日、鎮南浦領事館事務代理大木安之助より外務省庶務課長加藤恒忠宛の鎮公第11号の附属書。

⁽²⁶⁾ 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件 第三巻」、1898年6月8日、鎮南浦領事館事務代理大木安之助より外務次官小村寿太郎宛の鎮公第38号の附属書。

⁽²⁷⁾ 前掲書、『平壤発展史』、15頁。

⁽²⁸⁾ 前掲書、『平壤発展史』、51頁。

⁽²⁹⁾ 大邱府編『大邱民団史』秀英舎、1915年、1～2頁。

則本邦人ノ行為ハ他交親国人ノ行為以外ニ出タルモノニ無之殊ニ外国人ノ土地所有ニ対シテハ当該地方官ハ少クモ黙示ノ承認ヲ与ヘ候事例モ有之候ニ付韓国政府ヨリ直接若クハ間接ニ条約違反ノ旨ヲ照会致来り候場合ニハ本使ハ常ニ此論法ヲ以テ応答致居候次第……⁽³⁰⁾

開城における日本人の居留は日清戦争期からはじまっており、土地・家屋の買収も行われた。1902年に居留民人口は100人を越えており、定住を試みる人もいた。このような居留状態に対し、林公使は「條約ノ正面ヨリ論スレバ全然違反ノ行為」であると認識しながらも、西洋人宣教師の土地所有に対する朝鮮の地方官の「黙示ノ承認」、すなわち朝鮮政府の傍観的な態度を盾に取り、現状維持の方針に臨んでいたのである。

第4項 植民地都市の形成

在朝日本人の集団居留地の形成と関連するのが、植民地都市論である。一般的に、植民地都市は「植民地化の過程で宗主国によって植えつけられた都市」と定義される。朝鮮における植民地都市の特徴は、宗主国または植民地統治権力の開発計画のみならず、日本人社会の動向と密接に関連するという点である。この点に着目し、本稿の第6章においては仁川の事例を取り上げ、都市の成長と日本人社会の関係を考察している。個別の事例に先立ち、ここでは朝鮮における植民地都市の特質について触れることにしたい。

橋谷弘は、朝鮮・台湾・「満洲」に建設された植民地都市を三つの類型に分類する⁽³¹⁾。それは、主に在来都市との関係を基準とし、第1類型（日本による新たな都市形成）、第2類型（伝統的都市と植民地都市の二重構造）、第3類型（既存の都市と植民地都市の並存）である。本稿では、橋谷の類型に学びながらも、その検討対象を朝鮮に限定し、日本人居留地の形成過程や居留様態を基準とし、開港場型、雑居地型、新市街地型の植民地都市に分類する（【表 1-2】）。

まず、開港場型の植民地都市は、開港場から植民地都市へ成長した例である。釜山・元山・仁川がこれに該当し、典型的な事例である。一般的に、居留地は朝鮮人居住地とは離れており、朝鮮人との接触も比較的頻繁ではなかった。植民地期を経る過程で、その郊外に朝鮮人労働者の移住地が形成されるパターンがみられる。

次に、雑居地型は、城郭に囲まれた朝鮮在来の都市から植民地都市へ成長した例である。京城・平壤・大邱が代表的である。基本的に朝鮮人と雑居する地域であったため、民族間の接触は比較的頻繁であった⁽³²⁾。概し

⁽³⁰⁾ 「外務省記録」3-1-1-15「韓国各地開港関係雑件」第三巻、1902年9月15日、在韓特命全権公使林権助より外務大臣小村寿太郎宛の機密第112号、「開城府解放ニ関スル件」。

⁽³¹⁾ 橋谷弘『帝国日本と植民地都市』吉川弘文館、2004年。

⁽³²⁾ 『大邱民団史』には大邱が他地域と異なる特徴が挙げられている。①旧王都および開港地ではない点、②韓国人と雑居し頻繁に接触している点、③政治的・貿易的關係がなく日本人が居住してきた点、④居留民の構成が商人中心

て、朝鮮人と日本人の居住地域は分離されており、民族別の二重都市(dual city)が形成されていた。市街地が成長するなかで、城郭は邪魔物とされ撤去されるが、地域によっては日本人商工業者がその活動を展開していた。

最後に、日本人の流入によって短期間に形成された新市街地型の植民地都市である。鉄道沿線に多く、大田・鳥致院・新義州が代表的である。ちなみに、新義州・新馬山・新龍山のような地名も新市街地の形成と関連している。朝鮮各地を旅行した菊池謙讓は、これらの地域を「京釜鉄道が生んだ新日本村」と評しながら⁽³³⁾、次のように述べている。

「鳥致院」や「太田」は理想的に出来上った日本の町である。日本の現代で得られ得る文化は皆な備つて居る。日本の町と少しも異なる処はない。さり乍新しい日本町には朝鮮人の生活は町の副位ではなくして全く服従である。それか内鮮の共同都市生活を差別する第一歩である。朝鮮人を別物にするのではないが、朝鮮人はこの新しい日本町の生活に共通の趣味を持たない。共同の財力を持たない。共栄の興味を持たない……鳥致院や太田に於ける朝鮮人は其副と従との地位よりもっと下がりて日本人と共同して日本式の文化を共有する心持になって居ない。日本町の文化を共同する丈けの生活力を有しない。それゆへ彼等は日本町より離れて別区寰に居る。別に団聚を作くる⁽³⁴⁾。

『朝鮮諸国記』は、菊池が朝鮮を旅した記録である。その記述からわかるように、朝鮮人中心の雑居地とは異なり、新市街地型では日本人が主導する社会であった。また、菊池は民族間の格差とそれがもたらした居住空間の分離を正確に捉えている。

以上、日本人集団居留地の形成過程や居留様態を基準に、植民地都市を類型化した。これにより浮き彫りになるのは、日本人集団居留地の形成・成長過程は一概ではなかったことである。また、これによって居留様態や、朝鮮人社会との接触と関係性にも地域差が存在したことは留意すべきである。

ではない点、⑤農業経営者が多い点、⑥背面に広大な郡部を控えており、都市発展の可能性が高く期待されている点である。前掲書、『大邱民団史』、24頁。

⁽³³⁾ 菊池謙讓『朝鮮諸国記』大陸通信社(京城)、1925年、338頁。

⁽³⁴⁾ 前掲書、『朝鮮諸国記』、115～116頁。

【表 1-2】 朝鮮半島における植民地都市の類型

類型	形成過程	地域
開港場型	開港場に設定された居留地から都市へ成長した類型	釜山、元山、仁川、木浦、鎮南浦、群山、馬山、清津
雑居地型	朝鮮の在来都市に日本人集団居留地が形成され、都市へ成長した類型	京城、平壤、大邱、開城、忠州、公州、清州、全州
新市街地型	主に鉄道沿線に日本人集団居住地ができ、全く新しい市街地が形成された類型	大田、鳥致院、新義州

第2節 在朝日本人の人口推移

第1項 居留民人口(1876年～1905年)の再集計

在朝日本人の人口統計は、主に朝鮮総督府刊行の『朝鮮に於ける内地人』『朝鮮の人口現象』が引用される⁽³⁵⁾。これらの資料は、総督府庶務部調査課が行った朝鮮社会事情調査の成果であり、長い間信頼されてきた⁽³⁶⁾。引揚げ研究で著名な森田芳夫もこの統計を利用しており⁽³⁷⁾、この影響から戦後の多くの研究において踏襲されてきた。ところが、この統計は釜山開港以前の1876年から始まっており⁽³⁸⁾、人口が減少する時期(1878年～1880年、1886年～1888年)があるなど、不自然な点が少なくない。

そこで、本稿では1877年から1905年までの居留民人口の再集計を試みた。主に、「外務省記録」に収められている領事館の報告資料を利用した。理由は不明であるが、各領事館からの報告は揃っていない。また、領事館の報告を基に作成された『帝国統計年鑑』に居留民人口が掲載されるのは1890年からであり、全時期の人口は得られない⁽³⁹⁾。このような資料状況を踏まえ、「外務省記録」の統計を基に、朝鮮地誌の統計を照らし合わせ、その欠

⁽³⁵⁾ 朝鮮総督府庶務部調査課『朝鮮に於ける内地人』、1923年。朝鮮総督府庶務部調査課『朝鮮の人口現象』、1923年。

⁽³⁶⁾ 善生永助^{ぜんしやう}は早稲田大学を卒業した後に、雑誌記者を経て、1923年7月より朝鮮総督府庶務部調査課嘱託となった人物である。昭和10年(1935年)まで朝鮮社会事情調査に従事した。朝鮮新聞社内朝鮮人事興信録編纂部編『朝鮮人事興信録』、1935年、253頁。

⁽³⁷⁾ 森田芳夫『朝鮮終戦の記録—米ソ両軍の進駐と日本人の引揚げ』巖南堂書店、1964年、2頁。

⁽³⁸⁾ もちろん1876年の人口は、釜山の倭館に居留していた対馬県人の人口である。倭館には、1678年に600人前後、1834年に300～400人、1861年に600人、1868年に250人、1876年1月に82人の日本人が滞在していたという。朝鮮総督府『朝鮮の人口現象』、1927年、102～103頁。

⁽³⁹⁾ 外務省が各領事館に居留民人口統計の報告を命じたのは、それに先立つ1888年からであった。「外務省外交史料館」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」、7-1-5-22「韓国居留本邦人戸口月表」。

落を補うことにした。従来の統計と再集計した統計を比較したのが、【表 1-3】である。

なお、この人口統計に軍人・軍属は含まれていない点は留意すべきである。領事館統計における「軍人、軍属及其従属者ヲ算入セス」との表示⁽⁴⁰⁾、朝鮮総督府の調査における「在朝鮮軍隊在営下士兵卒を包含せず」との附記から⁽⁴¹⁾、一部の例外を除いて、軍人・軍属は含まれていないと考えられる⁽⁴²⁾。

一方、領事館と居留民団体の人口統計にはかなりの差があるが、これは調査範囲の違いから起因するものである。例えば、1905年の京城領事館報告の居留民人口（【表 1-7】）は、京城・龍山のみではなく、開城・永登浦・平沢・天安・鳥致院・大田の人口を含んでいる。すなわち、領事館は居留地の外部を含む管轄区域全体を対象としていた。その結果、領事館の統計は居留民団体の人口統計を上回る傾向があった。このような理由から、「外務省記録」が存在しない年度に関しては、前後の人口に照らし合わせ、もっとも自然な数値を選定した。

再集計した結果によると、一時減少する時期（おそらく、壬午軍乱の影響）もあったが、人口は安定して増えていた。1905年にいたると、釜山・仁川・京城の人口は1万人を越えていた。全体人口は51,934人に集計され、従来の数値との間に約9500人の差がみられる。

【表 1-3】 在朝日本人人口統計の再集計(1877年～1905年)

	従来の人口統計			人口統計の再集計										
	男	女	計	計	釜山	元山	仁川	京城	木浦	鎮南浦	平壤	群山	馬山	城津
1876年	52	2	54											
1877年	320	25	345	273	273									
1878年	18	99	117	410	410									
1879年	139	30	169	922	922									
1880年	550	285	835	2,301	2,066	235								
1881年	2,831	586	3,417	2,206	1,925	281								
1882年	2,999	623	3,622	1,779	1,519	260								
1883年	3,284	719	4,003	2,327	1,780	199	348							
1884年	3,574	782	4,356	2,324	1,750	173	401							
1885年	3,710	811	4,521	2,780	1,896	235	561	88						

⁽⁴⁰⁾ 1901年の京城人口表に「軍人、軍属及其従属者ヲ算入セス」との表示、1902年の仁川人口表に「軍人軍属軍吏ヲ除」との表示、1904年6月末の京城居留民の職業統計に「官吏(軍人及軍属ヲ除ク)」との記録がみられる。「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第四巻、1902年1月18日、京城領事館三増久米吉より外務大臣小村寿太郎宛の公信第8号の附属書。同資料、1903年1月、仁川公第16号の附属書。(JACAR、Ref.B13080303600、第5画像目)。「外務省記録」1-6-1-17-1「韓国各港駐在帝国領事官管轄内情況取調一件／京城、釜山、馬山」、1904年11月12日、京城領事三増久米吉より外務大臣小村寿太郎宛の公信第184号、「管内情況調査報告」。

⁽⁴¹⁾ 「本表は在朝鮮軍隊在営下士兵卒を包含せず」と記されている。朝鮮総督府『朝鮮の人口現象』調査資料第22輯、1927年、108頁。

⁽⁴²⁾ 1930年以降の国勢調査には軍人が記載される例もあった。

1886年	408	201	609	3,124	1,976	279	706	163							
1887年	468	173	641	3,480	2,006	374	855	245							
1888年	934	297	1,231	4,970	2,711	433	1,359	467							
1889年	3,494	2,095	5,589	5,589	3,033	598	1,361	597							
1890年	4,564	2,681	7,245	7,649	4,344	680	2,016	609							
1891年	5,601	3,420	9,021	9,021	5,255	655	2,331	780							
1892年	5,532	3,605	9,137	9,069	5,110	704	2,540	715							
1893年	5,168	2,703	7,871	8,871	4,750	794	2,504	823							
1894年	5,629	3,725	9,354	9,348	4,396	903	3,201	848							
1895年	7,315	4,988	12,303	12,303	4,953	1,362	4,148	1,840							
1896年	7,401	5,170	12,571	12,571	5,433	1,299	3,904	1,935							
1897年	7,871	5,744	13,615	13,615	6,067	1,423	3,949	1,867	206	27	76				
1898年	8,620	6,684	15,304	15,304	6,249	1,560	4,301	1,976	980	154	84				
1899年	8,507	6,561	15,068	15,163	5,806	1,600	4,118	1,985	868	311	127	249	99		
1900年	8,768	7,061	15,829	15,829	5,758	1,578	4,208	2,115	894	339	159	488	252	38	
1901年	9,957	7,971	17,928	17,816	6,804	1,504	4,628	2,490	931	370	200	566	259	64	
1902年	12,786	9,685	22,471	22,562	9,799	1,668	5,136	3,034	1,045	547	210	684	333	106	
1903年	16,888	12,309	29,197	28,797	10,776	1,946	6,433	3,673	1,417	779	207	3,002	396	168	
1904年	19,330	11,763	31,093	38,209	11,996	1,895	9,484	8,330	1,442	1,786	861	1,731	629	55	
1905年	26,486	15,974	42,460	51,934	13,364	3,150	12,710	11,247	2,020	3,002	2,063	2,593	1,593	192	

出典 ①従来の人口統計は、朝鮮総督府庶務部調査課『朝鮮に於ける内地人』、1923年。朝鮮総督府庶務部調査課『朝鮮の人口現象』、1923年による。

出典 ②「外務省記録」（網掛け以外の部分）

基本的に、「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」による。釜山の1877～1879年の人口は、「外務省記録3-10-2-15「韓国各居留地小学校教育費国費補助雑件」、1901年6月26日、釜山領事能勢辰五郎より外務大臣曾禰荒助宛の公第88号の附属書、「韓国釜山港日本居留地釜山公立小学校一覧表」。1899年の釜山・木浦・馬山人口、1903年の平壤人口は、7-1-5-22「韓国居留本邦人戸口月表」による。1904年の京城人口は、「外務省記録」1-6-1-17-1「韓国各港駐在帝国領事官管轄内情況取調一件／京城、釜山、馬山」、1904年11月12日、京城領事三増久米吉より外務大臣小村寿太郎宛の公信第184号、「管内情況調査報告」。1904年の城津人口は、「外務省記録」5-2-1-12「韓国在留本邦人引揚雑件」、1904年2月18日電受第393号、林権助在韓公使より小村寿太郎外務大臣宛の第156号。注 断りのない限り、年末の人口である。平壤の1903年人口は2月、城津の1904年人口は2月、京城の1904年人口は6月現在である。なお、城津の1904年人口は、日露戦争の影響で元山へ引揚げた居留民が存在したため、減少している。

出典 ③朝鮮地誌（網掛けの部分）

釜山の1880～1885年・1887年人口は、相沢仁助編『韓国釜山港勢一斑』日韓昌文社、1905年、242～243頁。また、釜山の1904～1905年人口は、釜山商業会議所編『釜山要覧』釜山商業会議所、1912年。元山の人口は、元山毎日新聞社編『東朝鮮——名元山案内』元山毎日新聞社、1910年、7～8頁。仁川の人口は、薬師寺知隴（小川雄三）『新撰仁川事情』、2～3頁。仁川の1903～1904年人口は、相沢仁助『韓国二大港実勢』日韓昌文社、281頁。京城人口は、京城居留民団役所編『京城発達史』、1912年、421～424頁。木浦人口は、木浦誌編纂会編『木浦誌』、1914年、298～299頁。鎮南浦人口は、前田力編『鎮南浦府史』鎮南浦府史発行所、1926年、73～75頁。馬山人口は、平井斌夫・九貫政二『馬山と鎮海湾』濱田新聞店（馬山）、1911年、6～7頁による。

第2項 開港期～形成期の居留民人口

「外務省記録」によると、最初の居留民人口は1886年末の釜山の人口である。当時、釜山居留地には、1,976（男1,075、女901人）の居留民がいた⁽⁴³⁾。この記録には「寄留」と表記されているが、これは本籍地を離れている状態を意味するものである。外務省では海外に「寄留」する人々を把握していたわけであるが、朝鮮は、ハワイ「官約移民」が開始する1885年まで、最多の渡航先であった⁽⁴⁴⁾。

各領事館の統計が漏れなく揃うのは1888年の統計からである（【表 1-4】）。在留目的別に、公用、留学、商用、その他諸用に分類されているが、そのうち商用が最も多く、その他諸用（雇い、職工、漁業、遊歴）がこれを次いだ。初期の居留民人口から浮かび上がる特徴は、商人中心の男性社会という点である。海外への渡航は危険を伴うものであり、男性が単独で渡航する例が多く、男性は女性100人に対し140～160人に及んでいた。この時期は、「一人として永住の考へを以て居るものはなく、一切腰掛的出稼根性」といわれるように⁽⁴⁵⁾、出稼ぎ目的の男性が中心であった。

その後、日清戦争を経て居留民は増加する。とくに、戦場となった平壤における居留民の増減は激しく、日本軍が駐屯した一ヶ月の間に京城・仁川の商人が400～500人滞留していた⁽⁴⁶⁾。多くの商人は戦争後に平壤を去ったが、朝鮮人向けの商売に可能性を見出し、再び戻る者もいた。戦争をきっかけに朝鮮の事情が日本に伝わり、渡航を促す要因にもなっていた。

1890年代後半に至ると、居留地は釜山、元山、仁川、京城、木浦、鎮南浦、平壤、群山、馬山、城津の10ヶ所に増えていた。居住地域も、居留地の外部や内陸へ拡散していた。【表 1-5】は、1901年末の居留民人口であるが、この統計には居留範囲を超える地域も含まれている。例えば、1902年の馬山人口には昌原、統営、普州人口が含まれており、群山人口には江鏡・全州・黄山・公州・論山の人口が、鎮南浦人口には裁寧・黄州・遂安・咸従の人口が含まれている⁽⁴⁷⁾。これらの地域は、「居留地外韓10里以内」という範囲を明らかに越える地域であった。このような実情から、仁川領事の信夫淳平は、居留民人口に関して、「各開港市場外に於て謂ゆる行商なる名の

⁽⁴³⁾ 「外務省外交史料館」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第一巻、1897年3月11日、釜山領事室田義文より外務次官青木周蔵宛の公第40号の附属書。

⁽⁴⁴⁾ 木村健二、前掲書、7頁。

⁽⁴⁵⁾ 藤村徳一編『居留民之昔物語』朝鮮二昔会事務所、1927年、43頁。

⁽⁴⁶⁾ 平壤民団役所編『平壤発展史』民友社（東京）、1914年、25～26頁。

⁽⁴⁷⁾ 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第四巻、「在韓帝国領事館来之部」、1903年1月6日、馬山領事館本第1号の附属書。同資料、1903年1月（日付不明）、群山分館主任横田三郎より外務大臣小村寿太郎宛の公第8号の附属書。同資料、1903年1月21日、鎮南浦領事中山嘉吉郎より外務大臣小村寿太郎宛の鎮第6号の附属書。

下に居留する幾多の本邦人を加算」すると、領事館調査人口の約三割増しになると推定していた⁽⁴⁸⁾。こうした推察に照らすと、実際の居留民人口は領事館の統計を上回ると考えられる。

【表 1-4】 1888年～1890年における在留目的別の居留民人口

年 度		公用		留学		商用		其他諸用		合計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
1 8 8 8 年	京城	33	8	-	-	-	-	284	144	*315	152	467
	釜山	44	38	-	-	-	-	1,463	1,166	1,507	1,204	2,711
	仁川	21	0	-	-	-	-	890	448	911	448	1,359
	元山	14	8	-	-	-	-	264	147	278	155	433
	計	112	54	-	-	-	-	2,901	1,905	3,011	1,959	4,970
1 8 8 9 年	京城	44	26	3	0	314	153	37	20	398	199	597
	釜山	30	30	-	-	-	-	1,737	1,236	1,767	1,266	3,033
	仁川	33	12	4	0	871	391	33	17	941	420	1,361
	元山	19	11	0	0	209	94	160	105	388	210	598
	計	126	79	7	0	1,394	638	1,967	1,378	3,494	2,095	5,589
1 8 9 0 年	京城	37	25	4	0	343	175	21	4	405	204	609
	釜山	36	27	-	-	-	-	2,631	1,650	2,667	1,677	4,344
	仁川	23	3	3	0	1,034	945	8	0	1,068	948	2,016
	元山	19	16	0	0	219	101	186	139	424	256	680
	計	115	71	7	0	1,596	1,221	2,846	1,793	4,564	3,085	7,649

出典 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第一巻、1899年1月7日、仁川領事館副領事林権助より外務次官青木周蔵宛の公第4号の附属書。同資料、1899年1月17日釜山領事室田義文より外務次官青木周蔵宛の公第10号の附属書。同資料、1899年1月28日、京城領事館副領事橋口直右衛門より外務次官青木周蔵宛の公第9号の附属書。同資料、1889年2月19日、元山領事館副領事渡辺修より外務次官青木周蔵宛の公第11号の附属書(以上、1888年の統計)。同資料、1890年1月4日、仁川領事館副領事林権助より外務次官青木周蔵宛の公第13号の附属書。同資料、1890年1月16日、釜山領事館領事代理本黒より外務次官岡部長職宛の公第7号の附属書。同資料、1890年1月14日京城領事館副領事橋口直右衛門より外務次官岡部長職宛の公信第6号の附属書。同資料、1890年1月6日、元山領事館領事代理久水三郎より外務大臣青木周蔵宛の公第2号の附属書(以上、1889年の統計)。同資料、1891年1月13日、仁川領事館領事林権助より外務次官岡部長職宛の公信第2号の附属書。同資料、1891年1月19日、釜山領事館領事立田革より外務次官岡部長職宛の公第8号の附属書。同資料、1891年1月13日、元山領事館領事代理久水三郎より外務次官岡部長職宛の公第6号の附属書。同資料、1891年2月21日、京城領事館副領事代理小川盛重より外務次官岡部長職宛の公信第14号の附属書(以上、1890年の統計)。

注 1888年の京城の男性人口合計に誤差(男女合計は317人)があるが、数値は原文のままである。1888年の統計、1889年・1890年の釜山統計には留学・商用人口は集計されていない。

⁽⁴⁸⁾ 領事館調査によると1899年の仁川人口は15,537人であるが、2万人を予想していた。信夫淳平『韓半島』東京堂書店、1901年、687頁。

【表 1-5】 1901年末における居留民人口

地域	公用		留学		商用		其他諸用		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
京城	93	61	16		1,075	854	211	180	1,395	1,095	2,490
釜山	83	65			1,774	1,608	1,845	1,429	3,702	3,102	6,804
仁川	62	51			1,220	981	1,282	1,032	2,564	2,064	4,628
元山	47	38			399	305	383	332	829	675	1,504
木浦	39	24			263	220	238	147	540	391	931
鎮南浦	21				71	62	124	92	216	154	370
平壤	10				107	65	6	12	123	77	200
群山	15	11			176	118	138	108	329	237	566
馬山	23	13			81	50	59	33	163	96	259
城津	17	12			8	7	9	11	34	30	64
合計	410	275	16	0	5,174	4,270	4,295	3,376	9,895	7,921	17,816

出典 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第四巻、「在韓国領事館之部」より整理。

注 馬山人口には領事館管区内の昌原・固城・統営人口が含まれている。群山人口は、黄山・江鏡・論山・公州・錦山・全州人口が含まれている。

第3項 形成期①—「自由渡韓」への陳情

日清戦争とともに朝鮮への渡航に影響をおよぼした要因が、1896年(明治29)に制定された移民保護法である⁽⁴⁹⁾。この法律は、ハワイや南米への労働移民の弊害を改善するために制定されたものであり、悪徳な移民取扱業者から移民を保護するために制定されたものであった。移民渡航の許可制、移民契約の認可制、移民取扱業者の保証金納付の義務条項を設けており、移民の送出を取締る法令であった。第1条において、移民は「労働ニ従事スルノ目的ヲ以テ外国ニ渡航スル者及其ノ家族ニシテ之ト同行シ又ハ其ノ所在地ニ渡航スル者」と定められた。この条文によると、韓国は移民保護法の適用対象であり、渡航に当たって地方官庁の許可を受ける必要があった⁽⁵⁰⁾。場合によっては、二人以上の保証人が条件付けられることもあった(第3条)。

地方官庁では、渡航許可(=旅券下付)の申請を受けると、警察署に身元調査を依頼し、許可の可否を決めた⁽⁵¹⁾。身元調査や保証人の資格調査を経て渡航許可を得るには時日を要したため、在韓領事館には渡航希望者の苦情が寄せられた。そのなかには、旅券を携帯しない者に対し警察が乗船を禁止した例、乗船切符の販売を拒否した例などがあった。このような状況に対し、平壤居留民総代の上松義文は、「韓国各港間商用往来ノ頻繁

⁽⁴⁹⁾ 移民保護法の適用外、旅券の携帯必要なしのほか、朝鮮渡航における便宜政策については、木村健二、前掲書、20～21頁を参照のこと。

⁽⁵⁰⁾ 以下、旅券下付の内容は、「外務省記録」3-8-2-115「清韓両国渡航取扱方ニ関スル訓令並伺雑件」。

⁽⁵¹⁾ 「外務省記録」3-8-2-115「清韓両国渡航取扱方ニ関スル訓令並伺雑件」、1899年12月30日、釜山領事能勢辰五郎より外務大臣青木周蔵宛の公第326号。

ナル事欧米各国ニ渡航スル者ト大ニ其状態ヲ異」にすると述べ、その「渡航往復モ殆ント我内地同様ノ自由ト保護ヲ得ルノ必要」があると主張した⁽⁵²⁾。また、京城商業会議所会長の瀧上貞助は、旅券下付における保証人の廃止、乗船時の旅券携帯確認の廃止、書式の簡易化を請願した⁽⁵³⁾。

これらの陳情を受けた領事館では対応に迫られていた。釜山領事の能勢辰五郎は、「韓国ノ如キ僅ニ本邦ト一葦海水ヲ隔ツル土地ナレハ成ルベク本邦人ノ渡航ヲ自由ナラシメ案ノ外営利ノ途ヲ奨励スルヲ国家ノ為メ反ッテ利益ナル」と述べ⁽⁵⁴⁾、渡航の手続を出来る限り寛大にし、男女を問わず旅券発給を容易にするよう外務省へ上申していた。また、仁川領事の伊集院彦吉は、韓国への渡航希望者を移民保護法対象より除外し、「普通渡航者」として取り扱うよう要請していた⁽⁵⁵⁾。このような具申を受け、外務省は地方官庁に対し、韓国渡航希望者への旅券下付の手続を簡略にするよう内訓を発した⁽⁵⁶⁾。これに加え、在韓国日本人商業会議所連合会では、「自由渡韓ニ関スル請願書」を領事館へ提出した⁽⁵⁷⁾。

これらの陳情の結果、1902年2月に移民保護法は改正される。「外国」という条文は、「清韓両国以外ノ外国」と改められ、韓国と清国は適用地域から除外された。これを受け、同年5月に外務省は改めて、清韓への渡航希望者に対し簡易迅速に旅券下付を行うこと、出発時期が切迫している者に旅券携帯を強要しないよう地方官庁宛に通牒を発した⁽⁵⁸⁾。こうして移民保護法問題は一段落をみたが、地方官庁における対応は一概ではなかったようである。ある仁川の居留民は、県庁の役人に「渡韓者を取締るは政府の方針なり、在韓領事よりも其意を以て照

⁽⁵²⁾ 「外務省記録」3-8-2-115「清韓両国渡航取扱方ニ関スル訓令並伺雑件」、1900年2月5日、平壤分館主任新庄順貞より外務大臣青木周蔵宛の公信第7号の附属書。

⁽⁵³⁾ 一、旅券ヲ願受クルニ際シ各府県及開港場ニ於テスルモノトモ一般ニ保証人ヲ要セサル事。一、旅券願出書式ハ可成簡易ヲ旨トシ若シ其書式ニ拠ラサルモノアルモ其願意ヲ誤ラサル時ハ当務官吏ハ之レヲ受理ス可キ事。一、本人ノ意思ニ依リ必シモ旅券ヲ携帯スルニ及バズ開港場警察官ガ旅券ヲ有セス渡航セントスル者ニ向ツテ説諭ヲ加ヘ乗船ヲ拒否スル等ノ事勿ラシムル事。「外務省記録」3-8-2-115「清韓両国渡航取扱方ニ関スル訓令並伺雑件」、1900年1月19日、京城領事山庄円次郎より外務大臣青木周蔵宛の公信第4号、「海外旅券ニ関スル当地商業会議所ヨリノ建議書進達ノ件」附属の甲第1号。

⁽⁵⁴⁾ 「外務省記録」3-8-2-115「清韓両国渡航取扱方ニ関スル訓令並伺雑件」、1899年12月30日、釜山領事能勢辰五郎より外務大臣青木周蔵宛の公第326号。

⁽⁵⁵⁾ 「外務省記録」3-8-2-115「清韓両国渡航取扱方ニ関スル訓令並伺雑件」、1900年1月10日、仁川領事伊集院彦吉より外務大臣青木周蔵宛の公第5号、「韓国渡航者手続ニ関スル苦情ノ件」。

⁽⁵⁶⁾ 「外務省記録」3-8-2-115「清韓両国渡航取扱方ニ関スル訓令並伺雑件」、1900年3月2日発遣、外務大臣より北海道庁長官、警視総監、京都・大阪府知事、各県知事宛の送第166号。

⁽⁵⁷⁾ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A05032420800、内務大臣決裁書類・明治35年、1902年7月16日、外務省総務長官珍田捨巳より内務総務長官山縣伊三郎宛の送第111号(国立公文書館)。

⁽⁵⁸⁾ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A05032420800、内務大臣決裁書類・明治35年、1902年6月28日、外務省通商局長杉村濬より地方官庁宛の送第1180号(国立公文書館)。

会し来れり」と聞かされた経験を述べている⁽⁵⁹⁾。改正後も地域によっては身元調査が引続き行われており、これによって渡航希望者の不満は増大していた

その後、1903年の旅券下付状況をみると、主な渡航目的は商用・職工・出稼ぎであった⁽⁶⁰⁾。この統計に集計されない渡航者もいた。旅券下付が難しい場合、「他人ノ旅券ヲ流用シテ自己ノ姓名ヲ詐称シ又ハ漁船ニ□ジテ密航スル等ノ弊害」(□は解読不能)があったからである⁽⁶¹⁾。成りすましや密航が行われるなかで、1904年に韓国渡航者に対して旅券所持が廃止され、「自由渡韓」は実現する。

第4項 形成期②一日露戦争期における急増

旅券所持の廃止と日露戦争の影響による渡航者の増加は、爆発的であった。仁川では、「隔日位に入り来る汽船に何時も五六百の邦人新に上陸する勢」であり⁽⁶²⁾、「家数ノ不足ヲ告ケ同居者多キ有様」であった⁽⁶³⁾。京城では、「毎日四五十名位増加し、一箇月を経ずして千人以上の増加」をみる有様であった⁽⁶⁴⁾。その多くは、「賃金の暴騰を伝聞し漫に渡航し来りて空しく旅店に宿泊し、將に路頭に迷はんとする者少なからず」の状態であったため⁽⁶⁵⁾、京城領事三増久米吉の報告によると、「一攫千金的ノ利益ヲ貪ラムトノ空想ヲ懷キ資力ナク特種ノ技能ナキ輩」の増加は、物価高騰や住宅不足などの問題を引き起こしていた⁽⁶⁶⁾。

⁽⁵⁹⁾ 「僕が旅行券下付を某県庁は出願するや、係り官は厳格なる口調にて僕の身分及経歴を質問し、且つ渡韓後の目的旅費ノ金額等に就て一々取糺す所あり、而して其日は其儘引下りたるが翌日警察吏は僕の家へ就て尚ほ取調ぶる廉あり、殆んど其の面倒に堪へず、爾后余は毎日県庁に出頭してその下付を乞へ共容易に許可を与へず、曰く「渡韓者を取糺すは政府の方針なり、在韓領事よりも其意を以て照会し来れり」と、而して僕の身分に尚ほ取調べを要する旨を申渡さるのみ」『朝鮮新報』、1904年5月27日、1面(「外務省記録」3-8-2-115「清韓両国渡航取扱方ニ関スル訓令並伺雑件」、1904年6月1日、京城領事三増久米吉より外務大臣小村寿太郎宛の公信第77号、「渡韓者取糺ニ関スル件」の附属書)。

⁽⁶⁰⁾ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B13080431800、統計関係雑件／統計受送(内閣之部)第二巻、「明治三十八年第一期統計材料」(外務省外交史料館)。

⁽⁶¹⁾ 「外務省記録」3-8-2-115「清韓両国渡航取扱方ニ関スル訓令並伺雑件」、1902年6月11日、釜山領事幣原喜重郎より外務大臣小村寿太郎宛の公代75号、「自由渡韓ニ関スル請願ニ付稟申」。

⁽⁶²⁾ 前掲書、『京城發達史』、131頁。

⁽⁶³⁾ 外務省記録3-8-2-201、「居留民団法並同施行規則制定資料雑纂」、1905年1月27日、仁川領事加藤本四郎より外務大臣小村寿太郎宛、「専管居留地及居留民団法案ニ対スル意見上申」。

⁽⁶⁴⁾ 前掲書、『京城發達史』、131頁。

⁽⁶⁵⁾ 同上。

⁽⁶⁶⁾ 「本年二月開戦ト共ニ一時多数ノ軍隊当地方面ニ入込ミ其結果物価偏ニ昂騰シ労働者ノ需要モ著敷増加シタリトノ報内地ニ伝ハルヤ此機ニ策シ一攫千金的ノ利益ヲ貪ラムトノ空想ヲ懷キ資力ナク特種ノ技能ナキ輩漫然渡来シ何等ノ職業ヲ需ムル能ハズシテ極ニ生計ノ困難ヲ来シ遂ニ他人ノ救助ヲ仰キ又ハ警察ニ向テ保護ヲ出願スルカ如キ悲境ニ

この時期の人口増加にみられる特徴は、日本軍の進駐による民間人の移動にあった。例えば、1904年2月9日に仁川港に上陸した日本軍は、3月に朝鮮半島の北部を通過し中国へ向ったが、この過程で戦場となった平壤の人口は大きく変動している⁽⁶⁷⁾。これは、戦争特需を狙った商人・行商の流入であり、日本軍が通過した地域では同様の現象が起きていた。

もう一つの特徴は、京釜鉄道の沿線における集団居留地の形成である。なかんずく1904年から1905年の間は、日露戦争や京釜鉄道工事によって人口変動が激しい時期であった。例えば、大邱では日清戦争期に日本人の居留は始まり、日露戦争時に居留民は2千人前後に達していた⁽⁶⁸⁾。大邱日本人居留民会が設立されるのも1904年8月であった。

【表 1-6】は、1904年・1905年の京城領事館報告の居留民人口である。管内の人口であり、京畿道(開城、永登浦、始興、烏山、平沢)のみではなく、忠清南道(天安、鳥致院、太田)、忠清北道(赤登津、永同)の人口も集計されている。当時、京釜線の停留駅(京城-龍山-鷲梁津-永登浦-始興-安養-軍浦場-富谷-水原-餅店-烏山-振威-西井里-平沢-成歆-稷山-天山-小井里-金義-葛巨里-鳥致院-内板-芙江-馬尾毛浦-新灘津-坪村-太田-増若-沃川-伊院-深川-永同)に照らすと、居住地域とはほぼ重なることが確認できる。

他方、開港場の居留地では内陸部への拡散もみられる。群山の居留地からほど近い裡里に日本人の居留が始まるのは、日露戦争後の1906年頃である⁽⁶⁹⁾。農場経営を目的に土地を買収する居留民が少なくなかった。

【表 1-6】 1904年6月末の京城領事官管内における居留民人口

地域	戸数	人口		
		男	女	計
京城	994	2361	1,868	4,229
龍山	70	217	80	297
開城	72	139	102	241
永登浦	140	337	184	521
始興	4	17	2	19
安養	3	6	4	10
烏山	8	17	4	21
軍浦場	4	6	3	9
水原	17	46	18	64
餅点	5	12	6	18

陥ル者尠ナカラザリシ…」「外務省記録」3-8-2-115「清韓両国渡航取扱方ニ関スル訓令並伺雑件」、1904年6月1日、京城領事三増久米吉より外務大臣小村寿太郎宛の公信第77号、「渡韓者取締ニ関スル件」。

⁽⁶⁷⁾ 1904年2月(94戸、415人)、1904年3月(192戸、664人)、1904年4月(155戸、401人)。外務省記録3-8-2-201、「居留民団法並同施行規則制定資料雑纂」、1904年10月25日、平壤分館主任副領事新庄貞貞より外務大臣小村寿太郎宛の機密第4号「専管居留地及居留民団法案ニ関スル答申ノ件」。

⁽⁶⁸⁾ 前掲書、『大邱民団史』、2～4頁。

⁽⁶⁹⁾ 山下英爾編『湖南寶庫裡里案内一附近接地事情』、恵美須屋書店(益山)、1915年、6頁。

成歓	15	49	9	58
平沢	31	153	21	174
天安	22	62	13	75
鳥致院	94	531	127	658
増若	19	279	12	291
深川	53	927	113	1,040
懐徳	72	545	60	605
合計	1,623	5,704	2,626	8,330

出典 「外務省記録」1-6-1-17-1「韓国各港駐在帝国領事官管轄内情況取調一件／京城、釜山、馬山」、1904年11月12日、京城領事三増久米吉より外務大臣小村寿太郎宛の公信第184号、「管内情況調査報告」。

【表 1-7】 1905年末における京城領事館管内の居留民人口

地域	公用		留学		商用		其他諸用		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
京城	385	346	10		1,120	758	2,645	2,413	4,160	3,517	7,677
龍山	71	50			181	159	453	117	705	326	1,031
開城	9	6			59	30	182	225	250	261	511
永登浦	14	8			30	23	313	193	357	224	581
始興・鳥山間							50	26	50	26	76
平沢	1	1			2		61	38	64	39	103
天安	1	1			4		22	11	27	12	39
鳥致院	19	7			14	6	84	48	117	61	178
太田	4	1			62	42	351	186	417	229	646
赤登津	2	2			4	3	254	36	260	41	301
永同	3	6			12	5	51	27	66	38	104
小計	509	428	10	0	1488	1026	4466	3320	6473	4774	11,247

出典 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第五巻、1906年1月24日、公信第13号の附属書。

第5項 定住期①—統監府期の人口

日露戦争で勝利した日本は、1905年11月に韓国と第二次日韓協約(乙巳保護条約)を結び、韓国を保護国にした。また、翌年の統監府設置は、日本人の移住をさらに促した⁽⁷⁰⁾。居留民経営の新聞には、「来れ、来れ、朝鮮へ。要するに晩かれ早かれ、朝鮮は第二の日本とならねばならない国なのだ」という論調の記事がしばしば掲載された⁽⁷¹⁾。韓国を「第二の日本」と、植民地同様にみる認識が日本人の間に広がりつつあった。

【表 1-8】は、1907年・1908年における居留民戸数・人口である。以前の領事館の統計と同様に管内の人口である。全体の居留民人口は、1年間に戸数は約9千戸、人口は3万人近く増加しており、増加率の高い地域は清

⁽⁷⁰⁾ 例えば、朝鮮総督府庶務部調査課『朝鮮に於ける内地人』、1924年にも同様の記述がみられる。

⁽⁷¹⁾ 『朝鮮新報』、1906年12月4日、「在韓邦人の増加」。

津、京城、大邱の順であった。1908年に開港した清津の例を除くと、内陸の増加率が高い傾向があったが、そのいっぽうで初期に開港した仁川・元山の人口は低迷していた。その理由は地域によって異なり、元山は交通網の不備を含め、商業地として不利な条件が要因であったが⁽⁷²⁾、仁川は旧居留地面積の狭小、京城への移住者の増加が影響していたと考えられる。

それでは、統監府期に開港した清津の例を取り上げ、北韓の居留状況についてみよう。清津に各国居留地が設置されるのは1908年1月である。開港前の1907年末の人口は既に千人を超えていた。正式に開港するまでに、日本人の流入が始まっていた。1906年の秋に清津開港の任務を得て赴任した橋本豊太郎は、彼に先立ち、清津に入っていた居留民と遭遇するが、彼らは開港後の不動産騰貴を狙った人々であった。その後の1907～1908年にかけての人口増加は、「羅南兵營建築ノ為多数労働者ノ移住」によるものであった⁽⁷³⁾。この時期になると、居留地設定を問わず、実質において日本人はどこにでも居住できるようになっていたのである。

居留民の意識にもは徐々に変化が起きていた。居留民の間では、定住を意識するようになり、各地でインフラ整備が行われた。学校・病院の建築、道路・上水道の整備、火葬場・墓地の設置が起案・施行された。代表的な例として、京城尋常高等小学校（後の日出小学校）の校舎新築が挙げられる。新築が決定されたのは1905年であるが、当時の京城居留民団民長の中井喜太郎は、赤レンガ造りで建築を積極的に主張し、居留民団議員の同意を得るに至った⁽⁷⁴⁾。建築費の約9万円は、当時居留民団の一年予算（1905年～1906年に約13万円）の約70%に及ぶ巨額であったが⁽⁷⁵⁾、定住意識の広がり象徴する出来事であった。このような居留民の間における定住意識は「併合」後にさらに広がる。

【表 1-8】 1907・1908年における理事庁管内の居留民人口

	戸数				人口			
	1907年末	1908年末	増加数	増加率	1907年末	1908年末	増加数	増加率
京城	6,432	10,799	4,367	168%	21,710	35,316	13,606	163%
仁川	3,295	3,449	154	105%	12,434	12,559	125	101%
群山	1,453	1,963	510	135%	4,948	6,308	1,360	127%

⁽⁷²⁾ 1909年元山に渡航した人物の回顧によると、当時は京元線が敷設されていない時期であり、京城から元山行きは、陸路ではなく釜山経由で航路が利用されたという。交通の不便などから、当時の元山は、「浮世から遊離した、一つの離れ島的の観」があったと回顧している。和田八千穂・藤原喜蔵編『朝鮮の回顧』近澤書店、1945年、34・36頁。

⁽⁷³⁾ 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第七巻、1909年3月2日、統監府外務部長鍋島桂次郎より外務省通商局長萩原守一宛の統発第1101号の附属書、「明治四十一年十二月末現在 在韓本邦人戸口表」の備考欄。

⁽⁷⁴⁾ 中井錦城『朝鮮回顧録』糖業研究会出版部、1915年、148頁。

⁽⁷⁵⁾ 京城居留民団役所偏『京城発達史』、1912年、144・175頁。大村友之丞『京城回顧録』朝鮮研究会、1922年、193頁。

木浦	1,309	1,621	312	124%	5,148	5,743	595	112%
馬山	1,514	1,894	380	125%	5,319	7,008	1,689	132%
釜山	5,204	6,526	1,322	125%	19,734	24,469	4,735	124%
大邱	1,385	1,941	556	140%	4,147	6,059	1,912	146%
元山	1,593	1,862	269	117%	6,042	6,330	288	105%
清津	365	1,312	947	359%	1,035	3,988	2,953	385%
城津	117	151	34	129%	359	415	56	116%
平壤	2,969	3,185	216	107%	9,533	10,747	1,214	113%
鎮南浦	852	887	35	104%	2,864	3,122	258	109%
新義州	1,492	1,479	△13	99%	4,145	4,423	278	107%
合計	27,980	37,069	9,089	132%	97,418	126,487	29,069	130%

出典 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第七巻、1909年3月2日、統監府外務部長鍋島桂次郎より外務省通商局長萩原守一宛の統発第1101号の附属書、「明治四十一年十二月末現在在韓本邦人戸口表」。

注 『統監府統計年報』における数値とは若干差がある。

【表 1-9】 1907年～1908年における大邱理事庁管内の居留民人口

	戸数				人口			
	1907年末	1908年末	増加数	増加率	1907年末	1908年末	増加数	増加率
大邱	740	1,025	285	139%	2,468	3,474	1,006	141%
金泉	136	157	21	115%	375	464	89	124%
永同	74	103	29	139%	236	327	91	139%
尚州	39	74	35	190%	96	209	113	218%
慶州	26	56	30	215%	59	175	116	297%
黄澗	12	55	43	458%	46	164	118	357%
清道	40	60	20	150%	121	157	36	130%
慶山	42	47	5	112%	127	132	5	104%
倭館	30	35	5	117%	89	125	36	140%
安東	15	35	20	233%	38	113	75	297%
永川	16	26	10	163%	35	71	36	203%
若木	16	17	1	106%	35	51	16	146%
合計	1,186	1,690	504	178%	3,725	5,462	1,737	191%

出典 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第七巻、1909年3月2日、統監府外務部長鍋島桂次郎より外務省通商局長萩原守一宛の統発第1101号の附属書、「明治四十一年十二月末現在在韓本邦人戸口表」。

第6項 定住期②—「併合」後の1910年代

1910年代は、在朝日本人社会が安定的に増加する時期である。ここでは、新しい地方制度である府制施行後の1915年の統計を取り上げる。【表 1-10】は、日本人人口1,000人以上の地域を整理したものである。日本人の

集団居留地域は、従来の集団居住地と新しく形成された集団居留地に分類できる。

従来の居留地に設置された府のなかで、日本人比率が高いのは新義州、釜山、群山、清津、木浦、仁川の順であった。新しく形成された市街地の中では、京釜線沿いの水原・永登浦・開城・金泉と、湖南線沿いの光州、両線の分岐点である大田の人口増加が目立つ。

他方、朝鮮在来の主要都市でも増加傾向を見せていた。1906年の人口に比すると、光州は20.6倍、公州は13.9倍、全州は9.5倍、晋州は9.3倍、海州は9.2倍に増加していた⁽⁷⁶⁾。府部のほか、日本人の比率が非常に高い地域も注目される。朝鮮人100人に付き日本人人口200人を越える地域は、鎮海1,792人、裡里544人、大田269人、方魚津214人であった。この数値は、日本人の流入によって形成された市街地であることを明確に表わしている。

【表 1-10】 1915年末における日本人人口1,000人以上の地域

地域		日本人				朝鮮人				朝鮮人 100に付 日本人
		戸数	男	女	計	戸数	男	女	計	
京畿道	京城府	16,933	32,499	30,415	62,914	37,862	90,185	85,841	176,026	36
	仁川府	3,124	6,284	5,614	11,898	4,115	10,046	8,139	18,185	65
	水原郡水原	317	654	607	1,261	1,583	3,917	3,827	7,744	16
	始興郡永登浦里	308	561	453	1,014	324	824	734	1,558	65
	開城郡開城	449	759	683	1,442	7,574	16,965	18,177	35,142	4
忠清北道	清州郡清州	421	779	661	1,440	681	1,774	1,600	3,374	43
忠清南道	公州郡公州	447	811	749	1,560	948	2,276	2,348	4,624	34
	大田郡大田	1,021	2,318	2,042	4,360	317	839	780	1,619	269
	論山郡江景	375	938	761	1,699	881	2,427	2,226	4,653	37
全羅北道	群山府	1,396	2,836	2,455	5,291	1,372	2,966	2,595	5,561	95
	全州郡全州	933	1,631	1,495	3,126	2,238	5,185	5,160	10,345	30
	益山郡裡里	550	1,129	764	1,893	82	170	178	348	544
全羅南道	木浦府	1,372	2,821	2,539	5,360	2,097	3,997	3,327	7,324	73
	光州郡光州	667	1,324	1,068	2,392	1,552	4,066	4,090	8,156	29
慶尚北道	大邱府	2,250	4,116	3,832	7,948	5,766	12,411	12,242	24,653	32
	迎日郡浦項	316	660	530	1,190	825	1,959	1,814	3,773	32
	金泉郡金泉	322	568	504	1,072	1,134	2,667	2,603	5,270	20
慶尚南道	釜山府	7,369	15,355	14,535	29,890	7,014	15,572	15,116	30,688	97
	馬山府馬山	817	1,658	1,594	3,252	680	1,652	1,581	3,233	101
	馬山府旧馬山	364	765	660	1,425	1,579	3,984	4,207	8,191	17
	晋州郡晋州	575	1,122	962	2,084	2,143	4,627	4,876	9,503	22
	蔚山郡方魚津	287	689	724	1,413	157	326	335	661	214

⁽⁷⁶⁾ 地域の範囲が定かではない鎮海、統営邑内は除外した。統監官房文書課『第一次統監府統計年報』、1907年、26～27頁。

	昌原郡鎮海	1,299	2,353	2,289	4,642	44	136	123	259	1,792
	統營郡邑内	553	1,052	976	2,028	2,430	5,838	5,867	11,705	17
黄海道	海州郡海州	503	891	778	1,669	2,762	6,863	7,018	13,881	12
平安南道	平壤府	2,268	4,573	4,097	8,670	8,249	19,021	17,518	36,539	24
	鎮南浦府	1,366	3,032	2,504	5,536	4,122	8,562	7,926	16,488	34
平安北道	新義州府	814	1,487	1,323	2,810	435	1,055	893	1,948	144
江原道	春川郡春川	328	613	479	1,092	432	1,086	1,021	2,107	52
咸鏡南道	元山府	1,959	3,987	3,095	7,082	3,872	7,098	7,640	14,738	48
	咸興郡咸興	624	1,078	956	2,034	2,378	7,085	7,225	14,310	14
咸鏡北道	清津府	944	1,695	1,318	3,013	739	1,961	1,303	3,264	92
	鏡城郡羅南	505	946	862	1,808	368	910	871	1,781	102
合計		51,776	101,984	92,324	194,308	106,755	248,450	239,201	487,651	40
1915年朝鮮全体		86,209	163,012	140,647	303,659	3,027,463	8,192,614	7,765,016	15,957,630	2

出典 朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』1915年度版、1917年、22～23頁・68～77頁。

注 朝鮮人100に付日本人の合計は平均値である。

第7項 成長期①—府部・郡部の人口

1925年にいたると人口は42万人(全体人口の2.2%)を越えていた。世界史的にも稀にみる大規模な植民者社会の形成であった⁽⁷⁷⁾。

ところが、総督府編纂の『朝鮮の人口現象』には、約1,900万人の朝鮮人に対し、「僅に四十餘万人の内地人を移植した如きは、大局より見て、殆んど云ふに足らざることで、所謂九牛の一毛に等しきもの」との記述がみられる⁽⁷⁸⁾。総督府官吏は日本人移殖の不振を吐露していたが、これは現実とはかけ離れた認識であった。

【表 1-11】は、1925年の道・府・郡別の人口、全体人口における日本人の割合を整理したものである。道別に見ると、京畿道(104,479人)、慶尚南道(77,548人)、慶尚北道(41,672人)、平安南道(334,530)、全羅南道(31,628人)の順に人口が多く、概ね日本人の居住地は京畿道以南の地域に集中していた。

それでは、日本人の分布状況を、府部・郡部に分けて確認してみよう。日本人人口の51%を占める217,921人は、依然として府部に居住していた。人口1万人を越える府は、京城(77,811人)、釜山(39,756人)、平壤(22,527人)、大邱(22,143人)、仁川(11,617人)であった。日本人の割合が高い地域は、釜山府(38.4%)、群山府(33.6%)、大邱府(30.7%)、清津府(29.8%)、元山府(26.1%)、木浦府(26%)、京城府(25.7%)、新義州府(25.7%)の順であった。1915年に比べると、比較的低くなっているが、府部への朝鮮人労働者の流入がその要因と考

⁽⁷⁷⁾ 比較的視点からみた在朝日本人社会の特徴については、木村健二「植民地下 朝鮮在留 日本人の 特徴—比較史的 視点에서」(『지역과역사』第15号、2004年12月)。

⁽⁷⁸⁾ 朝鮮総督府『朝鮮の人口現象』、1927年、105頁。

えられる。

その一方で、郡部における日本人の増加も確認される。人口が多い郡を並べると、慶尚南道昌原郡、咸鏡北道鏡城郡、忠清南道大田郡、慶尚南道統営郡、全羅北道益山郡、全羅南道光州郡、全羅北道全州郡、咸鏡南道咸興郡、慶尚北道迎日郡、慶尚南道蔚山郡、全羅南道羅州郡、黄海道黄州郡、忠清北道清州郡、忠清南道論山郡、京畿道水原郡の順であった。人口6千人を越える郡部は、慶尚南道昌原郡、咸鏡北道鏡城郡、忠清南道大田郡である。これらの地域には、日本人集団居住地が形成されていた。慶尚南道昌原郡の管下には鎮海、咸鏡北道鏡城郡には羅南、忠清南道大田郡には大田があった。軍港の鎮海、朝鮮軍駐屯地の羅南と大田の例から、軍隊駐屯による日本人の流入という特徴が浮かび上がる。

【表 1-11】 1925年末における朝鮮全体の人口(朝鮮人・日本人人口比率)

地域	人口	日本人				比率 (A/B)	朝鮮人				全体人口 (B)
		世帯戸数	男	女	計(A)		世帯戸数	男	女	計	
京畿道	京城府	19,442	39,716	38,095	77,811	25.7%	47,116	112,777	107,399	220,176	302,711
	仁川府	2,596	5,910	5,707	11,617	21.7%	9,398	20,789	19,074	39,863	53,593
	高陽郡	666	1,448	1,284	2,732	1.8%	29,399	78,414	74,240	152,654	156,106
	広州郡	97	188	169	357	0.4%	15,613	42,684	40,496	83,180	83,545
	楊州郡	195	371	360	731	0.7%	20,187	53,938	51,527	105,465	106,215
	漣川郡	123	196	199	395	0.5%	14,227	37,628	36,566	74,194	74,606
	抱川郡	94	132	104	236	0.4%	12,490	33,744	31,823	65,567	65,828
	加平郡	37	61	55	116	0.3%	6,103	17,122	16,270	33,392	33,516
	楊平郡	60	84	77	161	0.2%	14,126	38,010	35,797	73,807	74,056
	驪州郡	65	102	83	185	0.3%	11,820	31,927	29,343	61,270	61,531
	利川郡	112	188	191	379	0.7%	10,947	29,431	27,315	56,746	57,171
	龍仁郡	137	240	229	469	0.6%	13,796	38,170	36,681	74,851	75,371
	安城郡	102	181	156	337	0.5%	13,317	37,561	36,110	73,671	74,143
	振威郡	166	364	278	642	1.0%	11,622	33,834	31,606	65,440	66,204
	水原郡	792	1,600	1,441	3,041	2.1%	26,240	73,712	70,381	144,093	147,297
	始興郡	396	818	724	1,542	2.3%	12,322	32,653	31,508	64,161	65,905
	富川郡	306	529	486	1,015	1.4%	13,711	37,458	35,900	73,358	74,932
	金浦郡	75	128	114	242	0.5%	9,040	25,990	24,547	50,537	50,803
	江華郡	59	77	79	156	0.2%	14,019	37,239	36,492	73,731	73,902
	坡州郡	91	151	133	284	0.5%	10,242	27,261	26,355	53,616	53,939
長湍郡	76	139	103	242	0.4%	12,825	33,567	32,673	66,240	66,501	
開城郡	470	909	880	1,789	1.4%	24,068	60,398	62,256	122,654	124,650	
合計	26,157	53,532	50,947	104,479	5.4%	352,628	934,307	894,359	1,828,666	1,942,525	
忠清北道	清州郡	838	1,611	1,602	3,213	2.0%	28,688	80,608	77,018	157,626	161,083
	報恩郡	78	125	112	237	0.4%	12,205	34,617	32,039	66,656	66,953
	沃川郡	159	305	284	589	0.8%	12,603	35,984	34,355	70,339	70,991
	永同郡	262	525	462	987	1.2%	15,794	41,612	39,772	81,384	82,483
	鎮川郡	52	84	77	161	0.3%	8,711	23,774	22,759	46,533	46,783

	槐山郡	137	221	202	423	0.4%	19,389	52,707	49,429	102,136	102,676
	陰城郡	76	121	103	224	0.3%	12,719	34,694	32,801	67,495	67,800
	忠州郡	309	561	522	1,083	1.0%	19,607	53,710	49,506	103,216	104,404
	堤川郡	80	135	125	260	0.3%	15,397	41,022	37,960	78,982	79,286
	丹陽郡	48	77	63	140	0.3%	9,212	24,370	22,255	46,625	46,771
	合計	2,039	3,765	3,552	7,317	0.9%	154,325	423,098	397,894	820,992	829,230
忠清南道	公州郡	557	945	883	1,828	1.6%	21,368	58,683	55,429	114,112	116,183
	燕岐郡	394	743	736	1,479	2.6%	9,992	28,409	26,969	55,378	57,019
	大田郡	1,729	3,379	3,058	6,437	6.9%	15,952	44,863	42,210	87,073	93,784
	論山郡	776	1,584	1,525	3,109	2.6%	22,421	59,424	55,815	115,239	118,711
	扶餘郡	221	421	407	828	0.8%	19,817	50,236	47,740	97,976	98,897
	舒川郡	218	398	377	775	0.9%	14,752	41,706	39,176	80,882	81,848
	保寧郡	136	260	230	490	0.7%	13,167	37,036	35,081	72,117	72,699
	青陽郡	72	124	109	233	0.4%	11,022	32,085	29,783	61,868	62,177
	洪城郡	210	380	362	742	0.9%	13,979	40,956	39,286	80,242	81,131
	礼山郡	175	282	260	542	0.6%	16,448	45,654	42,631	88,285	89,064
	瑞山郡	183	345	259	604	0.4%	24,391	68,758	64,974	133,732	134,525
	唐津郡	90	139	140	279	0.4%	13,482	38,688	36,053	74,741	75,145
	牙山郡	202	335	293	628	0.8%	13,738	39,013	36,259	75,272	76,037
	天安郡	412	778	814	1,592	1.8%	15,759	43,454	41,240	84,694	86,595
合計	5,375	10,113	9,453	19,566	1.6%	226,288	628,965	592,646	1,221,611	1,243,815	
全羅北道	群山府	1,767	3,560	3,514	7,074	33.6%	3,060	7,491	5,995	13,486	21,027
	全州郡	1,375	2,559	2,548	5,107	3.2%	30,736	81,256	74,162	155,418	160,833
	鎭安郡	67	116	100	216	0.3%	12,679	34,187	31,502	65,689	65,919
	錦山郡	91	199	150	349	0.5%	12,316	34,760	33,202	67,962	68,388
	茂朱郡	70	113	114	227	0.5%	9,653	25,724	24,014	49,738	50,038
	長水郡	66	103	76	179	0.4%	10,088	26,185	24,059	50,244	50,446
	任実郡	83	145	117	262	0.3%	15,005	39,100	36,521	75,621	75,928
	南原郡	169	296	271	567	0.5%	21,952	54,557	52,624	107,181	107,817
	淳昌郡	69	114	80	194	0.3%	14,407	35,389	34,403	69,792	70,004
	井邑郡	571	1,083	1,047	2,130	1.5%	27,242	73,415	69,026	142,441	144,798
	高敞郡	98	175	158	333	0.3%	21,435	56,286	52,872	109,158	109,542
	扶安郡	168	335	300	635	0.8%	14,781	38,785	36,956	75,741	76,479
	金堤郡	548	1,162	1,059	2,221	1.8%	21,860	61,024	57,376	118,400	120,741
	沃溝郡	442	891	809	1,700	2.0%	15,994	43,153	39,986	83,139	85,005
	益山郡	1,323	3,048	2,925	5,973	4.5%	24,748	65,975	61,426	127,401	133,630
	合計	6,907	13,899	13,268	27,167	2.0%	255,956	677,287	634,124	1,311,411	1,340,595
全羅南道	木浦府	1,247	3,418	3,291	6,709	26.0%	3,743	9,938	8,877	18,815	25,762
	光州郡	1,394	2,975	2,678	5,653	5.2%	20,873	53,069	50,356	103,425	109,366
	潭陽郡	295	607	534	1,141	1.4%	16,786	41,725	40,052	81,777	82,953
	谷城郡	74	121	102	223	0.3%	14,460	36,494	34,599	71,093	71,347
	求礼郡	74	134	94	228	0.5%	10,066	25,571	24,775	50,346	50,588
	光陽郡	133	224	214	438	0.8%	10,680	27,765	26,298	54,063	54,518
	麗水郡	597	1,098	1,009	2,107	2.3%	15,865	44,624	43,763	88,387	90,545

	順天郡	259	461	475	936	0.8%	23,482	59,939	57,528	117,467	118,488
	高興郡	221	423	413	836	0.8%	19,853	53,505	52,434	105,939	106,801
	宝城郡	214	417	380	797	0.9%	18,599	45,826	43,844	89,670	90,537
	和順郡	82	138	101	239	0.2%	20,440	50,718	49,135	99,853	100,106
	長興郡	245	483	499	982	1.2%	15,776	40,055	38,708	78,763	79,851
	康津郡	201	435	401	836	1.3%	12,622	33,485	32,413	65,898	66,753
	海南郡	243	460	460	920	0.9%	20,125	52,942	51,853	104,795	105,835
	靈巖郡	178	313	310	623	0.8%	15,202	39,670	38,595	78,265	78,903
	務安郡	283	581	539	1,120	0.7%	31,096	84,366	81,825	166,191	167,362
	羅州郡	769	1,743	1,615	3,358	2.3%	28,371	73,240	70,019	143,259	146,686
	咸平郡	233	450	463	913	1.2%	14,310	37,842	36,102	73,944	74,874
	靈光郡	302	511	429	940	1.2%	15,265	40,707	37,960	78,667	80,502
	長城郡	208	397	392	789	0.9%	17,658	44,020	41,744	85,764	86,618
	莞島郡	138	257	238	495	0.7%	12,483	33,853	34,285	68,138	68,650
	珍島郡	76	127	113	240	0.4%	10,541	27,059	26,541	53,600	53,853
	濟州島	403	622	483	1,105	0.5%	48,865	95,280	109,034	204,314	205,478
	合計	7,869	16,395	15,233	31,628	1.5%	417,161	1,051,693	1,030,740	2,082,433	2,116,376
慶尚北道	大邱府	5,547	12,294	9,849	22,143	30.7%	11,068	25,886	23,564	49,450	72,127
	達成郡	285	652	614	1,266	0.9%	26,383	71,655	69,198	140,853	142,173
	軍威郡	59	105	86	191	0.3%	10,624	29,483	28,797	58,280	58,490
	義城郡	116	213	169	382	0.3%	23,170	66,586	65,603	132,189	132,601
	安東郡	239	430	398	828	0.6%	27,429	75,920	72,230	148,150	149,042
	青松郡	60	102	81	183	0.3%	10,821	29,694	27,995	57,689	57,894
	英陽郡	38	60	55	115	0.3%	7,868	23,336	21,655	44,991	45,112
	盈德郡	159	294	266	560	0.8%	12,820	36,200	34,132	70,332	70,939
	迎日郡	1,069	2,248	1,997	4,245	2.6%	29,217	81,292	74,762	156,054	160,432
	慶州郡	567	1,138	1,085	2,223	1.3%	31,910	85,798	82,368	168,166	170,447
	永川郡	229	465	454	919	0.8%	21,348	60,102	55,637	115,739	116,702
	慶山郡	302	597	549	1,146	1.4%	15,733	42,439	41,074	83,513	84,706
	清道郡	175	298	263	561	0.6%	16,580	44,493	43,330	87,823	88,416
	高靈郡	52	82	68	150	0.3%	10,095	27,382	26,745	54,127	54,294
	星州郡	73	128	107	235	0.3%	15,298	40,698	39,665	80,363	80,631
	漆谷郡	208	386	343	729	1.0%	13,061	35,172	34,122	69,294	70,063
	金泉郡	600	1,085	1,011	2,096	1.6%	24,340	66,833	63,658	130,491	132,731
	善山郡	118	206	222	428	0.6%	12,597	36,310	35,847	72,157	72,628
	尚州郡	447	847	790	1,637	1.0%	29,947	83,357	79,492	162,849	164,617
	聞慶郡	103	166	157	323	0.4%	16,668	45,543	43,546	89,089	89,453
	醴泉郡	99	159	159	318	0.3%	18,097	50,559	48,894	99,453	99,813
	榮州郡	73	125	102	227	0.3%	14,279	37,515	35,720	73,235	73,513
	奉化郡	82	122	93	215	0.3%	13,490	35,966	33,724	69,690	69,933
鬱陵島	158	282	270	552	5.6%	1,512	4,770	4,450	9,220	9,782	
	合計	10,858	22,484	19,188	41,672	1.8%	414,355	1,136,989	1,086,208	2,223,197	2,266,539
慶尚	釜山府	9,364	20,105	19,651	39,756	38.4%	13,772	32,446	30,758	63,204	103,522
	馬山府	1,227	2,420	2,404	4,824	21.8%	3,646	8,488	8,660	17,148	22,081

南 道	晋州郡	639	1,104	1,075	2,179	1.8%	23,357	62,313	59,928	122,241	124,499
	宜寧郡	63	101	103	204	0.3%	14,757	39,017	38,491	77,508	77,746
	咸安郡	149	282	229	511	0.6%	15,848	40,827	39,256	80,083	80,648
	昌寧郡	175	328	336	664	0.7%	17,636	46,545	45,245	91,790	92,553
	密陽郡	633	1,165	1,223	2,388	1.9%	23,240	62,617	59,145	121,762	124,233
	梁山郡	158	280	298	578	1.5%	7,585	19,684	19,140	38,824	39,420
	蔚山郡	879	1,948	1,627	3,575	2.6%	26,284	66,816	65,842	132,658	136,294
	東萊郡	658	1,330	1,342	2,672	3.0%	16,658	43,396	43,160	86,556	89,325
	金海郡	688	1,509	1,407	2,916	2.7%	20,772	53,416	51,881	105,297	108,281
	昌原郡	1,755	3,242	3,282	6,524	4.7%	25,341	67,045	64,224	131,269	137,828
	統營郡	1,353	3,363	2,626	5,989	4.2%	23,980	69,512	67,005	136,517	142,567
	固城郡	209	449	426	875	1.1%	15,280	41,662	39,837	81,499	82,403
	泗川郡	326	717	666	1,383	1.9%	13,409	35,975	34,487	70,462	71,893
	南海郡	114	210	197	407	0.5%	13,513	39,377	38,469	77,846	78,283
	河東郡	217	455	425	880	1.0%	17,467	44,473	42,442	86,915	87,854
	山淸郡	79	123	98	221	0.3%	15,932	39,084	37,302	76,386	76,610
	咸陽郡	85	142	141	283	0.4%	15,324	38,177	36,265	74,442	74,746
	居昌郡	115	216	182	398	0.5%	17,851	42,403	41,662	84,065	84,486
	陝川郡	105	181	140	321	0.3%	24,781	63,554	62,745	126,299	126,659
	合計	18,991	39,670	37,878	77,548	4.0%	366,433	956,827	925,944	1,882,771	1,961,931
黄 海 道	海州郡	712	1,183	1,050	2,233	1.4%	32,155	80,740	78,727	159,467	162,015
	延白郡	200	343	310	653	0.5%	23,618	62,012	61,200	123,212	124,097
	金川郡	112	179	143	322	0.5%	12,816	32,860	32,310	65,170	65,511
	平山郡	171	299	288	587	0.6%	19,871	51,521	51,013	102,534	103,196
	新溪郡	44	68	58	126	0.3%	8,973	23,492	23,384	46,876	47,015
	瓮津郡	120	198	158	356	0.5%	15,623	39,652	38,164	77,816	78,246
	長淵郡	162	287	273	560	0.7%	16,290	41,952	40,278	82,230	82,966
	松禾郡	86	142	111	253	0.4%	12,545	31,758	32,146	63,904	64,224
	殷栗郡	97	158	131	289	0.7%	8,532	21,786	21,272	43,058	43,381
	安岳郡	92	148	145	293	0.4%	14,617	38,094	37,333	75,427	75,810
	信川郡	146	213	223	436	0.4%	19,510	49,068	48,221	97,289	97,812
	載寧郡	448	859	798	1,657	1.9%	16,560	43,041	41,102	84,143	86,060
	黄州郡	935	1,668	1,641	3,309	3.4%	18,838	47,272	46,917	94,189	97,891
	鳳山郡	687	1,219	1,116	2,335	2.4%	18,399	48,175	46,893	95,068	97,828
	瑞興郡	275	491	457	948	1.4%	13,450	32,961	33,185	66,146	67,260
	遂安郡	56	93	62	155	0.2%	12,199	31,642	30,534	62,176	62,410
	谷山郡	67	100	84	184	0.3%	10,751	30,256	29,483	59,739	59,934
	合計	4,410	7,648	7,048	14,696	1.0%	274,747	706,282	692,162	1,398,444	1,415,655
平 安 南 道	平壤府	6,821	12,211	10,316	22,527	20.6%	20,634	43,990	41,908	85,898	109,285
	鎮南浦府	1,200	2,359	2,275	4,634	16.9%	5,035	11,564	10,141	21,705	27,361
	大同郡	763	1,364	1,291	2,655	1.6%	29,677	81,597	81,042	162,639	166,366
	順川郡	73	116	87	203	0.2%	17,403	46,149	46,747	92,896	93,151
	孟山郡	51	62	42	104	0.2%	7,559	22,334	21,885	44,219	44,335
	陽德郡	45	72	47	119	0.3%	6,859	21,183	20,512	41,695	41,826

	成川郡	89	143	111	254	0.3%	14,865	41,682	41,112	82,794	83,070
	江東郡	247	407	325	732	1.4%	9,994	26,370	26,121	52,491	53,336
	中和郡	88	143	131	274	0.3%	17,342	44,537	45,066	89,603	89,931
	龍岡郡	240	420	394	814	0.8%	19,909	49,245	49,144	98,389	99,700
	江西郡	114	183	168	351	0.4%	19,218	49,631	48,800	98,431	98,814
	平原郡	145	247	189	436	0.4%	19,717	55,317	54,109	109,426	109,945
	安州郡	254	424	378	802	1.0%	14,145	41,207	41,124	82,331	83,321
	价川郡	131	205	181	386	0.8%	9,486	25,356	25,599	50,955	51,387
	徳川郡	51	73	54	127	0.2%	9,336	27,416	27,361	54,777	54,910
	寧遠郡	51	71	41	112	0.3%	6,355	20,315	19,655	39,970	40,091
	合計	10,363	18,500	16,030	34,530	2.8%	227,534	607,893	600,326	1,208,219	1,246,829
平安北道	新義州府	1,401	3,162	2,782	5,944	25.7%	2,376	7,259	6,004	13,263	23,137
	義州郡	474	803	705	1,508	1.0%	25,523	74,567	72,748	147,315	151,520
	亀城郡	72	90	69	159	0.2%	10,736	31,930	31,531	63,461	63,654
	泰川郡	69	103	73	176	0.3%	9,265	25,672	26,293	51,965	52,169
	雲山郡	94	150	120	270	0.6%	8,366	22,114	21,719	43,833	44,916
	熙川郡	122	177	107	284	0.5%	11,034	31,254	29,962	61,216	61,551
	寧邊郡	134	177	150	327	0.3%	21,637	60,396	62,442	122,838	123,197
	博川郡	134	244	212	456	0.6%	12,913	36,360	36,494	72,854	73,395
	定州郡	372	583	610	1,193	1.0%	21,993	61,070	61,404	122,474	124,035
	宣川郡	189	290	257	547	0.7%	13,273	37,606	37,528	75,134	75,911
	鉄山郡	89	117	91	208	0.3%	11,275	33,383	32,969	66,352	66,660
	龍川郡	283	459	425	884	0.9%	17,838	51,321	50,035	101,356	103,240
	朔州郡	82	112	96	208	0.5%	6,845	20,416	19,866	40,282	40,520
	昌城郡	169	260	196	456	1.0%	8,335	23,200	22,369	45,569	46,464
	碧潼郡	139	178	114	292	0.7%	7,519	21,327	20,621	41,948	42,283
	楚山郡	216	275	193	468	0.7%	10,865	32,108	30,743	62,851	63,494
	渭原郡	122	163	113	276	0.9%	5,279	15,010	14,035	29,045	29,367
	江界郡	484	828	419	1,247	1.0%	21,853	65,070	58,532	123,602	125,130
	慈城郡	303	402	302	704	1.6%	7,934	23,952	18,895	42,847	43,940
	厚昌郡	268	385	247	632	2.2%	5,670	15,991	11,514	27,505	28,756
合計	5,216	8,958	7,281	16,239	1.2%	240,529	690,006	665,704	1,355,710	1,383,339	
江原道	春川郡	486	760	707	1,467	1.9%	14,341	40,090	36,969	77,059	78,633
	麟蹄郡	43	66	52	118	0.2%	10,912	33,560	29,739	63,299	63,429
	楊口郡	36	49	41	90	0.2%	8,720	24,762	23,880	48,642	48,754
	淮陽郡	78	117	85	202	0.3%	11,781	35,373	32,493	67,866	68,141
	通川郡	113	179	158	337	0.8%	8,191	23,116	21,233	44,349	44,755
	高城郡	217	437	387	824	1.8%	7,820	23,164	20,858	44,022	44,947
	襄陽郡	89	178	140	318	0.6%	9,653	29,262	26,809	56,071	56,438
	江陵郡	294	543	488	1,031	1.3%	13,509	40,431	37,715	78,146	79,238
	三陟郡	130	185	156	341	0.4%	13,884	40,830	37,199	78,029	78,390
	蔚珍郡	153	255	187	442	0.7%	11,673	31,936	30,935	62,871	63,335
	旌善郡	42	63	51	114	0.2%	9,618	27,807	24,364	52,171	52,302
	平昌郡	45	67	54	121	0.2%	12,235	35,006	30,622	65,628	65,766

	寧越郡	60	95	76	171	0.3%	12,152	32,937	29,699	62,636	62,821
	原州郡	100	178	167	345	0.5%	13,302	35,465	32,691	68,156	68,591
	横城郡	57	90	73	163	0.3%	11,900	32,206	29,979	62,185	62,358
	洪川郡	54	76	59	135	0.2%	13,748	37,602	34,758	72,360	72,513
	華川郡	29	40	17	57	0.2%	6,496	18,105	16,132	34,237	34,314
	金化郡	156	233	184	417	0.5%	14,652	41,823	38,394	80,217	80,739
	鉄原郡	331	536	472	1,008	1.5%	13,099	34,659	32,462	67,121	68,249
	平康郡	223	404	326	730	1.4%	8,753	25,972	24,015	49,987	50,766
	伊川郡	61	102	99	201	0.3%	12,129	33,081	32,157	65,238	65,471
	合計	2,797	4,653	3,979	8,632	0.7%	238,568	677,187	623,103	1,300,290	1,309,950
咸鏡南道	元山府	2,126	4,486	4,270	8,756	26.1%	5,486	12,355	11,619	23,974	33,538
	咸興郡	1,356	2,508	2,386	4,894	2.8%	26,396	84,722	82,909	167,631	173,023
	定平郡	75	135	106	241	0.3%	13,266	40,487	38,709	79,196	79,516
	永興郡	153	295	252	547	0.4%	20,425	62,491	62,197	124,688	125,326
	高原郡	47	74	86	160	0.4%	6,678	20,673	19,952	40,625	40,834
	文川郡	59	117	82	199	0.6%	5,783	17,259	16,249	33,508	33,752
	徳原郡	91	178	137	315	0.6%	9,185	26,324	24,393	50,717	51,278
	安邊郡	130	213	216	429	0.7%	11,069	33,020	31,738	64,758	65,229
	洪原郡	104	159	140	299	0.3%	14,439	43,008	42,449	85,457	85,807
	北青郡	445	724	658	1,382	0.8%	27,885	83,218	81,463	164,681	166,710
	利原郡	80	117	105	222	0.5%	7,116	22,214	20,747	42,961	43,366
	端川郡	154	238	218	456	0.3%	21,342	70,402	67,453	137,855	138,446
	新興郡	77	111	105	216	0.3%	11,839	36,708	34,453	71,161	71,397
	長津郡	92	113	82	195	0.5%	6,540	22,459	19,477	41,936	42,178
	豊山郡	65	88	60	148	0.2%	10,943	37,275	34,344	71,619	71,800
	三水郡	365	477	386	863	1.6%	8,833	28,231	24,594	52,825	54,024
甲山郡	401	562	455	1,017	1.4%	11,707	36,615	32,341	68,956	70,218	
合計	5,820	10,595	9,744	20,339	1.5%	218,932	677,461	645,087	1,322,548	1,346,442	
咸鏡北道	清津府	1,629	3,232	2,894	6,126	29.8%	3,461	7,442	5,925	13,367	20,583
	鏡城郡	1,909	3,327	3,193	6,520	6.5%	14,635	47,642	45,128	92,770	100,018
	明川郡	122	191	147	338	0.3%	18,030	57,584	56,324	113,908	114,530
	吉州郡	112	148	105	253	0.3%	12,912	39,327	39,764	79,091	79,453
	城津郡	478	773	757	1,530	1.9%	12,966	38,606	38,762	77,368	79,233
	富寧郡	162	236	182	418	1.2%	4,990	17,129	16,223	33,352	33,900
	茂山郡	252	352	264	616	1.6%	6,128	19,092	18,039	37,131	37,891
	会寧郡	783	1,242	1,186	2,428	6.7%	5,755	16,928	16,119	33,047	36,103
	鐘城郡	139	185	136	321	1.1%	4,497	14,340	13,869	28,209	28,581
	穩城郡	134	170	131	301	1.6%	2,859	9,571	9,177	18,748	19,097
	慶源郡	166	280	211	491	1.9%	4,027	13,185	12,465	25,650	26,242
	慶興郡	566	815	770	1,585	4.3%	5,765	18,153	16,240	34,393	36,669
	合計	6,452	10,951	9,976	20,927	3.4%	96,025	298,999	288,035	587,034	612,300
総計	113,254	221,163	203,577	424,740	2.2%	3,483,481	9,466,994	9,076,332	18,543,326	19,015,526	

出典 朝鮮総督府編『朝鮮総督府統計年報』1925年度版、1927年、24～35頁。

注 全体人口には、中国人(46,196名)及び外国人(1,264名)が含まれている。

上記の【表 1-11】からは、郡内の詳細な居住状況を確認するのは難しいので、主要市街地の人口から居住分布を推定してみよう。【表 1-12】は、同年の日本人人口500人以上の地域を整理したものである。

郡部における日本人居住状況は、①鉄道沿線、②朝鮮在来の主要都市（鉄沿線と重なる場合もある）、③移住漁村の三つのパターンがある。まず、京釜線・京義線・湖南線の開通に伴い、水原、鳥致院、大田、金泉、光州、沙里院などに集団居住地が形成された。また、公州、全州、晋州、水原、海州、春川などの朝鮮在来の主要都市に日本人人口が増えていた。郡内において居住地は、駅周辺又は邑内の市街地に偏在していた。この点は尚州における居住分析からも確認できる⁽⁷⁹⁾。移住漁村としては、慶尚北道迎日郡浦項、同九龍浦里、慶尚北道慶州郡甘浦、慶尚南道蔚山郡方魚津、慶尚南道統営郡長承浦の入佐村、同郡岡山村が挙げられる。なお、済州島済州、蔚陵島道洞の島地域にも一定の人口増加が確認される。

以上のように、日本人の居住地は鉄道沿線を中心に全国的に広がっており、朝鮮人居住地へ拡散していた。また、都市居住者の割合が非常に高いのも居住様態の特徴であった。

【表 1-12】 1925年末における日本人人口500人以上の市街地

地名		戸数		人口		
		住居	世帯	男	女	計
京畿道	京城府	18,859	19,442	39,716	38,095	77,811
	仁川府	2,571	2,596	5,910	5,707	11,617
	水原郡水原	305	313	644	621	1,265
	始興郡永登浦	188	203	452	387	*837
	開城郡開城	336	362	681	672	1,353
忠清北道	清州郡清州	676	680	1,308	1,325	2,633
	忠州郡忠州	233	240	429	409	838
忠清南道	公州郡公州	484	517	869	833	1,702
	燕岐郡鳥致院	288	314	576	585	1,161
	大田郡大田	1,309	1,385	2,675	2,416	5,091
	論山郡論山	135	139	282	276	558
	論山郡江景	380	392	772	781	1,553
	天安郡天安	238	243	476	496	972
全羅北道	群山府	1,692	1,767	3,560	3,514	7,074
	全州郡全州	904	988	1,766	1,730	3,496
	井邑郡井邑	288	307	558	551	1,109
	金堤郡金堤	265	270	562	487	1,049
	益山郡裡里	853	853	1,901	1,914	3,815
全羅南道	木浦府	1,193	1,247	3,418 2	3,291	6,709
	光州郡光州	857	980	2,125	1,899	4,024
	光州郡松汀里	197	220	431	385	816
	順天郡順天	198	208	372	413	785
	麗水郡麗水	279	366	762	709	1,471

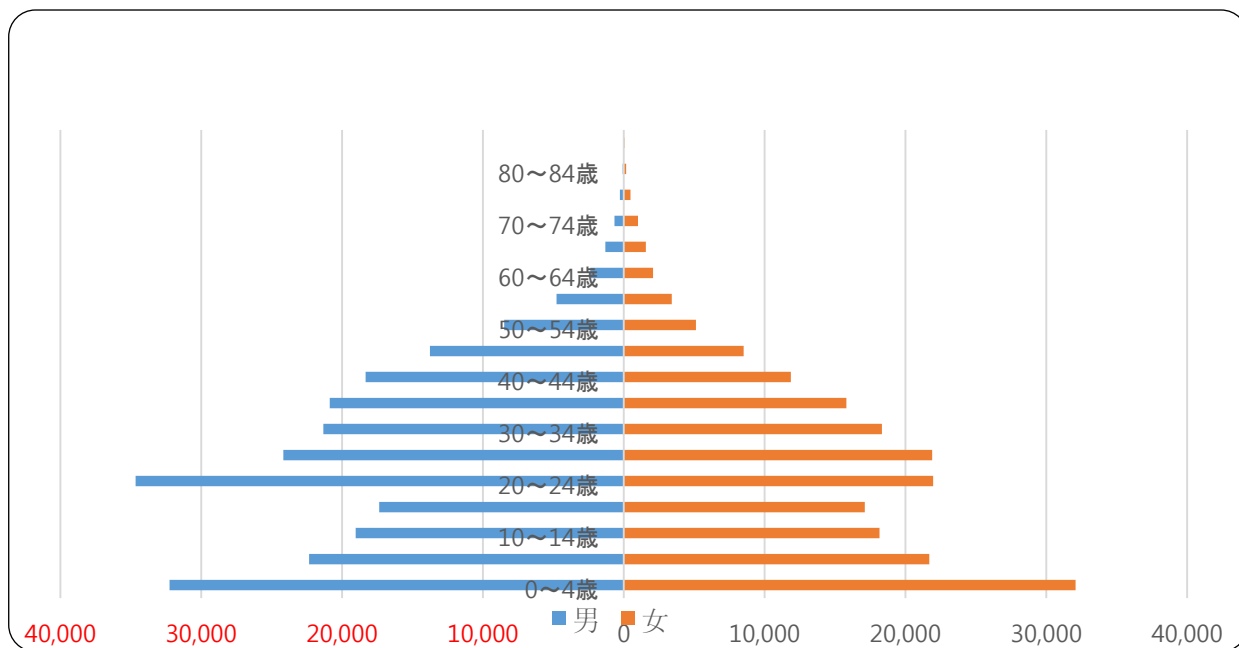
⁽⁷⁹⁾ 板垣竜太『朝鮮近代の歴史民族誌—慶北尚州の植民地経験—』明石書店、2008年、123～124頁。

	羅州郡羅州	164	177	401	374	775
	羅州郡宮山浦	163	169	341	346	687
	濟州島濟州	140	148	234	220	454
慶尚北道	大邱府	5,502	5,547	12,294	9,849	22,143
	安東郡安東	168	177	334	319	653
	迎日郡浦項	461	519	1,183	1,068	2,251
	迎日郡九龍浦里	198	230	438	437	875
	慶州郡慶州	128	134	299	259	558
	慶州郡甘浦	219	222	400	404	804
	金泉郡金泉	495	510	941	892	1,833
	尚州郡尚州	264	294	562	524	1,086
	蔚陵島道洞	129	138	243	239	482
慶尚南道	釜山府	8,918	9,364	20,105	19,651	39,756
	馬山府	1,176	1,227	2,420	2,404	4,824
	晋州郡晋州	499	564	998	968	1,966
	蔚山郡方魚津	464	481	1,261	985	2,246
	昌原郡鎮海	1,098	1,204	2,087	2,140	4,227
黄海道	海州郡海州	555	583	1,044	933	1,977
	黄州郡兼二浦	651	684	1,200	1,216	2,416
	鳳山郡沙里院	292	397	628	544	1,172
	瑞興郡新幕	153	189	343	323	666
平安南道	平壤府	6,557	6,821	12,211	10,316	22,527
	鎮南浦府	927	1,200	2,359	2,275	4,634
	大同郡船橋里	197	207	402	388	790
	大同郡寺洞	208	220	391	368	759
	江東郡勝湖里	119	179	300	239	539
平安北道	新義州府	1,391	1,401	3,162	2,782	5,944
	義州郡義州	153	165	273	262	535
	定州郡定州	226	251	393	421	814
	龍川郡龍岩浦	116	139	247	261	508
	江界郡江界	123	160	300	235	535
江原道	鉄原郡鉄原	232	262	418	378	796
	春川郡春川	423	444	700	661	1,361
	江陵郡江陵	145	170	302	279	581
咸鏡南道	元山府	1,902	2,126	4,486	4,270	8,756
	咸興郡咸興	1,182	1,206	2,244	2,129	4,373
	北青郡北青	175	210	314	287	601
	甲山郡惠山鎮	142	197	313	297	610
咸鏡北道	清津府	1,076	1,629	3,232	2,894	6,126
	鏡城郡羅南	1,420	1,525	2,640	2,692	5,332
	城津郡城津	395	415	690	691	1,381
	会寧郡会寧	567	723	1,156	1,120	2,276
	慶興郡雄基	246	256	420	409	829

出典 『朝鮮総督府統計年報』1925年度版、34～45頁。

注 日本人口500人未満の地域の中で、濟州島・蔚陵島は記載した。

*表記の京畿道始興郡永登浦の合計人口(839人)に誤差があるが、原文の数値(837人)のままである。



【図 1-2】 1925年の人口ピラミット

出典 朝鮮総督府『朝鮮国勢調査報告』、1926年、490～491頁。

第8項 成長期②—人口ピラミッドと人口構成

【図 1-2】は、1925年の国勢調査時に集計された年齢別の人口統計を利用し、人口ピラミッド化したものである。まず、その形は、20代・30代の経済人口が多い都市型のピラミッドをなしている。また、20代～50代の男女人口の不均衡も特徴である。とくに、20～24歳、40～54歳の年齢層において女性100につき男性人口150を越えていた（【表 1-13】）。加えて、男女比率を地域別に整理した統計（【表 1-14】）からは、平安北道、平安南道、江原道、咸鏡北道、咸鏡南道の数値が高いことがわかる。とくに、平安南道、咸鏡南道、咸鏡北道の20～24歳の指数は200を越えている。不自然な人口構成であるが、国境地帯や僻地という点が共通しており、その原因としては、男性の単身赴任や出稼ぎという移住形態が考えられる。

なお、人口ピラミッドからは、0歳～4歳の児童人口の明確な増加も読み取れる。朝鮮生まれの日本人は、1910年に年間5千人に達し、1925年には1万人を越えていた。こうした二世人口の増加は、社会様態の変化を予期させるものであった。在朝日本人一世が、「植民地で二代目が大きくなる頃になったら、その二代目のほうはもはや植民者ではない。帰るべき故郷を失ってしまっているからだ」と述べているように⁽⁸⁰⁾、二世の登場は世代転換を意味するものであった。

⁽⁸⁰⁾ 村松武司の祖父の述懐である。村松は1924年京城生まれである。村松武司、前掲書、103頁。

【表 1-13】 年齢別の男女比率(1925年)

年齢	男	女	合計	女100に付男
0～4歳	32,253	32,074	64,327	100.6
5～9歳	22,344	21,689	44,033	103.0
10～14歳	19,037	18,159	37,196	104.8
15～19歳	17,373	17,111	34,484	101.5
20～24歳	34,665	21,960	56,625	157.9
25～29歳	24,177	21,888	46,065	110.5
30～34歳	21,337	18,321	39,658	116.5
35～39歳	20,875	15,806	36,681	132.1
40～44歳	18,331	11,861	30,192	154.5
45～49歳	13,771	8,510	22,281	161.8
50～54歳	8,493	5,116	13,609	166.0
55～59歳	4,780	3,410	8,190	140.2
60～64歳	2,378	2,070	4,448	114.9
65～69歳	1,308	1,562	2,870	83.7
70～74歳	666	1,012	1,678	65.8
75～79歳	273	475	748	57.5
80～84歳	79	169	248	46.7
85～89歳	18	51	69	35.3
計	242,158	201,244	443,402	120.3

出典 朝鮮総督府『朝鮮国勢調査報告』、1926年、490～491頁。

注 太字は女100に付男の数値が130を越える年齢層である。

【表 1-14】 男性人口の比率が高い地域

地域	年齢層	男	女	女100に付男
京畿道	20～24歳	9,022	5,743	157
忠清北道	50～54歳	130	58	224
黄海道	40～44歳	736	380	194
平安南道	20～24歳	4,311	1,363	316
平安北道	25～29歳	1,665	978	170
平安北道	30～34歳	1,107	712	155
平安北道	35～39歳	867	509	170
平安北道	40～44歳	664	347	191
平安北道	45～49歳	512	209	245
平安北道	50～54歳	261	124	210
江原道	35～39歳	612	326	188
江原道	40～44歳	443	190	233
江原道	45～49歳	298	135	221
江原道	50～54歳	180	56	321
咸鏡南道	20～24歳	2,507	1,165	215
咸鏡南道	40～44歳	988	562	176
咸鏡南道	45～49歳	709	374	190
咸鏡南道	50～54歳	422	211	200
咸鏡南道	55～59歳	199	122	163

咸鏡北道	20～24歳	6,619	1,370	483
咸鏡北道	35～39歳	1,295	798	162
咸鏡北道	40～44歳	1,059	533	199
咸鏡北道	45～49歳	696	320	218
咸鏡北道	50～54歳	392	169	232

出典 朝鮮総督府『朝鮮国勢調査報告』、1926年。朝鮮総督府『朝鮮の人口現象』、1927年、123～141頁。

注 1925年10月1日の統計である。

第9項 流入人口と自然増加人口

人口増加は、出生・死亡の要因による自然増加と、人口移動すなわち人口流入・流出による社会増加とによって増加する。【表 1-15】は、在朝日本人の自然増加人口と社会増加を整理したのである。

まず、自然増加は出生者から死亡者を引いた人口である。在朝日本人の出生・死亡者の統計が得られる時期は、統監府の統計調査が始まる1906年から朝鮮総督府の出生者統計が終わる1938年度までである。1910年に出生者は5千人を越え、1925年に1万人を越える。統計上確認できる出生者の合計は307,250人であるが、1906年以前と1938年以降の出生者を加算すれば、朝鮮生まれの二世・三世人口は約40万人と推定される。

他方、社会増加は、前年度比の増加人口から自然増加人口をひいた数値である。在朝日本人の場合は、日本からの移住人口と見なすことができる。移住人口には波があるが、1906年から1910年代初頭にかけて移住人口が最も多かった。1911年には、最多の37,656人が朝鮮へ移住したとみられる。

なお、1910年代後半の時点で、出生者数と移住人口がクロスしている点が注目される。出生者数は安定して増加したのに対して、移住人口は低迷傾向があったからである。1910年代後半から、出生者数と移住人口はクロスを繰り返しており、朝鮮出生者は1万人を超え、移住人口を上回る時期がみられる。こうした人口動向に加え、日露戦争後に増えはじめた二世が成人となって社会に登場する1920年代半ば以降を、成長期と捉えた。

【表 1-15】 在朝日本人の自然増加人口と流入人口 (1906～1938年)

年度	出生者数			死亡者数			自然増加 (C=A-B)	前年度比 人口(D)	流入人口 (D-C)
	男	女	計(A)	男	女	計(B)			
1906年	819	727	1,546	1,220	773	1,993	-447	31,381	31,828
1907年	1,366	1,144	2,510	1,573	959	2,532	-22	14,685	14,707
1908年	1,389	1,296	2,685	1,618	1,268	2,886	-201	28,168	28,369
1909年	2,103	1,995	4,098	1,791	1,499	3,290	808	19,979	19,171
1910年	2,863	2,445	5,308	1,719	1,542	3,261	2,047	25,396	23,349
1911年	2,765	2,629	5,394	2,127	1,777	3,904	1,490	39,146	37,656
1912年	3,626	3,155	6,781	2,557	2,239	4,796	1,985	33,040	31,055
1913年	3,727	3,493	7,220	2,677	2,370	5,047	2,173	27,862	25,689
1914年	4,304	4,024	8,328	3,049	2,678	5,727	2,601	19,626	17,025
1915年	3,934	3,475	7,409	3,358	2,626	5,984	1,425	12,442	11,017
1916年	4,395	4,009	8,404	3,957	3,123	7,080	1,324	17,279	15,955

1917年	4,433	3,948	8,381	3,629	3,177	6,806	1,575	11,518	9,943
1918年	4,396	3,978	8,374	4,473	3,619	8,092	282	4,416	4,134
1919年	4,298	3,801	8,099	4,060	3,540	7,600	499	9,747	9,248
1920年	4,311	3,776	8,087	4,753	4,312	9,065	-978	1,231	2,209
1921年	4,688	4,226	8,914	3,729	3,467	7,196	1,718	19,768	18,050
1922年	4,984	4,575	9,559	4,483	4,159	8,642	917	18,875	17,958
1923年	4,889	4,335	9,224	3,978	3,632	7,610	1,614	16,518	14,904
1924年	5,111	4,644	9,755	4,616	3,990	8,606	1,149	8,584	7,435
1925年	5,338	4,851	10,189	4,008	3,607	7,615	2,574	13,145	10,571
1926年	5,560	4,961	10,521	3,774	3,390	7,164	3,357	17,586	14,229
1927年	5,703	5,247	10,950	4,118	3,764	7,882	3,068	12,555	9,487
1928年	5,632	5,265	10,897	4,442	3,854	8,296	2,601	14,162	11,561
1929年	5,564	5,291	10,855	4,344	3,974	8,318	2,537	19,435	16,898
1930年	6,039	5,393	11,432	4,103	3,578	7,681	3,751	13,389	9,638
1931年	6,257	5,568	11,825	4,419	3,987	8,406	3,419	12,799	9,380
1932年	7,202	6,550	13,752	4,594	4,138	8,732	5,020	8,786	3,766
1933年	6,790	6,301	13,091	4,440	3,919	8,359	4,732	19,652	14,920
1934年	6,969	6,529	13,498	4,459	3,989	8,448	5,050	18,280	13,230
1935年	7,314	6,825	14,139	4,730	4,154	8,884	5,255	22,044	16,789
1936年	7,717	6,847	14,564	5,070	4,403	9,473	5,091	25,561	20,470
1937年	7,803	7,143	14,946	5,084	4,441	9,525	5,421	20,523	15,102
1938年	8,481	8,034	16,515	5,026	4,234	9,260	7,255	3,808	-3,447

出典 統監官房文書課『第一次統監府統計年報』、1907年。統監府『第二次統監府統計年報』、1908年。統監府『第三次統監府統計年報』、1909年。朝鮮総督府『第四次朝鮮総督府統計年報』、1911年。1910年～1938年は、『朝鮮総督府統計年報』各年度版による。

注 出生・死亡者統計は『朝鮮総督府統計年報』1938年度版まで確認できる。

第3節 在朝日本人の出自

第1項 初期渡航者の出身地

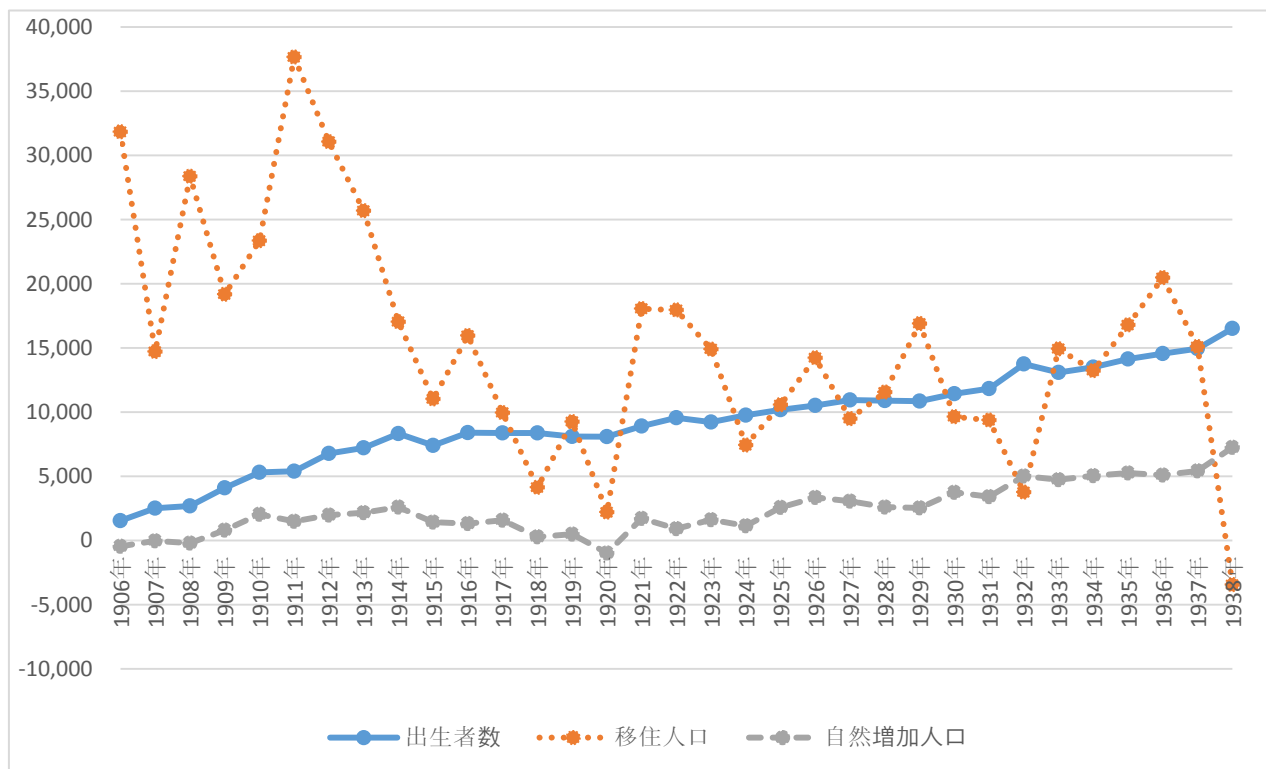
【表 1-16】は、1888年末に釜山領事館が居留民の出身地と渡航目的を調査したものである。旧国名で出身地が集計された数少ない資料の一つである。釜山には倭館時代からの歴史があり、対馬出身者が首位を占めている。その次は長門、周防、肥前であった。

他方、仁川の場合は、居留民の詳細な情報が確認できる⁽⁸¹⁾。開港から1908年まで引続き居留した人物の履歴であるが、全体21名のうち長崎県出身者は10名であった。他方、1883～1887年の間に、仁川に渡航した者の半数以上は長崎県出身者であった⁽⁸²⁾。その次が、山口県7名、兵庫県4名である。1892年頃には、長崎、山口、大分、広島県の順であった。

⁽⁸¹⁾ 仁川開港二十五年記念会編『仁川開港二十五年史』、1908年、63～70頁。前掲書、『仁川府史』、279～281頁。

⁽⁸²⁾ 青山好恵『仁川事情』、朝鮮新報社、1892年、2頁。

このように、長崎県出身者が首位を占める点は、倭館の歴史のほか、他の要因もみられる。【表 1-25】の初期渡航者の職業をみると、廻漕業を営む人が多く、船舶所有者が多いことがわかる。すなわち、船舶操縦技術と海外渡航の経験もその背景にあった。



【図 1-3】 朝鮮生まれの出生者数、自然増加人口、移住人口の推移(1906～1938年)
出典 【表 1-15】と同様。

【表 1-16】 1888年末における釜山居留民の出身地・居留目的別の人口

国名	公用		留学商用其他		総計		合計	備考 (現在の行政区域)
	男	女	男	女	男	女		
対馬	8	10	428	405	436	415	851	長崎県対馬
長門	2		269	190	271	190	461	山口県の西部・北部
周防			180	125	180	125	305	山口県の東部
肥前	8	6	102	132	110	138	248	佐賀県、長崎県の一部
壱岐			107	86	107	86	193	長崎県壱岐
安芸			81	60	81	60	141	広島県の西部
豊前	2	3	51	42	53	45	98	福岡県東部、大分県北部
豊後			40	28	40	28	68	大分県の大部分
筑前			46	21	46	21	67	福岡県の北西部
摂津			25	17	25	17	42	大阪県、兵庫県の一部
肥後			27	12	27	12	39	熊本県
武蔵	9	9	11	6	20	15	35	東京府・埼玉県、神奈川県の一部

薩摩	3	4	12	11	15	15	30	鹿児島県の西部
山城			10	3	10	3	13	京都府の南部
越後	1		7	5	8	5	13	新潟県
石見			6	4	6	4	10	島根県の西部
讃岐			7	3	7	3	10	香川県
筑後			6	3	6	3	9	福岡県の南部
尾張			6	2	6	2	8	愛知県の西部
近江			6	1	6	1	7	滋賀県
伊予			5	1	5	1	6	愛媛県
日向			5	1	5	1	6	宮崎県
播磨			3	3	3	3	6	兵庫県の南西部
陸中	4	2			4	2	6	岩手県、秋田県の一部
備後			3	3	3	3	6	広島県の東部
紀伊			5		5		5	和歌山県、三重県の一部
備前			4		4		4	岡山県の南東部
羽後			2	1	2	1	3	秋田県
若狭			3		3		3	福井県の西部
常陸	1		1		2		2	茨城県
阿波	1			1	1	1	2	徳島県
備中	1	1			1	1	2	岡山県の西半部
相模	1	1			1	1	2	神奈川県
下野	1	1			1	1	2	栃木県
羽前	1				1		1	山縣県
美作		1				1	1	岡山県の北部
隠岐			1		1		1	島根県隠岐島
下総			1		1		1	千葉県の北部、茨城県の一部
伊勢			1		1		1	三重県
上野	1				1		1	群馬県
加賀			1		1		1	石川県の南部
土佐			1		1		1	高知県
合計	44	38	1,463	1,166	1,507	1,204	2,711	

出典 「外務省外交史料館」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第一巻、1889年1月17日、釜山領事室田義文より外務次官青木周蔵宛の公第10号の附属書。

第2項 渡航者の出身階層

【表 1-17】は、1895年の仁川居留民の出身地別人口を整理したものである。族籍別にわけ、士族が多い順にならべた。士族人口は全体の5.2%（戸数では6.8%）を占め、同時期の日本（4.85%）より若干高い⁽⁸³⁾。人口に比例し、長崎・山口県出身の士族が多いものの、士族の割合は、鹿児島県（31.8%）、岡山県（25.7%）、東京府（13.

⁽⁸³⁾ 日本の統計は、『日本帝国統計年鑑』、1895年度版。

6%)がとくに高かった。

【表 1-18】は、1898年に木浦居留民を対象とした同様の統計である。1897年11月の開港から一年が経過した時期であり、人口はまだ1,000人に達していなかった。士族の割合は11.43%(戸数では15.3%)であり、仁川に比べ士族層の割合が高い。山口県出身者の31人のうち12人が士族であり(39%)、仁川の例(2%)を遥かに上回っている。これは、木浦の開港直後に、日本からの直接渡航者より韓国各港からの移住者が多かった点(【表 1-21】)と合わせて考えると、士族層の方が新天地を目指す傾向が強かったことがうかがわれる。没落した士族層の朝鮮への渡航、さらに新開港地への移住という傾向が統計に表れているといえよう。

渡航者の階層は、その大多数が日本国内における生活基盤を喪失、ないし危機的状況におとしいられたものたちであった⁽⁸⁴⁾。明治前半期の経済変動に乗れなかった商人や貧農、没落した士族が朝鮮進出の主体であった。地域の村を対象とした事例研究では、木村健二は、山口県熊毛郡の村を同地域から全階層にわたる朝鮮進出がなされたこととを明らかにした⁽⁸⁵⁾。このような研究は、役場文書と外務省記録の海外旅券発給記録を照らし合わせたものであり、大変労力を要する作業である。こうした事例研究の蓄積によって、人口移動の背景がさらに解明されるであろう。

なお、出身階層と関連して検討を要するのが渡航の動機である。これは社会・経済的背景に個人の意思も関わるものであり、検証は難しい。そこで、井上和枝は鹿児島県人の履歴が掲載されている『朝鮮と三州人』を用いて⁽⁸⁶⁾、その動機を三つの類型に分類している⁽⁸⁷⁾。

第一は「上昇志向」による海外渡航である。これは、新天地での再出発を狙った移住であり、その階層は商工業者が多数を占める⁽⁸⁸⁾。第二は公務を目的とする渡航である。その多くは、朝鮮に招聘された官僚・警察・軍人などである。第三は親戚・知人などを頼っての渡航である。いわゆる連鎖移住(chain migration)の類型であり、農業・漁業を含め広範囲の職業にみられる。こうした渡航理由は時期や階層によって差があるものの、初期に「上昇志向」の類型が多く、後に公務の類型が増加するパターンをみせる。また、この変化は後述する職業構成の変容とも連動している。

⁽⁸⁴⁾ 木村健二、前掲書、8頁。

⁽⁸⁵⁾ 木村健二、前掲書、第2章。同「明治期における朝鮮への人口移動—山口県熊毛郡旧別府村の場合—」(『人間と社会』第9号、東京農工大学、1998年)。

⁽⁸⁶⁾ 淵上福之助『朝鮮と三州人』鹿児島新聞社京城支局、1933年。

⁽⁸⁷⁾ 井上和枝「植民地朝鮮に行った鹿児島県出身者に対する基礎的考察」(九州大学朝鮮学研究会編『年報朝鮮学』第12号、2009年)、24～26頁。

⁽⁸⁸⁾ 「上昇志向」の初出は、木村健二、前掲書、19頁。

【表 1-17】 1895年の仁川居留民の出身地・族籍別人口

	士族			平民			計			士族の割合
	男	女	計	男	女	計	男	女	合計	
長崎県	48	31	79	578	418	996	626	449	1,075	7%
山口県	13	10	23	673	482	1,155	686	492	1,178	2%
鹿児島県	13	7	20	37	6	43	50	13	63	32%
福岡県	11	2	13	137	85	222	148	87	235	6%
兵庫県	10	3	13	109	40	149	119	43	162	8%
岡山県	9		9	21	5	26	30	5	35	26%
東京府	12	6	8	33	8	41	45	14	59	14%
熊本県	5	2	7	92	74	166	97	76	173	4%
愛媛県	6		6	52	27	79	58	27	85	7%
佐賀県	5		5	47	28	75	52	28	80	6%
和歌山県	4	1	5	22	11	33	26	12	38	13%
大分県	1	2	3	205	149	354	206	151	357	1%
徳島県	3		3	89	19	108	92	19	111	3%
石川県	2	1	3	5		5	7	1	8	38%
千葉県	1	1	2	6		6	7	1	8	25%
滋賀県	1		1	11	1	12	12	1	13	8%
岐阜県	1		1	8	4	12	9	4	13	8%
福井県	1		1	8		8	9		9	11%
茨城県	1		1	2	2	4	3	2	5	20%
新潟県	1		1	3		3	4		4	25%
栃木県	1		1	2	1	3	3	1	4	25%
秋田県	1		1	2	1	3	3	1	4	25%
福島県	1		1				1		1	100%
広島県				101	57	158	101	57	158	0%
大阪府				106	37	143	106	37	143	0%
京都府				24	8	32	24	8	32	0%
香川県				18	4	22	18	4	22	0%
愛知県				15	1	16	15	1	16	0%
島根県				9	1	10	9	1	10	0%
三重県				6	2	8	6	2	8	0%
長野県				6	2	8	6	2	8	0%
奈良県				6	1	7	6	1	7	0%
神奈川県				6		6	6		6	0%
鳥取県				6		6	6		6	0%
高知県				6		6	6		6	0%
埼玉県				1		1	1		1	0%
群馬県				1		1	1		1	0%
山梨県				1		1	1		1	0%
宮城県				1		1	1		1	0%
岩手県				1		1	1		1	0%
富山県				1		1	1		1	0%

合計	151	66	217	2,457	1,474	3,931	2,608	1,540	4,148	5.23%
戸数	48			661			709			

出典 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第二巻、1896年1月14日、仁川領事館事務代理萩原守一より外務次官原敬宛の公第4号の附属書。

注 出身者が不在の静岡県、宮崎県、沖縄県、北海道は省略した。ちなみに、1889年に47道府県が確定されたが、この統計には青森・山梨県を除く45道府県が集計されている。華族人口は0名であり、省略した。

【表 1-18】 1898年末における木浦居留民の出身地・族籍別人口

	士族			平民			小計		合計	士族の割合
	男	女	計	男	女	計	男	女		
長崎県	31	19	50	129	79	208	160	98	258	19%
山口県	7	5	12	11	8	19	18	13	31	39%
大分県	8	3	11	140	88	228	148	91	239	5%
広島県	3	3	6	9	3	12	12	6	18	33%
福岡県	4	1	5	26	12	38	30	13	43	12%
佐賀県	4	1	5	28	10	38	32	11	43	12%
熊本県	1	3	4	45	24	69	46	27	73	5%
大阪府	3	1	4	1	1	2	4	2	6	67%
東京府	3		3	25	15	40	28	15	43	7%
島根県	2		2	10	6	16	12	6	18	11%
兵庫県	1	1	2	13	2	15	14	3	17	12%
鹿児島県	2		2	2		2	4		4	50%
愛媛県	1		1	8	1	9	9	1	10	10%
愛知県	1		1	4		4	5		5	20%
香川県	1		1	3		3	4		4	25%
滋賀県	1		1	1		1	2		2	50%
石川県	1		1	1		1	2		2	50%
鳥取県	1		1			0	1		1	100%
岡山県				35	13	48	35	13	48	0%
和歌山県				32	9	41	32	9	41	0%
徳島県				22	3	25	22	3	25	0%
茨城県				6	3	9	6	3	9	0%
高知県				6		6	6		6	0%
神奈川県				3	3	6	3	3	6	0%
富山県				5	1	6	5	1	6	0%
京都府				5		5	5		5	0%
福井県				2	1	3	2	1	3	0%
静岡県				1	2	3	1	2	3	0%
青森県				2		2	2		2	0%
宮崎県				1	1	2	1	1	2	0%
奈良県				2		2	2		2	0%
埼玉県				2		2	2		2	0%
岐阜県				1		1	1		1	0%

長野県				1		1	1		1	0%
福島県				1		1	1		1	0%
小計	75	37	112	583	285	868	658	322	980	11.43%
戸数の合計	37			205			242			

出典 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第三巻、1899年1月13日、木浦領事館一等領事久水三郎より外務次官都筑馨六宛の本省第11号の附属書。

注 出身者がない12道県(千葉県、山梨県、群馬県、栃木県、三重県、滋賀県、新潟県、宮城県、岩手県、山形県、秋田県、北海道)は省略した。原資料に台湾はあるが、沖縄県の項目はない。

第3項 渡航者の移動経路

【表 1-19】は、1890年代半ばの各港の流入・流出人口を整理したものである。これによると、開港初期に渡航者の移動拠点は釜山であった。釜山に渡航した者の中には釜山に留まる者もいれば、朝鮮の各地に移動する者もいた。釜山に渡航し居留地の様子を視察してから、朝鮮の各地へ移動したのである。

他方、1894年に元山港へ渡航した日本人は、主に長崎、釜山、馬関、ウラジヴォストーク、神戸から来港していた(【表 1-20】)。また、1896年の京城の例をみると、日本から直接京城へ移住した者(865人)、仁川よりの移住者(348人)が次いだ⁽⁸⁹⁾。

なお、1897年に鎮南浦・木浦、1899年に群山・馬山・城津が開港すると、既存の居留民が新開港地へ移住する傾向がみられる。木浦では、朝鮮各港からの移住者がみられる(【表 1-21】)。これらの統計からは、日本→釜山・仁川→内陸又は他港のような移動経路が確認される。渡航後、さらなる新天地を目指す移動は、居留地の拡散を促していた。

ところが、新しい開港地の設定に対して、既存の居留民は必ずしも協力的ではなかった。一例を挙げれば、1895年に木浦の開港が知れ渡ると、釜山商業会議所は開港反対を主張する請願書を領事館に提出した⁽⁹⁰⁾。会頭の亀谷造次郎は、「今木浦ヲ開港セハ該地最寄即チ全羅忠清ノ米穀生産者ニ在テハ便利ナルヘキモ本邦商人ニ取り為メニ利益アリヤ否ヤ」、「木浦開港ノ曉ニハ当釜山唯ク慶尚道ニミ頼ルノ外ナシ」と述べ、反対意見を表明していた。すなわち、商人は米穀貿易における釜山港の独占的な位置が揺らぐことを危惧していた。このような行動様態からは、既得権を追究する「植民者意識」の一面が垣間見られる。

⁽⁸⁹⁾ 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第二巻、1897年1月22日、京城領事館一等領事加藤増雄より外務次官小村寿太郎宛の公信第11号の附属書。

⁽⁹⁰⁾ 「外務省記録」3-1-1-15「韓国各地開港関係雑件」第三巻、1895年6月19日、釜山一等領事加藤増雄より外務次官原敬宛の公第78号の附属書。同資料、1895年6月21日、同上、公第80号の附属書など。

【表 1-19】 1893年における釜山の流出入人口

	公用	留学	商用	漁業	職工	雇	遊歴	其他諸用	計
日本より	5	1	268	3,350	425	457		215	4,721
朝鮮各地より	5		62		43	34		60	204
諸外国より			3						3
小計	10	1	333	3,350	468	491	0	275	4,928
日本へ	3		451	24	334	434		426	1,672
朝鮮各地へ			88	3,278	87	127		76	3,656
諸外国へ					6			1	7
小計	3		539	3,302	427	561	0	503	5,335

出典 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第二巻、1894年1月11日、釜山領事館領事室田義文より外務次官林董宛の公第5号の附属書。

【表 1-20】 1894年の元山への来港者統計

	公用	留学	商用	漁業	職工	雇	遊歴	其他諸用	合計
長崎より	2		81	334	7	133		28	585
釜山より			65	129	14	56		16	280
馬関より			37		21	62		15	135
浦汐より			23		10	43		19	95
神戸より	11		44		4	13		4	76
京城より	10					1	5	3	19
仁川より	4		2		3	6			15
小計	27	0	252	463	59	314	5	85	1,205

出典 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第二巻、1895年1月19日、元山領事館三等領事上野専一より外務次官林董宛の公第3号の附属書。

【表 1-21】 1897年・1898年の木浦の来航者・出生者

		公用	留学	商用	漁業	職工	雇	遊歴	其他諸用	合計
1897年 (11月～ 12月)	日本より	3							1	4
	韓国各港より	12		146	5	39	87		14	303
	その他外国より	1								1
	出生									
	小計	16	0	146	5	39	87	0	15	308
1898年 (7月～ 12月)	日本より	4		79	3	70	33		9	198
	韓国各港より	4	2	199	9	66	86		24	390
	その他外国より									
	出生			4		2			4	10
	小計	8	2	282	12	138	119	0	37	598

出典 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第三巻、1898年1月17日、木浦領事館一等領事久水三郎より外務次官小村寿太郎宛の本省第9号の附属書。同資料、1899年1月13日、木浦領事館一等領事久水三郎より外務次官都筑馨六宛の本省第11号の附属書。

第4項 県人会の活動

居留地は、「日本六十餘州の人間陳列所」と言われるほど多様な出身者で構成されていた⁽⁹¹⁾。居留地は、「社交上の習慣より言語風俗等に至り十人に接すれば十種の差違」があり⁽⁹²⁾、「人情、風俗は、千差万別一様ならず自ら混沌たるを免れ」ない状況であった⁽⁹³⁾。居留民社会の風習は多様であり、「各方面を異にせる種々なる人々の集合なれば気風同じからず慣習一定せずして調和を欠」いていたのである⁽⁹⁴⁾。このため、居留民の間で出身地は重要情報であり、「〇〇県某」のような門札をみかけるのも珍しくなかった⁽⁹⁵⁾。

このような居留民構成の影響から、早い時期から県人会が組織された。釜山では開港から10年も経たない時期に対馬大親睦会が組織された。次は、その設立を伝える1882年の記事である。

同港に居留の人民は凡そ二千餘人なるが其過半数は対馬人にして中には官員もあれば書生もあり貿易商もあれば仲買商もありて自然他の居留人とは違ひ同郷の兄弟多き故え随て事に物に団結の氣象あるはじつに賞嘆すべき事なるが今般浅山某の發起にて対馬大親睦会なるもの(対馬同胞会とも聞けり)を開かれ貴賤貧富の別なく各一致協力の精神を以て将来の目的に付き大に計画する処あらん…⁽⁹⁶⁾。

対馬人出身者が半数以上を占めていた釜山では、同郷人の。他方、徳島県人が多数を占めていた鳥致院では、「毎月一回集合し旧情を温め親睦を図り相互扶掖を以て本会の目的」としていた⁽⁹⁷⁾。また、京城の熊本県人会では、「肥後流の大兎狩」を恒例として行っており、「しよいしよい出た出た」の掛け声が響くこともあった⁽⁹⁸⁾。このように、県人会では県民同士の相互扶助や親睦が図られた。県人会は九州・中国地方の県が中心であったが、関東人会、四国会、福岡大分二県人会の共同組織もみられた⁽⁹⁹⁾。

こうして親睦会として出発した県人会は、地域における利害関係・利権争いの場とも機能していた。居留民団

⁽⁹¹⁾ 『朝鮮評論』第1巻第1号、1904年2月、12頁。

⁽⁹²⁾ 『朝鮮評論』第1巻第1号、1904年2月、12頁。

⁽⁹³⁾ 三輪規・松岡琢磨編『富之群山』、群山新報社、1907年、70頁。

⁽⁹⁴⁾ 田中市之助『大田発展誌』、1917年、158～159頁。

⁽⁹⁵⁾ 1912年の秋に朝鮮を視察した神職高山昇の記録である。「何人も地所に行くと、同郷相寄り同種族互に相憐むの情あるは自然の事で、鳥取県某とか石川県某とか云ふ門札が見える、之れは同県人相寄らんとする楽あるからであらう」『全国神職会会報』第170号、1912年12月、27頁、「朝鮮土産談(承前)」。

⁽⁹⁶⁾ 『朝鮮新報』(釜山港商法会議所発行)、1882年3月15日、5面。

⁽⁹⁷⁾ 酒井俊三郎『鳥致院発展誌』朝鮮新聞忠清総支社、1915年、30～31頁。

⁽⁹⁸⁾ 『京城日報』、1915年11月22日、3面、「肥後流の大兎狩」。

⁽⁹⁹⁾ 杉山萬太『鎮海』鎮海印刷社、1912年、83頁。

や商業会議所の選挙時には、県人会を通じて選挙活動を行うのが常例であった。例えば、京城では「沢山の県人会があるから県人会が盛んに活用」されており⁽¹⁰⁰⁾、選挙期間になると県人会推選の候補者広告が新聞広告欄を埋めていた。また、商売においても県会の人脈が活用された。群山では対馬県人を中心に派閥が形成され、利害関係の決定も、「対州閥」の地縁を通して行われていた。対馬出身の領事が着任すると、「対州人に非ざれば人に非ずの観があつて、官吏も商人も請負師も対州人の息が掛つたものでないと生色を帯びて居なかつた」⁽¹⁰¹⁾という。県会会は単なる同郷人の親睦会を越えており、この状況に対しては「島国的根性が失せぬ」という批判もみられた⁽¹⁰²⁾。こうした県会会の結成や活動から、居留地では社会統合の課題が意識されていた。

第5項 「併合」前後における本籍地別人口

【表 1-22】は、1906年・1911年における朝鮮全体と京城の本籍地別の人口である。いずれも首位を誇るのは山口県であった。官吏・商人層において、山口県出身は有力な派閥であった。そのほか、九州・中国地方が多数を占めていたが⁽¹⁰³⁾、東京・大阪の出身者の増加が目立つ。総督府の設置や日韓貿易業の成長によるものであった。

この統計を見る際に、本籍地を基準としている点は留意すべきである。朝鮮生まれの二世は父親の本籍地に従って分類されており、別途に取り扱われていない。朝鮮生まれの児童を朝鮮と分類すると、その比率は高い。例えば、1911年の京城人口の43,253人のうち、京城生まれの児童は2,647人であり⁽¹⁰⁴⁾、全体人口の約6%であった。これは、長崎県出身者に匹敵する集団であった。

全体的に本籍地別人口は、九州・中国・四国地方の西日本に偏在していた⁽¹⁰⁵⁾。府県別の人口を相撲番付にしたものにおいても、大関は山口・福岡、関脇は長崎・広島であり、小結は熊本・大分、前頭は佐賀・岡山・愛媛・鹿児島・東京・大阪などであった⁽¹⁰⁶⁾。この背景から、仁川居留地の風習は関西風であり、正月・お盆・節句の儀式

⁽¹⁰⁰⁾ 『朝鮮新聞』、1917年5月21日、「京城における組合議員選挙」。

⁽¹⁰¹⁾ 保高正記・村松祐之『群山開港史』、1925年、64頁。

⁽¹⁰²⁾ 前掲書、『群山開港史』、63頁。杉山萬太『鎮海』鎮海印刷社、1912年、82頁。

⁽¹⁰³⁾ 1916年の大田では、福岡506人、山口274人、広島274人、長崎221人、熊本180人、大分176人、岡山155人、滋賀143人、佐賀139人、大阪129人、愛媛127人、愛知115人、東京111人の順に多かった。田中市之助『大田発展誌』、1917年、10～11頁。

⁽¹⁰⁴⁾ 前掲書、『京城発達史』、430～435頁。

⁽¹⁰⁵⁾ 鳥致院では徳島県出身者が最も多かった。酒井俊三郎『鳥致院発展誌』朝鮮新聞忠清総支社、1915年、5～7頁。

⁽¹⁰⁶⁾ 『朝鮮公論』通巻第41号、1916年8月、118頁、「大正四年末現在在朝鮮内地人府県別番付(朝鮮総督府統計掛調査)」。

は山口・長崎風であった⁽¹⁰⁷⁾。また、居留地の町並みでは、九州・中国地方の方言が聞こえた⁽¹⁰⁸⁾。

西日本出身者が多い傾向は、植民のみではなく、移民の場合でも同様であった。移民統計(1899年～1937年の累計)によると、広島県、熊本県、福岡県、山口県といった中国・九州地方の県が首位を占めている⁽¹⁰⁹⁾。移民にも、「西高東低」のパターンがはっきりと表れていた。すなわち、これは地理的条件に加え、何らかの社会的要因があることを示している。この点に関し、木村健二は移民・植民活動を規定したのは、地方の有力者層であることを強調した。村落の没落危機に対し、人々の移動とその方向を決定づけた地方の「中間層」と述べ、その役割に注目したのである⁽¹¹⁰⁾。

いっぽう、満洲紳士録研究者の小峰和夫は、別の観点から「西高東低」の現象を論じている。小峰は西日本の伝統社会のほうが、東日本のそれに比べて余剰労働力を滞留＝繋留させておく力が弱く、社会的移動が活発であったのではないかと述べている⁽¹¹¹⁾。西日本と東日本とは、立身出世志向にかなりの温度差がみられ、西日本の若者のほうがより積極的に郷里を離れて自律する傾向が強かったと論じている⁽¹¹²⁾。西日本の社会が社会的に人々の移動を促す力が強かったとの解釈である。これは一定の説得力を有するが、木村が論じているように、これを検証するには都市から郡・町村レベルにまで降りて移動の契機を探る必要があると考えられる⁽¹¹³⁾。

【表 1-22】「併合」前後における居留民の本籍別人口(朝鮮全体・京城)

順位	1906年末の漢城		1911年6月末の京城		1906年末の韓国		1911年末の朝鮮	
	府県名	人口	府県名	人口	府県名	人口	府県名	人口
1	山口県	2,150	山口県	4,028	山口県	13,251	山口県	23,494
2	福岡県	1,459	福岡県	3,079	長崎県	8,542	福岡県	17,323
3	長崎県	1,391	東京府	2,918	福岡県	5,842	長崎県	16,974

⁽¹⁰⁷⁾ 「仁川の風俗は多く関西風であるが、中に山口長崎風は其の居留民の多き丈けそれ丈け、仁川を風靡しつつあるようだ。若し仁川より山口長崎風と、大阪風とを除くならば、残るは一分の東京風と、広島風と、大分風と位である。ソレ故始めて仁川を見る人は、其如何に山口長崎人の多きかに驚くとともに、山口長崎語の如何に居留地に流行するかに驚くだろふ。而して盆、正月、節句等の儀式張りたる場合に於て、山口長崎の風俗が、殊に著しく目立つのに驚くだろふ。」小川雄三編『仁川繁昌記』朝鮮新報社、1903年、151頁。

⁽¹⁰⁸⁾ 「バッテン語は長崎辯の表徴なり。朝鮮各地に於て、鹿児島語、若しくは秋田語を解し得ざるものあらんも、バッテン語は平気に通用せられつ々あり。由来長崎縣人は到る處に團隊を作るを例とし、自然の勢力を扶殖す。長崎辯の四圍を同化し行くも亦怪しむ可きにあらず」『朝鮮に於ける各府県人分布観(二)』『朝鮮及満州』第120号、1917年6月、66頁。

⁽¹⁰⁹⁾ 石川友紀『日本移民の地理学的研究』榕樹書林、1997年、126頁。

⁽¹¹⁰⁾ 木村健二「近代日本の移民・植民活動と中間層」(『歴史学研究』613号、1990年11月)。

⁽¹¹¹⁾ 小峰和夫『満洲紳士録の研究』吉川弘文館、2010年、32～36頁。

⁽¹¹²⁾ 同上、297頁。

⁽¹¹³⁾ 木村健二「近代日本の移植民研究における諸論点」(『歴史評論』第513号、1993年1月)、13頁。

4	大分県	1,310	長崎県	2,898	大分県	5,436	広島県	13,572
5	熊本県	1,011	大分県	2,394	広島県	4,176	熊本県	10,874
6	大阪府	791	熊本県	2,187	熊本県	4,164	大分県	10,554
7	東京府	780	広島県	2,148	大阪府	3,772	佐賀県	8,553
8	広島県	628	大阪府	1,872	佐賀県	2,540	岡山県	7,876
9	佐賀県	607	佐賀県	1,723	兵庫県	2,253	大阪府	6,958
10	兵庫県	459	鹿児島県	1,383	東京府	2,121	東京府	6,844
11	鹿児島県	447	兵庫県	1,289	愛媛県	2,101	愛媛県	6,751
12	愛知県	430	岡山県	1,246	岡山県	2,092	鹿児島県	5,953
13	岡山県	425	愛媛県	923	島根県	1,873	島根県	5,781
14	京都府	425	京都府	886	鹿児島県	1,739	兵庫県	5,576
15	愛媛県	346	愛知県	829	愛知県	1,369	香川県	4,293
	その他	4,455	その他	13,450	その他	16,641	その他	59,313
	計	17,114	計	43,253	計	77,912	計	210,689

出典 1906年末の漢城：統監官房『第一次統監府統計年報』、16～18頁。1911年6月末の京城：京城居留民団役所偏『京城発達史』、424～427頁。1906年末の韓国：統監官房文書課『第一次統監府統計年報』、1907年、18～20頁。1911年末の朝鮮：『朝鮮総督府統計年報』1911年度版。

第6項 1925年の本籍別統計

【表 1-23】は、1925年における朝鮮全体の本籍別人口である。圏域別にみると、九州・中国・中部・近畿・四国・関東・東北地方の順に多かった。西日本からの移住者が多いのは、同様であった。2万人を越える地域を並べると、山口県(40,073人)、福岡県(31,199人)、広島県(25,760人)、長崎県(25,306人)、熊本県(21,895人)であった。1万人を越える地域は、大分県、佐賀県、岡山県、鹿児島県、愛媛県、東京府、愛知県、香川県、島根県であった。関東地域では東京府が唯一であった。

なお、1910年から15年間の増加率をみると、宮崎県、山形県、岩手県、青森県、宮木県、山梨県の増加率40%を超えている。全体人口における比率は依然として低いものの、東北・関東地方の出身者が明確に増加していた。移住者の出身地は、九州・中国地方中心から全国的に広がっていた。

【表 1-23】 1925年における本籍別の日本人人口

地域	人口	戸数		人口			増加率 (B/A)	1910年(A)
		住居	世帯	男	女	計(B)		
九州 地方	大分県	4,773	5,110	9,734	9,119	18,853	203%	9,300
	福岡県	7,767	8,291	16,137	15,062	31,199	231%	13,510
	佐賀県	4,241	4,528	8,713	8,439	17,152	287%	5,983
	長崎県	6,079	6,588	12,965	12,341	25,306	180%	14,087
	熊本県	5,318	5,759	11,223	10,672	21,895	264%	8,283
	宮崎県	1,218	1,325	2,417	2,121	4,538	569%	797
	鹿児島県	3,769	4,101	7,563	6,556	14,119	293%	4,826
	計	33,165	35,702	68,752	64,310	133,062	234%	56,786
中国	鳥取県	1,074	1,174	2,273	2,049	4,322	242%	1,786

地方	島根県	2,667	2,849	5,539	5,174	10,713	223%	4,795
	岡山県	4,142	4,438	8,566	7,931	16,497	265%	6,231
	広島県	6,170	6,689	13,394	12,366	25,760	238%	10,838
	山口県	9,429	10,141	20,609	19,464	40,073	191%	20,990
	計	23,482	25,291	50,381	46,984	97,365	218%	44,640
中部 地方	新潟県	1,537	1,643	3,260	2,906	6,166	372%	1,656
	富山県	1,059	1,155	2,298	2,038	4,336	316%	1,374
	石川県	1,438	1,540	3,053	2,777	5,830	304%	1,917
	福井県	1,498	1,650	3,248	2,932	6,180	294%	2,105
	山梨県	861	930	1,646	1,529	3,175	424%	749
	長野県	1,587	1,739	3,250	2,756	6,006	390%	1,541
	岐阜県	1,487	1,589	3,188	2,800	5,988	310%	1,933
	静岡県	1,514	1,615	3,083	2,753	5,836	272%	2,142
	愛知県	2,673	2,888	5,733	5,183	10,916	350%	3,118
計	13,654	14,749	28,759	25,674	54,433	329%	16,535	
近畿 地方	三重県	1,558	1,670	3,355	2,952	6,307	256%	2,468
	滋賀県	1,255	1,345	2,713	2,363	5,076	222%	2,287
	京都府	1,557	1,648	3,212	2,910	6,122	215%	2,847
	大阪府	2,449	2,585	5,075	4,790	9,865	155%	6,364
	兵庫県	2,437	2,609	4,857	4,774	9,631	198%	4,856
	奈良県	866	927	1,829	1,585	3,414	260%	1,315
	和歌山県	1,373	1,502	2,861	2,589	5,450	267%	2,043
	計	11,495	12,286	23,902	21,963	45,865	207%	22,180
四国 地方	徳島県	1,566	1,690	3,369	3,204	6,573	230%	2,863
	香川県	2,594	2,826	5,585	5,153	10,738	314%	3,421
	愛媛県	2,894	3,085	6,299	5,868	12,167	239%	5,081
	高知県	1,781	1,876	3,731	3,479	7,210	432%	1,670
	計	8,835	9,477	18,984	17,704	36,688	281%	13,035
関東 地方	茨城県	1,192	1,287	2,416	2,091	4,507	384%	1,173
	栃木県	733	787	1,431	1,248	2,679	343%	781
	群馬県	683	753	1,512	1,284	2,796	325%	860
	埼玉県	670	724	1,447	1,234	2,681	310%	864
	千葉県	1,034	1,106	2,123	1,824	3,947	313%	1,263
	東京府	2,930	3,105	6,084	5,533	11,617	204%	5,690
	神奈川県	857	911	1,708	1,602	3,310	220%	1,503
	計	8,099	8,673	16,721	14,816	31,537	260%	12,134
東北 地方	青森県	527	570	1,049	959	2,008	483%	416
	岩手県	632	687	1,262	1,121	2,383	489%	487
	秋田県	719	776	1,506	1,321	2,827	447%	633
	山形県	1,002	1,080	2,099	1,852	3,951	504%	784
	宮城県	1,545	1,677	3,217	2,901	6,118	462%	1,325
	福島県	1,404	1,505	2,979	2,565	5,544	342%	1,620
	計	5,829	6,295	12,112	10,719	22,831	434%	5,265
その他	北海道	670	716	1,433	1,315	2,748	301%	914

	沖縄県	60	65	119	92	211	391%	54
合計		105,289	113,254	221,163	203,577	424,740	248%	171,543

出典 『朝鮮総督府統計年報』1910年度版・92～94頁、1925年度版・44～47頁。

第7項 学歴

ここでは、朝鮮紳士録を通じて、在朝日本人の学歴について確認してみよう。

まず、朝鮮紳士録を用いるにあたって確認しておきたい点は、すべての階層を包含していない点である。一部の上層部の学歴を把握することはできる。

まず、初期の渡航者については、1908年刊行の『在韓成功之九州人』が参考になる。全体19人のうち4人は中学校・師範学校・法律学校卒業者であるが、その他の大多数は正規の学校教育を受けていない人物であった。例えば、「商家に養育せられたる」、「叔父上野林吉に教養せらるること前後二年」、「教育を愛くること能はざりしのみならず……僅にいろは及び村名位を覚えたるに過ぎざりき……伯父に請ひて毎夜二時間づつ書を読み字を習ひたるに……普通の書信を解し又算盤をも知に至れる」という具合であった⁽¹¹⁴⁾。家庭内で読み書きや算盤を教わるなど、商人としてのリテラシーと素養を身につけた人が多かった。

「併合」後の状況については、1917年刊行の『在朝鮮内地人紳士名鑑』が参考になる。この資料には、軍人を含む約1,500名の地域有力人物の情報が収められている。【表 1-24】は、官公吏(総督府官吏、教員)と軍人を除く、民間の有力人物の学歴を整理したものである。民間の有力人物とは、学校組合管理者、商業会議所評議員、金融・水利組合理事などである。依然として正規の教育を受けていない人物もみられるが、高等・専門教育を受けた人物が明確に増えていた。これは、居留民団の民長・議員の学歴にもみられる傾向である(【表 2-8】を参照)。

【表 1-24】 民間の有力人物の学歴

氏名	肩書	出身地、渡航時期、学歴
伊東祐一	忠清南道論山学校組合管理者	1876年生まれ。東京府。1904年日本大学専門部卒業。1907年東京税務監督局から在勤のまま韓国政府に招聘される。
井田魯一	忠清南道礼山地方金融組合理事	1882年生まれ。福岡県。1903年福岡県立豊津中学校卒業、1907年東京東洋協会専門学校卒業。同年韓国政府に招聘される。
稲田勝彦	仁川府協議会員、仁川商業会議所評議員、仁川学校組合議員	1861年生まれ。長崎県。1894年朝鮮に渡る。学歴は不詳又は無し。
池田長兵衛	京城学校組合議員、京城商業会議所評議員	1869年生まれ。大阪市。1902年朝鮮に渡る。学歴は不詳又は無し。

⁽¹¹⁴⁾ 高橋刀川『在韓成功之九州人』虎與号書店、1908年、24・56・79頁。

出口武利	忠清南道礼山学校組合管理者	1867年生まれ。福岡県。元小学校訓導・校長。1904年朝鮮に渡る。
馬場五郎	済州地方金融組合理事	1885年生まれ。埼玉県。1908年東洋協会植民専門学校卒業。1909年全羅南道求礼に渡る。
春岡政人	咸鏡北道明川郡花台地方金融組合理事	1892年生まれ。大分県。1914年に長崎高等商業学校卒業、同年朝鮮に渡る。
花岡鶴松	群山商業会議所評議員 群山学校組合議員	1873年生まれ。山口県。1886年に釜山に渡る。元山・仁川を経て、1903年に群山に移住。学歴は不詳又は無し。
林駿介	忠清南道瑞山郡泰安地方金融組合理事	1868年生まれ。東京府。東京外国語学校仏語学部、東京大学予備科第一高等学校仏法科卒業。1895年通信局通信書記。1908年に韓国政府度支部財務主事。
林文助	群山学校組合議員	1885年生まれ。山口県。1904年東京私立麻布中学校卒業。1909年朝鮮に渡る。全州小学校教員
林亀助	忠清南道江景学校組合議員 江景衛生組合議員	1882年生まれ。山口県。1893年釜山に渡る。1903年江景に移住。学歴は不詳又は無し。
林田精一	全羅北道益山郡裡里地方金融組合理事	1888年生まれ。長崎県。1911年東京高等商業学校卒業後、朝鮮に渡る。東洋拓殖に勤務。
長谷川清次	咸鏡南道西湖津学校組合管理者	1878年生まれ。大阪府。大阪商船を退社後、1913年に朝鮮に渡る。学歴は不詳又は無し。
丹羽清次郎	朝鮮基督教青年会総務	1865年生まれ。京都府。1890年同志社卒業。1910年朝鮮に渡る。
西守	江原道通川郡邑内面学校組合管理者	1875年生まれ。和歌山県。1905年明治大学法律科卒業。1911年郡書記として朝鮮に渡る。
穂坂秀一	黄海道黄州学校組合管理者	1875年生まれ。福岡県。英和学校卒業。1905年朝鮮に渡る。農業。

出典 朝鮮公論社編『在朝鮮内地人紳士名鑑』、1917年、2・9・28・36・41・49・50・53・57・58・60・66・68・71・78頁。

注 「い」から「ほ」までの人物である。

第4節 在朝日本人社会の職業構成

第1項 開港期・形成期における職業構成

【表 1-25】は、仁川開港時に渡航した人々の履歴である。渡航時の平均年齢は28.6歳である⁽¹¹⁵⁾。平均的な人物像を描いてみると、雑貨商・廻漕業・貿易業を営む20代後半の長崎県出身の男性であった。1892年頃の職業構成をみると、雑貨商、貿易商、荷受問屋、回漕業が大半を占めていた⁽¹¹⁶⁾。

他方、1886年の釜山の業種別人口は、公用(男50、女45)、留学(男5)、商用(男453、女372)、漁業(男45、女

⁽¹¹⁵⁾ 自由意思による渡航とは思われない8歳・13歳の人物は除外した。

⁽¹¹⁶⁾ 青山好恵『仁川事情』朝鮮新報社、1892年、15～16頁。

28)、農業(男4)、職工(男288、女222)、雇奴婢(男131、女83)、布教(男3)、在檻中(男1)、諸用(男95、女151)、合計(男1,075名、女901名)であった⁽¹¹⁷⁾。このように、開港場では雑貨商、回漕業、貿易業の業種が多かった。

いっぽう、内陸の地域では土木労働者、朝鮮人向けの商売を営む商人が多かった。1888年頃の京城では大工・左官が最も多く、その次が雑貨商、飲食店、仲買人、洋反物商、質屋、菓子商であった⁽¹¹⁸⁾。土木労働者の数からは、家屋・商店の新築が盛んであったことがわかる。1899年頃の平壤では貿易商・雑貨商・菓子商・売薬商の商人が多く、そのほとんどは露店を営む商人であった⁽¹¹⁹⁾。開城でも商人が大半を占めており、朝鮮人参の取引を兼ねる場合も多かった。内陸では朝鮮人向けの雑貨商や、朝鮮人と米・豆・牛皮・高麗人参を取引する貿易商が多かった。こうした朝鮮人との取引では、「土着民を瞞着する」例も少なくなかった⁽¹²⁰⁾。

【表 1-25】 仁川開港時の渡航者の履歴(開港から1908年まで)

氏名	①出身地 ②職業 ③生年(渡航時の年齢) ④1908年頃の居住地 ⑤履歴
堀力太郎	①長崎県長崎市江戸町 ②雑貨商→回漕業→金銭貸業 ③明治3年(13歳) ④寺町2丁目 ⑤1878年父と釜山に渡航し西洋雑貨商を経営。仁川に移ってからは船舶を購入し、漢江航路を開く。韓国内枢要の航路権を掌握。日露戦役時に所有の船舶が次々と撃沈し、損害を蒙る。近頃は荒蕪地の購入、金貸業に従事。
郡金三郎	①長崎県下県郡大手橋町 ②回漕業 ③弘化4年(36歳) ④港町一丁目 ⑤1880年釜山に渡航。1883年鬱陵島の探検船である鎮西丸を仁川航海に試す。渡航後は、回漕業を営む。日清戦争時には釜山まで避難船を運航する。功労が認められ、1904年に居留民役所より感謝状を授与される。
田中良助	①山口県熊毛郡伊保庄村、②雑貨商・荷受業→酒商 ③嘉永元年(35歳) ④本町2丁目 ⑤1868年に九州と韓国の間を航海する。仁川では雑貨商・荷受業を営む。数隻の船舶を購入し、朝鮮沿岸・日本航路を開始する。その後、委託販売酒類卸売を営む。公共事務における功労が認められ、1903年に居留民役所より金盃を授与される。
樋口平吾	①佐賀県杵嶋郡小田志村 ②雑貨商 ③嘉永5年(31歳) ④本町一丁目 ⑤1883年渡航してから陶器・雑貨店を営む。日清戦争時に商業会議所議員として軍需品輸送委員となり、日韓人夫千人を指揮。功労が認められ、1907年に居留民団より金盃を授与される。
土肥福三郎	①長崎県壱岐郡香椎村 ②米穀商・貿易商 ③嘉永6年(30歳) ④濱町2丁目 ⑤開港時に渡来して、米穀商を営む。
慶田利吉	①鹿児島県薩摩郡平佐村 ②貿易商→回漕業 ③嘉永4年(32歳)

⁽¹¹⁷⁾ 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第一巻、1887年3月11日、釜山領事室田義文より外務次官青木周蔵宛の公第40号の附属書。

⁽¹¹⁸⁾ 前掲書、『京城発達史』、38～39頁。

⁽¹¹⁹⁾ 19世紀末の開城と平壤の状況に関しては、信夫淳平『韓半島』東京堂書店、1901年、169・199～200頁。

⁽¹²⁰⁾ 「新市街当初の日本住民は、悉く韓国人民の良友として、尊敬す可き資格ある者のみと云ふ事を得ず、初めは平壤の土着民を瞞着するを専らとし、秋毫も犯さざりし日本軍隊の寄生虫たるもの亦少からざりき」前掲書、『平壤発展史』、51頁。

	④本町1丁目 ⑤単独で渡来して貿易商を営む。京城公使館・守備隊の用達を務め、大阪商船会社代理店を委嘱される。日露戦争時に材料を運送する。
久野勝平	①長崎県長崎市豊後町、②雑貨商→貿易商 ③嘉永3年(33歳) ④本町2丁目 ⑤釜山での雑貨商経営を経て、仁川に渡航。商業会議所議員。
田中佐七郎	①鹿児島県薩摩郡平佐村 ②回漕業→貿易商 ③文久元年(22歳) ④港町 ⑤釜山を経て仁川に渡航。帆船を購入し、韓国沿岸航路を試みる。居留民会・商業会議所議員。
高杉昇	①山口県熊毛郡室津村 ②雑貨商→米商→貿易商・回漕業 ③文久3年(20歳) ④港町 ⑤雑貨商から米商に転業し利益を得る。1901年に貿易商・回漕業を開始。群山地方に土地家屋を購入し同地の開発に務める。
福岡利吉	①山口県大津郡西深川村 ②料理屋経営 ③嘉永元年(35歳) ④仲町2丁目 ⑤領事館建築時に大工として仁川に渡る。料理屋を経営し、資産家となる。仁川消防組設立に関わる。
力武平八	①佐賀県西松浦郡東山代村 ②米穀商・精米業 ③万延元年(23歳) ④港町1丁目 ⑤釜山・仁川で米穀商を営む。資産家。
林長太郎	①長崎県長崎市今鍛冶町 ②貿易商 ③明治3年(13歳) ④港町1丁目 ⑤穀物の輸出、金巾紡績の輸入を営む。
平山末吉	①長崎県西彼杵郡山里村 ②牛肉商→米穀商 ③天保14年(40歳) ④本町1丁目 ⑤渡航初期は、牛肉商を営む。両戦争時に日本軍用達を務めて、成功を収める。その後、米穀商に転ずる。
太田吉太郎	①長崎県長崎市小曾根町 ②洗濯業→金銭貸業 ③安政5年(25歳) ④仲町1丁目 ⑤渡航初期は、洗濯業を営む。土地を買収し資産家となる。
中野谷秀雄	①広島県佐伯郡深江村 ②材木商 ③明治8年(8歳) ④本町3丁目 ⑤叔父の材木商で働く。
水津イヨ	①山口県吉敷郡山口町 ②料理屋経営→旅館業 ③元治元年(19歳) ④仲町1丁目 ⑤渡航初期は料理店を経営。その後、旅館を経営。
広池亭四郎	①大分県下毛郡山口村 ②回漕業 ③安政元年(29歳) ④仲町1丁目 ⑤開港時に大和組を組織して自ら組長となる。団平船数十隻を所有し、艇の荷役労働者の請負業(大和組回漕部)を営む。
高野周三郎	①長崎県大字田郷 ②雑業→精米業 ③慶応2年(17歳) ④仲町 ⑤雑業を経て、精米業を開始し、富を蓄積する。
浦崎善助	①長崎県下県郡田淵町 ②回漕業 ③文久3年(20歳) ④支那町 ⑤渡航後、回漕業を営む。
田中富之助	①山口県熊毛郡伊保庄村 ②船具商 ③嘉永6年(30歳) ④本町3丁目 ⑤渡航後、船具商を開く。
原田金太郎	①長崎県長崎市外浦町 ②旅宿業 ③弘化2年(38歳) ④仲町 ⑤渡航後、旅宿を開く。

出典 仁川開港二十五年記念会編『仁川開港二十五年史』、1908年、63～70頁。仁川府『仁川府史』、279～281頁。
郡金三郎・樋口平吾の経歴は、高橋刀川『在韓成功之九州人』虎與号書店、1908年、101～108頁・136～142頁。
注 並び方は渡航順である。

【表 1-26】は、1894～1895年にかけての京城の営業種別人口である。京城領事の内田定植は、昨年 of 戦役の影響で人口が著しく増加した点を挙げ、調査結果を報告していた。営業種別の人口は、一年間に251名から808名に増加しており、短期間で3倍に急増していた。とくに、大工、商人(雑貨商・朝市・行商)、酌婦の増加が目立つ。

他方、1896年の仁川の職業構成(【表 1-27】)をみると、日雇い、雑貨商、建築職人、船乗り、芸妓・酌婦が主な業種であった。仁川港は干満の差が大きく、外港に碇泊している船舶から舢舨で貨物を運搬する必要があったため、日雇いの多くは運搬労働者であった。いっぽう、開港一年後の木浦では、被雇146人、大工94人、日雇72人、雑貨38人、石工21人、仲買20人、貿易17人、菓子16人、魚師13人、酒小売12人、左官9人、農業8人、穀物6人、料理6人、女髪結6人、土木請負6人が主な業種であった(本業者数)⁽¹²¹⁾。同じく、日雇いや建築職人が多かった。

【表 1-26】 1894～1895年における京城居留民の営業種別人口

種目	1894年12月	1895年12月	増減
指物大工	8	123	115
雑貨商	61	120	59
朝市	43	98	55
行商	16	81	65
飲食店	18	50	32
酌婦		47	47
質屋	8	24	16
菓子商	8	23	15
左官屋根職	3	17	14
理髪職	8	16	8
薬種売薬請売商	7	15	8
洋反物商	18	12	-6
金具鉄菜細工鍛冶職	6	12	6
人力車挽業		12	12
豆腐商	4	11	7
料理屋	6	10	4
芸妓		10	10
氷水		9	9
裁縫洗濯晒業	6	9	3
旅宿	3	8	5
仲買商	2	7	5
湯屋	2	7	5
牧畜牛肉牛乳商	2	7	5
木挽		7	7

(121) 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第三巻、1899年1月13日、木浦領事館一等領事久水三郎より外務次官都筑馨六宛の本省第11号の附属書。

運搬業問屋	1	6	5
時計師	3	5	2
土方鳶業		5	5
酒醬油味噌酢商		5	5
日雇稼		5	5

出典 外務省記録3-8-6-9「朝鮮国内地ニ於テ本邦人営業雑件」、1896年2月4日、京城一等領事内田定槌より外務次官原敬宛の公信第24号、「韓国京城在留本邦人営業者表在京城内田領事ヨリ報告之件」。

注 1895年末を基準に整列し、5人未満の業種は省略した。

【表 1-27】 1896年における仁川居留民の職業構成

業種	営業者数	業種	営業者数	業種	営業者数
日雇い	235	料理店	21	旅人宿	9
雑貨	162	芸妓	21	木挽	9
被雇人	148	理髪	20	公吏	8
船乗	142	貿易商	18	豆腐	8
大工	103	鍛冶	15	医師	8
農業	37	会社員	14	魚商	8
酒小売	30	菓子製造	13	煙草小売	8
料理人	30	左官	13	雑業	8
飲食店	29	裁縫職	12	質屋	7
氷小売	27	石工	10	紙商	7
仲買	26	西洋洗濯	9	鉄工業	7
酌婦	22	菓子小売	9	その他	214
合計 1,467					

出典 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第二巻、仁川領事館事務代理萩原守一より外務次官小村寿太郎宛の公第158号の附属書。

注 この他、教員6、鼈甲細工6、湯屋6、桶職6、外国人被雇人6、売薬商6、賃仕事6、突場4、新聞記者4、銀行3、僧侶3、産婆3、神官2、醬油製造2、酒醸造2、牛乳2、艇船1、精米1であった。

1902年頃の京城の職業構成をみると、81種の職業が確認される⁽¹²²⁾。大工が最も多く(123人)、雑貨商(99人)、酌婦(65人)、芸妓(52人)、質屋(45人)⁽¹²³⁾、朝市(42人)⁽¹²⁴⁾、遊技業(35人)、飯食店(28人)、行商(23人)、貸人

⁽¹²²⁾ 前掲書、『京城発達史』、111頁。

⁽¹²³⁾ 日本人質屋の多くは、韓国人相手の質屋であった。「本邦商人か清国商人に比して特に優勢なりと認めらるる商業は茲に一つあり。典当業なるものは是れなり。城内市中、殊に泥岷付近に至れば、謂ゆる典当局なる看板は屋に沿ひ軒に連なりて五月蠅き程目に附くべし。是れ即ち質屋なり。本邦人にして典当業を営む者は目下京城に四十戸内外あるなり。而して其顧客は孰れも韓人なりとす。勿論時ありてか本邦人と雖も、行ひて物品を典する者あらざるなきも、此の如きは殆ど罕に見る所にして、且つ本邦人を対手とする典当局は、概して典当局の看板を懸けざる謂ゆる金貸業者なり。蓋し本邦人にして公然典当局に質入せざるは、一は狭き土地とて幾分か外面を愧つるものと、一は本邦人の質物か流るるか如き場合には、我が内地と異なり其売捌方の範囲狭き故に、典当局も亦之れを質に取るを好まざるに由

力車業(21人)が主な業種であった。この他、豆腐商4人、味噌製造業3人、畳屋2人の存在からは、朝鮮で生活必需品が製造されていたことがわかる。仁川においても、味噌製造は1902年頃から始まっており、低廉な朝鮮産の大豆を使用した味噌は日本産より売れ筋がよかったという⁽¹²⁵⁾。

このように輸入に頼らず、味噌・醤油を朝鮮現地で生産するようになった点は注目に値する。日常生活を支える分野においても、定住への環境づくりが始まっていた。

第2項 日露戦争期における職業構成

【表 1-28】は、1904年6月末の京城居留民の職業構成である。その構成を大きく分類すると、商人(1,893人)、労働者(1,054人)、インテリ層(522人)、雑業(299人)であった⁽¹²⁶⁾。また、開城では質屋138人、飲食店37人、旅人宿12人、雑貨商12人の順に多かった。龍山では韓国政府雇員、商人が多く、永登浦では労働者・会社員が多かった。1904年8月の大邱(【表 1-29】)の統計からは、鉄道工夫の存在が注目される。鉄道工事関連の人口が流入しており、これを追うように雑貨商・菓子商・旅人宿が増えていた。

商人・労働者人口の流入に伴い、料理屋と芸妓・酌婦人口の増加も目立つようになった。仁川領事の報告書には、「醜業ヲ目的トセル密航婦」という文面がみられ⁽¹²⁷⁾、「移民保護法」の制定以来、渡航が厳しくなると芸妓・酌婦の密航が横行していた様子がうかがわれる。この状況に対し、仁川領事は、「所謂醜業ヲ海外ニ営ミ為ニ国家ノ体面ヲ汚スノ嫌アル」と述べ、密航者に対する取締りの強化を上申していた。釜山でも、「女子及老幼者を除き三千内外の男子にして四百人の徒食婦女を養ふ其錢遣ひの度想見すべきに非ずや」との批判の声が上がっていた⁽¹²⁸⁾。

この時期における各領事館の職業調査はその基準が統一されておらず、一律に分析することは難しい。職業構成には、その地域性があらわれており、職業構成はまちまちであった。全体的には商人・労働者の割合が高く、雑貨商・建築労働者・料理店経営が代表的な職業であった。

るならんか。抑も朝鮮に於ける金利は頗る高く、殊に京城の金利は其高きこと驚くべきものあり」(傍点は原文) 信夫淳平『韓半島』東京堂書店、1901年、48～49頁。

⁽¹²⁴⁾ 官設の六矣塵を除くと、朝市が唯一の市場であった。朝市は、毎朝南大門や東大門内で開かれる簡易の市場であり、城内の工芸品と城外の農産物が交換される場であった。同上、54～55頁。

⁽¹²⁵⁾ 桑原秀雄『併合後の仁川』、朝鮮新聞社、1911年、35～36頁。

⁽¹²⁶⁾ 以下は、「外務省記録」1-6-1-17「韓国各港駐在帝国領事官管轄内情況取調一件」所収の各領事館の報告による。

⁽¹²⁷⁾ 「外務省記録」3-8-2-115「清韓両国渡航取扱方ニ関スル訓令並伺雑件」、1900年1月10日、仁川領事伊集院彦吉より外務大臣青木周蔵宛の公第5号、「韓国渡航者手続ニ関スル苦情ノ件」による。

⁽¹²⁸⁾ 『朝鮮評論』第1巻第1号、1904年2月、11頁、「嗚呼釜山」。

【表 1-28】 1904年6月末における京城居留民の職業

職業	戸数	男	女	合計	職業	戸数	男	女	合計
官吏 (軍人・軍属を除く)	51	108	91	199	質屋	28	48	53	101
教育家	7	12	9	21	金貸業	12	27	23	50
銀行会社員	55	120	76	196	旅人宿及下宿屋	12	28	29	57
新聞社員	13	33	16	49	料理店及飲食店	46	112	153	265
宗教家	6	11	9	20	米穀商	6	20	16	36
医師	6	25	12	37	酒商	8	36	16	52
土木請負業	30	80	68	148	湯屋	7	15	18	33
大工・左官・石工・木挽・ 土方	131	335	177	512	其他諸商業	152	368	268	636
理髪業	16	34	24	58	農業	3	8	11	19
其他の労働者	92	212	124	336	其他雑業	94	167	113	280
雑貨商	67	215	145	360	芸妓			69	69
呉服商	7	22	10	32	酌婦			75	75
菓子商	43	102	67	169	無職業	83	159	158	317
時計商	10	32	17	49	合計	994	2,361	1,868	4,229
写真業	9	32	21	53					

出典 「外務省記録」1-6-1-17-1「韓国各港駐在帝国領事官管轄内情況取調一件／京城、釜山、馬山」、1904年11月12日、京城領事三増久米吉より外務大臣小村寿太郎宛の公信第184号、「管内情況調査報告」。

【表 1-29】 1904年8月における大邱居留民の職業

種別	総数	種別	総数	種別	総数
鉄道工夫	120	芸妓	25	理髪職	7
会社員	52	料理屋	19	官吏	5
仲居	51	大工職	19	売薬商	5
雑貨商	38	菓子職	16	裁縫業	5
菓子商	27	料理職	15	医士	5
旅人宿	26	土木請負	10	その他	52
煉瓦職	26	和洋酒販売業	9	合計	532

出典 「外務省記録」3-8-2-201、「居留民団法並同施行規則制定資料雑纂」、1904年10月18日、釜山領事有吉明より外務大臣小村寿太郎宛機密第43号、「専管居留地及居留民団法案ニ関スル調査事項」。

第3項 統監府期の職業別人口

前述の【表 1-25】からは、初期の仁川渡航者の1908年までの転業状況がうかがえる。経済状況に応じ、他の業種へ転じた人が少なくなかった。初期の雑貨商・廻漕業の構成から貿易商、米穀商、金銭貸業への転業が行われていた。彼らは米穀の輸出、朝鮮人向けの織物の輸入や質屋経営にビジネス・チャンスを見出していた。

一方、1907年に群山とその附近の日本人人口は約2,600人に達していた。雑貨商119人、仲仕業66人、大工65

人、農業55人、官公吏50人、雑業35人、酌婦34人の順に多かった⁽¹²⁹⁾。農業人口には、穀倉地帯である地域性が反映されている。この他、湯屋3人、昼職3人、写真師2人、産婆2人などの職業があり、開港から短期間で小日本が形成されていた。

【表 1-30】は、1908年末の朝鮮全体の職業別人口である。地域差はあるものの、大まかにいえば、商人、労働者、官公吏、芸妓・酌婦が日本人社会を代表する職業であった。開港期・形成期に比べると、官公吏の増加傾向が確認できる。その多くは韓国政府雇い、理事官・統監府官吏であった。官吏数は6,291人であり、そのうち高等官は466人、判任官は1,614人であった⁽¹³⁰⁾。農業・漁業の一次産業の比率は依然として低かった。

この統計に注目できるのは、4,238人に及ぶ芸妓・酌婦の人口である。本業者数の8.3%を占める芸妓・酌婦は代表的な職業群であった。とくに軍隊駐屯地近辺の市街地において、芸娼妓の流入は付き物であった。例えば、鎮海の開発とともに「真ツ先ニに足を踏み入れたのは誰かといへば先づ労働者ではあるが殆んど之と同時に入込んだのは売春婦」であった⁽¹³¹⁾。実際、仲居が売春を行う例もあったことから⁽¹³²⁾、その人口は統計数値を上回るとみられる。

こうした芸妓・酌婦の人口は、男女別人口の不均衡、すなわち男性中心の社会という在朝日本人社会の特徴と関連している。市街地の風紀が問題視され、遊廓の設置や移転が議論される場合もあった。ところが、芸妓・酌婦の増加は、「敢て喜ぶべきことにはあらざるも亦社会発達の程度を語るに足る」との記述からうかがわれるように⁽¹³³⁾、ある意味において日本人社会の発達を表わす指標にもなっていた。

【表 1-30】 1908年末における各理事庁管区内の職業別人口（本業者数）

	釜山	馬山	群山	木浦	京城	仁川	平壤	鎮南浦	元山	城津	大邱	新義州	清津	計	比率
商業	3,949	1,062	636	1,084	5,761	1,155	799	332	893	52	620	568	539	17,450	34.2%
雑業	465	228	312	240	954	1,863	864	224	147	12	547	386	375	6,617	13.0%
労力	955	329	159	185	1,670	894	450	331	429	37	175	304	469	6,387	12.5%
官吏	421	173	406	270	2,775	379	472	155	304	66	374	325	171	6,291	12.3%
工業	1,434	371	271	226	154	13	891	210	198	11	248	81	291	4,399	8.6%
芸娼妓・酌婦	856	126	96	247	1,317	272	346	60	263	15	206	178	256	4,238	8.3%

⁽¹²⁹⁾ 1907年6月の本業者数である。三輪規・松岡琢磨編『富之群山』群山新報社、1907年、52～58頁。

⁽¹³⁰⁾ 統監府『第二次韓国施政年報 明治四十一年』、1910年、18～19頁。

⁽¹³¹⁾ 杉山萬太『鎮海』鎮海印刷社、1912年、110頁。

⁽¹³²⁾ 「表面客の枕籍に伽をしないことではあるが、一概にソウとは云へない。狡猾なる料理店では酌婦中に混じて密売淫を勧める家もある」諏方武骨『馬山繁昌記一慶南志稿』耕浦堂（馬山）、1908年、98頁。

⁽¹³³⁾ 前掲書、『京城発達史』、112頁。

農業	567	112	308	112	274	116	61	26	19	2	107	43	14	1,761	3.5%
無職業	6	19	35	49	726	86	33	21	126		41	35	77	1,254	2.5%
漁業	420	196	38	98	5	93		81	127		2	26	49	1,135	2.2%
公吏	55	9	20	28	82	35	12	18	25	1	69	14	19	387	0.8%
教員	76	36	47	13	88	33	21	13	29	3	32	18	8	417	0.8%
医師	54	14	17	10	97	15	18	6	15	2	17	11	8	284	0.6%
新聞・雑誌 記者	10	2	4	1	72	16	6	2	6	1	3	2	1	126	0.2%
僧侶・宣 教師	22	5	9	5	29	11	7	4	5		4	4	1	106	0.2%
産婆	7	6	8	3	49	15	15	6	4	1	4	2	1	121	0.2%
弁護士・訴 訟代理人	2	1	3	2	15	4	2	2	2		2			35	0.1%
神官	2				9	1		1			1			14	0%
合計	9,301	2,689	2,369	2,573	14,077	5,001	3,997	1,492	2,592	203	2,452	1,997	2,275	51,018	100%

出典 「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件」第七巻、1909年11月30日、統監府外務部長代理小松緑より外務次官石井菊次郎宛の統発第7489号の附属書。

注 1908年末における朝鮮全体の日本人戸数はで37,121戸、人口は126,168人であった。官吏・公吏・新聞及雑誌記者・神官・僧侶・宣教師・弁護士・訴訟代理人・漁業はすべて男性である。その他、教員(男384、女33)、労力(男5,914、女473)、医師(男283、女1)、農業(男1,531、女230)、商業(男14,150、女3,300)、工業(4,302、97)、雑業(男6,021、女593)の構成である。産婆・芸娼妓・酌婦はすべて女性である。

第4項 「併合」前後の職業構成の変容

【表 1-31】は、「併合」前後の本業者別の人口である。朝鮮全体をみると、「併合」を挟んでの4年間、商業・労力の割合は減少し、官吏・雑業は増加していた。植民地化の過程で、警察署、郵便局、裁判所、駅、監獄などあらゆる官庁に日本人官吏が雇われた。雑業は、居留民の増加に伴う社会的需要の伸張によるものであった。

1911年の京城の職業数は、1902年の81種から146種へ多様化している。その内容をみると、官吏が2,134名で最も多く、その次が商店員1,478人、雇員1,269人、大工961人、下女993人、会社員739人、諸傭員683人、諸職工609人、日傭稼496人、雑業456人、二種芸娼妓347人の順であった⁽¹³⁴⁾。官吏・会社員の増加傾向は、とくに京城において顕著に表れており、京城は以前の商人・労働者中心の社会から官吏・会社員中心の社会へ変容していた。

平壤においても官公吏・会社員が占める割合が高くなっていった。30人を越える職業群を並べると、官公吏・会社員1,256人、芸娼妓178人、大工130人、雑業70人、菓子製造・販売63人、雑貨商57人、仲居39人、左官35人、仲仕35人、車夫32人であった⁽¹³⁵⁾。忠清南道公州の場合(1910年)は、官吏122人、店員60人、大工56人、酌婦44人、

⁽¹³⁴⁾ 前掲書、『京城発達史』、430～435頁。

⁽¹³⁵⁾ 1913年の統計である。平壤民団役所編『平壤発展史』民友社(東京)、1914年、371～372頁。

官署傭人17人の順であった⁽¹³⁶⁾。内陸の道庁所在地においても官吏は増加していた。

他方、新義州では、官公吏や建築職人が多かった。1907年の統計によると、大工99人、官庁雇員75人、官吏6人、雑貨商53人、土木請負業51人、雑業48人、鳶職44人、会社員35人、無職33人、土方31人の順であった⁽¹³⁷⁾。市街地建設の影響で、建築職人が多く居留していた。三年後の統計では、雇員194人、官吏95人、大工70人、芸酌婦60人、雑業55人、雑貨商35人、土方30人の順に多かった⁽¹³⁸⁾。新義州には税関支署、鴨緑江建設事務所、営林廠の官庁が置かれており、官吏の比率が高い地域であった⁽¹³⁹⁾。

大田では、鉄道関連の人口が多かった。1917年の統計によると、労働其他220人、鉄道従業員169人、農業85人、土木職60人、官吏60人、雑業59人、雑貨商55人、無名職50人、酌婦45人、郵便局員30人、大工職30人、日稼業30人の順であった⁽¹⁴⁰⁾。

鎮海では、露店(189戸)、大工(153戸)、雑貨商(93戸)、無職(73戸)、料理店(70戸)、官公吏(62戸)、人夫(57戸)、左官(49戸)、石工(49戸)、雑業(49戸)、宿屋(43戸)の順であった⁽¹⁴¹⁾。この他は、酌婦113人、芸妓57人の存在が目立つ。

全羅北道裡里では、鉄道員91人、諸商68人、農業48人、雑貨商15人、陸軍13人、金貸業13人、官吏12人、大工13人、料理店12人、飲食店11人が主な業種であった⁽¹⁴²⁾。湖南線が通過する地点であり、裡里保線区事務所が置かれたことで、鉄道関係者が多かった。また、穀倉地帯に位置し、農場経営者が多いのも、陸軍軍人が職業として集計されているのも特徴的であった。

以上、地域別の職業構成をみてきたが、その基準にはばらつきがあり、一律に分析することはむずかしい。ただ、職業構成には地域性が明確に表れていた。

⁽¹³⁶⁾ 群山南韓鉄道期成同盟会編『湖南鉄道と群山』、1910年、115～116頁。

⁽¹³⁷⁾ 1907年7月末の本業者数である。『平安日報』、1907年8月16日、2面。

⁽¹³⁸⁾ 1910年6月末の本業者数である。和田孝志『新義州史一附人物月旦』島田叢文館(新義州)、1911年、85～88頁。

⁽¹³⁹⁾ 営林廠は、1905年10月に編成された軍用木材廠がその起原である。1907年3月公布の官制によって「統監府営林廠」が設置され、併合後も「朝鮮総督府営林廠」として存続した。中国側の安東県にあったが、実務者のなかでは朝鮮側の義州に住む人もいたようである。永島広紀『朝鮮総督・寺内正毅』(伊藤幸司・永島広紀・日比野利信編『寺内正毅と帝国日本—桜圃寺内文庫が語る新たな歴史像』、勉誠出版、2015年)、60頁。

⁽¹⁴⁰⁾ 田中市之助『大田発展誌』、1917年、9～10頁。

⁽¹⁴¹⁾ 全体戸数は1,782戸であった。1912年6月鎮海警察署の調査による。杉山萬太『鎮海』鎮海印刷社、1912年、49～54頁。

⁽¹⁴²⁾ 1915年の裡里に関しては、山下英爾編『湖南寶庫裡里案内—附近接地事情』恵美須屋書店(益山)、1915年、9～48頁。

【表 1-31】 1907年・1910年における日本人の職業構成(朝鮮全土・京城)

職業	1907年韓国		1910年朝鮮		1907年漢城府		1910年京城府	
商業	12,571	32.4%	16,961	25.5%	2,752	38.1%	2,264	17.6%
雑業	7,264	18.7%	13,853	20.8%	668	9.2%	2,586	20.1%
官吏	3,940	10.2%	8,214	12.3%	1,258	17.4%	2,233	17.4%
労力	4,405	11.4%	6,829	10.3%	840	11.6%	873	6.8%
工業	4,070	10.5%	6,657	10.0%	716	9.9%	2,093	16.3%
芸娼妓・酌婦	2,562	6.6%	4,093	6.2%	628	8.7%	789	6.1%
農業	1,297	3.3%	2,779	4.2%	111	1.5%	164	1.3%
漁業	1,218	3.1%	2,338	3.5%	25	0.3%	11	0.1%
無職業	423	1.1%	1,784	2.7%	0	0%	865	6.7%
公吏	221	0.6%	1,228	1.8%	41	0.6%	615	4.8%
教員	252	0.7%	769	1.2%	41	0.6%	124	1.0%
医師	*206	0.5%	401	0.6%	52	0.7%	66	0.5%
新聞・雑誌記者	119	0.3%	186	0.3%	39	0.5%	69	0.5%
産婆	80	0.2%	171	0.3%	11	0.2%	50	0.4%
僧侶・宣教師	86	0.2%	163	0.2%	30	0.4%	35	0.3%
弁護士・訴訟代理人	25	0.1%	79	0.1%	10	0.1%	19	0.1%
神官	10	0%	25	0%	2	0%	13	0%
計	38,749	100%	66,530	100%	7,224	100%	12,869	100%

出典 1907年度:『第二次統監府統計年報』、1909年、46～47頁。1910年度:『総督府統計年報』1910年度版、81～91頁。

注 本業者数である。*印の1907年韓国統計の医師206名には獣医7名が含まれている。

第5項 総督府の大項目による職業統計

【表 1-32】は、1917年・1921年・1925年の職業統計である(1925年を基準に人口が多い順に並べている)。『朝鮮総督府統計年表』の1917年度版から、このような大項目による統計が掲載されている。こうした統計からは、芸妓・酌婦人口が把握できなくなっている。

全体人口において、商業・交通業と公務・自由業がそれぞれ3割を占めている。これに工業を含む三つの職業群は、日本人職業の8割以上を占めていた。その他、農業・漁業・森林業などの一次産業の割合は合わせて10%弱であった。1925年にいたると、公務・自由業群が商業・交通業群を凌ぎ、最も多い職業群になっている。公務・自由業には、官公吏、弁護士、医師、記者、神官、僧侶、産婆などが含まれるが、やはり京城府が最も多い地域であった⁽¹⁴³⁾。

他方、商業・交通業は、貿易商、雑貨商、呉服商、質屋、料理屋、回漕業、運送業などを指す。府部では日本人に独占されている職業群であり、朝鮮人の店舗は比較的の小売業者で零細であった⁽¹⁴⁴⁾。商業・交通業は、京

⁽¹⁴³⁾ 朝鮮総督府庶務部調査課『朝鮮に於ける内地人』、1924年、77～114頁。

⁽¹⁴⁴⁾ 同上、1924年、79頁。

城を除くほとんどの府部において最も多い職業群であった。

次に工業は、醸造業、鉄工業、製革業、精米業、製材業、煉瓦・瓦製造業などを含む職業群である⁽¹⁴⁵⁾。そのうち、清酒醸造業は原材料や職工賃金の低廉を基盤として急成長し、中国やシベリアへ輸出するほどの規模になっていた。新しい業種として、製粉、精糖、パルプ製紙、セメント、陶磁器、燐寸の製造業も加わっていた。

なお、職業構成には民族差があらわれていた。植民地化以前から朝鮮は農業社会であり、1910年5月の調査によると朝鮮人の84.1%は農業を営んでいた。その次は、商業6.2%、日雇い2.4%、両班1.9%、漁業1.2%などであった⁽¹⁴⁶⁾。農業が占める割合は、1925年に至ってもほぼ変わらなかった(【表 1-33】)。すなわち、日本人の8割以上が公務・自由業、商業・交通業、工業の第二・三次産業に従事しているのに対して、朝鮮人の8割以上が農業に従事していた。

【表 1-32】 朝鮮総督府の大項目による職業構成(1917・1921年・1925年)

職業	1917年		1921年		1925年		
	世帯戸数	人口	世帯戸数	人口	世帯戸数	人口	比率
公務・自由業	27,533	89,064	34,528	110,297	41,742	140,925	33.2%
商業・交通業	25,876	96,338	30,327	121,042	33,676	133,273	31.4%
工業	12,263	44,328	16,306	60,570	17,364	66,864	15.7%
農業・林業・牧畜業等	9,447	37,605	10,134	41,225	9,156	39,030	9.2%
その他有業者	11,694	41,169	4,333	16,579	5,385	21,362	5.0%
漁業・製塩業	2,741	11,293	2,479	11,722	3,145	12,802	3.0%
無職・職業を申告せざる者	3,805	12,659	1,578	6,183	2,786	10,484	2.5%
合計	93,359	332,456	99,685	367,618	113,254	424,740	100%

出典 『朝鮮総督府統計年報』1925年度版、52～59頁。朝鮮総督府『朝鮮の人口現象』、1927年、197～199頁。

注 職業別の人口には主業者、その他の業務を有する者、無業者が含まれている。

【表 1-33】 1925年の日本人・朝鮮人の職業構成

区分	朝鮮人	日本人
農業・林業・牧畜業等	83.3%	9.2%
漁業・製塩業	1.4%	3.0%
工業	2.3%	15.7%
商業・交通業	6.2%	31.4%
公務・自由業	2.3%	33.2%
その他有業者	3.3%	5.0%
無職・職業を申告せざる者	1.3%	2.5%
合計	100%	100%

⁽¹⁴⁵⁾ 工業に関しては、同上、114～122頁。

⁽¹⁴⁶⁾ 朝鮮総督府『朝鮮の人口現象』、1927年、93～94頁。

第6項 移住農村・漁村

前述したように農業・漁業の一次産業の人口は少なかった。その移住形態も、官斡旋による集団移住の形態が多い特徴がある。

朝鮮へ農業移民を斡旋したのが東洋拓殖株式会社(以下、東拓)である。【表 1-34】は、第一期募集以来の移民戸数である。1910年に募集が始まり、翌年第一回目の移住民入植があった。1918年の統計によると、移住民は九州・中国・四国地方の出身者が約7割を占めていた⁽¹⁴⁷⁾。

ところが、移民事業は当初計画していた成果を出せず、事業の取消・解約が続出していた。1924年の統計によると、全体承認戸数の約55%が取消・解約となっていた。同年の平均世帯員数(3.7人)から東拓移民人口を推定すると約14,600人であり、全体日本人人口の3.5%になる。当初の24万の移民計画を大きく下回る結果であり⁽¹⁴⁸⁾、移民事業は失敗といわざるを得ない状況であった。

東拓の移民事業は1926年の第17回募集まで続くが、累積の移民戸数は3,883戸であった⁽¹⁴⁹⁾。入植地を道別にみると、慶尚南道734戸、全羅南道693戸、京畿道622戸、全羅北道570戸、慶尚北道428戸、黄海道517戸、忠清北道15戸、咸鏡南道10戸、平安北道5戸、江原道1戸の順であり、朝鮮半島の南側に集中していた。

一方、【表 1-35】は、1922年頃の日本人移住漁村の状況である。移住時期は、1903年～1905年が最も多く、日露戦争前後に始まっていた。さらに、1908年の日韓両国漁業協定書の締結によって、日本人の移住活発になる⁽¹⁵⁰⁾。協定書は沿海における相互の漁業行為を許容したものであるが、船舶保有や漁業技術からみて日本にとって有利な協定であった。

移住漁村は、概して県単位の漁業組合又は出漁団によって計画・実行され、県費の補助が与えられた。それに、朝鮮水産組合の活動も加わっていた。朝鮮水産組合は、1912年に朝鮮総統府・海軍省から慶尚南道統営郡・昌原郡の土地の貸付を受けている⁽¹⁵¹⁾。2府22県と協定を結び、各府県の移住団体と個人に土地(10万6千坪)

⁽¹⁴⁷⁾ 黒瀬郁二『東洋拓殖会社—日本帝国主義とアジア太平洋』日本経済評論社、2003年、39頁。東洋拓殖株式会社編『東拓十年史』、1918年、93頁。

⁽¹⁴⁸⁾ 黒瀬郁二、前掲書、19頁の表1-3を参照。

⁽¹⁴⁹⁾ 猪又正一『私の東拓回顧録』竜溪書舎、1978年、55頁。

⁽¹⁵⁰⁾ 『公報』、1908年11月18日、統監府告示第186号。及び、東京水産学会編『韓国漁業法規集』水産書院、1909年。

⁽¹⁵¹⁾ 移住漁村に関しては、尾崎敬義『人口問題と朝鮮移民(朝鮮に於ける内地移住民の過去現在及将来)』、刊行年度不明(1924年と推定)、10～11頁。ちなみに、尾崎は東洋拓殖株式会社監査・理事を歴任した人物である。中村資良編『朝鮮銀行会社要録』東洋経済時報社、1923年及び1925年度版。

を貸付したが、これが移住漁村形成の土台となった。

移住者の出身地は、鹿児島から北海道まで広範囲に亘っているが、そのなかで長崎・山口・香川・岡山県からの出身者が多数を占めていた。移植地は慶尚道に多く、慶尚北道迎日郡・蔚山郡、慶尚南道の統営郡に集中していた。そのなかでも、甘浦、浦項(九龍浦)、釜山牧の島、方魚津の移住漁村は規模が大きかった。

【表 1-34】 東洋拓殖移民の推移(1910～1924年)

年度	回期	移民承認戸数	取消・解約戸数	累積の移民戸数
1910年	1	160	-	-
1911年	2	720	8	152
1912年	3	1,167	308	564
1913年	4	1,330	385	1,346
1914年	5	1,106	605	2,071
1915年	6	770	633	2,144
1916年	7	542	442	2,872
1917年	8	650	331	3,082
1918年	9	598	343	3,390
1919年	10	967	524	3,429
1920年	11	500	469	3,962
1921年	12	120	393	4,169
1922年	13	122	238	3,951
1923年	14	93	145	3,928
1924年			82	3,939
計		8,845	4,906	3,939

出典 尾崎敬義『人口問題と朝鮮移民(朝鮮に於ける内地移住民の過去現在及将来)』、刊行年度不明(1924年と推定)、43～46頁。

注 各年度3月末の状況である。取消・解約戸数は前年度の4月から該当年度3月末までの数値である。

【表 1-35】 1922年末における移住漁村(戸数50以上の漁村)

地名・漁村名	人口		漁村の沿革及び移住者の出身地	
	戸数	人口		
慶尚北道	迎日郡浦項面浦項洞	416	1,626	1903年の漁業移住者によって始まる。 岡山県、山口県、島根県、大分県、愛媛県、福岡県。
	慶州郡陽北面甘浦里	176	1,165	1905年頃に香川県からの通魚者47戸の移住が始まる。 香川県、長崎県、岡山県、福岡県、福井県、三重県、佐賀県、山口県。
	迎日郡滄州面九龍浦里	176	718	1904年に香川県韓海出漁団の移住が始まる。 香川県、岡山県、山口県、長崎県、鳥取県、三重県。
	鬱陵島	186	656	1883年頃に長崎県人からの通魚者あり。1894年に島根県の各方面より移住者あり。1917年に400餘戸に増加。広島県、山口県、大分県、北海道。
	迎日郡浦項面鶴山洞	63	202	1904年に佐賀県韓海出漁団の移住によって始まる。 佐賀県、鳥取県、熊本県。

慶尚南道	釜山府牧の島	952	3,745	1898年に創設。 福岡県、熊本県、佐賀県、長崎県。
	蔚山郡方魚津	350	1,400	1906年に福岡県水産組合によって設立される。 福岡県、香川県、長崎県、山口県、岡山県、三重県。
	統営郡二運面長承浦 入佐村	124	693	1904年に朝鮮水産組合が創設される。 福岡県、長崎県、広島県、愛媛県。
	統営郡旧助羅	56	304	1913年に愛媛県費補助を受け、遠洋業が創設。 愛媛県、香川県、広島県。
	統営郡遠梁面欲知島	80	288	1899年に漁民の移住が始まる。 香川県、徳島県、広島県、大分県。
	統営郡山陽面道南里 岡山村	64	282	1908年～1911年に岡山水産組合が経営。 岡山県、山口県、香川県。
	統営郡沙等面城浦里 城浦	54	242	1912年に創設。 広島県、福岡県、長崎県、鹿児島県。
	南海郡彌助里	58	221	1910年に創設。長崎県、三重県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、兵庫県、石川県、愛媛県。
その他	統営郡河清面蓮亀里 蜂谷村	54	197	1899年に漁民の移住が始まり、1910年愛媛県の補助を受け創立される。広島県、愛媛県。
	全羅南道麗水郡麗水面東町愛知村	51	196	1917年に愛知県水産連合会によって創立される。 愛知県。
	平安南道鎮南浦府	75	221	1904年に漁民の移住が始まる。山口県。

出典 朝鮮総督府庶務部調査課『朝鮮に於ける内地人』、1924年、147～150頁。

第5節 社会的指数を示す統計

第1項 学校数の推移

【表 1-36】は、在朝日本人の学校数の推移である。集団居住地に初等教育を提供する施設がつくられ、後に共立学校となった(釜山・京城・仁川)。共立というのは、居留地の公費によって運営される学校形態を意味した。

学齢児童も増加した。1903年の統計によると、居留地当り一校の小学校が設立されており、生徒数は927名に及んでいた。1907年に生徒数は約8倍の7,427名に増加し、1915年には3万人、1923年には5万人を超えていた。各地の居留地では校舎の新築・増築に追われていた。

学校新築の例としてしばしば挙げられるのが、1906年に竣工した京城の小学校校舎(後の日の出小学校)である。京城の寒い気候が考慮され、木造ではなく、頑丈な赤煉瓦造りが計画された。当初、建築費に対する反対意見もあったが、民長の中井喜太郎は「京城居留地の名誉の為に、一ツ六七万円掛けても、煉瓦の小学校を造ろう

ではないか」と主張し、建築案は実現に及んだ⁽¹⁵²⁾。中井から学校設計の依頼を受けた文部省では、「国民海外発展」のためであるという設計を受け取ったという。

なお、「併合」前後に釜山・仁川・京城高等女学校や京城中学校といった中等教育機関が設立された。1910年代に学校数は順調に増え続け、1925年の学校数をみると小学校451校・中学校10校・高等女学校21校に増加していた。このように教育施設に対する積極的な投資からは、居留民社会の成長だけではなく、定住意識の拡散がうかがわれる。

【表 1-36】 在朝日本人学校の状況(1907年～1925年)

	小学校					中学校		高等女学校	
	尋常	尋常高等	計	生徒数	増加率	学校数	生徒数	学校数	生徒数
1903年	2	7	9	927	1	0	0	0	0
1907年	23	31	54	7,427	8.0	0	0	2	128
1908年	42	37	79	9,933	10.7	0	0	3	277
1909年	69	33	102	12,630	13.6	1	154	3	397
1910年	85	43	128	15,509	16.7	1	205	3	515
1911年	130	46	176	19,197	20.7	1	319	3	613
1912年	145	54	199	21,882	23.6	1	456	3	738
1913年	185	65	250	24,915	26.9	2	626	6	916
1914年	207	78	285	28,173	30.4	2	735	6	1,017
1915年	218	91	309	31,256	33.7	2	929	7	1,191
1916年	233	101	334	34,100	36.8	3	1,103	9	1,382
1917年	247	109	356	36,082	38.9	3	1,373	10	1,540
1918年	264	109	373	38,317	41.3	5	1,613	10	1,657
1919年	269	123	392	41,320	44.6	5	1,869	11	1,799
1920年	277	132	409	43,838	47.3	5	2,045	12	2,276
1921年	280	140	420	47,022	50.7	7	2,496	12	2,941
1922年	283	150	433	49,911	53.8	7	2,850	14	3,566
1923年	283	157	440	52,114	56.2	9	3,370	19	4,242
1924年	278	170	448	53,139	57.3	10	3,813	21	4,892
1925年	276	175	451	53,763	58.0	10	4,461	21	5,458

出典 1903年の状況は、「外務省記録」3-10-2-55「韓国各居留地小学校教育費国庫補助雑件」による。その他は、統監官房文書課『第一次統監府統計年報』、1907年。統監府『第二次統監府統計年報』、1908年。統監府『第三次統監府統計年報』、1909年。朝鮮総督府『第四次朝鮮総督府統計年報』、1911年、219頁。『朝鮮総督府統計年報』1910年度版・612～614頁、1915年度版・739頁、1919年度版・454～455頁、1925年度版・654～657頁による。

第2項 民族間における格差

⁽¹⁵²⁾ 日の出小学校の新築については、中井錦城『朝鮮回顧録』糖業研究会出版部、1915年、148～149頁。

植民地における民族格差を示す統計の一つは、労働賃金である。【表 1-37】は、1907年・1912年・1919年における民族別の労働者賃金である。朝鮮人の賃金は日本人の6～7割程度に設定され、中国人に比べても低かった。一般的に、賃金は労働者の技術や熟練度によって設定されるものであるが、単純労働者である人夫の場合でも朝鮮人は低い賃金が設定されていた。すなわち、労働賃金は、植民地のヒエラルキーをそのまま反映する指標であった。

なお、日常生活に関わり、民族格差が垣間見られる二つの統計がある。まずは、電話の普及率である【表 1-37】。1910年～1925年の間、日本人世帯の電話普及率は10～19%であったが、朝鮮人のそれは0.02～0.11%にとどまっており、175倍の差が存在した。

もう一つの統計は、郵便貯金である。人口一人当たりの口座数は日本人が1.15である反面、朝鮮人は0.066であった⁽¹⁵³⁾。日本人の口座貯金額(18,525,659円)は、朝鮮人の三倍以上であり、一人当たりの平均貯金額は15倍以上の差があった。もちろん、この郵便貯金をもって両民族の経済格差を論じるのは難しい。ただ、全体人口の2%に過ぎない日本人が大多数の朝鮮人より活発に経済活動を展開していた様子が読み取れよう。

これらの数値にみられる格差は断片的ではあれ、生活水準において格差が存在したことが確認できたであろう。こうした民族間の格差に対し、知識人の尹致昊は日記において、「すべての通信・交通手段が日本人の手にあり、商業、工業、鉱業、漁業は日本人に独占されている。日本人は、朝鮮人には想像もできないほど、当局からの保護と援助を享有している」と述べ、日本人による社会インフラの独占や民族差別の問題を指摘していた。日記の終わりでは、両民族の間に友好関係を築くことにおいて妨げとなっているのは、「日本人の傲慢、乱暴、貪欲」であると述べている⁽¹⁵⁴⁾。このように、尹は日本人の経済活動が植民地の構造によって支えられていることを的確に認識していたのである。

在朝日本人社会の動向を見るにおいて、これらの数値が有意義なのは植民地の底辺にさらなる格差を生む構造が存在したことを示しているためである。このような植民地のヒエラルキーを土台として、在朝日本人の経済活動が成り立っていた点は留意すべき点である。

【表 1-37】 民族別の労働賃金(1907年・1912年・1919年)

	1907年1月の京城			1912年の京城			1919年7月末の仁川		
	日本人	朝鮮人	中国人	日本人	朝鮮人	中国人	日本人	朝鮮人	中国人
大工	1.40	1.00	1.10	1.50	1.00	1.20	3.00	1.80	-
木挽	1.40	1.10	1.20	1.80	1.00	1.20	2.50	1.50	-
左官	1.30	1.00	1.10	1.50	1.10	1.50	3.00	1.80	-
煉瓦職	-	-	-	3.00	1.50	1.50	3.30	-	2.00

⁽¹⁵³⁾ 1925年末の人口は、日本人424,740人、朝鮮人18,543,326人であった。

⁽¹⁵⁴⁾ 『尹致昊日記』1920年10月1日。大韓民国文教部国史編纂委員会編『尹致昊日記』第8巻、1987年、143～144頁。

石工	1.80	-	1.20	2.00	-	1.50	3.00	1.80	-
ペンキ職	1.40	-	-	1.50	-	-	2.50	2.00	-
ブリキ職	1.50	-	-	2.00	-	-	2.50	2.00	-
桶職	1.20	-	-	1.30	-	-	2.50	1.40	-
鍛冶職	1.60	0.80		1.40	-	-	2.20	2.00	-
瓦職	-	-	-	2.00	1.20	-	-	-	-
井戸堀	1.80	0.60		1.00	0.70	-	-	-	-
表具師	-	-	-	1.00	0.80	-	-	-	-
車夫	1.30	1.00		1.45	1.20	-	-	-	-
土方人夫	-	-	-	-	-	-	2.50	2.00	-
普通人夫	0.85	0.45	0.55	-	-	-	2.00	1.80	-
手伝い人夫	-	-	-	-	-	-	2.00	1.80	
屋根葺	-	-	-	-	-	-	3.20	2.00	-
西洋洗濯	-	-	-	-	-	-	1.50	1.30	-
鑄物職	-	-	-	-	-	-	2.20	2.00	-
仲仕	1.20	0.70	-	-	-	-	2.50	2.00	-
靴職	-	-	-	-	-	-	1.30～ 2.00	1.30～ 2.00	-

出典 1907年京城は、『朝鮮新報』、1907年2月11日、2面。1912年の京城は、『朝鮮及満州』第50号、1912年4月号、90頁。1919年7月末の仁川は、『仁川商業会議所月報』第112号、1919年8月、13～16頁。

注 一日単位の賃金である。京城は京城商業会議所の調査による。1907年の人夫と表記されているものは、普通人夫に分類した。

【表 1-38】 1912～1925年における電話加入率

区分 年度	日本人			朝鮮人			外国人		
	加入者	世帯戸数	加入率	加入者	世帯戸数	加入率	加入者	世帯戸数	加入率
1912年	8,353	70,688	11.82%	483	2,885,404	0.02%	125	3,876	3.22%
1913年	8,746	77,129	11.34%	592	2,964,113	0.02%	131	4,444	2.95%
1914年	8,783	83,406	10.53%	585	3,033,826	0.02%	135	4,549	2.97%
1915年	8,918	86,209	10.34%	594	3,027,463	0.02%	147	4,290	3.43%
1916年	9,190	90,350	10.17%	677	3,072,092	0.02%	156	4,920	3.17%
1917年	9,576	93,357	10.26%	795	3,107,219	0.03%	174	5,191	3.35%
1918年	9,960	93,626	10.64%	1,048	3,139,140	0.03%	180	9,195	1.96%
1919年	10,242	97,644	10.49%	1,369	3,152,228	0.04%	177	5,679	3.12%
1920年	11,545	94,514	12.22%	1,414	3,191,153	0.04%	183	7,312	2.50%
1921年	13,196	99,955	13.20%	1,593	3,201,125	0.05%	204	7,534	2.71%
1922年	15,349	106,991	14.35%	2,045	3,242,432	0.06%	253	10,129	2.50%
1923年	18,586	110,439	16.83%	2,815	3,282,792	0.09%	375	10,950	3.42%
1924年	20,651	111,919	18.45%	3,374	3,309,451	0.10%	458	11,710	3.91%
1925年	21,797	113,254	19.25%	3,890	3,483,481	0.11%	578	12,889	4.48%

出典 『朝鮮総督府統計年報』1925年度版、24～25・347頁。

【表 1-39】 1910～1925年における郵便貯金の状況(単位は円)

年度	日本人			朝鮮人		
	人員	金額	一人平均	人員	金額	一人平均
1910年	104,073	3,016,420	28.98	34,913	190,045	5.44
1911年	123,641	3,906,176	31.59	99,958	459,821	4.60
1912年	143,398	4,339,081	30.26	294,120	744,655	2.53
1913年	160,375	4,674,356	29.15	480,798	1,017,703	2.12
1914年	172,077	5,227,934	30.38	548,090	1,131,684	2.06
1915年	221,223	6,574,583	29.72	649,528	1,470,683	2.26
1916年	242,097	8,294,616	34.26	827,215	1,893,801	2.29
1917年	255,458	9,827,114	38.47	998,043	2,176,132	2.18
1918年	271,807	11,791,915	43.38	1,110,571	2,570,454	2.31
1919年	287,231	12,427,900	43.27	1,119,028	2,498,094	2.23
1920年	305,928	14,767,404	48.27	1,077,160	2,326,166	2.16
1921年	331,841	16,069,768	48.43	1,084,484	2,656,570	2.45
1922年	392,395	17,111,061	43.61	1,198,075	2,764,032	2.31
1923年	433,304	18,141,306	41.87	1,260,783	2,899,036	2.30
1924年	438,763	18,112,984	41.28	1,167,977	2,916,865	2.50
1925年	489,857	18,525,659	37.82	1,221,733	3,005,463	2.46

出典 『朝鮮総督府統計年報』1925年度版、341～342頁。

小結

本章では、朝鮮半島における居留地設定と居留範囲の拡散過程を概略的に整理した後に、各種統計を用いて在朝日本人社会の社会様態を考察した。数値から見えてくるのは、一枚岩ではない、多様性を有する在朝日本人社会の実相であった。居留民社会の様態は一概に言えるものではなく、とりわけ植民地都市の類型によってまちまちであった。

また、時期別に居留民社会の構成にも変化がみられる。保護国化以降、居留民社会において定住意識は広がりを見せていた。また、開港後の商人・労働者中心の社会は、植民地統治機構の設立に伴い、官吏のエリート層中心の社会へ変貌していた。1920年代半ばになると、朝鮮生まれの二世・三世人口の割合が増加したが、流入人口ではなく出生による人口増加は社会様態の変化を予期するものであった。

こうした諸統計への検討をとおして確認されるのは、村落共同体とは異なる在朝日本人社会の特質である。まず、日本人のほとんどは都市の市街地に偏在していた。一部の農村・漁村居住者を除き、大多数は府部又は主要都市の市街地や駅周辺に居住していた。その職業構成も、二次・三次産業が上位を占め、一次産業は少なかった。もう一つの特徴は、多様な出身者で構成されていた点である。九州・中国・四国の西日本出身者に加え、関東・中部・東北の出身者が徐々に増えていた。この出身地の多様性から、早くから県人会が結成され、県人同士の相互扶助と共同利益が追求された。地域の権利・利益をめぐって、県人会は無視できない影響力を有して

いた。

以上の特質は、在朝日本人社会の社会様態に影響を及ぼしていた。居住地域の偏在は、民族別の居住空間の分離、すなわち二重都市の形成につながっており、これは朝鮮人に対する優越意識や偏見が培養されやすい環境にもなっていた。他方、村落共同体のように共通する掟がない中で、居留地規則に加え、議論をまとめる組織を必要としていた。こうして組織された居留民団体は日本人社会の利益を代弁する存在となったが、この点については次章で取り上げる。

なお、統計分析から得た数値から改めて注目したいのは、朝鮮は近距離の植民地であった点である。遠隔地の植民地を保有した西洋の諸国とは異なり、一般民衆にとって朝鮮への渡航は比較的容易であった。その結果、短期間に大規模な植民者集団が形成され、「併合」当時に居留民人口は17万に達していた。このように一般民衆の渡航が植民地統治権力に先行したパターンは、帝国日本の勢力圏内でも特異であった。領有と同時に移住が始まった台湾や、租借権の獲得後に移住が始まった関東州とは明らかに異なる形成過程であった。これから本論で検証していくが、在朝日本人社会が既得権の維持を主張し、植民地統治権力と対立するのも、植民地都市の形成過程に影響力を及ぼすようになるのも、このような形成史がその背景にあったといえる。

第2章 在朝日本人社会と「自治」—居留民団体の変容に着目して



【図 2-1】 大邱居留民団役所(1910年代)
出典 大邱府編『大邱民団史』秀英舎(東京)、1915年。

はじめに

本章では、居留民「自治」団体に着目する。本章の目的は、教育団体や制度の変容を明らかにし、教育をめぐる在朝日本人の議論を考察することである。

朝鮮に移住した日本人は、故郷の村の例に倣って、居留地内に世話係を置いていた。当初は当番のような存在であったが、居留民が増加するにつれ、総代役場と化していった。初期の居留民団体は任意団体であり、法的根拠を有していなかった。このため、公費徴集を法的に強制する権利を有せず、滞納者が増えていた。居留民社会の請願と外務省の支援の下で、「居留民団法」が制定され、居留民団体は法人化した。ところが、「併合」直後、統監府は11ヶ所の居留民団に対し、「元来外国ニ住居スル帝国臣民ノ設立スル団体ニシテ朝鮮カ帝国ノ版図ニ帰シタル以上ハ自然地方行政機関ニ編入セラルヘキモノ」と認識していた⁽¹⁾。その結果、1914年4月の「府制」の実施とともに居留民団は解散される。

19世紀末から「併合」前後の時期に、在朝日本人社会において最大の課題は「自治」にあった。本章はこの点に着目し、居留民団体の歴史、「居留民団法」の制定過程、民団解散をめぐる議論、解散後の動向を手がかりに「自治」をめぐる日本人社会の議論を検討する。これまで、居留民団に関する研究は、「併合」前後の在朝日本人社会と植民地空間と論じる題材として考察されてきた⁽²⁾。その視点は大きく、「自治」をめぐる居留民社会の議論と陳情活動に注目したものと⁽³⁾、地方制度の「府制」の施行と関連して居留民団の処理過程を論じたものに分類できる⁽⁴⁾。前者は居留民社会における陳情活動の展開に、後者は地方制度の制定・施行に論点が置かれているといえる。

先行研究の成果に学びながらも、本章では三つの点に注目する。一点目は、居留民団体の変化、つまり総代役場→居留民役所→居留民団→学校組合・府協議会への変容過程を追う。これに合わせて、居留民団体の代

⁽¹⁾ 『朝鮮総督府官報』、1910年8月29日、統監府訓令第16号。

⁽²⁾ 木村健二「明治期の日本居留民団」『季刊三千里』通巻47号、1986年8月。同『在朝日本人の社会史』未来社、1989年。同「在外居留民の社会活動」(大江志乃夫ほか編『岩波講座近代日本と植民地』第5巻、岩波書店、1993年)。孫禎睦『韓国開港期都市変化過程研究—開港場・開市場・租界・居留地』一志社、1982年。

⁽³⁾ 木村健二、前掲書。山中麻衣「서울거주 일본인 자치기구 연구」가톨릭대학교국사학과 석사논문、2001年。정혜경「『매일신보』에 나타난 1910년대 재조일본인」수요역사연구회편『식민지조성과『매일신보』: 1910년대』신서원、2002年。

⁽⁴⁾ 孫禎睦『韓国地方制度・自治史研究(上)—甲午更張～日帝強占期—』一志社、1992年。姜再鎬『植民地朝鮮の地方制度』東京大学出版会、2001年。洪淳權「일제시기 ‘부제’의 실시와 지방제도 개정의 추이—부산부 일본인사회의 자치제 실시 논의를 중심으로」(『지역과 역사』14、2004年)。同『근대도시와 지방권력』선인、2010年。

表・議員を務めた有力者層の変化を考察する。有力者層の変化は、日本人社会の階層分化を読み取る手がかりになる。二点目は、日本人社会に対する植民地統治権力の方針が一貫していない点である。帝国史研究において、植民地権力側と植民者がかならずしも同一の立場、同一の利害関係を持たない点はしばしば指摘される。植民地朝鮮において「併合」は、まさに植民地権力側と日本人社会の関係に亀裂をもたらす契機となっていた。日本人社会に対する植民地統治権力の方針にも変化がみられる。三点目は、日本人社会の「自治」をめぐる議論である。在朝日本人社会において「自治」は地方自治を意味する時期もあったが、時期によって「自治」の意味は変容していた。日本人社会の「自治」議論には地方自治論を超える「植民者意識」が潜んでいたのである。

以上の視点に基づき、日本人社会と植民地統治権力との間における「自治」をめぐる緊張・対立関係、その交渉の展開に着目している。居留民団の解散をめぐる議論は、「文化政治」期以降の日本人社会の参政権、地方自治要求の起点となっている。地域的には、朝鮮半島の政治・経済の中心である京城地域を中心に考察する。

第1節 初期の居留地行政

第1項 初期の居留地規則

開港初期は、居留民の保護のみならず、取締りの問題が重要視されていた。1880年発布の「在朝鮮国領事官訓令」からは、居留民保護に次ぎ、治安維持と居留民取締りが課題であったことがわかる⁽⁵⁾。1883年の「清国及朝鮮国在留日本人規則」も同様の居留民取締りを旨としていた。雑居地の京城では、とくに「開棧後日韓両民ノ交際取引」が懸念されていた⁽⁶⁾。京城臨時公使は、「朝鮮国へ渡航ノ者ノ中真正ノ貿易商ハ僅々ノ数ニテ大概ハ俗

⁽⁵⁾ 居留民関連の条目は以下の通りである。第7条、我邦人民ノ戸口増減出入ヲ調査シ毎月之ヲ報告スヘシ。第9条、居留人民ヨリ公立学校及病院ノ設立ヲ願出ツルトキハ之ヲ許可シ其規則ヲ認可スルヲ得ヘシ。第10条、居留人民保護ノ為メニ日本政府所定ノ警察規則ヲ施行シ及ヒ註違條例ニ照シ其條目ヲ増減スルヲ得ヘシ。第13条、居留ノ人民ノ願ニ依リ居留地内ノ地所ヲ貸渡シ貸地券ヲ製シ下付スルヲ得ヘシ。第14条、居留人民営業取締ノ方法ヲ設クルヲ得ヘシ。然レトモ其為メニ営業税ヲ徴シ或ハ之ヲ廢停シ及ヒ諸職業ニ制限ヲ立ツヘカラス。第16条、居留人民褒賞スヘキモノアレハ日本政府所定ノ規則ニ照シ之ヲ施行スルヲ得ヘシ。第18条、居留人民協議会ヲ以テスル道路河溝ノ修繕願ヲ許可スルヲ得ヘシ。第19条、在留人民ニ賦課スヘキ道路橋梁其他一切ノ費用ハ在留人民ノ総代ヲシテ其賦課ノ方法ヲ議セシメ及ヒ其議決ノ法案ヲ許可スルヲ得ヘシ。第20条、諸布告ヲ在留人民ニ熟知セシムルノ方法ヲ設クヘシ。第21条、在留人民総代ヲ選挙セシメ之ヲ認可スルヲ得ヘシ。第22条、人民相互ノ約束ヲ以テ其借地ヲ転貸シ或ハ譲与スルノ願ヲ許可スルヲ得ヘシ。右条件ノ内専行スヘキモノト雖モ処分ノ上ハ必其事情ヲ本省ニ具申スヘシ。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A01000061300、太政類典・第四編・明治十三年・第十三卷・外国交際・公使領事差遣、在朝鮮国領事官訓令(国立公文書館)。外務省編『日本外交文書』第13巻、414～416頁、156号文書の附属書。

⁽⁶⁾ 以下は、「外務省記録」3-1-1-15「韓国各地開港関係雑件」第一巻、1884年8月13日、在朝鮮臨時代理公使島村久より外務卿井上馨宛の機密68号。「外務省記録」4-2-1-7にも同資料の写しが収録されている。

ニ所謂「ナラズモノ」ノミ故既ニ仁川等ノ如キ区画ヲ以テ居住ヲ定メ昼夜巡査ヲ派シ取締致シ候テモ其隙ヲ伺ヒ種々ノ不都合ヲ働」いていると述べている。居留民のなかでは「刀剣ヲ帯ヒ路上徘徊致候者」、「妄リニ朝鮮人家ニ立入り或ハ押テ其莊園ヲ借ラント強談致候者」がいるなど、領事にとっては「甚不都合」な事態が生じていたため⁽⁷⁾、厳格な居留民取締りが要請されていた。

居留地の秩序維持のために、領事館は早くから「違警罪目」を發布する⁽⁸⁾(地域によっては仮規則)。これは日本国内の「違式註違条例」に照らして制定したものであり、風俗・交通・衛生・営業等日常的秩序維持に関わる軽微な犯罪と処罰を規定したものであった。例えば、「日本人民朝鮮国漢城在留仮規則」の条目をみると、在留申告や営業許可の申告違反、騒音・衛生・風俗違反に関する規則が定められていた。このように、初期の居留地においては秩序・治安維持が優先されていたわけであるが、これを裏返すと居留地において、風紀が乱れていたとみることもできる。村落共同体の掟のような規制がない居留地では、社会的規制は働いておらず、生活秩序の維持が優先課題となっていたのであろう。

居留地において秩序・治安維持を担当する警察業務は、本来領事館が行うものであった。だが、釜山居留地では居留民社会領事館の警察費用の一部を分担していた⁽⁹⁾。居留民が増加すると、警察業務のみではなく、公共事業を居留民社会に委任する例は増えていった。例えば、「在釜山帝国居留地規則」(1893年3月発布)の第1条では、「本居留地ニ居留地会及居留民総代ヲ置キ領事ノ委任ヲ受ケ此規則ニ従ヒ居留地内ニ於ケル諸般ノ事務ヲ議定処理セシム」と規定されており⁽¹⁰⁾、居留民社会への委任が明記されている。

居留民社会への委任について、仁川領事の伊集院彦吉は、居留地の公共事業を「一切領事館ノ主裁致候事ハ頗ル至難ノ業ナルノミナラス当港ノ如ク發達シ来レル居留地ニ於テハ却テ之ヲ或程度迄居留民ノ自治ニ一任致候ノ便利」であると述べている⁽¹¹⁾。居留地の公共事業は領事館の管轄能力を超えて肥大化しており、居留民社

⁽⁷⁾ 「外務省記録」4-2-1-7「朝鮮国在留日本人ニ関スル諸規則(京城之部)」、1885年5月8日、在朝鮮臨時代理公使近藤真鋤より外務卿井上馨宛の公信第32号。

⁽⁸⁾ 「外務省記録」4-2-1-7「朝鮮国在留日本人ニ関スル諸規則(京城之部)」、1885年5月8日、在朝鮮臨時代理公使近藤真鋤より外務卿井上馨宛の公信第32号の附属書。及び同資料(仁川之部)、1887年7月13日、仁川領事鈴木充美より外務次官青木周蔵宛の公信第26号。

⁽⁹⁾ 見廻役の費用を居留民側が「官民折半」で負担していた。居留地人口が増加し窃盗などの犯罪が増えると、釜山領事館では警察費の増額を外務省に要請していた。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A01100202700、公文録・明治十三年・第百九十五巻・明治十三年三月～四月・外務省、同国釜山浦警察費ノ件(国立公文書館)。

⁽¹⁰⁾ 「外務省記録」3-12-2-43「清韓両国ニ於ケル居留地制ニ関スル法律並日本專管居留地経営中租税ノ徴収ニ関スル法律制定一件」、1899年10月26日、釜山領事新勢原五郎より外務大臣青木周蔵宛の公第268号の附属書。及び釜山領事館編『釜山領事館制定諸規則』、発行年度不明、3～15頁(釜山市民図書館所蔵、1905年頃)を参照。

⁽¹¹⁾ 「外務省記録」3-12-2-43「清韓両国ニ於ケル居留地制ニ関スル法律並日本專管居留地経営中租税ノ徴収ニ関スル法律制定一件」、1899年11月8日、仁川領事伊集院彦吉より外務大臣青木周蔵宛の公第190号。

会への委任は避けられない選択肢であったのである。居留民社会の成長に、領事館はある種の受益者負担主義に基づき、「居留民ノ自治」に一任する方針で臨んでいたとみられる。

第2項 居留地規則の改定

秩序維持が中心であった居留地規則は、居留地の成長とともに変容していく。ここでは仁川の居留地規則の改定過程を中心に uptake、その変容を追ってみよう。1884年1月施行の「仁川港日本居留地仮規則」は、仁川における最初の居留地規則であった。全7条の仮規則には、不燃の屋根材料の使用、井戸堀の申告義務、世話掛りの公選、飲食店・旅人宿の許可制などが定められていた⁽¹²⁾。仁川領事は、とくに飲食店・旅人宿の施設に規制を与えない場合、「陰売ノ窟ヲ去リ難ク随テ庶民ノ衛生及品行上ノ弊害」をもたらすと報告していた⁽¹³⁾。

秩序維持に重点を置いた居留地規則は、居留地の成長につれ、改訂されていく。居留地内の公共事業を議論する議決機関と、それを行う執行機関の設置が求められていた。京城の「寄留人総代仮規則」(1886年)、仁川の「申合規則」(1884年)・「居留地規則」(1887年)、「在元山帝国居留地規則」(1887年)には居留民代表の公選、議会や総代役場の設置が規定される⁽¹⁴⁾。京城では、戸主が1ヶ月ごとに総代を交代するシステムが採用されるなど⁽¹⁵⁾、初期の居留民代表は当番としての性格が強かった。

では、これら居留地規則の目的はどこにあったのであろうか。「在元山帝国居留地規則」第1条には、「居留地内ニ地所或ハ建物ヲ借受ケ若クハ所有シ又ハ各種ノ営業ニ従事スル者ハ渾テ公共ニ関スル一休ノ義務ヲ負担スベシ」と規定されており、居留民に公費を負担させるのが第一の目標であったことがわかる。その一方で、仁川の「申合規則」には、「居留人民ノ自ラ負担スヘキ公共ノ義務若クハ事件ニ付其取扱方又ハ心得方ニ関シ各自承

⁽¹²⁾ 「外務省記録」3-12-2-16「朝鮮国仁川港日本人居留地規則設立並改正一件」、1884年1月24日、外務大補吉田清蔵より仁川領事小林端一宛の公第8号の附属書。

⁽¹³⁾ 「外務省記録」3-12-2-16「朝鮮国仁川港日本人居留地規則設立並改正一件」、1883年12月6日、仁川領事小林端一より外務大補吉田清蔵宛の公信第153号の附属書。

⁽¹⁴⁾ 居留地規則の沿革に関しては、「外務省記録」3-8-2-359「朝鮮国京城帝国居留民規則設立一件」。「外務省記録」3-8-2-201「居留民団法並ニ同施行規則制定資料雑纂」、1904年10月9日、京城領事三増より外務大臣小村寿太郎宛の機密第24号、「専管居留地及居留民団法案諮詢ノ件ニ関スル答申」。「外務省記録」3-12-2-16「朝鮮国仁川港日本人居留地規則設立並改正一件」。「外務省記録」4-2-1-7「朝鮮国在留日本人ニ関スル諸規則」(仁川之部)、1895年6月1日、仁川領事館事務代理山座円次郎より外務省通商局長藤井三郎宛の公第98号。二口美久(元山領事館二等領事)編『在朝鮮国元山港領事館制定諸規則便覧』、1896年などを参照。

⁽¹⁵⁾ 「ただ居留民中に世話役なる者を置き、一ヶ月交替にて甲より乙に丙より丁と箱を廻すこととし、此制度を継続すること略一ヶ月に亘りしと雖も、其手数之甚だ煩雜なりしを以て、人々是を嫌忌するに至りぬ。茲に明治二十一年衆議の結果林徳兵衛に之を托し、其報酬として月々五円づつ支給…」高橋刀川『在韓成功之九州人』虎與号書店、1908年、16頁。『京城新報』、1910年7月26日、「京城民団の沿革」。

「諸シタル一種ノ契約」(傍点は筆者)との条文が見られる⁽¹⁶⁾。居留地規則は私人の間における契約と見なされており、公共団体としての認識は薄かった。領事館布達の居留地規則は法律ではなかったため、その規制力には限界があったのである。

その後、日本における「市町村制」(1888年)の施行は居留地行政に影響を及ぼした。1889年6月に外務省では、全70条の「在朝鮮国日本人居留地規則案」を作成し、その適否を在朝鮮の公使・領事に諮問していた⁽¹⁷⁾。これは、「市町村制ノ精神ヲ斟酌シ各居留地一様ノ制度」を企画したものであり、従来ばらばらであった居留地規則の統一を図った最初の試みであった。1895年頃にも同様の規則案が検討されたが、これらの規則は検討段階で終わり、制定に至らなかった。そこには、規則が適用される居留地の範囲が問題となっており、居留地の外、各国居留地、雑居地における日本人の居留状況は、画一な規則制定の妨げになっていた。

一方、本国日本の法律命令を居留民に適用する試みもあった。1895年頃に、外務省では「朝鮮国居留帝国臣民ニ対シ法律命令施行規則」が検討されていた⁽¹⁸⁾。これは居留民に日本の法律命令の全部又は一部適用し、公使館・領事館に制令権・罰則権を与える内容のものであったが、制定には至らなかった。法理的に海外の居留地をどのように位置づけるかという問題が、まだ十分議論されていなかったからである。

渡航者は増えるにつれ、居留地の公共事業も土木・衛生・教育・消防へと拡大した。水道、病院、神社、共同墓地、火葬場の設置が課題となっていた。この変化に応じ、居留地規則も改定を迫られていた。その結果として従来の規則が全面改定された。「市町村制」に倣った形で、「在釜山帝国居留地規則」(1893年)、「仁川港居留民規則」(1896年)、「京城居留民規則」(1896年)が次々と公布された⁽¹⁹⁾。ここで「仁川港居留民規則」と、町村制を比較してみよう(【表 2-1】)。

日本の市町村制度はプロイセンの地方自治制度を取り入れたものである。地方議会への参政権は、地租もしくは直接国税を年2円以上納税している者のみに付与し、等級選挙制を採用するといった資産家優位の不平等な

⁽¹⁶⁾ 「申合規則」第2条。「外務省記録」3-12-2-16「朝鮮国仁川港日本人居留地規則設立並改正一件」、1885年3月13日、外務大補吉田清蔵より仁川領事小林端一宛の公信第49号の附属書。

⁽¹⁷⁾ 「外務省記録」3-12-2-25「朝鮮国日本人居留地規則改正一件」、1889年6月22日発遣、外務次官より在京城・仁川・元山領事宛。

⁽¹⁸⁾ 「外務省記録」3-12-2-31「朝鮮国居留帝国臣民ニ対シ法律命令施行規則同細則並訓令案朝鮮国帝国居留地規則及同施行細則制定一件 附朝鮮居留帝国臣民ニ対シ法律命令施行規則公布一件」、1896年5月5日発遣、外務大臣陸奥宗光より内閣総理大臣伊藤博文宛の送第255号。

⁽¹⁹⁾ 外務省記録」3-8-2-201「居留民団法並ニ同施行規則制定資料雑纂」、1904年10月18日、釜山領事有吉明より外務大臣小村寿太郎宛の機密第43号。「外務省記録」3-8-2-201「居留民団法並ニ同施行規則制定資料雑纂」、1905年1月27日、仁川領事加藤本四郎より外務大臣小村寿太郎宛の機密第1号、「専管居留地及居留民団法案ニ対スル意見上申」。

制度であった⁽²⁰⁾。等級選挙制とは、有権者を直接町村税の納入額の多い者の順に加算して納税総額の半額に達した者までを一級選挙人とし、二等級に分け(市では三級)、各級選挙人がそれぞれ議員定数を選挙する制度である。

仁川において参政権は、「年齢満二十五歳以上ノ居留男子ニシテ地所或ハ家屋ヲ所有スル者又ハ単ニ営業課金年額五円以上ヲ納ムル者及ヒ商事会社ノ代理人ハ選挙権ヲ有ス」と定められた。等級は課金納額が多い順に三級に分けられ、各級ごとに同数の議員を選挙する仕組みであり、1903年4月の有権者は、一級(30名、5%)、二級(155名、26%)、三級(420名、69%)の構成であった⁽²¹⁾。要するに、全面改定された居留地規則は、日本の市町村制度を相当踏襲したものであった。

これらの規則に基づいて設置された居留民議会や総代役場は、広汎な自治権を行使していた。居留民団体は、朝鮮政府の行政・司法権から独立した形で権利を享有していた。この状況から、1897年に仁川に赴任した信夫淳平は、「帝国領事を以て我が内地の地方長官に擬すれば、居留民団体は恰も市町村の形式を有する一種の自治団体と見て可なり」と述べ⁽²²⁾、遜色がない自治団体であると評していた⁽²³⁾。

居留民団体には、市町村に付与された条例権はなかったものの、自治権の行使という側面よりみると、有利な点もあった。郡長・府県知事・内務大臣の監督権が強大であった町村に比べ、居留地はその実質において領事単独の監督を受けていた。領事の認可を条件として、居留民会の活動範囲は拡張の余地があったのである。

【表 2-1】「居留地規則」と「町村制」の比較

	仁川港居留民規則	町村制
監督機関	一次(領事)、二次(外務大臣)	一次(郡長)、二次(府県知事)、三次(内務大臣)
議決機関	居留民会	町村会
執行機関	居留民役所	町村役場
制令権	なし	町村条例
参政権	年齢満二十五歳以上ノ居留男子ニシテ地所或ハ家屋ヲ所有スル者又ハ単ニ営業課金年額五円以上ヲ納ムル者及ヒ商事会社ノ代理人ハ選挙権ヲ有ス	凡帝国臣民ニシテ公權ヲ有スル独立(満二十五歳以上ニシテ一戸ヲ構ヘ且治産ノ禁ヲ受ケサル者)ノ男子二年以来(一)町村ノ住民トナリ(二)其町村ノ負担ヲ分任シ及(三)其町村内ニ於テ地租ヲ納メ若ク直接国税年額二円以上ヲ納ムル者ハ其町村公民トス

⁽²⁰⁾ 町村制については、歴史学会編『郷土史大辞典』下巻、朝倉書店、2005年、1148頁

⁽²¹⁾ 「外務省記録」3-12-2-16「朝鮮国仁川港日本人居留地規則設立並改正一件」、1903年11月17日、仁川領事加藤本四郎より外務大臣小村寿太郎宛の公第182号、「居留民規則中改正一件」の附属書。

⁽²²⁾ 信夫淳平『韓半島』東京堂書店、1901年、5頁。

⁽²³⁾ 藤村道生『日清戦争前後のアジア政策』岩波書店、1995年、99頁。

出典 「外務省記録」3-12-2-43「清韓両国ニ於ケル居留地制ニ関スル法律並日本專管居留地経営中租税ノ徴収ニ関スル法律制定一件」、1899年11月8日、仁川領事伊集院彦吉より外務大臣青木周蔵宛の公第190号の附属書「韓国仁川港居留民規則」。

第3項 「居留地規則」から「居留民規則」へ

【表 2-2】は、1903年頃の地域別の居留地規則を整理したものである。規則の名称や詳細は異なるが、居留民の代表者が集まる議決機関を組織し、そこで議決された事項を居留民役所が執行するという枠組みは共通している。また、市町村制由来の資産者優位の参政権規定も踏襲されていた。

規則の名称は、居留地規則又は居留民規則の二通りあるが、これは居留地の居住状況と関連している。初期に開港した釜山・元山と、三番目に開港した仁川における居留状況は異なっていた。仁川では日本居留地を囲む形で各国居留地と清国居留地が設定され、居留民が増加するにつれ、居留地域は自然に各国居留地、清国居留地、朝鮮人町へと浸透していた。1887年公布の居留地規則は、「居留地外ニ居住スル日本人民ニ及スコトヲ得ス」と規定し、適用範囲は居留地内にしてはいたが、1896年公布の「仁川港居留民規則」では、「日本居留地ノ内外ヲ問ハス住居ヲ占ムル者ハ総テ居留民トス」と改定された。居留地規則の適用対象は居留地ではなく、居留民へ変更され、居留地内外のすべての日本人に規則が適用されるようになった。

【表 2-2】 1903年10月頃の居留地規則

	釜山	元山	仁川	京城	木浦
開港(開市) 時期	1877年	1880年	1884年	1885年	1897年
規則名称	在釜山帝国居留地規則	在元山帝国居留地規則	居留民規則	京城居留民規則	日本居留民規則
規則の適用 対象	本居留地住民	居留地内ニ地所或ハ建物ヲ借受ケ若クハ所有シ又ハ各種ノ営業ニ従事スル者	日本居留地ノ内外ヲ問ハス住居ヲ占ムル者	凡ソ京城居留区域内ニ於テ地所ヲ借受ケ或ハ建物ヲ有シ又ハ営業スル者	本港ニ在留スル者
議決機関	居留地会	居留地会	居留民会	会議所	居留民会
議員数	25名	15名	14名	10名	15名
選挙権	満二十年以上ノ男子ニシテ居留地ニ於テ地課金ヲ納ムル者及該会社又ハ組合ノ主務者	満二十五歳以上ノ男子ニシテ居留地内ニ地所或ハ建物ヲ借受ケ若クハ所有シ又ハ各種ノ営業ニ従事スル者	年齢満二十五歳以上ノ居留男子ニシテ地所或ハ家屋ヲ所有スル者又ハ単ニ営業課金年額五円以上ヲ納ムル者及ヒ商事会社ノ代理人	年齢二十五歳以上ノ者ニシテ京城居留区域内ニ地所ヲ借受ケ或ハ家屋ヲ有スル銀行会社組合等ノ支配人番頭ニ限ル	居留民満二十歳以上ノ男子ニシテ公費ノ負担ヲ分任スルノ義務ヲ負担スル者

被選挙権	満二十五歳以上ノ男子ニシテ居留地ニ於テ地課金一ヶ年十円以上ヲ納ムル者及ヒ該会社又ハ組合ノ主務者	規定無し(少なくとも同上以上の資格)	年齢満二十五歳以上ノ居留男子ニシテ地所又ハ家屋ヲ所有スル者地所家屋ヲ有セサルモ営業課金年額十円以上ヲ納ムル者並ニ商事会社ノ代理権ヲ有スル者	同上	居留民満二十五歳以上ノ男子ニシテ公費年額拾五円以上ヲ負担スルモノ及ヒ之ニ準スル会社又ハ組合ノ主務者
執行機関 (代表)	居留地役場 (居留民総代)	総代役場 (総代)	居留民役所 (居留民長)	総代役場 (総代)	居留民役所 (民長)

出典 「外務省記録」3-8-2-193「居留民団法並同施行規則制定一件」、1903年10月2日発遣、珍田捨巳外務総務長官より柴田家門内閣書記官長宛の機密送第37号、「第十九回帝国議会へ提出スヘキ法律案通知ノ件」の附属書。

第2節 居留民団体の法人化過程

第1項 居留民による請願活動

居留地の成長に伴い、居留民団体が持つ限界が意識されていった。その記録として早期のものが、1898年に釜山領事館一等領事の伊集院彦吉が上申した居留地規則改正案である。その第1条は、「本居留地ハ一個人ト均シク権利ヲ有シ義務ヲ負担シ凡居留地公共ノ事務ハ領事ノ監督ヲ受ケ自ラ之ヲ処理スルモノトス」と定められ、居留地に法的地位を付与する案であった⁽²⁴⁾。また、伊集院は、「厳格ナル理論上其果シテ領事カ此種規則ヲ制定発布スル権限ヲ有シ居候哉否ヤハ頗ル疑問」であると述べ⁽²⁵⁾、居留地規則の法律的根拠に対し疑念を表わしていた。居留地規則は外務大臣の認可を経て領事が発布するものであったが、規則の根拠が確かではなかったからである。だが、居留民団体の法人化構想は、法理的検討を要するものであったため、実現しなかった。

居留地規則の法律的根拠が曖昧である点から、法的根拠を確かめる議論が起き、釜山・仁川を中心に居留民団体の法人化運動が展開されるのは1899年頃である。1899年に釜山の居留民総代が領事館へ提出した建議書が最初の記録であるが、その主旨は次のとおりである。

⁽²⁴⁾ 「外務省記録」3-12-2-31「朝鮮国居留帝国臣民ニ対シ法律命令施行規則同細則並訓令案朝鮮国帝国居留地規則及同施行細則制定一件 附朝鮮居留帝国臣民ニ対シ法律命令施行規則公布一件」、1898年8月30日、釜山一等領事伊集院彦吉より外務次官小村寿太郎宛の公第166号、「居留地規則改正ニ関スル件」。

⁽²⁵⁾ 「外務省記録」3-12-2-43「清韓両国ニ於ケル居留地制ニ関スル法律並日本專管居留地経営中租税ノ徴収ニ関スル法律制定一件」、1899年11月8日、仁川領事伊集院彦吉より外務大臣青木周蔵宛の公第190号。

居留地公共ノ事務ハ日ニ益々繁ヲ告ケ之レト同時ニ居留地ノ發達ニ伴フヘキ事業ニシテ目下計画ノ必要アルモノ亦多ク就中水道ノ設計ノ如キ管外居住地域拡張ノ如キ海岸通埋立ノ如キ学校ノ改造道路下水ノ修築公立病院避病院ノ拡張等ハ皆居留民生存上欠クヘカラサルモノナリ。而シテ此等設計ニ係ルノ資途ハ一時ニ巨萬ノ額ヲ要スルカ為メ到底釜山独力ノ能ク弁シ能ハサル所ナレハ是非其本邦市町村同様ニ公債ヲ募集セサルヲ得ス。又当居留地ノ發達ト共ニ文物制度ノ改進ヲ努メントスルニハ自治制ヲシテ一層有力完全ニ施行セサルヲ得ス。而シテ此等ノ企画ヲ成效セント欲セハ實ニ此居留地ヲシテ法人トナシ以テ本邦法律規則ヲ適用セサルヘカラス。是レ本項居留地ヲ本邦公法上法人ト認メラレンコトヲ希望スル所以ナリ⁽²⁶⁾。

要するに、本国の市町村と同様に、居留地を法人とすることが陳情されていた。この背景には、水道や埋立などの公共事業に追われながらも、その解決策として公債発行ができない問題があった。一例を挙げれば、仁川居留地前の埋立工事費は、居留民の個人名義をもって銀行から借りられた。居留民団体には市町村のような法人格がなく、法的権利・義務の主体になれなかったからである。

さらに、居留民に徴収する賦課金に頼っている財政構造も問題であった。居留民団体が徴収する賦課金は、土地家屋課金、営業課金、分頭(戸割)課金、三厘金の種類があったが⁽²⁷⁾、滞納者の問題を抱えていた。例えば、下の表は1902・1903年の京城居留民役所の決算表である。収入の部をみると、営業課金、戸数課金、地所課金が主な収入源であり、全体の約6割を占めていた。徴収された賦課金は、主に教育費、役場費、衛生費に使用されていた。同資料には、当初計画された予算表が収められているが、賦課金の徴収率は約5割～7割に留まっていた。予算の3割以上を占める戸数課金の徴収率は、1902年に68%(予算額 8,973円→決算額 6,130.70円)、1903年に54%(予算額 9,627円→決算額 5,198.72円)の具合であった。地所課金や芸妓課金の場合も同様であり、計画通りの徴収ができなかった状況がうかがえる。

⁽²⁶⁾ 「外務省記録」3-12-2-43「清韓両国ニ於ケル居留地制ニ関スル法律並日本專管居留地経営中租税ノ徴収ニ関スル法律制定一件」、1899年10月26日、釜山領事新勢原五郎より外務大臣青木周蔵宛の公第268号の附属書。

⁽²⁷⁾ 三厘金は、元山の居留地において徴収されていた賦課金である。貿易品に対してその金額の0.3%を賦課した制度であるが。これに関しては、「明治十三年開港当初より其経営を継続して日本都市を此に建成せり是に依り之を觀れば彼の明治廿一年市町村制に依り自治を得たる母国同胞に比すれば其の自治に就き一日の長ありと云ふも誇張の言にあらず」との自負の意識もみられる。高尾新右衛門編『元山發展史』啓文社(大阪)、1916年、775～776頁。

【表 2-3】 京城居留民役所の決算表(1902年・1903年)

決算(収入の部)				
		1902年(明治35)	1903年(明治36)	
第一款 諸課金	営業課金	2,523.41 (14.6%)	3,153.04 (18.4%)	
	戸数課金	6,130.70 (35.4%)	5,198.72 (30.4%)	
	地所課金	1,950.19 (11.3%)	1,819.22 (10.6%)	
	芸妓課金	814.00 (4.7%)	1371.50 (8.0%)	
	興行課金	179.50 (1.0%)	301.80 (1.8%)	
第二款 雑収入		1,345.78 (7.8%)	1608.11 (9.4%)	
第三款 諸手数料		357.92 (2.1%)	769.95 (4.5%)	
銀行借越金		4004.29 (23.1%)	2899.84 (16.9%)	
合計		17,305.79 (100%)	17,122.18 (100%)	
決算(支出の部)				
		1902年(明治35)	1903年(明治36)	
第一款 経常費	祭祀費	239.00 (1.4%)	226.75 (1.3%)	
	小学校費	3545.91 (20.5%)	4328.90 (25.3%)	
	幼稚園費	800.85 (4.6%)	1041.84 (6.1%)	
	衛生費	2699.48 (15.6%)	749.78 (4.4%)	
	土木費	153.39 (0.9%)	167.88 (1.0%)	
	点燈費	1334.42 (7.7%)	852.15 (5.0%)	
	警備費	317.43 (1.8%)	472.05 (2.8%)	
	救恤費	41.20 (0.2%)	118.16 (0.7%)	
	軍隊送迎費	75.00 (0.4%)	145.33 (0.8%)	
	火災保険費		138.60 (0.8%)	
	民役場費	2822.93 (16.3%)	3682.41 (21.5%)	
	第二款 臨時費		5276.18 (30.5%)	5198.33(30.4%)
	第三款 予備費			
合計		17,305.79(100%)	17,122.18 (100%)	

出典 「外務省記録」3-8-2-201「居留民団法並ニ同施行規則制定資料雑纂」、1904年10月9日、京城領事三増より外務大臣小村寿太郎宛の機密第24号、「専管居留地及居留民団法案諮詢ノ件ニ関スル答申」。

これは、居留民団体の法律的根拠や規制力を疑問視し、これを口実に納付を拒否する者がいたためである。一例を挙げると、韓国政府経営の日語学校に採用された日本人教員は、「居留民ガ便宜ノ為メ合意上成立セシメタルー私人ノ共同組合」に過ぎないこと、住所が日本居留地から離れている点を理由に賦課金納付を拒んでいた⁽²⁸⁾。このような滞納者に対し、京城居留民役所では強制徴収権を行使できなかった。賦課金は領事認可の規

⁽²⁸⁾ 「外務省記録」3-8-2-359「朝鮮国京城帝国居留民規則設立一件」、1902年10月25日、京城領事三増久米吉より外務大臣小村寿太郎宛の機密第22号、「居留民費徴収方ニ関シ在京城領事ヨリ具申一件」。及び「外務省記録」3-8-2-201「居留民団法並ニ同施行規則制定資料雑纂」、1904年10月9日、京城領事三増より外務大臣小村寿太郎宛の機密第24号、「専管居留地及居留民団法案諮詢ノ件ニ関スル答申」。

則に拠っているものの、法律根拠が曖昧だったからである。一部の居留地(仁川)では、本国の国税滞納者処分法を準用するという布達を領事が発し、滞納者に納付を催促した例があったが、居留地の賦課金と市町村の租税とを同一視できるかという根本的な疑問が根強く存在した。この状況の下で、滞納者は絶えなかったが、居留地の公共事業が多様化するなかで、居留民社会の法人化への要求は強まっていく。

上記の建議書に対して、釜山領事の新勢原五郎は、当時の居留地行政について、「不完全ナガラモ自治行政ノ衝ニ当ラシメ実質上大体ニ於テハ本邦市町ト同一ノ体裁」を備えていると評価しながらも、法人化問題は多少の検討を要すると外務省に報告していた。また、新勢原は法人化問題に先立ち、「在外各専管居留地ニ適用スヘキ画一ナル規則」の制定、すなわち標準的な居留地規則が先決問題であると上申していた⁽²⁹⁾。領事館と居留民ともに制度改善の必要性を認識していたのである。

第2項 在外居留地への憲法適用をめぐる議論

上記の建議書を受け取った外務省では、対応に迫られていた。調査・検討を経て、1900年頃に作成されていた法律案は、帝国議会へ提出されず、廃案になった⁽³⁰⁾。その経緯は定かではないものの、在外居留民の権利・義務に関する法理的検討が不十分であったからだとみられる。その後、1902年11月に作成された「帝国憲法ハ在外帝国臣民ニ其効力ヲ及ボサザルヤ否ヤノ件」という資料からは、焦点となった議題が確認できる⁽³¹⁾。外務省では、まず在外居留民に「国家統治上ノ大原則」である憲法が適用されるかについて検討を始めていた。周知の通り、明治憲法には領土規定は設けられておらず、憲法の効力が及ぶ範囲は明確に規定されていない。外務省は、憲法第1条の「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」との条文における「大日本帝国」が領土及び臣民を指すものであると解釈し、在外居留民も天皇の統治権の下に置かれると解釈していた。基本的に「法規ハ臣民ニ追従ス」との立場から、「領事ノ職務ニ関スル法律」や「清韓在留民取締法」といった従来の法律制定の事例を挙げ、憲法の海外有効説を採ったのである。結論では、「憲法ハ国家法規ノ総綱ニシテ国家ヲ拘束シ国家権力ノ発動ニハ常ニ此制限ヲ受ケ又国家成立分子タル臣民ニ対シテハ其居留地ノ内外ヲ問ハズ総テ効力ヲ有ス」と締めくくっており、在外居留地における憲法有効説を根本義としていた。

ただし、外務省は憲法のすべて条項が在外居留民に適用されるとはみていなかった。憲法第21条には、「日

⁽²⁹⁾ 「外務省記録」3-12-2-43「清韓両国ニ於ケル居留地制ニ関スル法律並日本専管居留地経営中租税ノ徴収ニ関スル法律制定一件」、1899年10月26日、釜山領事新勢原五郎より外務大臣青木周蔵宛の公第268号。

⁽³⁰⁾ 「外務省記録」3-12-2-43「清韓両国ニ於ケル居留地制ニ関スル法律並日本専管居留地経営中租税ノ徴収ニ関スル法律制定一件」、1900年12月8日起草、「清韓両国ニ於テ日本臣民ノ居留スル地区ヲ法人ト為スノ法律案」。

⁽³¹⁾ 以下は、「外務省記録」3-8-2-193「居留民団法並同施行規則制定一件」、1902年11月7日起草、「帝国憲法ハ在外帝国臣民ニ其効力ヲ及ボサザルヤ否ヤノ件」。

本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス」と定められ、臣民の納税義務が規定されている。外務省では、居留地賦課金は市町村税とは異なる性格のものであり、納税義務には該当しないと解釈し、憲法有効説に一定の留保を加えていた。では、これと関連して外務省の見解がうかがわれる事例を紹介しよう。1904年1月、仁川居留地会では居留地の戸数割賦課金を駐在官吏(領事館官吏、郵便局員、警部、巡査)に対しても負担させることを議決し、領事の認可を求めた⁽³²⁾。居留民会では、駐在官吏も公共設備の利益を享受しており、本邦の各自治体においても経費を官吏に賦課している事例をその根拠として挙げていた。仁川領事館の報告に対し、外務省は「外国ニ在ル居留地ハ条約ニ依リ居住營業ヲ許サレタル一種ノ団体ナレバ内国市町村ノ自治体ト同視シ難」と述べ、議決を認可しないように指示を下している⁽³³⁾。外務省は居留民団体と日本の市町村とを同一視する立場を採っていなかったのである。その代わりに、在外居留地の財政問題は新たな法律の制定によって解決できると結論を見出していたとみられる。

第3項 「居留民団法」の制定過程

外務省では調査を経て、1903年頃に「在外帝国専管居留地及居留民団法案」を作成していた⁽³⁴⁾。第1条では在外帝国専管居留地の法人化が規定されており、第2条では専管居留地の附近地への適用が規定されている。第3条は「在外帝国専管居留地ナキ地方ニ於ケル外国人居留地、雑居地及其ノ附近地」における居留民団の設立が規定されていた。外務省では、在外居留地を、①専管居留地とその附近、②その他に分類し、専管居留地の法人化と、その他地域における居留民団の設立という二本立ての法人化を構想していた。

この案に対し、釜山領事の有吉明は居留地外における居留民の増加を述べ、法人区域を明確に規定するのではなく、単に「漠然タル規定」を設けることを具申している⁽³⁵⁾。在韓臨時代理公使の萩原守一は、法人化問題は、「法律ノ改正ヲ要スルミナラス實際ニ於テ居留地若クハ雑居地ヲ内地市町村同様公法人トスルニハ法理ニ適合セサル虞」があると述べ、法理的問題を提起している⁽³⁶⁾。この問題に対し、萩原は法人の成立要件を定めた明治

⁽³²⁾ 「外務省記録」3-12-2-16「朝鮮国仁川港日本人居留地規則設立並改正一件」、1904年1月29日、仁川領事加藤本四郎より外務大臣小村寿太郎宛の公第20号、「駐在官吏ニ対シ居留民公費賦課ニ関スル一件」。

⁽³³⁾ 「外務省記録」3-12-2-16「朝鮮国仁川港日本人居留地規則設立並改正一件」、1904年4月19日発遣、外務大臣小村寿太郎より仁川領事加藤本四郎宛の送第47号、「駐在官吏ニ対シ居留民公費賦課ニ関スル件」。

⁽³⁴⁾ 以下は、「外務省記録」3-8-2-193「居留民団法並同施行規則制定一件」、1903年10月2日発遣、珍田捨巳外務総務長官より柴田家門内閣書記官長宛の機密送第37号、「第十九回帝国議会へ提出スヘキ法律案通知ノ件」による。

⁽³⁵⁾ 「外務省記録」3-8-2-193「居留民団法並同施行規則制定一件」、1904年6月25日、釜山領事有吉明より外務大臣小村寿太郎宛の機密第19号、「居留地法人制度ニ係ル法律案ニ関シ意見稟申ノ件」。

⁽³⁶⁾ 「外務省記録」3-8-2-193「居留民団法並同施行規則制定一件」、1904年7月6日、在韓臨時代理公使萩原守一より小村寿太郎外務大臣宛の発第73号、「在韓居留民長会議ノ建議請願書進達ノ件」。

民法の改正、又は新しい法律の制定を要するとみていた。明治民法第33条において、「法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない」と規定されており、この規定によると法律ではない居留民規則に基づく居留民団体に法人格は認められないからである。

その後、1904年9月に外務省は現地の公使館・領事館に法律案に関する諮問を行っていた⁽³⁷⁾。次の引用は、仁川領事が居留地の現況を述べている部分である。

仁川日本専管居留地ハ頗ル狭隘ニシテ現今在留民ノ多分ハ各国居留地、清国居留地、朝鮮町等ニ散在シ到底地域ニ依リ居留地団ヲ組織スルコト能ハサル実況ナリ。例ヘバ課税ノ如キ日本居留地ニ在リテハ地所建物ニ課スルコトヲ得ルモ日本居留地外ニ至リテハ其権能ヲ有セス。要スルニ他居留地ニ在留スル人民ニ対シテハ其ノ營業及居留ノ保護取締上營業、戸数割兩種ノ課金ヲ賦課シ得ベキモ土地建物ニ賦課スル能ハス。然ルニ此地ニ在留スルモノハ一般公共上ノ保護及利益ニ与カルコト居留地ノ内外ヲ別タス。是即当地ニ於テハ土地ノ区域ニ関係セズ全般ノ在留民ヲ以テ団体ノ本旨ト為ササル可カラサル所以ノ事情ニシテ現行居留民規則ハ即チ其趣意ヲ以テ制定セラレタルモノナリ⁽³⁸⁾。

仁川の居留民は、日本専管居留地、各国居留地、清国居留地、韓国人町にわたって居住しており、土地の区画に限定されない居留民団体の組織が求められていた。このような実態から、専管居留地の法人化より、広範囲な地域に適用可能な居留民団案が適合しているとの返答であった。居留民団案にすれば、専管居留地から遠く離れた内陸部の大邱において居留民団の設立が可能になるためであった。

これに加え、在韓公使の林権助の具申内容をまとめると、二点に整理できる⁽³⁹⁾。一点目は、居留民団法人の一本化である。林は、専管居留地に限定して法人化すると様々な不便が生じると述べ、居留民団の設定を上申している。外務省の法律案が成立すると、居留地外の10韓里以内の居留民は、居留民団体と各国居留地会より二重課税を受ける可能性があったのである。二点目は、賦課金徴収処分を厳重にすることである。林公使は、居留民団経費の賦課徴収権を市町村と同程度にし、滞納に対しては国税滞納処分法が適用できるようにすることを建議している。

⁽³⁷⁾ 「外務省記録」3-8-2-201「居留民団法並ニ同施行規則制定資料雑纂」、1904年9月14日発遣、小村外務大臣より在韓林権助公使・在清国内田康哉公使宛、「専管居留地及居留民団法案諮詢ノ件」。

⁽³⁸⁾ 「外務省記録」3-8-2-201「居留民団法並ニ同施行規則制定資料雑纂」、1905年1月27日、仁川領事加藤本四郎より外務大臣小村寿太郎宛の機密第1号、「専管居留地及居留民団法案ニ対スル意見上申」。

⁽³⁹⁾ 「外務省記録」3-8-2-201「居留民団法並ニ同施行規則制定資料雑纂」、1904年10月5日、在韓特命全権公使林権助より外務大臣小村寿太郎宛の機密第99号、及び京城・仁川領事の返答による。

これらの諮問内容は取り入れられ、法律案の第1条は修正される⁽⁴⁰⁾。外務省は、在韓居留民の居住状況を、①専管居留地(釜山、元山)、②専管居留地及び各国居留地(仁川、馬山)、③各国居留地のみ(木浦、鎮南浦、群山、城津)、④雑居地(平壤、京城、龍山)の4種類に分類し、この状況をすべてカバーできる法律案を検討していた⁽⁴¹⁾。この間、居留民の請願活動も続き、在韓居留民長会議において議決された建議書が日本の関連省庁に提出された⁽⁴²⁾。京城居留民団の民長中井喜太郎は東京に行き、外務省通商局を訪問したほか、代議士に請願活動を行っていた⁽⁴³⁾。

その後、法律案は法制局と枢密院において検討された。法制局は、「海外ニ在ル帝国臣民ノ権利義務ハ憲法ノ規定及ハサルヲ以テ必需的立法事項ニ属セス」との見解を示していた⁽⁴⁴⁾。外務省の解釈とは異なり、法制局は厳格に憲法無効説を採用していた点は耳目を引く点である。法制局では、海外の居留地に市町村と同様の公法人を設置することは法理的無理があると解釈し、法律ではなく勅令制定を提案していたと考えられる。だが、枢密院では法律での制定案を支持しており、議論の末、「事項其物カ重大ナルカ故ニ勅令ヨリハ寧モ法律ノ形式」をとることとなった。この過程で、二本立ての法人化案は放棄され、居留民団一本立ての法律案が採用された。

その後、法律案は議会に提出され、衆議院の居留民団法案委員会において議論された。この場で、外務省通商局長の石井菊次郎は、「外国デハ居留地ハ私生児ノヤウダト云ヒマスガ日本ノ居留地ハ大ニ生長シマシテ最早胎内ノ小児デハナイ」と述べ⁽⁴⁵⁾、西洋列強と異なり、日本の居留地はすでに発達していることを強調していた。

なお、石井は衆議院本会議での質疑応答において、「此法律ハ、帝国ニ於テ領事裁判権ヲ有スル所デナケレバ、執行シ難イ事柄」であると述べている⁽⁴⁶⁾。すなわち、居留民団法は不平等性を基盤としていたが、居留民団の業務は行政・衛生・教育・土木の広範囲に及んでおり、領事裁判権における片務的不平等性をさらに超えていた。条約によって公認された居留地とはいえ、外国における公法人の設置は、相手国の主権を侵奪する要素を

⁽⁴⁰⁾ 「第1条 専管居留地、各国居留地、雑居地其他ニ住居スル帝国臣民ノ状態ニ依リ外務大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ地区ヲ定メ其ノ地区内ニ住居スル帝国臣民ヲ以テ組成スル居留民団ヲ設立スルコトヲ得。」

⁽⁴¹⁾ 「外務省記録」3-8-2-193「居留民団法並同施行規則制定一件」、1904年11月起草、「清韓日本人居留地法案起案要領」の附属書。

⁽⁴²⁾ 「外務省記録」3-8-2-193「居留民団法並同施行規則制定一件」、1904年7月6日、在韓臨時代理公使萩原守一より小村寿太郎外務大臣宛の発第73号、「在韓居留民長会議ノ建議請願書進達ノ件」の附属書。京城居留民団役所偏『京城発達史』、1912年、160頁。中井錦城『朝鮮回顧録』東京糖業研究会出版部、1915年、121～122頁。

⁽⁴³⁾ 前掲書、『朝鮮回顧録』、146～147頁。

⁽⁴⁴⁾ 「外務省記録」3-8-2-193「居留民団法並同施行規則制定一件」、1905年2月、「居留民団法案」附属の付箋。

⁽⁴⁵⁾ 第21回帝国議会衆議院、居留民団法案委員会会議録(筆記)第2回、1905年2月21日。ちなみに、石井は1896年～1897年に仁川領事館領事を務めた。

⁽⁴⁶⁾ 『官報』号外、1905年2月19日、衆議院議事速記録第18号。

有し、対等な国家間には成立し難いものである。このような居留民団の主権侵奪的な性格にもかかわらず、韓国の保護国化による外交権の剥奪は、居留民団法の施行を可能にしていた。

なお、居留民団法の適用地としては、朝鮮10箇所、清国1箇所(天津)が想定されていた。日本人居留民が大半を占める韓国居留地とは異なり、各国の居留民が混在する中国の租界には当てはまらない点が少なくなかった。中国では日本人のみではなく、各国居留民も居留民団の成員とする必要があったからである。その法律案は、基本的に韓国の事情に合わせた立案であった。

両議院の審議を経て、1905年3月に「居留民団法」(法律第41号)が公布される。石井が、「居留民団法ノ主旨ハ人ヲ主」としていると述べているように⁽⁴⁷⁾、国際法における属人主義の観念に基づいていた。また、外国における帝国臣民の団体に対して法人格を付与した法律であり、その内容は基本的に日本の市町村制に準拠していた⁽⁴⁸⁾。その後、「居留民団法施行規則」(統監府令第21号)が公布されるのは1906年7月であった⁽⁴⁹⁾。こうして施行規則の制定まで相当の期間を要したのは、日韓協約と統監府の設置などの政治・外交的変化が生じたからであった。

なかんずく、統監府の設置後に問題となったのは、日本法の韓国への適用をめぐる権限問題であった。韓国に適用される法律のうち、各省大臣が有する権限が自動的に韓国統監に移管されるかの問題であった。衆議院の委員会における議論を経て、各省大臣の権限は、韓国統監に移管されることが決まった⁽⁵⁰⁾。その結果、1906年6月の法律第57号では、「韓国ニ関スル事項ニシテ法律ノ規定ニ依リ内国官憲ノ管掌ニ属スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ統監ノ職権ニ属セシムルコトヲ得」と定められた⁽⁵¹⁾。さらに、勅令第167号により、居留民団法、清国及朝鮮国在留臣民取締法、戸籍法、在外指定学校職員退隠料及遺族扶助料法、民事訴訟法、郵便法などの権限が韓国統監へ移管された。これにより、韓国統監が韓国在住日本人に対する権限をもつようになった。

第4項 1906年末の居留民団体の状況

統監府の設置以降、居留民団体の設立が相次いだ。【表 2-4】は、1906年末における居留民団体の状況である。10ヶ所の居留民団、21ヶ所の居留民団体を含め、計31ヶ所の居留民団体があつた。全体戸数の86%(19,037

⁽⁴⁷⁾ 「外務省記録」3-8-2-211「居留民団設立一件」、1905年6月21日、外務省通商局長石井菊次郎より天津総領事伊集院宛、「居留民団法実施ノ地区ニ関スル件」。

⁽⁴⁸⁾ 統監府地方部編『民団制度実例』、1908年、95頁。

⁽⁴⁹⁾ 韓国以外の地域では、1907年4月公布の外務省令第2号「居留民団法施行規則」が適用された。

⁽⁵⁰⁾ 権限の移管をめぐる議論については、徐榮姫『대한제국 정치사 연구』서울대학교출판부、2003年、330～332頁。

⁽⁵¹⁾ 『官報』第6897号、1906年6月27日。

戸/22,139戸)、全体人口の88%(73,240人/83,315人)が居留民団体に属していた。9割近くの居留民がなんらかの居留民団体に加入していたことになる。

人口が少ない地域では居留民総代役場又は日本人会の名称で団体が組織された⁽⁵²⁾。龍山居留民総代役場(1895年11月)、開城居留民総代役場(1900年6月)、海州日本人会(1904年3月)、江景日本人会(1905年2月)、永登浦居留民総代役場(1905年4月)、太田(大田)居留民会(1905年7月)がその例である。一般の居留民団体が後に居留民団となる例は、龍山と新義州の2ヶ所である。概ね居留民人口が2千人を越えると、居留民団への昇格が行われた。

居留民団体の区域をみると、開港場では「居留地及其ノ附近一里以内」のように定められ、その境界が明示されていた。雑居地の場合は、広範囲の地域が区域と設定されていた。京城では、「東は清涼里、西は青坡、南は城壁、北は洪濟院」、大邱は「城内及大邱城外一帯ノ地域」と定められた。居留民団の権限は広範囲に及んでおり、当然ながら朝鮮人の居住地域と重なっている。居留民団の主権侵害的な性格は、区域設定からもうかがえる。

【表 2-4】 1906年末における居留民団体の状況

管轄 理事庁	団体の名称	設立年月日	民団区域	戸数	人口		
					男	女	計
釜 山	釜山居留民団	1906.8.15	釜山専管居留地、絶影島、草梁、釜山鎮、旧館	3,933	8,451	7,251	15,702
	密陽日本人会	1906.12.24	駕谷村城内、龍城、永村、堤大洞、岐山	138	217	162	379
仁 川	仁川居留民団	1906.8.15	仁川専管居留地、仁川支那専管居留地、各国居留地及其ノ附近一里以内	3,067	7,216	5,721	12,937
	海州日本人会	1904.3	海州城内一円	56	106	76	182
京 城	京城居留民団	1906.8.15	東は清涼里、西は青坡、南は城壁、北は洪濟院	3,216	6,447	5,277	11,724
	龍山居留民総代役場	1895.11.1	東ハ利太元ヨリ漢江洞ヲ経テ京城トシ西ハ孔德里 南ハ漢江河岸北ハ青坡ニ至ル	517	1,023	739	1,762
	開城居留民総代役場	1900.6.17	開城郡開城府	319	623	455	1,078
	永登浦居留民総代役場	1905.4.24	始興郡ノ内永登浦、中宗里、下方口里、沙村里、道也味里、九老里	151	325	214	539

⁽⁵²⁾ 「日本人会令」「日本人会会則準則」などの規則は後に各理事庁によって定められた。釜山理事庁の例は、釜山理事庁編『(明治四十二年六月三十日現行)釜山理事庁法規類集』、1909年、43～50頁を参照。

	太田居留民会	1905.7.10	太田駅ヨリ十八町四方の地	152	502	327	829
	水原居留民総代役場	1906.8.30	水原府一円	73	166	101	267
	鳥致院居留民総代役場	1906.8.30	清州郡西部一円、燕岐郡北部一円	122	253	138	391
元山	元山居留民団	1906.9.1	葛麻浦徳源邑元山里陽日里	1,046	2,955	2,165	5,120
	北青日本人会	1906.6.10	北青	76	209	98	307
平壤	平壤居留民団	1906.8.15	平壤及其ノ附近	1,443	2,775	1,755	4,530
	兼二浦日本人会	1906.9.29	兼二浦	176	535	240	775
	安州日本人会	1906.10.6	安州、新安州	55	138	84	222
鎮南浦	鎮南浦居留民団	1906.8.15	各国居留地内及居留地外一里以内	764	1,662	1,225	2,887
馬山	馬山居留民団	1906.9.1	新馬山旧馬山及居留地附近	677	1,485	1,091	2,576
	統営日本人会	1906.5.7	統営邑内	61	107	112	219
木浦	木浦居留民団	1906.10.15	木浦各国居留地及其ノ附近一里以内	535	1,346	1,018	2,364
	栄山浦日本人会	1906.3.9	栄山浦全部	47	202	102	304
	光州日本人会	1906.12.17	光州府内全部	41	74	42	116
大邱	大邱居留民団	1906.11.1	大邱城内及大邱城外一帯ノ地域	697	1,252	900	2,152
	金泉居留民団	1906.10.24	金山郡金泉面一円	80	164	106	270
群山	群山居留民団	1906.8.15	群山各国居留地ヨリ一里以内	569	1,120	930	2,050
	江景日本人会	1905.2.6	恩津郡江景浦	110	228	184	412
	公州日本人会	1906.3.7	公州府中	48	66	49	115
城津	城津日本人会	1906.6.15	城津各国居留地	140	253	166	419
	鏡城日本人会	1906.4.17	鏡城邑及独津	83	153	109	262
新義州	新義州日本人会	1906.9.20	新義州一円	516	1,177	669	1,846
	龍巖浦居住民会	1906.10.30	龍巖浦一円	129	294	210	504
計				19,037	41,524	31,716	73,240
1907年の日本人人口(朝鮮全体)				22,139	48,028	35,287	83,315

出典 統監官房『(第一次)統監府統計年報』、1907年、24～26頁。

注 □は判読不能の字である。太田は現在大田を指し、原文のままである。

第3節 居留民団の運営状況

第1項 居留民団の運営

【表 2-5】にみられるように、居留民団は1906年から1908年にかけて次々と設立される。1906年だけで10ヶ所の居留民団が設立された。そのうち、仁川における民団運営についてみよう。

居留地の経営は明治三十八年公布の居留民団法により居留民団役所を設け本邦に於ける市町村と等し

く公法人として完全なる自治の制度を立つ。且つ公共の設備としては民団立尋常高等小学校、及び高等女学校、幼稚園、民団立病院、消防組、協同井、街燈、公園(大神宮)、共同墓地その他衛生、土木等施設至らざるなく、電話あり、電燈あり、鉄道あり、警察あり、倶楽部、劇場、演技場等有らゆる娯楽機関をも備へ、尚近く水道及び商業学校、貧民施療院等の設置を見んとす⁽⁵³⁾。

仁川開港25周年を記念して出版された地誌からは、居留民団法の発布後に安定的に発展を遂げていた居留地の様子がうかがえる。市町村と等しい公法人であり、完全なる自治の制度であるとの記述からは、外務省が否定していた居留民団＝市町村制の認識もみられる。

居留民団法の制定から「併合」に至るまで、日本人居留民は外国にしながら日本国内法の影響圏内にあったと説明できる⁽⁵⁴⁾。国際法的な観点からすれば、属人的な法制適用であるといえる。「居留民団法施行規則」の条文においても、組織権・立法権・財政権が認められており、市町村並みの地方自治が施行されていた。

まず、組織権をみると、任期2年の民会議員の選挙権は、満25歳以上の男性として居留民団税を年額5円以上納める者に与えられた。民会議員の被選挙権には制限条項があり、官吏・民団吏員・神官・僧侶・学校教員の被選挙権は否定された。また、任期3年の民長は、「居留民会に於て之を選挙し監督長官の認可を受くべし」と定められ公選形式をとっていた。次に、財政権をみると、居留民団では民団税、使用料、手数料を徴収する権限を有し、滞納者に対して強制措置も可能になった。最後に立法権に関しては「居留民団ハ居留民ノ権利義務及居留民団ノ事務ニ関シ居留民団規則ヲ設クルコトヲ得」と規定されていた。居留民団規則の他に、訓令・告諭・告示などが公布された。ちなみに、1911年11月現在、京城居留民団が制定した規則は20項目にのぼっていた⁽⁵⁵⁾。

一方で、居留民団は統監府・理事庁の監督を受けるようになっていた。居留民団体に対する監督は主に理事官が行っており、理事官は統監の指揮監督を受け、従来領事に属していた事務を管掌していた⁽⁵⁶⁾。ちなみに、理事庁は韓国の保護国化後の1906年2月に、領事館に代わって設置されたもので、理事官はその長である。以前の居留地規則(1896年の「在京城帝国居留民規則」と比較すると、領事単独の監督が理事官と統監の二重監督体制となっており、そのうち統監は居留民会解散権と民長任命権を有していた。居留民団体は「居留民団法」によって法律根拠を得たものの、官に対して一層従属的な立場になっていた。

⁽⁵³⁾ 仁川開港二十五年記念会編『仁川開港二十五年史』、1908年、3～4頁。

⁽⁵⁴⁾ 中内二郎『居留民団の研究』三通書局、1941年、2～4頁。

⁽⁵⁵⁾ 京城居留民団役所編『現行京城居留民団規則類集』、1911年。

⁽⁵⁶⁾ 『官報』号外、1905年12月21日、勅令第267号「統監府及理事庁官制」。

【表 2-5】 居留民団成立以降の韓国各地における日本人居留民団の状況(設立順)

居留民団名	設立年月日	1906年8月末		1907年6月頃		1908年6月末	
		戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
釜山居留民団	1906年8月15日	4,131	15,877	4,018	15,948	4,776	18,704
仁川居留民団	1906年8月15日	3,046	12,710	3,058	12,376	2,966	11,612
京城居留民団	1906年8月15日	3,000	11,380	4,035	14,314	5,240	17,788
平壤居留民団	1906年8月15日	1,469	4,405	1,538	5,201	1,864	6,634
鎮南浦居留民団	1906年8月15日	727	2,739	748	2,904	774	2,661
群山居留民団	1906年8月15日	406	1,510	602	2,362	818	3,162
馬山居留民団	1906年9月1日	589	2,313	731	2,727	910	3,355
元山居留民団	1906年9月1日	946	5,015	1,029	4,447	1,040	4,232
木浦居留民団	1906年10月15日	516	2,128	606	2,459	756	2,901
大邱居留民団	1906年11月1日	649	1,928	698	2,416	859	2,882
龍山居留民団	1907年9月15日					1,396	4,653
新義州居留民団	1908年2月15日					549	1,574
計12カ所		15,479	60,005	17,063	65,154	21,948	80,158

出典 1906年8月末:統監府『統監府施政一斑』1907年1月、8～9頁。1907年6月頃:統監府総務部『韓国事情要覽』1907年6月、55頁。1908年6月末:統監官房『韓国施政年報』(第一次)1908年12月、402～408頁。

第2項 京城居留民会の議員選挙

居留民団は、議決機関の居留民会議員数名と執行機関である居留民団役所(民長・助役・会計・書記)によって構成されていた⁽⁵⁷⁾。ここでは京城居留民団の議員選挙を通して、居留民社会の一面を覗いてみよう。

最初の京城居留民団の議員選挙は1906年10月に行われた。居留民社会では、東部有志者会、西部有志者会、同志会などが創立され、各々の議員候補を発表していた(【表 2-6】)。当時、京城の有権者は約660名、投票に臨んだ人は500人程度であった⁽⁵⁸⁾。当選者は中村再造、和田常市、山口太兵衛、森勝次ら20名であったが、彼らは1880年代に京城に入った「草分け」的人物であり、貿易・呉服店を営む商人であった。議員の多くは日清戦争・日露戦争前後に質屋経営又は不動産価格の高騰によって富を蓄積した人物であり、そうした経験は居留民社会で「成功談」として語られていた⁽⁵⁹⁾。

居留民団設立後の最初の選挙であったせいも異常な選挙熱をみせており、京城では投票を条件に商売の取引を要求するシーンもみられた⁽⁶⁰⁾。群山では、「始めて国家の認めた自治制度の初舞台に乗り出して、議員となって其の榮譽に与らんと有象無象争ひ立て候補者の名乗を上げたから、恰も雨後の筍子の如く簇々として頂背

⁽⁵⁷⁾ 統監府地方部『民団制度実例』、1908年、「居留民団法施行規則」。

⁽⁵⁸⁾ 『朝鮮新報』、1906年9月19日、「議員選挙期日の確定」。『朝鮮新報』、1906年10月9日、「京城選挙模様」。

⁽⁵⁹⁾ 『朝鮮』1909年9月号、69～70頁、「成功談」。『朝鮮及満州』1917年4月号、148～151頁、「京城の成功者昔物がたり」。

⁽⁶⁰⁾ 『朝鮮新報』、1906年10月8日、「京城選挙の彙報」。

相次いで、遂鹿界の賑はしきこと前代未聞であった」という⁽⁶¹⁾。

同時に民団民長の選挙も行われ、圧倒的な票差で熊谷瀬太郎が当選した⁽⁶²⁾。当時、京城居留民団では議員・吏員・小学校新築担当技手による汚職事件が相次いでいた。居留民団内部でも従来の弊風を一掃しようとの動きが存在するなかで、元警察官である熊谷が当選したのである⁽⁶³⁾。これに先立ち、1903年に専任民長として中井喜太郎が招聘されたことも、居留民団における変化の第一歩であった。以前は滞在歴が長い人物が世話掛りとして議員や民長を務めていたが、この頃になると地方行政に関する知識と経験を有する人物が必要とされていた。これは、居留地の成長による社会的要求であった。

【表 2-6】 1904年～1906年の京城居留民会議員当選者

1904年 (定員16名)	1905年 (定員16名)	1906年京城居留民団議員				
		(定員20名)	入京	出身県	所属	職業
中村再造	中村再造	中村再造	1885年	福岡	東部	貿易商
和田常市	和田常市	和田常市	1885年	大分	西部	貿易商
山口太兵衛	山口太兵衛	山口太兵衛	1885年	鹿児島	西部	呉服商
鷹取虎次郎	鷹取虎次郎	鷹取虎次郎	1893年	兵庫	東部	畳製造商
貞島品吉	貞島品吉	貞島品吉	1895年	佐賀	東部	菓子製造業
関繁太郎	関繁太郎	関繁太郎	1887年	佐賀	東部	貿易商
増田三穂	増田三穂	増田三穂	1896年	福岡	西部	家具商
曾我勉	曾我勉	曾我勉	1895年	東京	西部	土木建築業
菊田真	梶原末太郎	梶原末太郎	1887年	大分	東部	貿易商
依田陸次郎	秋吉富太郎	秋吉富太郎	1887年	福岡	西部	金物商
城六太	濱野徳次郎	濱野徳次郎	1887年	東京	東部	元外務省書記・雑貨商
前田熊市	阪井義明	阪井義明	—	佐賀	東部	—
江口虎次郎	中島司馬之介	中島司馬之介	1894年	佐賀	西部	元新聞記者、農業
進辰馬	田代宗四郎	進辰馬	1894・5年	福岡	西部	雑貨商
江川文吉	大坪文吉	釘本藤次郎	1895年	佐賀	東部	金物商
淵上貞助	淵上貞助	森勝次	1885年	福岡	西部	貿易商
		古城管堂	1903年	大分	東部	元医者・実業家
		酒井政平	—	山口	東部	米穀・酒類商
		田中常次郎	1893年	東京・和歌山	—	貿易商・御用達
		三好和三郎	1899年	大阪	西部	貿易商・両替

出典 京城居留民団役所編『京城発達史』、1912年。京城府編『京城府史』第2巻、1936年、975～976頁。所属は『朝鮮新報』1906年10月3日・4日の候補推薦広告による。職業は、中田孝之介編『在韓人士名鑑』木浦新報社、1905年。鈴木庸之助編『日韓商工人名録』実業興信所、1908年。『朝鮮紳士録』京城新報社、1909年。川端源太郎『朝鮮在住内地人実業家人名辞典』第1編、朝鮮実業新聞社、1913年より整理。

注 不明あるいは確定できない場合は「—」をもって表示した。入京年度・出身地が確定できない場合は併記し

⁽⁶¹⁾ 保高正記・村松祐之『群山開港史』、1925年、125頁。

⁽⁶²⁾ 『朝鮮新報』、1906年11月1日、「京城民長選挙の結果」。

⁽⁶³⁾ 『朝鮮新報』、1906年10月5日、「京城の選挙大勢」。『朝鮮新報』、1906年11月13日、「京城民団役所の紊乱(一)」。

た。

第4節 統監府の居留民政策の変化との対応

第1項 居留民団をめぐる環境の変化

居留民団法の制定後、居留地設定の意義が問われていた。実質において、日本人は居留地に拘束されず、朝鮮のどこにも居住が可能であったからである。今後居留地をどのように処理するのかについて、統監府・理事庁において議論が始まっていた。まず、議題となったのは、居留民団法の実施区域であった。仁川理事官の信夫淳平は、事実上内陸まで開放された以上、居留地制度が無意味になった点に触れ、居留地の将来について次のように述べていた。

既ニ居留民団法ハ施行セラレ之ニ依リ民団ハ一定ノ地区内ニ住居スル帝国臣民其者ヲ以テ組織ノ直接ノ基礎トナシ。居留地ナルモノハ其拘泥スル所ニ非サルヨリ推スモ将タ又土地建物証明規則ノ施行ニ依リテ間接ニ広ク内地ヲ開放シ一般外国人ノ土地所有権ヲ容認セル現状ヨリ考フルモ居留地ノ制度ハ既ニ存^レ在^ルノ理由ヲ失ヘルモノニシテ其存在ハ今日最早無意味ナリ。現下日本居留地ハ勿論清国居留地各国居留地其他十韓里以内ノ雑居地ハ悉ク我居留民団ノ実施区域ニ編入セラレ此施行区域内一帯ノ地ニ於ケル道路衛生其他公共事業ヲ或程度マテ団ノ経費ヲ以テ施設シ苟モ本邦人ノ利益ニ関スル施設経営ナルニ於テハ其租界外ナルト各国居留地ナルト将タ清国専管居留地ナルトヲ問ハス之ヲ等閑ニ附スヘキニ非サルナリ⁽⁶⁴⁾。

居留民団法の適用範囲が拡散することを予想した信夫は、「現下ノ居留地制ハ追フテ之ヲ廢シテ之ヲ韓国地方組織ノ一部ニ編入」されると予測していた。廃止後には、「外国人ニ対シテハ地方公費ヲ負担セシメ我民団ヲシテ恰ク公共施設ノ任ニ当ラシメ依テ以テ我行政ノ統一ヲ期スル」ことを主張していた。信夫は、居留民団を中核とする地方行政の改編を構想していたのである。また、この文面からは統監府内で外国人居留地撤廃後の地方行政についての議論が始まっていたことが推測される。

⁽⁶⁴⁾ この意見書は、1907年秋に行われた理事官会議における信夫の発言を文書化したものである。ルビは原文のままである。朝鮮総督府外事局「居留地関係書類(明治四一～四三年 九括)」(韓国国家記録院所蔵、管理番号：CJA0002262)、1908年2月10日、仁川理事庁理事官信夫淳平より統監代理副統監曾禰荒助宛の機密第7号、「仁川ニ於ケル居留地制ノ状況及将来」。

第2項 官民の間における反目

統監府・理事庁では居留民の存在をどのように位置づけていたのでしょうか。1906年11月に三浦彌五郎京城理事官は、熊谷京城民長の園遊会において、日韓両民の一致協力を求める趣旨の演説を行っている。三浦は、日韓両国は日韓協約により「一身同体の働き」を為しており、「日本居留民は京城市政の顧問となり率先して居留地の発展に実果を納めんこと」を希望すると述べていた⁽⁶⁵⁾。この演説を文面通りに解釈すると、居留民には植民地経営の模範的存在としての役割が設定されていた。

居留民の存在を統監政策の担い手として位置づける当局の方針は、居留民団に対する監督強化と裏表の関係となっていた。その一歩は、「居留民団法施行規則」の改正(1908年5月15日統監府令第15号)として表れた。議員被選挙権に制限を設けた第17条における「官吏」という条項は、「理事庁ノ官吏及居留民団吏員」に改正された⁽⁶⁶⁾。これによって、統監府官吏が居留民団議員になる道が開かれることになる。

続いて、再び同規則が改正され(1908年7月22日統監府令第23号)⁽⁶⁷⁾、居留民団民長の官選化がなされた。既存の「民長ハ居留民会ニ於テ之ヲ選挙シ統監ノ認可ヲ受クベシ」という公選制度は⁽⁶⁸⁾、「民長ハ統監之ヲ任免ス」と改正された⁽⁶⁹⁾。任期2年の条項は削除され、当局が任命した民長が長期間民長になることが可能となった。民長の官選制は、居留民との事前協議なしに、一方的に行われた措置であった。

統監府の一連の措置に対して、京城・釜山・群山・木浦の居留民団は反対声明を発表し、反対姿勢を明確にした⁽⁷⁰⁾。言論界でも、居留民自治の精神を破壊する行為として批判の声が上がった⁽⁷¹⁾。雑誌『朝鮮』の編集長積尾春苧は、「官尊民卑の弊風」、「統監府の干渉圧制政策」、「伊藤統監の韓国本位主義政策」を槍玉に挙げ、統監政治に批判を加えていた⁽⁷²⁾。次はその一部である。

官吏口を開けば曰く、在留民は畢竟出稼的人物なり、ゴロ的人物なり、今日相当の財産を蓄へ相当の位地を有するものも、二十年若しくは十年以前迄は赤裸々の徒のみ、素養無く、品格無く、只多少冒険心に富めるもの、韓人の無智に乗じて奇利を博したる僥倖者たるに過ぎず……然して伊藤統監として来任するや、到処に於て在留民を浮浪人呼ばけりし、眼中に在留民を置かざるの態度を示したるを以て、上の風下之より

⁽⁶⁵⁾ 「熊谷民長園遊会」『朝鮮新報』、1906年11月25日。

⁽⁶⁶⁾ 統監府『公報』、1908年5月16日。

⁽⁶⁷⁾ 統監府『公報』、1908年8月1日。

⁽⁶⁸⁾ 吉野勝・吉田英三郎『居留民団法要義』1906年、22頁。

⁽⁶⁹⁾ 統監府地方部『民団制度事例』、1908年5月、7頁。

⁽⁷⁰⁾ 『朝鮮』1908年9月号、7～8頁、「民長官選の統監府令に対する在韓居留民団の叫び」。

⁽⁷¹⁾ 『京城新聞』、1908年7月23日、「民団自治の破壊」。

⁽⁷²⁾ 『朝鮮』1908年9月号、24～31頁、「朝鮮に於ける我官民の反目」。

甚しきものあり、官僚俗吏の輩、益々在留民を軽侮し、統監府員と言はば走卒の輩に到る迄鼻息き荒きを見るに至り、就中理事官なるものは、行政司法の二権を握れるを以て、官等は卑きも人民に対する権勢は他の諸官吏の上に在り⁽⁷³⁾。

ここからは、統監府の設置後に官民の間に緊張・対立関係が生まれていたことが確認できよう。1908年9月には民長官選化に反対する「官選撤廃期成同盟会」(以下、期成同盟会と略す)が組織された。日本人社会から賛同を受け、第一回の総会ではかなりの会費が集まったという⁽⁷⁴⁾。同盟会が設立された時期は、居留民団選挙を控えていた時期であり、民長官選化は選挙運動の重要な論点になっていた。京城内では期成同盟会、革新同志会、中央組合、京城公民会などの派閥が結成され、各々推薦候補を公表していたが、その中でも反対運動を展開している期成同盟会候補の当選が予想されていた。

同年10月に選挙が行われ、【表 2-7】にみられる人物が当選した。当選議員20名の内15名は期成同盟会の候補者であり、居留民の多くが官選撤廃を支持していたことがうかがえる。期成同盟会の候補が得た票は、全体の約73%を占めていた。その他は期成同盟会と対抗する革新同盟会等を支持しており、その多くは官吏であったと推測される⁽⁷⁵⁾。規則改正後に統監府官吏が議員になった例はなく、以前と変わらず議員の20名のうち、16名は商人であった。

【表 2-7】 1908年10月京城居留民団議員当選者(得点順)

氏名	得点	所属	出身県	入京年度	職業
中村再造	533	同盟	福岡	1885年	貿易商
山口太兵衛	496	同盟	鹿児島	1885年	呉服商
和田常市	449	同盟	大分	1885年	貿易商
古城管堂	402	同盟	大分	1887年	実業家
梶原末太郎	98	同盟	大分	1887年	貿易商
釘本藤次郎	381	同盟	佐賀	1895年	金物商
関繁太郎	379	同盟	佐賀	1887年	貿易商
森勝次	337	同盟	福岡	1885年	貿易商
中島司馬之介	33	同盟	佐賀	1894年	農業
曾我勉	328	同盟	東京	1895年	土木建築請負業
菊池謙讓	458	同盟	熊本	1893年	言論人・教育家
前田熊市	399	同盟	佐賀	1895年	陶器商
城六太	382	同盟	熊本	1895年	質屋・土木
石井新	346	同盟	大阪	—	衛生業
田中始一郎	317	同盟	福岡	1893年	時計商

⁽⁷³⁾ 同上、25～26頁。

⁽⁷⁴⁾ 『京城新聞』1908年9月27日、「官選撤廃期成同盟会」。

⁽⁷⁵⁾ 『京城新聞』、1908年10月9日、「議員総選挙」。『京城新聞』、1908年10月10日、「一昨夜の民団役所」。

秋吉富太郎	537	革新	福岡	1887年	金物商
林田金次郎	485	革新	長崎	1894年	雑貨商・両替
大村保太	370	革新	熊本	1904年	質商
皆川広済	329	革新	東京又は神奈川	1905年	弁護士
松永達次郎	326	革新	長崎	—	貿易商

出典 『京城新聞』1908年10月10日。京城府編『京城府史』第2巻、976頁。『在韓人士名鑑』木浦新報社、1905年。鈴木庸之助編『日韓商工人名録』実業興信所、1908年。『朝鮮紳士録』京城新報社、1909年。『朝鮮在住内地人実業家人名辞典』第1編、朝鮮実業新聞社、1913年より整理。

注 同盟は「民長官選撤廃同盟会」、革新は「革新同志会」を示す。不明あるいは確定できない場合は「—」をもって表示した。出身地が確定できない場合は併記した。

各地の居留民団では官選化反対の陳情活動を行い⁽⁷⁶⁾、同年11月には居留民会議員の代表者が伊藤統監に陳情書を提出したが、回答は得られなかった。この状況に屈せず、居留民団では帝国議会の代議士を対象にロビー活動を行い、衆議院に改正法案を提出させるに及んだ⁽⁷⁷⁾。1909年2月16日に衆議院議会において、大内暢三議員は「在韓同胞ハ我国権拡張ノ索困者デアル、功勞者デアル、而シテ今日ニ至ッテハ統監官吏ノタメニ無能者ト呼バレ、無教育者ト喚バレ、剩ヘ此官選民長令発シテ置イテ、我自治制ヲ攪乱セラレ」と批判し⁽⁷⁸⁾、公選制度への復帰を主張した。このような本国への活動にもかかわらず、民長官選制はその後も維持される。

第3項 京城・龍山居留民団の合併

居留民団に対する統監府の方針がうかがわれるもう一つの事例は、京城・龍山居留民団の合併問題である。龍山に日本人の移住が始まるのは、1887年前後であり、総代役場を経て居留民団が設立されるのは、1907年9月である。当時人口は約3千人であり、京城居留民団に合併される直前の1910年5月には人口1万人を超えていた。鉄道駅を中心に日本人市街地を形成していた。

京城と龍山は地理的に近く、合併問題は龍山居留民団の設立から議論された。当初、合併策を公に持ちだしたのは京城理事官の三浦であった⁽⁷⁹⁾。合併問題は、1908年11月頃から本格的に議論されるが⁽⁸⁰⁾、実際合併が決定されるのは1910年7月である。合併に至るまで時間がかかったのは、龍山居留民の反発があったからである。

⁽⁷⁶⁾ 一方、反対運動に消極的な居留民団もあった。大邱府編『大邱民団史』秀英舎、1915年、25頁。前掲書、『仁川府史』、712頁。『朝鮮新報』、1909年4月11日、「仁川市民の奮起(続)一築港期成大会、飽迄素思を貫く」。

⁽⁷⁷⁾ 『京城新報』1909年2月9日、「民長官選問題」。『京城新報』、1909年2月18日、「民団法の建議」。『朝鮮』1909年3月号、9頁、「民長官選問題と帝国議会」。

⁽⁷⁸⁾ 『帝国議会衆議院議事速記録』23、東京大学出版会、1980年、135頁。

⁽⁷⁹⁾ 『朝鮮』1908年12月号、96頁、「風聞録」。

⁽⁸⁰⁾ 『京城新聞』、1908年11月21日、「京龍民団合併に就き」。

合併の噂が広がると龍山居留民団議員と有志者は大会を開き、合併に絶対反対することを決めた⁽⁸¹⁾。龍山居留民団側は、合併による居留地賦課金の引き上げを懸念していた。統監府はその意見を受け入れ、合併説は一時中止となる⁽⁸²⁾。

1910年2月頃から龍山居留民団はその方針を変え、合併問題を再検討するようになる。龍山居留民団では、小規模による居留民団経営の限界を認め、合併による利益を考慮するようになる⁽⁸³⁾。龍山居留民団の方針転換により、合併問題は急ピッチで進められ、三浦理事官は両居留民団の民長と議員を理事庁に招待し、協議会を開催した⁽⁸⁴⁾。いっぽうの京城居留民団では、合併賛成論と反対論が拮抗していた。この賛否論は、龍山に土地を所有しているか否か、京城のどの地域に住んでいるかなど個人の利害関係によるものであったと思われる。

結局、1910年6月24日に統監府告示第130号をもって両居留民団の合併は公表された⁽⁸⁵⁾。この結果、龍山居留民団は京城側に編入され、一切の権利・義務は京城居留民団に継承された。隣接する二つの居留民団を統合し、財政的無駄をなくすという理由があり、本国の町村合併とも通じるところがあった。統監府は徹底した居留民統制策を施行していおらず、居留民社会の動向を観察しながら、干渉の度合いを強めていた。

第4項 居留民社会における派閥形成

統監府が官選化を断行した理由に関しては、朝鮮人にも同等な選挙権・被選挙権を与えなければならないという統監府内の認識があったという解釈がある⁽⁸⁶⁾。しかし、この石塚英蔵総務長官代理の発言は、日本人社会の反対世論を沈静化させるためのものであり、民長官選化に至った要因であるとは言い難い。この発言は、日本の外国人居留地撤廃の経験を活かした形で、韓国における外国人居留地撤廃に関する議論が1908年時点で統監府内に存在したことを語っているとみるべきであろう。

官選化の理由について、統監府は経費の節約問題と選挙時の派閥形成の問題を挙げていた⁽⁸⁷⁾。経費節約と

⁽⁸¹⁾ 『朝鮮』1908年12月号、94頁、「時事日誌」。

⁽⁸²⁾ 『京城新聞』、1908年12月19日、「合併反対上伸」。

⁽⁸³⁾ 『京城新報』、1910年2月22日、「京龍合併の再発」。京城府編『京城府史』第2巻、1048頁。

⁽⁸⁴⁾ 『京城新報』、1910年4月12日、「京龍合併と理事官」。

⁽⁸⁵⁾ 統監府『公報』(号外)、1910年6月24日。

⁽⁸⁶⁾ 木村健二『在朝日本人の社会史』未来社、1989年、78頁。これが根拠としている石塚の発言は次のとおりである。「朝鮮に於ける自治的機能は頗る幼稚にして民長選挙の競争は小さき日本人社会の秩序を破り…韓地に於ては治外法権撤去さるる期も余り長からざることと思ふ。其際は居留民長なんかは無くなりて京城を初め各地其日韓両民を支配すべき市長を置かるるに至るであらう。其際は是非共官選で無くてはならぬから、先づ其前準備と考へて善かろう」『朝鮮』1908年9月号、63頁、「石塚総務長官代理を訪ふ」。

⁽⁸⁷⁾ 『朝鮮』1908年9月号、29頁、「朝鮮に於ける我官民の反目」。

は、統監府官吏が居留民会の議員又は民長に当選した場合は、無給にすることが可能であったからである。また、居留民社会における派閥形成に関しては、「当時の民団議員は兎角郷党を結び勢権争奪に流れること多く、民長選挙に際しては徒に紛擾を醸し、其の情弊は延いて民団の施政を阻害すべき状態」との記述からうかがえるように、派閥形成の状況は日本人社会の安定を乱す要因となっていた⁽⁸⁸⁾。つまり、官選化の背景は、「朝鮮に於ける自治的機能は頗る幼稚にして民長選挙の競争は小さき日本人社会の秩序を破り」⁽⁸⁹⁾という記事に注目すべきである。このような認識は、統監府書記官の児玉秀雄が帝国議会の改正法律委員会で行った答弁からも確認できる。

韓国在留の邦人は古くより在住せし者と新来せし者とありて自然に感情の面白からざるものありしを以て初め五年間に試験せし民選の方法を廃し官選となしたるなり。当時新義州大邱の如き民長選挙の為に紛擾を惹起数日職を休みたりと云ふことさへありたり。是れ民選の弊にあらずして何ぞ。其の後元山新義州大邱等に於ける官選民長は人民の折合も総て宜しく好成績を収めつつあり。又本会議の際提出者は法律の不備に乗じて官選となしたるものと言はれたれども決して然る事無し。又統監府は居留民を圧迫したりと言はれたれども統監府に於ては人民の便利を計り改良をこそ力むるも圧迫せし事無し云々⁽⁹⁰⁾。

また、児玉は委員会で「原則上民選を不可とする訳にあらず適當の時機に到らば之を民選に復するも亦可なりと信じ居れり」と答えるなど暫定的な措置であると説明していた⁽⁹¹⁾。結局のところ、当時議会の多数議席を占めていた伊藤博文の政友会は反対を堅持し、改正案に対する議員からの賛成は得られなかった。これにより、官選化問題は一段落した。

その後、民長官選化撤廃運動が再燃するのは、1909年11月に熊谷民長が任期満了で辞任する時であった。三浦理事官は和田議長を通して、居留民団議員に適任者を推薦するよう求めた⁽⁹²⁾。居留民会において選出された複数の推薦者から民長を決めるという折衷案であったが、この措置は居留民社会の世論を考慮したものであった。京城居留民団では協議会を開き、古城管堂、菊池謙讓、和田常市の3名を推選した。これを受け、統監府では古城管堂を民長として選定し、辞令を発布することになる⁽⁹³⁾。この決定は、統監府に批判的な菊池謙讓のよう

⁽⁸⁸⁾ 京城府編『京城府史』第2巻、1936年、800頁。

⁽⁸⁹⁾ 『朝鮮』1908年9月号、29頁、「朝鮮に於ける我官民の反目」。

⁽⁹⁰⁾ 『京城新報』、1909年2月26日、「民長官選問題」。

⁽⁹¹⁾ 『京城新報』、1909年3月14日、「民団長民選案」。

⁽⁹²⁾ 『京城新報』、1909年11月8日、「民長後任の選定」。

⁽⁹³⁾ 『京城新報』、1909年12月5日、「京城民長の任命」。古城管堂は帝国大学医科大学出身の元医者で、1887年に仁

な言論人より、統監府に協力的な人物が選定された結果に他ならなかった。

いっぽう、民長官選化をめぐるのは、階層によって温度差がみられる。居留民団議員、期成同盟会の会員、言論人などが反対運動に積極的であった。一般の居留民にとって官選化の問題は、植民地における現実とかけ離れた世界であった。この現象は、当時の言葉を借りれば、居留民社会における「出稼ぎ根性」の社会風潮と関連がある。新天地に渡航した一般民衆にとって経済的に成功を収めることは現実的な目標であった。居留民社会における「成功談」の流行も、この流れで理解できよう。このような風潮に対し釈尾は、「在韓邦人たるもの今少しくパン以上の問題に対して多少の努力と犠牲を払ふ気風を養成せずんば終にヨボ化する懸念あるを忘るべからず」と批判していた⁽⁹⁴⁾。政治問題に関心を持ち対応しないと朝鮮人と同様になってしまうという警告であったが、居留民の「出稼ぎ根性」は植民地文化の問題点としてしばしば批判の対象となっていた⁽⁹⁵⁾。

第5節 「韓国併合」後の居留民団解散への道

第1項 居留民団の処理問題

1910年8月29日に「韓国併合ニ関スル条約」が公布された。前日の8月28日の『京城新報』には「日韓関係の復古」、「時局経過の詳報」の記事が載せられた⁽⁹⁶⁾。併合に対して、「半島問題の解決」、「時局の解決」として受け止め、歓迎していた⁽⁹⁷⁾。古城居留民長と和田居留民会議長は、代表として統監官邸を訪問し、感謝・祝意の弁を述べている⁽⁹⁸⁾。

併合は居留民の念願であったが、「併合」と矛盾する居留民団の存在意義が問われるようになる。統監府は、居留民団と外国人居留地に対して現状維持の措置を採った。1910年8月29日に「朝鮮ニ於ケル法令ノ効力ニ関スル件」(制令第1号)が公布され、居留民団法及び同施行規則を暫定的に有効とする措置がとられた。また、統監府は訓令を出し、居留民団は「今俄ニ之ヲ廃止スルニ便ナラサル事情アルニ由リ暫ク其ノ存在ヲ認め将来ニニ代ルヘキ地方制度ノ完成ヲ待テ其ノ整理」を行うと公表された⁽⁹⁹⁾。各国・清国居留地ニ関しても警察事務を除くほ

川公立病院長に招聘され、居留地の衛生事業に携わった人物である。1903年に再び渡韓し、民団議員、東洋生命保険会社取締役などを歴任した。川端源太郎『朝鮮在住内地人実業家人名辞典』第一編、朝鮮実業新聞社、1913年、185～186頁。

⁽⁹⁴⁾ 『朝鮮』1909年3月号、9頁、「民長官選問題と帝国議会」。

⁽⁹⁵⁾ 同上。『朝鮮』1909年4月号、55頁、「朝鮮問題は在韓邦人にて解決せざるべからず」。

⁽⁹⁶⁾ 『京城新報』、1910年8月28日。

⁽⁹⁷⁾ 『京城新報』、1910年8月30日・9月1日。

⁽⁹⁸⁾ 『京城新報』、1910年9月3日、「民長の統監訪問」。『京城新報』、1910年9月3日、「活気ある京城民会」。

⁽⁹⁹⁾ 『朝鮮総督府官報』、1910年8月29日、統監府訓令第16号。

かは当分のうち従前の例によることが規定された(制令第2号)。統監府に代わり朝鮮総督府が設置された後には、居留民団の監督官庁にも変化が生じた。同年9月30日には勅令第354号の「朝鮮総督府官制」が出され、居留民団に関する業務は統監府総務部地方課から、総督府内務部地方局に移管される。また、勅令第357号の「総督府地方官官制」により、居留民団に対する監督権は理事庁から府庁に移転された⁽¹⁰⁰⁾。

当時の11ヶ所の居留民団は、「外国の領土内に設置された属人的行政機関」としての性格を持ち⁽¹⁰¹⁾、当局は併合とともに解散されるべき存在として認識していた。寺内総督が作成した「併合案」においても、居留民団法は「併合と同時に、朝鮮に於て適用を失ふものとす」とされていた⁽¹⁰²⁾。ところが、植民地朝鮮における地方制度の整備、とりわけ各国・清国居留地の撤廃問題と一緒に処理されることになった。1910年9月7日に、「居留民会議員ハ其ノ任期満了スルモ引続当分ノ内在任スルモノト見做ス」との布達(統監府令第57号)がなされ、10月に予定されていた議員選挙は一時期中止になる⁽¹⁰³⁾。総督府外事局は、1911年から1912年にかけて居留民団の状況、外国人居留地に関する現状調査を行った⁽¹⁰⁴⁾。

第2項 居留民社会の陳情活動

選挙後に居留民会が開かれると、議論の焦点は居留民団の将来に向けられた。居留民会では総督府に答弁を要求したが、「民団制の将来に就ては何等要領を得」ない状態であった⁽¹⁰⁵⁾。居留民団の解散に関しては、「日鮮両民を混治せんとするは五十年後に於て行はるべき理想を直ちに現実せしめんとするもの其大早計たるや素より論なきこと」であるとの新聞論説や、「朝鮮人との面なり洞なりの自治機関と同一に取扱ふことは到底不可なればなり」という居留民団廃止尚早論が主流であった⁽¹⁰⁶⁾。次は、京城居留民団民長古城菅堂が寺内総督に提出した陳情書である。

朝鮮既ニ帝国ノ版図ニ入りタル以上現行居留民団ナル名称モ自ラ無意義ニ帰スルト同時ニ今後ノ下級行政ニ於テ母子国民ノ関係ヲ如何ニスヘキヤハ当面考慮ヲ要スヘキ問題タラサルヲ得ス。今日ノ朝鮮人ハ其政治的能力ノ程度ニ於テ在留母国民ヲ距ルコト素ヨリ遠シ。随テ母国市町村制ノ如キ自治制度ヲ施行スル

⁽¹⁰⁰⁾ 『朝鮮総督府官報』、1910年9月30日。

⁽¹⁰¹⁾ 前掲書、『居留民団の研究』、2～4頁。

⁽¹⁰²⁾ 『寺内総督関係文書』、頁。徳富猪一郎『素空山縣公伝』山縣公爵伝記編纂会、1929年、196頁。

⁽¹⁰³⁾ 統監府令第57号。『朝鮮総督府官報』、1910年9月7日。『京城新報』、1910年9月7日、「議員選挙の中止」。

⁽¹⁰⁴⁾ 朝鮮総督府外事局「居留地関係書類」(韓国国家記録院所蔵、CJA0002272)。朝鮮総督府外事局「居留地関係書類(民団関係調査ノ分)」(CJA0002273)。朝鮮総督府外事局「各国居留地ニ関スル取調ノ件」(CJA0002274)など。

⁽¹⁰⁵⁾ 『京城新報』、1911年2月11日、「京城新民会」。

⁽¹⁰⁶⁾ 『京城新報』、1910年11月23日、「総督府と民団」。『朝鮮』1911年7月号、7頁、「時事:民団の存廢如何」。

時期ニ達スル迄ニハ前途尚歲月ヲ要スヘシ……今全然其ノ程度ノ異ナル二個ノ人民ヲ行政上一様ニ遇スルコトハ却テ煩累ヲ後日ニ胎スノ憂ヒアリ。権利ヲ愛好スルハ文明人ノ至情ナリ。我等在留民タルモノ徒ニ同化ノ名ノ下ニ従来ノ歴史ト既得ノ権利財産ヲ挙ケテ政治上程度ヲ異ニスル者ト同格ニ遇セラルルカ如キハ所謂文明ヲ以テ未開ニ流入スルモノ到底耐ユル処ニアラサルナリ。要スルニ政治上待遇ノ分カルル処ハ人民ノ能力如何ニアリ。其能力ニシテ優劣アラバ同一国民タリトモ政治上其待遇ニ等差ヲ設クルヲ妨ケス。是レ世界殖民政策ノ吾人ニ教ユル処願クハ多年立憲政治下ニ生息シ権利ノ感念ニ強ク自治ノ能力アル我々在留母国民ノ為ニ現行居留民団制度ニ代ハルヘキ完全ナル自治制度ヲ設ケラレンコトヲ京城居留民会ノ決議ニ依リ奉陳情候也⁽¹⁰⁷⁾。

居留民団制度の廃止には理解を示しながらも、民族別の行政を要求している。その理由として挙げられているのは、日本人と朝鮮人との間における政治的能力や文明度の差であった。居留民社会は民族別の行政を維持し、朝鮮人と同様の行政に置かれることに懸念を示していた。最後には居留民団に代わる新しい「自治」制度への希望が述べられている。

その後、1912年3月に京城居留民会に陳情委員会が設置され、陳情書が採択された⁽¹⁰⁸⁾。この陳情書の冒頭には「鮮満方面ニ我移民ヲ集中スルコトハ帝国本来ノ国是」であることが想起されていた。移住者に十分な権利・利益を与え、「父母ノ国ヲ去リ骨ヲ鮮土ニ埋ムルヲ甘ンセシメサルヘカラス」との主張がなされている⁽¹⁰⁹⁾。京城居留民団民長の古城菅堂は、寺内総督官邸を訪問し、その旨の建議を行った⁽¹¹⁰⁾。

京城以外の地域でも陳情活動が行われた。平壤居留民団民長の熊谷直亮はその陳情書において「抑新附鮮民と我が在留母国民と相比して其智識の懸隔せる風俗習慣の相異せるは何人も異議なかるへし」と述べ、「政治

⁽¹⁰⁷⁾ 「外務省記録」3-12-2-36「韓国各地各国居留地規則制定一件」、1913年10月6日、京城居留民団議員より外務大臣牧野伸顕宛の請願書、「朝鮮居留民会廃止ニ関シ京城居留民団長ヨリ請願ノ件」の附属書。

⁽¹⁰⁸⁾ 『朝鮮新聞』、1912年3月16日、「民団廃止と建議」。

⁽¹⁰⁹⁾ 「民団法ノ適用ト其施行規則ニシテ既ニ廃スヘキ性質ヲ有スルニ於テハ之ヲ廃スル固ヨリ妨ケス。唯タ廃止以降之ニ代ルヘキ新制度ニ就テハ予メ直接ノ利害關係ヲ有スル民団ニ諮問セラレンコトヲ請フ。…現制廃止以降ノ新制に至ツテハ帝国本土ノ現行市町村制ニ比シテ一段完備セル自治制度ヲ帝国本土ヨリ来レル住民ニ対シテ特ニ施設セラレンコトヲ望ム。竊カニ思フニ鮮満方面ニ我移民ヲ集中スルコトハ帝国本来ノ国是也。随テ朝鮮全道ノ経済的開發ハ我当局者カ現ニ執レル産業政策ノ主眼ニシテ之カ遂行ノ任務ハ須ラク母国ヨリ来レル住民ニ期セサルヘカラス。大ニ移住ノ進展ヲ望マハ之ヲ帝国本土ニ在ルニ比シテ充分権利ト利益ヲ享受セシメ以テ奮ツテ父母ノ国ヲ去リ骨ヲ鮮土ニ埋ムルヲ甘ンセシメサルヘカラス」同上。外務省記録3-12-2-36「韓国各地各国居留地規則制定一件」、1913年10月6日、京城居留民団議員より外務大臣牧野伸顕宛の請願書、「朝鮮居留民会廃止ニ関シ京城居留民団長ヨリ請願ノ件」の別紙。

⁽¹¹⁰⁾ 『朝鮮新聞』、1912年3月26日、「自治制問題陳情」。

思想の劣等なる鮮民」と同一の行政制度に置かれることに反対した⁽¹¹¹⁾。また、「新附民同化なる美名に捕はれ」と批判した。ただ、地域によっては多少温度差もみられる。総督府内務部地方局長の小原新三によると、大邱居留民団は積極的に反対運動に参加せず成行きを観察する態度であったという⁽¹¹²⁾。仁川居留民団も消極的であったが、総督府に築港工事を請願していた仁川の居留民社会では、公に反対運動を展開するのは難しかったのであろう。

第3項 「府制」—新しい地方制度

居留民団の処理と新しい地方制度に関しては、朝鮮総督府、本国の拓殖局と法制局の三者の間で議論が交わされていた⁽¹¹³⁾。1912年9月には総督関係者、拓殖局、地方行政の専門家が参加するなかで、新しい地方制度が審議されていた⁽¹¹⁴⁾。当初は三つの案が存在し、それは①総督府取調局の原案に総督官房総務局および拓殖局が修正を加えた案、②総督府官房外事局長の小松緑の案、③朝鮮総督府内務部の案であった⁽¹¹⁵⁾。主要な論点は、教育事務をどの機関が担当するか、諮問機関の参与をどのように選定するかなどにあった。結果的には、日本人教育を処理する組合を設ける、第3案の総督府内務部の案が採択される。

居留民関連の内容を要約すると、①1912年内に居留民団制度を廃止する、②居留民の教育部門は学校組合が担当し、衛生事業は相当の官庁に移管する、③その他の事業は府に引き継がれる、④日本人と朝鮮人合同の諮問機関を設置する、との4点に整理することができる⁽¹¹⁶⁾。この決定に基づいて「府制ノ要領」が作成され、後の外国居留地撤廃の交渉にも活用されている⁽¹¹⁷⁾。

⁽¹¹¹⁾ 1913年10月に平壤居留民団民長が寺内総督に提出した陳情書である。「一、政治思想の劣等なる鮮民と同一制度の下に羈束するは文明を退化せしむる所以にして識者の事にあらず。二、旧来鮮人は悪政の結果と事大思想に執着せる卑屈心とに依り慣れ易く親むへからざる民族なるは彼等か経過したる歴史に徴して明瞭なる所なり…」平壤民団役所編『平壤発展史』民友社（東京）、1914年、63～64頁。

⁽¹¹²⁾ 「日本人会は学校組合に引直されたるもの、引直さんとしつつあるもの及び学校組合たることを欲せざるもの（大田）等あり。大邱は其の民団たるに拘らず必ずしも永く自治団体たらんことを熱心に希望するものに非ざるが如し。蓋し従来民団として他の如く多くの事業を為しつつあるものに非ざればなり」。小原新三『草をむしる』、1942年、151頁。大邱府編『大邱民団史』秀英舎、1915年、22・25頁にも同様の記述がみられる。

⁽¹¹³⁾ 『京城新報』、1911年8月27日、「民団制と調査難」。

⁽¹¹⁴⁾ 専門家として、法律学者である穂積陳重・一木喜徳郎が参加している。以下、府制案に関しては、「府制案関係書類」（韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0002541）。

⁽¹¹⁵⁾ 3つの案は、前掲書、『植民地朝鮮の地方制度』、143～155頁に活字化されている。

⁽¹¹⁶⁾ 同上。『朝鮮新聞』、1912年8月16日、「民団廃止案決す」。同、1912年8月20日、「民団廃止後の組織」。同、1912年9月21日、「民団廃止と当局」。

⁽¹¹⁷⁾ 居留地撤廃をめぐる外国領事と交渉の際には、英文「epitome of fu(prefecture) system」に訳されている。朝鮮総

この決定に対し、各地の居留民団代表者は1912年9月21日～22日にかけて議員連合会を開催した。この場において、「民団所在地域ニアル内地人ニ対シテ現行民団制度以上ニ完全ナル自治制度ヲ存続施行ス」、「地方ノ情況ニヨリテハ日鮮人合同ノ特別自治制度ヲ施行ス」の2点が議決された。後者の議決は、朝鮮人と共同自治を想定したものであり、ひとつの妥協案であった。朝鮮人が多い地域では、民族共同の自治でも構わないという意見開陳であった。議員たちは9月24日に山縣伊三郎政務総監を訪問し、陳情書を提出し、これは本国の総理大臣や各大臣、拓殖局総裁、法制局長官、貴衆両院議長へ送られた⁽¹¹⁸⁾。陳情書の冒頭には、現在の居留民団の設備や能力が、母国の市町村に比しても遜色がないことが述べられている。次の引用は、陳情書の後半部である。

二十餘萬ノ在鮮母国民ハ民団ノ消滅ト共ニ全然既得ノ権利位置ヲ失ヒ有司專制ノ状態ニ復歸セサルヘカラス……日韓併合ノ趣意ハ遍ナク鮮人ヲシテ一視同仁ノ治ニ浴セシメントスルニアルモ彼等ノ多数ハ依然トシテ依ラシムヘク知ラシムヘカラサルノ民也。与フルニ自治制度ヲ以テスルカ如キハ前途尚歲月ヲ要ス。今彼等ノ眼前ニ於テ独リ母国人ニ大対シテノミ特殊ノ制度ヲ設クルカ如キハ徒ラニ彼等ノ誤解ヲ招キ新附ノ国民ヲ悦服セシムル所以ニアラサレハ或ル時期ニ達スル迄民団制度ノ撤廃ハ政策上已ムヲ得サルナリト由来ノ別ハ民度ノ同シカラサルヨリ起ル。優越ノ民ニハ優越ノ制度ヲ要シ未開ノ民ニハ未開ノ制度ヲ要ス。現ニ日鮮人ノ間ニハ其能力性情習慣ノ遽カニ一致シ難キ懸隔アリ。漠然二者ヲ混淆シテ同一ノ制度ノ下ニ立タシメントスル如キハ公平ヲ銜フテ乱階ヲ招クノ嫌ナシトセス⁽¹¹⁹⁾。

請願書の主旨は、「優越ノ民ニハ優越ノ制度ヲ要シ未開ノ民ニハ未開ノ制度ヲ要ス」という主張に集約的にあらわれている。「一視同仁」を掲げている総督府の意図を問いながら、朝鮮人に日本人同様の自治制度を施すには歳月を要すると述べ、民族別の分離が主張されている。陳情書の最後には、居留民は「単純ナル移民若クハ出稼人ノ種類」ではなく、「大陸経営ノ先駆者」であることを強調し、居留民団解散の不当性を主張していた。

1913年10月に京城居留民団議員が作成した建議書では、植民地における居留民の責務が強調されている。

督府外事局「在鮮外国居留地整理ニ関スル下協議会議事概要参考書類」(韓国国家記録院所蔵、CJA0002269)「外務省記録」3-12-2-58「朝鮮ニ於ケル各国及清国居留地整理一件」第二巻、1913年5月9日、朝鮮総督寺内正毅より外務大臣牧野伸顕宛の官秘第22号、「在鮮外国居留地整理ニ関スル件」の附属書にも同様の資料が収められている。

⁽¹¹⁸⁾ 『朝鮮新聞』、1912年9月25日、「民団聯合会決議」。『朝鮮新聞』、1912年9月25日、「聯合会と統監訪問」。

⁽¹¹⁹⁾ 同上。「外務省記録」3-12-2-36「韓国各地各国居留地規則制定一件」、1913年10月6日、京城居留民団議員より外務大臣牧野伸顕宛の請願書の附属書。外務省記録の日付は1912年11月25日となっているが、新聞・雑誌記事と照らしあわせると、9月が正しいとみられる。

居留民は、「誘導扶掖シテ以テ新附ノ領民カ政治的能力ヲ昂上セシムヘキ責務」を有すると喚起しながら、自治権の存続を訴える論理であった⁽¹²⁰⁾。居留民団の解散が現実となった時期にも、「自治」制度への請願は続いた。

第4項 居留民会議員の構成変化

一時中止になっていた居留民団議員の選挙は、前述の統監府令第57号が1911年1月31日付をもって廃止されることにより、施行にいたる⁽¹²¹⁾。1910年末現在、25歳以上の男性人口約11,000人のうち、有権者はその約半数の5,445人であった⁽¹²²⁾。官民を区分すると、旧京城居留民団地域内は全体4,495人のうち、民間人は2,894人、官吏は1,601人であった⁽¹²³⁾。龍山地域のデータがないため確定はできないが、龍山に鉄道関連の官吏が多かったことを勘案すると、少なくとも全体有権者数の約30～40%は官吏であったと推定される。1910年度の京城の職業統計において官吏の比率は約19%であり、官吏の選挙権獲得率が高いことがわかる。

併合後の選挙運動においても、居住地域、県人会、同業者組合、町会など様々な利害関係による派閥形成が確認できる。居住地域によっては東部・西部・中部・龍山地域に分けられ、該当地域の利益を代弁する候補者選定が行われていた⁽¹²⁴⁾。南大門小学校で行われた居留民団選挙は、議員30人を決める選挙であった。選挙(無記名投票で用紙に10人を書く形式)の結果、中村再造、山口太兵衛、和田常市、曾我勉らの初期の移住者は健在であったものの、全体的にみると議員の世代交代があった。以前の選挙結果と比べると、一番多い得票を得た原勝一をはじめ天日常次郎、高橋章之助は日露戦争後に移住した人物であった。比較的滞在歴が短い新人議員の当選、弁護士や言論人の当選が目立つ⁽¹²⁵⁾。

1913年1月に予定されていた議員選挙は予定通り実施された。居留民団の解散を控えていたにもかかわらず、選挙熱は以前と変わらなかった⁽¹²⁶⁾。県人会や、質商組合・京城医会の同業組合の会合が開かれ、候補者の推薦

⁽¹²⁰⁾ 同上の「外務省記録」3-12-2-36「韓国各地各国居留地規則制定一件」。

⁽¹²¹⁾ 『朝鮮総督府官報』、1910年12月10日、朝鮮総督府令第55号。

⁽¹²²⁾ 『総督府統計年報』(1910年版)の年齢別人口によると、25歳未満の男性人口は約9千人であり、25歳以上の男性人口は約11,000人と推計できる。

⁽¹²³⁾ 旧龍山居留民団地域の選挙権者は950人であった。「選挙名簿確定」『京城新報』、1910年12月27日。

⁽¹²⁴⁾ 『京城新報』、1911年1月15日、「選挙界の表裏」。

⁽¹²⁵⁾ 原勝一は、1907年に大韓勸農株式会社朝鮮取締役として赴任した。天日常次郎は、1906年渡韓し南大門外にて精米所を運営した人物である。高橋章之助は、1905年渡韓して以来、京城において弁護士事務所を開業する傍ら、永登浦殖産合資会社を設立した人物である。『朝鮮在住内地人実業家人名辞典』第1編、朝鮮実業新聞社、1913年、26～27・101～102・199頁。

⁽¹²⁶⁾ 『朝鮮新聞』、1913年1月17日、「京龍の逐鹿界」。

が公表された⁽¹²⁷⁾。選挙運動が活発化するにつれて、社会の安寧や秩序の紊乱が問題になり、当局は選挙取締に乗り出した。総督府は、「当分の内政治に関する集合或いは屋外に於ける多衆の集合は之れを禁じす」と発布し、違反する人は拘留又は科料処分を下す事態に及んでいた⁽¹²⁸⁾。

選挙の結果【表 2-8】のような人物が当選した。「従来民会の中枢点は常に資産家に依りて掌握せられ無識なれとも多少の富を有するものの、利害関係は纏て民団の施設を左右する情態なりし」という記述からもうかがえるように⁽¹²⁹⁾、資産家独占の状況に変化が起きていた。商人中心から、言論人、弁護士、医師などが当選し、議員構成も多様化していた。

【表 2-8】 1913年1月の京城居留民団議員当選者

氏名	得票	出身	入京年度	経歴及び職業	戸別税額
海津三雄	1,682	静岡	1885年	沼津兵学校卒、朝鮮専門参謀官、統監府鉄道局、龍山居留民団議長	25
田中半四郎	1,639	京都	1904年	東京成城学校卒、中央气象台朝鮮特派員として来韓、土木建築業	30
小川勝平	1,560	大分	1906年	訴訟代理業、商業会議所議員、特許弁護士	20
梶原末太郎	1,473	大分	1888年	貿易商、十友合資会社設立、京城銀行取締役	380
池田長次郎	1,354	福岡	1904年	軍属として来韓、商業会議所議員、質屋業・米商組合の組合長	40
古城海溪	1,354	大分	1886年	大分県立医学校卒、居留地公医、賛化病院設立	260
深水清	1,315	熊本	1903年	日本法律学校卒、漢城新聞主幹、1907年韓国殖産会社取締役	13
清水繁太郎	1,274	山口	1892年	質屋、清水商店経営、材木商	160
秋吉富太郎	1,185	福岡	1887年	金物商	235
牧山耕蔵	1,129	長崎	1906年	早稲田大学政治経済科卒、京城日報入社、日本電報通信支局長	20
竹内菊太郎	1,090	新潟	1907年	1907年統監府鉄道官吏局事務官補 1912年鉄道局副参事高等官	40

⁽¹²⁷⁾ 「…競争は次第に激烈となり、何々県人会春季懇親会の名の下に、此処の料亭、彼処の旗亭に会合を為る平素は兎角我から疎遠勝ちの甲乙丙へ、遽かに改まつて御機嫌取りの御挨拶に及ぶ、名刺の雨、辻ビラの風、シルクハットの各戸訪問も始まれば、京城日報対朝鮮新聞の小喧嘩も開始される、本町通りの要所々々候補者推薦の辻ビラを張って歩く男があれば、後から一々夫れを剥いで行く男もある」『朝鮮及満州』1913年2月号、101頁、「京城民団議員選挙雑観」。「…引き札大の名刺に自家を吹聴して之を戸口に配り平身抵頭して投票を歎願し、甚だしきは車を以て選挙人を迎へて投票を強請すると云ふの狂態を演出して耻とせず」『朝鮮及満州』1913年2月号、6頁、「愚にもつかぬ居留民団議員選挙熱」など。

⁽¹²⁸⁾ 『朝鮮新聞』1913年1月28日、「議員選挙と取締」「運動者は注意すべし」。

⁽¹²⁹⁾ 前掲書、『京城回顧録』、268頁。

中村再造	1,077	福岡	1885年	日清戦争時陸軍御用達、京城銀行・日の丸水産会社設立、貿易商	1,000
新田耕市	1,069	山口	1907年	下関商業学校卒、三井物産職員、1912年大正館設立、貸家業	40
工藤武城	1,019	熊本	1905年	1905年に漢城病院産婦人科部長として京城に入る。京城婦人病院長	120
関繁太郎	1,015	佐賀	1889年	質屋・人参取引・御用達、関商店経営、京城銀行専務取締役	260
高橋章之助	976	群馬	1905年	明治法律学校卒、元群馬県代議士(立憲政友会)、弁護士	45
青柳綱太郎	964	佐賀	1901年	東京哲学館卒、朝鮮研究会主幹、著述出版業	13
小林藤右衛門	957	和歌山	1906年	御用達、黄海道梁山金鉱経営、商業会議所議員	45
宇都宮高三郎	943	愛媛	1908年	英利法律学校卒、元新聞記者、1908年京城通信社設立	15
天日常次郎	916	東京	1906年	精米業	100
増田三穂	895	福岡	1896年	京城商業会議所議員、家具製造販売業	120
近藤佐五郎	869	佐賀	1897年	福岡薬学校卒、書画骨董商	80
久保田虎介	835	山口	1891年	朝鮮新報営業監督、質屋・人参輸出に従事、十友合資会社設立	80
井上貞傳	817	東京	1908年	関西大学法律科、元警察、土地賃貸業	50
鍋島宇吉	809	大阪	1907年	鍋島商店(雑貨商)経営	50
大村友之丞	781	島根	1907年	元大阪朝日新聞記者、日露戦争従軍記者、朝鮮新聞社記者	10
田中三郎	704	福岡	—	龍山駐在師団經理部長、小柳津式天理農法研究所設立	25
木谷安吉	682	大阪	1906年	土木建築請負業	40
兼古礼三(礼蔵)	675	新潟	1905年	酒造商、1913年宇恵喜醤油株式会社創立	100
松本彌三	658	山口	—	—	—

出典 『朝鮮新聞』1913年1月10日。京城府編『京城府史』第2巻、976～978頁。『朝鮮在住内地人実業家人名辞典』第1編、朝鮮実業新聞社、1913年。朝鮮公論社編『在朝鮮内地人紳士名鑑』、1917年より整理。

注 太字は新人議員を示す。個別税金額は1913年度基準である。不明あるいは確定できない場合は「—」をもって表示した。

第5項 各国・清国居留地の撤廃

居留民団の解散が延期となったのは、各国・清国居留地の撤廃問題と関連がある。併合後、朝鮮には各国居留地6ヶ所(仁川、馬山、群山、鎮南浦、木浦、城津)、清国居留地3ヶ所(仁川、釜山、元山)が存続していた⁽¹³⁰⁾。

外務省は、1912年3月に各国との交渉方針を決め、寺内総督に通知している。交渉方法とは、「総督府ヨリ在京城領事館ト内談ヲ遂ケ大体ノ決定ヲ為シタル上更ニ外務省ヨリ在東京各国代表者ニ交渉スル」というものであった

⁽¹³¹⁾。外務省と在東京の各国領事の交渉に先立ち、現地の居留地状況に詳しい総督府と各国領事との交渉が優

⁽¹³⁰⁾ 朝鮮総督府総務部外事局編『外国居留地統計』、1911年。

⁽¹³¹⁾ 「外務省記録」3-12-2-58「朝鮮ニ於ケル各国及清国居留地整理一件」第一巻、1912年3月4日、外務大臣内田康

先的に行われたのである。

この時期に作成された「各国居留地整理方針」をみると⁽¹³²⁾、主な内容は①各国居留地を撤廃し、新定の地方区域に編入する、②居留地の共有資金・財産は地方区域の官吏に引継ぐ、③永代借地権を有する者は自己の選択により、その権利を所有権に変更する等である。1912年8月に総督府と在朝鮮各国領事との交渉がスタートした。当初、外国居留地は、1913年3月末をもって廃止する計画であったが、交渉は延ばしされる。1913年2月に総督府と各国領事との下会議が開始し、ドイツ、アメリカ、ロシア、フランス、イギリス(イタリア代表を兼ねる)、ベルギーの領事らが参加し、8回にわたって行われた⁽¹³³⁾。第一回の会議において、総督府外事局長の小松緑は、「新地方行政庁ハ自治ノ市制トセス府制度タルヘキト並右府制ノ下ニ於テハ総テノ住民一日本国臣民(朝鮮人ヲ含ム)支那人及西洋人共一ハ同一ノ位地ヲ有スヘキト」と述べている。総督府は、居留民団と外国人居留地を同時に撤廃することで、治外法権の撤廃と地方制度の統一を計画していたのである。

各国領事がとくに注意を払ったのは、居留地撤廃後の土地・家屋の所有権とこれに賦課される税金である。議定書には、「右所有権ハ在朝鮮日本国臣民ノ有スルモノト同一ノ位置ニ在ルモノトス」(第4項)、「土地及家屋ニ対スル賦課金租税及公課ニ関スル事項ニ付帝国臣民及最惠国民ト同一ノ取扱ヲ受クヘシ」(第5項)という規定が加わった。居留地撤廃を控え、地方行政の変動が予想されるなかで、外国領事は植民者と同一の地位を明記することにこだわっていた。議定書は、1913年4月21日に調印される⁽¹³⁴⁾。この調印もあり、寺内総督は同年4月末に行われた道長官会議において居留民団の解散を明言していた⁽¹³⁵⁾。

いっぽう、清国居留地の廃止に関しては、建国した中華民国が「未タ帝国其他列国政府ノ承認スル所トナラサル今日支那領事館カ他国領事館ト同様ノ地位ニ置カルルノ不能」であるとされ⁽¹³⁶⁾、中国代表は参加していない。別途の協議を経て、清国居留地の廃止に関する覚書は同年11月22日に締結される⁽¹³⁷⁾。

哉より朝鮮総督府寺内正毅宛の機密第11号、「外国居留地整理ニ関スル件」。

⁽¹³²⁾ 朝鮮総督府外事局「在鮮外国居留地整理ニ関スル下協議会議事概要参考書類」(韓国国家記録院所蔵、CJA0002269)

⁽¹³³⁾ 英文の議事録は、朝鮮総督府外事局「在鮮外国居留地整理ニ関スル下協議会議事概要参考書類」(韓国国家記録院所蔵、CJA0002269)。訳文は、「外務省記録」3-12-2-58「朝鮮ニ於ケル各国及清国居留地整理一件」第二巻、1913年5月9日、朝鮮総督寺内正毅より外務大臣牧野伸顕宛の官秘第22号、「在鮮外国居留地整理ニ関スル件」の附属書。

⁽¹³⁴⁾ 「外務省記録」3-12-2-58「朝鮮ニ於ケル各国及清国居留地整理一件」第二巻、1913年5月9日、朝鮮総督寺内正毅より外務大臣牧野伸顕宛の官秘第22号、「在鮮外国居留地整理ニ関スル件」。

⁽¹³⁵⁾ 『朝鮮総督府官報』1913年5月27日。『朝鮮及満州』1913年5月号、8頁、「時事寸言」。

⁽¹³⁶⁾ 「外務省記録」3-12-2-58「朝鮮ニ於ケル各国及清国居留地整理一件」第三巻、1913年8月28日発遣、外務大臣牧野伸顕より朝鮮総督寺内正毅宛の送第104号、「朝鮮各国居留地整理ニ関スル件」の附属書。

⁽¹³⁷⁾ 「外務省記録」3-12-2-58「朝鮮ニ於ケル各国及清国居留地整理一件」第三巻、1913年11月22日、朝鮮総督寺内

外国居留地の撤廃問題が解決されると、居留民団の解散も現実化する。1914年4月1日「府制」の実施と同時に「在朝鮮各国居留地制度廃止ニ関スル朝鮮総督府外事局長及当該締約国領事官協議会議定書」並びに「在朝鮮支那共和国居留地廃止ニ関スル協定」が総督府告示をもって公布された⁽¹³⁸⁾。

第6項 「一視同仁」と「民度ノ差」のあいだ

居留民団の解散が公布されるまで、居留民社会では多様な手段をもって反対・陳情活動を展開したが、総督府の方針は固まっていた。居留民団の存続と日本人のみの自治制度施行は、総督府が掲げていた建前的な統治方針と矛盾していたからである。寺内総督は、「内地人と朝鮮人を同一の行政の下に置くべきを以て、両者の融合、同化の実績を挙ぐる」と述べ⁽¹³⁹⁾、「一視同仁」と「同化」を一つの志向すべき到達点として掲げている。総督府政治三年間の統治方針と成果をまとめた報告書においても同様の論理が展開されている。

総督府ハ新領土同化ノ目的ヲ達セムカ為メ朝鮮人ノ指導啓発ヲ計ルニ於テ遺憾ナキヲ期セリト雖モ其ノ完全ナル効果ヲ収ムルニハ各地ニ散在シテ日常土著人民ト接触スル内地人ノ協力斡旋ニ俟タサルヘカラス幸ニシテ内地人ノ朝鮮ニ移住スル者併合以降益々多ヲ加ヘ……併合以前ニ於テハ内地人中動モスレハ驕慢ノ態度ヲ持シ朝鮮人ヲ侮蔑スル者少カラススケテハ徒ラニ彼等ノ悪感ヲ招キ両者ノ接近上支障アルヘキヲ念ヒ本総督ハ屢々内地人ノ居住者ニ訓誡ヲ与ヘ朝鮮人ハ既ニ我カ〔欠字〕天皇陛下ノ赤子トナリ皆我カ同胞ナルヲ以テ之ニ接スルニ同情ヲ以テシ之ヲ待ツニ親誼ヲ以テシ相提携シテ処世ノ事ニ従フヘキ旨ヲ諭示セリ。爾来内地人ノ氣風漸ク一変シ永住ノ覚悟ヲ為シ朝鮮人ノ誘掖ニ務ムル者多ク又其ノ事業ヲ經營スルニ方リ必スシモ目前ノ私利ニ走ラス永遠ノ公益ヲモ考量スルノ傾向ヲ呈スルニ至レリ⁽¹⁴⁰⁾。

朝鮮人に対する居留民の「驕慢ノ態度」が朝鮮人の反感を呼んでいたことについて触れた上で、その風潮が三年間の総督府統治によって改善されたことが述べられている。文面通り信じ難いことはさておき、ここで確認しておきたいのは、総督府が設定していた内地人の役割である。日常的に朝鮮人と接している内地人には朝鮮人を指導する役目が与えられ、「朝鮮人ノ誘掖」に努めるよう要求されていた。

これらの総督府の役割設定に対し、居留民社会はどのように認識していたのだろうか。居留民団の解散問題と総督府が掲げている統治方針とは、論理の次元が異なる問題であり、「一視同仁」、「同化」は総督府側の口実に

正毅より外務大臣牧野伸顕宛の官秘第22号、「在鮮外国居留地整理ニ関スル件」。

⁽¹³⁸⁾ 『朝鮮総督府官報』1914年4月1日(号外)、朝鮮総督府令告示第103号・104号。

⁽¹³⁹⁾ 『朝鮮公論』通巻第4号、1913年7月、7～9頁、「朝鮮統治の経過及施政の方針」。

⁽¹⁴⁰⁾ 朝鮮総督府『朝鮮統治三年間成績』、1914年、11～12頁。

過ぎないという主張がみられる。京城居留民団の民長古城管堂は、「人情風俗及び習慣を異にし又文化の程度に多大の相違ある鮮人」と同一の取扱いを受けることになり、「府制は姑息的のもので玉石を混合して一時を統一せんとするに過ぎぬ」と非難している⁽¹⁴¹⁾。他の居留民団関係者も居留民団の解散によって朝鮮人と同一の行政下に置かれることを危惧し、反対を表明していた。

殊に納税に於て、兵役に於て、其の他国家に対する諸般の義務に於て、我母国人の負担する所は、之を鮮人と同一日に論ずべきものにあらず。随つて其享受すべき権利に於て、新附鮮人と列伍を同了すべきものに非ざるや論無し。然り均しく、陛下の赤子也。然り齊しく帝国の同胞也。而も鮮人は未だ低級下位の新附民たるを免れず。文化民度に於て後輩たるを免れず。之に反して母国人は新進文明の化育を受け、立憲帝国の治下に成長し、義務権利の思想に厚く、自助自治の観念に富み、優に文明国民としての能力を具有す。恁の著しき相違ある別格兩個の民を以て、徒らに一視同仁の美名に囚はれ、形式的同化の空想に追はれて、同視混淆せんとする当局官憲の見解は、本末輕重を弁へざる顛倒矛盾の政策と謂はざるべからず⁽¹⁴²⁾。

この主張の根拠は、「低級下位の新附民」という表現に縮約的に表れている。また、総督府の方針に対しては、「一視同仁」という美名に囚われていると述べ、「朝鮮人を本位とする所謂、鮮主日従の愚劣策」であると批判していた⁽¹⁴³⁾。また、仁川で発行される『朝鮮新聞』でも同様の主張がみられる。現在、「日鮮人の間には其能力性情習慣の遙かに一致し難き懸隔」があることを挙げ、「漫然二者を混淆して同一制度の下に立たしめんとする如きは公平を銜ふて乱階を招く嫌なしとす。平等の内に差別を立て民度に応じて制度を定む是れ兩者をして各々其所を得せしむる所以なりとなせるに对照して新府制が懸隔の甚だしきことを知れば足れり」と批判していた⁽¹⁴⁴⁾。

この他、『大邱民団史』にも同様の記述がみられる。「現時の朝鮮人は未だ内地人と共に自治制を運用するの能力」がなく、「旧韓民文化の程度は邦人と相携へて自治制を運用すべくもあらず」とされた⁽¹⁴⁵⁾。朝鮮人の「自治」運営能力を否定し、両民族共同の「自治」は時期尚早だとみていた。

以上のように、反対の根拠として示されているのは、「民度ノ差」論であった。「自治」能力による民族間の差別を正当化する論理であった。また「府制」は、長年の居留民自治の歴史を破壊する行為であり、「民度ノ差」が存

⁽¹⁴¹⁾ 『朝鮮及満州』1913年7月号、27頁、「法令の活用と其至難」。

⁽¹⁴²⁾ 『朝鮮公論』通巻第8号、1913年11月、4～5頁、「在鮮母国人の自治制存廢問題を論ず」。

⁽¹⁴³⁾ 同上、5頁。

⁽¹⁴⁴⁾ 『朝鮮新聞』、1913年11月9日、「府制令に対する安立」。

⁽¹⁴⁵⁾ 前掲書、『大邱民団史』、20～21・223頁。

在する現状に反するとの批判であった。この議論で多用される「自治」の意味も変容していた。ここでいう「自治」は本来の地方自治というよりは、朝鮮人社会との分離・排除を強く意識したものへと変化していた。

第7項 「府制」の発布とその後

1913年10月30日に総督府制令第7号の「府制」が公布される。世話掛りとして出発した居留民団体は、長年の歴史に終止符を打った。1914年3月31日に、京城居留民団では京城ホテルで記念会を開催するとともに、京城神社において「京城居留民団解体奉告祭」と「自治制玉碎報告祭」を行った⁽¹⁴⁶⁾。平壤でも同様の奉告祭が行われているが、その場では「偶ま円満着実に経営せられつつある文明の自治機関を滅却して直に日鮮人を同一摸型の中に鑄冶せんとす。嗚呼又た真に自治制の拡大と云ひつき哉」との奉告文が謡われた⁽¹⁴⁷⁾。群山では、最後の会議において「在鮮内地人自治権の廢滅に帰したるは実に千歳の恨事なりとす。我々は異日更に優良なる自治制度の実施せられん事を希望し適當なる努力を為さん事を期す」という決議文が朗読された⁽¹⁴⁸⁾。このような催しからは、居留民の「自治」への執念が読み取れよう。

1914年4月に、府制が12か所の地域において施行された。清津を除く、京城、釜山、仁川、元山、群山、木浦、大邱、馬山、平壤、鎮南浦、新義州は、居留民団が設立されていた地域であった。府制は地方制度の統一を目的としていたが、民族の分布図よりみると、日本人の居住を基準にした地方制度の整理とみることもできる。開城、全州、海州、咸興、光州などの在来都市において、その都市規模にも関わらず、府制が施行されなかったことがこれを裏付けている。その意味において、府は大多数の朝鮮人の居住地域から日本人の集団居住地域を切り離し、地方行政団体として独立させたとみなすこともできよう。

居留民団の解散以降、居留民有力者によって構成される親睦団体の設立も確認される。釜山では甲寅会が組織され、『日鮮交通史—附釜山史』を刊行するなどの活動を行った。平壤では「内地人の公益を保持振興」することを目的とする平壤振興会が設立される⁽¹⁴⁹⁾。このように居留民団解散後には、地域振興や親睦を名目とする団体が設立されていたが、この場では地域有力者間の意思疎通が図られていたと思われる。

⁽¹⁴⁶⁾ 『朝鮮公論』通巻14号、1914年5月、51～52頁。木村友之丞『京城回顧録』朝鮮研究会、1922年、291～295頁。

⁽¹⁴⁷⁾ 前掲書、『平壤発展史』、82頁。

⁽¹⁴⁸⁾ 前掲書、『群山開港史』、129～130頁。

⁽¹⁴⁹⁾ 前掲書、『平壤発展史』、77～78頁。



【図 2-2】 1914年の京城居留民団解散当時の議員
出典 大村友之丞『京城回顧録』朝鮮研究会、1922年。

最後に、他の地域での様子は、京城府の都会と異なっていた点を記しておこう。一部の地域では以前の居留民組織が解散されず、組合形式で存続した例もみられる。全羅北道裡里では、1914年7月に裡里組合が設立され、土木・衛生・消防事務を処理していた⁽¹⁵⁰⁾。これは行政団体の性格を持ち、学校組合の評議員が議員職を兼ねていた。そして、鳥致院の例では衛生組合が設立され関連業務をおこなっていた⁽¹⁵¹⁾。要するに、居留民団がなかった地域では組合などの形式で居留民団体が存続した例もあったのである。

第6節 居留民団の解散と「自治」の制限

1914年4月に府制が施行され、大概の居留民団の業務は原則として府に継承された。教育は学校組合へ継承される。府の諮問機関として府協議会が設置され、日本人社会の有力者が任命された。ここでは居留民団の解散以降、日本人社会の政治的空間として存在した学校組合と府協議会について、その人的構成を軸に居留民

⁽¹⁵⁰⁾ 山下英爾編『湖南寶庫裡里案内—附近接地事情』恵美須屋書店(益山)、1915年、32～36頁。

⁽¹⁵¹⁾ 酒井俊三郎『鳥致院発展誌』朝鮮新聞忠清総支社、1915年、22～23頁。

団との連続・断絶という側面から考察する。

第1項 京城府協議会

京城府協議会は、日本人と朝鮮人有力人物によって構成される諮問機関であった。議決権がない、議長の府尹による会議運営という限界があったが、ある程度の発言力は予想されていた。府協議会員の任命は、「府住民中ヨリ朝鮮総督ノ認可ヲ受ケ道長官之ヲ命ス」（「府制」第13条）と定められ、官選制が採られていた。これについて、総督府内務部長官の宇佐美勝夫は次のように述べている。

府協議会の選任に就ては矢張り従来の選挙制度を維持したい考で、種々研究を重ねてたのであるが、若し之を選挙制度にすれば選挙人の数に於て、鮮人の方が内地人に比して遙かに多数を占めて居るが故に、選挙の結果は必ず内地人が圧倒せられる事になる。さりとて選挙資格に階級を設けて其弊を防ぐこととすれば、鮮人の感情が面白くない。そこで已むを得ず選挙制度を廃して官選制度にした次第である⁽¹⁵²⁾。

当初、検討中であった府制案を見ると、協議会員は「朝鮮総督ノ定ムル規程ニ依リ内地人及朝鮮人ヨリ各別ニ選出」するとの条文があり、公選形式も考慮されていた⁽¹⁵³⁾。実際の条文は、「協議会ノ定員ハ朝鮮総督之ヲ定ム」（第11条）、「府住民中ヨリ朝鮮総督ノ認可ヲ受ケ道長官之ヲ命ス」（第13条）と規定された。ある総督府官吏は、協議会員の定員又は民族の比率を明記しなかった理由について、あえて民族別の定員を規定しなかったと述べており⁽¹⁵⁴⁾、宇佐美と同様の返答をしている。公選制にした場合、朝鮮人が協議会員の過半数を占める可能性が高く、人口における日本人の劣勢を考慮した結果、官選制を採択したのである。

【表 2-9】の1914年の京城府協議会の構成をみると、京城府協議会は日本人8名・朝鮮人8名の同数構成であった⁽¹⁵⁵⁾。日本人の府協議会員の面々を見ると、京城地域の有志が任命されており、大久保雅彦を除く7人は、な

⁽¹⁵²⁾ 『朝鮮公論』通巻第13号、1914年4月、19～20頁、「府制施行と内地人」。

⁽¹⁵³⁾ 「府制案関係書類」（韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0002541）。

⁽¹⁵⁴⁾ 「新府制に依って協議会が組織された時、尤も之は一つの諮問機関であって決議権は無いが然し協議会として会の意見は発表し得る事になっている以上、諮問事項の提出された際若し協議員中日人に対する鮮人が過半数を占むるが如き場合があつては鮮人の意見が廳て会其者の意見となる虞れを免れぬから当局予め其意を含まれむことを求めた所、そは無論の事であつて府制に日鮮人数を規定せぬはこれが為めであるとの答を得た」『朝鮮及満州』第77号、1913年12月、32頁、「当局の意向と協議員に対する希望」。

⁽¹⁵⁵⁾ 1914年4月7日附に12か所の府協議会の委員が任命され、日本人66名、朝鮮人46名、合計112人であった。「府制施行規則」第2条。京城府16人、仁川府10人、群山府6人、木浦府8人、大邱府10人、釜山府12人、馬山府8人、平壤府12人、鎮南浦府8人、新義州府6人、元山府10人、清津府6人、計112人であった。

んらかの形で居留民団に関わった人物であった。朝鮮人会員は、官民界から有力人物が選定されており、その経歴は韓国政府時代の官吏、銀行経営者、教育者などで様々であった。比較的名が知られていない人物の場合は、日本語学校卒業者で日本滞在経験者を持つ人物であった。これらの朝鮮人の共通点といえば、いずれも総督府政治に協力又は理解を示す人物であった。同数の民族構成は、一見「一視同仁」の実現にも見えるが、その裏をみると数字上の同数であった。

府協議会員の人的構成は京城居留民団と連続性が見られるが、これは府協議会の設置目的に起因していると考えられる。総督府は、日本人社会とりわけ居留民会において中核をなしていた有志を任命することで、居留民団の廃止をめぐる居留民の反対世論を抑えようとした。有志層が参加する場をつくり、世論を鎮静化する効果を狙ったのであろう。このような背景から、以前の居留民会議員に比べると、府協議会は諮問機関という限界に加え、府の行政や利害関係に及ぼす影響力が格段に薄くなっていた。

【表 2-9】 1914年の京城府協議会委員

氏名	生年(年齢)	経歴・職業
古城管堂	1857年(57歳)	元京城民長、元仁川公立病院長、元京城医会長、元京城起業株式会社社長
和田常市	1863年(51歳)	元京城民長、貿易商、和田商店経営、京城銀行取締役、温陽温泉・宇恵喜醤油社長
山口太兵衛	1865年(49歳)	元京城民長、日韓瓦斯・日ノ丸水産・京城銀行重役歴任、山口呉服店経営
大久保雅彦	1870年(44歳)	中央大学卒業、元衆議員議員、1906年京城にて弁護士開業、京城弁護士組合会長
徳久米藏	1867年(47歳)	鉄道局・岡山県庁勤務、元大邱民長、元龍山民団民会議長、煉瓦製造業・土木建築業
中村再造	1855年(59歳)	元京城民長、京城銀行頭取、日ノ丸水産・満州殖産会社重役
原勝一	1856年(58歳)	元赤間関市長、朝鮮勸農株式会社専務取締役、京城商業会議所議員
兼古礼三(礼蔵)	1872年(42歳)	龍山で酒造業、宇恵喜醤油専務取締役
朴齊斌	1858年(56歳)	元全羅北道巡察使、元中樞院賛議、朝鮮貴族令により男爵授与
兪吉濬	1856年(58歳)	日本・アメリカ留学。『西遊見聞』の執筆者。内閣書記官長、内部大臣を歴任したが、甲午改革の失敗で日本に亡命。1907年帰国後は、興士団団長・漢城府民会会長を歴任。
韓相龍	1880年(54歳)	元韓国銀行設立委員、元漢城府民会創立委員、東洋拓殖理事、漢城銀行取締役
趙鎮泰	1852年(62歳)	元中樞院議官、元一進会会員、元漢城府民会副会長、漢城銀行取締役、東洋拓殖監事
芮宗錫	1871年(43歳)	元一進会会員、漢城府民会庶務主任、東洋用達合資会社総務
安商浩	1874年(40歳)	漢城日本語学校第1回卒業者、東京慈恵医学校、漢城外国語学校・漢城官立医学校校官
嚴達煥	1866年(48歳)	漢城日本語学校卒業、岡山県で朝鮮語教授を経て、寧越公立普通学校学務委員

金鎔濟	1867年(47歳)	元宮内部主事、元帝室制度整理局委員、元臨時皇室有及び国有財産調査局委員
-----	------------	-------------------------------------

出典 『朝鮮公論』通巻第14号、1914年5月、「任命されたる府協議会員」、42～45頁。朝鮮公論社編『在朝鮮内地人紳士名鑑』、1917年より整理。

第2項 京城学校組合

居留民の教育を担う団体として、学校組合制度が導入されたのは統監府時代であった。居留民学校の設立は、居留民人口が少ない地域で問題となっていた。学校設立ができる財政基盤をもっていなかったからである。このような問題を解決するために、統監府は1909年12月27日に統監府令第71号「学校組合令」を公布した⁽¹⁵⁶⁾。この制度は、近隣の居留地が共同で組合を設立し、学校を運営する道を開いたのである。

それ以来、新設する居留民団体のほとんどは学校組合として設立される。以前設立された日本人会・総代役場が学校組合へ切り替わる件数も増える。このような変化の裏には、総督府の学校組合一元化の方針があったとみられる。総督府は本邦人の移住を促すために、居留民教育の整備を図っていたからであろう。法的根拠をもつ学校組合の設立を、居留民団の解散以降に、日本人の教育を担うモデルとして導入される。

総督府は、府制の実施に歩調を合わせ、1913年10月30日に制令8号をもって「学校組合令」の改正を公布した。主要内容は、二点にまとめられる。まず、「組合会ハ組合ニ関スル事件ヲ議決ス」(第7条)と定め、学校組合の議決事項を学校運営に限定した。そして、学校組合の管理者(府地域は府尹)に専決処分権と議決取消権を付与し、その権限を強化した⁽¹⁵⁷⁾。

【表 2-10】は、1914年の京城学校組合の組合会に当選した議員である。当選者の職業をみると、官吏5名⁽¹⁵⁸⁾、会社役員4名、弁護士2名、医者2名などであり、以前の京城居留民団議員の構成と比較すると、官吏・会社役員の進出が確認できる。議員18名のうち、京城居留民団議員を歴任した人物は5名であった。居留民団と学校組合の間には、それほど人的連続性は見られないが、その背景は学校組合会の性格にあった。学校組合の活動領域は、教育事業に限定されており⁽¹⁵⁹⁾、居留民団に比し、学校組合議員の権限は大幅に縮小された。公共の教育事業は、地域の利害関係とは距離があり、既存の居留民団議員からは関心を得られなかったのであろう。

⁽¹⁵⁶⁾ 統監府『公報』号外、1909年12月27日。

⁽¹⁵⁷⁾ 「第8条、組合会ノ権限ニ属スル事件ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ管理者ヲシテ之ヲ専決処分セシムルコトヲ得、第12条、組合会ノ議決其ノ権限ヲ超エ、法令若ハ組合規約ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ管理者ハ道長官ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消シ其ノ事件ヲ処理スルコトヲ得。」

⁽¹⁵⁸⁾ 郵便所長を兼任していた曾我勉・池田長兵衛は官吏として区分した。

⁽¹⁵⁹⁾ ただ、地域の学校組合では、教育以外に衛生事業を引続き行う例もみられる。

【表 2-10】 1914年6月の京城学校組合会議員当選者

氏名	得票	年齢	出身地・族籍	職業
遠山熙	408	39	北海道平民	商業銀行支配人
石川真三	405	40	東京府士族	官吏(総督府鉄道局技師)
馬詰次男	350	40	高知県士族	元官吏、東亜煙草株式会社理事
安住時太郎	318	43	高知県士族	元総督府裁判所検事、弁護士
吉本潤亮	308	49	山口県平民	医師
牧山耕蔵	297	33	長野県士族	日本電報通信支局長、後に朝鮮公論社社長
岡正矣	274	60	東京府士族	元総督府鉄道局営業課長、日韓瓦斯電気株式会社専務
大村百蔵	268	45	福井県平民	元新聞記者、大間生命相談役
吉田英三郎	267	41	東京府平民	官吏(総督府総務局)
山岡元一	230	39	茨城県士族	官吏(総督府土木局技師)
小川亀太郎	199	49	大分県平民	医師(獣医)
山口太兵衛	171	49	鹿児島県平民	呉服商、京城府協議会委員
田中半四郎	168	44	京都府士族	元総督府官吏、朝鮮土木組
須々木幸次郎	165	43	岡山県平民	土木請負業
池田長兵衛	161	46	大阪府平民	官吏(郵便所長)、糸商
大和与次郎	161	44	石川県平民	運送業
中村時章	153	40	山口県士族	弁護士
曾我勉	153	51	東京府平民	官吏(郵便所長)、商業

出典 『朝鮮公論』通巻第16号、1914年7月、38頁・46～50頁。『朝鮮及満洲』第84号、1914年7月、113頁。『(朝鮮在住内地人)実業家人名辞典』第1編、朝鮮実業新聞社、1913年。朝鮮総督府職員録より作成。

注 太字は以前民団議員の経歴を持たない議員である。

小結

本章では、居留地の公共事業を行っていた居留民団体に着目し、その設立から解散までの変容過程を分析した。居留地の公共事業を行う世話掛り又は総代役場の設置以降、居留民社会は領事館から委任を受ける形で居留地行政を行っていた。初期に制定された居留地規則は、居留地の生活秩序の維持を目標としていたが、これらは後に日本の市町村制に倣った形で改正される。

初期の居留民団体は法律的根拠が曖昧であり、法律の権利・義務の主体ではない限界があった。この問題から、公債発行や強制納付ができず、賦課金の滞納者が増える問題を抱えていた。これに対する居留民社会の陳情と、外務省の在外居留地支援の方針があいまってできたのが1905年の「居留民団法」の制定であった。

統監府の設置以降、居留民社会は以前の「草分け」的な商人階層が主導する社会から、官公吏が主導する社会へ変貌していた。そのなかで急進的に断行された「韓国併合」は制度整備を伴わず、暫定的な措置がとられた

⁽¹⁶⁰⁾。「併合」後、居留民団は撤廃されるべき存在とみなされていたが、即座に解散されることなく、各国・清国居留地の撤廃と合わせて実施された。

居留民団体の法人化への陳情運動、「居留民団法」の制定過程、そして居留民団の解散過程とその後を追うことは、居留民社会が追求していた「自治」の意味を問う作業でもあった。居留民社会において「自治」の意味は一定していたわけではなく、時期によって変貌していた。法人化運動時に「自治」は市町村に倣った地方自治を意味したが、「併合」後における居留民団の解散議論に至ると「自治」は、朝鮮人社会との分離、特権的地位の維持を意味するようになっていた。居留民社会では、「民度の差」を理由に、朝鮮人と同一の行政下に置かれる完全な「一視同仁」には一貫して反対を表明していたが、この「自治」論には朝鮮人社会の排除論がその根底を支えていた。この過程で、「自治」は本来の地方自治の意味を失い、朝鮮人社会との混合を防ぐ論理となっていたといえよう。

⁽¹⁶⁰⁾ 児玉秀雄は、「韓国併合」に対する伊藤博文と山縣有朋の方針を漸進と急進をもって評価している。「韓国の保護政策なるものは、統監政治に由りて確立したのであったが、伊藤公は、世界に於ける我が国際的地位を尊重し、急に韓国併合の根本政策を断行するには頗る躊躇したやうであった。公は李王の韓国内地巡行を機として勇退されたのであったが、此間に於ける伊藤公と山縣老公等との主張には、急進と漸進との差があった」。徳富猪一郎『素空山縣公伝』山縣公爵伝記編纂会、1929年、258頁。

第3章 在朝日本人教育の展開—教育団体の変容を中心に—



【図 3-1】 1899年頃の元山共立小学校校舎

出典 「外務省記録」3-10-2-2「在外国各日本居留地共立学校関係雑件」第一巻、1899年7月1日、元山二等領事小川盛重より外務大臣青木周蔵宛の送第83号、「元山公立小学校ニ関スル報告ノ件」の附属書。

はじめに

本章では、第2章に引続き、居留民「自治」団体に着目する。本章の目的は、教育団体や制度の変容を考察し、児童教育をめぐる言説への分析を通して、在朝日本人社会の意識を明らかにすることである。

植民地期の教育史研究は、従来朝鮮人に対する教育に重点が置かれていた。植民地支配の本質を問う植民地教育史の研究視座からすれば必然的な結果であった。その一方で、在朝日本人教育は戦後の長い間、研究の埒外に置かれていた。在朝日本人社会が植民地統治権力と同一視される中で、一般的に在朝日本人教育における統計は、植民地教育における民族格差を浮き彫りにするとともに、教育がいかに民族差別的であったのかを裏付ける材料として用いられた⁽¹⁾。就学・進学率における格差、教育財政や施設における格差などがその根拠として挙げられた。しかし、後述するように、在朝日本人は財政的に恵まれているとは認識しておらず、むしろ朝鮮人との関係性の中で「犠牲」を払わされていると認識していた。

では、在朝日本人はどのような過程で、このような認識を有していたのであろうか。これは、第1章で考察したように、在朝日本人社会の形成史と関連している。明治末から大正期にかけての時期は、在朝日本人社会の歴史において形成・定住期に該当する。「韓国併合」以前に無視できない植民者集団を形成していた在朝日本人にとって、植民地化は彼らの位置づけに変化をもたらす契機となる。この変化は教育事業にも影響を及ぼし、植民地化を境に、朝鮮人を指導する役割が日本人に与えられ、在外日本人教育から「内地人」教育へ位置づけられたと考えられる。

また、同時期の本国日本の状況に照らし合わせながら、教育事業の展開を考えると、地方行政や地域社会と学校との関係が重要であることに気づかされる。明治期において日本の地域社会では地方制度の変化、とくに市町村制度の発布と町村合併という動向のなかで教育事業は展開していた。とりわけ、明治末から地方改良運動期にかけては、学校と地域の共同体との関係性は地方制度の変容によって規定されていた⁽²⁾。この過程で、地域社会では学校教育に対する共同体意識が形成されつつあったのである⁽³⁾。

話を朝鮮に戻すと、第1章で論じたように、居留地に設立された居留民団体には市町村と同様の役割が付与されていた。日本の状況を踏まえると、教育をめぐる在朝日本人の意識は居留民団体の変容に規定されながら形成されていたと考えられる。このような時代背景から、居留民教育は学校内部の動向のみならず、地方行政への

⁽¹⁾ 例えば、呉成哲『식민지 초등 교육의 형성』교육과학사、2000年、124～131頁。金富子『植民地期朝鮮の教育とジェンダー—就学・不就学をめぐる権力関係』世織書房、2005年、第2章第2節。

⁽²⁾ 大石嘉一郎『近代日本の地方自治』東京大学出版会、1990年。坂本紀子『明治前期の小学校と地域社会』梓出版社、2003年。

⁽³⁾ 花井信『近代日本地域教育の展開～学校と民衆の地域史』梓出版社、1986年。

考察、在朝日本人社会においては「自治」団体への着目が必要であると考えられる。

ところで、これまでの在朝日本人教育に関する研究は、学校の事例研究と教員研究の二つの動向がみられる。稲葉継雄は、各地学校の沿革、教員の構成、学校文化、朝鮮社会との関連を中心に論じている⁽⁴⁾。これらの事例研究によって日本人学校の歴史や学校教員に関するデータが蓄積されている。日本人教員に関して、本間千景は、「併合」前後に朝鮮の普通学校に採用された日本人教員について、その聘用手続き、法的枠組み、待遇を考察した⁽⁵⁾。また、劣悪な環境に置かれていた日本国内の教員にとって、朝鮮における手厚い待遇は朝鮮への移動を促す要因になったと論じた。山下達也は、教員を植民地教育の「担い手」としての側面のみではなく、植民地支配における「不安要素」であったことを論じ、教員の位置づけへの再考を試みた⁽⁶⁾。山下は、「外地」の朝鮮においては、あらゆる面で「内地」が準ずべき基準とされたことや、教員にとって「内地」に対する知見が重要視されたと分析しているが、この論点は「併合」前後の居留民教育事業の展開においても確認される点である。居留民学校の教育はその制度・内容において本国日本が基準とされていたが、この教育目標は植民地化後に朝鮮人との関係性の中で改めて規定されていくことになるが、これについては後述する。

他方、韓国では朝鮮人に対する教育実態や差別的教育体制が論点となっていたが、近年、在朝日本人の教育を担っていた学校組合に関する研究成果が発表され、学校組合の変遷が統計的に分析された⁽⁷⁾。ただ、学校組合制度が導入される経緯や、居留民団から学校組合へ承継される過程に関しては論じられていない。他の研究は、朝鮮人の教育財政を担っていた学校費と比較し、差別的な教育財政の枠組みを論じる傾向がある⁽⁸⁾。

上記の研究は、在朝日本人学校や教員を取り上げているものの、その焦点は学校や学校組合内部に向けられる場合が多かった。外部の要因、例えば、教育費を負担していた日本人社会や「自治」団体の動向は十分把握されなかった。第二章で考察したように、在朝日本人の教育は主に「自治」団体によって運営されており、「自治」団体への着目は不可欠であると考えられる。本章が対象としている時期に、教育事業を担っていた居留民団体は、時期によって居留民役所から居留民団へ、さらに学校組合へ変容する。居留民団には市町村と同様の法的根拠が付与されており、本国日本と同様に在朝日本人の教育は地方行政に規定されながら、教育をめぐる共同体意識が形成されていたと考えられる。学齢児童が急増するなかで、児童教育をめぐる議論が活発となってお

⁽⁴⁾ 稲葉継雄『旧韓国～朝鮮の「内地人」教育』九州大学出版会、2005年。同「大邱中学校について—在朝鮮「内地人」学校の事例研究—」(『大学院教育学研究紀要』第10号、九州大学、2007年)及び一連の事例研究。

⁽⁵⁾ 本間千景「韓国「併合」前後の普通学校日本人教員聘用」(『朝鮮史研究会』第43集、2005年)。

⁽⁶⁾ 山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集団と植民地支配』九州大学出版会、2011年。

⁽⁷⁾ 趙美恩「일제강점기 재조선 일본인 학교와 학교조합 연구」成均館大学大学院史学科博士論文、2010年。

⁽⁸⁾ 강재순「1910년대 부산학교조합의 형성과 성격」(洪淳權 외『부산의 도시형성과 일본인』선인、2008年)。

송지영「일제시기 부산부의 학교비와 학교조합의 재정」(『역사와 경계』55、2005年)。

り、日本人学校の教育目標、居留民団から学校組合への承継問題、学校組合の財政問題をめぐって日本人社会の意識があらわになっていた。このような観点から、本章では日本人教育を担っていた居留民団の変容と制度の変遷を整理し、開港から「文化政治」期に至るまでの在朝日本人教育事業の一端を明らかにしたい。

第1節 居留地の教育事業

第1項 初期の居留民学校

初期の居留地では、児童の教育を寺に委託した例が多くみられる。元山では、「本願寺説教所主任僧石川馨ナル者二三有志者ノ助力ニ頼リ寺内ノ倉庫中ニ数人ノ子弟ヲ集メテ読書習字ヲ教授」したのが居留民教育の始まりだった⁽⁹⁾。他の居留地でも、浄土宗大谷派の東本願寺の布教施設との関連性が強く、初期の居留民学校は「寺子屋風の教育」から出発していた⁽¹⁰⁾。居留民が増加するにつれ、居留民団体が直接学校を運営するようになる。次の引用は、1890年(明治23年)頃の釜山の状況である。

在当港共立小学校ノ義ハ明治十三年中居留人民協議之上創設シタルモノニ係リ専ラ日本人ノ子弟女妹ヲ教育シ来リ漸次改良ヲ加エ当今ニ至リテ男女生徒已ニ三百ノ多数ニ上リ一般人口ノ繁殖ニ随ヒ年ヲ逐フテ益々盛大ノ域ニ赴キ状勢ニ有之候。其学科ハ尋常、高等ノ二科ニ分チ本邦諸学校同様ノ教科書ヲ参用シ其程度ニ於テ敢テ一步ヲ譲ルコトナシ。其教員ハ校長以下本邦相当ノ教育免状ヲ携有スルモノニシテ……其経費ハ当港居留地会ノ決議認可ヲ経年々支出スルモノニシテ豪モ他ノ補助ヲ仰カズ。之ヲ総言スレバ全体ノ成立組織我市町村立小学校ト同一視ス可キモノト思考致候⁽¹¹⁾。

開港から十数年が経過した時期、釜山の学校児童は300人に達しており、学校の編制・教科書・教員の項目において市町村立小学校並みに成長していた。仁川でも1890年～1901年の間に卒業生が約四倍に増加している⁽¹²⁾。1903年頃の在韓居留民学校の児童数(【表 3-1】)は、2千人を越えていた。開港から間もない馬山・鎮南浦

⁽⁹⁾ 「外務省記録」3-10-2-2「在外国各日本居留地共立学校関係雑件」第一巻、1899年7月1日、元山二等領事小川盛重より外務大臣青木周蔵宛の送第83号、「元山公立小学校ニ関スル報告ノ件」の附属書。

⁽¹⁰⁾ 平壤民団役所編『平壤発展史』民友社(東京)、1914年、149頁。

⁽¹¹⁾ 「外務省記録」3-10-2-2「在外国各日本居留地共立学校関係雑件」第一巻、1890年11月15日、釜山領事立田革より外務次官岡部長職宛の送第135号、「共立小学校ヲ市町村立学校ニ準シ教員退隠料遺族扶助料法施行ノ件」。

⁽¹²⁾ 尋常科と高等科卒業生の合計は、1890年81名、1895年127名、1901年340名であった。「外務省記録」3-10-2-2「在外国各日本居留地共立学校関係雑件」第二巻、1902年2月7日、仁川領事加藤本四郎より外務大臣小村寿太郎宛の公第26号、「居留地小学校ニ内地ノ小学校ト同等ノ取扱ヲ与ヘラレ度儀ニ付稟請ノ件」の附属書。

の地域では僧侶が教育を担っていた。就学率は地域によってばらつきがあるものの、全体として9割に近かった。

居留民学校の体制は、基本的に日本の「小学校令」(1890年勅令第215号)に準拠していた。「仁川居留民教育規程」を含む大概の規定には、「小学校令第一条ノ旨趣ヲ遵守スヘシ」と明記されている⁽¹³⁾。釜山居留地の「小学校校則」や「職員採用内規」も、日本の例に倣って制定された⁽¹⁴⁾。居留民学校の編制は、概ね尋常(4年)と高等(4年)の二科で構成されており、日本から教員を招聘し、日本から取り寄せられた教科書をもって授業が行われた。

ただ、政府からの補助を受ける日本の市町村立学校と異なり、居留民学校は居留民の「自治」によって経営されていた。居留民役所が居留民から徴収する賦課金、また授業料によって経費は賄われた。居留民役所の教育規則は、居留民に教育費負担を明確にするという主旨のものであった。例えば、「仁川居留民教育規程」の第1条には、「仁川居留ノ帝国臣民ハ本規定ノ定ムル所ニヨリ学齡児童教育及ビ小学校設置維持ニ関スル負担ノ義務アルモノトス」と定められ、教育費の自己負担が明記されている。

【表 3-1】 1903年における居留民学校の状況

	居留民人口	生徒数(尋常+高等)			不就学児童	就学率	学校数	学級数	教員数
		男	女	計					
釜山	9,799	522	405	927	135	87.3%	1	19	26
仁川	5,136	242	196	438	22	95.2%	1	8	11
京城	3,034	177	135	*315	31	91%	1	7	10
元山	1,668	88	96	184	なし	100%	1	*8	6
木浦	1,045	-	-	87	18	82.9%	1	3	3
群山	684	-	-	42	なし	100%	1	*6	2
鎮南浦	547	15	22	37	なし	100%	1	1	2
馬山	333	-	-	12	なし	100%	1	*3	2
平壤	210	-	-	8	なし	100%	1	1	1
合計	22,456	-	-	2,050	206	90.9%	9	56	63

出典 学校関係のデータは、「外務省記録」3-10-2-55「韓国各居留地小学校教育費国庫補助雑件」による。人口(1903年の統計は不明であり、1902年末の統計を利用)は、「外務省記録」7-1-5-4「海外在留本邦人職業別人口調査一件 第四巻」による。

注 京城の生徒数の合計には誤謬があるが、原文のままである。馬山の教員は僧侶1名(知恩院派遣)、助教員1名である。鎮南浦の教員は僧侶2名(大谷派本願寺出張所主任僧外1名)である。学級数はその基準が定まっておらず、学年の学級数と教室数に基づいた学級数が混用されているとみられる。*が付いている所は、学年の学級数である可能性が高い。

⁽¹³⁾ 仁川居留民教育規程の条文は、「外務省記録」3-10-2-15「韓国各居留地小学校教育費国費補助雑件」、1902年3月15日、仁川領事加藤本四郎より外務大臣小村寿太郎宛の公第44号の附属書による。

⁽¹⁴⁾ 「外務省記録」3-10-2-7「朝鮮国釜山公立小学校生徒ニシテ本邦小学校へ転校等ノ節ハ一般小学校生徒同様便宜供与一件」、1894年10月30日、釜山総領事室田義文より外務次官林董宛の公第256号の附属書。

第2項 居留民教育の懸案

居留民社会では、学齡児童が急増するなかで居留地において児童をどのように教育するかが課題となっていた。居留民社会では、「本邦小学校同様ノ取扱ニ附セラレンコトヲ希望」していたが⁽¹⁵⁾、学校運営をめぐる居留民団体が抱えていた課題は三点にまとめられる。

一点目は、教育費の国家補助問題である。居留民学校は共立学校(又は共立学舎)と呼ばれていたが⁽¹⁶⁾、この名称からもうかがえるように居留民役所の公費で建てた学校であった。外務省記録の「韓国各居留地小学校教育費国費補助雑件」には、釜山・京城・木浦・群山の居留民役所の代表が提出した陳情書が収められている。1900年に釜山の居留民代表が提出した請願書には、「居留地經常費ノ四分ノ一ハ教育費ニ充用サレ敢テ他ノ補助奨励ヲ受クルコトナク唯居留民タルハ国家ニ対スル奉公ノ務トシテ負担額ヲ甘諾」してきたことが述べられている。また、居留民学校が国庫補助を必要とする理由は、次のように述べられていた。

凡ソ我國民ノ海外ニ在ル者欧米諸国ニ於テハ处在国ノ整頓セル学制ノ許ニ教育ヲ受クルノ便アリト雖トモ清韓兩國ニ在リテハ教育制度ノ見ルヘキモノナク勢ヒ在留民ニ於テ自テ相当ノ設備ヲナシ居留地ノ教育ニ務メサルヘカラズ。加之進ンテ处在國民ニ対シテモ模範ヲ示スヘキ責任アルニ係ハラズ単ニ之ヲ居留民ノ自治ニ放任スルカ如キハ國民教育ノ本旨ニアラス……居留地ハ專管居留地タリ萬般ノ制度本邦ニ則ラサルナリ。居留地団体ハ自治ノ体ヲ為セリト雖トモ本邦市町村ノ如ク法人トシテ行動スルモノニアラス。從テ設備上秩序的ノ進歩ヲ欠クモアリ……居留民ハ居留地ヲ以テ永住埋骨ノ地トナシ子弟ノ此地ニ生育スル者ハ釜山アルヲ知テ本国アルヲ知ラサルカ如シ。加フルニ日々未開ノ韓国人ニ接スル外何等ノ刺激ナキヲ以テ先ツ教育制度ヲ確立シ指導誘掖ニ務メサレハ忠君愛國ノ思想ハ不知不識ノ間ニ消散シ日本人タルノ性格ヲ失フニ至リ又人智ノ發達ハ得テ望ムヘカラス⁽¹⁷⁾。

居留民代表は、学校運営を「居留民ノ自治ニ放任」している現状に批判を加えながら、その改善を要請していた。居留民学校は、市町村立学校と比べても遜色がないほど規模は成長していたが、法人ではない居留民役所による運営には限界があった。本国から財政支援を受けていない状況は「國民教育ノ本旨」に背くとともに、「忠

⁽¹⁵⁾ 「外務省記録」3-12-2-43「清韓兩國ニ於ケル居留地制ニ関スル法律並日本專管居留地経営中租税ノ徴収ニ関スル法律制定一件」、1899年11月8日、仁川領事伊集院彦吉より外務大臣青木周蔵宛の公第190号の附属書。

⁽¹⁶⁾ 京城居留民団役所編『京城發達史』、1912年、49頁。

⁽¹⁷⁾ 「外務省記録」3-10-2-15「韓国各居留地小学校教育費国費補助雑件」、1900年11月28日、釜山領事能勢辰五郎より外務大臣加藤高明宛の公第191号の附属書、「居留民教育保護ニ関スル請願」。

君愛国」思想の薄弱化にも繋がるとの論理が展開されている。

これらの請願書は、1900年～1901年に出されているが、その背景には1900年3月の「市町村立小学校教育費国庫補助法」(法律第63号)の制定が影響しているとみられる。「国庫補助法」の制定以前、小学校経費は当該市町村が負担していたが、以降は補助金が地域学校に与えられ、補助金は小学校教員の年功加俸及び特別加俸に充てられていた。居留民社会では補助法の在外居留地への適用に期待を寄せ、請願書を提出していたのである。この請願を受け外務省では、文部省と協議を行い、国庫補助に関する法律案を検討していた。法律案第1条には、「在韩国本邦居留地小学校教育費ヲ補助スルカ為国庫ヨリ毎年補助金ヲ交付ス」と規定していた⁽¹⁸⁾。この法律案は事情が重なり帝国議会に提出されることなく、不発に終わる。国庫補助は、後に統監府期に実現にいたる。

二点目は、教員招聘の問題である。居留民学校では、日本の学校を辞職した教員、又は休職中の教員を招聘していた⁽¹⁹⁾。だが、居留民学校の教員には退隠料の規定が適用されず、これは教員招聘に支障を及ぼしていた。退隠料は周知のとおり、退職後の教員年金であり、教員にとっては老後の生活を保障する制度である。「市町村立小学校教員退隠料及遺族扶助料法」(1890年法律第90号)には、在職満15年以上の者に終身支給されると規定されていたが、自分の意思による退職者は除外するという項目(第6条)があった。これによると、居留民学校への転勤者は退隠料受給資格を喪失することとなった。

このような理由から、日本から教員を招聘するのは困難であったため、日本より教員を招聘する際は、多くの場合、「知己朋友ニ介シテ招聘ノ労ヲ依頼」する方法が採られていた⁽²⁰⁾。また、仁川居留民長の富田耕司によると、日本から「教員ノ資格アル者ヲ得ントスレハ普通本邦ヨリ倍額以上ノ俸給ヲ支給」するのが普通であったという⁽²¹⁾。

この状況に対し、文部省は1904年9月に居留民学校から招聘があった場合、「小学校令施行規則」第127条の休職処分が適用できるようにした。居留民学校における在職期間中は休職と見なされ、退隠料の資格喪失には至らない措置が採られたのである。また、文部省は1906年6月に大阪府及び九州・中国地方の七県に対し、師範

⁽¹⁸⁾ 「外務省記録3-10-2-15「韓国各居留地小学校教育費国費補助雑件」、1901年2月19日発遣、外務大臣加藤高明より釜山領事能勢辰五郎宛の送第14号の附属書。

⁽¹⁹⁾ 「外務省記録」3-10-2-2「在外国各日本居留地共立学校関係雑件」第二巻、1901年11月29日、元山領事瀬川浅之進より外務大臣小村寿太郎宛の機密137号、「居留地公立小学校聘用ノ教員ニ対シ退隠料ヲ受クル資格ノ件ニ付上申」。

⁽²⁰⁾ 「外務省記録」3-10-2-15「韓国各居留地小学校教育費国費補助雑件」、1900年12月27日、木浦領事森川季四郎より外務大臣加藤高明宛の第199号の附属書、「居留民教育保護ニ関スル請願」。

⁽²¹⁾ 「外務省記録」3-12-2-43「清韓両国ニ於ケル居留地制ニ関スル法律並日本専管居留地経営中租税ノ徴収ニ関スル法律制定一件」、1899年11月8日、仁川領事伊集院彦吉より外務大臣青木周蔵宛の公第190号の附属書。

学校卒後に服務義務年限中の教員が居留民学校へ招聘できるよう訓令を発している⁽²²⁾。このように、教員招聘をめぐる諸制度が整備され、資格ある教員確保の問題は改善されていく。

三点目の課題は、本国学校との連絡問題である。居留民学校の卒業生は、「本邦ニ帰り進ンテ高等ノ学科ヲ修メントスルモ無資格ナルノ故ヲ以テ蹉跌スルモノ少ナカラズ」という状況であった⁽²³⁾。居留民学校は日本において学校として認定されず、生徒は無資格者として取り扱われるのが現状であった。日本の学校へ転校又は進学を希望する場合は、別途の試験を受けなければならず⁽²⁴⁾、制度の改善が要請されていた。

第3項 居留民の請願活動と領事館の対応

各居留地の懸案を議論する居留民長会議においても、児童教育は重要課題として議論された。1904年の第一回の会議で決議された13項目のうち、教育関連の項目は5項目であった。その内容をみると、教員の供給・待遇改善、国庫補助、文部省視学官の視察、国定教科書の供給が優先課題として議決された⁽²⁵⁾。その他、中等教育機関の設立、実業学校国庫補助法の実施が今後の課題として選定された。二回目の居留民長会議(1905年6月)においても、教員確保、財政改善、中等教育、巡回教育の実施などが議論されている⁽²⁶⁾。この場で議決された請願書をみると、在外居留地における実業教育費国庫補助法・教育基本金令の実施が陳情されていた⁽²⁷⁾。1906年に京城で開かれた小学校長会議においても類似の議論がなされている⁽²⁸⁾。このように、各地の居留民代

⁽²²⁾ 対象の七県は、山口、長崎、福岡、佐賀、広島、大分、熊本県である。「外務省記録」3-10-2-2「在外各日本居留地共立学校関係雑件」第三巻、1906年6月6日、文部次官心得文部省専門学務局長福原鎌二郎より外務次官珍田捨已宛の文部省文書課午発第178号。前掲書、『京城発達史』、165頁。

⁽²³⁾ 「外務省記録」3-10-2-15「韓国各居留地小学校教育費国費補助雑件」、1900年12月27日、木浦領事森川季四郎より外務大臣加藤高明宛の第199号の附属書、「居留民教育保護ニ関スル請願」。

⁽²⁴⁾ 「外務省記録」3-10-2-7「朝鮮国釜山公立小学校生徒ニシテ本邦小学校へ転校等ノ節ハ一般小学校生徒同様便宜供与一件」、1894年10月30日、釜山総領事室田義文より外務次官林董宛の公第256号。

⁽²⁵⁾ 民長代表の請願書は次の資料に収められている。「外務省記録」3-8-2-193「居留民団法並同施行規則制定一件」、1904年7月6日、在韓臨時代理公使萩原守一より小村寿太郎外務大臣宛の発第73号、「在韓居留民長会議ノ建議請願書進達ノ件」の附属書。前掲書、『京城発達史』、133～135頁にも同様の記述がある。

⁽²⁶⁾ 一、実業教育国庫補助法及教育基金令を韓国居留地へも実施ある様其筋へ請願すること。一、韓国内地に在る日本児童の為巡回教授法を設けられん事を其筋へ請願すること。一、全国各府県師範学校卒業生の義務年限中に在る者を韓国居留地小学校教員に採用し得らる様其筋へ請願する事。一、日韓条約に規定せる学術用器具並其使用品の輸入免税は厳正に履行ある様韓国政府へ交渉方を其筋へ請願する事。一、韓国居留地に官立中学校官立実業学校を設立ある様其筋へ請願する事。『教育時論』第729号、開発社、1905年7月15日、「韓国居留民決議」。前掲書、『京城発達史』、153～155頁。

⁽²⁷⁾ 前掲書、『京城発達史』、163頁。

⁽²⁸⁾ 『朝鮮新報』、1906年11月15日、「小学校長会議案」。

表は、本国同様の教育が施行できるように、各種支援制度の在外居留地への適用を請願していた。

では、こうした事態を各地の領事館ではどのように認識し、対応していたのであろうか。ここで二つの事例を紹介したい。1902年2月に仁川領事の加藤本四郎は、外務大臣小村寿太郎に宛てた意見書において、「帝国臣民が海外ニ出テ出テ劇甚ナル人種的競争ニ触着シ国民ノ品性ヲ保持シ主張セントスルニ当リ必ズ教育ノ貴重ナルヲ感シ到ル処其子弟ノ為メニ先ヅ小学校ヲ設クルコト縦彼ノ欧米人ガ到ル処先ヅ教会堂ヲ設ケ僧侶ヲ聘スルト同様」であると述べている⁽²⁹⁾。居留民学校を西洋の植民地における教会に比喻し、その重要性を訴えているのは興味深い。西洋の植民地における宗教施設と居留民学校の役割を同一に位置づけ、居留民教育を現地社会の教化へ繋がるのみならず、その重要性を論じていた。前述の釜山居留民代表の「在国民ニ対シテモ模範ヲ示スヘキ責任アル」云々の認識、すなわち「文明化の使命」と居留民教育を繋げる論理と通じるものがあるといえよう。続いて、加藤領事は学校の設立は、「国民ノ勢力ヲ海外ニ樹立スルニ於テ強大ナル要素」であるとし、できるだけ援助と便宜を提供することは、「開国進取ノ国是トシテ当然ノ措置」であると主張し、関連制度の改善を上申している。

なお、1902年に釜山領事の幣原喜重郎は、日本の小学校令及び関連規則の居留民学校への適用を具申している⁽³⁰⁾。ここで幣原は、「居留地公立小学校ニ関スル規定」(全8条)を作成し添付しているが、その内容は、①小学校令・小学校令施行細則を居留地に施行すること、②日本で府県知事に属する職務は領事が行い、市長に属する職務は居留民長が行うこと、③居留民学校の教員には特別加俸を給することの三点であった。幣原の具申に対し、外務省はひとまず領事館の命令をもって対処するよう回訓している。在外居留地への法律の適用問題は、法理的検討を要する問題であったからである。

第2節 統監府期における居留民教育の整備

統監府期以前の居留民学校は、文部省から認可を受けておらず、「公立ナルモ本邦政府ヨリ見ルトキハ私立小学校ニ外ナラズ」の状態であった⁽³¹⁾。このような居留民教育に、1905年3月の「居留民団法」の制定は変化をもたらした。法律的根拠を持たなかった従来の居留民団は、「外国の領土内に設置された属人的行政機関」と位置

⁽²⁹⁾ 「外務省記録」3-10-2-2「在外国各日本居留地共立学校関係雑件」第二巻、1902年2月7日、仁川領事加藤本四郎より外務大臣小村寿太郎宛の公第26号。

⁽³⁰⁾ 「外務省記録」3-10-2-2「在外国各日本居留地共立学校関係雑件」第二巻、1902年2月28日、釜山領事幣原喜重郎より外務大臣小村寿太郎宛の公第22号、「居留地小学校規程制定ニ関スル件」。

⁽³¹⁾ 「外務省記録」3-8-2-201「居留民団法並ニ同施行規則制定資料雑纂」、1905年1月27日、仁川領事加藤本四郎より外務大臣小村寿太郎宛の機密第1号、「専管居留地及居留民団法案ニ対スル意見上申」の附属書「専管居留地及居留民団法案ニ関スル調査事項」。

づけられた⁽³²⁾。このような解釈に基づき、居留民団は市町村と同様に地方行政機関と見なされ、居留民団経営の学校は公立学校と認識されたのである。

統監府の設置後、居留民学校に対する業務は、日本の関連省庁から統監府に移転される。統監府は、居留民学校への補助金附与を開始するが、これは国庫補助と同様の性格を有していた。1906年に15,000円だった補助金は、1911年には91,800円へ増額される⁽³³⁾。教育制度も整備され、前述の居留民教育の課題は徐々に解決されていく。

第1項 中等教育機関の設立

進学を希望する居留民学校の卒業者は、主に、縁故がある九州・中国地方の学校に進学しており⁽³⁴⁾、日本までの留学を強いられている状況であった。

居留地における中等教育機関は、1906年の釜山高等女学校を皮切りに京城と仁川に高等女学校が設立された。一般中学校に先立ち、高等女学校が先に設立されていたが、これは女子生徒の父母から、「父兄の膝下を離れて遊学せしむるの不便に忍びず」という声があったからであろう⁽³⁵⁾。居留民社会において中等教育機関の設立は慶祝すべき出来事であり、その開校式(1908年5月)には韓国統監伊藤博文、朝鮮駐劄軍司令官長谷川好道などの人物が参観している⁽³⁶⁾。三浦京城理事官は開校式の祝辞において、「韓国に於て本邦女子教育を目的とする当校の如きは他日の良妻賢母として又海外発展を永遠に確実にするの援助者として耻るなきの良婦人を養成」するであると述べている⁽³⁷⁾。高等女学校の創立には、海外進出における女子の役割がその教育理念として掲げられていた。高等女学校には日本国内から教員が招聘された。例えば、京城高等女学校の学監として、京都女学校に勤務していた教員が招聘されており、日本留学経験がある朝鮮人教員が採用されていた⁽³⁸⁾。

一方、中学校の設置を要求する世論も広がっていた。1907年に京城民長の熊谷頼太郎は東京の関連省庁と

⁽³²⁾ 中内二郎『居留民団の研究』三通書局、1941年、2～4頁。

⁽³³⁾ 統監府が支給する補助金は、1906年の15,000円から1911年には91,800円へ増額される。補助金制度は続き、1910年代半ばには約30万円に、1920年には約84万円に達する。朝鮮総督府学務局『内地人教育の状況』、1921年、21～22頁。

⁽³⁴⁾ 例えば、1899年3月の元山小学校高等科の卒業生6人のうち3人は、長崎・山口県商業学校、熊本県女学校に進学している。「外務省記録」3-10-2-2「在外国各日本居留地共立学校関係雑件」第一巻、1899年7月1日、元山二等領事小川盛重より外務大臣青木周蔵宛の送第83号、「元山公立小学校ニ関スル報告ノ件」の附属書。

⁽³⁵⁾ 前掲書、『京城発達史』、221頁。

⁽³⁶⁾ 『朝鮮』1908年7月号、73頁、「時事日誌」。

⁽³⁷⁾ 『京城新報』、1908年5月26日、「三浦理事官祝辞」。

⁽³⁸⁾ 『京城新報』、1908年4月26日、「韓国高等女学校」。

学校を訪問し、官立中学校の設立を訴えていた。京城居留民団では、「性質上統監府立を以て設立するの寧ろ至当のことと思はるる」と記した請願書を理事官に提出した⁽³⁹⁾。しかし、統監府からは肯定的な返答は得られず、1909年4月に京城居留民団は民団立の中学校設立案を議決する⁽⁴⁰⁾。小学教育と同様に、京城中学校の編制は日本国内と変わらなかった⁽⁴¹⁾。

設立後も中学校の官立化運動は続くが、これは「今日の民団力に於て統監府の補助無くして完全なる中学校を見んとするは到底不可能」という懸念によるものであった⁽⁴²⁾。居留民社会の中学校の官立化への願望は、日本における官立の高等中学校に影響されていたとみられる。その後、統監府は居留民の陳情を受け入れ、官立中学校案は実現する。京城中学校の官立化以来、居留民学校の形態は官立(統監府立)・公立(居留民団立)・私立の3種類に大別されるようになる。

第2項 居留民学校支援策

文部省は、1905年3月に居留民学校の財政支援策として在外指定学校制度を実施した⁽⁴³⁾。在外指定学校制度とは、「在外指定学校職員退隠料及遺族扶助料法」(法律第64号)と同年11月の「在外指定学校ニ関スル規定」(文部省令第20号)によるものであり、指定を受けた在外学校の職員に国庫からの退隠料の支給を決めた制度である。この法令の意義は、在留する国において「内国ニ於ケルト同様ノ教育」を提供するのは国民教育上必要であるのみならず、「邦人ヲシテ安ンシテ外国ニ居住スルノ念ヲ起サシメ其居住者ノ数ヲ増加シ国力ヲ海外ニ伸張スル所以」であると説明された⁽⁴⁴⁾。これによって指定学校の教員は国内の公立学校の教員に準じて待遇されたが、これは文部省の在外学校に対する最初の本格的な支援策であった。朝鮮では、1906年8月に仁川居留民団立尋常高等小学校が第一号として指定を受けた。制定当時の指定権者は外務大臣又は文部大臣であったが、統監府の設置後に指定権限は韓国統監に移る(1906年6月勅令167号)。このため、仁川小学校は初代韓国統監である伊藤博文の名で指定を受けている。

⁽³⁹⁾ 前掲書、『京城發達史』、208頁。

⁽⁴⁰⁾ 『京城新報』、1909年3月7日、「中学校案可決」。

⁽⁴¹⁾ 前掲書、『京城發達史』、225頁。

⁽⁴²⁾ 『朝鮮』1909年4月号、7頁、「時事評論：京城民団立中学校の新設」。

⁽⁴³⁾ 在外指定学校に関しては、渡部宗助「在外指定学校一覽(1906～1945)」在外指定学校関係資料1、国立教育研究所、1982年。同「在外指定学校40年の歴史について」『研究集録』第4号、国立教育研究所、1982年。同「在外指定学校に関する法制度と諸調査」在外指定学校関係資料2、国立教育研究所、1983年を参照。

⁽⁴⁴⁾ 文部省の閣議提出書の一部である。「外務省記録」3-10-2-55「韓国各居留地小学校教育費国庫補助雑件」、1904年10月27日、文部大臣久保田譲より外務大臣小村寿太郎宛の文部省文書課辰發普247号の附属書。

1910年4月末の統計によると、朝鮮全体の居留民学校129校のうち、指定を受けた学校は21校であった⁽⁴⁵⁾。ある程度の規模を持つ学校が指定を受けており、指定率は16%に留まっていた。このような状況を受け、1910年6月に統監府は「在外指定学校規定」(統監府令第23号)を公布し⁽⁴⁶⁾、支援対象を居留民学校全体へ拡大することが図られた⁽⁴⁷⁾。指定学校以外の職員にも同一の待遇を与える措置が採られるとともに居留民学校に対する統監府の権限が明確にされた。

居留民学校と日本の学校との連絡も図られた。文部省は1907年3月に韓国居留民団立小学校児童及び卒業者に関して、市町村立小学校と同等の地位を認めた(文部省告示第73号)。これにより、居留民団立の学校に限定されてはいたものの、居留民学校に一定の資格が認定された。

1907年4月には、「韓国ニ在勤スル居留民団立在外指定学校教員ノ退隠料及遺族扶助料ニ関スル法律」(法律第44号)が制定され、在職三年以上の職員に対し、在職年数を50%加算する措置がとられた。これは台湾に在勤する官吏に準じて、統監府が提出した法律案であった⁽⁴⁸⁾。統監府の提出書には、「特殊の待遇」を与えるべき理由として、「衛生保健ノ設備欠如シ民俗未タ開ケ」ない韓国の現状が挙げられていた。

第3項 教育制度の整備

統監府期には居留民の教育制度も整備される。1909年2月の統監府令第3号の「小学校規則」は、居留民教育を定めた最初の法令であった⁽⁴⁹⁾。基本的に日本の小学校令(1900年8月20日勅令第344号、所謂第三次小学校令)に倣っており、本旨を定めた第一条の「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ智識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」との条文は小学校と同様であった。授業年限・教科目・教則・編制などの規則類も、日本の小学校令及び小学校令施行規則を準用していた。全体25条の「小学校規則」は、日本の「小学校令」(全体73条)に比すると簡略な法令である。その理由は、居留地の事情に柔軟に対応するためであったと考えられる。

他方で「小学校規則」には「小学校令」との相違点もみられる。周知の通り、日本では1900年の全面改正により

⁽⁴⁵⁾ 統監府編『在韓国本邦人学事概況(明治43年4月調)』、1910年。

⁽⁴⁶⁾ 『統監府公報』第155号、1910年6月4日。

⁽⁴⁷⁾ 朝鮮総督府学務局学務課「法令関係書類」(韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0004671)、1910年4月15日(記載が鮮明ではないが「起案」)、「在外指定学校規定制定ノ件」。

⁽⁴⁸⁾ 「台湾ニ在勤スル官吏ノ恩給及遺族扶助料」(明治33年3月法律第75号)の第1条に50%加算が規定されている。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A01200026200、公文類聚・第三十一編・明治四十年・第十八卷・警察・行政警察、社寺・教規・神社、賞恤・褒賞・恩給・賑恤、「韓国ニ在勤スル居留民団立在外指定学校職員ノ退隠料及遺族扶助料法ヲ定ム」。

⁽⁴⁹⁾ 『統監府公報』第88号、1909年2月13日。

小学教育は無償化したが、小学校規則には授業料の規定が存在した。授業料は、尋常小学校が一月に40銭以下、高等小学校が80銭以下と、金額の上限が設けられていた(第25条)。賦課金・授業料に依存している居留民団の財政状況からみれば、無償化は現実的に難しかった。その後も小学教育の無償化は居留民社会において度々議論されたが、実現することはなかった。

なお、統監府期における制度整備として、1910年3月の「統監府中学校規則」(統監府令第9号)も挙げられる⁽⁵⁰⁾。前述の中学校の官立化により、勅令第99号「統監府中学校官制」とともに公布された。これらの規則は、大まかにいえば日本の教育制度に準拠しており、授業年限も日本と同様5年であった。ただ、学校編制は異なり、第一部と第二部で構成されていた。第一部の科目は日本の「中学校令施行規則」(1901年文部省第3号)に準拠しており、日本と同様の中等教育を提供していた。他方、第二部は韓国の事情を考慮したものであった。第二部は、実業中心の教育を目標とし、とくに4年生以上には理科・地理・韓語・経済・簿記などの科目が追加されていた。その後、統監府立中学校は1910年6月の文部省告示第163号により、本国の府県立中学校と同等に取り扱われるようになる⁽⁵¹⁾。

統監府期は、居留民学校に対する業務が文部省から統監府に移管される時期であった。この過程で、本国日本の教育制度の在外居留地への適用問題は、統監府による教育制度の制定によって解決される。居留民社会の官立中学校設立への陳情も受け入れられ、「併合」に先立って実現された。居留民の教育は、本国日本の制度に準拠しながらも、韓国の事情を反映する形で整備されたといえよう。

第3節 居留民教育の変容

第1項 「内地」を知らない児童の増加

統監府の設置から1910年代の「武断政治」期にかけて、児童教育をめぐるはどのような議論がなされていたのであろうか。最も顕著であったのは、母国を知らない児童の増加に対する憂慮であった。これをめぐっては、児童に対する意識調査も行われた。1914年に京城内の小学校生徒約6千人のうち、約2千人が「内地を知らない」という調査結果が発表された⁽⁵²⁾。総督府中学校の場合は、「内地に関する的確なる経験的及び实际的の知識を持って居ると認むべき者」が51%に過ぎないという結果が出た。全体生徒数588人の内、「内地」生まれは524人

⁽⁵⁰⁾ 『統監府公報』号外、1910年3月30日。

⁽⁵¹⁾ 第2部生には適用されなかった。『統監府公報』第156号、1910年6月11日。宋炳基編『統監府法令資料集』下編、大韓民国国会図書館、1973年、562頁。

⁽⁵²⁾ 総督府中学校が行った調査である。幣原坦は大韓帝国の学部において学政参与官を務めた人物である。幣原坦『朝鮮教育論』六盟館、1919年、303頁。

(89%)であり、朝鮮生まれの児童は1割弱であった。したがって、調査内容は不詳であるものの、その基準は出生地ではなく、実際の経験や知識に基づいていたことは確認できよう。

朝鮮生まれの児童が増加するなかで、教育界においては母国をどのように伝えるかが課題となっていた⁽⁵³⁾。学務局長の関屋貞三郎は、1911年8月小学校教員対象の夏季講習会において「朝鮮ヲ知りテ日本内地ヲ知ラサルモノ多シ……日本母国ニ対スル観念ヲ薄弱ナラシムル憂ナシトセス」と述べ、「教授訓練ノ祭常ニ此ニ意ヲ注キ忠君愛国ノ精神」を育成することに努めるよう訓示している⁽⁵⁴⁾。また、寺内正毅は講習会に参加した教員を官邸に迎え、「母国ヲ離レテ新開地ニ渡来スルモノハ動モスレハ母国ノ感化薄弱ナル傾向」があると述べ、「母国ヲ愛シ天皇陛下ニ対スル奉公ノ念ヲ養成スルハ内地ニ比シ一段ノ努力ト工夫トヲ要」（闕字は原文のまま）すると注意を喚起していた。寺内総督は、「陛下及国家ニ対スル観念」、「朝鮮人ヲ指導スル意思」を挙げながら、植民地に暮らす児童の精神育成を強調していたが、教員や学校組合議員も同様の認識を共有していたとみられる。これまでの本国同様の教育を施行するという目標にも変化が生じていた。児童には、「内地」に対する観念、なかんずく忠君愛国の精神涵養が強調されるとともに、朝鮮人を指導する役割が新たに加えられていた。「併合」後、居留民教育は「内地人」教育へ変貌しつつあったのである。

第2項 学校組合制度の導入

韓国における学校組合制度は二期に分けて説明できる。第一期は、1909年12月の「学校組合令」（統監府令第71号）の公布から1913年10月の改正までである。改正後の第二期に関しては後述することにする。【表 3-2】からもうかがわれるように、1909年当初、学校組合は小規模の居留民社会の「自治」団体として導入されていた。学校組合制度の立案過程を示す史料は、管見の限り見当たらないものの、以下の理由から日本における町村組合を参考にし、導入したと推測される。

町村組合は、1888年公布の市町村制にその起源がある。市町村制の第6章は町村組合を規定しているが、第116条には「数町村ノ事務ヲ共同処分スル為メ其協議ニ依リ監督官庁ノ許可ヲ得テ其町村ノ組合ヲ設クルコトヲ得」と定められている。要するに、町村組合は複数の町村が共同で行政を行うための制度であった。また、1900年公布の「小学校令」にはより具体的な町村組合の事例が提示されている。町村組合は、「一町村ノ資力尋常小学校設置ニ関スル費用ノ負担ニ堪ヘス」（第7条）の場合、又は「一町村ニ於テ就学セシムヘキ児童ノ数一尋常小学校ヲ構成スルニ足ラス」（第8条）の場合、町村組合を設立することが可能であった。財政基盤が弱い地域、又は学

⁽⁵³⁾ 1918年頃の仁川尋常高等小学校の調査によると、「内地」生まれの児童は735人、朝鮮生まれの児童は897人であったという。同上、304頁。

⁽⁵⁴⁾ 『朝鮮総督府官報』第314号、1911年9月13日。

齡児童が少ない町村では他の町村と組合を結成し、学校を共同経営することが可能であった。

統監府公布の「学校組合令」の第1条は、「学校組合ハ法人トシ官ノ監督ヲ受ケ法令ノ範囲内ニ於テ専ラ教育事務ヲ処理スルヲ目的トス」と定められている⁽⁵⁵⁾。学校組合は、地域内に居住する帝国臣民の半数以上の同意を得て設立された。教育事業を行う組合の設立は、居留民からの同意も得やすかったとみられ、小規模の日本人社会において急速に導入されていく。教育事業が主要な業務であったが、地域によっては衛生事業を兼ねる場合もあった。

1910年3月に京畿道の江華学校組合と忠清南道の端山学校組合、平安南道の広梁湾学校組合を皮切りに⁽⁵⁶⁾、各地において学校組合の設立が相次いだ。新設のみではなく、従来の居留民団体が学校組合へ切り換わる例も多かった。【表 3-2】は、「韓国併合」前後における京畿道内の居留民団体の状況である。1910年から1911年にかけて、既存の日本人会又は総代役場は学校組合へ切り換えており、1911年末以降に新設された居留民団体はすべて学校組合として設立されている。この背景には、以下のような総督府の方針があった。

学校組合令發布後内地人団体ノ経営ニ係ル小学校ノ大多数ハ漸次学校組合立ニ変更致候へ共猶多少日本人会又ハ居留民会等ノ設立ニ係ルモノアリ。将又本年度ニ於テ設立セントスルモノモ何々日本人会又ハ何々学校維持会等ノ名ヲ以テセントスルモノアリ。斯リテハ維持ノ確實ヲ期シ難キモナラズ団体財政等ノ監督上ニモ差支不尠……⁽⁵⁷⁾。

この認識から総督府は、「今後新ニ小学校ヲ設立セントスル場合ハ必学校組合立トシ猶従来日本人会又ハ居留民会等ノ設立ニ係ルモノモ出際可成学校組合立ニ変更」する旨の案を作成し、各道長官に通牒した⁽⁵⁸⁾。日本人会のような団体が、「其ノ規模施設完全ナラス。之カ管理監督モ又区々ニ涉リテ統一ヲ欠」という判断から⁽⁵⁹⁾、法人格を有する学校組合の設立を奨励していた⁽⁶⁰⁾。また、鉄道沿線に形成されつつあった小規模の日本人社会

⁽⁵⁵⁾ 『統監府公報』号外、1909年12月27日。

⁽⁵⁶⁾ 『統監府公報』第145号、1910年3月26日。

⁽⁵⁷⁾ 「法令関係書類」(韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0004671)、1911年4月26日、朝鮮総督府より各道長官宛の第31号、「学校組合設置ノ件」。

⁽⁵⁸⁾ 同上の付属書。

⁽⁵⁹⁾ 朝鮮総督府編『朝鮮統治三年間成績』、1914年、61頁。

⁽⁶⁰⁾ この方針は、新聞記事からも確認できる。「地方に居住する内地人は統監府令に基き学校組合を設け居れるが中には依然日本人会と称する名の下に小なる民団を組織せるもの少なからず。而して法令に拠らざる組織は種々不備の点多きのみならず。学校経営等の場合に於て完全なる教員を得る能はず。且普通教育の統一上幾多の弊害あるを以て当局者成るべく学校組合に改設せしむべく居り」『京城新報』、1911年3月5日。

にも適用可能な制度と判断していたとみられる。これは財政基盤が弱い地域、又は学齢児童が少ない地域に導入された町村組合制度と通じる点があった。以上のような学校組合一元化の方針の下で、学校組合の設立は各地に相次いだ。

【表 3-2】「韓国併合」前後における京畿道内の居留民団体の状況

1909年末				1913年末			
団体名	設立許年月日	戸数	人口	団体名	設立許年月日	戸数	人口
京城居留民団	1906年8月15日	7,581	25,296	京城居留民団	1906年8月15日	15,098	55,628
仁川居留民団	1906年8月15日	2,358	7,566	仁川居留民団	1906年8月15日	3,033	11,440
				江華学校組合	1910年3月18日	30	82
水原居留民総代役場	1906年8月30日	350	1,247	水原学校組合	1910年5月31日	423	1,621
永登浦居留民総代役場	1905年4月24日	171	520	永登浦学校組合	1910年6月9日	315	1,179
				汶山学校組合	1911年3月31日	35	124
開城居留民総代役場	1900年6月17日	336	1,085	開城学校組合	1911年6月8日	404	1,478
安城日本人会	1909年10月25日	43	113	安城学校組合	1911年7月26日	58	210
烏山日本人会	1907年5月06日	27	89	烏山学校組合	1911年10月25日	74	286
驪州日本人会	1909年6月23日	29	77	驪州学校組合	1911年11月06日	40	121
平澤居留民総代役場	1908年5月5日	38	112	平澤学校組合	1911年11月9日	80	250
				議政府学校組合	1911年11月20日	34	117
				金浦学校組合	1912年4月4日	22	57
				漣川学校組合	1912年4月6日	63	170
				長湖院学校組合	1912年7月18日	49	125
				利川学校組合	1912年7月24日	55	170
				交河学校組合	1912年11月2日	35	114
				龍仁学校組合	1913年4月4日	25	83
				楊平学校組合	1913年7月24日	28	49

出典 1909年末は、朝鮮総督府編『第四次朝鮮総督府統計年報』、1911年、147～155頁。1913年末は、『朝鮮総督府統計年報』1913年度版、32～33頁による。

注 1913年末の状況を基準とし、同地域の変遷が確認できるように整列した。

第3項 総督府による教育制度の整備

第2章で考察したように、植民地化は居留民社会の位置づけに変化をもたらしたが、教育事業も同様であった。総督府は教育制度の整備に取り組んでおり、1911年8月の朝鮮人を対象とした「朝鮮教育令」(勅令第229号)はその結果であった。翌年3月には、日本人を対象とする「朝鮮公立小学校規則」、「朝鮮公立高等女学校規則」、

「朝鮮公立実業専修学校及朝鮮公立簡易実業専修学校規則」が公布される⁽⁶¹⁾。これらの法律によって民族別の教育制度は確立する。

なお、同時期に総督府内では居留民団の解散と新しい地方制度の制定が議論されていた。当初は三つの案が存在し、①総督府取調局の原案に総督官房総務局および拓殖局が修正を加えた案、②総督府官房外事局長の小松緑の案、③朝鮮総督府内務部の案が議論されていた⁽⁶²⁾。論点の一つは、両民族の教育財政をどのようにするかにあった。①②の案は府が教育事務を管掌すると規定するかたわら、民族別に教育費を賦課し、特別会計にする構想であった。教育費の会計は民族別に区分するが、府が教育事業を統轄する案であった。これに対し、③の案は、教育事務を府の業務とせず、民族別に地方団体を運営する案であった。結果的に③の案が採択され、1912年秋になると、府地域における日本人の教育事業を学校組合へ継承する案にほぼ確定していた⁽⁶³⁾。

地方行政の業務から日本人教育を除外した背景には、居留民団の慢性的な財政問題が影響していた。当時、多くの居留民団は居留民学校の新築に迫られており、経費調達のために債券を発行していた。1908年に京城居留民団は経費節約に取り組んでいたが、校舎新築のための起債はやむを得ないと判断していた⁽⁶⁴⁾。1910年代初頭の京城居留民団の歳出をみると、教育費は約40～50%を占めていた。校舎新築による財政難は、居留民団共通の問題であった。自然増加ではない、社会的増加による学齢児童の急増がその原因であった。それに、居留民団の収入構造にも問題があった。特別な収益事業を持たない居留民団の収入源の60%以上は居留民団税であり、税金収入に頼っていた。

では、京城居留民団の事例から、民団予算において教育費が占める割合を確認してみよう(【表 3-3】)。教育費は、57.1%(1911年)、48.5%(1912年)、39.8%(1913年)を占めていた。校舎2棟の新築が行われ、多額の臨時予算を所要した1911年を除外しても、教育費は予算の4割～5割を占めていた。このような居留民団の財政状況については、総督府も調査から把握していた。総督府外事局の調査によると、居留民団の教育事業関係の財産は149万円であり、負債は約33万円であった⁽⁶⁵⁾。負債額のほとんどは京城(12万円)と釜山(11万円)における

⁽⁶¹⁾ 『朝鮮総督府官報』号外、1912年3月27日。後に、1915年8月に「私立学校規則」が発布され、教育制度の整備は一段落する。

⁽⁶²⁾ 「府制案関係書類」(韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0002541)。3つの案は、姜再鎬『植民地朝鮮の地方制度』東京大学出版会、2001年、143～155頁に活字化されている。

⁽⁶³⁾ 『朝鮮新聞』、1912年8月16日、「民団廃止案決す」。『朝鮮新聞』、1912年8月20日、「民団廃止後の組織」。『朝鮮新聞』、1912年9月21日、「民団廃止と当局」。

⁽⁶⁴⁾ 「歳入出予算は不急の事業は総て之を避け、尚経費の節約及び削減し得べきものは殆んど其極度迄の減額をなしたるも、是等教育事業の為め金四万円の民団債を起すの止むなきに至る」前掲書、『京城発達史』、222頁。

⁽⁶⁵⁾ 朝鮮総督府外事局「居留地関係書類(民団関係調査ノ分)」(韓国国家記録院所蔵、CJA0002273)、「府管内朝鮮人戸口調」。

校舎新築が要因であったとみられる。例えば、京城では1906年から1914年にかけて8ヶ所の校舎が新築されていた⁽⁶⁶⁾。

1914年に居留民団の負債額は、約289万円に及んでいた⁽⁶⁷⁾。京城居留民団の全体負債額(276,750円)は、京城府の1年予算(1914年410,330円)の67%に及ぶ金額であった。この状況を踏まえ、総督府では緊急事業以外の起債は認可しない方針を立てていた⁽⁶⁸⁾。以上の居留民団の財政状況を把握していた総督府は、地方行政から日本人の教育事業を分離する案を採択したと考えられる。このように、学校組合への継承は財政負担を居留民社会に転嫁する一面もあったのである。

【表 3-3】 京城居留民団の予算、歳出の部(1911～1913年)

区分	歳出項目	1911年		1912年		1913年	
		予算額	比率	予算額	比率	予算額	比率
經常部	役所費	56,612	11.8%	63,651	16.8%	67,941	14.6%
	会議費	3,522	0.7%	3,246	0.9%	2,296	0.5%
	選挙費	-	-	-	-	-	0%
	土木費	21,151	4.4%	17,566	4.6%	12,949	2.8%
	教育費	129,378	26.9%	157,784	41.8%	172,979	37.1%
	衛生費	40,703	8.5%	41,214	10.9%	40,062	8.6%
	救助費	1,238	0.3%	1,820	0.5%	3,633	0.8%
	警備費	6,064	1.3%	10,290	2.7%	13,249	2.8%
	公園費	1,144	0.2%	921	0.2%	1,768	0.4%
	墓場及火葬場費	2,928	0.6%	4,599	1.2%	4,178	0.9%
	借地料	986	0.2%	1,075	0.3%	844	0.2%
	財産管理費	-	-	100	0.0%	100	0%
	基本財産編入金	3,578	0.7%	1,883	0.5%	1,657	0.4%
	積立金	-	-	-	-	-	0%
	接待費	2,200	0.5%	2,200	0.6%	2,000	0.4%
	その他	12,572	2.6%	19,455	5.1%	94,227	20.2%
小計	282,076	58.7%	325,804	86.2%	417,883	89.6%	
臨時部	役所費	5,874	1.2%	1,050	0.3%	1,162	0.2%
	土木費	4,724	1.0%	935	0.2%	-	0%
	教育費	144,952	30.2%	25,387	6.7%	12,009	2.6%
	勸業費	-	-	-	-	-	0%
	衛生費	437	0.1%	-	-	-	0%
	警備費	350	0.1%	250	0.1%	115	0%
公園費	2,828	0.6%	2,042	0.5%	-	0%	

⁽⁶⁶⁾ 日出尋常小学校(1906年)、南大門尋常小学校(1908年)、龍山尋常高等小学校(1909年)、桜井尋常小学校(1910年)、京城高等女学校(1910年)、元町尋常・鐘路尋常高等小学校(1911年)、西大門尋常高等小学校(1914年)が竣工された。木村友之太丞『京城回顧録』朝鮮研究会、1922年、193頁。

⁽⁶⁷⁾ 『朝鮮総督府統計年報』1913年度版、815～816頁。

⁽⁶⁸⁾ 『朝鮮新聞』、1913年5月12日、「各地民団債」。『朝鮮公論』通巻第3号、1913年6月、64頁、「朝鮮時事記要」。

	墓地及火葬場費	-	-	-	-	605	0.1%
	寄付及補助	900	0.2%	2,950	0.8%	3,700	0.8%
	民団債費	14,494	3.0%	19,373	5.1%	29,315	6.3%
	その他	23,950	5.0%	-	-	1,500	0.3%
	小計	198,509	41.3%	51,987	13.8%	48,406	10.4%
合計		480,585	100%	377,791	100%	466,289	100%

出典 1911～1912年は、『朝鮮総督府統計年報』1911年度版、296～300頁。1913年は、『朝鮮総督府統計年報』1912年度版、271～272頁。

第4項 学校組合への継承をめぐる議論

居留民団の解散に対し、反対運動を展開していた日本人社会の様子は第2章でみた通りである。日本人社会にとって教育事業の学校組合へ継承は教育における「自治」の存続を意味するため、歓迎されるべきであった。ところが、日本人の教育事業を別にするのは、総督府が掲げていた「同化」や「一視同仁」という建前と相反するものであった。仁川発行の民間新聞『朝鮮新聞』の記事では、この矛盾に対する日本人社会の批判があらわになっている。

同化策の為に民団制を撤廃すべしと云ふは拙し。同化の為にせむとならば、何よりも同化に大効果あるべき教育を一緒にすること最も急要なり。殊に況んや学校組合のみを残存しての同化呼ばはるは聊か見当を外れずや。然れども是れ併しながら、斯くの如くに主張するは、美名を銜ふて渡りに船を藉る表面上の辞令のみ。誰か此甘言に乗せらるる者あらむや……従来^{いつれ}の民団所在地及び学校組合所在地共に、才に新学校組合の名義の下に漸くに自治の一部を存置せられたり。斯くの如く、帯とも附かず^{たすき}襷とも附かざる施設を為さむよりは、一層の事何故に教育事務をも府の下に移さざりしや。当局及び御用紙は府統一の利益を主張せるが如し。然らば教育事務をも何すれぞ。之を府に一括統一せざりしや⁽⁶⁹⁾。

居留民団の廃止に反対する日本人社会を前に、総督府では「同化」や「一視同仁」の論理をもって説明していたが、居留民社会は総督府の論理に矛盾を見出していた。総督府が掲げるモットーは美名に過ぎず、その真意は別にあることを察知していた。京城居留民団議員の一人は、「在住民には有り難くない処置と云はねばならぬ。今民団の費用の大半以上は此処学校経費に要して居るのである。其学校組合丈を残して民団を廃すると云ふは、自治機関は取り上げるが、費用の多い学校はお前の方で行れ、それ丈は許すと云ふ事に成る」(傍点は原文)と批判していた⁽⁷⁰⁾。また、元民団議員であった牧山耕蔵も、自身が経営する『朝鮮公論』の社説において、「児童教

⁽⁶⁹⁾ 『朝鮮新聞』、1913年11月8日、「府制の発布と学校組合令の改正(三)」

⁽⁷⁰⁾ 『朝鮮及満洲』第51号、1912年5月号、17頁、「時事所感二則」。

育上毎年一校宛を増築せざる可らず」という状況に触れ、「市民が之を負担し得るや否や亦十分に講究せざる可らず。是れ官憲万能の総督府も特に学校組合令を設けて或程度に於ける自治を母国人に与えたる所以なり」と述べていた⁽⁷¹⁾。総督府の真意は、日本人教育における「自治」の温存にあるのではなく、財政負担の回避にあることを居留民社会は看破していたのである。

第4節 学校組合の設立と経営

第1項 居留民団から学校組合へ

1913年10月に新しい地方制度である「府制」が公布された。これに合わせる形で、既存の「学校組合令」は改正(制令第8号)されるが、この以降を学校組合の第二期と位置づけられる。小規模の集団居住地を対象としていた学校組合は、府の日本人社会にも導入される。

改正の主旨は、組合会の権限の縮小と管理者の権能強化にあった⁽⁷²⁾。総督府は、議決機関である学校組合の議決事項を教育に限定する措置をとり、学校組合の管理者には専決処分権や議決取消権を与えた。例えば、京城学校組合の組合会で議決された事項に対して、管理者の京城府尹は監督権を行使し、取り消すことが可能であった。総督府では学校組合というモデルを府の日本人社会に適用するにあたって、制限を設ける必要があったのである。

1914年4月に「府制」は実施され、教育部門を除く行政業務は府へ引継がれた。これに先立ち、同年1月の総督府通牒「居留民団ノ事務及権利義務の移属処分ニ関スル標準」により、居留民団の財産はその用途・目的によって移転先が区分され、教育関連は学校組合に、その他の財産は府へ受け継がれた。借金も同様に区分され、京城居留民団の未返済額266,809円のうち194,684円(73%)は、京城学校組合に引き継がれた。

この継承に対し、京城民団の議員たちは内務部長官の宇佐美勝夫を訪問し、教育財政の改善を陳情した。この場では、官財産の払下げ、学校の官立・公立化に対する請願が行われた⁽⁷³⁾。この請願は実を結び、上記の総

⁽⁷¹⁾ 『朝鮮公論』通巻第15号、1914年6月号、53頁、「令語熱舌」。

⁽⁷²⁾ 詳述すると、①学校組合の中で、府の区域を包含するものは、府尹が管理者として職務にあたる、②組合の監督庁を明記し、府の区域を包含する組合は道長官・総督が、その他の組合は郡守・道長官・総督が監督する、③従来学校組合は衛生事業も行うことが可能であったが、その範囲を教育事業に局限する、④組合の設置・廃止・境界変更は特定の資格ある組合員3分の2以上の同意又は組合会の特別決議を要する、⑤組合会の組織・職務・権限、組合員の選挙に関する事項が明記され、制度の統一が図られた。京城府編『京城府史』第2巻、371頁。

⁽⁷³⁾ 基本財産として100万円以上の官有物を下付するよう総督府に交渉すること、学校職員の任免権は政府が専有し、職員は国家の官吏として俸給は政府負担し、居留民は設備に就て責任を有すること、高等女学校は総督府の経費を以て支出することが建議された。前掲書、『京城回顧録』、177～178頁。

督府通牒には、「特定ノ目的ヲ有セサル基本財産及一切ノ収益財産ハ学校組合ニ移属セシムル」という条項が設けられた⁽⁷⁴⁾。教育関係の財産のみではなく、特定できない財産が学校組合に継承される結果となった。京城では、新町の宅地(遊廓)、吉野町の畑・墓地跡などの財産が京城学校組合に引き継がれた。

第2項 学校組合会の議員構成

1914年末現在、252ヶ所の学校組合が設立されており、朝鮮全体の日本人人口の84%が組合員であった。1920年になるとその比率は94%へ増加する⁽⁷⁵⁾。居留民団の解散以降、日本人社会の中心が学校組合に移っていた様子がうかがえる。

学校組合の運営は組合会で議決された。居留民団の解散後、唯一の議決機関であった学校組合会の議員選挙をめぐる選挙戦が繰り広げられていた。第2章でみたように、1914年の京城学校組合会は、官吏、会社役員、実業家などの有力人物で構成されていた(【表 2-10】)。1920年の議員構成をみると、以前に比し官吏出身者が増えていた。議員18名のうち、半分の9名が官吏又は親総督府の人物であった(【表 3-4】)。郵便所長を含め、総督府の機関紙京城日報社の理事、総督府視学出身の教育者は官側の人物に分類できる。この議員構成から、組合会では官と民の間に対立がしばしば生じていた⁽⁷⁶⁾。民間側の議員は、「学校組合費は国庫の支出を仰ぐにあらざれば市民として組合費の負担は到底免れ難き」現状に触れながら、官吏の議員進出と学校組合の半官的組織への変容に警戒を示していた。

⁽⁷⁴⁾ 1914年2月の居留民長会議における意見を寺内総督が聞き入れ、関連の指示があったという。前掲書、『平壤発展史』、69～71頁。

⁽⁷⁵⁾ 組合員数は、朝鮮総督府内務局編『大正十二年度学校組合財政状況要覧』、1923年。人口は、『朝鮮総督府統計年報』各年度版。

⁽⁷⁶⁾ 「本年の学校組合費割当は概して官吏側は民間側に比して高率となり居れり。次期に於ては一層其率を増すの虞あわば此際官吏側を多く出すは即ち自己を擁護するものなりといふに在りて暗に民間側に対して挑戦的態度に出でつつあり。総督府に於ては票口七百数十票ありて之れを二分するも当選疑ひなきに口口は勿論出入商人其他にまで半命令的に投票を促しつつある。より雇員傭人等は頗る反感を懐き居るもの如く之れに対し民間の有力なる一団は非常に憤慨して曰く、学校組合費は国庫の支出を仰ぐにあらざれば市民として組合費の負担は到底免れ難き所にして官吏の課税を安くすれば勢ひ民間の負担を重からしむ口口所以なり」(口は読解不能)。『朝鮮新聞』、1920年6月2日、「余す処一週日耳一京城学議逐鹿戦」。

【表 3-4】 1920年の京城学校組合議員

氏名	得票	渡航時期 (年齢)	職業	出身地及び経歴
大内要	358	1910年頃	総督府鉄道局副参事	兵庫県。東京商業学校卒業。統監府鉄道局事務官。
田中半四郎	322	1904年	土木建築請負業	京都府下船井郡。東京成城学校卒業。中央气象台朝鮮派遣員に任じられ、仁川に在住。統監府会計局嘱託。1913年に京城居留民団議員。
高山孝行	321	1907年	牧畜業	富山県。村吏出身。荒井牧場主任。門外地域推薦の議員。
大垣丈夫	308	1904年	言論人	石川県金沢市。石川県第一師範学校卒業。教員を経て、京都新報社に入社。石川日日新聞・東京さくら新聞を創刊。1904年に朝鮮に渡り、大韓協会を創設。1914年に京城通信社を継承し、1917年より満鮮評論雑誌社長を兼ねる。
小杉彦治	308	1902年	教育者	栃木県。韓国政府学部事務官。総督府学務課視学。淑明女学校校長。
黒岩覚一	306	1907年	総督府高等法院書記課書記長	佐賀県。1907年佐賀県地方裁判所より統監府地方法院監督書記となる。総督府司法部嘱託。
土井一義	296	—	豆腐製造業	岡山県。古市町総代。南大門外金融組合幹事。門外地域推薦の議員。
橋本茂雄	287	1909年	質屋経営	群馬県。1909年来鮮。質屋組合長。
若曾根当五	284	1905年	総督府鉄道局参事補	岐阜県。1897年横浜地方裁判所書記。1905年統監府鉄道建設部に招聘され、朝鮮に渡る。
望月勉	282	1904年	町総代	京都府。小学校教員を経て、1904年大林組社員となり仁川、龍山で勤務。龍山漢江通第1区町総代。龍山地域推薦議員。
兼古礼蔵	269	1904年	酒造業	新潟県。1904年一家を挙げて朝鮮に渡り、龍山で酒造・醤油醸造業を始める。1906年龍山居留民団議員。1913年宇恵喜醤油株式会社を設立、専務取締役。1914年府協議会委員。龍山地域推薦議員。
戸部巖	268	1907年又は1910年	印刷業	岡山県。質屋経営を経て、戸部印刷所(石版印刷業)を経営。
今村武志	250	1910頃	総督府財務局専売課長	東京帝国大学卒業。総督府内務部地方局にて民団撤廃事務、学校組合事務に関与する。1919年総督府専売課長。
川津玉留	249	1907年	総督府総督官房。庶務部会計課嘱託	山口県。1907年韓国財政顧問附に招聘されて朝鮮に渡る。総督府会計課勤務。
曾我勉	248	1884年	郵便所長	東京市。明治法律学校卒業。日清戦争時に召集されて参戦。1885年韓国政府の招聘により、韓国軍顧問及び補佐官兼武官学校助教に任じられる。1896年京城居留民会議員。1912年郵便所長。

藤村忠助	237	1894年	京城日報社理事。経理課長・営業局長	山口県。1894年来鮮し、仁川日本人商業会議所書記となる。1904年辞職し、韓国勸農会を設立。仁川居留民団議員。1909年京城日報社仁川支局長を兼任し、1915年本社転勤となる。
片桐要治	231	1910年頃	総督府為替貯金管理所主計課長(事務官補)	宮城県。東京郵便通信学校卒業。逓信省為替貯金局勤務を経て、朝鮮総督府逓信局に転じる。1918年より為替貯金管理所主計課長。京城在郷軍人分会副長。
犬島新作	227	1904年又は1905年	土木建築請負業	富山県。仁川にて土木請負業。

出典 『朝鮮新聞』、1920年6月11日、「学議選挙の結果」。朝鮮公論社編『在朝鮮内地人紳士名鑑』、1917年。『朝鮮総督府職員録』(韓国国史編纂委員会ウェブサイトのデータ検索による)より整理。

注 渡航年度が不明な場合は「-」をもって、確定できない場合は年度を併記するか「頃」に表記した。

第3項 学校組合の財政問題

居留民団に引続き、学校組合は設立当初から財政問題を抱えていた。京畿道学校組合管理者が集まる会議において、総督府地方局長の小原新三が経費節約の重要性を強調したのもその理由からであった⁽⁷⁷⁾。学校組合の収入は組合費と授業料に依存していた。1914年～1918年にかけての京城学校組合の歳入をみると、組合費は予算全体の5～6割を占めていた⁽⁷⁸⁾。1918年度の予算(【表 3-5】)では、とくに組合費への依存度が高かったことが確認できる。他方、支出の部では小学校教育費が歳出の約65%を占めていた。

このような学校組合の財政構造にさらに負担をかけたのは学齢児童の急増である。1915年の調査によると、小学校のうち、20学級以上を保有する学校も多かった⁽⁷⁹⁾。校舎の増築・新築のための起債は、組合費の引上げに繋がっており、京城学校組合の一戸当りの平均組合費は8円(1914年)から21円(1918年)へ増加していた。

このような学校組合の財政状況から、教育費負担の是正と居留民団制度の改善を求める議論がなされる。「文化政治」期に入った1920年の議員選挙をきっかけに様々な意見が出された。まず、学校組合の財政問題に関して、本国日本と同様に授業料免除の施行を主張する意見のほか、この小学教育の義務教育化に対する反対意見もあった。授業料の徴収を廃止すると、組合費が一戸当たり平均3円50銭が増加すると指摘し、「組合員の負担といふ事を離れては名論も卓説も一の空論に過ぎぬ」との現実論であった⁽⁸⁰⁾。また、小学校教員給料の国庫支弁

⁽⁷⁷⁾ 『朝鮮彙報』1914年5月号、21～29頁、「学校組合の管理に就て」。京城日報社編『府及学校組合法規提要』、1914年にも速記録が掲載されている。

⁽⁷⁸⁾ 京城府編『京城府史』第3巻、1941年、75～76、216～217、368～369、464～465、601～602頁。

⁽⁷⁹⁾ 日出公立尋常小学校(20学級)、南大門公立尋常小学校(20学級)、桜井公立尋常小学校(19学級)、仁川公立尋常高等小学校(27学級)、大邱公立尋常高等小学校(20学級)。朝鮮総督府内務部学務局『(大正4年)例規』(韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0004678)、「公立小学校学級編成ニ関スル件」。

⁽⁸⁰⁾ 『朝鮮新聞』、1920年6月5日、「学校組合改造の叫び(続)―理論より実行」。

を主張する意見もあった。弁護士の安住時太郎⁽⁸¹⁾は、日本の国庫支弁の状況に触れながら、次のように主張していた。

朝鮮に於ける教育殊に国民に強る処の義務教育なるものは国家の政策の上から日本内地のそれよりもどの位人民が国家的に犠牲を払うて居るかと云ふ事を考へて御覧なさい。為したい事でも云ひたい事でも朝鮮人の統御上に顧みて又当局の施政方針に順応すべく考へてそこにどの位の犠牲を払はせられて居るかと云ふ事は内地に於ける教育者の想像も及ばぬ処があるであらう。其上朝鮮の教員は純官吏であつて当局官憲の意によりて自由勝手に任免もされ移動もさせられて居る今日の制度ではないか。この様な制度は教育其ものから見て決してよい制度とは云はれないだらう。こんな制度の下に教員を小役人式に機械の如く動かして居て而かも其給料を学校組合費の負担に任じて置くと云ふやうな矛盾が天下何れの地にあるだらうか⁽⁸²⁾。

朝鮮では義務教育の無償化が実施されておらず、一部の補助金を除くと、日本人が教育費を負担する構造であった。財政負担を日本人社会に押し付けながらも、監督機関として総督府が教員人事を行うその矛盾を指摘していたのである。安住の意見のなかで、とくに注目できるのはその教育状況を「朝鮮人の統御上」の「犠牲」と表現している点である。本国日本と同様に義務教育が実現できないのは、朝鮮人と共同で暮らす環境に起因するという論理である。児童教育における日本人の「犠牲」という認識からは、日本人社会に共有されていた意識が垣間見られる。植民地支配政策の下で「植民者意識」が育まれていたのである。

【表 3-5】 京城学校組合の1918年度予算表

歳入の部			歳出の部		
經常部	予算額	比率	經常部	予算額	比率
組合費	195,140	58.9%	事務所費	16,109	4.9%
使用料及手数料	54,216	16.4%	会議費	730	0.2%
財産ヨリ生スル収入	13,033	3.9%	小学校費	155,272	46.9%
雑収入	538	0.2%	高等女学校費	33,708	10.2%
			庚子記念幼稚園費	2,863	0.9%
			簡易実業専修学校費	1,944	0.6%
			学校衛生費	1,564	0.5%
			基本財産造成費	890	0.3%

⁽⁸¹⁾ 安住は1907年に韓国政府法部民事局長として招聘され、総督府司法部民事課長・高等法院検事を経て、辞職後は弁護士事務所を開いていた。朝鮮公論社編『在朝鮮内地人紳士名鑑』、1917年、427～428頁。

⁽⁸²⁾ 『朝鮮新聞』、1920年6月1日、「学校組合改造の叫び—新選出議員は須らく大局に着眼せよ」。

			財産管理費	3,851	1.2%
			国庫納金	790	0.2%
			雑支出	837	0.3%
			予備費	3,992	1.2%
(経常部計)	262,927	79.4%	(経常部計)	222,550	67%
臨時部	予算額	比率	臨時部	予算額	比率
繰越金	3,000	0.9%	臨時手当	22,967	6.9%
補助金	35,805	10.8%	小学校費	58,972	17.8%
寄付金	2,800	0.8%	高等女学校費	1,550	0.5%
過年度収入	800	0.2%	寄付及補助	1,500	0.5%
繰入金	26,000	7.8%	組合債費	23,792	7.2%
財産売却代	0	0.0%	選挙費	-	-
(臨時部計)	68,405	20.6%	(臨時部計)	108,781	33%
合計	331,332	100%	合計	331,331	100%

出典 京城府『京城府史』第三卷、1941年、601～602頁。

小結

本章では、在朝日本人の教育を担っていた「自治」団体と教育制度の変容に着目し、在朝日本人の教育事業の展開を検討した。以下、本章で明らかになった点を簡単に整理してみたい。

居留地において、教育事業は居留民の定着と関連する重要課題と認識されていた。居留民社会では早い時期から、居留地公費をもって居留民学校を設立し運営にあたっていた。日露戦争を経て居留民が急増すると、国庫補助、教員確保、日本の学校との連絡問題が浮上する中で、教育制度の面では、本国日本の教育制度をどのように居留地の児童に適用するかが課題となっていた。これらの課題は、文部省の在外学校支援策や、統監府の制度整備で改善されていく。統監府は日本の教育制度を準用しながらも、韓国の事情に合わせる形で教育制度を整備した。

なお、小規模の集団居住地において教育事業を行う法人として導入されたのが学校組合であった。地方制度が整備される過程で、学校組合は日本人の教育財政と担うモデルとして幅広く採用される。学校組合は、居留民人口の規模を問わず、日本人の教育を担う「自治」団体として機能していた。学校組合というモデルの導入は、後に朝鮮人の教育財政を担う学校費の設立へ繋がることとなり、教育財政における民族分離の発端をなすことになる。

その一方、児童教育をめぐる在朝日本人社会の意識も確認される。「母国を知らない」児童の増加とその弊風が憂慮されるなかで、本国と同様の教育が目指されていた。「文化政治」期になると、教育財政や学校組合制度の改善を求める日本人社会の議論が噴出する。その言説における在朝日本人の「犠牲」という認識は、朝鮮人と

の関係で構築された「植民者意識」にほかならなかった。また、日本と同様に小学校教育の無償化、教員俸給に対する国庫補助などが主張されたが、植民地において本国日本と同様という目標は実現され難いものであった。在朝日本人の教育は、被支配民である朝鮮人との関係性のなかで常に規定され、位置づけられていたからである。

第4章 朝鮮地誌刊行と在朝日本人の意識体系—「発展史」に着目して—



【図 4-1】 平壤の初期居留民

出典 平壤民団役所編『平壤発展史』民友社(東京)、1914年。原資料では「平壤最先同胞居住者」との説明がある。

はじめに

本章では、明治末から大正期にかけて数多く出版された朝鮮地誌の中で、居留地の成長過程を題材にしたものを取り上げ、「植民者意識」の根柢にある歴史観を考察する。

朝鮮地誌の刊行は、当時日本人の朝鮮へ関心を反映するものであった。その性格は朝鮮事情、移住案内、地域史、地域要覧など多岐にわたっており、植民地朝鮮を知る上で貴重な歴史的・民俗的資料となっている。朝鮮地誌は植民地期研究の進展とともに注目されはじめ、1980年代後半から復刻版が次々と刊行されている⁽¹⁾。また、韓国における地域史・都市史への関心も一助したように見受けられる。

これまで朝鮮地誌は日本人の朝鮮・朝鮮人観を示す資料として利用されてきたものの、書物としての性格や位置づけに関する議論は十分ではなかった。日本人による朝鮮地誌という記述主体の問題に加え、その記述における植民者の視点がしばしば指摘された。朝鮮・朝鮮人に対する蔑視観は、植民者のまなざしを象徴するものであったからである。この点は、とくに韓国で強く意識されており、朝鮮地誌の資料としての価値を低くする要因にもなっていた。すなわち、朝鮮地誌をめぐるのは、資料としての位置づけより、資料批判が先行する傾向があったのである。

朝鮮地誌の大半を占めるのは案内記類であり、地域情報を提供する実用書としてのイメージがある。ところが、朝鮮地誌といっても、日本で刊行されたものと朝鮮で刊行されたものとの間には、刊行目的や内容において違いがみられる。単に朝鮮地誌と一括りできないのである。そこで、本章では検討対象を在朝日本人刊行の朝鮮地誌に絞り、刊行目的や記述内容を考察する。

これまで朝鮮地誌に関する研究は、朝鮮移住論、朝鮮・朝鮮人に対する認識が主要な論点となっていた⁽²⁾。明治末の朝鮮農業論や満韓移住論が考察されるほか、日本人の朝鮮・朝鮮人観をめぐる考察が中心であった。また、在朝日本人刊行の朝鮮地誌は、民間の日本人社会が総督府方針に協調する目的で編纂したものと位置づけられる場合が多かった。例えば、崔惠珠は、在朝日本人による地域史資料について、「朝鮮支配を正当化し、植民統治に協調する目的で、在朝日本人が刊行した地方史(誌)」と評価している⁽³⁾。このような評価は一部の朝

⁽¹⁾ 「韓国地理歴史風俗誌叢書」景仁文化社、1989年～2005年。「韓国併合史研究資料」龍溪書舎、1995～2015年。ちなみに、韓国地理歴史風俗誌叢書の復刻版には、写真や広告が省略された場合がある。

⁽²⁾ 咸東珠「1900년대 초 일본의 조선관련 서적 출판과 식민지 조선상」『근현대 일본의 한국인식』東北亜歴史財団、2009年。崔惠珠「개항 이후 일본인의 조선사정 조서와 안내서 간행」『韓国民族運動史研究』73、2012年12月。同「1900년대 일본인의 조선이주 안내서 간행과 조선인식」『韓国民族運動史研究』75、2013年6月。同「1900년대 일본인의 조선사정 안내서 간행과 조선인식」『韓国民族運動史研究』81、2014年12月。

⁽³⁾ 崔惠珠「일제강점기 재조일본인의 지방사 편찬활동과 조선인식」『史学研究』第103号、2011年、163頁。

鮮地誌、とりわけ昭和期に刊行された「府史」には当てはまるものの⁽⁴⁾、本章で取り上げる「発展史」とはかけ離れた評価である。後述するように、「発展史」刊行事業は、居留民団解散後における日本人社会の反官意識に支えられていたからである。そして、「発展史」は、官庁が公的に刊行したものとは異なり、民間の人々が関わり、居留民社会の形成とその意識を考察するうえで重要な手がかりとなる。その名称は「発展史」「発展誌」「発達史」「開港〇〇年史」「〇〇開港史」など多様であるが、本章では一つの資料群として「発展史」と称する(以下、括弧は省略す)。

以上の経緯から、これまで植民地期の地域史資料、又は地域宣伝の資料として位置づけられ、十分考察されてこなかった発展史を取り上げる。発展史を広義の朝鮮地誌と一括りせず、独立した資料群として分類し、発展史の刊行目的や背景、執筆者、記述内容を検討する。また、在朝日本人の他者認識と自己認識への考察を踏まえつつ、地域の歴史に対する認識に焦点を当てる。日本における同類の出版状況を参考しつつ、発展史を考察する。発展史はどのように刊行されたのか、記述内容にはどのような特色があるのか。これらの問いを通して、在朝日本人社会に共有されていた歴史観を検討したい。

第1節 郷土史研究における朝鮮地誌の位置

第1項 郷土史研究の歴史

日本における郷土史の前史は、奈良時代の風土記にさかのぼる⁽⁵⁾。風土記は大和朝廷からの命により、各国の国司が責任をもって編集した国情の報告書である⁽⁶⁾。それには、地名の由来、地域の産物、土地の肥沃状態、地域の伝承資料などが記載されている。近世に至り、幕藩体制が確立するとその支配領域に関する関心が強まり、藩や幕府によって地誌が編纂されるようになる。これらの地誌は儒学思想の影響を強く受けており、藩の支配体制を強化する政治的機能を果していた。江戸時代までの地誌は官府によるものが主流をなしていた⁽⁷⁾。

⁽⁴⁾ 木浦府編『木浦府史』、1930年。仁川府庁編『仁川府史』、1933年。京城府編『京城府史』第1・2巻、1934年・1936年。大邱府編『大邱府史』、1943年。

⁽⁵⁾ 日本の地域史研究は、批判から郷土史から地方史へ、また地域史へと変容してきた。本章では、明治・大正期に刊行された朝鮮地誌を対象としており、その用語として郷土史を使用する。戦前の郷土史研究に対し、国自慢的で非科学的だと批判し、1950年前後に成立したのが地方史である。これは1950年11月の地方史研究協議会の設立や翌年3月における会誌『地方史研究』の発刊に象徴される。その後、中央に対する地方の従属性という語感が強すぎるという点が批判され、1970年前後に成立したのが地域史である。木村礎「郷土史・地方史・地域史研究の歴史と課題」(朝尾直弘ほか編『岩波講座日本通史』別巻2、岩波書店、1994年)。

⁽⁶⁾ 風土記に関しては、同上及び植垣節也・橋本雅之編『風土記を学ぶ人のために』世界思想社、2001年、第1章。

⁽⁷⁾ 郷土史を含む自治体史編纂の歴史に関しては、西垣晴次「自治体史編纂の現状と問題点」(朝尾直弘ほか編『岩

明治期以降の郷土史編纂は、西垣晴次によると、1886年以前の道府県の沿革史編纂、1901年から大正期の市史・郡史の編纂、大正末から昭和の町村誌編纂の三期に区分できるという⁽⁸⁾。その内の二期は、町村合併や郡制廃止の影響によって郷土史の編纂が盛んになっていた時期である。これに加え、青年会や小学校教員の主導で行われた地方改良運動では郷土が称揚されるようになった。そのなかで、1913年の柳田国男らによる『郷土研究』の刊行は郷土研究の成立を象徴するものであった。柳田は、口碑・伝説を文献より重視し、行政より実際の生活現象を研究対象としていた。このような郷土研究の成立には、文部省の主導によって全国に普及された郷土教育の影響もあった。官製の郷土研究により小学校ごとに郷土史(誌)が作成され、これにより多くの教員が郷土研究に関心を持つようになった。郷土研究は官学アカデミズムとは関係ない民間人によって行われたという在野性にその特徴があった。

郷土史研究の成立には、その前提として地域住民の具体的な歴史認識、歴史への関心が必要であるが、日露戦争当時はまだ地方での史学の普及は不十分であった⁽⁹⁾。このような状況が一変したのは日露戦争後のことであり、1910年代初頭に地方での歴史研究や社会一般の歴史趣味が高揚していた。これに加え、1915年11月に行われた大正大典と、この記念事業としての町村誌編纂も重要なきっかけとなっていた⁽¹⁰⁾。この時期の町村誌が明らかにしようとしたのは、町村合併によって成立した新行政町村の歴史であった。その背景には、地方改良運動以来の新町村を単位とする共同体の強化策という意図があった。町村誌の編纂は、村民の意識レベルに踏み込んだ運動としての側面を持ち、新町村に対する村民の帰属意識を高めることを目的としていた⁽¹¹⁾。町村誌の編纂も、郷土研究と同様に教員層が中心的な役割を果たしていた。

第2項 朝鮮地誌の性格

ここでは、日本における郷土史研究と照合しながら、朝鮮地誌を位置づけてみよう。明治期から大正期にかけて刊行された朝鮮地誌を整理したのが、【表 4-1】である。書物の性格を区分すると、「繁昌記」「案内記」「発展史」に分類できる(以下、括弧は省略す)。本章で注目する発展史に関しては、居留地の歴史や「自治」団体の事業に関する記述が比較的多いものを発展史と分類し、両方の性格を有する場合は併記した。総督府編纂の要覧類や小冊子の案内記は除外した。

一点目は、繁昌記である。繁昌記の起原は、江戸時代の天保年間に刊行された寺門静軒の『江戸繁昌記』に

波講座日本通史』別巻2、岩波書店、1994年)。

⁽⁸⁾ 郷土史編纂の区分に関しては、西垣晴次、前掲論文、43～50頁。

⁽⁹⁾ 若井敏明「皇国史観と郷土史研究」(『ヒストリア』第181号、2002年9月)、110～111頁。

⁽¹⁰⁾ 小森丈広「大正大典期の地域社会と町村誌編纂事業」(『京都市歴史資料館紀要』第10号、1992年)。

⁽¹¹⁾ 町村誌編纂の意図・目的については、小森丈広、前掲論文、594頁。

遡る。また、明治維新後の一変した東京の様子を描写した服部撫松の『東京新繁昌記』が代表的な例である⁽¹²⁾。繁昌記は、正統な地誌に描かれない各土地の卑近な世態風俗を記した書物であり、幕末から明治にかけて流行した漢文戯作の一ジャンルに位置づけられる⁽¹³⁾。『東京新繁昌記』の後には、これを模倣した書物が各地で刊行されたが⁽¹⁴⁾、19世紀末になると、繁昌記の性格は戯作的繁昌記から案内記へと変貌した。したがって、その以降に出版された繁昌記は、世態風俗の小説ではなく、地理関係の地誌に分類される⁽¹⁵⁾。繁昌記の流行は、明治30年代後半に終わりを告げるが、その流行期である1887年から1907年まで20年の間に日本各地で出版された繁昌記は少なくとも44点確認される⁽¹⁶⁾。この繁昌記のリストに在朝日本人刊行のものは入っていない⁽¹⁷⁾。

在朝日本人刊行の朝鮮地誌のうち、題目に繁昌記を含む書物は三点確認される⁽¹⁸⁾。三点とも1900年代以降に刊行されたものである。『馬山繁昌記』『京城繁昌記』は案内記へ変容した時期のものであり、その体裁や記述内容からも案内記に分類できる。他方、『仁川繁昌記』は居留民社会の世態風俗をユーモラスに描写している点から本来の繁昌記に近い内容になっている。

二点目は、案内記である。案内記は、移住案内・地域情報を提供する目的で出版されたものである。日露戦争を前後して朝鮮に対する関心が高まると、東京や大阪の書店を中心に数多くの朝鮮案内記が出版された。これらは携帯用のコンパクトなサイズで製作された実用書であった。朝鮮で印刷所が出来たのちのは、朝鮮においても出版された。その多くは、地域の新聞社が地域事情を日本に紹介するために出版するケースが多かった。例えば、『鎮南浦案内記』には、「鎮南浦に関する、有らゆる事項を網羅し、一読して鎮南浦を知るの便に供せんことを期せり」と、その刊行目的が記されている⁽¹⁹⁾。他の案内記においても、「弘く社会に紹介し、其有望なる事実を

⁽¹²⁾ 服部誠一(撫松)『東京新繁昌記』山城屋政吉、1874年。熊倉功夫「解説」(『日本近代思想大系風俗性』岩波書店、1990年)、490頁。

⁽¹³⁾ 明治期の繁昌記ものは地理関係ではなく、小説の部に収められている。新稲法子「繁昌記物の研究序説」『兵庫大学短期大学部研究集録』32号、1999年。

⁽¹⁴⁾ 高見沢茂『東京開化繁昌誌』天籟書屋、1874年。萩原乙彦『東京開化繁昌誌』万青堂、1874年。石田魚門『方今大阪繁昌記』、1877年。奥沢信行『大阪繁昌雑記』、1877年。小沢重三郎『富山繁昌記』、1883年。高須墨浦『函館繁昌記』、1884年。

⁽¹⁵⁾ 熊倉功夫「解説」(『日本近代思想大系23 風俗・性』岩波書店、1990年)、490頁。

⁽¹⁶⁾ 網島聖「明治後期地方都市における商工名鑑的「繁昌記」の出版—山内實太郎編『松本繁昌記』を事例に」(『史林』第93巻第6号、2010年11月)。

⁽¹⁷⁾ 同上。及び新稲法子「繁昌記物の研究序説」(『兵庫大学短期大学部研究集録』32号、1999年)、135～136頁の繁昌記もの一覧を参照。

⁽¹⁸⁾ 小川雄三編『仁川繁昌記』朝鮮新報社、1903年。諏方武骨『馬山繁昌記—慶南志稿』耕浦堂(馬山)、1908年。岡良助『京城繁昌記』博文社(京城)、1915年。

⁽¹⁹⁾ 鎮南浦新報編集部編『鎮南浦案内記』鎮南浦新報社、1910年、例言。

汎く知悉せしめむ」⁽²⁰⁾、「我同胞多数の移住を奨励し……群山を紹介して普く其真価を内外に知らしむるに在り」⁽²¹⁾、「内地移住民ヲ招致シテ北鮮ノ開拓ヲ策スルハ洵ニ焦眉ノ急ニ属ス」と⁽²²⁾、その刊行目的がつつられている。つまり、地元を日本に紹介し、究極的には日本人の移住を促すことに趣旨があったのである。これらの案内記と類似するものとして、「始政五年記念朝鮮物産共進会」の開催を機に製作されたパンフレット類も挙げられる。これは地域宣伝のために日本の観覧客に無料で配布された。

三点目は、本章で注目している発展史である。発展史は、居留民社会の沿革と「自治」団体の事業展開を記録した書物であるが、案内記と類似する部分が少なくない。そこで、発展史の特徴について、同時期に日本で刊行された発展史と合わせて考えてみよう。

明治末から大正期にかけて、日本において刊行された発展史(又は発達史)を挙げると、『横浜発達史』『北海道発達史』『夕張発達史』『布哇日本人発展史』などがある⁽²³⁾。その多くは北海道や海外における日本人社会の形成史を題材としている。とくに多い北海道の発展史には集団移住と新しい村の形成史がつつられている。例えば、『夕張発達史』は、炭鉱開発以来の町の形成史が主な内容である。また、『東川村発達史』の序文には、「村開発の当初より現在に於ける概況」を述べるのが刊行主旨であることや、その開発「有志元老諸士の略歴」が紹介されている⁽²⁴⁾。

ここで注目できるのは、朝鮮と北海道で刊行された発展史の類似性である。北海道の発展史は、移住地における開拓精神を記念し、その記録を後世に残そうとする目的で刊行された。開拓精神を称揚する点において、朝鮮と北海道の発展史は共通していた。この点からすると、題目における「発展」は、言うまでもなく、日本人による開拓とその発展を意味するものであった。

⁽²⁰⁾ 山下英爾編『湖南寶庫裡里案内一附近接地事情』恵美須屋書店(益山)、1915年、緒言。

⁽²¹⁾ 群山理事官の天野喜之助の序文である。三輪規・松岡琢磨編『富之群山』群山新報社、1907年、序文。

⁽²²⁾ 国井天波『大清津港』元山毎日新聞社、1916年、序。

⁽²³⁾ 堤葦狭穂『横浜発達史一開港五十年記念』横浜発達史発行所、1909年。北島似水(栄助)編『佐世保発達史 上巻』谷口書店、1910年。二宮惟一『深川村発達史』、1910年(北海道)。藤崎常治郎『東川村発達史』、1910年(北海道)。及川徳兵衛『北海道発達史』、1911年。大泉真泉・荒川荊城『士別発達史』士別発達史編纂事務所、1914年。小国梧城『夕張発達史』小林近江堂、1915年。稲葉君山『満洲発達史』大阪屋号出版部、1915年。森田栄『布哇日本人発展史』、1915年。富本岩雄『在米和歌山県人発展史』、1915年。木野清一郎『南北満洲露領邦人発展史』北満洲社、1917年など。

⁽²⁴⁾ 藤崎常治郎『東川村発達史』上條虎之甫、1910年、自序。

【表 4-1】 在朝日本人による朝鮮地誌の刊行(明治期～大正期)

刊行期	書名	著者又は編者	性格	備考(筆者の経歴・刊行元)
1892年	仁川事情	青山好恵	案内記	朝鮮新報(仁川)記者。
1898年	新選仁川事情	薬師寺知臈・ 小川雄三	案内記	朝鮮新報(仁川)記者。
1901年	韓半島	信夫淳平	案内記	元仁川領事。
1903年	仁川繁昌記	小川雄三	繁昌記・案内記	朝鮮新報(仁川)記者。
1905年	韓国釜山港勢一斑	相沢仁助	案内記	朝鮮日報(釜山)記者。
1905年	韓国二大港実勢	相沢仁助	案内記	朝鮮日報(釜山)記者。
1905年	济州島案内—朝鮮の宝庫	青柳綱太郎	案内記	元関門新聞・大阪毎日新聞通信員。朝鮮研究会を設立。著述業。
1905年	鎮南浦案内	広谷卯太郎・ 植田乙吉	案内記	鎮南浦案内発行所。
1906年	平壤案内記	増谷安治	案内記	北韓実業興振社。
1907年	富之群山	三輪規・ 松岡塚磨	案内記	群山新報社。
1908年	仁川開港二十五年史	加瀬和三郎	発展史・案内記	朝鮮新報(仁川)記者。
1908年	京城案内記	上邨正巳	案内記	日韓書房。
1908年	馬山繁昌記—慶南志稿	諏方武骨	案内記	著述業。
1909年	平壤要覽	平壤実業新報	案内記	平壤実業新報社。
1909年	清津港	古江香夢	案内記	咸北日報社(羅南)。
1909年	北韓案内	浅岡重喜	案内記	北韓新報社(清津)。
1909年	最近韓国要覽	朝鮮雜誌社	案内記	日韓書房。
1910年	慶北要覽	大邱新聞社	案内記	大邱新聞社。
1910年	東朝鮮一名元山案内	元山毎日新聞	案内記	元山毎日新聞社。
1910年	京城と内地人	川端源太郎	発展史	著述業。
1910年	鎮南浦案内記	鎮南浦新報社	案内記	鎮南浦新報社。
1910年	湖南鉄道と群山	群山南韓鉄道 期成同盟会	案内記	群山南韓鉄道期成同盟会。
1911年	開城案内記	岡本嘉一	案内記	開城新報社。
1911年	朝鮮大邱一斑	三輪如鉄	案内記	農業。元大邱居留民会議員。
1911年	併合後の仁川	桑原秀雄	案内記	朝鮮新聞社(仁川)。
1911年	馬山と鎮海湾	平井斌夫・ 九貫政二	案内記	濱田新聞店(馬山)。
1911年	最新朝鮮一斑	田口春二郎	案内記	朝鮮総督府警務総監部員。日韓書房。
1911年	新義州史	和田孝志	発展史	満州新報通信記者。
1911年	最近江景案内	坂上富蔵	案内記	江景日本人会評議員。
1912年	京城発達史	积尾春苜 →青柳綱太郎	発展史	积尾春苜:元京城居留民団役員・言論人。青柳綱太郎:朝鮮研究会を設立、著述業。
1912年	釜山要覽	森田福太郎	案内記	釜山商業会議所。
1912年	鎮海	杉山萬太	案内記	-
1912年	鮮南要覽—慶北之部	大邱新聞社	案内記	大邱新聞社。
1912年	南鮮宝窟济州島	大野仁夫	案内記	吉田博文堂(釜山)。

1912年	京仁通覽	福崎毅一	案内記	-
1913年	鮮南發展史	尾西要太郎	案内記	朝鮮新聞社(仁川)。
1913年	宝庫の全南	片岡議	案内記	元光州新報社長。
1913年	全北忠南之主腦地—附活動ノ人	群山日報	案内記	群山日報編輯局。
1913年	新撰京城案内	青柳綱太郎	案内記	朝鮮研究会。
1914年	木浦誌	木浦史編纂会	發展史	谷垣嘉市。「滞在歴が長い人物」。
1914年	平壤發展史	平壤民団役所	發展史	平壤居留民団民会議員・編纂委員。
1914年	忠南論山發展史	富村六郎・木原準一郎	發展史	
1914年	晋州案内	伊作友八	案内記	伊作友八(藍溪)。
1914年	元山案内	石井彦三	案内記	元山商業會議所。
1914年	發展せる水原	酒井政之助	案内記	朝鮮新聞水原支局長。
1914年	全羅北道案内	守永新三	案内記	全北日日新聞社(全州)記者。全羅北道物産共進会を機に出版。
1915年	大邱民団史	三浦庄一郎	發展史	「多年此地に在留し而も事情に精通せる」。
1915年	平壤之現在及将来	平壤名勝旧跡保存会	發展史	平壤名勝旧跡保存会。
1915年	京城繁昌記	岡良助	案内記	博文社(京城)。
1915年	最近京城案内記	青柳綱太郎	案内記	朝鮮研究会を設立、著述業。元京城居留民団議員。共進会記念。
1915年	忠清南道案内	忠清南道庁	案内記	湖南日報社(大田)。
1915年	湖南寶庫裡里案内—附近接地事情	山下英爾	案内記	-
1915年	鳥致院發展誌	酒井俊三郎	發展史	朝鮮新聞忠清總支社。朝鮮物産共進会の配布用。
1915年	京城案内	石原留吉	案内記	京城協賛会。朝鮮物産共進会の配布用
1915年	群山案内	群山協賛会	案内記	朝鮮物産共進会の配布用。
1915年	仁川郷土資料調査事項	今井猪之助	發展史	仁川公立普通学校校長。朝鮮物産共進会提出資料。
1916年	元山發展史	高尾新右衛門	發展史	元元山居留民団囑託。
1916年	日鮮交通史—附釜山史	川本準作	發展史	釜山甲寅会(元居留民団議員で構成)。
1916年	忠州發展誌	金谷雅城	發展史	金谷商会(忠州)。
1916年	大清津港—附羅南鏡城	国井天波	案内記	元山毎日新聞社記者。
1917年	大田發展誌	田中市之助	發展史	田中市之助(麗水)
1917年	蔚山案内	長岡源次兵衛	案内記	蔚山郡。
1918年	金泉發展誌	達捨蔵	發展史	達捨蔵(無門)。『朝鮮時報』金泉支局。
1918年	大陸之京城	阿部辰之助	案内記	京城調査会。銃砲修理業。
1920年	慶北産業誌	朝鮮民報社	案内記	朝鮮民報社編輯局。
1920年	最近大邱要覽—附商工人名録	佐瀬直衛	案内記	大邱商業會議所。
1920年	平壤案内 Guide of Heijo	間城益次	案内記	平壤商業會議所書記長。

1921年	忠南産業誌	田中市之助	案内記	大田実業協会。
1922年	大陸発展策より見たる元山港	高尾新右衛門	案内記	高尾新右衛門(白浦)。元元山居留民団囑託。
1923年	水原	酒井政之助	案内記	-
1923年	大邱案内一附商工人名録	吉田由巳	案内記	大邱商業会議所。
1925年	群山開港史	保高正記・村松祐之	発展史	-
1926年	馬山港誌	諏方史郎	発展史	朝鮮史談会。
1926年	鎮南浦府史	前田力	発展史	朝鮮毎日新聞社。

第3項 朝鮮地誌の執筆者

執筆者の履歴をみると、繁昌記・案内記の場合は、新聞・雑誌のジャーナリスト、著述業の人物が多数を占めている。発展史の場合は、同様の人物に加え、居留民団関係者、又は滞在歴が長く居留地の歴史に詳しい人物が執筆に携っていた。例えば、『京城発達史』と『平壤発展史』の執筆者は、居留民団体の事業に直接関わった関係者であった。また、『木浦誌』『大邱民団史』の場合は、滞在歴が長い人物にその執筆が委託された。

他方、団体による「発展史」編纂もみられる。『日鮮交通史』を編集した釜山甲寅会は、元釜山居留民団議員で構成される団体であった。その序文には、「此重要なる歴史を有する釜山民団は、時勢の推移に由り一片制令の為に^{たちま}倏ち其自治力を奪はれたり……釜山甲寅会は、之れが遺志を継承し、該補助金の全部を投じて釜山史の編纂を企て…」と、刊行に至った経緯が記されている⁽²⁵⁾。また、『木浦誌』を編集した木浦史編纂会は、木浦居留民団の民長や会計役、木浦商業会議所の書記長、木浦新報主筆で構成されていた。専門家ではない居留民団関係者が刊行事業に携っていたのである。

朝鮮地誌の執筆者は、地域の新聞記者がもっとも多く、在野性をもっていた。著述経験がない人物もおり、そのなかでは「元来無学にして文章などに縁」がない人物による出版もあった⁽²⁶⁾。官学アカデミズムとは関係ない一般民衆が刊行に携っていた。また、郷土史研究の主な担い手が教員層であった日本の事情とは異なり、朝鮮では「仁川郷土資料調査事項」の例を除くと教員層の関与はみられない。

第2節 在朝日本人刊行の発展史

第1項 発展史刊行の背景

⁽²⁵⁾ 釜山甲寅会『日鮮通交史一附釜山史』古代記、1915年、序。

⁽²⁶⁾ 三輪如鉄『朝鮮大邱一斑』杉本梁江堂(大阪)、1911年、大邱一斑発行之理由・4頁。

この節では、発展史を中心に朝鮮地誌の刊行背景と内容について考察しよう。刊行の背景は、大きく三点が挙げられる。まず、開港記念事業としての刊行である。開港場から成長した地域では、開港記念の一環として発展史の編纂が企画された。代表的なものとして、仁川・木浦港の発展史が挙げられる⁽²⁷⁾。仁川では「併合」以前から開港20年・25年を記念する行事が行われ、記念物が刊行された。また、『木浦誌』の序文には、「半島に於ける我帝国の地歩愈々確実と為る」につれ、「開港以来市民十数年間に於ける苦戦奮闘の事暦」を編纂しようとした経緯がつつられている⁽²⁸⁾。このことから、開港場型の植民地都市では、開港が歴史の基点として強く意識されていたことがうかがわれる。

二点目は、「併合」がきっかけとなったのである。例えば、『京城と内地人』には、「朝鮮併合の事既に成り彼我の往来今方さに頻り也。此時に当り吾等在留内地人の過去及現在の状勢を紹介するに足るべき編書なきは大に之を遺憾とし突差の企画に因り本書を編せり」と、その刊行経緯が述べられている⁽²⁹⁾。「併合」のような時代の節目は、地誌刊行を促す要因となっており、とりわけ地域の情報を提供する案内記の出版が増えた⁽³⁰⁾。地域の沿革とともに現況を紹介する体裁がとられていた。例えば、ある広告には、「仁川の現在を知り過去を知り及び其の未来を知らんと欲するものは本書に拠るの外他に策なし」と、宣伝されていた⁽³¹⁾。

三点目は、居留民団の解散がきっかけとなった刊行である。『元山発展史』の序文には、「民団法廃せられて新制度を実施せられむか従来の自治は消滅するを以て其施設経営の事蹟を永遠に伝へ且つ我日本人の半島に於ける奮闘史の湮滅せむことを憂ひ…」との記述がみられる⁽³²⁾。また、『平壤発展史』には、「民団制撤廃の期も愈切迫したるを以て、此際沿革発展の史実を編纂著述するにあらざれば、平壤も、遂に知らず認らず湮滅に帰して再び之を拾収し得べからずとの建議出て、直ちに満場一致を以て之を可決」と記述されている⁽³³⁾。居留民団社会の「自治」の歴史を残そうとする主旨は、『大邱民団史』も同様であった。これは、大邱居留民団の刊行事業

⁽²⁷⁾ 前掲書、『仁川繁昌記』。加瀬和二郎『仁川開港二十五年史』玉鳴館(大坂)、1908年。仁川開港二十五年記念会編『仁川開港二十五年史』、1908年。木浦誌編纂会編『木浦誌』、1914年。

⁽²⁸⁾ 「日露戦役の後、半島に於ける我帝国の地歩愈々確実と為るや、爾来市民の経営も亦た漸く整頓の域に移り、其土着的決心を發揮して永久的画策を進むると共に本港発展の歴史を尊重し、明治四十年の開港第十周年に当りては朝鮮各地に未だ曾て見ざる所の公会堂を建設し以て之を記念とせり。而して大正元年其十五周年に達するや、時流に投ぜず最も真面目なる記念事業を扱ばんとの議起り。遂に本会を公設して開港以来市民十数年間に於ける苦戦奮闘の事暦を編述することと為れり」木浦誌編纂会編『木浦誌』、1914年、木浦誌刊行の由来。

⁽²⁹⁾ 川端源太郎『京城と内地人』日韓書房、1910年、例言。

⁽³⁰⁾ 桑原秀雄『併合後の仁川』朝鮮新聞社、1911年。

⁽³¹⁾ 『朝鮮新聞』、1911年3月3日、1面(広告欄)。

⁽³²⁾ 高尾新右衛門編『元山発展史』啓文社(大阪)、1916年、序文。

⁽³³⁾ 前掲書、『平壤発展史』、例言。

を大邱府が受け継いだ珍しい例であるが、大邱府尹の竹崎六次郎は、「廃止前ニ於ケル邦人必死ノ努力ハ永ク之ヲ記憶セサルヘカラス」との序文を寄せていた⁽³⁴⁾。1914年前後に出版された多くの発展史は、このような経緯によって刊行された。

居留民団の解散がきっかけとなった地誌刊行は、日本における町村史・郡史の刊行と通じることがある。明治期における自然村の合併と行政村の成立過程において、町村史刊行ブームが起きていた。また、1921年の郡制廃止の時も郡史・郡誌刊行のブームがあった。合併される村、廃止される郡の歴史を資料として残す目的が働いていた。この点は在朝日本人の発展史も同様であったが、それに加え、刊行事業を支えていたのは半官意識であった。居留民団の解散を機に企画された発展史からは、総督府政治に対する日本人社会の異議申し立てや抵抗意識があらわになっていたのである。

以上、朝鮮地誌刊行の背景には、開港記念、「併合」、居留民団の解散という要因があった⁽³⁵⁾。とくに、居留民団の解散は、日本人社会にとって長年蓄積した「自治」の終焉を意味するものであり、その歴史を後世に残すという意識が発展史刊行を後押ししていた。このような刊行趣旨の下で、発展史は非売品で刊行される例が多かったが、これは発展史の大きな特徴である。朝鮮地誌の中から、発展史を独立した一つのジャンルとして分類できる理由もこの非営利性にある。

第2項 発展史の構成・内容

発展史の記述方式は、時期順と項目別の記述方式がある。時期順の記述方式は、『京城発達史』『元山発展史』が代表的な例であり、居留地における出来事や居留民団体の事業が年ごとに記述されている。この例を除くと、ほとんどの発展史は項目別の記述方式を採用していた。自治、教育、衛生、産業などの項目に沿って、その現況を記述する形式である。や日本人の移住史

一般的に、発展史では日本人の移住史のほか、地域の現況が概観される。ここでは、『金泉発展誌』の事例を挙げよう。その構成は、「金泉に於ける内地人発展の経路」から始まり、地域の教育・宗教・産業が紹介されている。金泉の日本人社会が中心であり、金泉郡の沿革と名称地を除くと、朝鮮人社会についての記述は少ない。

【表 4-2】『金泉発展誌』の構成内容

章立て	内容
第1章 金泉に於ける内地人発展の経路	・ 草創時代の金泉 ・ 日本人会の組織 ・ 大邱理事庁設置以降の金泉 ・ 日韓併合後の金泉
第2章 金泉郡の沿革	

⁽³⁴⁾ 前掲書、『大邱民団史』、大邱府尹竹崎六次郎の序文。

⁽³⁵⁾ この他、市区改正の竣工を記念として刊行された『忠州発展誌』の例がある。

第3章 金泉郡の行政区域と地勢及気象	
第4章 金泉郡の土地	・金泉郡の土地価格
第5章 教育	・公立尋常高等小学校沿革 ・金泉公立普通学校沿革
第6章 神社及宗教	・神社 ・内地仏教 ・西本願寺布教所 ・真言宗布教所
第7章 衛生及消防	・衛生組合 ・消防組合
第8章 司法及警察	・大邱地方法院金泉支庁 ・金泉憲兵分隊
第9章 産業	・農業、林業、蚕業
第10章 交通及運輸	・金泉より各地に至る里程 ・金泉駅
第11章 商業	・穀物集散状況 ・金泉の経済的位置
第12章 財政	・地方費 ・学校組合費
第13章 官衛公署	
第14章 雑	・愛国婦人会員 ・金泉に於ける新聞界
第15章 金融	・組合及会社 ・朝鮮殖産銀行金泉支店沿革 ・金泉地方の金貸業 ・金泉地方金融組合沿革
第16章 通信	・郵便電信電話
第17章 面積及人口	・居住内地人本籍別 ・内地人職業別
第18章 工業	・工場 ・織物 ・鋳業
第19章 金泉の諸組合	・金泉郡地主組合 ・金泉郡縄吠生産組合
第20章 金泉の大商店と農園牧場	・松前商会金泉出張所 ・池田果樹園
第21章 名勝地	・金烏山及採微亭 ・金陵泉と夏過酒
附録	・金泉著名営業者案内 ・金泉の人物

なお、発展史の叙述内容は、植民地都市の類型によって違いをみせる。以下では類型別に代表的な発展史を取り上げ、その内容を検討する。

まず、開港場型の地域に刊行された発展史について、仁川の例を取り上げよう。1892年刊行の『仁川事情』は、在朝日本人によって刊行された最初の朝鮮地誌である⁽³⁶⁾。著者の青山好恵は、「海外ニ於ケル最初ノ日本書籍」と自負を示しながら、刊行に臨んでいた。当初、日本の家族や友人に配ることを想定していたが、配布対象が広げられ、公刊に至ったという。その後、朝鮮新報社の編纂で『新撰仁川事情』『仁川繁昌記』が刊行されたが、仁川港を日本に紹介することに刊行趣旨があった⁽³⁷⁾。

次に、雑居地形の地域で刊行された発展史である。これには雑居地という条件から、朝鮮人との接触を描いた記述が比較的が多い⁽³⁸⁾。例えば、『平壤発展史』では、「他居留地と異り数万の韓人間に老幼婦女を合せて僅に

⁽³⁶⁾ 青山好恵『仁川事情』朝鮮新報社、1892年。

⁽³⁷⁾ 薬師寺知臈・小川雄三編『新撰仁川事情』朝鮮新報社、1898年。小川雄三編『仁川繁昌記』朝鮮新報社(仁川)、1903年。

⁽³⁸⁾ 大邱が他地域と異なる点が次のように記述されている。①旧王都および開港地ではない点、②韓国人と雑居し頻

二百に過ぎざる同胞が任意の所に散在雑居」していた居留初期の状況が述べられ、居留民総代が「他居留地と比較して困難する事実は多言を要せず」と主張し、林権助公使に警官増派を要請したとの記録が紹介されている⁽³⁹⁾。また、「日本人と韓人との小衝突は日毎に絶へざる有様にて、殺気街に満つるの形勢」であったとの記述もみられ、雑居地という環境がその内容に変化をもたらしていたことがうかがわれる。

最後に、新市街地型の地域で刊行された発展史には、日本人による市街地の「開拓」が強調されていた。例えば、『大田発展誌』には京釜鉄道の敷設と軍隊駐屯に加え、湖南線の鉄道工事を契機に形成された大田の歴史がつつらている。移住から十数年後に人口は約5千人に達し、大田は日本人の比率が高い地域となっていた⁽⁴⁰⁾。大田の発展史には、短期間に市街地が形成された影響から粗末なバラックの建物が並んでいた大田の様子が描かれている。

なお、『新義州史』には、中国との国境地帯位置するの新義州の形成史がつつられている。新義州が形成される以前は、「荒涼茫漠の原頭、寒煙縷々、人戸稀少」の地であったが⁽⁴¹⁾、日露戦争中に臨時軍用鉄道班が滞在すると、この後に従うように商人・労働者の移住が始まった。これに加え、京義線の終着駅と鴨緑江鉄橋が建設され、安奉線が改築されると、新義州はさらに成長した。新義州史の発展史には整然と市街地が区画される様子や、経済・行政の中心が義州から新義州に移ったことで、在来都市の義州が小都市へ後退する様子が記されている。

新市街地型の発展史には共通する記述パターンがみられる。それは日本人の「開拓論」ともいうべきものである。例えば、『新義州史』には、「日本人独力を以て草蒙の地を開拓し、拮据経営遂に都市を形成」したとの記述がみられる⁽⁴²⁾。また、『大田発展誌』には「寂寞たる一寒村」にすぎなかった大田が日本人の手によって一変した様子が記述されている⁽⁴³⁾。新市街地型の発展史には、日本人社会の「開拓」への顕彰が一層強調されていたのである。

第3節 発展史記述の特色

繁に接触している点、③政治的・貿易的關係がなく日本人が居住してきた点、④居留民の構成が商人中心ではない点、⑤農業経営者が多い点、⑥背面に広大な郡部を控えており、都市発展の可能性が高く期待されている点。前掲書、『大邱民団史』、24頁。

⁽³⁹⁾ 以下、平壤については、平壤民団役所編『平壤発展史』民友社（東京）、1914年、38頁。

⁽⁴⁰⁾ 田中市之助（麗水）『大田発展誌』、1917年、8頁。

⁽⁴¹⁾ 和田孝志『新義州史一附人物月旦』島田叢文館（新義州）、1911年、深川府尹の序文。

⁽⁴²⁾ 前掲書、『新義州史一附人物月旦』、5頁。

⁽⁴³⁾ 前掲書、『大田発展誌』、4頁。

第1項 朝鮮・朝鮮人の不在

この節では、発展史に絞って、その特色について検討しよう。まず、朝鮮・朝鮮人に対する他者認識である。他者認識と関連しては、「併合」に関する日本人の認識が注目される。『群山開港史』では、「日露講和条約の結果に依て、彼の神功皇后の御征韓以来約二千年の懸案であった朝鮮半島に対する日本宗主権の問題が解決」を告げたと記述されている⁽⁴⁴⁾。日露戦争が植民地化の起点となっているのはさておき、「併合」の起源を古代史に求めている点は注目に値する。宗主権の回復とみなす認識は、他の発展史にもみられる。次の引用は、『元山発展史』の一部分である。

韓国併合は赫々たる皇威に頼り時運の好機を招致し得て成就したる曠古の鴻業偉蹟にして又た昭代の盛事なり。之を日韓関係の過去に温めれば大古以来の史実に大結論を告げたるものにして之を現在に問へば東洋平和の禍根を断ち斯民を塗炭の苦より救ひ以て其の語源因習を同ふする民族をして相携へ相率ひて大陸経営の永き将来に手を着けしめたるなり……韓国併合は自然の大勢なり必然の運命なり当然の結果なり。是れ実に両国民の福利を増進すべき唯一の道にして彼の国際法と云ひ外交と云ふが如き人為的形式の関する所にあらず⁽⁴⁵⁾。

韓国を「東洋平和の禍根」としながら、「併合」を「大古以来の史実に大結論」とみていた。ここでいう「大古以来の史実」は、『群山開港史』と同様に神功皇后の「三韓征伐」を指すものとみられる。これらの記述からは、植民地化を「大陸経営」と評しながら、「併合」を歴史的に必然の結果として捉える共通認識が確認される。

朝鮮・朝鮮人と関連して頻繁に使用される言葉は、「頑迷」「幼稚」「怠惰」「不潔」であった。例えば、「風俗、旧慣極めて野鄙にして、且つ粗笨^{そほん}」であり、「素頑迷にして資力に乏しく空理空論を喜び且つ殺伐の気風」であるとの評価や⁽⁴⁶⁾、「一般鮮人ハ今尚幼稚ナル思想を有スルモノ多ク、鮮人ハ到底内地人ト競争スル実力ヲ具備セサル」という認識が一般的であった⁽⁴⁷⁾。また、事大主義を朝鮮人の根本たる思想と説明する部分⁽⁴⁸⁾、朝鮮王朝時代

⁽⁴⁴⁾ 保高正記・村松祐之『群山開港史』、1925年、114～115頁。

⁽⁴⁵⁾ 前掲書、『元山発展史』、625～626頁。

⁽⁴⁶⁾ 三輪規・松岡琢磨編『富之群山』群山新報社、1907年、71頁。酒井俊三郎『鳥致院発展誌』朝鮮新聞忠清総支社、1915年、10頁。

⁽⁴⁷⁾ 平壤名勝旧跡保存会編『平壤之現在及将来』、1915年、36頁。

⁽⁴⁸⁾ 「韓国上下一般に支那なる大国の在るを知って自国を独立国と認め之を指導開発せんとする日本の在るを知らざるなり。是を以て其支那を大国とする事大思想は旋て日本人を倭奴と蔑視す。故に居留民の足一歩を居留地外に出づれば倭奴来を叫び罵り動もすれば石を投ずること敢て珍らしからざりしなり」前掲書、『元山発展史』、16～17頁。

を奴隷社会と記述する部分も散見される⁽⁴⁹⁾。この他に、日本人に接する態度については、「猜疑軽侮反抗の態度歴々たるもの」と描写されている⁽⁵⁰⁾。

以上のような他者認識からうかがえるのは、朝鮮人に対する差別意識・優越意識であり、このような意識体系から派生したのが日本人中心の歴史観であった。『京城と内地人』を著した川端源太郎は、その題目について、「其範圍を在留内地人のみに限り他に及ぼさざりしを以てなり」と説明しながら、「京城の今日あるは吾が内地人の努力の結果にして、即ち其繁榮は吾等内地人の發達を意味」と明言していた⁽⁵¹⁾。さらには、「京城發達史は日本居留民の發達史にして、日本居留民を離れて京城の存在なしと言ふも決して過言にあらざる」と述べた⁽⁵²⁾。他の發展史にも同様の記述がみられる。『平壤發展史』では、「平壤の今日あるは、全く我在住自治の賜なり」との評価に続き、日本人が「私心を去りて公益に尽くし、新領土開拓の衝に当りたるの結果」とであると記述されている⁽⁵³⁾。このような優越意識はさらにエスカレートし、「内鮮人共同生活ヲ営ムトキハ、鮮人ハ生存競争ノ劣敗者」となり、「山間僻地ニ驅逐」されるだろうとの予測もなされていた⁽⁵⁴⁾。これらの記述から浮き彫りになるのは、發展史における日本人中心の歴史観であり、朝鮮人の不在現象であった。

第2項 「苦難」・「奮闘」の集団的記憶

發展史からは、在朝日本人の自己認識がうかがわれる。共通するのは、「朝鮮開拓の先駆者」という自己認識である⁽⁵⁵⁾。例えば、朝鮮に「率先」して渡航し、「有ゆる辛酸を嘗め尽して困難と危険とに打克ち得たる堅忍なる、熱誠なる努力…」云々の記述である。初期移住者の功勞を顕彰することから始まる發展史も少なくない。ここでは、

⁽⁴⁹⁾ 「一般韓国の種族には兩班、常漢、奴隷の三種別ありて、兩班は文武兩班といふを意味し、即ち我国の士族なり。常漢は通常の民即ち平民にして、貴族主義の韓国には平民は何等の権なく、官命唯之れ従ひ、僅に棲息するに過ぎず。奴隷に至りては、殆んど人間仲間を外れ、牛馬視さるる程のものなり。纔かに他人の爲めに使役せられ、其日其日を糊口して露命を存するに過ぎざる。真に憐れむべきものなり」前掲書、『富之群山』、71頁。

⁽⁵⁰⁾ 前掲書、『鳥致院發展誌』、10頁。

⁽⁵¹⁾ 川端源太郎『京城と内地人』日韓書房、1910年、例言。

⁽⁵²⁾ 川端源太郎『京城と内地人』日韓書房、1910年、19～20頁。

⁽⁵³⁾ 前掲書、『平壤發展史』、「平壤發展史に題す」。

⁽⁵⁴⁾ 平壤名勝旧跡保存会編『平壤之現在及将来』、1915年、36頁。

⁽⁵⁵⁾ 「吾人の快心に堪えざるは吾人居留民が常に朝鮮開拓の先駆者となり、前導者となり、国旗は常に之れに従ふて掲げられたるの一事也、事後よりして之を見れば半島の今日或は政事の賜多きにあるが如きも、雲表に聳ゆる彼の樓閣も畢竟其礎石を得て始めて全きが如く率先して此半島に商旗を翻へし有ゆる辛酸を嘗め尽して困難と危険とに打克ち得たる堅忍なる、熱誠なる努力が盤石の如き基礎を築き据へたるに依るものなるは茲に呶々を要せずして昭かなり、左れば二千五百年來の國是を実現して其今日の隆運を致せる、又実に吾人居留民の功績与つて大なりしを見る」前掲書、『京城發達史』、序文。

『木浦誌』の序文を引用しよう。

茲に新進の文明的一都市を南鮮の一角に樹立し、将来尚ほ益々発展に発展を加へて理想の大木浦を形成するの日近きに在らんとせり。翻て之を明治三十年の開港当時、一帶の沼澤草原茫乎として木浦鎮頭五十に満たざる鮮人部落の茅屋哀れ気に点在せし寂寞たる光景に回顧すれば、^{うた} 転た隔世の感に堪えざるなり。而して其今日に於ける本港の発展は是れ即ち我市民の努力奮闘の結晶にして之を史筆に物語らん乎。我市民拾数年間の奮闘史たり苦戦史たらずんばあらざるなり⁽⁵⁶⁾。

ここでいう「我市民」はいうまでもなく、日本人居留民を指すものである。木浦の歴史は、「開港以来市民十数年間に於ける苦戦奮闘の事暦」とされ、木浦の発展は居留民の努力や奮闘によるものであると認識されていた。他方、元山の発展史には、「我日本人の半嶋に於ける奮闘史」「明治維新の宏謨、開国進取の国是に依る我国民の奮闘史」との記述がみられる⁽⁵⁷⁾。また、「我国権を伸張し我皇威の益々光輝を發せられたる余沢に頼り居留民は其全力を竭し」てきたとの自己評価がみられる⁽⁵⁸⁾。平壤の発展史には、「市民が二十年來、辛苦經營以て今日の平壤を開拓したる事暦を編述する事」にその刊行趣旨があった⁽⁵⁹⁾。

開港場・雑居地を問わず、発展史には「苦難」「奮闘」の集団的記憶が共有されていたが、この記憶は初期居留民が受けた被害の記憶と関連していた。発展史にしばしば登場するのは、壬午軍乱・甲申政変時の人的被害、防穀令による損害、「東学の乱」、義兵運動による被害である。このような経験は後に「日本の勢力が甚しく微弱で、在留日本人は、支那人と、朝鮮人とから受ける、圧迫と、侮辱に堪へられなかった」と語られていた⁽⁶⁰⁾。ここでみられるのは「苦難」「奮闘」の歴史認識であるが、発展史の特性は地域の偉人・名勝史跡より移住過程が顕彰対象となっていた。

第3項 創造された「郷土」

前述したように、郷土史研究の成立にはその前提として地域住民の具体的な歴史認識、歴史への関心が必要である。この点に注意しながら、ここでは発展史にみられる歴史認識、地域の沿革への関心について考えてみよう。郷土史研究は、日露戦争後の地方改良運動の過程で成立したものであり、一般的に「地方出身者ないし地方

⁽⁵⁶⁾ 木浦誌編纂会編『木浦誌』、1914年、「木浦誌刊行の由来」。

⁽⁵⁷⁾ 高尾新右衛門編『元山発展史』啓文社(大阪)、1916年、序文。

⁽⁵⁸⁾ 前掲書、『元山発展史』、775～776頁。

⁽⁵⁹⁾ 前掲書、『平壤発展史』、「平壤発展史例言」。

⁽⁶⁰⁾ 藤村徳一編『居留民之昔物語』朝鮮二昔会事務所、1927年、43頁。

在住者が、自らが郷土と考える地域に展開する歴史事象を研究し記述しようとした営為」と定義される⁽⁶¹⁾。この定義によると、郷土研究にはその前提として、「自らが郷土と考える地域」が必要である。その意味において、発展史の刊行は、朝鮮の地が「郷土」と認識されていたことを意味する。では、どのような「郷土」と創造されたのであろうか。

概して、郷土史には地域の沿革、名勝史跡、偉人が紹介される。この特徴は発展史にもみられる。『平壤発展史』の第一篇は、「平壤の由来」から始まり、古代の箕子朝鮮や衛満朝鮮、楽浪郡や高句麗の歴史がつづらられている⁽⁶²⁾。そして、文祿の役(壬申倭乱)における平壤戦、日清・日露戦争にまつわる記述が非常に多いかった⁽⁶³⁾。結局、歴史への関心はあくまで日本と関連する史実に向けられたのである。また、平壤の古跡に関連しては、その調査にあたった関野貞の講演録が掲載され、逸話として平壤遷都論が紹介されている。平壤遷都論とは、朝鮮を旅行した赤木格堂がその感想を雑誌『日本及日本人』に寄せて話題を呼んだものである。赤木は平壤を候補地として挙げているが、発展史ではそれを平壤の地理的価値を強調する素材として利用していた。

なお、『大邱民団史』にも、地域の歴史への感心がうかがわれる。なかんずく、新羅中心の記述が随所にみられるのが特徴的である。大邱は「慶尚北道の首府にして、而して慶州は新羅の古都」と関連付けられ、新羅の歴史は、「大邱民団最古の前者」とであると位置づけられていた⁽⁶⁴⁾。また、蚕業については、「新羅最も発達し之を日本に伝へたり」と記述され、牛耕の項目では、新羅の「智証王は人民を奨励して大に牛耕の法を用いしめたり」と説明されている。このように大邱の歴史といいながらも、日本と関わりのある新羅・慶州に関心が向けられていた。

同様に、『群山開港史』の歴史記述は、「百済の錦江経営」から始まっており、百済と倭国との関係、倭寇が記述されている。また、新羅の土地制度、高麗の科田制度、李朝の貢米制度、朝鮮の貨幣制度への記述に続く。これには、米穀貿易業が盛んであった群山の土地柄が反映されており、土地・年貢に関する記述が多かった。注目したいのは、「日本の半島宗主権と錦江」と題された部分である。

日本の半島宗主権が国際条約上名実共に確立したのは、明治三十八年米国ポーツマス軍港に於ける日露講和条約締結後であるが、実際日本が宗主権を朝鮮に施行した起源は、神功皇后の三韓御征服の後、任那に日本府と云ふ厳然たる政府を樹立して、百済新羅を統轄せられたるは、日露戦争後に於ける日本の統監政治と何の異なる所もなく、実際に於て宗主権が朝鮮に行はれていたのである。新羅は其の後北方の

⁽⁶¹⁾ 由谷裕哉「草莽の学の再構築に向けて」(由谷裕哉・時枝務編『郷土史と近代日本』角川学芸出版、2010年)、7頁。

⁽⁶²⁾ 前掲書、『平壤発展史』、1～14頁。

⁽⁶³⁾ 前掲書、『平壤発展史』、435～524頁。

⁽⁶⁴⁾ 前掲書、『大邱民団史』、70頁。

勢力に迎合して時々日本の命を奉じなかつた事があるけれども、百済は終始一貫日本の宗主権を奉じて、忠誠を挺でて其の保護に甘じて居たことは歴史上否定の出来ない事実である⁽⁶⁵⁾。

これは、朝鮮半島における日本の宗主権について、神功皇后の「三韓征伐」と「任那日本府説」に遡り、その起源を求めている。これをもって、発展史に新羅と百済の古代史の記述が多い理由が説明できる。すなわち、地域の歴史への関心は、朝鮮人の歴史ではなく、『日本書紀』における記録、とりわけ「任那に日本府と云ふ厳然たる政府を樹立して、百済新羅を統轄」したという史実への関心であった。ここで強く求められたのは、古代史における支配と「韓国併合」との歴史的接点であった。

このように、発展史編纂はその前提として地域住民の歴史認識、歴史への関心を前提としていた。「併合」後に移住過程が歴史と記録される過程で、朝鮮の歴史は再認識された。居留民社会の移住史は本国日本との関わりで語られ、日本史へ編入されたが、この過程で朝鮮の地は「郷土」と創造された。つまり、発展史刊行は朝鮮半島における日本人の居住を歴史的に正当化する意義も兼ねていた。

小結

本章では、在朝日本人刊行の朝鮮地誌、とりわけ発展史刊行事業を取り上げた。発展史は居留民社会の形成史を主な内容としており、その記述内容には自己認識や「植民者意識」があらわれている。発展史は、開港記念、「韓国併合」、居留民団の解散をきっかけに刊行されたが、居留民社会の形成史を歴史として残そうとする意識に加え、反官意識が刊行事業を後押ししていた。発展史で反復・強調されているのは、「苦難」や「奮闘」の記憶であり、被害者としての経験は繰り返し記憶され、共有されていた。このように培養された被害者としての自己認識は、発展史刊行を支える思想的基盤になっていた。

また、発展史の刊行事業は「郷土」意識の芽生えと関連していた。地域の沿革が研究調査され、地域史は日本列島とのつながりで描かれた。その記述内容には、朝鮮の歴史や朝鮮人が不在しており、居留地を無主地とみなす認識もみられる。この性格から、発展史は朝鮮における日本人の居留を歴史的に正当化する役割も果していたとみられる。発展史刊行事業は移住史を記録として残す作業のみならず、朝鮮の地が「郷土」として発見される過程でもあった。

⁽⁶⁵⁾ 保高正記・村松祐之『群山開港史』、1925年、17頁。

第Ⅱ部 在朝日本人社会と植民地空間



【図 5-1】 朝鮮物産共進会場内に設置された養殖池を眺める観覧客
出典 朝鮮総督府『始政五年記念朝鮮物産共進会報告書』第3巻、1916年。

はじめに

本章では、在朝日本人の植民地空間への関わりを考察する題材として、1915(大正4)年の秋に、朝鮮の京城で開催された「始政五年記念朝鮮物産共進会」(以下、「朝鮮物産共進会」と略す)を取り上げる。

日本帝国は、西洋の帝国とは異なり、植民地において博覧会を開催した経験を持っていると指摘される⁽¹⁾。植民地の定義によって議論の余地はあるにせよ、植民地で博覧会を開催したことは日本帝国の植民地支配の特質の一つである。もっとも、厳密に言えば、共進会は一般的な博覧会と趣旨や開催目的を異にする。しかし、後述するように、朝鮮物産共進会は博覧会の性格をも併せ持っていた。日本帝国の植民地で行われた博覧会の嚆矢として位置づけられる朝鮮物産共進会は⁽²⁾、日本帝国の朝鮮統治の特質を表す題材であると同時に、1910年代の植民地朝鮮における「武断政治」の一面が浮き彫りになる題材でもある。

共進会はフランスで開催されていたコンクールを模倣して、地域や出品種類を限定して開設されたので、小規模で運営費が低く、村単位でも開催が可能であった⁽³⁾。日本国内では地域の殖産興業を開催目的に、主に府県あるいは府県連合によって開催されるようになった。一方、西洋で開催されていた万国博覧会が国内版にアレンジされたのが内国勸業博覧会であった⁽⁴⁾。明治政府が富国強兵策の一環として導入した内国勸業博覧会は、開催が重なるにつれ次第にお祭りや大衆娯楽へと変質していった。西洋で考案された近代の催しは、日本国内の事情に合わせた形で発展を遂げ、「韓国併合」後間もない時期に植民地朝鮮に導入されることになる。

朝鮮物産共進会は、後に「総督政治の初期に一区画をなすもの」「寺内総督時代に於ける掉尾の一大施設」⁽⁵⁾と高く評価された。総督府施政5年間の成果を帝国内外に公表する場であると同時に朝鮮王朝の旧王宮である景福宮が会場として使用されたことで、観覧客に歴史の転換を実感させる空間でもあった。このような評価から、メディアとして朝鮮物産共進会に着目する研究が多く⁽⁶⁾、植民地支配のプロパガンダ装置として共進会を論じる視

⁽¹⁾ 山路勝彦『近代日本の植民地博覧会』、風響社、2008年、3～4頁。

⁽²⁾ 台湾の場合は、1916年に始政20年を記念する「台湾勸業共進会」が台北で開催された。朝鮮内では、朝鮮物産共進会の開催以前に、1906年に釜山にて韓日博覧会が、1907年に京城にて京城博覧会が開催されたが、小規模なものであった。このほか、1910年代初期に大邱にて慶北物産共進会、鎮南浦にて西朝鮮物産共進会が開かれるなど、小規模の共進会が地方で開催された。『大韓毎日申報』、『毎日申報』の記事より整理。

⁽³⁾ 國雄行『博覧会の時代—明治政府の博覧会政策—』、岩田書院、2005年、85～87頁。同『博覧会と明治の日本』、吉川弘文館、2010年、201頁。

⁽⁴⁾ 西洋の万国博覧会が日本に導入される経緯に関しては、國雄行、同前書。

⁽⁵⁾ 朝鮮総督府『施政二十五年史』1935年、14・121頁。

⁽⁶⁾ 山路勝彦、前掲書、114～123頁。李泰文「1915年「朝鮮物産共進会」の構成と内容」『慶應義塾大学日吉紀要言語・文化・コミュニケーション』第30号、2003年。金泰雄「1915년 京城府 物産共進會와 日帝의 政治宣傳」『서울학연

点が主流であった。総督府善政の宣伝する装置としての機能が注目され、参観に動員された朝鮮人の体験や朝鮮人社会への影響が論じられた⁽⁷⁾。

だが、総督府の支配政策だけで朝物産共進会を論じるのは一面的な評価に過ぎない。博覧会は、一般的に国家権力や資本によって演出されるものであるが⁽⁸⁾、資本主義の形成が初期段階にあった植民地朝鮮では、総督府だけではなく国策会社や日本人社会が共進会の開催に関わったからである。官民共同の形で行われ、日本人社会が朝鮮物産共進会の運営や演出に関わっていたのである。すなわち、共進会は総督府の支配政策をもって説明できるものではなく、それに関わった日本人社会の協賛活動が手がかりとなりうる。

では、1910年代半ばに総督府は日本人社会をどのように位置づけていたのであろうか。この問いへの手がかりとして、1916年1月の寺内正毅総督の論告を取り上げよう。寺内総督はその冒頭において、「内地人ハ學術技能又ハ經歷ニ於テ能ク他ノ儀表タルヘキ」と述べた上で、「後進ノ朝鮮人ヲ指導シ又ハ之ト提携スルニ於テハ全土ノ開発ヲ促進シ内鮮人ノ融合同化ヲ円滑ナラシムル」ことに勉めるよう訓示している⁽⁹⁾。朝鮮物産共進会の成功を踏まえ、五年間の成果と将来に対する希望を述べるのが主旨であったこの論告からは、「内地人」に「指導」の役割や「同化」への協力が想定されていたことがわかる。これは有色人種に対する「白人の責務」(White man's burden)に匹敵する「内地人の責務」であったが、「指導」「同化」を強調する総督訓示を裏返すと、この役割論とは程遠い日本人社会の様態・意識があったことがうかがわれる。

第2・3章で考察したように、総督府と日本人社会の間には亀裂が生じていた。1914年に地方制度整理の一環として居留民団が解散され、日本人社会の「自治」は大幅に制限された。これに加え、言論弾圧などの植民地の抑圧が日本人社会にも及んだため、「武断政治」に対する日本人社会の態度は冷淡だった。また、総督府は制度整備による秩序の構築に取組んでおり、必然的に法令や制度が増えていた。会社の設立に許可主義を採用した「会社令」はその例である。このような状況で計画されたのが朝鮮物産共進会であり、この計画はひとつの転機として機能していたのである。

本章では、朝鮮人社会だけではなく、日本人社会にも包摂の装置として働いていた共進会の機能を考察するために、本章では京城の日本人有力者が共進会を支援するために設立した協賛会の人的構成や活動、共進会

』18号、2002年。박성진 「일제 초기 「朝鮮物産共進会」 연구」 (수요역사연구회編『식민지 조선과 매일신보 1910년대』 신서원, 2003年)。權泰禧『일제의 한국 식민지화와 문명화 (1904~1919)』 서울대학교출판문화원, 2014年、第3章。

⁽⁷⁾ 博覧会を大衆の体験とまなざしに注目した吉見俊哉の研究からの影響であると思われる。これに加えて、博覧会を主宰した側の意図を把握する視点も必要であろう。吉見俊哉『博覧会の政治学—まなざしの近代』、中央公論社、1992年、序章。

⁽⁸⁾ 前掲書、『博覧会の政治学—まなざしの近代』、21頁。

⁽⁹⁾ 朝鮮総督府編『総督訓示集 第2輯』、1916年、10頁、1916年1月6日付の「論告」。

活用策をめぐる日本人社会の議論、「内地」での報道を取り上げる。これまで朝鮮人の体験で語られてきた朝鮮物産共進会は日本人にとってはどのような空間であったのか。日本人社会において共進会はどのように認識され、どのような議論がなされていたのか。この問いを通して、帝国日本の朝鮮支配の特質として朝鮮物産共進会を捉えなおすとともに、「武断政治」期における共進会開催の意味を再考することにした。

第1節 「始政五年記念朝鮮物産共進会」について

第1項 朝鮮物産共進会の計画

朝鮮物産共進会の計画は、1913年における寺内総督の発議にその端を発し、1914年3月の第31帝国議会において、予算約50万円の承認を得て実現することになった。同年6月に総督府訓令によって事務章程が公布され、事務総長と事務委員長に山縣伊三郎政務総監と石塚英蔵農商工部長官が各々任命された⁽¹⁰⁾。「始政五年記念」と冠された名称からは「韓国併合」後の5年間の治績を強調する意図が見て取れる。同年8月には官報において開催が告示され、共進会規則が定められた⁽¹¹⁾。政務総監山県ら総督府官僚が本格的に関連業務に携わるようになるのもこの時期である。

寺内総督の共進会開催の発議に対して総督府内において異論はなかったが、共進会ではなく博覧会を主張する意見は存在したようである。これに対して寺内総督は、1914年8月の共進会委員に対する訓示において、博覧会などの催しは「精細ニ物産ヲ蒐集シテ人民ニ示シ之レガ改良発達ヲ企画シ兼ネテ人民ノ間ニ勤勉力行ノ美風ヲ養成セム」とするものと、「催ニ依リテ其ノ土地ヲ賑盛ナラシメ多クノ人ヲ集メル」ことを目的とするものがあるが、共進会開催の目的は言うまでもなく前者にあると述べている⁽¹²⁾。この点を理由に、寺内総督は博覧会論に「絶対に反対」し、共進会論を貫いた⁽¹³⁾。博覧会は「僅少の物産を蒐集陳列するものに附すべき」ものではなく、「必しも陳列されたる物品の品質迄も審査研究して将来の発達を促すと云ふことを趣旨とするものではない」と考えたのである⁽¹⁴⁾。

寺内総督は、明治政府が国家主導で開催した内国勸業博覧会型の博覧会と、地方の府県による共進会を、その開催目的や展示物から厳密に区別し、共進会論を展開していたと考えられる。結局、先進の文物を広く集め展示する一般的な博覧会ではなく、朝鮮内の生産品を蒐集・展示し、優劣を競う品評会形式の共進会が計画さ

⁽¹⁰⁾ 『朝鮮総督府官報』第572・574号、1914年6月29日・30日。

⁽¹¹⁾ 『朝鮮総督府官報』第604・611号、1914年8月6日・14日。

⁽¹²⁾ 朝鮮総督府編『始政五年記念朝鮮物産共進会報告書』第1巻、1916年、10頁。

⁽¹³⁾ 同上。黒田甲子郎編『元帥寺内伯爵傳』元帥寺内伯爵伝記編纂所、1920年、773～774頁。

⁽¹⁴⁾ 前掲書、『始政五年記念朝鮮物産共進会報告書』第1巻、10頁。



【図 5-2】 朝鮮物産共進会開場当日の光化門前広場の様子

出典 『朝鮮公論』通巻第31号、1915年10月。

注 1915年9月11日午前10時頃撮影。

れた。朝鮮で生産された物産に限定し、比較的小規模で運営することによって、費用を節約するという狙いがあったとみられる。しかし、実際には共進会と博覧会が融合された形で開催された。たんなる物産品の展示・表彰に止まらず、博覧会の要素が加わることになったわけである。「内地」の物産を展示する参考館や機械館、遺物や美術品を展示する美術館、鉄道局特設館の巡回列車や演芸館のような娯楽施設、夜間入場やイルミネーションのような内容は、朝鮮の物産品に限定した当初の共進会の構想に、「内地」で定着していた博覧会の要素を接ぎ木した形である。開場を1ヵ月後に控えていた8月に至って、急遽夜間入場が公表されたのは、当初計画の修正過程を裏付けるものとしてみることができよう⁽¹⁵⁾。

朝鮮物産共進会がその実質において、博覧会に近い規模・形態であったことは、『京城日報』の論説からも確認できる。共進会の開催目的と性質に関しては、「之れを彼の従前内地到处に催ほされたる共進会とは自づから異なるもの」であり、「其名称は簡単にして有り触れたる共進会なれど、其実は朝鮮そのものを展示するところの博覧会なりと謂ふも敢て誇張の言に非ざるなり」とのことであった⁽¹⁶⁾。総督府工業伝習所の豊永真里所長も、その

⁽¹⁵⁾ 午後5時から10時までの夜間入場の項目が設けられた。『朝鮮総督府官報』第907号、1915年8月11日。

⁽¹⁶⁾ 『京城日報』1915年9月4日、1面、「朝鮮開発の五年」。

名称は共進会であるが、「実質朝鮮第一回博覧会」⁽¹⁷⁾であると評価していた。この点は、朝鮮物産共進会の英文表記からもうかがえる。ポスターにおける「The Chosen Industrial Exhibition」の英文表記は、日本で開催された内国勸業博覧会のそれと同様である。これは、結局朝鮮物産共進会の性質が博覧会と大きく異ならないことを表わしている。これに関しては、西洋から導入された博覧会と共進会が日本化される過程において、その性質の混合・変形が起きていたとみることも可能であろう。

総督府内にあった「共進会論」と「博覧会論」の議論に戻ると、共進会の形式が朝鮮に適するという寺内総督の認識は重要である。寺内総督は、日本において娯楽施設化していた博覧会には否定的であり、実物を展示し、表彰する共進会が適切であると判断していた。寺内総督の方針は、「一に去華就実の四字に在って、勗めて輕佻浮華を避け、着実真摯を旨」⁽¹⁸⁾としていると代弁している総務局長の児玉秀雄の発言からも、その主旨はうかがわれる。これに加えて、「既往五年の間多少の治績を挙ぐるを得たるは予の光榮」⁽¹⁹⁾という記述から垣間見られるように、初代総督として治績をのこすことも意識されていたとみられる。要するに、寺内総督の博覧会に対する否定的認識、実質を重要視する方針、そして治績への欲求があいまって、共進会の開催に繋がったのである。

では、朝鮮物産共進会の開催目的を見てみよう。総督府が編纂した『始政五年記念朝鮮物産共進会報告書』（以下、『報告書』）には、次のようにある。

新政施行以来年ヲ閱スルコト五年諸般ノ施設経営基礎漸ク確立シ産業其ノ他文物ノ改善進歩ノ績見ルヘキモノアリ。此秋ニ方共進会ヲ開設シ普ク朝鮮各地ノ物産ヲ蒐集陳列シ諸般ノ施設状況ヲ展示シ且ツ新旧施政ノ比較対照ヲ明カニシ以テ一面ニ於テハ生産品並生産事業ノ優劣得失ヲ審査考覈^{こうかく}シテ当業者ヲ鼓舞振作シ一面ニ於テハ朝鮮民衆ヲシテ新政ノ恵沢ヲ自覚セシムルニ努メ尚此機会ニ於テ成ルヘク多クノ内地人ヲ招待シテ朝鮮ノ実状ヲ視察セシムルノ途ヲ講スルハ向後朝鮮ノ開発上著シキ効果アルヲ疑ハス。恰モ大正四年ハ新政施行満五周年ニ相当シ本会ヲ開設スルニ極メテ好適ノ機会ナリ⁽²⁰⁾。

これらの目的を達成するために「新旧施政ノ比較対照」の方法が用いられていることに注目する必要があるが、この点については後述する。物産品を表彰し生産者を奨励するのが共進会の本来の目的であったが、朝鮮人に「新政ノ恵沢ヲ自覚」させることと、「内地」の人々に朝鮮を視察させ、朝鮮の「開発」を図ることが二次的な目的で

⁽¹⁷⁾ 『毎日申報』1915年1月1日、3面、「来秋開催の 共進会誌」。

⁽¹⁸⁾ 『朝鮮公論』通巻第31号、1915年10月、24頁、「共進会利用論」。

⁽¹⁹⁾ 『京城日報』1915年9月3日、1面、「共進会開催の目的—寺内総督談」。

⁽²⁰⁾ 前掲書、『始政五年記念朝鮮物産共進会報告書』第1巻、9頁。

あった。すなわち朝鮮物産共進会は、「内は鮮人を啓発し外は母国民を警醒」⁽²¹⁾ するよう期待されていたのである。

第2項 景福宮という空間

共進会の開催期間は、1915年9月11日から10月31日までの50日間であった。入場人員は、合計116万4千人を超えている。関係者の予想を2・3倍上回る数字であった⁽²²⁾。入場者のうち、朝鮮人は70%を占める約82万人で、日本人は29%の約34万人だったと推測される⁽²³⁾。最後の3日間は会場を無料開放しており、1日に11万～15万人の観覧客が入場していた。1915年末京城の人口が約24万人であり、その内日本人が約6万人であった点を合わせて考えると、期間中の京城の賑わいぶりは十分想像できる⁽²⁴⁾。とくに開場初日は、光化門通りは白衣を着た朝鮮人によって埋められ、共進会会場は「戦場のやうな大騒ぎ」⁽²⁵⁾ であったという。

会場としては選ばれたのは、1860年代に大院君が再建した景福宮であった。その理由について、『報告書』では「其地位、風致、規模並交通の諸点」⁽²⁶⁾ で優れていることが挙げられている。さらには「古宮殿及旧苑池等の依然存在し自然に会場諸般の設備を幫助せるあり以て多大の資用を節約」できる点や、「観覧者に対しては一場の内に是等の旧跡を併せて遊覧するの機会を与ふる」点を選定の理由としている⁽²⁷⁾。交通が便利である点、旧王宮を展示施設として利用できることで経費節減にもなるという理由が挙げられている。だが、これらの理由に止まらず、景福宮という空間が持つ象徴性は、総督府側も十分認識していたと見られる。

実際、会場が与えるインパクトは強かった。『釜山日報』の記者は、「内鮮両民は単に光化門を潜るのみにて既に無限の感興に打たれ甚大の教訓を受くる」と述べ、館内の陳列品を一々詳細に見る必要を感じないほど「絶好の会場」であると感嘆していた⁽²⁸⁾。また別の記者は、このような会場の位置は「内地」にもなからうと評価し、「大院君が全道の巨材を集め金と手間とに糸目を付けず築上げた旧王城景福宮を其儘使ったところ実に何とも云へぬ

⁽²¹⁾ 『釜山日報』、1915年10月17日、1面、「共進会褒章授与式」。

⁽²²⁾ 東洋拓殖の理事であり、京城協賛会の理事長であった井上孝哉によると、35万～50万人が予想されていたという。『朝鮮及満洲』第101号、1915年12月、110頁、「共進会の与へし京城の利益」。

⁽²³⁾ 一般観覧客の民族別の割合から、無料入場者の民族別の人員を推量し、算出した数字である。この他に、1%弱の中国人・外国人観覧客がいた。京城協賛会残務取扱所『始政五年記念朝鮮物産共進会京城協賛会報告』、1916年、165～168頁。

⁽²⁴⁾ 同時期に京城日報社主催の家庭博覧会も京城で開催された。

⁽²⁵⁾ 『京城日報』、1915年9月11日（夕刊）、2面、「歓声の巷よ」。

⁽²⁶⁾ 前掲書、『始政五年記念朝鮮物産共進会報告書』第1巻、53頁。

⁽²⁷⁾ 同上。

⁽²⁸⁾ 『釜山日報』、1915年10月5日、1面、「共進会雑感(二)」。

一種の感興を禁ぜしめぬ」⁽²⁹⁾と述べ、会場選定を高く評価していた。会場が持つ意味を考える材料として、景福宮の勤政殿で行われた開会式の様子をみてみよう。

勤政殿前に出づれば長き年月を閉鎖されたるまなりし勤政殿は総ての障子を押し開かれて元の玉座上に朱丹の衛立新らしき光輝を帯びて式の開かるるを待つ。廳て九時定刻となるや、寺内総督は自動車を駆つて来場門前より徒歩にて白井武官、森武官、大藤副官を随へて徐ろに歩を運び勤政殿へ入る……勤政殿の高座を中央に東に朝鮮貴族、西に山縣政務総監以下の勅任官、その他共進会役員、審査部長、審査官、審査員、評議員協賛会長以下悪役員、軍司令官、参謀長、師団長、李王職、中枢院の各高等官五百餘名両側に居並ぶや児玉事務係長の案内にて寺内総督は東側の階段より高座に登り白井、森両武官、大藤副官之れに随ふ。山縣政務総監は事務総長として正面の段階より壇上に上り寺内総督に相ひ対して立ち事務報告書を朗読して開場の許可あらん事を乞ふ。之に対し寺内総督開場の宣言の辞を朗読し、山縣政務総監一〇して下れば、寺内総督つづいて壇を下る、式は之れにて終り…⁽³⁰⁾

この場にいた朝鮮及満洲社の社長釋尾春菴が、「場所は半島過去の宮殿なり玉座は旧の如し」と伝えているように、滅びた朝鮮王朝を肌で感じる空間であった。元玉座があった高座に登り、開場宣言の辞を朗読する寺内総督の姿は、植民地支配と時代の転換を物語っていた。式が行われる30分の間、「吾人の感興は高潮に達せり」と、釋尾が述べているのもそのような理由からであろう⁽³¹⁾。このように、会場を訪れた日本人は景福宮が持つ象徴性を感じ感興を禁じえなかったのであるが、日本人にとって会場は、単に共進会のみではなく、帝国日本の新領土の獲得を祝賀・記念する場所として機能していた⁽³²⁾。

第2節 「文明化」の可視化

第1項 視覚化された展示

共進会開催の目的の一つが、朝鮮人に「新政ノ恵沢ヲ自覚」させることにあったことは『報告書』で確認したが、具体的にどのような方法で実現を目指したのだろうか。その方法は、朝鮮王朝(大韓帝国)と総督府の施政を比

⁽²⁹⁾ 『釜山日報』、1915年10月10日、5面、「三面から見た京城(三)」。

⁽³⁰⁾ 『京城日報』、1915年9月12日(夕刊)、2面。

⁽³¹⁾ 『朝鮮及満洲』第99号、1915年10月、1頁、「勤政殿の三十分間」。

⁽³²⁾ この他、例外的ではあるものの、「王妃事件の活劇を演ぜし場所」と紹介する新聞社もあった。『中外商業新報』、1915年10月4日、3面、「朝鮮記念共進会(三)」。

較し、総督府の施政がいかに優れているのかを目に見えるものにする事だった。その展示方法を施設ごとに見ていこう。共進会の主な展示館は、1号館(1,495坪)、2号館(769坪)、参考館(583坪)、審勢館(236坪)であり、このほかに機械館、美術館、鉄道局特設館、東洋拓殖会社特設館、営林廠特設館などの展示施設があった。

光化門を潜り抜けると正面に見える1号館は、農業、拓殖、林業、鉱業、水産、工業の産物を展示する施設であった。一番広い面積を占める農業部門の展示には、重要な産物である米、綿花、高麗人参、牛皮の実物が

陳列されていた。2号館は、臨時恩賜金事業、教育、土木及び交通、経済、衛生などの分野を展示していた。参考館は、朝鮮の産業上必

要と認める物品や日常必需の物品の中で、主に「内地」で生産された品物を展示する施設であった⁽³³⁾。審勢館は、各道別に5年間の施政の成果を展示する施設だった。これらの展示施設は、図表、模型、写真、生産品の実物などを利用し、「多衆観覧者の目前に髣髴たらしむるを主眼」⁽³⁴⁾とした展示方法を用いていた。このような陳列について、徳富猪一郎は、配置・陳列が秩序整然にして乱れがなく、「頗る寺内式を發揮して居る」と述べていた⁽³⁵⁾。共進会の陳列は、「勸工場的でなく、研究的、説明的、実物標本的」であると高く評価された。

「文明化」の可視化は夜間にも続いた。共進会の期間中に会場はもちろん、府内各所にイルミネーションが施されていた。南大門や鍾路の普信閣に「全身火の点線で画かれた」⁽³⁶⁾ように電燈が飾られていた。夜に共進会の正門前の光化門通りに出ると、両側の五重塔や春日燈籠に飾られている電燈が光の空間を演出していた。これを通り過ぎ、光化門に近づくと、その門と城壁も光を発していた。入場すると、場内の広告塔には「東亜煙草株式



【図 5-3】 審勢館の内部
(左上:全羅北道 右上:京畿道 左下:全羅南道 右下:忠清北道)
出典 『朝鮮公論』通巻第31号、1915年10月。

⁽³³⁾ 前掲書、『始政五年記念朝鮮物産共進會報告書』第1巻、79頁。

⁽³⁴⁾ 同上、113頁。

⁽³⁵⁾ 『京城日報』、1915年10月11日、1面、「共進會瞥見」。

⁽³⁶⁾ 『朝鮮公論』通巻第31号、1915年10月、115頁、「夜の共進會」。

会社」の文字が輝き、サーチライトが放たれていた⁽³⁷⁾。夜の共進会会場は、まさに「光の世界」⁽³⁸⁾として演出されていた。

第2項 植民者のまなざし

では、会場を訪れた日本人はどのような感想を持ったのだろうか。意外なことにメイン展示施設である1号館よりも、審勢館に強い印象を受けていた。審勢館は過去5年間における産業の進歩、各種施設の成績を示す物品を「比較的小面積に一見明瞭なる方法を以て道毎に出品陳列」させた施設であった⁽³⁹⁾。その陳列や装飾に「十三道の各庁が、互に意匠を凝らして」「各道競ふて趣向を凝し人目の集注に努めた」施設であった⁽⁴⁰⁾。例えば京畿道の展示施設は、図表、図案、印刷物、写真、模型、実物の生産品などで構成されていた。京畿道地域の模型を中央に置き、周囲の壁に戸数、地積、納税成績などの累年比較を図表で示していた⁽⁴¹⁾。このように審勢館は始政5年間の変化を視覚的に展示した空間であり、展示の特徴は「新旧の比較」にあった。京畿道の道路改修の模型は「陰悪な坂路に車を押し上げていた以前と現今の新道に依って馬車や人力車が自由に走っていたり、川には橋が架せられている様」⁽⁴²⁾を見せていた。この他、農家一戸当の生産量増加の状況、改良井戸と在来井戸との比較、硝子瓶に大豆を盛り累年の生産を比較するという方法を用い、「改良改善」の結果を視覚的に示していた。

会場を訪れた日本人にも審勢館の展示内容ははっきりと伝わり、最も感心した施設として審勢館を挙げる日本人記者が少なくなかった。徳富猪一郎は、「何れの館も皆足を停めて見るべきであるが、其中で最も著明」なのは審勢館であり、「過去の朝鮮、現在の朝鮮、将来の朝鮮を比較し、併せて朝鮮各道の物資生産及び文化の程度を比較し得る」展示であると述べていた⁽⁴³⁾。審勢館が「朝鮮現勢の縮図」であると評価する記者がいるほか、奉天から訪れた記者は「朝鮮十三道の五年間の経営を手に執る如く一目直ちに説明」していると感想を述べていた⁽⁴⁴⁾。このように日本人観覧客の多くは、主要な展示品である朝鮮の物産品よりは、植民地経営の5年間の成果を展示した展示施設に強い印象を受けていた。

⁽³⁷⁾ 前掲書、『始政五年記念朝鮮物産共進会京城協賛会報告』、118頁。

⁽³⁸⁾ 『朝鮮公論』通巻第31号、1915年10月、116頁、「夜の共進会」。

⁽³⁹⁾ 同上、79頁。

⁽⁴⁰⁾ 『太陽』第21巻13号、1915年11月、181頁、「朝鮮見物記」。前掲書、『始政五年記念朝鮮物産共進会報告書』第1巻、124頁。

⁽⁴¹⁾ 『朝鮮公論』通巻第31号、1915年10月、125～127頁、「十三道苦心談」。

⁽⁴²⁾ 『朝鮮及満洲』第99号、1915年10月、67頁、「共進会場巡覧記」。

⁽⁴³⁾ 『京城日報』、1915年10月11日、1面、「共進会瞥見」。

⁽⁴⁴⁾ 『朝鮮公論』通巻第32号、1915年11月、36・39頁、「名士の観たる朝鮮及共進会」。

このような展示方法がなされる中、一般産物を出品した人々が憤慨して不平を訴えている様子が確認される。それは、1号館や勤政殿の回廊に展示されている朝鮮物産品の場合は、「雑然として排列しあるので観覧者の視線を引くに足らざるのみならず本会は殆ど之を継子視せるやの観がある」という理由からであった⁽⁴⁵⁾。『釜山日報』の記者は「吾等は本会を称して朝鮮各道始政五年間の施設経営事業成績展覧会と謂ふ」と批評しながら、「物産共進会は其附属物たりとの感は会場内の出品物を実地に目撃して爾か云ふ」⁽⁴⁶⁾と述べているが、記者の目にも朝鮮の物産品より施政5年間の事業成績に力点が置かれているように映っていた。

共進会を訪れた朝鮮人はどのような印象を受けたのであろうか。趙重応によると、「異口同音に曰く隔世之感」⁽⁴⁷⁾であったという。地方から訪れた人々に効果が期待された。ここでは、従来の研究にはなかった試みとして、朝鮮人観覧客に対する日本人の視点から、朝鮮人の共進会体験を考えてみよう。

共進会会場において白衣の朝鮮人団体が「物珍らしそうにぞろぞろと行列」⁽⁴⁸⁾を成している姿は目に留まる光景であった。朝鮮人団体を見かけた東京からの訪問者は、「彼等が廊下を練り行く時、彼等の総ては崇厳、厳肅の気に打たれたる如く、恰も、朝鮮人形の電気作用により進み進むに似たり」⁽⁴⁹⁾と記述している。博覧会を娯楽として楽しむ日本人に比すれば、朝鮮人の態度は「厳肅」であり、嘲笑を誘っていたのである。この他に朝鮮人を受身的であり、「幼稚」な存在として捉える視線も散見される。

多数鮮人が今尚ほ頗る幼稚にして初めて地方より京城に出で旧王城に入りて共進会を見るや其宏壯華麗なるに一驚を喫し館内の陳列品よりも先づ庭前の噴水に肝を潰し夜間のイルミネーションに腰を脱かさん許りにて或は蜃気権と叫び或は阿房宮と称へ或は又不夜城とは真に是かと感嘆之を久しうし所謂開いた口の塞がらざるもの殆ど比々皆是れなり⁽⁵⁰⁾。

共進会は、日本人にとって「幼稚」な存在として朝鮮人認識する場となっていたのである。前述した東京からの訪問者の感想は、「可憐なる朝鮮の新同胞よ……寛大なる寺内総督の襟度に対し、百年の迷夢より覚めよ」⁵¹との助言へと続くが、朝鮮人を眺める日本人の視線は、支配民族の優越意識に満ちていた。多くの日本人は、朝

⁽⁴⁵⁾ 『釜山日報』、1915年10月27日、附録4面、「共進会雑感記」。

⁽⁴⁶⁾ 同上。

⁽⁴⁷⁾ 『京城日報』、1915年10月12日(夕刊)、2面、「朝鮮人のうけた印象」。

⁽⁴⁸⁾ 『朝鮮及満洲』第99号、1915年10月、65頁、「共進会場巡覧記」。

⁽⁴⁹⁾ 『朝鮮及満洲』第100号、1915年11月、103頁、「印象的に視たる京城と人物」。

⁽⁵⁰⁾ 『釜山日報』、1915年10月17日、1面、「共進会褒章授与式」。

⁽⁵¹⁾ 『朝鮮及満洲』第100号、1915年11月号、103頁、「印象的に視たる京城と人物」。

鮮人が「迷夢」から目覚める「文明化」の機会として共進会を眺めていた。

このように、「文明化」を視覚化した展示、「近代」の光の空間が演出された共進会は、日本人にとって朝鮮人を他者として再認識する場所であった。この経験を通して、朝鮮人との境界はより明確になり、そして他者認識は一層強固なものになっていた。

第3節 京城協賛会の人的構成

共進会の開催を機に、咸鏡北道を除くすべての道で協賛会が組織された⁽⁵²⁾。朝鮮人人口が圧倒的に多い道部の協賛会でも代表は日本人であり、日本人主導の組織であった。地方の協賛会では、観覧の勧誘や団体観覧団の組織、地元の宣伝活動を行っていた。その中でも京城協賛会は中心的な役割を果しており、共進会運営の一部が任されていた⁽⁵³⁾。募金された寄附金20万円は、次節で述べる協賛活動に使用された。

第1項 京城協賛会会員の構成

1915年1月に京城協賛会の発起人総会が開かれた。発起人は京城府の有志者154名で構成され、この場で会長、副会長、商議員が選任された⁽⁵⁴⁾。京城協賛会の経費は、「会員ノ醸出金、寄付金、補助金及雑収入ヲ以テ之ニ充ツ」⁽⁵⁵⁾と決められ、総督府から補助金(12,800円)と李王家からの下賜金(6,200円)があったものの、概ね会員からの拠出金(約82,000円)が主たる収入源であった⁽⁵⁶⁾。同年2月頃より京城府内の町・洞から委員約100人を選定し、会員募集を行った結果、2,228名が会員となった。協賛会の会員は、拠出金の金額によって7等級に分類された⁽⁵⁷⁾。500円以上の名誉会員、250円以上の特別有功会員、100円以上の有功会員と分類され、入場券などが特典として与えられた。

会員構成を見ると、企業会員としては、東洋拓殖、朝鮮銀行、朝鮮郵船を除くと「内地」の会社が多かった⁽⁵⁸⁾。これら会社の中では日韓瓦斯電気株式会社のように本社は東京に置いているが、実質的に朝鮮で経営を展開し

⁽⁵²⁾ 12府のうち、京城、仁川、釜山、馬山、群山、木浦、鎮南浦、元山、平壤、新義州で協賛会が組織された(大邱・清津を除く)。この他、水原、開城、高陽、清州、忠州、光州で協賛会が組織された。前掲書、『始政五年記念朝鮮物産共進会報告書』第1巻、319～393頁。

⁽⁵³⁾ 京城のほか、仁川協賛会では水族館を運営していた。

⁽⁵⁴⁾ 前掲書、『始政五年記念朝鮮物産共進会京城協賛会報告』、1頁。

⁽⁵⁵⁾ 同上、5頁。

⁽⁵⁶⁾ 京城協賛会の全体収入額は約15万円であった。同上、171頁。

⁽⁵⁷⁾ 「京城協賛会規則」第11条。会員名簿は、同上、19～64頁。

⁽⁵⁸⁾ 三井合名会社、三菱合資会社、古川合名会社、合資会社高田商会など。同上、19～21頁。

ている会社もあり、東亜煙草株式会社(京城に製造所)、久原鋳業(鎮南浦に製錬所)、大倉組(京城に出張所)のように朝鮮に工場や出張所を置いている会社もあった⁽⁵⁹⁾。

個人会員には、総督府政務総監、東洋拓殖総裁、朝鮮銀行総裁など官の人物もいれば、民間からは滞在歴が長く成功者と目されていた人物(中村再造や森勝次)が名を連ねている⁽⁶⁰⁾。そして特別有功会員の中では、新町遊郭からの寄付が目につく⁽⁶¹⁾。朝鮮人側からは700円を寄付した李完用を含め、中枢院議長閔泳徽、天道教の指導者朴寅浩が名誉会員であった。「朝鮮貴族令」によって爵位を受けた人物の多数が参加していることが確認される⁽⁶²⁾。この他、官吏、実業家、教員などが参加しており、京城協賛会は朝鮮内外の資本や「内鮮」の有力人物によって支えられていた。

【表 5-1】 京城協賛会の名誉・特別有功会員

区分	寄付金	会社名・氏名	会社・支店の所在地、寄付者の経歴
名誉 会員	3000	東洋拓殖株式会社	京城黄金町に本社。
	3000	株式会社朝鮮銀行	京城南大門通りに本社。
	3000	三井合名会社	東京に本社。
	3000	合名会社大倉組	東京に本社、京城に出張所。
	3000	久原鋳業株式会社	大阪に本社、久原鋳業株式会社鎮南浦製錬所。
	3000	合名会社高田商会	東京に本社(商社)。
	3000	吉川合名会社	日本に本社。
	3000	三菱合資会社	東京に本社。
	1600	日韓瓦斯電気株式会社	東京に本社、京城本町に京城支店。
	1000	東亜煙草株式会社	東京に本社、京城府仁義洞に製造所。
	1000	明治鋳業株式会社	福岡に本社。
名誉 会員	700	朝鮮郵船株式会社	京城南大門通りに本社。
	500	日本郵船株式会社	東京に本社。
	500	大阪商船株式会社	大阪に本社、仁川に支店。
	500	株式会社漢城銀行	朝鮮人資本の銀行。京城南大門通りに本社。
	500	株式会社第一銀行	東京に本社、京城に支店。
	500	南満洲鉄道株式会社 鋳業課出張所	満洲に本社。

⁽⁵⁹⁾ 久原鋳業の鎮南浦製錬所が落成するのは1915年10月である。田内竹葉・清野秋光編纂『新朝鮮成業銘鑑』朝鮮研究会、1917年、86頁。

⁽⁶⁰⁾ 前掲書、『始政五年記念朝鮮物産共進会京城協賛会報告』、19～21頁。朝鮮公論社編『在朝鮮内地人紳士名鑑』、1917年。

⁽⁶¹⁾ 前掲書、『始政五年記念朝鮮物産共進会京城協賛会報告』、19～21頁。

⁽⁶²⁾ 李載完、朴泳孝、尹沢栄(以上、侯爵)李完用(伯爵)閔泳徽、趙重応、宋秉駿、高永喜、閔丙奭、朴齊純、尹徳栄(以上、子爵)、趙東潤(男爵)同前。

	600	中村再造	京城民団議員、京城商業會議所会頭を歴任。京城銀行頭取。京城十友合資会社理事。
	500	市原盛宏	朝鮮銀行総裁。
	500	吉原三郎	東洋拓殖株式会社総裁。京城協賛会会長。
	500	山県伊三郎	朝鮮総督布政務総監。
	500	森勝次	京城民団議員・京城商業會議所議員を歴任。
	700	李完用	朝鮮総督府中枢院副議長。朝鮮貴族令により伯爵。
	600	閔泳徽	漢城府判尹を歴任。朝鮮総督府中枢院議長。朝鮮貴族令により子爵。天一銀行設立。1906年徽文学校を設立。
	500	朴寅浩	東学運動の指導者。1908年から天道教の大道主。
特別 有功 会員	350	株式会社共益社	京城南大門通りに本社。布木商組合が母体となり、朴承稷らが1914年設立。
	300	新町遊郭	京城日本人居留民団によって新町に設置された遊郭。
	300	株式会社十八銀行	長崎に本社、京城に支店。
	300	株式会社三越呉服店	東京に本社。京城府本町に出張所。
	300	株式会社朝鮮商業銀行	朝鮮人資本の銀行。京城南大門通りに本社。
	250	合名会社高島屋 出張所 林宸次郎	日本に本社、京城に出張所。
	250	原田金之祐	朝鮮郵船会社の社長。京城日本人商業會議所会頭。
特別 有功 会員	250	野田卯太郎	—
	250	高瀬政太郎	—
	250	清水満之助	—
	300	趙重応	朝鮮総督府中枢院顧問。朝鮮貴族令により子爵。
	300	宋秉峻	朝鮮総督府中枢院顧問。朝鮮貴族令により子爵
	250	李載完	興宣大院君の甥。元宮内府大臣。漢城銀行設立に携わる。朝鮮貴族令により侯爵。
	250	朴泳孝	哲宗の婿。朝鮮貴族令によって侯爵。朝鮮貴族会会長。
	250	趙東潤	一進会に参加、朝鮮貴族令により男爵。
	250	趙命九	—
	250	李鐘奭	—
	250	高永喜	朝鮮貴族令によって子爵。朝鮮総督府中枢院顧問。
	250	閔丙奭	李王職長官。朝鮮貴族令により子爵。朝鮮総督府中枢院議官。
	250	尹澤榮	純宗の舅。朝鮮貴族令により侯爵。
	250	朴齊純	朝鮮貴族令により子爵。朝鮮総督府中枢院顧問。
	250	全命基	—
	250	尹徳榮	李王職賛待。朝鮮貴族令により子爵。
	250	李鳳来	元漢城府判尹。
250	韓亮鎬	—	

出典 京城協賛会残務取扱所『始政五年記念朝鮮物産共進会京城協賛会報告』東京印刷株式会社、1916年3月、19～21頁。田内竹葉・清野秋光編『新朝鮮成業銘鑑』朝鮮研究会、1917年。朝鮮公論社編『在朝鮮内地人

紳士名鑑』、1917年。朝鮮人は、韓国史データベース韓国近現代人物資料(<http://db.history.go.kr>)、歴代人物情報システム(<http://people.aks.ac.kr>)、『韓国民族文化大百科』(<http://encykorea.aks.ac.kr>)より整理。
注 不明あるいは確定できない場合は「－」をもって表記した。

第2項 京城協賛会役員の顔ぶれ

京城協賛会の役員は、会長、副会長、理事長、理事、委員、常議員、商議員から構成されており、すべての役員は名誉職であった⁽⁶³⁾。そのうちの主要幹部は、会長、副会長、理事長、理事であったが、会長と理事長は日本人であり、副会長は日本人2名と朝鮮人2名、理事は日本人6名と朝鮮人4名から構成されていた。

京城協賛会の会長は、内務官僚で1908年に設立された東洋拓殖株式会社の総裁吉原三郎であった。副会長には京城府尹と京城日本人商業会議所会頭が選任された。朝鮮人幹部には、子爵で朝鮮総督府中枢院顧問であった趙重応、東洋拓殖株式会社の設立委員であり伊藤博文追悼会や一進会の「合邦請願運動」に関わった実業家白完赫など、総督府の施政に協力的な人物から構成されていた。他にも東洋拓殖の役員は協賛会の理事長を務めていた。東洋拓殖は場内に特別展示館を設置し、経営内容と移民事業の成果を宣伝する場として活用するなど、共進会に深く関わっていた。

一方、日本人の理事には総督府や京城府の官僚もいれば、建築専門家、会社役員、実業家もいた。これは朝鮮人理事も同様であった。官からは総督府中枢院賛議、京畿道の官吏が選任され、民間側からは実業家の芮宗錫、明月館の主人である安淳煥が理事として参加していた。彼らは共進会について格段の知識を持っていたとは考えにくく、京城協賛会は各界の代表を集めた官民共同の団体であった。

【表 5-2】 京城協賛会役員の内歴

区分	氏名	経歴・当時の肩書	本籍地	来朝時期
会長	吉原三郎	司法省法学生・東京帝大法科大学卒業。香川県・富山県知事、内務省地方局長等を歴任する。1906年内務次官を経て、東洋拓殖株式会社副総裁に任命される。	千葉	1908年
副会長	金谷充	警視庁出身。青森県・福井県などの郡長を経て、1908年6月在官のまま韓国政府の招聘により咸鏡南道書記官に任命される。咸鏡南道内務部長を経て、1912年から京城府尹。	東京	1908年
	原勝一	小学校訓導出身。山口県郡長・市長などを経て、1907年大韓勸農株式会社(1915年当時朝鮮勸農株式会社)を設立(専務取締役)。1911年京城居留民団議員。1913年6月京城日本人商業会議所会頭に当選。大倉組京城出張所の相談役(商業会議所会頭選挙により原田金之祐へ変更)。	山口	1907年

⁽⁶³⁾ 前掲書、『始政五年記念朝鮮物産共進会京城協賛会報告』、7・9～14頁。

	原田金之祐	日本郵船株式会社入社。大阪支店支配人、本社調度課長を経て、1911年同社取締役。大阪商業会議所議員。1912年朝鮮郵船会社の設立が計画されると、寺内総督の推薦により朝鮮郵船会社の社長となる。京城日本人商業会議所会頭。	滋賀	1912年
	趙重応	1860年生まれ。1895年外部交渉局長。1896年金弘集内閣が崩壊すると、日本に亡命。1906年に帰国、統監府嘱託(農事調査員)。1907年法部大臣を経て農商工部大臣を歴任する。1910年朝鮮貴族令によって子爵。朝鮮総督府中枢院顧問。	—	—
	白完懌	1856年生まれ。武官出身。東洋拓殖株式会社の設立委員・特別委員。伊藤博文追悼会、一進会の合邦請願運動に係る。朝鮮商業銀行理事。京城商業会議所(朝鮮人)議員・会頭。銀行業(漢湖農工銀行代表)。	—	—
理事長	井上孝哉	1897年東京帝大法科大学卒業。内務省に入り、熊本県参事官、滋賀県警部長、佐賀県知事を歴任。1908年12月東洋拓殖株式会社理事。	岐阜	1908年
理事	石原留吉	1896年中央大学卒業。1904年文官高等試験に合格、1906年千葉県君津郡長、1908年岡山県事務官(学務課長)。1909年4月在勤のまま韓国政府に招聘され、内部警務局に勤務。1912年慶尚南道事務官を経て、1914年京城府事務官。	香川	1909年
	大村友之丞	1896年大阪朝日新聞社に入社。日露戦争の時に従軍記者として韓国に渡る。1907年門司支局長、1907年10月～1909年4月まで京城特派員。1909年退社後、再び京城に渡り、著述出版に携わる。1912年に朝鮮新聞社に入社。1913年京城民団議員に当選、同年京城日本人商業会議所書記長。	島根	1904年・1907年
	中村与資平	東京帝国大学建築科卒業。1908年8月に朝鮮に渡り、第一銀行韓国支店建設に従事する。1912年に建築事務所を新設、朝鮮銀行嘱託建築技師を兼任。	静岡	1908年
	釘本藤次郎	1895年仁川に渡り、金物商を営む。京城に入り、永登浦に支店を設置し、南大門通りに鉄工所を置く。十友合資会社、京城競売株式会社を設立。京城繁栄会会長、京龍金物商組合長、京城衛生組合聯合会会長。釘本藤次郎商店(金物商)の主人。1911年京城日本人商業会議所議員に当選。	佐賀	1895年
	馬詰次男	東京高等商業学校卒業。大蔵省に入り、専売局に勤める。煙草販売制度の視察のため欧米を視察し帰国。1912年大蔵省専売局事務官から東亜煙草株式会社の理事・総販売所長に転ずる。	高知	1912年
	郡山智	1911年7月東京帝大法科大学卒業後、朝鮮に渡り、朝鮮総督府試補となる。1913年1月朝鮮総督府官房総務局会計課長となる。	宮城	1911年
	安淳煥	大韓帝国期に宮内府の典膳司長として宮中料理を担当。1909年明月館を開店。	—	—
	崔相敦	1869年生まれ。1895年日本に官費留学。大韓帝国期に、農商工部鉄道局長等を歴任。朝鮮総督府中枢院副参議。	—	—
	金鎔濟	1868年生まれ。1895年慶応義塾に留学。早稲田専門学校卒業。私立学校教師を経て、宮内府内事課長などを歴任。1914年	—	—

		京畿道参事。		
	芮宗錫	1872年生まれ。1906年東洋用達会社を設立。漢城府民会委員。伊藤博文追悼会の実行委員。京城商業會議所(朝鮮人)議員。京城神社氏子総代、赤十字社朝鮮本部議員などを歴任。	—	—
委員	北内浅吉	本国では紙商を営む。1904年7月朝鮮視察の結果京城に入り、1905年に開店。1908年2月旭町2丁目に印刷工場を設立し、本町5丁目に北内支店を置く。官庁用達。北内商店(紙商・印刷業)主人。	東京	1904年
	高木徳彌	1895年3月に朝鮮に渡り、朝鮮人向けの洋雑貨・柳行李の販売店を開く。官営煙草の元売捌店を兼ねる。朝鮮製綿株式会社取締役。京城商業會議所評議員。洋雑貨商(高木商店)主人。	岐阜	1895年
	山下新太郎	1887年8月に朝鮮に渡る。1891年仁川日韓貿易支店副支配人、1892年支配人。1896年仁川商業會議所議員。1898年朝鮮貿易商會支配人。京城に入る。山口呉服店主任。	鹿児島	1887年
	藤富国太郎	1895年1月京城に入る。1899年スタンダード石油の特約販売を始める。1901年事業を拡張し、貿易部と雑貨部を設ける。牛乳部を新設し、京龍牛乳の販売に携わる。京城商業會議所議員。藤富国商店(貿易・食用雑貨)の主人。京城十友合資会社監事。	大分	1895年
	古賀岩助	1880年釜山に渡る。1883年仁川に移り、領事館の給仕となる。兵役で対馬警備隊に入隊。除隊後、京城に入り、売薬行商を営む。日清戦争時に召集され、第5師団電信架設隊通訳を命じられる。1900年京城で質屋を始める。義兵(暴徒)討伐の功で賞金の下賜をもらう。	長崎	1880年
	村田源次郎	1883年釜山に渡る。大草商店回漕部を主宰。1894年仁川支店に転じ、海軍用達部主任。1896年京城に入り、村田商店を開く。村田商店(酒醤油・味噌販売)の主人。	山口	1883年
	小林源六	1867年三重県津町で丁字屋を創立。1904年に朝鮮に渡る。店舗は三重県津市、和歌山県新宮町、釜山、京城、平壤などにあり、東京と大阪に出張所を置く。総督府駐劄軍・鉄道局・通信局・李王職の被服器具類の納入を行う。丁字屋(毛織物及び洋服商)の主人。	三重	1904年
	鍋島宇吉	1906～1907年頃に朝鮮に渡る。家具雑貨商を営む。1913年京城居留民団議員に当選。京城商業會議所議員。雑貨商・土木請負業(鍋島商店)。	福井	1906～ 1907年 頃
	廣江澤次郎	慶応大学商業部卒業。1906年に京城に入る。拓殖博覧会に出品し、金牌賞受賞。紙捲煙草製造業(廣江商会)の代表。東亜煙草株式会社と競争関係にあったが、1916年に製造工場を東亜煙草株式会社に売却する。	岐阜	1906年
浅海金六	1892年慶応義塾卒業。1894年三井銀行入社、1904年三井物産、1907年南満洲鉄道株式会社に勤める。1912年3月に朝鮮に渡る。山林業。	山口	1912年	

待井三郎	本店は福岡市にある待井商店。日露戦争時に第5師団経理部に附随し軍用米供給に従事する。戦争後に朝鮮に渡り、西大門外に仮工場を設けて精米業を開始する。1906年に精米所を移転する。精米高は年間万石を超える。1911年京城居留民団議員。待井精米所(精米業)の主人。	福岡	1904年
末森富良	1877年生まれ。1896年大阪高等商業学校卒業。志願兵として1年軍隊生活をする。日露戦争時に従軍し2等主計に進み、帰国。1910年7月に朝鮮の京城に入り、文房具商を営む。1912年文房具商をやめ、貸家業。	佐賀	1904年
小川亀太郎	大分県立獣医学校卒業。大分県庁、獣医学校で勤める。1892年輸入病牛から牛疫を発見、その全滅に専念する。1906年韓国政府の招聘により韓国に渡り、警務顧問部で働く。1907年辞職し獣医・売薬業の店を開く。1913年永登浦に牧場を設け、牛乳を生産・販売する。獣医・売薬業。	大分	1906年
唐川立造	岡山県で洋服裁縫店を開業。麦稗真田の練習所に入り教師となる。辞職後、1897年～1898年に広島県で麦稗製造販売業を始める。1898年広島市の木綿問屋桑原商店の支配人となる。1906年に朝鮮の京城に入り、唐川商店を開店。呉服太物商。京城商業会議所議員。	広島	1906年
江川文吉	幼時から菓子製造業を学ぶ。1871年馬具商江川文吉の養子となり、家業を継ぐ。1895年京城に入り、雑貨店・菓子店を営む。1901年組合を組織し、組合長になる。江川菓子店の主人。菓子商。	東京	1895年
佐藤磯次郎	郷里では染物業に従事する。1897年に朝鮮に渡り、中村再造の用達部に勤務。1900年辞職し、若草町で質屋を営む。1907年佐藤商店を開店。陶器小売商。	山口	1897年
菊田真	東京で写真を学ぶ。1899年に京城に入り、1904年から1906年まで居留民会議員。1904年菊田写真館を開業。写真業。	宮城	1899年
村上彌生	1903年に熊本県立中学卒業。1911年3月に京城に入り、明治町3丁目において質屋を開業。村上質店の主人。	熊本	1911年
海浦篤彌	私立東京英吉利法律学校卒業。1890年12月朝野新聞・報知新聞通信員として朝鮮に渡る。1896年外務省編纂課に入り、法規の編纂に従事。1897年6月内命を受け、鶏林奨励園京城支部理事となり再び朝鮮に渡る。1909年12月京城居留民団会計役。	青森	1890年・ 1897年
堀尾潔	家代々町庄屋を務めながら、酒造業を営む。学校で漢学を学ぶ。1885年郷里の戸長役場に奉職する。家長として活路を開くため、1894年土木請負業を始め、北海道・朝鮮・満洲の諸工事に従事。1907年5月に再び朝鮮に渡り、1908年三巴商会(酒、醤油、米販売)を開店する。1910年酒造組合長、1911年商業会議書議員。	鳥取	1894年・ 1907年
首藤定	1897年明善中学卒業。家業を継ぎ、清酒の販売に従事。日露戦争時に陸軍用達を納入。販路拡張のため満韓地方を視察する。前途有望であると思い、1906年6月釜山に渡り、支店を開設する。1909年5月京城支店を増設し、キリンビール、清涼飲料も取り	福岡	1906年

		扱う。首藤京城支店主人。酒類販売業。		
内藤利一		日本大学卒業。1905年に朝鮮に渡り、京城において質屋を営む。質屋をやめ、農業経営。	名古屋	1905年
野中健蔵		1892年大倉土木組に入る。1903年8月に朝鮮に渡り、同組の京城出張所で勤務。徳寿宮の洋館建築工事に従事する。1915年辞職し、貸家業を営む。	熊本	1903年
橋邊豊蔵		家は代々対馬藩宗家の代官にして釜山に長く滞在。明治維新後、穀物・海産物貿易商となる。1878年釜山に渡り、父の店舗で働く。1894年陸軍通訳。京城に入り、質屋を営んだが廃業して、独立門附近に果樹園を開く。農業。	長崎	1878年
肥塚正太		山口中学卒業後、東京獣医学校卒業。東京で練乳製造業を開始。1898年神戸に畜産会社を設立し常務取締役となる。1902年株式会社家畜市場・神戸屠畜会社を設立し、専務取締役を兼ねる。1908年朝鮮畜産会社を設立して社長となる。1910年同社長を辞職し、東亜牧場を設立して牧畜業を営む。1912年1月京龍牛乳販売所を設け、専務理事となる。	山口	1908年頃
大村百蔵		1905年京城に入り、大東新聞の主筆を務める。同新聞の廃刊後、京城商業会議所書記長となる。龍山居留民団民長。京城居留民団議員。	福井	1905年
林弾三		薬学を学ぶ。日清戦争の際に、日本赤十字社救護員となり、傷病兵の運搬救護を行う。1900年に朝鮮に渡り、龍山の元町に滞在しながら、薬種売を営む。林薬房主人。薬種売薬営業。	佐賀	1900年
石原磯次郎		興農会を組織してその会頭となる。村長、村会・郡会・府会の議員として在職。1910年に朝鮮に渡り、新龍山に居住する。実業親和会、信用組合、幼稚園を設立する。京城府協議会員。農業。	京都	1910年
川崎永一		1896年株式会社佐賀農具銀行書記を経て、1901年営業課主任となる。1906年に辞職し、朝鮮に渡る。京城の寿町に雑貨店を開く。川崎商店の主人。雑貨商、用達業。	佐賀	1906年
渡邊五郎		1903年8月に朝鮮に渡る。1904年久留米漁獵団を組織。1907年8月龍山日の出新聞社を設立し、社長となる。同年龍山居留民団議員。1915年に龍山幼稚園園長。漁業・運送業。	福岡	1903年
金完俊		1871年生まれ。旧韓国軍出身。1911年まで商業を営む。京城神社氏子総代。	—	—
方啓榮		1856年生まれ。1885年科挙試験に合格。大韓帝国期に宮内府太医院書記郎。	—	—
劉秉珽		1873年生まれ。医学校卒業。大韓医院教官、医学校教官。	—	—
金教商		1870年生まれ。宮内府主事、日本赤十字社正社員。全羅北道長水郡天川面面長。	—	—
吳東贊		1861年生まれ。京城北部長。	—	—
南宮憶		1863年生まれ。1896年徐載弼とともに独立協会を創立。皇城新聞を創刊。大韓協会を創立し、愛国啓蒙運動を展開。1910年培花学堂教師など教育事業に係る。 (原資料の表記:南宮憶)	—	—
韓錫振		1853年生まれ。国民新聞社社長。京城商業会議所(朝鮮人)特	—	—

		別議員。		
	康永均	1867年生まれ。陸軍3等軍医長。一進会評議員。 (原資料の表記:康永勾)	—	—
	魚瑠善	1868又は1869年生まれ。1895年官費留学生として慶応義塾、東京専門学校で修学。日本銀行にて見修後、1898年帰国。私立学校教師、官立漢城日語学校教官。大韓帝国の内閣書記官。	—	—
	徐起淳	1868年生まれ。管理署主事。	—	—
	徐相八	1877又は1878年生まれ。武官学校出身。陸軍参尉。官立漢城日語学校体操教官。	—	—
	吳斗泳	1859年生まれ。警部を経て、宮内府主殿院警衛局に勤務。	—	—
常 議 員	原田金之祐	→副会長	—	—
	山口太兵衛	1884年大阪の親戚所有の新原商店で働きながら朝鮮貿易業に従事する。新原商店の釜山支店、仁川出張所に数回往来する。1885年独力で朝鮮に渡る。濱田商會に招かれて同年6月に京城に入る。1886年11月徴兵検査を受けるため一時帰国するが、1887年4月再び朝鮮に渡る。最初は牛骨と牛皮を輸出したが、1890年に呉服・雑貨商に転じる。京城居留民會・京城商業會議所議員。大阪商船、第一銀行、第58銀行の支店開設を請願。京釜鉄道敷設権獲得のため活動。1889年京城の居留民小学校の設立に関する。山口呉服店の主人。日韓瓦斯電氣株式会社取締役。京城銀行取締役。日の丸水産株式会社社長。	鹿児島	1885年
	馬詰次男	→理事	—	—
	古城菅堂	1880年東京帝国大学医学大学別科卒業。1882年静岡県立下田病院長。1884年郷里に帰り、開業。1887年7月仁川公立病院長として招聘され、朝鮮に渡り、1893年まで在職する。その後郷里に戻る。1903年5月賛化病院長として再び朝鮮の京城に入る。1905年5月より1909年3月まで京城医會長。1906年京城居留民團議員に当選。1909年10月京城居留民團民長。東洋生命保險会社、京城銀行、大分県国東銀行の取締役。京城起業株式会社社長。牧山耕蔵、中山湊と青陽鉦山を経営。	大分	1887年・ 1903年
	阿部充家	1862年生まれ。同人社を出て、1886年東京の民友社に入り「国民の友」の編集に従事。保安条例により退京を命じられ、熊本新聞の経営に委嘱される。1891年再び東京に出て、国民新聞社に入り、政治部記者となる。1905年の秋に日比谷焼打事件の際、襲撃した群衆に抜刀して対応。2年・執行猶予が言い渡されたが、赦免を受ける。1911年10月国民新聞社副社長に推薦される。1914年8月京城日報・毎日申報社長として朝鮮に渡る。	熊本	1914年
	白寅基	1882年生まれ。度支部を経て陸軍参尉。韓一銀行専務理事、日韓瓦斯電氣株式会社理事、漢湖農工銀行理事、朝鮮勸農株式会社理事。	—	—
	韓相龍	1880年生まれ。官立英語学校で学ぶ。東京成城学校に留学。漢城銀行取締役。漢城農工銀行・韓国銀行設立委員。京城商業會議所(朝鮮人)議員・会頭。京城博覽會評議員。東洋拓殖株	—	—

		式会社理事。銀行業(漢城銀行代表)。		
	趙鎮泰	1853年生まれ。1875年武科に合格。1905年漢城商業會議所の設立に関わる。漢城手形組合を組織。1906年大韓天一銀行取締役、漢湖農工銀行創立委員。善隣商業学校評議員、漢城銀行監査を歴任。銀行業(朝鮮商業銀行代表)。	—	—
	金容鎮	1878年生まれ。書画家。水原郡守を経て、内部の地方局長を歴任。1905年退任後は書画に専念する。	—	—
	金漢奎	1877年生まれ。1895年官立日語学校に入学。1906年官立漢城日語学校教官・校長を歴任。朝鮮商業銀行監査。韓一銀行専務取締役。京城府協議会委員。金銭貸付業(京城隆興株式会社代表)。(『京城協賛会報告』における表記は金韓奎)	—	—
商議	市原盛宏	熊本の豪農の長男として生まれる。市原喜平太の養子となる。熊本洋学校卒業。1876年京都同志社神学部入学。渡米し、エール大学政治経済社会を研究し、博士号を取得。朝鮮銀行総裁。	東京	—
	石原磯次郎	→委員	—	—
	原勝一	→副会長	—	—
	原田金之祐	→副会長	—	—
	西村道彦	1899年東京帝国大学法科大学卒業後、第一銀行入社。京都・大阪・平壤・名古屋等の支店長になる。1913年京城支店長として朝鮮に渡る。京城商業會議所副会頭。	東京	1913年
	大村百蔵	→委員		
	岡正矣	1887年鉄道局に入り、1896年技師、1897年事務官となる。1902年に日本鉄道株式会社に転じ、1906年統監府鉄道管理局事務官高等官四等運輸部長に任じられる。1911年休職し、日韓瓦斯電気会社の支配人となる。1912年同会社専務取締役。ガス・電気供給業(京城電気株式会社代表)	東京	1906年
	岡本桂次郎	朝鮮総督府通技師。通信局工務課長・電気課長。	—	—
	和田常市	1879年商業見修のため長崎に出る。1881年3月初めて釜山に渡り、同年6月に元山に移り菓種商を営む。1883年8月に仁川に移り、貿易商を兼営する。1886年京城に移り、木綿・金巾・紡績糸・石油・マッチ等を取り扱う輸入貿易店を開く。日清戦争が起こると、大勢の日本人が退去したが、南大門通りに店舗を新築する。1894年商業會議所会頭に推薦され、京釜鉄道敷設権獲得のために活動する。1902年5月京城商人同志会貨幣交換所を設置し、その理事長となる。京城居留民会総代、京城商業會議所会頭を歴任。1904年平澤駅附近に農事経営を試み、1909年より日本煙草を試作する。和田商店の主人。貿易商。株式会社温陽温泉社長。宇恵喜醤油株式会社社長。日の丸水産会社取締役。株式会社京城銀行取締役。	大分	1881年
	金谷充	→副会長	—	—
	吉原三郎	→会長	—	—
	中村再造	1882年大阪丸三銀行に入る。1884年6月支店員として朝鮮に渡る。同支店の閉鎖により帰国。1886年辞職し、同年9月再び京城に入り雑貨商を開く。1890年より質業を兼営する。1884年日清戦争時に土地家屋を買収し巨利を得る。陸軍用達を命じられ、190	福岡	1884年

		0年まで携わる。以来貿易業を営む傍ら、京城銀行、日の丸水産株式会社、満洲殖産会社を起す。1889年京城商業会議所の設立を主張し、初代副会頭になる。1901年京城居留民会会長に推薦される。京城居留民会議員。京城商業会議所会頭。京城銀行頭取。京城十友合資会社理事。		
山形閑		1869年生まれ。1889年志願兵として軍隊生活を始める。1891年12月陸軍少尉に任じられる。1907年10月憲兵少佐として名古屋第3憲兵隊長より韓国駐劄第14憲兵隊高級副官に転じる。併合と同時に朝鮮駐劄憲兵隊副官となり、中佐に進級、憲兵隊司令部附となる。警務総監部高等警察課長を兼ね、大佐になる。1917年3月陸軍少将に進級し、予備陸軍に編入される。	福井	1907年
山口太兵衛		→常議員	—	—
大和与次郎		1871年生まれ。家は汽船・回漕部を営む。1901年朝鮮・シベリアを視察。1904年3月朝鮮に渡り、忠清北道屯浦で農業を営む傍ら雑貨商を経営する。1908年龍山に移り、運送業を始め、京城に出張所を設置。農事部を設け、米穀・野菜類を試作する。農業、運送業。京城商業会議所議員。	石川	1904年
馬詰次男		東京高等商業学校卒業。大蔵省に入り、専売局に勤める。煙草販売制度視察のため欧米を視察し帰国。1912年大蔵省専売局事務官を辞職し、東亜煙草株式会社理事・総販売所長となる。	高知	1912年
牧山耕蔵		1882年生まれ。1906年早稲田大学文学部政治経済科卒業。同年朝鮮に渡り、京城日報社の創立に携わる。1909年4月日本電報通信支局に転じ、内外各新聞の電報通信に従事する傍ら、電報通信の販路を拡張する。1913年4月朝鮮公論社を設立し、社長兼編集者となる。京城太平町に3階の社屋を新築する。1913年1月京城居留民団議員に当選する。1914年京城学校組合議員。1915年古城菅堂、中山湊らと忠清北道赤谷面所在のタングステン鉱山(青陽鉱山)を経営する。	長崎	1906年
国分象太郎		1862年生まれ。学を修めて、官界に職を奉職する。統監府書記官と統監秘書官を兼任する。併合の際、李王職事務官に任じられる。	長崎	1906年頃
小城斉		1865年生まれ。1892年7月東京帝国大学工科大学卒業後、鉄道局に入る。1907年3月に朝鮮に渡る。朝鮮総督府鉄道局技師。	鹿児島	1907年
古城菅堂		→常議員	—	—
小松緑		1865年生まれ。慶応義塾卒業後、アメリカに留学。帰国後、外務省に入る。朝鮮総督府外務局長。1916年朝鮮総督府中枢院を最後に退官。	福島	1906年
阿部充家		→常議員	—	—
有賀光豊		1873年生まれ。1894年東京法学院英語法律学科卒業後、志願兵として入隊。1897年文官高等試験に合格し、大蔵省所属になる。1899年函館税務署、函館税関に勤務。1906年1月在官のまま韓国政府に招聘され、鎮南浦税関長となる。後に統監府財政監査官、同書記官に任じられる。1910年関税局監督部長、併合後は朝鮮総督府関税課長となる。1911年7月より京畿道内務部	長崎	1906年

		長。		
	木村雄次	1874年生まれ。1899年東京帝国大学法科大学卒業後、第一銀行に入る。1904年8月に朝鮮に渡り、釜山支店支配人、京城支店副支配人。1909年韓国銀行が設立されると理事・営業局長となる。	東京	1904年
	執行猪太郎	1870年生まれ。第一高等中学を経て慶応義塾に入学し、理財科で学ぶ。1893年関西鉄道株式会社に入社。1900年に四日市銀行に転じ、大阪支店長となる。1903年に辞職し、京釜鉄道株式会社に入る。1905年京釜鉄道が竣工すると辞職し、龍山で精米所を始める。龍山居留民団議員を経て、1912年6月京城商業会議所議員に当選し、1913年6月副会頭となる。龍山にあった精米所を、1912年京城南米倉町に移転する。京城府協議会議員。	佐賀	1903年
	森勝次	1857年生まれ。明治維新後、家運衰退のため郷里を離れ各地を流浪する。1883年仁川に渡り、土木請負に従事する。1885年5月京城に移り、雑貨商を始める。1889年質屋を開店し、日清戦争時の地価暴騰により巨利を得る。京城居留民団議員。京城商業会議所議員。不動産業。	福岡	1883年
	関屋貞三郎	1875年生まれ。1899年東京帝国大学法科大学卒業。文官高等試験合格後、台湾総督府参事官、大蔵省参事官兼内務大臣秘書官、関東都督府民政署事務官兼台湾総督府参事官、関東都督府事務官兼民政署長を歴任する。佐賀県内務部長を経て、1908年鹿児島県事務官。併合の際に、朝鮮総督府学務局長に任命される。	栃木	1910年
	関繁太郎	1856年生まれ。家は代々穀物商。1886年佐世保に移り、商業に従事したが失敗。1887年11月対馬より鮮魚若干を持ち仁川に渡り奇利を得る。これを契機に朝鮮が有望であることを知り、1889年2月京城に入り、貿易業に従事。1892年質屋を営む傍ら、人参取引を行う。日清戦争の際に陸軍用達を命じられ、石油やマッチ類の輸入貿易に従事。京城居留民会議員。商業会議所議員。関商店の主人。日の丸水産・京城銀行・温陽温泉・朝鮮製綿・宇恵喜醤油の取締役。	佐賀	1887年
	鈴木穆	1874年生まれ。1899年東京帝国大学法科大学卒業後、司税官税関事務官、大蔵省書記官等を歴任する。1905年在官のまま韓国政府に招聘される。財務顧問部第一部長、司税局長、財源調査局長、関税局長などを歴任。併合後、総督府司税局長となる。1912年欧米各国を視察し朝鮮に戻る。総督府臨時土地調査局長に任じられる。	東京	1905年
	白完懌	→副会長	—	—
	白寅基	→常議員	—	—
	朴齊斌	1858年生まれ。弘文館、承政院に勤める。宮内府特進官。朝鮮貴族令により男爵。朝鮮総督府中枢院参議。経学院副提学。	—	—
	朴承稷	1864年生まれ。行商を経て商店経営。1905年合名会社公益社を設立。漢城商業会議所委員。1914年公益社を株式会社へ改編。	—	—
	朴勝彬	1880年生まれ。1907年中央大学法科卒業。1908年平壤地方法	—	—

		院検事を経て、1909年弁護士開業。(原資料の表記は朴承彬)		
	張斗鉉	1874年生まれ。農商工部官吏を辞職。実業家。	—	—
	李完用	1858年生まれ。駐米公使、外務大臣、学部大臣を経て、平安南道・全羅北道觀察使。1905年再び学部大臣。1907年内閣総理大臣。朝鮮貴族令により伯爵。朝鮮総督府中枢院副議長。	—	—
	韓昌洙	1862年生まれ。中枢院議官を経て、議政府外事局長。1907年内閣書記官。朝鮮貴族令により男爵。朝鮮総督府中枢院顧問。李王職長官。	—	—
	韓相龍	→常議員	—	—
	宋秉峻	1858年生まれ。1871年武科に合格。地方の郡守を歴任。1895年日本に渡る。1904年日露戦争時に通訳として戦地に赴く。帰国後、李容九と共に一進会を創立。1907年李完用内閣組閣時に農商工部大臣。1908年内部大臣。1910年朝鮮貴族令によって子爵。朝鮮総督府中枢院顧問。	—	—
	趙重應	→副会長	—	—
	鄭丙朝	1863年生まれ。皇后殺害事件を事前に知っていたとされ、濟州島へ終身流罪に処される。1907年京城に戻り、宮内府や中枢院に勤める。1910年朝鮮総督府取調局委員。1913年朝鮮総督府中枢院副参議。	—	—
	趙鎮泰	→常議員	—	—
	趙秉澤	1859年生まれ。韓一銀行取締役。京城商業會議所(朝鮮人)議員・会頭。朝鮮殖産銀行相談役。	—	—
	金漢奎	→常議員	—	—
	金容鎮	→常議員	—	—
	朱性根	1865年生まれ。仁川での行商を経て、漢城の鐘路で雑貨商を営む。1906年韓一銀行発起人。1913年朝鮮商業銀行監査。1914年京城神社大祭に携わる。	—	—
	徐相勉	1867年生まれ。1890年成均館進士。農商工部主事。1907年京畿道加平郡守を経て、1911年から1917年まで京畿道高陽郡守。	—	—
	芮宗錫	→理事	—	—
相談役	山縣五十雄	1869年生まれ。第一高等学校卒業後、東京帝国大学で英文学を学ぶ。中途退学し、萬朝報記者となる。1909年3月に朝鮮に渡り、京城にてソウルプレス社を経営。ソウルプレス社社長。	東京	1909年
	鮎貝房之進	1867年生まれ。1894年に朝鮮に渡り、東洋協会植民専門学校京城分校講師。	宮城	1894年

出典 日本人に関しては、京城協賛会残務取扱所『始政五年記念朝鮮物産共進会京城協賛会報告』、1916年。川端源太郎『朝鮮在住内地人実業家人名辞典』第1編、朝鮮実業新聞社、1913年。朝鮮公論社編『在朝鮮内地人紳士名鑑』、1917年。『朝鮮公論』通巻第23号、1915年2月号、57頁「共進会と協賛会」より整理。1915年12月現在の京城商業會議所の議員名簿は、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B10074325600(第44～47画像目)、「朝鮮国仁川港居留日本商法會議所設立一件」(外務省外交史料館)を参照。朝鮮人の経歴は、大村友之丞編『朝鮮貴族列伝』朝鮮研究会、1910年。細井肇『現代漢城の風雲と名士』日韓書房、1910年より整理。また、韓国史データベース韓国近現代人物資料(<http://db.history.go.kr>)、歴代人物情報システム(<http://people.aks.ac.kr>)、『韓国民族文化大百科』(<http://encykorea.aks.ac.kr/>)、『親日人名事典』を参照。

注 委員の中で名前が類似しても人物が確定できない場合は省略した。

第4節 京城協賛会の活動

開会を2ヶ月後に控えていた1915年7月、寺内総督は「府協賛会評議員ヲ招待シ茶菓ヲ饗シ将来ノ会務ニ就キ依頼」したが⁽⁶⁴⁾、この「将来の会務」とは何であったのだろうか。京城協賛会の主な任務は「勧誘」「接待」「余興」であり、その中でとくに重要視されたのは余興であった⁽⁶⁵⁾。余興は共進会期間中の「殷賑」に関わるものであり、府内を活気づけてにぎやかにする任務であった。

「殷賑」のために、京城協賛会では開場の一角に舞台公演や活動写真の上映を行う演芸館を運営していた。演芸館には、日本人芸妓と朝鮮人妓生が日本と朝鮮の舞踊を公演して、人気を集めた。日本人検番である京城検番・中検番から芸妓が、朝鮮人側の廣橋・茶洞組合から妓生が参加していた。京城協賛会理事であり、余興を担当していた釘本藤次郎は、観覧客の大多数を占める朝鮮人の「喝采を博する事が極めて必要」であると強調し、「彼等の好奇心を挑発」するために「嬋妍たる妓生に日本の優婉な踊りを演らせる」ことを考慮していると述べている⁽⁶⁶⁾。実際に妓生が三味線演奏を行うなど、演芸館での余興は朝鮮人観覧客の趣向を考慮した上で演目の選定が行われていた。

「殷賑」に関連しては、本町商店街の入口に共進会開始を祝賀する門が立てられ、通りは傘や万国旗で飾られた。また、「祝共進会」と飾られた花電車が市内を走り回り、夜には学校生徒が参加した提灯行列が行われた。京城協賛会の主催で様々なイベントが計画され、京城・龍山間の山野横断競走会、自転車競走会、仮装行列、宝探しが行われた⁽⁶⁷⁾。帝国飛行協会から飛行機「三重号」が招待され、会場の上空を飛行するイベントも実施された。この他に、婦人デーや子供デーなどのイベントが開催され、より多くの入場者を引き寄せるための工夫がなされた。このような京城協賛会の活動について、寺内総督の伝記には、「京城協賛会は更に之に添ふるに諸種の

⁽⁶⁴⁾ 山本四郎編『寺内正毅日記：1900～1918』京都女子大学、1980年、679頁、1915年7月12日付の寺内正毅の日記。

⁽⁶⁵⁾ 勧誘は、会員・寄附金の募集、個人や団体に対する観覧の勧誘、各種大会の開催に関するものである。接待は、交通・宿泊の手配、観光地に関する案内、会員に対する優待、外国人観覧客に対する案内など、観覧の便宜を図る支援であった。このような京城協賛会の活動内容は、協賛会の支出内訳からもうかがえる。支出項目の内、余興費、設備及び装飾費、電燈、印刷の順に支出が多かった。前掲書、『始政五年記念朝鮮物産共進会京城協賛会報告』、171～172頁。

⁽⁶⁶⁾ 『朝鮮新聞』、1915年3月30日、2面、「始政五年記念朝鮮物産共進会」。

⁽⁶⁷⁾ これらの催しを伝える新聞記事として、『京城日報』、1915年10月20日（夕刊）、2面、「壮快なる山野横断競走」。同、1915年10月22日（夕刊）、2面、「一時間一分」。同、1915年10月25日（夕刊）、2面、「出た出た素晴らしい人出だ」



【図 5-4】 京城協賛会運営の演芸館

演芸館、接待所等を以てし人をして連日場内に徘徊して殆んど飽くを知らざらしむ⁽⁶⁸⁾と評価されている。

そのいっぽうで、地方では地元の地域を「内地」に紹介する活動が行われた。「案内記」や絵葉書の宣伝物を製作され、訪問客に配られた。京釜鉄道沿線の駅では、「内地」の記者団が乗る汽車が止まるたびに、「官民有志や小学児童の歓迎が盛んで、車窓の

外から、案内記や、絵葉書や、菓子や、麦酒や、花籠など、貸切り車中へ頻りに贈られ⁽⁶⁹⁾る光景が繰り広げられた。

協賛会・商業会議所・道庁・個人が「案内記」を刊行した⁽⁷⁰⁾。その一つ、『京城案内』は、京城府事務官である石原留吉が執筆したものであるが、京城の沿革に始まり「発展せる京城」⁽⁷¹⁾の現況がつつられていた。そして経済界、衛生、交通、教育、産業に関する情報を提供していた。「案内記」のなかには全羅北道協賛会刊行の『実業手引草』のように、地域の有望な事業に関する情報を提供するものもあった⁽⁷²⁾。農業、精米業、日本酒醸造業、製紙業などの地元産業の現状や展望について記述されている。例えば、当時主に日本人によって消費されていた日本酒の醸造業に関しては、将来朝鮮人の需要を引き出す調査研究と覚悟が必要であるとの助言がなされている。

また、『群山案内』には「未だ群山を知らざる人々に、正しく群山」を紹介することが刊行目的であることが⁷³、

⁽⁶⁸⁾ 前掲書、『元帥寺内伯爵傳』、777頁。

⁽⁶⁹⁾ 『太陽』第21巻13号、1915年11月、179頁、「朝鮮見物記」。

⁽⁷⁰⁾ 岡庸一編『馬山案内』馬山商業会議所馬山協賛会、1915年。酒井政之助編『華城の影』酒井出版部、1915年。始政五年記念共進会開城協賛会編『開城案内記』、1915年。始政五年記念朝鮮物産共進会慶尚南道協賛会『慶尚南道案内』秀英舎(東京)、1915年。始政五年記念朝鮮物産共進会群山協賛会編『群山案内』、1915年。忠清南道庁編『忠清南道案内』湖南日報社(大田)、1915年。

⁽⁷¹⁾ 石原留吉『京城案内』京城協賛会、1915年。

⁽⁷²⁾ 始政五年記念朝鮮物産共進会全羅北道協賛会編『実業手引草』全北日々新聞社(全州)、1915年。

⁷³ 始政五年記念朝鮮物産共進会群山協賛会編『群山案内』、1915年。

『馬山案内』には「馬山を視察する外来客」に配られたことが記されている⁷⁴。「案内記」は「内地」の人々に朝鮮を紹介することを目的に製作されたもので、図表を利用し地域情報をコンパクトにまとめた実用書であった。その内容も醤油や味噌の値段にいたるまで網羅しており、移住案内書的な性格が強かったものの、地域の歴史や名勝旧跡を紹介するなど、地誌、観光パンフレットの的な性格も備えていた。他に京城を中心に共進会の開催を見据えた出版もみられるが⁷⁵、これらにも京城の繁栄や「大京城」への発展を願う希望が込められており、地域に対するある種の「愛着」が在朝日本人社会において芽生えはじめていたことがうかがわれる。

第5節 全国新聞記者団が見た「武断政治」下の朝鮮

第1項 全国新聞記者大会の京城開催

共進会の期間中には、「内地」を始め「満洲樺太台湾の主なる官民団体」に案内状が送られ⁷⁶、各地からの訪問客が相次いだ。また、「朝鮮鉄道一千哩記念祝賀会」のような大会が京城で開催された。公的な催しもあれば、赤十字社・愛国婦人会、全道神職大会、朝鮮商業会議所連合会の総会なども開かれた⁷⁷。朝鮮新聞協会主催の全国新聞記者大会もその一つであった。この大会には朝鮮内の記者39名を含め、「内地」から80名、満洲・青島から6名、合計125名の言論人が参加していた⁷⁸。本国から参加した記者を地域別に見ると、関東・近畿地域の参加者が多かった⁷⁹。

⁷⁴ 岡庸一編『馬山案内』馬山商業会議所馬山協賛会、1915年。

⁷⁵ 青柳綱太郎『最近京城案内記』、朝鮮研究会、1915年。岡良助『京城繁昌記』、博文社(京城)、1915年。

⁷⁶ 『京城日報』、1915年9月12日(夕刊)、1面、「共進会開会式一案内状五千通」。

⁷⁷ 前掲書、『始政五年記念朝鮮物産共進会報告書』第1巻、287～318頁。

⁷⁸ 同前書、288頁。因みに、『京城日報』には150餘名の記録がある。1915年9月23日、3面、「全国記者団の入京」。

⁷⁹ 確認できる新聞・雑誌社は67社であり、関東19社、近畿17社、中部14社、九州9社、中国5社、東北1社、北海道1社、不明1社である。次は、記者団の名簿である(掲載順)。広島新聞社長池田哲夫、横須賀相模中央社長飯塚竹治、佐賀新聞社記者家永盛種、千葉毎日新聞社長五十嵐重郎、東京萬朝報記者石川安次郎、富山高岡新聞主筆井上忠雄、東京時事新報経済部長羽藤幾次郎、大坂毎日新聞通信部長春秋原在文、紀伊毎日新聞社聞筆西村鉄骨、広島中国新聞社編集長西川一郎、長崎プレス新聞社記者二宮義親、愛知県知多新聞社主筆 西川文雄、長野中央蠶糸新社主筆堀江起志郎、東京やまと新聞社理事大野薫郎、名古屋東海新聞主筆奥村哲次郎、奈良朝口新聞記者岡本震、愛知新三河新聞主筆小田庄三郎、山梨甲斐新聞記者川手甫雄、長崎島原時報社長 金森安次郎、前橋群馬新聞支配人香川豊、神戸日本貿易新聞社長横山徳、奈良大和新聞社長吉田雄熊、福井新聞記者瀧澤豊、福岡八幡新報社長田中隣蔵、大坂朝日新聞経済部長高原操、姫路^{ろじょう}鷲城新聞社長高橋金治、名古屋商況新報社長竹内邦吉、東京博文太陽記者坪谷善四郎、愛知三陽新報社記者中西謙蔵、名古屋新愛知社編集長中根栄、東京日日新聞記者中西淳亮、和歌山実業新聞副社長中井動、東京中外商業新聞記者波津久衛、東京日本通信社長漆間真学、舞鶴

全国新聞記者の訪問が決まると、日本人社会では商業会議所を中心に、記者団を迎える態勢を整えた。「内地」に朝鮮を知らせる好機会として認識されていたのである。とくに「半島の玄関口」を自負していた釜山では、記者団を歓迎するムードが高まっていた。9月21日午前9時に記者団を乗せた新羅丸が釜山港の棧橋に繫留されると、「官民有志の万歳の声」が記者団員一行を迎えた⁽⁸⁰⁾。「当地近来の大珍客」という記事からもその歓迎振りはうかがえる。当日釜山商品陳列館で行われた歓迎会において、釜山日報社長の芥川正は釜山記者団を代表して、全国記者大会が朝鮮で開かれるようになった経緯と開催目的について語った。彼は朝鮮物産共進会を期して、全国新聞記者大会を開くことを要請した理由について次のように述べている。

近頃我同胞の朝鮮に移住するもの至って少ない。元来私は日清、日露の兩大戦役を経、且つ我国幾多雋傑の生命を失ふて漸くにして我国に併合したる朝鮮を経営するには我が同胞の最大多数が朝鮮に移住するを根本戦と信じて居るのである故に私は全国新聞記者諸君が百聞一見に若かずの原則に従ひ親しく朝鮮を視察して後、誠意を傾注して朝鮮の現状を紙上に記載し紹介せらるるあらば是れこそ我同胞最大多数の渡鮮者を得る捷路であらうと信じ乃ち共進会を期して多数新聞記者諸君の御渡鮮を切望した次第である⁽⁸¹⁾。

芥川は、朝鮮の現状を「内地」の新聞で紹介することが「渡鮮者」の増加に繋がることを強調していた。記者大会の開催を主張した目的は、日本人の移住にあったのである。歓迎会に参加した木浦新報社の主筆長野虎太郎は、記者団一行が湖南線の沿線地方を視察するよう勧誘したが、これにも同様の狙いがあったと見られる⁽⁸²⁾。

丹州時報社長植村鍵次郎、山口防長新聞主筆野原祐三郎、日本電報通信社大坂支局長能島進、東京世界新聞編集長野澤枕城、下野日日新聞社長金澤広吉、松江山陰新聞社長山本誠兵衛、和歌山新報主筆安江稻城、上野新聞記者山口松之助、愛知岡崎時報記者松井弘、福島福新聞編集長松山伝三郎、奈良新聞記者 藤原恒太郎、岐阜日日新聞社務監督郷雄太郎、名古屋市寺澤鎮、鹿児島新聞記者東幸治、淡路新口社長安部長太郎、呉日日新聞編集長浅井清党、佐賀毎日新聞理事愛野文次郎、岩井新聞社長阪本安孝、和歌山タイムス主筆雑崎一郎、山田吃驚新聞社長桜尚二、若松新聞社長堺三司、東京報知新聞記者三浦勝太郎、熊本九州新聞理事篠原叶、前橋上毛新聞社長宮城喜康、長崎島原新聞記者清水治代、小樽新聞主筆平野文安、和歌山牟婁新口社長毛利清雄、四日市勢州毎日社長森永判四郎、新潟新聞交部長須藤鐘太郎、国民新聞参事中島気崢、経済雑誌塩島仁吉、長崎通信社主山本静也、神戸又新日報社長渡邊尚、神戸又新日報記者芝山武陵。□は解読不能の字である。『釜山日報』1915年9月22日、2面、「全国記者団の来釜」。『釜山日報』、1915年9月23日、2面、「全国記者団歓迎会」。『京城日報』、1915年9月23日(夕刊)、3面、「記者大会出席者」。

⁽⁸⁰⁾ 『釜山日報』1915年9月22日、2面、「全国記者団の来釜」。

⁽⁸¹⁾ 同上。

⁽⁸²⁾ 同上。

同日午後、釜山駅構内に設けられた歓迎宴会は、釜山の府尹、法院長、検事正、警察署長、郵便局長など、釜山の有力者が揃って参加する大盛況をなしていた⁽⁸³⁾。その場で釜山協賛会の会長迫間房太郎は、「朝鮮の開発は目覚しきものがあります。之を併合前に比較すれば実に隔世の感に堪えない」との感想を述べながら、「今後ヨリ以上朝鮮の開発を図らんには是非共資金の必要がある」という旨の演説を行った⁽⁸⁴⁾。朝鮮の産業開発と殖産興業が容易に行われていないのは「畢竟^{ゞゞ}に資本の乏しい為め」であるとの認識を示したのである。

第2項 記者団の目に映った「半島の真相」

9月23日に京城の朝鮮ホテルで行われた大会で、寺内総督は記者団に対し朝鮮の現状を説明し、協力を求める旨の演説を行った。寺内総督は、「朝鮮併合の宏謨は洵に高遠にして荒廢の邦土を開発し貧弱の民衆を撫養し以て帝国の不基を固し東洋の治平を永久に保障」することにあると述べ、総督府の当面課題は「秩序を混沌の裡に整へ生命財産の安固を図り尋で力を富源の開発と生民の教化」にあると説明した⁽⁸⁵⁾。続けて寺内総督は次のように述べている。

朝鮮統治の方針は欧米諸国の所謂植民地の発展に対する政策と大に趣を異にし時運に遅れたる人民を左提右擲して其改善向上を促かし以て之を融合同化するに在り。其目的を遂行するの困難なるは内外識者の俱瞻する所ならん。殊に無智の群衆中には政府が誠意を以て企画する施設に対しても時に或は猜疑の念を抱くものあり為めに意外の障碍を醸す事なきを保せず⁽⁸⁶⁾。

この演説は総督府編纂の『訓示集』に掲載されていないものである。新聞記者によって記録された記事ではあるものの、寺内総督が普段行う訓示や諭告に比べると、その言葉遣いや口調が異なる点が見られる。公的な演説において寺内総督が朝鮮人を「貧弱の民衆」「無智の群衆」と表現することは希有なことである。この演説の聴衆が「内地」の記者団であった点はその要因の一つであろう。寺内総督は朝鮮統治の目標が朝鮮人を助け「同化」へと導く点を挙げ、西洋の帝国とは異なることを強調しているが、その一方で統治の困難さを吐露している。この演説は、朝鮮人や朝鮮の現状に関する寺内総督の本音が垣間見られる数少ない演説の一つといえよう。

寺内総督は演説の最後に、「的確の判断と慎重の態度」を以て「半島の真相」を世間に紹介するよう要請したが、「内地」記者団は朝鮮の現状をどのように見ていたのだろうか。共進会については概ね成功として報道されて

⁽⁸³⁾ 『釜山日報』、1915年9月23日、2面、「全国記者団歓迎会」。

⁽⁸⁴⁾ 同上。

⁽⁸⁵⁾ 『釜山日報』、1915年9月26日、1面、「寺内総督の演説」。

⁽⁸⁶⁾ 同上。

おり、「五十万円の経費は、朝鮮開発の広告料としては安い」⁽⁸⁷⁾という評価や、「内地のお祭り騒ぎ的の共進会と少々趣きを異にせるの快感」⁽⁸⁸⁾を覚えたとの肯定的な評価が見られる。記者以外にも共進会を視察した日本人の中には、「成功せる共進会」とみる意見が優勢であった。東京商業会議所副会頭の杉原栄三郎は、「其設備の完全」にして、「近く五年の進歩は実に驚くべく」であり、「鮮人の風俗亦一変し怠情漸く地を払はん」としていると、その感想を述べていた⁽⁸⁹⁾。

他方、朝鮮の変化に驚きながらも「始政五年」の成績に関する宣伝には違和感を覚える記者もいた。東京博文館の主幹である坪谷善四郎は「朝鮮併合の功は、先輩の幾多の尽力が、積って成たもので、寺内伯は、他人の蒔た種子を収穫時期に刈り取たに過ぎぬとも謂はれる」⁽⁹⁰⁾という世論に触れている。総督府の当局者があまりに「始政僅五年」(傍点は筆者)を誇示することは「統治者としての手前味噌に過ぎないのだ」という訳である⁽⁹¹⁾。今の総督政治は統監府時代があったからこそ可能なものであり、「併合後の政蹟とのみ見るは短縮に過ぎたり」⁽⁹²⁾という批評も見られる。朝鮮新聞協会の狙い通り、朝鮮への移住を奨励する社説も見られるが、それと同時に「武断政治」に対する批判も滲み出ていた。

我輩は此の際日本人の盛に朝鮮に移住せんことを望む者だ。朝鮮の面積は日本の半分有て、其の人口は四分の一に過ぎないから、少くも一千万人は移住する余地の有るワケだ。然るに今日日本人の朝鮮に居る者は、僅かに三十万人に過ぎない。此の上に五十万人や百万人を容れても決して窮屈に感ずる事は無い……寺内総督が京城に於て如何に金光燦爛たる軍服を輝かし、如何にサアベルを振り廻しても、それで朝鮮併合の実は挙がらない。十三道に多くの官吏を配置したるばかりでは併合の実は挙がらない。警視や憲兵を配置すれば、暴動を鎮圧することは出来ても、それだけでは併合の実は挙がらない。苟くも日鮮併合の実を挙げんと欲せば、健全なる日本人の多数が朝鮮に移住して十三道に鞏固なる基礎を築く事だ⁽⁹³⁾。

軍人や警察による「武断政治」では植民地経営は困難で、「健全な日本人」の移住が必要であるとの主張である。「一千万人移住論」はともかく、このような「朝鮮移住論」の記事においても「武断政治」批判がなされてる点は

⁽⁸⁷⁾ 『太陽』第21巻13号、1915年11月、181頁、「朝鮮見物記」。

⁽⁸⁸⁾ 『朝鮮公論』通巻第32号、1915年11月、44頁、「名士の観たる朝鮮及共進会」。

⁽⁸⁹⁾ 『京城日報』、1915年10月31日、2面、「共進会の反響—杉原氏の復命」。

⁽⁹⁰⁾ 『朝鮮公論』通巻第32号、1915年11月、54頁、「朝鮮の今昔」。

⁽⁹¹⁾ 『日本及日本人』第667号、1915年11月1日、59頁、「朝鮮共進会見聞記」。

⁽⁹²⁾ 『中外商業新報』、1915年10月2日、2面、「朝鮮記念共進会(一)」。

⁽⁹³⁾ 『萬朝報』、1915年10月7日、「朝鮮移住論」。

重要である。共進会の展示施設で目にする「文明化」「改良進歩」とともに、朝鮮を訪れた記者団の目にとまったのは「武断政治」下に置かれている朝鮮の現状であった。短時間滞在した記者の目には、「文官が洋刀を帯せる」「去勢されたる新聞記者の多き事」「鮮人に臨む内地人の態度のベラボウに傲慢なる事」のような社会風潮が印象に残った⁽⁹⁴⁾。植民地の抑圧状態が朝鮮の実態として記者団の脳裡に刻まれたのである。この結果、総督府の意図とは裏腹に「武断政治」の実態が「半島の真相」として「内地」へ伝わるようになった。

第6節 共進会の活用策をめぐる議論

第1項 景気改善への希望

協賛会の構成や活動を見る限り、日本人社会は共進会に積極的に協力したように見える。しかし、最初から全面的に協力した訳ではなかった。長年朝鮮に在留していた著述家・言論人である青柳綱太郎の回顧によると、「事毎に寺内伯の施政に反対の氣勢を挙げたる在鮮内地人は、共進会開催の発表と共に冷笑」⁽⁹⁵⁾で迎えていたという。1915年3月の京城協賛会の様子を伝える記事の中で、「港間区々の批判をなすものありて市民不平の声漸く高し」⁽⁹⁶⁾という文面からも、官民の間における反目がうかがわれる。この状況は「内地」記者にも感知されていた。記者団の目には、「総督府の役人は盛に景気の善いこと計り言ふて居るが、一般の民間は近来儲けが無い仕事が無いと不景気の声が盛ん」⁽⁹⁷⁾なことが異様に映ったのである。青柳は、朝鮮の現状について、「経済界の不振其の極に達し、在鮮内地人の思潮は極端に沈静萎縮して、意気の振はざること、朝鮮に日本人ありて以来未だ曾て見ざるの奇現象を呈し、加之官民相反目し一致協力を缺ぐの嫌ひある」⁽⁹⁸⁾と認識しており、共進会は失敗に終わると予想していた。

共進会の開催を間近に迎えていた時期にも否定的な論調は散見される。『朝鮮及満洲』では「役所の共進会だ、官業品陳列の共進会だ、寺内総督の五箇年の成績表陳列会だ、我々民間側は其お相判たるに過ぎず」と批評していた。その原因については「寺内総督が常に民間(日本人方面)の意向と輿情に耳を暇さず、民業の発達に対して干渉はするも保護と便益を与ふるに吝にして、餘りに官僚本位、官業本位主義なる其反感も大に原因する」(括弧は原文)⁽⁹⁹⁾と論評していた。いままで「官権本位」で民間を無視してきた結果、「民間側の方では頓と乗り

⁽⁹⁴⁾ 『朝鮮公論』通巻第32号、1915年11月、40・43・44頁、「名士の観たる朝鮮及共進会」。

⁽⁹⁵⁾ 青柳綱太郎『総督政治史論』、京城新聞社、1928年、355頁。

⁽⁹⁶⁾ 『朝鮮新聞』、1915年3月2日、3面、「京城より」。

⁽⁹⁷⁾ 『朝鮮及満洲』第99号、1915年10月、81頁、「全国新聞記者団は如何に朝鮮を見しか」。

⁽⁹⁸⁾ 青柳が1915年に掲載した新聞論説である。青柳綱太郎、前掲書、356頁。

⁽⁹⁹⁾ 『朝鮮及満洲』第95号、1915年6月、11頁、「編集室より」。

気が無い」⁽¹⁰⁰⁾というわけである。

官民間の反目に接した貴族院議員阿部浩は、寺内総督の統治は厳格すぎると指摘している。統監府が総督府に変わって「俄かに厳格と緊縮とを方針にしてやると民間の経済界が沈静して所謂一般不景気になっては居らないか」と述べ、寺内総督はあまりにも厳格なので「一般の気受けが宜しくない」と総督政治に批判を加えた⁽¹⁰¹⁾。朝鮮を視察する「内地」官僚の耳には「総督が朝鮮人を可愛がって内地人を疎外する」⁽¹⁰²⁾という批難の声が入るのであった。寺内総督の統治が「官権本位」であり、「朝鮮人本位」であるとする意識は、在朝日本人社会において共有されていたとみられる。

共進会開催に際して、総督府は日本人社会の不満に対応しながら、協力を求めている。総督府総務局長の児玉秀雄は「不景気不景気と泣いて居っては金儲けは出きない、共進会は最も善き景気挽回策」⁽¹⁰³⁾であると述べ、共進会の経済的効果を強調していた。総督府の御用紙『京城日報』の社長の阿部充家も世論づくりに奔走していた。阿部は、「寝食を忘れて南船北馬、操觚界にも地方の有志にも接触し、感情を棄てて帝國的に一致協力すべき」ことを力説している⁽¹⁰⁴⁾。因みに、共進会期間中の『京城日報』では徳富蘇峰の「朝鮮統治の成績」や「朝鮮開発の五年」という論説が連日連載され、5年間の成果と将来への発展策が議論された。京城府尹の金谷充は、「官民一致」で訪問客の便宜を図ることが重要であると述べ、共進会へ協賛を呼びかけた⁽¹⁰⁵⁾。

それに加えて、日本人社会の自己規制的な動きもあった。青柳は「我有志が私情を放棄して、国家的事業に全力を捧ぐるの美なる心情」が必要であると述べ、共進会が失敗に終ることは「朝鮮経営を双肩に荷ふて努力奮闘しつつある日本人」⁽¹⁰⁶⁾の忍ぶ所ではないと述べた。『朝鮮及満洲』の記者は、朝鮮人本位の政策を展開している総督府を「継母根性」の官界と表現し、民間側の態度は「継子根性」だと指摘している⁽¹⁰⁷⁾。自己の発展の機会を活用しないことは愚かな行為であり、日本人社会は「継子根性」から脱却せよとの主張である。これらの議論は共進会を成功へ導くために、日本人社会は総督政治に対する「感情」や「私情」を棄て、総督の施政に協力すべきだというものである。これは「武断政治」の統治方針に対する賛同を意味するというより、実利を優先した妥協を意味するものであった。

⁽¹⁰⁰⁾ 『朝鮮及満洲』第97号、1915年8月、121頁、「風聞駄話」。

⁽¹⁰¹⁾ 『朝鮮及満洲』第100号、1915年11月、97頁、「寺内総督の統治は厳に過ぎざる歟」。

⁽¹⁰²⁾ 広島県知事寺田祐之に対するインタビューである。「総督政治は中央集権」『朝鮮及満洲』第99号、1915年10月、73頁。

⁽¹⁰³⁾ 『朝鮮及満洲』第98号、1915年9月、68頁、「共進会に就て」。

⁽¹⁰⁴⁾ 前掲書、『総督政治史論』、355～356頁。

⁽¹⁰⁵⁾ 『朝鮮及満洲』第98号、1915年9月、68頁、「官民一致して遠来の客に満足を与ふるが第一です」。

⁽¹⁰⁶⁾ 青柳が共進会開会日に『京城新聞』に掲載した社説である。前掲書、『総督政治史論』、357頁。

⁽¹⁰⁷⁾ 『朝鮮及満洲』第99号、1915年10月、28頁、「東京より」。

第2項 「内地」資本の流入と「会社令」

9月11日に共進会が開会し大盛況をなすと、民間言論の論調も変わり始めた。批判的な態度を固持していた『朝鮮及満洲』の社長釋尾は、今回の共進会開催は成功であると評価しながら、「京城市民も貧乏神の寺内さんを以て福の神とするに吝ならざるべし」⁽¹⁰⁸⁾と皮肉な口調ではあるものの、共進会の経済的効果を期待していた。寺内総督に対する評価が変わった点は、寺内総督の伝記にも見られる。以前寺内総督に対して「不俱戴天の仇なりと思惟したる頑民等も翻然として昨の非なるを悟り亦伯を狙ふもの無し」⁽¹⁰⁹⁾という状況に至ったのである。

寺内総督に対する評価を変容させたのは、共進会による景気改善への期待感であった。では、東亜煙草会社の総販売所長であった馬詰次男の話を通して、共進会と景気への影響に関する認識を探ってみよう。

内地より資金を引くには今度の共進会が好機会と思ふ。一体内地に於て朝鮮の殖産興業の内容が能く分つて居ない。夫れで内地の資本家に朝鮮の事情を能く紹介して周知せしめることが前提である。夫れには共進会が尤も時期を得て居る。私は朝鮮の事情を内地人に周知せしむる方法は共進会は唯一の良方法とし従つて其効果の偉大なるものあるべきを信ずるのである。先程から実業団体が内地より来るが其の人々の話に見て感じたことは内地に居て考へて居たよりも予想以上の成績を挙げつつことを初めて知つたと云つて朝鮮産業の発達には全く驚いて居つたのである。夫れで益々内地の資本家をよび寄せて事情を周知させることが緊急である。朝鮮の仕事が分ればいくらか資金は注入されることと思ふ⁽¹¹⁰⁾。

馬詰は共進会の開催と「内地」資本の流入とを結び付け、「内地」資本による朝鮮の殖産興業に期待を寄せていた。また、『朝鮮公論』の社長牧山耕蔵もその社説において、「母国同胞をして不安なく嫌気なく、唯一の樂土として自由に快濶に各其事業を起さしめ、其資金を流入」させることが重要であると述べた⁽¹¹¹⁾。そのためにも牧山は、より「寛大なる産業政策」への転換を主張している。『釜山日報』の社説では、朝鮮半島は資本に乏しいため「朝鮮に於て各種各方面に於ける事業を挙げんと欲せば必ず本邦の資本に頼らざる可らず」と力説し、さらに本邦の資本によつて各種各方面の事業を起すことが「吾人が理想にして亦朝鮮経営上の最大急務」であると強調している⁽¹¹²⁾。このように朝鮮経営のためには「内地」資本の流入が先決問題であるとの議論が幅広くなされてい

⁽¹⁰⁸⁾ 『朝鮮及満洲』第99号、1915年10月、10～11頁、「編集室より」。

⁽¹⁰⁹⁾ 前掲書、『元帥寺内伯爵傳』、791頁。

⁽¹¹⁰⁾ 『朝鮮及満洲』第99号、1915年10月、94～95頁、「有利なる煙草製造業」。

⁽¹¹¹⁾ 『朝鮮公論』通巻第31号、1915年10月、11頁、「始政五年の治績を評す」。

⁽¹¹²⁾ 『釜山日報』、1916年1月21日、1面、「朝鮮企業の好時機」。

た。

だが、内地資本の流入には「会社令」という制度上のハードルが残っていた。会社令は1911年1月から施行されたもので、朝鮮で会社を設立する場合や、朝鮮外において設立された会社の本店・支店を朝鮮に設置する場合、総督府の許可が義務付けられた法令である⁽¹¹³⁾。会社設立の際に、「内地」の準則主義(法律で一定の要件を定めておき、それを備えると会社の設立を認める主義)とは異なり許可主義がとられていたため企業や朝鮮在住の実業家から反発があった。「内地」資本を進出させるために総督府は「先づ第一着手に朝鮮の会社令を改正し本邦実業界をして信頼安意」させる必要があるとの新聞社説からもうかがえるように、日本人社会において会社令の改正要求が高まっていた⁽¹¹⁴⁾。

以上のように、共進会の活用策や朝鮮経営をめぐる議論からは、利権や利害関係をめぐって敏感に対応する在朝日本人社会の様態が見て取れる。日本人社会をして、総督府に対する反官意識から協力へと向かわしめたのは、生活者としての意識が底辺にあったとみられる。在朝日本人の意識には、「指導」や「同化」のような名分よりも実利を重視する植民者の「心性」が内在していたといえよう。

小結

同じ時期に「内地」で行われた博覧会は大衆娯楽・消費文化の場として定着しつつあった。しかし、植民地朝鮮の事情は異なっており、朝鮮人にとって朝鮮物産共進会は初めて体験する「近代」の空間であった。総督府と在朝日本人社会の協賛による官民共同の催しであった朝鮮物産共進会は、その名称は共進会と称されたものの、準備過程において部分的に修正され、「内地」で定着している博覧会の要素を併せ持つようになる。

寺内総督は多くの訓示において、朝鮮統治の方針は欧米諸国の植民地政策とその趣を異にする点や、朝鮮人に対する「同化」や「指導」を強調しているが、朝鮮物産共進会はその建て前に当てはまる催しであった。「内地」で大衆娯楽化していた内国勸業博覧会型の博覧会ではなく、朝鮮内で生産された産物を展示・表彰し、その改良を目指す共進会の形式が選択された理由はここにあった。これは、一見「武断政治」とは相応しない催しが「韓国併合」後間もない時期に植民地朝鮮で開催される背景にもなった。この過程で、施政五年間の「進歩改善」を可視化することで、植民地支配の正当性を帝国内外に宣伝する装置として、共進会案は実現したのである。

共進会の会場を訪れた朝鮮内外の日本人は、本来の開催目的である朝鮮の物産より、施政五年間の成績を宣伝する施設に共進会開催の意義を見出していた。優秀な産物を表彰し、朝鮮の殖産興業を図るという共進

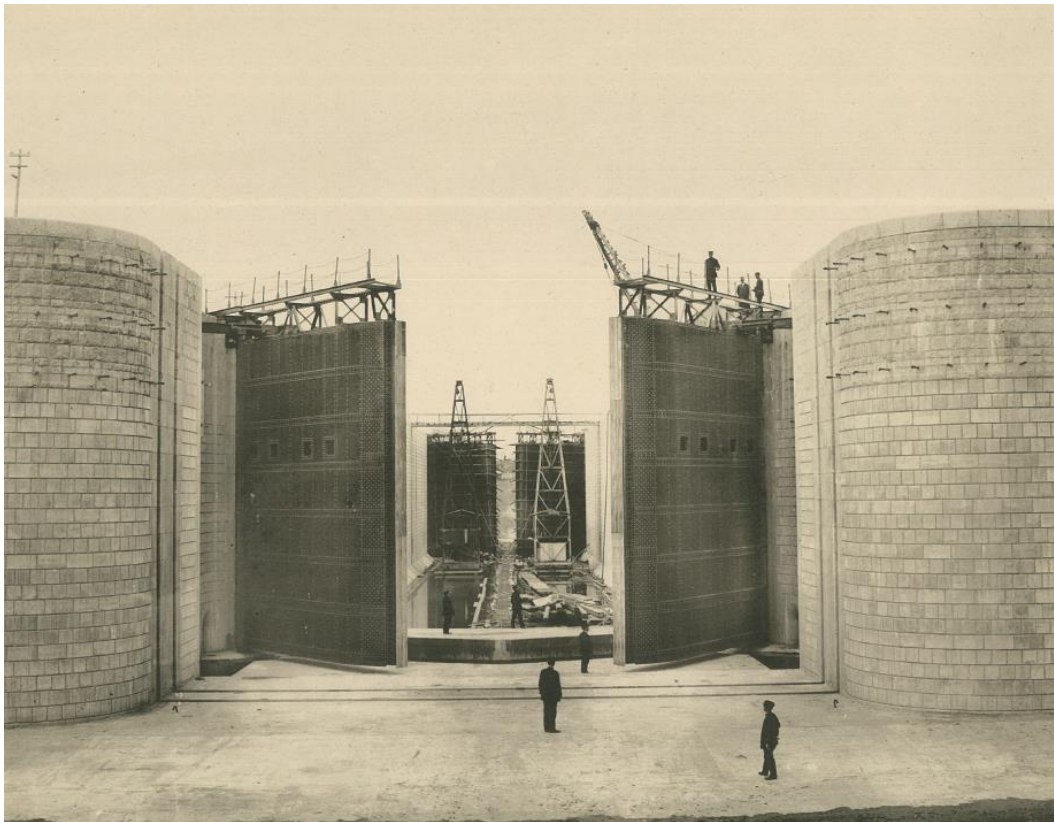
⁽¹¹³⁾ 小林英夫編『植民地への企業進出—朝鮮会社令の分析』柏書房、1994年。

⁽¹¹⁴⁾ 『釜山日報』、1916年1月22日、1面、「事業家を招け」。

会本来の主旨とはかけ離れた総督府施政の成果に、日本人は共感を覚えていた。これには「新旧の比較」によって日本帝国の朝鮮支配の正当性をその目で確認したいという、欲望の視線が働いていたといえよう。また、共進会を訪れた記者団の目を通して、「武断政治」下に置かれている「半島の真相」が日本に伝わるきっかけにもなった。

当初、共進会の計画に対する在朝日本人社会の反応は冷たかったが、それは総督府統治が始まってからの抑圧的な「武断政治」に対する反動であった。日本人社会の反官意識が存在する中で公表されたのが朝鮮物産共進会の計画であった。しかし、日本人社会の協賛活動は、朝鮮人に対する「同化」や「指導」といった「内地人の責務」からは程遠い、共進会を梃子にした景気改善への期待感とその背景にあった。協賛会の活動は、必ずしも総督府の統治方針に対する日本人社会の賛同を意味するものではなく、実利を重視した選択であった。朝鮮人と同様に被支配民である日本人にとって、共進会は包摂の装置として働いており、抑圧と包摂という「武断政治」の二重構造が露呈する空間でもあったといえよう。

第6章 植民都市の形成と植民者社会—仁川の築港工事を事例として



【図 6-1】 仁川港の閘門と閘門扉(1917年11月12日撮影)

出典 朝鮮総督官房土木局仁川出張所『仁川築港工事図譜』、1919年。

はじめに

本章では、朝鮮における植民地都市の形成過程を在朝日本人社会との関連で考察する。日本によって建設された植民地都市の典型的な例であり、植民地期を通して対外貿易港として確固たる地位を占めていた仁川港を事例として取り上げる。開港場から植民地都市への形成過程において港湾「開発」は不可欠であったが、その都市の形成過程における日本人社会の役割を明らかにすることを狙いとする。

植民地都市とは、西洋の植民地研究で論じられてきた「colonial city」の訳語である。日本では一般的に「植民都市」又は「植民地都市」と訳されるが、二つの訳語の使い分けはかならずしも明確ではない。概して、「植民都市」は植民者の移住によって新たに建設された都市を意味する狭義の概念を表し、「植民地都市」は、在来都市、植民者の移住によって新たに建設された都市、植民者・被支配者の居住空間が並存する都市などを包括する広義の概念を表している⁽¹⁾。本章で考察する仁川は前者の特徴を持っており、以下で仁川を論じる際は、狭義の概念を表す「植民都市」を使用する(以下、括弧を省略す)。

一般的に植民地都市は、植民地化の過程で宗主国によって植えつけられた都市と定義される。又は、「ある集団が土着の集団を政治的、経済的、社会的、文化的に支配するために建設する都市」⁽²⁾とされ、支配・被支配の関係をもって定義される場合もある。西洋の帝国がアジア・アフリカに建設した植民地都市は、居住空間の分離(二重都市)現象という共通点はあるものの、時期や宗主国によって多様な事例が存在する。西洋の植民地都市は、主に現地社会の存在、在来都市との関係、都市機能などによって類型化がなされてきた⁽³⁾。これは、植民地都市を体系的に分類するに有効な方法であったと考えられる。

帝国日本がアジアの諸地域に建設した植民地都市についても同様の類型化がなされた。橋谷弘は、既存の在来都市の有無とそれとの関係性とその分類基準に、植民地都市を三つの類型に分類した⁽⁴⁾。そのうち、第1類型(日本による新たな都市形成の類型)は、朝鮮・台湾・満洲における植民都市の典型として挙げられている。開港場から港湾都市へ発展した多くの都市に当てはまる事例であり、仁川もこれに属する。

⁽¹⁾ 植民地都市・植民都市の概念については、金白永『지배와 공간: 식민지도시 경성과 제국 일본』문화과지성사, 2009年, 73頁。

⁽²⁾ 布野修司編『近代世界システムと植民都市』京都大学学術出版会, 2005年, 2頁。

⁽³⁾ 代表的なものとして、Anthony D. King, “Colonial cities: global pivots of change,” in *Colonial cities: Essays on Urbanism in a Colonial Context*, ed. Robert J. Ross and Gerald Telkamp (Dordrecht: Martinus nijhoff, 1985), 1-24. 布野修司編、前掲書。

⁽⁴⁾ 第1類型(日本による新たな都市形成)、第2類型(伝統的都市と植民地都市の二重構造)、第3類型(既存の都市と植民地都市の並存)。橋谷弘『帝国日本と植民地都市』吉川弘文館, 2004年。

帝国日本が関わった植民地都市を考察した研究においては、宗主国の都市建設への意図が重視される。例えば、大連を対象とした研究において、植民都市は「宗主国による植民地経営にあたって、政治・経済上、植民地の中核としての機能を与えるべくして新たに生まれた都市」⁽⁵⁾と定義され、日本がその都市に付与した機能、建設方針が主要な要因として挙げられている。植民地都市へ及ぼした宗主国の特質は無視できないものの、これらの要因で植民地都市の建設過程は十分描けるのであろうかという疑問は残る。

朝鮮半島の植民地都市研究は、事例研究の蓄積がある。そのうち、釜山と京城はその植民地都市の代表例として考察されてきた⁽⁶⁾。仁川については、居留地の設定過程、居留地が周辺の朝鮮社会に及ぼした影響が主に論じられた⁽⁷⁾。近年、韓国における地域史への関心に伴い、日本人社会という動因に着目した研究も現れている⁽⁸⁾。なお、港湾「開発」という観点からは、これをめぐる地域有力者の動向、1930年代における都市計画の実施とこれによる社会問題の発生が考察されてきた⁽⁹⁾。

先行研究に比べると、本章は1883年の仁川開港から1910年代を対象としており、植民都市の形成期に着目しているといえる。築港工事は、貿易港として仁川の位置を確固たるものにした出来事であり、歴史的意義が大きい。都市史において重要な事項として取り扱われているにもかかわらず⁽¹⁰⁾、仁川の築港工事に関する研究は管見のかぎり見当たらない。

本論で後述するように、仁川における築港工事の事例には、帝国日本が朝鮮半島に建設した植民都市の特質がうかがえる。その特質の一つは、大規模な植民者社会の形成にあり、「開発」政策のみならず、植民者社会との関連性で植民地都市の形成過程を論じる必要がある。以上のことから、本章は、植民都市の形成過程、とりわけ港湾「開発」に着目し、帝国日本が関わった植民都市の特質を明らかにすることを課題に設定する。築港問題

⁽⁵⁾ 水内俊雄「植民地都市大連の都市形成—1899～1945年」(『人文地理』第37-5号、人文地理学会、1985年)。

⁽⁶⁾ 木村健二・坂本悠一『近代植民地都市釜山』桜井書店、2007年。金白永、前掲書。

⁽⁷⁾ 橋谷弘「釜山・仁川の形成」(大江志乃夫ほか編『岩波講座近代日本と植民地』第3巻、岩波書店、1993年)。西野玄「仁川居留地に関する一考察—仁川日本居留地地理立問題を中心に」(『朝鮮学報』194輯、2005年3月)。韓国語文献としては、孫禎睦『韓国開港期都市変化過程研究—開港場・開市場・租界・居留地』一志社、1982年(a)。同『韓国開港期都市社会経済史研究』一志社、1982年(b)。

⁽⁸⁾ 李圭洙「개항장 인천(1883～1910): 재조일본인과 도시의 식민지화」(『仁川学研究』第6巻、2007年2月。문영주「20세기 전반기 인천 지역경제와 식민지근대성: 인천상업회의소(1916～1929)와 在朝日本人」(『仁川学研究』第10巻、2009年2月)。

⁽⁹⁾ 鄭然泰「日帝の地域支配・開発と植民地的近代性—浦口商業都市・江景地域の事例」(宮嶋博史・金容徳編『近代交流史と相互認識Ⅱ—日帝支配期—』、慶応義塾大学出版会、2005年)。加藤圭木「1930年代朝鮮における港湾都市羅津の「開発」と地域有力者」(『朝鮮史研究会論文集』第49集、緑蔭書房、2011年)。

⁽¹⁰⁾ ちなみに、仁川開港博物館の展示は築港工事の紹介から始まる。

をめぐる議論、仁川地域の世論をリードした商業会議所の活動、築港後における都市空間の変容などがその手がかりになる。

第1節 一漁村から植民都市へ

第1項 植民都市仁川の起点

濟物浦の開港は「日朝修好条規」の締結にさかのぼる。第5款には「通商ニ便利ナル港口二個所」の開港が規定され、後に東海岸では元山が、西海岸では仁川が選定される。当初、西海岸においては「全羅道木浦沃溝ノ辺又ハ京圻道ニテ江華ヨリ仁川迄ノ所」⁽¹¹⁾が候補地として挙がっていた。外務省では沿岸測量で得た情報を基に、「仁川ハ泥州遠ク海中ニ延ヒ船ト陸トノ通路極メテ便ナラス共ニ良港ナラサルハ曾テ諸人ノ見ル所ノ如シ。唯仁川ハ海岸洲渚ノ趣稍品川ト相似タルヲ以テ不得已ハ可用ノ地ナシトモ其海岸僅ニ十数軒ノ茅屋ナルノミナルヲ以テ一時タリトモ開港場トナスニハ多少ノ造営ヲ要スナルヘク…」⁽¹²⁾と判断していた。要するに、仁川は地形的に天然の良港として認められ、選定されたわけではなかった。むしろ、「水路京城ニ往来スルノ門戸ニシテ船艦時々繫泊セサルヘカラサルノ地ナリ。先ツ此地ヲ以テ当分通商ノ地トシ他ニ求メ更ラニ良港ナル所ヲ得テ当ニ之ヲ移ヘキヲ約スヘシ」⁽¹³⁾と判断しており、首都に近いという点が高く評価された。

仁川開港の要求に対し、朝鮮政府は仁川が首都漢城に近い点、開港が朝鮮の民心に及ぼす悪影響、漢城市場の衰退・米穀流出の恐れなどを挙げ、開港の延期を試みた⁽¹⁴⁾。このよう朝鮮政府の対応と壬午軍乱の影響があいまって開港は延期されたが、1883年1月に仁川は開港する。同年9月には「仁川港日本居留地借入約書」（以下、「借入約書」と省略す）に日本専管居留地の設置が規定され、日本人の居留は始まる。

開港当時の仁川は、「人家戸ノ点綴セル一漁村」であり、「蓬蒲茂生シ豪モ港場ノ觀」が無かったという⁽¹⁵⁾。開港35周年記念の記事にも、開港当時の仁川は「茫々たる葭葦生ひ茂り、鷹峰の西麓、只才に魚屋蛋戸の四五点在し、細き炊煙の立昇ると、微かにアラランの哀歌を聞くのみにて濟物浦頭、洵に寂寥なる一漁村に過ぎざりき」⁽¹⁶⁾と描写されている。開港当時に関する記述には、「一漁村」に加え、「アラランの哀歌」という朝鮮の表象が加味

⁽¹¹⁾ 外務省編『日本外交文書』第10巻、1949年、294頁。

⁽¹²⁾ 外務省編『日本外交文書』第10巻、1949年、295頁。

⁽¹³⁾ 外務省編『日本外交文書』第12巻、1949年、212頁。

⁽¹⁴⁾ 朝鮮政府の対応に関しては、孫禎睦、前掲書、1982年(a)、第4章。

⁽¹⁵⁾ 青山好恵『仁川事情』、朝鮮新報社、1892年、1頁。

⁽¹⁶⁾ 『朝鮮新聞』、1917年4月10日、「仁川開港三十五年史—仁川発展の跡を見よ」。

されているが、その後の刊行物も同様の記述がみられる⁽¹⁷⁾。開港前の済物浦は、「僅かに韓人家屋を認むるのみ」「魚屋蛋戸の四五点在し」⁽¹⁸⁾という描写が共通しているが、朝鮮人の不在を強調することで、日本によって建設された仁川の歴史は再び記憶・記念される対象となっていた。

第2項 居留地の拡張—埋立事業の展開—

1883年に日本専管居留地が設置された後に、翌年4月には日本居留地の西側に清国居留地、同年11月に日本居留地の背後地に各国居留地が各々設置された。日本居留地を囲むようにこれらの居留地が形成されたため、早い時期から居留地前の海面を埋立てる拡張案が議論された。

日本と朝鮮政府が結んだ「借入約書」には、居留地の拡張に関する条文があった。その第1条には「若シ後來右居留地充塞スルニ至レハ朝鮮政府ハ更ニ居留地ヲ拡張ス可シ」と定められており、第3条には「都テノ居留地内ノ道路溝渠橋梁及ヒ海岸埋立石垣等ハ朝鮮政府ニテ設置ス可シ。其設置ノ方法ハ朝鮮監理官ヨリ日本領事館ト商議ス可シ…」と規定された⁽¹⁹⁾。第4・5条には、宅地税・競貸金の一部分を居留地積金となし、居留地修繕事業の費用に充てるという具体的な資金の調達方法も定められた。

その一方で、「各国居留地約書」の第7条には、「現在満潮ノ時海水ヲ被ル処並ニ今後沙尾島ヲ地均シテ生出スベキ地区」を埋地と称し、この地は、「将来議定スヘキ図面ニ従ヒ買主ノ自費ヲ以テ施行スヘシ」と規定された⁽²⁰⁾。約書に附属する「地券雛形」第6条は、「朝鮮政府ハ居留地ヲ拡張スル為メ此地所ノ前面ヲ埋立ルノ権ヲ有ス」⁽²¹⁾と規定された。これら約書の規定を総合的にみると、朝鮮政府は居留地拡張について権利を有し、責任をもって行うことが定められていた。しかし、後述するように居留地前の埋立事業は日本人居留民によって提案・施行される。

埋立に関する議論が確認できるのは1889年からである。当時、居留地は、「人家既ニ充滿致シ尺寸ノ餘地無之為牛皮牛骨大豆等ノ如キ商品ハ不得止街上ニテ荷積致候ノミナラス当海關ニ於テモ石炭油等危険物ヲ貯蔵スヘキ物品ノ上屋或ハ倉庫等ノ設無之…」⁽²²⁾の状況であり、港湾整備が要請されていた。居留地狭隘問題への

⁽¹⁷⁾ 『仁川府史』にも開港前の仁川は寒村とアリランで描写されている。前掲書『仁川府史』、116頁。

⁽¹⁸⁾ 加瀬和三郎『仁川開港二十五年史』玉鳴館、1908年、1頁。外務省編『日本外交文書』第12巻、1949年、212頁。

⁽¹⁹⁾ 統監府編『韓国ニ関スル条約及法令』、1906年、454～458頁。統監府編『韓国条約類纂—附各国関税対照表』、1908年、643～648頁。及びJACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B13091010200、「朝鮮国仁川港に於て居留地借入約定」(外務省外交史料館)。

⁽²⁰⁾ 統監府編『韓国ニ関スル条約及法令』、1906年、468～469頁。

⁽²¹⁾ 同上、473頁。

⁽²²⁾ 「外務省記録」3-12-2-24「仁川日本居留地地先埋立一件(居留地取括之件)」、1889年4月27日、朝鮮代理公使近藤真鋤より外務大臣大隈重信宛の第26号。

対策として、居留民社会では、居留地海岸から南へ 50 メートルの地域を埋立てる計画を立てた。これに対し、仁川領事館副領事の林権助は、「借入約書」に基づき「朝鮮政府ハ更ニ居留地ヲ拡開スルノ義務ヲ有」するとしながらも、満潮の時に海水に被われる地であり、「通常一般ノ土地ト異ナル」と解釈した。「借入約書」の第 3 条に規定を適用し、「朝鮮政府ノ負担トナスニ於テハ幾分カ過般ノ感アリ」⁽²³⁾と判断したのである。このような判断に基づき、仁川領事館では、「我商民自費」での建設を目論んだのである。林副領事は、費用調達に対する方針を変え、国費下付について外務省へ打診したが、後に却下される⁽²⁴⁾。

その後、埋立計画は朝鮮政府と日本公使館との間で協議が進んでいた。だが、各国居留地会議において、「日本租界前面ノ海岸ハ果シテ日本ニ属スルヤ将タ外国居留地ニ属スルヤ否」かが争点となった⁽²⁵⁾。自国民の利益を重視するドイツ領事の反対や、朝鮮政府の傍観的な対応が加わり議論は長引いた⁽²⁶⁾。他の開港場と異なり、仁川は西洋領事館の影響力が強く、各国居留地会議の合意なしには工事実行は困難であった。

その後、埋立案は歳月が経過した 1897 年 11 月に至ってようやく妥結をみる。ドイツ領事からの理解を得て、埋立は実現したのである。各国の外交使節が集まる使臣会議において、次の事項が決定された。①海岸線(258m)から南へ 57mの海面を埋立てる、②費用は日本側が全額負担する、③埋立地は日本居留地に帰属する、などが決定された⁽²⁷⁾。建設費用は「政府ヨリ資金下附ヲ仰クカ又ハ第二居留地ニ於テ之ヲ負担スルカノ二途」⁽²⁸⁾が考慮されていたが、政府下付案は実現されず、「我居留地進ムテ自営ノ途ヲ講スルコト」となった。経費 5 万円は、居留民個人の名義で第一銀行・第十八銀行・第五十八銀行仁川支店から、資金を借り入れることで調達された⁽²⁹⁾。1899 年 5 月に埋立工事は完了するが、その計画から竣工までおよそ 10 年の歳月を要した。

同時期に行われた仁川停車場埋立工事を含め、仁川港では濱町海岸埋立(1906 年竣工)、仁川税関埋立(1906～1907 年第 1 期竣工、1909 年第 2 期竣工)、各国居留地前灘埋立(1909 年竣工)の工事が引続き行われた⁽³⁰⁾。日本人個人による歌舞伎座通り(1905 年加来栄太郎)・萬石洞(1906 年稲田勝彦)・濱町(1906 年福島真夫)の埋立工事を含めると、統監府期にかけて埋立工事が活発に行われたことがわかる。

⁽²³⁾ 同上、1899年4月30日、仁川領事館副領事林権助より外務次官青木周蔵宛の機密第10号の附属書。

⁽²⁴⁾ 同上、1890年2月21日、仁川領事館副領事林権助より外務大臣青木周蔵宛の機密第2号。

⁽²⁵⁾ 同上、1891年1月10日、朝鮮代理公使近藤真鋤より外務大臣青木周蔵宛の機密第2号、「仁川我租界前面埋立ノ義ニ付各国会議ノ顛末上申」。

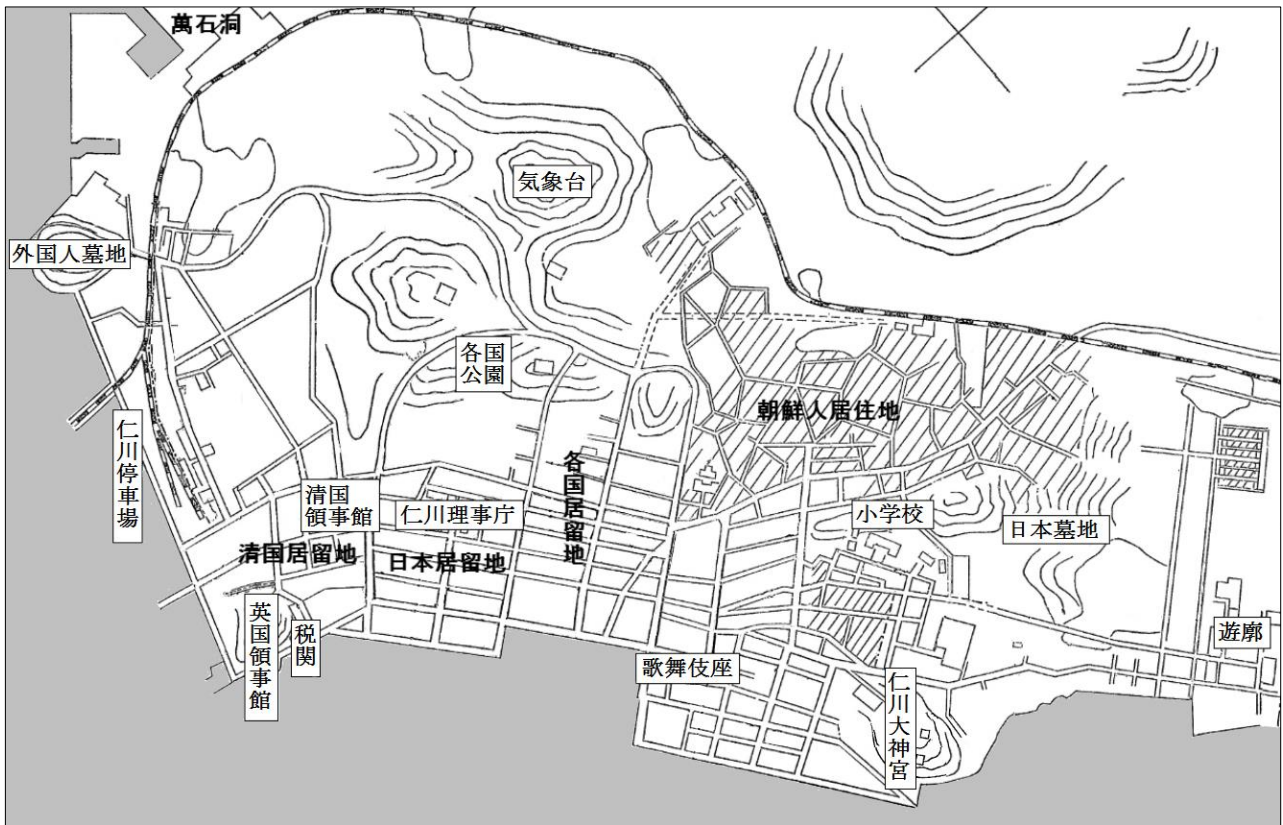
⁽²⁶⁾ 埋立工事の過程と朝鮮政府の居留地観に関しては、前掲稿、西野玄を参照。

⁽²⁷⁾ 前掲書『韓国ニ関スル条約及法令』、459頁。

⁽²⁸⁾ 「外務省記録」3-12-2-24「仁川日本居留地地先埋立一件(居留地取扱之件)」、1898年8月26日、仁川領事館一等領事石井菊次郎より外務次官小村寿太郎宛の機密第21号、「埋立工事着手ノ為メ居留地債ヲ起シタル件」。

⁽²⁹⁾ 同上。前掲書『仁川府史』、206～210頁。

⁽³⁰⁾ 前掲書『仁川府史』、210～217頁。



【図 6-2】 1908年頃の仁川港

出典 「外務省記録」3-12-2-54「仁川各国居留地地先埋築一件」、1908年4月3日、仁川理事官信夫淳平より統監府総務長官代理石塚英蔵宛の機密第12号、「仁川各国居留地々先埋築請願ニ関スル件」の附属書所収の仁川市街図より作成。

注 満潮時の海岸線である。斜線の部分は朝鮮人居住地である。

ただし、海面埋立の過程は、過程は一様でなかった。なによりも、埋立の土地が誰に帰属するのかが争点となった。例えば、仁川停車場埋立の場合は、各国使臣会議において埋立地を各国居留地に編入する等の条件で韓国政府が京仁鉄道会社に埋立を許可したことで成立した⁽³¹⁾。仁川税関の埋立は、使臣会議において議論されることなく、各国居留地会と韓国政府側との間で埋立地の使用及び設備に関する条件が調整された。

これらの例とは異なり、各国居留地前灘埋立は日本人社会の主導で施行された。1908年3月に穎原修一郎、奥田貞次郎、加来栄太郎ら居留民8名は、【図 6-2】にみられる各国居留地前の凹形の海面を埋立てる計画を立て、仁川理事官に請願書を提出した。埋立工事の目的は、「一ハ貿易ノ発展ニ資シ一ハ船舶碇繋ニ利便」⁽³²⁾

⁽³¹⁾ 「外務省記録」3-12-2-54「仁川各国居留地地先埋築一件」、1908年9月30日、統監府総務長官代理石塚英蔵より外務次官石井菊次郎宛の機密統発第1268号。

⁽³²⁾ 「外務省記録」3-12-2-54「仁川各国居留地地先埋築一件」、1908年4月3日、仁川理事官信夫淳平より統監府総務長官代理石塚英蔵宛の機密第12号、「仁川各国居留地々先埋築請願ニ関スル件」の附属書。

を与えることとされ、その理由として各国居留地前の沿海線が不規則であり、船舶の碇繋に不便が生じている点や貨物貯蔵空間の不足が挙げられた。この計画に対し、仁川居留民団が先願権を主張するなどの摩擦も生じたが、同年6月の居留民団会議において落成土地5千坪の一部を居留民団に譲与することで問題は落着した⁽³³⁾。統監府の設置後には、西洋諸国の領事館の態度にも変化がみられ、各国居留地会からの異論もなく、埋立事業は実現した⁽³⁴⁾。

以上のように、仁川港の港湾改修は居留民が世論を主導する形で施行されたことが確認される。統監府の設置以前は、各国居留地会における反対に遭うこともあり、竣工には時間を要した。統監府期になると、各国居留地会が及ぼす影響力は減少した。仁川理事庁の保護の下で、居留民個人が資金を調達する形で埋立工事は施行された。

第2節 築港問題の浮上

第1項 対外貿易港としての仁川

19世紀末、仁川港は輸入が輸出を遥かに上回る貿易港であった。1883年から1898年までの仁川港の貿易統計を見ると、清国からの輸入額は日本を上回っており、清国と日本商人の勢力が拮抗していた⁽³⁵⁾。当時、「晩近仁川の繁栄は、一に貿易隆盛の結果と云ふべく、其都市的発達も亦此繁栄の餘響」⁽³⁶⁾であると評価されていた。当時、仁川港の主な輸出品目は、牛皮、牛骨、大豆、米であった。

仁川港において日本への米輸出が本格化するのは1890年頃からである。1889年の日本における米凶作をきっかけに、居留民は「思ひ切ってドシドシ朝鮮米」の輸出を試み、「朝鮮米の品質が日本産に左迄劣らぬとの評判」となり、盛んに輸出されるようになったという⁽³⁷⁾。当時の米相場は、白米一石当り5円40～50銭であり、居留民はこれを日本の米市場で7円～8円に販売することで利益を得た⁽³⁸⁾。日本との貿易額のなかで阪神地域は約7割

⁽³³⁾ 前掲書、『仁川府史』、216頁。

⁽³⁴⁾ 「外務省記録」3-12-2-54「仁川各国居留地地先埋築一件」、1908年4月3日、仁川理事官信夫淳平より統監府総務長官代理石塚英蔵宛の機密第12号、「仁川各国居留地々先埋築請願ニ関スル件」。

⁽³⁵⁾ 清国商人の活動については、信夫淳平『韓半島』東京堂書店、1901年、16～31頁。貿易額は、同、648～649頁。

⁽³⁶⁾ 小川雄三『新撰仁川事情』、朝鮮新報社、1898年、9頁。

⁽³⁷⁾ 小川雄三『仁川繁昌記』朝鮮新報社、1903年、14頁。

⁽³⁸⁾ 秋山満夫『株式会社仁川米豆取引所沿革』仁川米豆取引所、1923年、1頁。

を占めており、早い時期から仁川と阪神地域の間には穀物貿易のルートが形成された⁽³⁹⁾。植民地化以前に、本国日本とのネットワークの拠点として仁川の機能は確立しつつあったといえよう。

1907～1908年の仁川港の貿易統計を見ると、仁川港の主な輸出相手国は日本(約60%)と中国(約40%)であった。以前と同様に輸入中心の港であり、主要な輸入品は、綿布、生金巾、晒金巾、綿糸、絹布、煙草などであった⁽⁴⁰⁾。いっぽう、主な輸出品目は米(51%)、大豆(29%)、牛皮(8%)の順となっており、穀物中心に変化していた⁽⁴¹⁾。

第2項 居留民社会の形成と築港問題の浮上

19世紀末、仁川の日本人人口は4～6千人であったが、日露戦争期(1905年)に1万人を超える⁽⁴²⁾。人口の急増に伴い、日本人の居住地は各国居留地や朝鮮人居住地へ拡散していた。1904年9月末の日本人人口は、日本居留地(330戸、2,238人)、各国居留地(578戸、3,126人)、清国居留地(59戸、276人)、居留地の外(595戸、2,788人)、合計(1,562戸、8,428人)であったが⁽⁴³⁾、1905年6月末になると居留地外の朝鮮人町を中心に人口が急増し(1,017戸、7,362人)、「各町をして純然たる日本居留地に化せしむる観」があった⁽⁴⁴⁾。

居留民の職業構成は貿易商・雑貨商が多かった。仁川商業会議所の議員構成(1907年)も同様であった。銀行の仁川支店支配人、会社役人が指導層であった⁽⁴⁵⁾。居留民社会において、築港問題が議論されるのは日露戦争後である。次のような仁川港の状況は、貿易港としての成長に妨げとなっていた。

⁽³⁹⁾ 信夫淳平『韓半島』東京堂書店、1901年、13頁。

⁽⁴⁰⁾ 仁川日本人商業会議所編『明治四十年仁川日本人商業会議所報告』、1908年。仁川日本人商業会議所編『仁川港外国貿易年報』、1909年。

⁽⁴¹⁾ 仁川日本人商業会議所編『明治四十年仁川日本人商業会議所報告』、1908年、143頁～160頁。

⁽⁴²⁾ 仁川の人口推移は、前掲書『仁川府史』、6～10頁。

⁽⁴³⁾ 「外務省記録」3-8-2-201「居留民団法並同施行規則制定資料雑纂」第二巻、1905年1月27日、仁川領事加藤本四郎より外務大臣小村寿太郎宛の機密第1号、「専管居留地及居留民団法案ニ対スル意見上申」。

⁽⁴⁴⁾ 日本居留地(321戸、2,234人)、各国居留地(600戸、3,155人)、清国居留地(57戸、251人)、朝鮮人町(1,017戸、7,362人)であり、合計1,995戸、11,996名であった。相沢仁助『韓国二大港実勢』日韓昌文社、1905年、11～12頁。

⁽⁴⁵⁾ 足立瀧二郎(株式会社十八銀行仁川支店代表)、宇治原志郎(呉服太物商)、町田文次郎(雑貨・書籍商)、河野竹之助(雑貨商)、村谷吉蔵(船具商)、河津利三郎(雑貨商)、穎野修一郎(日英貿易合資会社代表)、高田常三郎(貿易商)、奥田貞次郎(貿易商・精米業)、井上和三郎(雑貨商)、加来栄太郎(貿易商)、大田三郎(株式会社第一銀行仁川支店代表)、市川武吉(乾物商)、郡金三郎(運送業)、平山松太郎(牛肉商)、慶田利吉(運送業)、美濃谷栄次郎(金物商)、青木一葉(宅合名会社仁川支店代表)、篠木伊勢松(日本醤油株式会社代表)、兵須久(株式会社五十八銀行仁川支店代表)、末永省二(呉服太物商)、播磨米三(雑貨商)、伊東武彦(雑貨商)、田中佐七郎(貿易商・焼酎製造業)。仁川日本人商業会議所編『明治四十年仁川日本人商業会議所報告』、1908年、89～90頁。

土砂沈澱して水底浅き為め干潮時は小蒸気船の通航すら困難にして千噸以上の蒸気船は常に内港入る能はず千噸以下の汽船にても満潮に乗して出入せざれば膠砂の惧あり。故に大型汽船は勿論六五百噸の汽船にても殆ど沖合遠く即ち外港に碇泊し外港に於て荷役せざるべからず。而かも潮流急激なるを以て舢艫の操縦容易ならずして一潮時一回の航運をなすに過ぎず…⁽⁴⁶⁾。

このような現状から、仁川港成長の第一歩は、港湾の整備にあるとの認識が広がっていた。1906年には築港問題を議論する組織として、築港期成会が組織された。期成会は韓国政府に請願書を提出するなどの活動を行ったが、あまり結果は残せなかった⁽⁴⁷⁾。

統監府の設置という政治的変化のほか、築港問題が浮上した背景として挙げられるのは、鉄道開通と日露戦争後の不景気という社会的要因である。京釜鉄道(1905年)と京義鉄道(1906年)の開通は、居留民社会の仁川港の将来に対する危機感を増幅させていた。『仁川開港二十五年史』の序文には、「日露平和の局を結び韓国の我保護に帰するや、京釜京城兩鉄道は韓国を縦貫して運輸交通の設備なり、群山南浦も独立するに至りて仁川をして発達繁栄せしめつつありし要素の大半は他に移転」したとれており、仁川日本人社会の危機感が感じられる⁽⁴⁸⁾。また、「海陸運輸の競争に基因する鉄道政策は痛く仁川の発展を阻害」⁽⁴⁹⁾したとの記述からもわかるように、鉄道敷設は仁川経済に打撃を与えていた。本店を仁川から京城へ移転する会社が増えるなど、仁川経済の衰退は芸妓税・車税の税収減少にもあらわれた。都から近いという地理的条件は、対外貿易港として仁川を成長させた要因であったが、それと同時に成長を阻害する要因でもあったのである。

その後、築港問題が本格的に議論されるのは、1908年に至り二度目の仁川築港期成会の結成からである。期成会のメンバーは、「築港問題は実に仁川の死活問題」⁽⁵⁰⁾であると訴えながら、仁川は「生存の必須第一条件として築港」に着手せねばならないと主張した。居留民社会において築港問題は、「大仁川か小仁川か」を決める懸案であり、費用に関しては自己負担も辞さないとの主張もみられた⁽⁵¹⁾。次は、同時期に刊行された『仁川港ノ築港ヲ要スル理由書』の一部分である。

⁽⁴⁶⁾ 『朝鮮新報』、1909年9月10日、「仁川築港の必要(一)」。

⁽⁴⁷⁾ 『朝鮮新報』、1906年9月27日～9月30日。

⁽⁴⁸⁾ 加瀬和三郎『仁川開港二十五年史』玉鳴館(大阪)、1908年、序。

⁽⁴⁹⁾ 前掲書、『仁川府史』、606頁。

⁽⁵⁰⁾ 「築港問題は仁川全体の死活問題なるが故に居留民全体一致の行動を採り其費用の如きは居留民全体にて負担し如何程の運動費を要するも決して辞せざるの大決心を為すべきなり」『朝鮮新報』、1908年2月20日、「仁川を如何にする」。

⁽⁵¹⁾ 「言ふ迄もなく仁川の生命は海にありて陸ではない。船舶にありて汽車ではない。然らば鉄道賃率問題などは寧ろ

今ヤ韓国ハ我帝国ノ保護国トナレリ。我政府ハ韓国ノ富強ヲ図ル為メニ統監府ヲ京城ニ置カレ韓国政府部内ニハ濟々タル我那有識ノ士充滿シ韓国ノ發展ニ要スル資ハ日韓両国ノ利害ニ鑑ミテ母国ヨリ多大ノ援助ヲ与フルコトナレリ。之ヲ單言セハ時代ハ全ク一變シタル。韓国政府專權ノ當時ニ於テハ仁川港民ハ已ムヲ得ズ怨ヲ吞シテ常ニ沈黙ヲ守リシト雖モ韓国ノ形勢全ク一變シタル…⁽⁵²⁾。

この冊子を刊行した仁川經濟研究会は、居留民団・商業會議所の主要人物の發議によって組織された団体である。彼らは、韓国の情勢が全く一變しており、築港の実現可能性は増したと認識していた。保護国化と統監府の設置という政治変化は、居留民の認識を変える契機と作用していたのである。この動向のなかで、新聞紙上には築港私案が発表されるなど、築港をめぐる議論は高まっていった⁽⁵³⁾。

第3項 国家事業としての築港

前述した商業會議所の請願活動や、仁川税関の上申書提出は一定の成果に及び、1909年に仁川港沖の浚渫工事が施行された。3年継続事業(工費12万円)で行われたが、小規模の浚渫では根本的対策にはなりえなかった。そのなかで、釜山港・鎮南浦港において港湾修築事業が始まると、居留民社会では異議を唱える世論が噴出する。ただちに、全戸主の調印を採り、韓国政府へ築港請願書を提出することが決定された⁽⁵⁴⁾。釜山・鎮南浦港と比較し、「我仁川港は韓国の玄関なり。釜山は裏門に過ぎず」⁽⁵⁵⁾という主張からうかがえるように、対外貿易港としての仁川港の重要性がアピールされた。「韓国首都の関門にして唯一の世界的貿易港」である仁川より、

消極的自衛手段の一で積極的繁榮策ではない。然り仁川人士の協力大声すべき問題は—に□で此港湾の設備改良即ち築港問題である。築港で大改善が出来れば鉄道問題や航路問題などは自然に解決され、大仁川の足場は此処に確立して動かぬこととなる。仁川今日の大急務は何を言ても大築港の他ないのである…居留民全体一致の行動を採り其費用の如きは居留民全体にて負担し如何程の運動費を要するも決して辞せざるの大決心を為すべき…」(□は解読不能)『朝鮮新聞』、1909年1月1日、「仁川港の大懸案—大仁川か小仁川か」。

⁽⁵²⁾ 仁川經濟研究会『仁川港ノ築港ヲ要スル理由書』、1909年、2～3頁。

⁽⁵³⁾ 『朝鮮新報』、1909年5月1日、「仁川築港私案略図(一)」。同、同年8月18日、「仁川築港私案略図並に工事概算」。

⁽⁵⁴⁾ 『朝鮮新聞』、1909年4月10日。岡本保誠編『仁川商工会議所五十年史』仁川商工会議所、1934年、65頁。前掲書『仁川府史』、712～715頁。全体戸数3,025の内、1,296戸が調印した。

⁽⁵⁵⁾ 『朝鮮新聞』、1909年4月10日、「仁川市民の奮起」。

釜山や鎮南浦を優先することは、「冠履顛倒」であるとの主張であった⁽⁵⁶⁾。対外貿易港としての地位を強調する主張に加えて、仁川は「韓国の国港」であるという議論の展開もみられる⁽⁵⁷⁾。

1909年4月に仁川築港期成大会が歌舞伎座で開催された。この場では有力人物の演説が行われたが、その一人木塚常三は、「国民的殖民地の経営に豈に官民の区別あらんや」と述べ、「官民一致」「官民融和」の態度を維持してきた仁川居留民の努力に触れた⁽⁵⁸⁾。当時、居留民社会から反発を招いた居留民団民長の官選問題をめぐっても、仁川の有力層は反対運動を控えていた⁽⁵⁹⁾。築港問題が懸案となって以来、陳情する立場から、「仁川の築港と交換の心的言明を当てにして沈黙」⁽⁶⁰⁾したのである。

さて、築港を求める請願書は、同年5月初旬に仁川理事官を経由し、韓国政府(度支部と内部)と統監府に提出される。次の引用は、稲田勝彦外1,295名の連署で提出された請願書の一部である。

謹で惟ふに仁川港は韓国唯一の世界的要港にして実に内外貿易の中心市場たり。仁川港の位置を以て海陸の關係に照して觀察すれば他港湾に比し優越の地歩を占むるは蓋し何人も争はざる所にして其隆替盛衰は韓国の国運にも至大の影響を及ぼす儀と思料仕候…夫れ某等は仁川を以て墳墓の地とし二十年来居留地の経営に当り一意専心居留地の發展を企画する者にして築港の成否が韓国の国運に関するは言ふ迄もなく延ては某等の浮沈に関し遂に某等が築成せる居留地を頽廢に帰せしむる虞れるに想到し黙して已むべからざるものあり⁽⁶¹⁾。

この請願書には、前述の「韓国の国港」論と同様に、仁川築港は「韓国の国運」と結びつけられていた。この請願書に対し、仁川理事官の信夫淳平は1千万円以上の費用が予想されることや、韓国政府の財政が厳しいことを述べ、理解を求める旨の返事をした。これに屈せず、居留民社会は築港に関する調査を行った。翌年2月には日本における築港工事の先例(横浜、神戸、名古屋、大阪)が調査され、報告会が開かれた。

⁽⁵⁶⁾ 『朝鮮新聞』、1909年4月11日、「仁川市民の奮起(続)―築港期成大会、飽迄素思を貫く」。

⁽⁵⁷⁾ 『朝鮮新聞』、1909年4月14日、「仁川市民の奮起(続)」。

⁽⁵⁸⁾ 『朝鮮新聞』、1909年4月22日、「仁川築港期成大会一演説筆記」。

⁽⁵⁹⁾ 「嘗て民長官選令の發布さるるや在韓居留地の大半は猛然起つて悉く反対の声を挙げたる内、独り我仁川居留地は他の輩に倣はず至極穩健静肅の態度を採り毅然として毀譽褒貶の真只中に突立って曰く、我等は商人なり商人たる我等は基本分を守りて政治に深入りせず其筋に於て已むを得ずとあらば暫く容認の美德を守らん」前掲書『仁川府史』、712頁。

⁽⁶⁰⁾ 『朝鮮新報』、1909年4月22日、「仁川築港期成大会一演説筆記」。

⁽⁶¹⁾ 『朝鮮新聞』、1909年5月8日、「築港請願書提出」。前掲書『仁川府史』、713頁。

築港をめぐる議論が具体化していくなかで、「韓国併合」前後になると、築港をめぐる議論にも変化がみられる。「仁川の仁川港に非ずして韓国の仁川港たる以上、仁川築港は決して地方的観念を以て之を論ずべからず……仁川築港の国家事業として完成せしむべき」⁽⁶²⁾との社説からもうかがえるように、築港を国家的事業と位置づける論理が一層強くなる。築港問題を居留民社会に限定せず、朝鮮全体の問題として拡張し、「仁川港の振不振は仁川居留民の死活を制するに止まらずして朝鮮の経済的運命問題に多大の影響を及ぼす」⁽⁶³⁾という主張が散見される。この議論は、後に「朝鮮の仁川港として大規模なる国家的施設に俟つべきものであると云ふ正論」⁽⁶⁴⁾と評価されるが、国家事業云々は、大規模な築港へ導くため、居留民社会が考え出した論理であったといえよう。

仁川港の築港に対し、伊藤博文ら統監府側は一定の理解を示したようであり、港湾の測量調査・工事設計が行われていた⁽⁶⁵⁾。築港計画は曾禰荒助統監の時に具体化していき、築港費用は350万～400万円と予想された⁽⁶⁶⁾。その後、統監府の築港計画が総督府に受け継がれ、築港が内部決定されるのは「韓国併合」後まもない時期であったとみられる。

1911年1月に仁川を訪問した寺内正毅総督は、仁川官民の前で、「政府にては門戸開放の前途として仁川の築港をなし之と同時に諸般の施設をなす事に決定し…」と築港の計画を述べている⁽⁶⁷⁾。この場で、寺内総督は「朝鮮の統治を内地人にてなす以上上下一般極めて真面目に事に当り…」と述べ、植民地経営における「内地人」の役割に注意を喚起し、民間社会の協力を求めている。その後、1911年3月に朝鮮総督府予算案は帝国議会において可決され、築港の実施は確定する。海関工事費の項目で約203万円が予算として計上されたが、その大部分は仁川・釜山の港湾開発費であった⁽⁶⁸⁾。

ところで、仁川港の築港が決定される過程を直接示す資料は、管見の限り、見当たらない。ただ、釜山港関連の資料から、間接的ではあるものの、総督府の思惑が確認できる。「目賀田家文書」には、1914年8月作成の「釜山港設備一斑」が収められている⁽⁶⁹⁾。仁川港と異なり、釜山港に干満の差問題はなかったが、海面の埋立や突

⁽⁶²⁾ 『朝鮮新聞』、1910年3月25日、「仁川築港と築港の地点(六)」。

⁽⁶³⁾ 『朝鮮新聞』、1910年12月4日、「仁川築港と公債」。

⁽⁶⁴⁾ 前掲書、『仁川府史』、703頁。

⁽⁶⁵⁾ 前掲書、『仁川府史』、714頁。

⁽⁶⁶⁾ 『朝鮮新聞』、1910年12月22日、「仁川築港の福音」。

⁽⁶⁷⁾ 「仁川人士は将来も亦能く奮闘して一は以て仁川港を盛大にし一は以て国家の為め大に尽す所なかるべからず…朝鮮の統治を内地人にてなす以上上下一般極めて真面目に事に当り苟も投機的の事を企てて以て人心を煽動し一時の利を博せんとするが如きは誠に嫌避すべき事なれば極めて着実に極めて真面目に商工業の発達を期すべく…」『朝鮮新聞』、1911年1月8日、「総督の仁川視察」。

⁽⁶⁸⁾ 『朝鮮新聞』、1910年12月22日、「仁川築港の福音」。

⁽⁶⁹⁾ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A09050060500、「目賀田家文書」第10号、「釜山港設備一斑」(国立公文書

堤・棧橋の港湾施設の築造が要求されていた。統監府時代からの事業を引継ぎながら、総督府は、「鴨緑江ノ架橋將ニ成ラントシ朝鮮鉄道ハ欧亜ノ最捷路ニ当リ釜山港ハ実ニ其ノ関門トシテ世界的港湾タルヘキノ事実益明カナル」と判断し、港湾開発を決定していた。このように交通機関の整備の一環で、釜山・仁川港の港湾開発が決定されたわけである。このような経緯は、当時度支部長官の荒井賢太郎のインタビュー記事からもうかがえる。荒井は、「仁川築港問題は居留港民が久しく絶叫したる熱望の声」であったと理解を示した後に、「朝鮮の開発は先づ道路鉄道の如き交通機関を完備せしむるの、最も急務」であると同時に、「輸出入の門戸たる港湾の設備に完成を期せざる可からざるや論無し」と述べ、総督府の基本方針を説明していた⁽⁷⁰⁾。また、「朝鮮の門戸たる仁川釜山の二大港を修築することとなれり」という説明からは、両港を貿易拠点としてしていた方針が読み取れる。

このように仁川港の築港工事は日本人社会の陳情活動と当局の開発方針があいまって決定にいたったのであるが、仁川港の築港は、他港の日本人社会に影響を及ぼしていたとみられる。1912年5月に群山居留民団議員4名は寺内総督を訪問し、築港に関する陳情を行っていた⁽⁷¹⁾。仁川港の築港がひとつの成功例として意識されていたのであろう。

第3節 築港工事と植民地空間

第1項 築港工事の概要

1911年6月に総督府6ヶ年継続事業(予算348万円)として築港工事が始まる⁽⁷²⁾。当初の6ヶ年の計画は、途中10ヶ年、12ヶ年の継続事業へと変更され、すべての工事が完了するのは1923年である。主要設備の総工費(10ヶ年継続事業費)は、船渠の築造費255万円を含む約566万円であった。

仁川港の干満の差をなくす方法として採用されたのは、二重閘門式の船渠であった。二重閘門式(複門式閘船渠)とは、外閘門と内閘門の間の間渠において水位を調整することによって、満潮の差に左右されず船舶の出入りを可能にする施設である⁽⁷³⁾。満潮の前後数時間には外閘門を開放し、船舶を間渠に出入りさせるが、退潮時

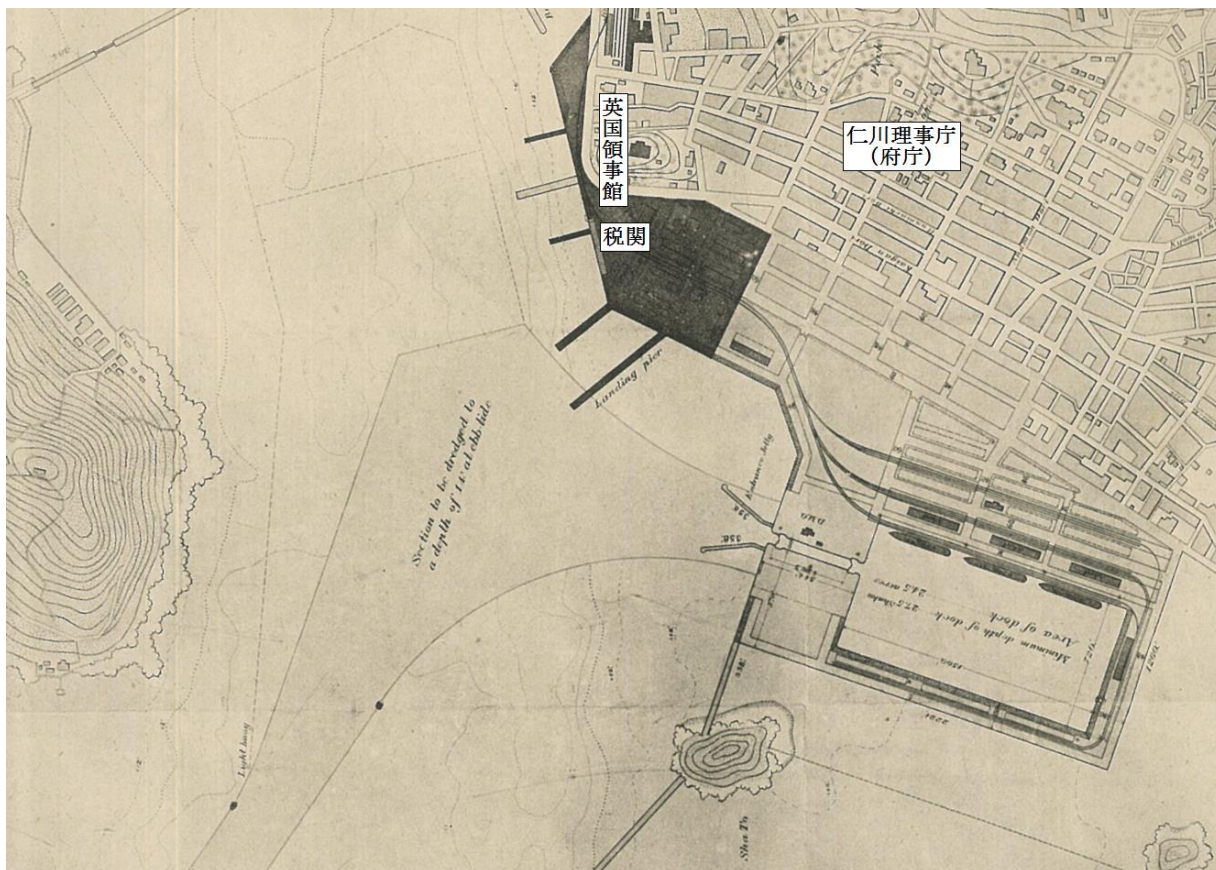
館)。

⁽⁷⁰⁾ 『朝鮮新聞』、1911年6月11日、「発展の曙光」。

⁽⁷¹⁾ 山本四郎編『寺内正毅日記:1900～1918』京都女子大学、1980年、548頁(1912年5月17日付の日記)。

⁽⁷²⁾ 以下、築港工事の概要に関しては、前掲書、『仁川府史』、699～761頁。朝鮮総督官房土木局仁川出張所編『仁川築港工事図譜解説』、1919年。出版者不明『仁川築港工事概要』、出版年度不明(東京大学総合図書館所蔵)に基づく。ちなみに、釜山港の場合は5ヶ年継続事業で(予算約382万)の規模であった。前掲、「目賀田家文書」第10号、「釜山港設備一斑」。

⁽⁷³⁾ 廣井勇『築港』後編(改訂増補第3版)、丸善、1921年、19～34頁。同、『築港』後編(改訂増補第4版)、丸善、1925年、1～82頁。ちなみに、廣井勇は統監府期に港湾設備に関する実地調査を委託された経験がある人物である。



【図 6-3】 仁川築港の平面図

出典 朝鮮総督官房土木局仁川出張所『仁川築港工事図譜』、1919年。

には外閘門を閉じ、内閘門を開き、ある一定の水面に達すると、船舶を本渠に出入りさせる仕組みである。日本国内では、福岡県大牟田市の三池港が閘門式船渠の唯一の先例であった。三池港の船渠は、三井鉱山の石炭を積出する目的で建設された単門式閘船渠であり、仁川港は二重閘門式の船渠として最初の建設であった。

【図 6-3】は、築港計画の平面図である。船舶が繫留し貨物の積み卸しを行う本渠は、長さ約 455m、幅約 218m であり、面積は約 3 万坪であった。本渠の水深は常に約 8.3m～10.6mに維持され、4,500 トン級の汽船三隻が同時に入港可能な規模であった。船舶が停留する間に水位の調整が行われる間渠(前後の閘門の間)は約 129m、幅約 18m、側壁高は約 14.5mであり、すべてコンクリートで築造された。閘門の上下には4ヶ所の扉があり、閘門扉を開閉することで間渠の水位は調整された。閘門扉の構造及び開閉装置は、「米国パナマ運河ニ於ケル閘門扉ト同一ノ様式」であり、直径 4.2mの鑄鋼製大車を電力で作動し、扉を開閉する仕組みであった。ちなみに、船が間渠を通過するには約 30 分を要した。

船渠のほか、外港より外閘門までの航路に対する浚渫が行われ、干潮時の水面が約 4.2m以上維持できるようになった。これに合わせ、内港の静穏を維持し、土砂の浸入を塞ぐ馴導堤(全長約 1,605m)、仁川停車場と月尾

島を繋ぐ突堤(約 925m)などが築造された。また、【図 6-2】と【図 6-3】の間における海岸線の変化からも分かるように、約 8 万 6 千坪の埋立が行われ、鉄道線・上屋・倉庫などの港湾施設が整備された。

第2項 築港祝賀会の開催と「植民者意識」

1911年6月11日に築港起工式が仁川税関で行われた。同日の午前中に、仁川大神宮(後の仁川神社)においては、荒井度支部長官らの関係者が参観するなかで、神前報告祭と地鎮祭が挙行された。また、「朝鮮総督府寺内正毅鎮護」という寺内総督の揮毫が刻まれた基石⁽⁷⁴⁾を馴導堤の基礎に沈奠^{ちんてん}する儀式が行われた。祝賀会では、岩崎民長の式辞、寺内総督の祝辞・演説の順に行われたが、最後に参加一同は「寺内総督の発声にて天皇陛下の万歳を大久保大将の発声にて仁川港の万歳を岩崎民長の発声にて寺内総督の万歳」⁽⁷⁵⁾をなし、築港の実現を祝った。

いっぽう、起工式を間近に控えた日本人社会では祝賀ムードが高まっていた。街路において、「芸妓は一同伊達奴姿にて仲居一同は青海波の揃ひにて付き添ひ市中を練り歩く」⁽⁷⁶⁾姿が見かけられた。起工式の日には、日本公園において舞台が設けられ築港祝賀会が開催された。ここでは、芸妓の手踊り、手品、剣舞等が行われた。このほか、素人相撲、提灯行列、煙火の催しが開催された。中国人居留民も変装行列で参加し、朝鮮人も提灯行列に参加するなど、「開港以来未曾有の大盛況」を呈し、お祭り同様であった⁽⁷⁷⁾。

さて、寺内総督が参観するなかで行われた祝賀式の舞台では、仁川芸妓の伊達奴に扮した築港踊りが披露された。この踊りに合わせるために、地唄も創られた。すこし長いが、引用する。

幸先もよしや芦辺は事古りて、今ぞ賑ふ濟物の、浦輪に築く大港。

千舟百船寄りつどひ、絶へぬ黒煙の天を覆ふ、其の繁昌を漕ぎ囃す、節面白き欸^{ふなうた}乃の、浪の鼓に櫓拍子の音も豊かな、大君が御代の恵みは半島にも漏れで、待てば海路の上日和。

⁽⁷⁴⁾ 近年新しく公開されたに寺内総督関係資料には、基石の拓本が収められていた。資料集には年代不詳と紹介されているが、仁川築港時に沈奠された基石である可能性が高い。伊藤幸司・永島広紀・日比野利信編『寺内正毅と帝国日本一桜園寺内文庫が語る新たな歴史像』勉誠出版、2015年、134頁。

⁽⁷⁵⁾ 『朝鮮新聞』、1911年6月11日、「本日の起工式と祝賀会」。

⁽⁷⁶⁾ 『朝鮮新聞』、1911年5月25日、「仁川築港の祝典(開港以来の大盛況ならん)」。

⁽⁷⁷⁾ 起工式当日の様子については、『朝鮮新聞』、1911年6月11日、「本日の起工式と祝賀会」。同1911年6月12日、「昨日の起工式と祝賀会」「仁川築港祝賀会彙報」。

あても渚とみなとの人が愁ひの眉をよりよりに、寄せては返すあら浪も今は過ぎにし昔の夢と、茲に治まる時津風、千尋の底に千代かけて、深きおもひの礎を目出たく据えて祝ふなり、猶千萬代の末迄も、堅き根ざしの神かけて、目出たく築港みなとぎづくなり。

その歓びの挙行を、眼のあたり見る嬉しさに、つれてさす手や引く手の汐と、拙なき舞踊ふりも顧みず、目出たく此処こゝに舞ひ納む⁽⁷⁸⁾

この地唄には、起工式を迎え、仁川の発展を祈願する居留民の意識が見られる。前半部分からは、天皇が半島に及ぼした恩恵に感謝を表しながら、仁川の繁盛を祈願するが表れている。後半には、築港工事によって繁栄の礎が築いたことが詠われているが、「千萬代の末迄も、堅き根ざしの神かけて…」の節からは永住に対する植民者の願望が込められている。このように築港踊りの地唄には、仁川における永住と子孫の繁栄を祈願する居留民社会の意識が凝縮されていた。

第3項 「東洋唯一」の二重閘門式船渠の竣工

主要施設である閘門式の船渠工事が完了するのは1918年である。1918年8月5日に宇佐美勝夫総督府土木局長が列席するなかで、「通水ノ奉告祭」が挙行された。第二閘門扉闕上を式場とし、船渠に海水を入れる行事であった。同年10月27日には竣工式が行われたが、長谷川好道総督を含む多くの官民が仁川を訪れた⁽⁷⁹⁾。

築港竣工により、「遠ク外港ニ於テ舢船取り荷役ノ為蒙リタル諸般ノ不便ト困難」は減少した。築港後は、「少ナキモ三四隻多キトキハ十隻ノ汽船ハ常ニ船渠内ニ繫留スルノ盛況」をなした⁽⁸⁰⁾。仁川港の貨物取扱手数料は格段に下がり、貨物主の負担額は半分近く軽減された。例えば、穀物が入った縄呎一個に対する貨物取扱賃は、船渠外では22銭であったが、船渠内では12銭であった⁽⁸¹⁾。

築港を挟んで仁川港の貿易量は、順調に増えつづけた。第一次世界大戦の影響もあり、1922年には貿易額1億円を超える⁽⁸²⁾。1910年～1925年までの植民地朝鮮の港別の輸移出入額をみると、1918年に仁川港は釜山港に次ぐ貿易港であった⁽⁸³⁾。輸入額では、仁川港が1位であった。1910年代半ば以降、新義州・群山・鎮南浦港の

⁽⁷⁸⁾ 『朝鮮新聞』、1911年5月25日、「仁川築港の祝典（開港以来の大盛況ならん）」。

⁽⁷⁹⁾ 『仁川商業会議所月報』第104号、1918年11月、4頁。

⁽⁸⁰⁾ 『仁川商業会議所月報』第106号、1919年1月、10頁。

⁽⁸¹⁾ 『仁川商業会議所月報』第106号、1919年1月、4～8頁。

⁽⁸²⁾ 仁川港の貿易額は、1916年(24,533,007円)、1917年(31,162,360円)、1918年(44,737,808円)、1919年(90,988,053円)、1920年(75,869,069円)、1921年(95,249,691円)、1922年(101,987,672円)であった。前掲書、『仁川府史』、6～10頁。

⁽⁸³⁾ 『朝鮮総督府統計年報』1925年度版、1927年、264～265頁。

成長が目立つ中で、地理的に競争関係にあった鎮南浦港に抜かれることなく、第二の貿易港としての仁川港の地位は維持できたのである。

このように、「潮位干満ノ差ハ東洋無比ニシテ最大三十三尺」⁽⁸⁴⁾という仁川港の弱点は克服されたが、課題はまだ残っていた。上屋・倉庫・起重機などの陸上港湾設備の設置が遅れ、築港後にまもない頃は、「岸壁に横附けしたる船舶も其の過半以上は尚お舢船荷役を為さねばならぬ状態」⁽⁸⁵⁾であったという。このことから、竣工後も港湾インフラの拡充に関する居留民の請願は続いた。

仁川港における二重閘門式船渠の建設は、当時イギリスのロンドン港・リバプール港・マンチェスター港などにその先例があったが⁽⁸⁶⁾、東洋では初めての建設であった。この点は竣工後に強調され、仁川港には、「東洋唯一二重閘門式船渠」という修飾語が付くようになる。その以降、このフレーズは仁川港を象徴する言葉となった。

第4節 築港工事と仁川の変容

第1項 仁川経済団体の活動

ここでは、築港期間中における仁川の経済団体の状況についてみよう。穀物集散地へと発展した仁川には、早い時期から米穀貿易関連の団体が設立されていた。例えば、輸出穀物組合(1902年10月設立、組合員16名)、仁川穀物協会(1903年11月設立、組合員43名)、精米販売組合(1905年9月設立、組合員18名)などがその例である⁽⁸⁷⁾。米穀取引と関連しては、穀物の直取引・延取引・定期取引を行う仁川米豆取引所(株式会社として、1896年3月に設立)も重要な施設であった⁽⁸⁸⁾。1910年代半ばの状況をみると、仁川米豆取引所仲買人組

⁽⁸⁴⁾ 前掲書、『仁川築港工事図譜解説』、1頁。

⁽⁸⁵⁾ 『京城日報』、1918年11月19日。『朝鮮新聞』、1919年12月25日・26日。

⁽⁸⁶⁾ 前掲書、『築港』、1921年、19～34頁。

⁽⁸⁷⁾ これら団体代表はすべて奥田貞次郎であった。仁川開港二十五年記念会編『仁川開港二十五年史』、1908年、52頁。

⁽⁸⁸⁾ 当時、水分を含んだ粗悪な穀物の流通によるトラブルが多発していた。米豆取引所の設立によって、①米豆の品質や価格の標準化、②米豆の品質改良・乾燥過程の改良、③奥地に穀物購入に出かける行商人の便益などが図られた。ちなみに仁川米豆取引所は、1931年まで朝鮮唯一の取引所であった。秋山満夫『株式会社仁川米豆取引所沿革』仁川米豆取引所、1922年、1～12頁。阿部薫『朝鮮取引所史』民衆時論社、1935年、1～7頁。朝鮮における取引所の沿革に関しては、荒井秀夫編『社史で見る日本経済史』植民地編第26巻、ゆまに書房、2004年に所収された木村健二の解題を参照されたい。

合、仁川精米業組合、仁川米商組合、仁川輸入貿易商組合が新しく設立された⁽⁸⁹⁾。これらの組合は、同業者の利益を代弁し、利害関係を調整する団体であった。穀物貿易を中心とする仁川経済の地域性がうかがわれる。

そのほかに、居留民団と商業会議所が居留民社会の世論をリードする組織であった。居留民団の解散後は、もっぱら商業会議所が中心的な役割を果たしていた。従来、仁川には日本人と朝鮮人の商業会議所が各々存在したが、1915年7月に制令第4号「朝鮮商業会議所令」(以下、「会議所令」)が公布され、両方の組織は統合された。

「会議所令」は、居留民による任意団体であった商業会議所に法的根拠を付与する法律であったが、そのいっぽうで会議所に対する総督府の監督権も強化された。実際、総督府は「会議所令」における認可権を行使し、1919年に選挙を経て当選した会頭を不認可としたのである⁽⁹⁰⁾。仁川商業会議所では、総督府の決定に従い、会頭を再選出した。

統合後の民族別の議員構成から、商業会議所の変化について考えてみよう。【表 6-1】は、1916年の仁川商業会議所の議員リストである。民族別にみると、日本人23名と朝鮮人7名の構成であった。役員は、会頭(日本人1名)、副会頭(日本人1名、朝鮮人1名)、常務委員(日本人4名、朝鮮人1名)であった。民族別の議員比率は、名目的には会員数から割り出したものであった。商業会議所の会員資格に関しては、「会議所令」に税5円以上という基準が設けられており、経済力を有する日本人に有利であった。「会議所令」の方針は、「一地区一商業会議所」⁽⁹¹⁾にあり、民族別の組織を統合する意味もあったが、これは商業会議所の組織を日本人主導に再編する狙いもあったとみられる。商業会議所の会議録には、税額基準を切り上げる内容も見られる。これには、朝鮮人人口が急増するなかで、日本人優位の民族比率を維持しようとする意図があったのであろう。日本人優勢の議会構成は、その以降も維持された⁽⁹²⁾。

⁽⁸⁹⁾ 仁川穀物協会(1903年7月、奥田貞次郎)、仁川米豆取引所仲買人組合(1912年11月、浅松太郎)、仁川輸入貿易商組合(1913年7月、河野竹之助)、仁川精米業組合(1915年9月、奥田貞次郎)、仁川客主団合所(1896年、崔応三)、仁川米商組合(1914年11月、松林里)。仁川商業会議所編『仁川商工案内付商工人名録』仁川商業会議所、1916年、133～134頁。

⁽⁹⁰⁾ 『仁川商業会議所月報』第113号、1919年9月、5～12頁。総督府は、会頭として当選した加来栄太郎の経歴を問題視した。米豆取引所の廃止論が浮上した時に、領事館の方針に反対する運動を展開したのが原因であったとみられる。加来栄太郎の経歴は、以下の通りである。1860年福岡県築上郡生まれ。1894年11月朝鮮に渡る。仁川米豆取引所理事長、商業会議所会頭、魚市場監査役、仁川民団議員を歴任する。米豆取引所復興事業に尽力した。仁川学校組合議員、商業会議所常務委員、水産会社重役を歴任した。

⁽⁹¹⁾ 『朝鮮総督府官報』、1915年7月15日。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A01200118100、公文類聚・第39編・大正4年・第15巻(国立公文書館)。

⁽⁹²⁾ その後、議員構成は日本人19名、朝鮮人5名へ変更された。『仁川商業会議所月報』第111号、1919年7月、10～12頁。同、第114号、1919年10月、6～10頁。

日本人議員の面々を見ると、穀物貿易関連の人物が多数を占めていた。会頭の奥田貞次郎は穀物貿易業・精米業を営んでおり、1911年～1919年にかけて仁川商業会議所会頭を務めた人物である。常務委員の加来栄太郎は、仁川米豆取引所の設立に係わった人物であり、1909年から1911年まで仁川商業会議所の会頭を務めた。米豆取引所の廃止論が浮上した時に、これに反対する運動を展開し、再建に努めた。この他、浅松太郎のように穀物の仲買業を営む議員もいた。

朝鮮人議員も同様であった。常務委員の崔応三は、朝鮮人客主(卸売業、委託販売業などを営む商人⁽⁹³⁾)の組合である仁川客主団合所の代表であった。評議員の全文和・沈能徳も、同様に穀物仲介業・販売業を営んでいた。具昌祖の場合も精米業、米糠輸出販売業を営んでおり、朝鮮人評議員の多くは穀物貿易に携わっていた。これら人物の日本語の習得率も高く、副会頭の丁致国は「日本語を解すること^ニ在^ニ仁^ニ鮮^ニ人^中第一」と称され、具昌祖は仁川日本語学校を卒業した後に日本各地を巡遊した経験を持っていた⁽⁹⁴⁾。日清・日露戦争前後に、地域から仁川への移住が経路も確認され、興味深い。

朝鮮人議員の職業と関連して説明をよするるのが、客主である。客主は、史料において日本の問屋と同一視される場合があるが、その業務は異なる。朝鮮人の「客主ハ自己ノ計算ニ於テ各地ノ産物ヲ蒐集シテ之ヲ小商人ニ卸シ或ハ他人ノ計算ニ於テ物品ヲ販売シ又ハ貨物売買ノ周旋ヲナシ或ハ又タ手形ヲ発行引受割引若シクハ預金貸附其他貨幣ノ交換等ヲ営ム。而シテ商用ノ為メ来ルモノハ特ニ自家ニ宿泊セシムルノ風アリ」との説明からわかるように、客主は、卸売業・仲買業・銀行業・宿宿業・両替業を兼ねており、取り扱う業務は広範囲に及んでいた。仁川商業会議所編纂の商工人名録において、穀物仲介業、穀物貿易、穀物委託問屋、客主など多様に表現されているが、朝鮮人の間では客主と認識されていたのであろう。いずれにせよ、仁川では穀物販売を取り扱う客主が大多数であったとみられる。

【表 6-1】 1916年の仁川商業会議所役員

職名	氏名	移住時期	出身地	経歴
会頭	奥田貞次郎	1888年	長崎	1856年生まれ。1888年朝鮮に渡り、穀物貿易業・精米業を営む。1911年～1919年仁川商業会議所会頭。仁川居留民団議員。仁川府協議会委員。仁川米豆取引所社長。穀物移入税撤廃運動に尽力した。
副会頭	稲田勝彦	1894年	長崎	1861年肥前島原生まれ。1897年土木請負業を始め、京仁鉄道敷設を請負。仁川商業会議所副会頭。仁川学校組合議員。
	丁致国	—	仁川	1865年仁川生まれ。協同郵船会社社長。1903年中枢院議官。皇太子韓国訪問の時、奉迎委員を務める。日露戦役に勲六

⁽⁹³⁾ 「外務省記録」1-6-1-17-1「韓国各港駐在帝国領事官管轄内情況取調一件／京城、釜山、馬山」、1904年11月12日、京城領事三増久米吉より外務大臣小村寿太郎宛の公信第184号、「管内情況調査報告」。

⁽⁹⁴⁾ 経歴に関しては、仁川商業会議所編『仁川商工案内—付商工人名録』仁川商業会議所、1916年、151～185頁。

				等。1908年仁川朝鮮人商業會議所会頭、仁川米豆取引所監査役を歴任。「篤学にして又た日語を解すること仁鮮人中第一」。
常務委員	加来栄太郎	1894年	福岡	1860年福岡県築上郡生まれ。1894年11月朝鮮に渡る。仁川米豆取引所理事長、仁川居留民団議員を歴任。1909年～1911年仁川商業會議所会頭。仁川米豆取引所社長・取締役。米豆取引所復興事業に尽力。仁川学校組合議員、商業會議所常務委員、水産会社重役を務める。
	河野竹之助	1895年	山口	1867年山口県熊毛郡生まれ。貿易雑貨商。仁川居留民団議員、仁川学校組合議員、仁川商業會議所評議員、仁川米豆取引所取締役を務める。
	田中佐七郎	1883年	鹿児島	1861年生まれ。薩南平佐白和の人。慶田組店員として仁川に渡る。1893年帆船を購入し韓国沿岸貿易を始めるが、1897年独立して貿易商を営む。仁川居留民団議員、仁川学校組合議員。
	白神専一	1907年	岡山	1878年岡山県都窪郡生まれ。1896年大阪金物商朝日商社に入社。1907年仁川に渡り、機械金物類輸入商を開く。仁川米豆取引所監査役を務める。
	崔応三	—	仁川	1868年仁川生まれ。仁川普通学校学務委員、仁川客主団合所長、仁川府協議会委員、仁川信用組合理事を務める。「世々穀物委託問屋を業とし取引の確實にして大なる鮮人穀物商中第一流と称す」。
	大石季吉	1904年	長崎	1869年生まれ。1901年旅順・大連で洋雑貨商を営むが、戦争時に被害を受け帰国。1904年3月仁川に渡り、洋品雑貨賞を営む。仁川学校組合議員、仁川商業會議所評議員。
	武田近次郎	1914年	兵庫	1875年兵庫県津名郡生まれ。1897年東京高等商業学校卒業。大阪商船株式会社に入社、1914年より仁川支店長。
	末永省二	1893年	兵庫	1868年兵庫県明石郡生まれ。1893年6月仁川に渡り、呉服商を開く。1912年黄海道落野湖干潮地600町歩を開拓。仁川電燈会社取締役、勸農会取締役。
	坂倉伊平	1897年	三重	1867年三重県三重郡生まれ。代々醤油醸造業を営む。1897年3月三重県庁の嘱託を受け清韓を視察。同年10月仁川に渡り、質屋・薬種業を開く。仁川質商組合長、仁川居留民団議員、仁川学校組合議員を務める。
	平山松太郎	1887年	長崎	1887年朝鮮に渡り、米穀商を営む。日清戦争時に陸軍用達。農園、仁川炭酸水製造所を経営。仁川学校組合議員。
	川添三次	1900年	鹿児島	1855年鹿児島県薩摩郡生まれ。1900年朝鮮に渡り、仁川慶田組支配人。運送業。仁川運送組合長。朝鮮鉄道運輸連合会理事。仁川居留民団議員、仁川学校組合議員。
	安保富蔵	1904年	兵庫	1871年播州神崎郡生まれ。1904年仁川に渡り、雑貨商を営む。
	浅松太郎	1906年	石川	1906年朝鮮に渡り、荒井組に入る。仁川米豆取引所仲買業、土木請負業を営む。仁川学校組合議員。
	川井田彌二郎	1904年	鹿児島	1873年鹿児島生まれ。1893年東京高等商業学校卒業。1897年大蔵省鑑定官補。1904年仁川に渡り、海陸運送業を開始。

評 議 員				朝鮮通運合資会社代表、朝鮮鉄道運輸連合会副会長、仁川運送組合会計役。
	藤木利右衛門	1894年	東京	1869年東京生まれ。17歳の時に西洋雑貨商の家業を継ぐ。1894年11月仁川に渡り、店舗を開く。仁川学校組合議員。
	下田騰七郎	1909年	長崎	1868年長崎市生まれ。1901年十八銀行に入社。1909年木浦支店長として朝鮮に渡り、1911年釜山支店長を経て仁川に転勤する。
	二木万蔵	1911年	長野	1884年長野県生まれ。1898年長崎高等商業学校卒業後、百三十銀行に入社。1911年京城支店詰を経て、仁川支店長となる。
	高津新二	1906年頃	広島	広島県生まれ。1906年頃に朝鮮に渡り、鉱山用品販売、銃砲修理免許商を営む。基督教青年幹事。
	美濃谷栄次郎	1892年	兵庫	1864年神戸生まれ。1892年タウンセント精米所の設立に際し、仁川に渡る。1895年和洋金物・器械類付属品販売の店を開く。仁川居留民団議員、仁川府協議会委員を務める。
	林慶太郎	1907年	三重	1906年京都帝大法科卒業。1907年韓国政府財政顧問。1909年に咸鏡農工銀行支配人。漢城共同倉庫株式会社支配人、朝鮮商業銀行南大門支店長。1914年日韓瓦斯電気株式会社総務課参事を経て仁川支店代表。
	北嶋岱三郎	1896年	東京	1867年東京まれ。1896年朝鮮に渡り、薬種業を開始。仁川居留民団議員、仁川学校組合議員。
	茂木和三郎	1906年	千葉	1877年生まれ。1900年東京高等農学校卒業後、東京農科大学に進学。1904年野田醤油醸造試験所技師となる。1906年日本醤油株式会社支配人。仁川府協議会委員、仁川基督教青年会副会長。
	朱明瑞	—	平安道 義州	1877年平安道義州生まれ。呉服商、雑貨商を営む。仁川普通学校学務委員。「仁川鮮人側商人中模範的人物として重視せらる」。
	全文和	1884年	慶尚南道 釜山	1874年釜山生まれ。日清戦争時に仁川に移住し、穀物仲介業を開始。勸業所副所長、米商副組合長。
	孫星七	1906年	京畿道 開城	1855年開城生まれ。1906年仁川に移住し、客主業を開始。仁川紳商会社副社長、仁川信用組合理事、仁川客主団合所長、仁川府協議会委員を務める、
	沈能徳	1888年	京畿道 広州	1865年広州郡生まれ。1888年仁川に移住し、穀物客主業を開始。1912年仁川客主団合所評議員。
具昌祖	—	仁川	1882年仁川生まれ。1896年仁川日語学校卒業後、日本各地を巡遊。1903年帰国、精米業・米糠輸出版売商を開始。	

出典 仁川商業会議所編『仁川商工案内—付商工人名録』仁川商業会議所、1916年、151～185頁。岡本保誠編『仁川商工会議所五十年史』仁川商工会議所、1934年、118～124頁。秋山満夫『株式会社仁川米豆取引所沿革』仁川米豆取引所、1923年、35頁より整理。

議員の職業からも十分予想できるように、仁川商業会議所は穀物貿易と関連する建議・請願活動を展開していた⁽⁹⁵⁾。そのうち、「韓国併合」後における輸移入税撤廃運動が代表的である。奥田貞次郎会頭を中心とする商業会議所関係者は、日本の関連省庁に働きかけ、朝鮮米に対する移入税撤廃運動を行った。その成果もあり、1913年3月に法律第17号「米及粳移入税廃止ニ関スル法律」をもって移入税は廃止された。こうして、仁川港の米穀貿易港としての性格は一層強くなる。

この他、商業会議所では間接的な運動として定期航路の開設、船渠の増設に関する請願運動を展開した。請願の対象は、総督府に留まらず、日本の総理大臣や関連省庁の大臣に及んでいた⁽⁹⁶⁾。朝鮮西海岸定期航路に関する請願書は、総理大臣原敬を含め、逓信大臣野田卯太郎、農商務大臣山本達雄、大蔵大臣高橋是清に提出された。これは、朝鮮米の主な取引先である阪神地域と仁川港を結ぶ定期船の運航開始を請願したものであり、鎮南浦・木浦・群山商業会議所との連携が試みられた。

第2項 朝鮮人労働者の流入

1897年11月、大阪商船の船で仁川に着いた信夫淳平は、仁川港埠頭の様子を、「海岸埠頭には結髪白衣の人夫、其蝟集囂々するもの勝て計ふべからず。荷客の到るあらは交々走りて用運の労を相競ふこと蒼蠅の臭に群かるか如く」⁽⁹⁷⁾と次のように描写している。髪の毛を結んだ結婚前の若い男性が労働者の多数を占めていたことがわかる。

貿易量が増えるにつれ、船舶の荷役に従事する労働者の需要も増える。1905年に1万人に達した朝鮮人人口は、1918年に2万人に及び、1920年代半ばには4万人を越える。1910年代における日本人人口の停滞とは対照的である。ちなみに、1911年に日本人人口は1万5千人を超えたが、その後1910年代は1万2千人前後に留まっていた。

さて、朝鮮人人口増加の主な要因は労働者の流入にあり、その多くは日雇い労働者であった。1908年の統計によると、貨物を運搬する労働者(原資料の表記は担負業)、一般労働者、被雇業の日雇労働者の戸数は1,422

⁽⁹⁵⁾ 穀物貿易と関連する活動を整理すると次の通りである。1905年:穀物俵装を4斗入に改める件、京釜鉄道京仁大貨物取扱廃止反対の件。1906年:米穀本邦輸入税撤廃に関する請願、韓国輸出税全廃の件請願。1907年:税関貨物暫貯期間伸長について請願、韓国各地延取引の習慣における支払い期日を一定する件。1912年:朝鮮米検査規則発布の件請願、政府の1913年度予算編成前において朝鮮米移入税撤廃の為極力運動する件、朝鮮における輸出品全部の関税撤廃請願の件。1913年:鮮台米代用制廃止反対の件農商務大臣へ請願。1916年:露西亞へ白米輸出援助方請願。1919年:穀類に対する特定運賃継続方意見書開申。1920年代以降は省略する。岡本保誠編『仁川商工会議所五十年史』仁川商工会議所、1934年、47～55頁。

⁽⁹⁶⁾ 『仁川商業会議所月報』第106号、1919年1月、10～11頁。

⁽⁹⁷⁾ 前掲書、『韓半島』、3頁。

戸であり、全体朝鮮人戸数の約 41%を占めていた⁽⁹⁸⁾。朝鮮人人口の流入に伴い、居留地の東側に朝鮮人町が形成されるようになった(【図 6-2】)。築港工事は朝鮮人労働者の流入を更に促すことになる。

では、1918 年の「仁川商工人名録」から、民族別の居住状況を確認してみよう⁽⁹⁹⁾。人名録に掲載されている日本人商工人及び会社の所在地は、本町、新町、宮町、海岸町、濱町、仲町などの旧居留地に置かれていた。また、朝鮮人居住地域において、朝鮮人向けの雑貨商、菓子商、金物商、金銭貸付業を営む日本人も少数でありながら存在した。いっぽう、朝鮮人商工人の多くは内里、外里、龍里に居住していた。旧居住地において綿糸布商、客主、靱摺、雑貨商、穀物商、薪炭商を営む朝鮮人もいた⁽¹⁰⁰⁾。

人口増加に伴い、朝鮮人の居住地域は以前の朝鮮人町から、京仁鉄道線を東へ越えた地域へ拡散する。花平町、新花水里、松峴里、松林里などに居住する朝鮮人の多くは労働者であった。彼らは、港湾施設、精米所、各種工場(燐寸会社、製塩会社)で働いており、仁川の東部地域は労働力の供給地として機能していた。仁川の都市空間の配置には植民都市における支配—被支配の社会的構造が克明に表れていたのである。

小結

その後の仁川港船渠の歴史を簡単にまとめておこう。1920年代に港湾の拡張議論が浮上し、仁川商業会議所では本国政府にその旨の陳情を行った。この活動は実を結び、「仁川港拡張建議案」は議員の賛成を得て、帝国議会本会議を通過する⁽¹⁰¹⁾。だが、すぐには第二築港事業は実現しなかった。資金問題などによって延期となった第二船渠工事は、1935 年に至って着工をみるが、太平洋戦争後に建築材料の不足により工事は中断となる。戦後、韓国政府が仁川港第二閘門船渠に着工するのは 1966 年である⁽¹⁰²⁾。この拡張工事によって、二重閘門の設備は撤去されたが、第一船渠の形は現在も残っている。仁川港を象徴していた「東洋唯一」という修飾語は、戦後に「東洋最大」へ入れ替わることになるが⁽¹⁰³⁾、植民都市の歴史はその空間のみではなく、言葉としても残影を残していた。

⁽⁹⁸⁾ 人口の39%を占める5,402名が日雇い労働者として集計されている。その次は、酒商人、雑貨商、乗船業の順であったが、この他客主業、米穀商の穀物貿易に係わる職業が続いた。前掲書『仁川港外国貿易年報』、73～74頁。

⁽⁹⁹⁾ 『仁川商業会議所月報』第100号、1918年7月、「仁川商工人名録(大正7年7月現在)」。

⁽¹⁰⁰⁾ 綿糸布商6名、客主(問屋)5名、靱摺5名、雑貨商5名、穀物商4名、薪炭商3名の順であった。

⁽¹⁰¹⁾ 『官報』号外、1923年3月10日・27日。前掲書、『仁川商工会議所五十年史』、58頁。

⁽¹⁰²⁾ 仁川直轄史編纂委員会編『仁川開港100年史』、1983年。

⁽¹⁰³⁾ 同上、356頁。

さて、序論で触れた植民都市論にもどり、仁川の築港工事の事例を考えてみよう。西洋の帝国がアジア・アフリカに建設した植民地拠点の多くは貿易港であったが、これは海運時代に本国とのネットワークを考慮した結果であった。帝国史における植民都市の例からみると、仁川的位置・形成過程・都市構造は典型的であった。築港工事期間中の1910年代に、郊外には朝鮮人労働者の居住地が形成されており、植民者と被支配民との居住空間の分離を見せていた。支配・被支配の都市空間の配置、従属的な労働力供給関係は、植民地都市の形成過程によくみられるパターンである。

しかし、典型的要素を持ちながらも、宗主国日本又は総督府の「開発」方針をもって十分説明できない仁川の特質も確認できる。それは、比較的大規模な植民者社会が及ぼした影響力である。遠隔地の植民地においてエリート官僚中心の植民者社会を形成していた西洋の帝国に対し、朝鮮は近接植民地であり、早い時期から大量の民間人の移住が可能であった。仁川港の「開発」は、財政的負担を辞さない植民者社会がリードする形で展開しており、「韓国併合」直後に築港が実現した背景には、仁川の将来に危機感を覚えた日本人社会の活動があった。築港後、仁川港は鉄道敷設や他港との競争に負けることなく、貿易港として成長を遂げることになるが、この事例から見えてくるのは帝国日本が関わった植民都市の特質、すなわち日本人社会が植民都市に及ぼした影響力である。植民者社会の港湾「開発」論が先行し、これが植民地統治権力の支配政策に一定の影響を及ぼしたという点は、西洋の植民地とは比較できる特質といえる。

第7章 居留民創建神社の変容と地域社会



【図 7-1】 1910年代の仁川太(大)神宮

注 東公園(「併合」以前は日本公園)と、太神宮の表記(1916年4月に仁川神社として創建)から、1910年～1916年の間に製作された絵葉書であるとみられる。

はじめに

本章では、日本人居留地を象徴する空間として居留民創建神社を取り上げ、創建過程と「韓国併合」後の変容を考察する⁽¹⁾。

大陸神道連盟代表の岩下伝四郎が1941年に刊行した『大陸神社大観』は、朝鮮や「満洲」に創建された神社情報を網羅しており、神社研究にしばしば引用される。その序文において、岩下は「日本民族の偉大なる大陸発展」とともに展開された神社創建は、「我が民族の海外発展と、海外に於ける神社奉斎が常に表裏一体」をなしたと述べ、日本の大陸進出における神社の役割を評価している⁽²⁾。岩下が概観しているように、神社は日本人の移植地に必ず設置された施設であり、日本人の大陸進出とその運命を共にしていた。

本章の主な検討対象である日露戦争後の時期は、「国家神道」の形成期であり、神社の国家機関としての性格が強められる時期であった⁽³⁾。一般の宗教と神社とが異なる法的地位にあることが行政組織上にも明確に示され、民間団体としての諸宗教と、国家の祭祀機関としての神社が分けられる体制が確立する時期であった⁽⁴⁾。また、地域レベルで見ると、地方改良運動の一環として神社合祀が各地で行われ、由緒のない小規模神社を対象とする統合・整理が進んでいた。

一方、朝鮮の居留地には私的祈願の場所として小規模の祠が居留民によって建てられた。統監府設置後には、居留民社会の統合が意識されるなかで、天照大神を奉斎する神社が各地に創建された。加えて、信仰の包摂対象として朝鮮人を意識するようになり、居留民創建の神社には被支配民の教化施設としての機能が期待されるようになった⁽⁵⁾。「韓国併合」後には神社制度が整備され、地域の朝鮮人社会を包摂する形で創建が実施されていた。

植民地朝鮮に創建された神社に関する最近の研究動向をまとめると、官幣大社朝鮮神宮が重要な分析対象となっている。神社と植民地統治の関連性を分析しようとする視点から、朝鮮の総鎮守として創建された朝鮮神宮にその関心が集まったのである。菅浩二は、朝鮮・台湾に創建された神社の祭神に着目し、植民地によって特徴

⁽¹⁾ 日本帝国がアジアに建設した都市に必ず見える空間として神社と遊廓が挙げられる。橋谷弘『帝国日本と植民地都市』吉川弘文館、2004年。

⁽²⁾ 岩下伝四郎編『大陸神社大観』大陸神道連盟、1941年、序詞。

⁽³⁾ 「国家神道」は、「神社を通して天皇制ナショナリズムを国民に教化しようとする戦前の社会体制」と定義される。戦後、神道の思想的・イデオロギー的な側面が強く意識されるなかで登場したものが「国家神道」論であった。「国家神道」の定義と研究史に関しては、阪本是丸「「国家神道」研究の40年」(『日本思想史学』第42号、2010年9月)。青野正明『帝国神道の形成—植民地朝鮮と国家神道の論理』岩波書店、2015年、序章。村上重良『国家神道』岩波書店、1970年。

⁽⁴⁾ 島藺進『国家神道と日本人』岩波書店、2010年、15～17頁。

⁽⁵⁾ 菅浩二『日本統治下の海外神社—朝鮮神宮・台湾神社と祭神』弘文堂、2004年、53頁。

的な祭神群があることを明らかにした⁽⁶⁾。北海道・台湾・樺太の前例に比し、朝鮮神宮では天照大神と明治天皇の皇祖神が祭神として祀られており、このような祭神からは天皇制イデオロギーにもとづく「領土開拓」という性格をみいだすことができる⁽⁷⁾。他方、青井哲人は都市施設として神社を捉えなおし、都市計画という側面から朝鮮神宮の鎮座過程を分析した⁽⁸⁾。青井は、朝鮮神宮の鎮座計画を京城の都市計画の一環として捉え、これに見える日本的な空間配置論や植民都市計画の特徴を考察している。なかんずく神社の外見や眺望を重視し、視覚的支配の効果を重要視したことを明らかにした。以上のように、1925年における朝鮮神宮の鎮座以前と以降に大きな画期が存在し、一つの基準となる。この視点からすると、朝鮮神宮の鎮座以前に各地で建てられた居留民創建神社はその前史として捉えることができる。

朝鮮における居留民創建神社に関しては、従来、祭神と「国家祭祀」の視点から考察されてきた。菅浩二は、神職連合会における議論を考察し、「韓国併合」以前の居留民神社は天照大神に代表される皇祖神の奉斎が中心であったことを明らかにした⁽⁹⁾。他方、山口公一は、朝鮮総督府の支配政策史のなかで神社政策を分析する視点から、「元々居留民社会に立脚していた神社神道がなぜ朝鮮の植民地支配政策上重要視されるに至り、朝鮮人への神社参拝強要という事態を引き起こしたのか」と述べ、その歴史過程を考察する必要性を指摘している⁽¹⁰⁾。このような視点から、山口は「併合」以前の居留民神社の創建過程とその性格について分析した⁽¹¹⁾。その後の論考においては、1910年代の神社政策を「国家祭祀」の整備過程と位置づけ、なかんずく大正天皇の即位礼に伴い整備された日本の神社関連法令に準拠して、朝鮮においても神社法規の整備が行われた点を論じている⁽¹²⁾。この他、金大鎬は京城神社を事例として取り上げ、1910年代に朝鮮人が氏子として参加していた（させられてい

⁽⁶⁾ 同上。

⁽⁷⁾ 「外地」に創建された神社の中で朝鮮神宮はその祭神を異にしているため、「異変」とみる見解もある。札幌神社（1871年鎮座）、台湾神社（1901年鎮座）、樺太神社（1911年鎮座）の祭神は、開拓三神（おおくにたま 大国魂命、おおなむち 大己貴命、すくなびこな 少彦名命）であった。開拓した国土を天孫に譲る神話の大国魂命を祀る神学である。青野正明『帝国神道の形成—植民地朝鮮と国家神道の論理』岩波書店、2015年、序章。菅浩二『日本統治下の海外神社—朝鮮神宮・台湾神社と祭神』弘文堂、2004年、序論を参照。

⁽⁸⁾ 青井哲人『植民地神社と帝国日本』吉川弘文館、2005年。

⁽⁹⁾ 菅浩二「併合以前の「韓国の神社」創建論—御祭神論を中心に—」（『神道宗教』第167、神道宗教学会、1997年9月）。

⁽¹⁰⁾ 山口公一「植民地期朝鮮における神社政策と宗教管理統制秩序—「文化政治」期を中心に—」（『朝鮮史研究会論文集』第43集、2005年10月）、58～59頁。

⁽¹¹⁾ 山口公一「韓国併合」以前における在朝日本人創建神社の性格について」（『日韓相互認識』第2号、2009年）。

⁽¹²⁾ 山口公一「植民地朝鮮における「国家祭祀」の整備過程」（君島和彦編『近代の日本と朝鮮—「された側」からの視座—』本郷書房、2014年）。

た)ことに注目した⁽¹³⁾。「併合」後に、朝鮮人を含めた氏子組織が各地で組織されるなど、変容を余儀なくされていた居留民神社の様子が浮かび上がった。

以上の研究成果を踏まえつつ、本章では居留民神社の創建過程と、統監府期から「武断政治」期における変容を考察する。その際、植民地朝鮮において「国家神道」がどのように展開したのかと問いながら、神社創建の担い手であった日本人社会における議論と動向に着目する。また、「併合」後に朝鮮人に対しても神社への崇敬が求められるなかで、地域の朝鮮人社会との関係も視野にいれ、神社という植民地空間の形成を考察する。ただし、初期の居留民神社の創建過程を明らかにするには史料的に限界があり、分析は容易ではない。そのため、朝鮮地誌から神社創建にかかわる些細な記述をも汲み上げながら、他の資料と照合する手法をとった。また、「韓国併合」後の状況については、比較的史料が残っている地域の例を取り上げ、事例分析を行うことにしたい。

第1節 海を渡った神社

第1項 初期の居留民神社

朝鮮半島における神社創建の歴史をたどると、釜山の倭館にあった弁財天堂に遡る。後に龍頭山神社・龍尾山神社へ発展する、ここでは概略的に述べておこう⁽¹⁴⁾。弁財天堂は1678年(延宝6)3月に倭館に在留する対馬商人の出資によって建てられたと言われる⁽¹⁵⁾。財宝の神、弁財天を祀る弁天神社の祭神は安芸の巖島大神であった。この他、龍頭山の麓には対馬藩主の宗義真によって建てられた金刀比羅神社、稲荷神社、玉垂神社があった。これらの施設は「四尺四方の石造の小祀」であり、小規模であった。そのうち、金刀比羅神社は、住吉大神(不詳又は明和2年)、菅原大神(明和2年)、天照大神(慶応元年)、八幡大神(明治13年)、弘国大神(明治29年)、素戔嗚大神・神功皇后大神・豊国大神(明治32年)を次々と合祀していく⁽¹⁶⁾。開港後には、居留民団体が共同で運営にあたるようになり、寄附金をもって神社改築が行われた。1899年に居留地神社へ改称された後にさらに龍頭山神社へ改称される⁽¹⁷⁾。倭館時代に創建され、開港後に居留民によって再建された龍頭山神社の沿革

⁽¹³⁾ 金大鎬「1910～1930년대 초 경성신사와 지역사회와의 관계: 경성신사의 운영과 한국인과의 관계를 중심으로」(李昇一外『일본의 식민지 지배와 식민지적 근대』동북아역사재단연구총서39, 동북아역사재단, 2009年)。日本語訳は、李昇一ほか編『日本の朝鮮植民地支配と植民地的近代』明石書店、2012年。

⁽¹⁴⁾ 龍頭山神社の沿革については、大曲美太郎編『龍頭山神社史料』龍頭山神社社務所、1936年。김승「개항 이후 1910년대 용두산신사와 용미산신사의 조성과 변화과정」(洪淳權外『부산의 도시형성과 일본인』전인, 2008年)を参照。

⁽¹⁵⁾ 田代和生『新・倭館—鎖国時代の日本人町』ゆまに書房、2011年、69頁。

⁽¹⁶⁾ 大曲美太郎編『龍頭山神社史料』龍頭山神社社務所、1936年、59～60・137～138頁。

⁽¹⁷⁾ 同上、63～64頁。

は、朝鮮における神社の一般的な例とみることは難しく、特殊な例と位置づけられる。

それでは、元山・仁川の居留地に設置された神社の例を挙げ、一般的な創建過程を概観してみよう。まず、元山では開港後間もない1882年(明治15年)に天照大神宮が建てられた。居留民総代役所が、「元山居留民の守護神として皇大神宮より天照大神の御神霊を拝受」し、その維持経営にあっていた⁽¹⁸⁾。この大神宮は、居留地の小山に鎮座されたが、「夏季に至れば其樹下は昼夜を分たず朝鮮人が眠りの床となり其の賽銭は彼等の腹を肥す財となり不敬を極むる」ことがあり、総代役場の境内に遷座した時もあったという⁽¹⁹⁾。後の1898年4月に同地の小山に拝殿が建てられたが、その規模は「間口四間奥行二間」であった。その後、小学校後方の地を鎮座地としてとし、大神宮の建築が居留民会で決議されたのは1908年であった⁽²⁰⁾。

仁川の場合も早い時期から神社創建の議論があった。当時の居留民人口が約1,300人であり、神社創建論を主導したのは、第一銀行仁川支店長、日本郵船会社仁川支店長、居留民総代、仁川病院長などの人物であった。彼らが作成した「仁川大神宮御創立ニ関スル趣意書」からは、神社創建の趣旨がうかがえる。まず、この趣意書には、「一場ノ霊境ヲトシ、神社ヲ創設シ我国神ナル天照大神ヲ奉斎」することによって、「第一ニ敬神ノ素願ヲ貫キ第二ニ吾人カ労働ノ餘情ヲ慰メ心ヲ怡^{よこ}バシムルノ勝地ヲ造出」するとの主旨が述べられている⁽²¹⁾。創建の主旨は主に敬神と慰安にあったものの、その他に「百種ノ樹木草花」を植える計画や「境内ヲ公園トシナス」との文面からは、居留地内の公園設置計画と同時に議論されていた様子が見えてくる。

神社創建の費用は、仁川・京城の有力者から、また仁川港と日本を往復する帆船の船長からの寄附金をもって調達された⁽²²⁾。この神社創建計画に対して、仁川領事の林権助は理解を示し、奉斎の霊代を伊勢神宮より奉戴することになった。神霊を乗せた船が仁川港に上陸すると、官民は波止場まで赴き、その到着を奉迎した。かくして1890年10月に日本公園を鎮座地として遷宮と祭礼が挙行された。当初、大神宮は「居留地共有物として永世保存」する趣旨で建てられたが、後にその所有は総代役場に引継がれた。こうして大神宮の運営・維持は、居留民団体の重要業務となった。大神宮祭と大祭日は仁川尋常高等小学校の休業日として定められ、居留地内の重要行事として行われていた⁽²³⁾。

⁽¹⁸⁾ 前掲書、『大陸神社大観』、428頁。

⁽¹⁹⁾ 高尾新右衛門編『元山発展史』啓文社(大阪)、1916年、255頁。

⁽²⁰⁾ 同上、488頁。

⁽²¹⁾ 原文には「主意書」又は「趣意書」と表記されているが、ここでは「趣意書」に統一した。仁川府庁編『仁川府史』、1933年、1347～1348頁。

⁽²²⁾ 仁川居留民から1,274円、京城居留民から318円55銭、日本と仁川を往復する帆船の船長たちから110円の寄附があった。同上、1348頁。

⁽²³⁾ 「外務省記録」3-12-2-43「清韓両国ニ於ケル居留地制ニ関スル法律並日本專管居留地経営中租税ノ徴収ニ関スル法律制定一件」、1899年11月8日、仁川領事伊集院彦吉より外務大臣青木周蔵宛の公第190号の附属書、「仁川居

一方、開港場に比すると、雑居地での神社創建は遅れる傾向があった。京城の例をみると、1892年(明治25年)頃に天照大神奉斎の議論があり、一時期遥拝所が設けられることもあったが、居留民会の決議をもって本格的に社殿の建築に及んだのは1898年(明治31年)のことであった⁽²⁴⁾。居留民会では代表を伊勢神宮へ派遣し、特別大麻や神宝の授与を受けた。また、伊勢神宮用材の払下を受け、神宮正殿の100分の12規模の神殿が造営された。その後、神職の三宅意美をして専ら社務に従事させ、毎年1月1日の元始祭、2月11日の紀元節、9月24日の神宮大祭典・天長節が居留民団の例祭と定められた⁽²⁵⁾。

他方、大邱において大神宮遥拝殿の建立が議論されるのは日露戦争後の1905年(明治38年)であった⁽²⁶⁾。鉄道建設の影響から移住者が増加するにつれ、「伝統的敬神崇祖の念止み難く神祇を奉祀して朝夕親しく敬拝し以て報本反始の礼を致さむとする」に議論が至ったのである。そこで、居留民代表は統監府の幹旋や守備隊の助力を得て、観察使の李容翊と交渉した結果、「日韓共同の公園」と為すことで承認を得るようになった。鎮座地として選定されたのは、「古来土俗間に特殊の信仰あつて城惶壇として畏敬せられたる達城山」であった⁽²⁷⁾。神殿は寄付金をもって造営され、翌年11月3日の天長節に落成された。後の1907年(明治40年)には、計画通り公園設計が施行されるに至った。

大邱の例において注目すべき点は、朝鮮人にとって畏敬の場所が鎮座地として選定されたことである。他の資料においても、「往昔より土俗間に特殊の信仰ありて只に墳墓の構築をば許さざるのみならず神秘的霊場として久しく民間に畏敬」された場所が選定されたと、その理由が述べられている⁽²⁸⁾。加えて、「日韓共同の公園」という交渉内容からは、朝鮮人に囲まれている雑居地ならではの工夫が窺われる。

以上のように、「韓国併合」以前から朝鮮の各居留地に天照大神奉斎神社が建てられていた。この大神宮には居留民の信仰と慰安の場所としての機能が期待されており、その運営には居留民総代役場があたっていた。

留民教育規程」第32条。元山でも大祭日は休業日と定められた。「外務省記録」3-10-2-2「在外国各日本居留地共立学校関係雑件」第一巻、1899年7月1日、元山二等領事小川盛重より外務大臣青木周蔵宛の送第83号、「元山公立小学校ニ関スル報告ノ件」の附属書、「元山公立小学校校則」。

⁽²⁴⁾ 以下、京城神社の沿革については、前掲書、『大陸神社大観』、319～320頁。京城居留民団役所編『京城発達史』、1912年、451～453頁。

⁽²⁵⁾ 同上、『京城発達史』、451～453頁。

⁽²⁶⁾ 以下、大邱における大神宮遥拝所の沿革については、大邱府編『大邱民団史』秀英舎、1915年、178～179頁。前掲書、『大陸神社大観』、45頁・385～386頁。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B02031402700、帝国議会関係雑件／説明資料関係 第三十四巻(外務省外交史料館)。

⁽²⁷⁾ 前掲書、『大陸神社大観』、385～386頁。

⁽²⁸⁾ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B02031402700、帝国議会関係雑件／説明資料関係 第三十四巻(外務省外交史料館)。

第2項 祀られた神々

ここでは、居留地類型別にその祭神について述べよう。開港場では金刀比羅神を祀る祠が多く建てられた。金刀比羅宮の設置は、釜山、元山、仁川、群山、清津、木浦に確認される。周知の通り、金刀比羅神はひろく「こんぴらさん」と呼ばれ、海上守護・航海安全の神として信仰されてきた神である⁽²⁹⁾。この信仰は香川県がその発祥地である。近世以降、北海航路が開かれるなど海運技術の進展により、信仰地域が全国的に広がり、開港期に朝鮮を往来していた居留民、又は通魚していた漁民にとって馴染みの信仰であった。

金刀比羅宮に次いで確認できるのが稲荷神社である。稲荷神社は、釜山、仁川、羅南、清津、密陽、兼二浦で確認できる。稲荷信仰は、食物・農耕など諸産業に関する信仰のほか多義にわたるものであり、信仰の範囲も日本全国に及ぶ。商業の繁栄を約束する神として、又は漁業の神として信仰され、各々地域的に特色がある。こうした稲荷信仰の多様性は民衆のあらゆる願いに応じたためといわれており、居留地における稲荷神社の設置も同じ枠組みで理解できよう。その他、学問の神菅原道真を祀る天満宮(菅原神社)が仁川・京城で確認される。また、一部の地域で住吉神社、八幡宮の創建もみられる。慶尚南道の鎮海には恵比寿神社が⁽³⁰⁾、仁川の月尾島には火防の神として信仰される愛宕神社が建てられた。このような多様な神社の存在は、居留民の世俗的な祈願の場所であった。

祭神の中で最も多いのは、天皇の祖先神である天照大神であった。朝鮮では初期から皇祖神を祭神とする傾向があり、この点は能久親王を祭神とする神社が多かった台湾と比較される⁽³¹⁾。

【表 7-1】は、「併合」以前に創建された居留民神社を整理した表であるが、神社の多くが天照大神を祭神としていた。例えば、釜山の龍頭山神社に天照大神が祀られるのは1865年(慶応元年)である。その経緯は不詳であるものの、「当時居留民ハ悉ク対馬巖原人ナリシガ故ニ敬神ノ念溢レ故ニ縁故アル此神靈ヲ勧請セシナリ」⁽³²⁾との記録があり、出身地の対馬巖原における信仰と関連性があるとみられる。

なお、前述した仁川の「趣意書」をみると、「忠君愛国の至誠を涵養し外は帝国の国威を海外に発揚」するとの記述がみられる。天照大神の神霊を奉斎するため、仁川領事の林権助は外務省を経て、三重県にその手続を照会したところ、地方の一神社が伊勢神宮より霊代を受け取った先例がなく、議論は難儀した。ところが、伊勢神宮

⁽²⁹⁾ 國學院大學日本文化研究所編『(縮刷版)神道事典』弘文堂、1999年、638頁。以下、信仰・神社に関しては同書による。

⁽³⁰⁾ 「韓国に恵比寿神社建立」『全国神職会会報』第97号、1906年12月。

⁽³¹⁾ 菅浩二、前掲書。

⁽³²⁾ 長崎県立対馬歴史民俗資料館蔵宗家文庫本の『龍頭山神社御祭神記』の対校表である。徳竹由明『『龍頭山神社御祭神記』について』『巡礼記研究』第6集、巡礼記研究会、2009年、97頁。

祭主の久邇宮朝彦親王が、「事国内と異り、海外に於ける同胞邦人が敬神愛国の至誠を御感賞あらせられ、引いては皇威を海外に発揚する美挙なり」との反応を見せたこともあり、先例をやぶる形で神霊を受領することに至った⁽³³⁾。

また、京城においても、早い時期から天照大神を祀る大神宮(又は太神宮の表記)の創建が議論された。韓国国家記録院所蔵の「京城神社御由緒記」によると、「旧神社御創立ハ朝鮮ガ未タ異邦タリシ明治二十五年ノ頃ヨリ京城居留民ガ我ガ帝国臣民特有ノ表徴トシテ皇祖天照皇大神奉斎ノ議ヲ提唱シ一時遥拝所」(傍点は筆者)を設けたことにはじまるという⁽³⁴⁾。大神宮という名称は、京城のほか、大邱や三浪津の例からうかがわれるように、伊勢神宮遥拝所という意味で名づけられたものであった。皇祖神を祭神とする傾向は、なかんずく日露戦争後の統監府期に明確になる。

以上のように、居留民創建神社の祭神は、天照大神と世俗的信仰の神々が共存する状態であった。早い時期から居留民は金比羅宮や稲荷神社が建て、海上安全や商売繁盛を祈願していた。また、それと同時に神社が国民意識を形成する空間として認識される時代背景から、各地に遥拝所が建てられた。居留民にとって国民としてのアイデンティティを育む場所と機能していた。このような神々の共存に関しては、階層論と二重構造論の議論がある。山口は居留民の階層によって神社を必要とする理由が異なると説明している⁽³⁵⁾。居留民社会の上層部では「国民的一体性」の維持のために、中下層においては経済的な成功を祈願する目的で神社の創建が希望されていたという。また、青野正明は「公」の国家神道と「私」の諸宗教が重なりあうという島菌進の二重構造論を用いて説明している⁽³⁶⁾。二重構造論とは、天照大神を主祭神として祀りながら、他の私的の神々を祀る構造を日本特有の信仰としてみる視点である。いずれにせよ、この神々の共存をめぐる重要なのは「私」と「公」の信仰が衝突せず、調和する現象が居留民の心性に存在したことである。ところが、居留民創建神社における神々の共存と調和は、「韓国併合」の政治変動を経て、崩れていくようになる。

⁽³³⁾ 前掲書、『仁川府史』、1349頁。

⁽³⁴⁾ 「京城神社御由緒記」『国幣社関係綴』(韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0003582)。1932年に作成されたものである。

⁽³⁵⁾ 山口公一、「韓国併合」以前における在朝日本人創建神社の性格について」、54頁。

⁽³⁶⁾ 青野正明『帝国神道の形成—植民地朝鮮と国家神道の論理』岩波書店、2015年、終章。島菌進『国家神道と日本人』岩波書店、2010年、50～51頁。

【表 7-1】「韓国併合」以前における居留民創建神社

神社名 (後の神社名)	①所在地 ②鎮座時期 ③創建時の祭神 ④創建主体 ⑤状況
弁天社／弁天神社 (龍頭山神社)	<p>①慶尚南道釜山府龍頭山 ②1678年(延宝6)3月 ③巖島大神(延宝6年)(文献D・61頁) ④在留商人 ⑤龍頭山の麓に、「弁財天堂」がある。財宝の神、弁財天を祀る弁天神社(祭神は安芸の巖島大神)で、倭館に在留する商人たちの出資による(文献G・69頁)。</p>
金刀比羅神社→居留地 神社→龍頭山神社 (龍頭山神社)	<p>①慶尚南道釜山府龍頭山 ②1678年(延宝6)3月 ③金刀比羅神(延宝6年)住吉大神(不詳・明和2年)菅原大神(明和2年)天照大神(慶応元年)八幡大神(明治13年)弘国大神(明治29年)素盞鳴大神・神功皇后大神・豊国大神(明治32年)(文献D・59～60頁、137～138頁) ④対馬藩宗義真 ⑤海上安全の守護神即ち金刀比羅神を崇敬せられし故に延宝6年和館を釜山鎮より釜山浦に移すと同時に龍頭山に金刀比羅神社弁天神社龍尾山に玉垂神社の三社を創立せられたり……其の建築は四尺四方の石造の小祀なり……釜山も次第に発展し遂に明治13年9月居留民保長頭取阿比留護助等祠宇の哀頽を嘆き時の領事近藤真鋤に稟請し居留民の義捐金壹千餘円を以て改造建築を為し神職永瀬永に奉仕を托せり……明治32年2月4日釜山居留地会議して金刀比羅神社の称号を改め居留地神社の称号を奉る……明治30年10月神職永瀬永居留地議会議員福田増兵衛等龍頭山神社社祠古損して壯觀ならざるを慨し居留地総代佐原純一議会議長古藤昇一郎坂田与市矢橋寛一郎保家貞八黒岩邦太郎技手土井仲等の有志と議り時の領事伊集院彦吉に稟議し宗伯爵重正其の他居留民の義捐金一万円餘を募集し神社改築の業を起し明治31年9月8日起工同32年5月28日落成を告げ同7月遷宮式其他の祭典執行……茲に於て神祠の壯觀略ぼ整ふ。此日居留地会議して居留地神社の称号を改めて龍頭山神社の称号を奉る(文献D・63～64頁)。</p>
玉垂神社→龍尾山神社 (龍尾山神社)	<p>①慶尚南道釜山府本町一丁目龍尾山 ②1678年(延宝6)3月 ③玉垂大神(延宝6年)・加藤大神・朝比奈大神(文政2年)(文献D・61～62頁) ④対馬藩宗義真 ⑤龍尾山は松樹鬱然眺望絶佳の進境にして釜山居留地の東南隅に屹立せり抑延宝6年3月倭館移転の当時社殿を設けて武内宿禰公を奉祀し「玉垂神社と称へ」(原案になし)其後文政2年3月加藤清正公を合祀し明治初年に至り朝比奈義秀公の祠宇朽壊せるを以て又合祀する事とは為れり……同27年釜山居留地会議に於て居留地神社の称号を奉り同32年2月龍尾山神社と改称し龍頭山神社と相並て居留地の産土神と仰かれたり。然るに社殿追年哀頽の度を進め……改建の不可止に陥れり。爰に敬神会は痛く之を慨き同38年の夏会長矢橋寛一郎幹事古藤昇一郎等主唱者となり大に会員諸氏と造営の計画を議し尚民長石原半右衛門協議の結果遂に居留地会の承諾を得て細川公爵宗伯爵を始め普く寄附金を募集し凡5,500餘円の金額を得て同39年11月地鎮祭執行同40年3月起工し同年7月粗落成を告しに依り神職心得の者を置き41年2月6日を以て正遷宮祭を執行し毎年10月2日夜3日を例祭日と定められ尚引続き民団役所は金8百餘円を投して地形の工事をせらる(文献D・76～78頁)。</p>
東・西稻荷神社 (龍頭山神社)	<p>①慶尚南道釜山府龍頭山 ②年月不詳 ③稻荷大神 ④不詳 ⑤東稻荷神社:本社ハ参尺四方位ノ小祠ニシテ古昔町代官在勤者ノ勸請ニシテ其后ニ至リ……何ノ頃カ現在ノ龍頭山神社拝殿ノ右傍ニ在リシヲ明治35年中広ク信徒居留人民ノ寄附金ヲ募集シ時ノ領事ノ許可ヲ得テ本殿拝殿落成ヲ告ゲ同八月移霊ス。西稻荷神社:本社ハ参尺四方位ノ小祠ニシテ古昔取立役人ト唱フル役アリテ豊武七梯要助等信仰ノ人々カ建立シ……明治35年中広ク居留人民ノ寄附金ヲ募集シ時ノ領事ノ許可ヲ得テ本殿拝殿落成シ同年八月移霊ス(文献E・97～98頁)。</p>

<p>天照大神宮／大神宮 (元山神社)</p>	<p>①咸鏡北道元山府 ②1882(明治15)年5月23日(文献A)、1881(明治14)年4月(文献B) ③天照大神 ④居留民有志 ⑤明治13年5月日本総領事館の開設を見るや日本商人此の地に北鮮開発の第一歩を占め元山居留民の守護神として皇大神宮より天照大神の御神霊を拝受し、明治15年5月23日頭洞山(今の仲町公園の小丘)に小祠を建て奉鎮して天照大神宮と奉称して居留民団に於てこれが維持経営をなした(文献A・428頁)大神宮は其初頭洞山(現高等実科女学校裏の小山)に鎮座せしも夏季に至れば其樹下は昼夜を分たず朝鮮人が眠りの床となり其の賽銭は彼等の腹を肥す財となり不敬を極むるより曩きに総代役所境内に遷座奉祭したるが此年(1898年)4月頭洞山下に間口四間奥行二間の拝殿を建て其神殿は内地に於て構造し6月23日到着せるを以て旧の如く頭洞山上に奉祀したり…(文献K・255頁)大神宮は其鎮座地たる公園を市街地となすに当り一時琴平神社に遷座合祀せられたりしが本年(1908年)4月民会に於て之が建築に決したり……琴平神社の後方高地なる陸軍用地に相し陸軍に交渉して之が貸借契約を結べり……小学校後方の地をトし此に鎮座することとなり(文献K・488頁)。</p>
<p>金刀比羅神社 (元山神社)</p>	<p>①咸鏡北道元山府 ②1903年7月 ③金刀比羅大神 ④不詳 ⑤琴平神社は明治32年2月有志者相謀り公園内頭洞山(今の高等実科女学校裏の小山)に勧請奉祀したりしが此年1月今の琴平山上に鎮座せむ事を請ふ之を許し11月28日遷座す(文献K・330頁)。神職は太田儀三、金刀比羅神社ヲ分祀ス、個人経営(文献B)。</p>
<p>仁川大(太)神宮 (仁川神社)</p>	<p>①京畿道仁川府 ②1890(明治23)年10月10日 ③天照大神 ④居留民有志 ⑤明治23年10月、朝鮮西海岸の要津仁川港に、同胞の手に依り天照大神を祀る神祠が建立せられた。即ち明治23年10月社殿を造営して、天照大神を鎮祭し、附属末社と共に居留民に於て維持崇敬せられて来た(文献A・44頁)。仁川開港後在留邦人の増加するや、内は忠君愛国の至誠を涵養し外は帝国の国威を海外に発揚せんことを期し特に天照大神の神霊を奉斎せんとする帝国在留民の惓願切なるものがあつたので、明治23年時の仁川領事林権助は京城公使館並に外務省を経て、三重県知事と往復交渉の結果、仁川大神宮創立に関する神霊拝戴方を神宮司庁に稟請した。神宮司庁当局並に内務省に於ては皇大神宮の神霊を海外に鎮斎せしこと、未だ前例を見ないの理由を以て事容易に許容されなかつたが、時の神宮祭主久邇宮朝彦親王殿下の特別の御詮議を蒙り御神霊拝戴方御聴許の御沙汰を賜はる。茲に領事館員佐野誠之出迎接員として出向し、御神霊並に御神号を奉戴し、三重県警察官警護の許に大阪に至り御用船敦賀丸に奉安して同年10月27日海路仁川港に御上陸、一時領事館に奉安して同月28日日本公園内造営の神殿に鎮斎し奉った……皇大神宮の神霊を公式の手續を以て朝鮮半島に奉斎した嚆矢とするのみではなく、広く我が海外に於て鎮斎し奉った第一発祥である(文献A・325～326頁)。神職上原堅一、伊勢大神宮ヲ合祀シ仁川居留民団之ヲ主管ス(文献B)。</p>
<p>稲荷神社 (仁川神社)</p>	<p>①京畿道仁川府 ②1894(明治27)年 ③稲荷大神 ④不詳 ⑤明治27年に鎮座、大正11年に社殿改築(文献I・1352頁)。</p>
<p>金刀比羅宮神社 (仁川神社)</p>	<p>①京畿道仁川府 ②1897(明治30)年 ③金刀比羅神 ④不詳 ⑤明治30年に鎮座、大正14年に社殿改築(文献I・1352頁)。</p>
<p>天満宮／菅原神社 (仁川神社)</p>	<p>①京畿道仁川府 ②1897(明治30)年12月 ③菅原大神 ④不詳 ⑤明治30年に鎮座、大正15年に社殿改築(文献I・1352頁)大神宮の神職上原堅一、敬神信</p>

	仰ノ為奉祀ス(文献B)。
愛宕神社	①京畿道仁川府月尾島 ②1908(明治41)年 ③不詳 ④不詳 ⑤明治41年に鎮座、昭和4年9月に社殿改築(文献I・1352頁)。
南山大神宮 (京城神社)	①京畿道京城府 ②1898年11月3日(明治31年) ③天照大神 ④居留民 ⑤明治25年の頃より、京城居留民が皇祖天照大神奉斎の議を提唱し一時遙拝所を設け之を奉祭したが、後同31年至って居留民会に於て之を決議し、伊勢神宮へ民会代表を差遣しめ、特別大麻並に御神宝の授与を受けて帰鮮し一時領事館内に奉安、同時に伊勢神宮御用材の払下を願ひ同神宮棟梁をして神宮正殿の100分の12に型れる正式神殿を造営し、境内を日本居留民公園倭城南山の勝地にトし、同年10月3日神殿の落成を待つて御鎮座祭を執行した(文献A・319～320頁)。我京城居留民か大神宮奉安の議を提唱したるは明治25年にして時の民会議員山口太兵衛、百田熊吉、田原虎松等京城有志の間に斡旋して若干の寄附金を醸集したるも醸金予期に達せず爾来幾年機会の到るを待てり。其後29年、30年に亘り山口太兵衛等専ら此問題に奔走し更に京仁間有志の寄附を募集して漸く予定の資金を得たり。是より先百田熊吉は其所有に属する寿町一丁目所在の土地三百坪を民団に寄附し、神社の敷地に提供したるも、土地低湿にして神宮建設地に適応せざるの憾ありしを以て、擬議の上南山公園内に適當の地を選定することとなり、時の帝国領事秋月左都夫及居留民総代に謀り、新に現今の土地を拓き、正南面して社殿建設の基地を作り、一面居留民会に諮り、社殿の落成奉安式の挙行後は、之を居留民団体に引継ぎ、公設の社殿として、永久に奉祀の事に決定すると共に、民会の決議を以て山口太兵衛を代表者とし、明治31年5月、伊勢山田に渡航せしめたり……御神霊として第一号太麻神鏡及御衣の授与を受け、神櫃に奉安して代表者之を奉護し、同年7月上旬無事仁川港に上陸したり……社殿の新築に就ては……材料は内宮御再建用材の一部を申受、御本殿100分の12に相当する正式の社殿を建築せしむることとし、屋根葺用の茅は、之を朝熊山の産品を用ひることとし……社殿の造営全く成るや、盛んなる上棟式を挙行し……爾後神職三宅意美をして専ら社務に従事せしめ毎年1月1日の元始祭、2月11日の紀元節、9月24日の神宮大祭典及天長節当日を以て、民団の例祭と定め引続き今日に至れり(文献J・451～453頁)。
太神宮／神籬神社 (鎮南浦神社)	①平安北道鎮南浦府 ②1900(明治33)年(文献A)、1904(明治37)年11月(文献B) ③天照大神 ④居留民 ⑤明治33年中、鎮南浦在住居留民に拠って御慶事記念の為小祠を建て、天照大神を奉斎したのに始まる。爾後漸次規模を大にして今日に至る(文献A)。社宰古本喜口。伊勢大神宮ヲ分祀ス、居留民団主管ス(文献B)。
金刀比羅神社 (群山神社)	①全羅北道群山府 ②1902年(文献A)、1903年9月(文献B)、1902年5月(文献P) ③金刀比羅神(文献A)、大国主神・崇仁天皇(文献B)、大国主命・崇徳天皇(文献P) ④居留民・漁業者 ⑤明治35年中、居留民及漁業者協力して金刀比羅神社を創立したのに始まるが、金刀比羅社は現在の群山神社の末社となっている(文献A・44頁)。明治35年に至って在留邦人及び漁業者協力して金刀比羅神を奉斎して金刀比羅神社を鎮祭するに至った(文献A・347頁)。明治35年5月時の領事横田三郎氏の認可の下に本社より約二町南西の山頂に創建せられたのである(文献P、257～258頁)神職は山本儀十郎、金刀比羅神社ヲ合祀シ個人経営ニ属ス(文献B)。

龍川神社	①平安北道龍川郡龍岩浦 ②1905(明治38)年10月 ③天照大神 ④居留民有志・日本陸軍 ⑤日露戦役の真只中に我が駐屯軍の援助のもとに天照大神を奉祀して創立された朝鮮に於ける最も異色ある神社である。即ち日露の役、明治37年龍岩浦陸軍の占領地内に内地人の居住が許され、同38年10月軍政署の許可を受けて陸軍軍用地内に神社が建立されたのである(文献A・417頁)。
金刀比羅社 (清津神社)	①咸鏡北道清津府目賀田町 ②1905年頃 ③金刀比羅神 ④居留民(漁民) ⑤日露の役の後、漁港清津の松林中に小祠を建立して金刀比羅神を奉斎したのが清津神社の起源を成すのである(文献A・433頁)。
大神宮遙拝所 (大邱神社)	①慶尚北道大邱府 ②1906(明治39)年11月3日 ③天照大神 ④居留民有志 ⑤明治38年4月大日本人居留民会副会長十倉十六氏は膝付益吉其他有志諸氏と図り、日高守備隊長の助力を得て時の觀察使李容翊氏に交渉し、日韓共同の公園予定地と為すことを承認せしめたり。明治39年5月大神宮遙拝殿建立の設計を為し、其境内地積は觀察使署理朴重陽氏之を公認し、寄付金を以て造営することに決して10月1日起工せり。而して11月3日天長節の佳辰落成の式を挙行したり。建築委員長は岡本副理事官、会計委員は岩瀬静氏にして其建築費は2千餘円なりし。明治40年公園設計は愈よ着手せられたり(文献F・178～179頁)。明治中葉以降日本人の此の地に移住するや其の伝統的敬神崇祖の念止み難く神祇を奉祀して朝夕親しく敬拝し以て報本反始の礼を致さむとするに至り、古来土俗間に特殊の信仰あつて城惶壇として畏敬せられたる達城山を好適の地と定め、統監府の斡旋を仰ぎ韓国政府の諒解を得て皇祖遙拝所を設けて神社建設の意志を表明し、続いて社殿造営の計画を樹て建設費を募集して明治39年8月着工11月竣工した(文献A・385～386頁)往昔より土俗間に特殊の信仰ありて只に墳墓の構築をば許さざるのみならず神秘的靈場として久しく民間に畏敬せられありし大邱府内達城山をして神祇奉斎に最適の地と認め同山中央高地に神殿を建設すべく居留民の総意を以て統監府の斡旋を仰ぎ韓国政府の諒解を得て皇祖遙拝殿建設地と大書せる。高標をば丘上に打建て神社創立の意を表明せり。時は明治38年11月3日なり。次で翌39年6月神殿造営費をば一般より募集し同年8月着工11月3日竣工せり(文献C)。皇祖遙拝殿を造営して民団経営の事業の一つとしたのに始まる(文献A・45頁)。
恵比寿神社 (鎮海神社)	①慶尚南道鎮海 ②1906年12月頃 ③恵比寿 ④漁民 ⑤韓国鎮海湾漁夫の都合に依り水産会社側の発起にて恵比寿神社を同港内に新建し去る5日官民有志を招き落成祭典を執行し相撲等の余興ありて盛なりしと…(文献H・38頁)。
大田太神宮 (大田神社)	①忠清南道大田府 ②1907(明治40)年4月 ③天照大神 ④居留民有志 ⑤当社は初め大田大神宮と称し、其の神殿及び拝殿は、明治40年居留民相謀り、敬神の美風を振興せんがために造修したものである(文献A・45頁)。明治37年以来内地人の此地に來り移住する者漸くその数を増し、同40年4月初めて蘇堤山上に社殿を創造し皇祖の神靈を奉祀した(文献A・338頁)明治40年9月18日蘇堤公園に太神宮の祠竣成す(文献N・24頁)。
遙拝所 (三浪津神社)	①慶尚南道密陽郡三浪津 ②1907年 ③天照大神 ④居留民有志 ⑤明治40年天照大神の遙拝所として設立せられたのに始まる(文献A・45頁)。
大神宮 (燕岐神社)	①忠清南道燕岐郡鳥致院面 ②1907年 ③天照大神 ④居留民有志 ⑤天照皇大神宮を奉祀す。明治41年夏鳥致院の有志奉建の議を決し同年10月建築落成し

	<p>同年12月31日を以て伊勢大廟より御分霊を郊祀し奉り鳥致院鎮守神となし毎年6月1日を以て大例祭を執行す。神社境内には年々種々の樹木草花を植栽し北方は鳥致院公園と為し四季市民の清遊地たるなり(文献O・16頁)。明治40年頃在留内地人相図り我が国民道徳の根本たる敬神崇祖の大義を宣明し報本反始の至誠を捧げん為め現在地に天照大神を奉祀し単に大神宮と称し来つたが…(文献A・341頁、『朝鮮総督府官報』第2604号、1921年4月19日)。</p>
<p>太神宮 (江景神社)</p>	<p>①忠清南道恩津郡江景・論山郡江景面(1914年～) ②1908年5月(文献A)／1909年5月(文献B) ③天照大神 ④居留民有志 ⑤明治41年5月江景在住内地人崇敬の対象として神祇奉斎の議起り皇祖天照大神を祭神として、当時江景公園玉女峰の浄地に江景神社を奉斎、仮神殿及遥拝所を建設(文献A・340頁)。伊勢大神宮ヨリ分祀シ信仰者約80名ニテ維持ス(文献B)。</p>
<p>琴平神社／神籬神宮 (城津神社)</p>	<p>①咸鏡北道城津郡城津面？ ②1909年5月26日(文献A)1910(明治43)年10月(文献B) ③天照大神 ④居留民有志 ⑤明治42年5月26日、城津居住者内地人11名發起人となり、税関所有地の一部を借受け神社を創立せしに始まる(文献A・45頁)。在留日本人会之ヲ主管ス(文献B)。</p>
<p>金刀比羅社 (羅南神社)</p>	<p>①咸鏡北道清津府生駒町 ②1909年8月 ③金刀比羅神 ④居留民 ⑤明治42年8月時の第一師団長陸軍中將木越安綱閣下北鮮巡視の際、当地然も現在の神域内に於て、加藤清正公の招魂祭を執行せしより一般の住民はこの処を靈地と定め取敢へず些やかな金刀比羅社を建設し爾来氏神の如く崇敬する者多かつた(文献A・432頁)。</p>
<p>太神宮 (馬山神社)</p>	<p>①慶尚南道馬山府桜町 ②1909年10月(文献A)1908年11月(文献B) ③天照大神 ④居留民有志 ⑤明治42年7月馬山在住内地人で創建したものであって、翌43年には社務所を建設し、爾来年々建備を加へて今日に至る(文献A・46頁)。一夜弘氏は私囊を開きて居留地各町の重立てる有志27名を料亭望月に請待し神社創建の急務なるべきを訴ふると共に、海外の居留民として祖廟愛護の念慮を固ふし尽忠報国の精神を發揚せしむるは一に神祖の靈祠を崇敬するに在りと述べ、会衆は待ち焦かれ居たりしこととて満腔の賛意を表し翌日両三名此の問題を提けて理事庁を訪問せるに、三増理事官も大に賛意を表し海関長舎宅予定地なる桜岡免租界を公園に造成せん意向なりしとて此の地に天照大神を奉斎すへく指示あり。神社創建の機運此に熟し全港の有志一百餘名は明治42年2月8日馬山小学校に会合し、凝議の結果正式に馬山神社創建委員十名を選舉し之を庶務、会計、寄附の三班に分ち、前田民長は委員長に局史史郎は地鎮祭式の齋主に推されたり……創立予算額五千円の寄附を民団区域内に於て募集せんことを理事官に申請して直に認可を得大活動を起したり……神核は……一時理事庁に奉安し、釜山より社掌として招聘したる浅野四郎三郎氏は11月11日来着し其の15日盛大なる降神鎮座式を以て開殿し5月1日を例祭日と定めたり。翌年5月1日以降毎年二日間神輿は全港を巡動し、又官民有志は社傍の公園に於て開港記念祝賀会を開き、青年及び店員は当日慰籍運動会を催すを例とせり(文献L・103～105頁)。伊勢大神宮ヲ分祀シ居留民団之ヲ主管ス、元主典浅野四郎三郎(文献B)。</p>
<p>金刀比羅神社 (松島神社)</p>	<p>①全羅南道木浦府 ②1910年 ③天照大神 ④居留民有志 ⑤明治43年木浦居留民団長が主となって社殿を造営し、天照大神を鎮祭したのに始まる(文献A・46頁)。開港後久しからざる時、登港に在りて帆船回漕に關係ある人々が、務安通地方法院北隣を登りたる所の中腹、即ち其頃中村伊八氏の私有地に小字を作りて金比羅宮を祀りたるを最初とす。当時否な其後も多年居留地は金比羅宮以外に神社なく、敬神家は朝夕此</p>

小祠に礼拝し、児の生れたるときも凡て金比羅宮に初参りを為せしなり。左れば有志者間には、居留地神社として霊地を相し、荘厳なる社を建立して、天照大神を奉祀せんと議多年なりしが、其設備を適当にするに非されば、敬神の念なき鮮人の徘徊を取締ること困難にして、却って恐れ多きことあるべきを慮り、久しく其議を執行するに至らざりき……韓国併合のことあり……此年木浦水道竣成し、第一水源配水池を松島公園の一部に置きしと共に……松島公園一帯は此機会に於て大に清掃せられたるより、茲に愈々松島神社建立の議は決せられ、有志の献金を以て直に工事を起し翌44年2月竣工、同年4月3日、三重県知事を経て伊勢の大廟より御分霊を勧請し、尚ほ副社として左に金比羅神社、右に稻荷神社を建立し、神官を置きて日々奉仕せしむることと為れり(文献M・224～225頁)。

出典 断りのない限り、主に文献Aを参考とし作成した。文献A: 岩下伝四郎編『大陸神社大観』大陸神道連盟、1941年、29～51・87～98・319～437頁。文献B: 「朝鮮ニ於ケル内地人経営ノ宗教情況」(警高機発第470号、明治44年1月調査)『社寺宗教(明治四十四年)』(韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0004741)。文献C: JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B02031402700、帝国議会関係雑件/説明資料関係 第三十四卷(外務省外交史料館)。文献D: 大曲美太郎編『龍頭山神社史料』龍頭山神社社務所、1936年。文献E: 徳竹由明『『龍頭山神社御祭神記』について』『巡礼記研究』第6集、巡礼記研究会、2009年(長崎県立対馬歴史民俗資料館蔵宗家文庫本の『龍頭山神社御祭神記』の対校表)。文献F: 大邱府編『大邱民団史』秀英舎、1915年。文献G: 田代和生『新・倭館—鎖国時代の日本人町』ゆまに書房、2011年。文献H: 「韓国に恵比寿神社建立」『全国神職会会報』第97号、1906年12月。文献I: 仁川府庁編『仁川府史』、1933年。文献J: 京城居留民団役所編『京城發達史』、1912年。文献K: 高尾新右衛門編『元山發展史』啓文社(大阪)、1916年。文献L: 諏方史郎『馬山港誌』朝鮮史談会、1926年。文献M: 木浦誌編纂会編『木浦誌』、1914年。文献N: 田中市之助『大田發展誌』、1917年。文献O: 酒井俊三郎『鳥致院發展誌』朝鮮新聞忠清総支社、1915年。文献P: 保高正記・村松祐之『群山開港史』、1925年。

注 表の作成に当り、山口公一論文の表1を参照した。基本的に鎮座時期順に並べたが、元山と仁川地域は地域別に纏め、鎮座時期順に整理した。なお、仁川の金刀比羅宮・天満宮の祭日に関する記録は1891年に存在し、実際の鎮座時期は1897年より早かったとみられる(文献I・1353頁)

第3項 居留民団期の規則制定

前述したとおり、神社は居留民団体によって運営されていたが、その制度は未定のままであった⁽³⁷⁾。一部の居留民団では日本の氏子制度を導入していたが、ここでは史料上確認できる釜山の例を取り上げる。

1906年から1909年にかけて、釜山居留民団は神職・氏子総代関連の規則を制定した⁽³⁸⁾。最初に公布されたのが、「神職奉務規則」(1906年)である。この規則には神職の任務に加え、居留地例祭日(4月21日・22日)と臨時祭の日程が定められた。また、「神職奉務及給与規定」(1907年)と「神職ニ於テ供進金品取扱方ノ件」(1908年)

⁽³⁷⁾ ちなみに、二口美久(元山領事館二等領事)編『在朝鮮国元山港領事館制定諸規則便覧』、1896年。釜山領事館編『釜山領事館制定諸規則』、発行年度不明。(釜山市民図書館所蔵、1905年頃と推定)。釜山理事庁編『(明治四十二年六月三十日現行)釜山理事庁法規類集』、1909年。京城居留民団役所編『現行京城居留民団規則類集』、1911年などの史料には、神社関連の規則が見当たらない。

⁽³⁸⁾ 『釜山居留民団例規集』には、「神社経費供進規則」(1908年)、「神職ニ於テ供進金品取扱方ノ件」(1908年)、「神職奉務規則」(1906年)、「神職奉務及給与規定」(1907年)、「神社氏子総代規則」(1908年)、「氏子総代選挙手続」(1909年)、「氏子総代服務規定」(1908年)の順に掲載されている。釜山居留民団役所『釜山居留民団例規集』、1909年。

によって、神職関連の規則が定められた。これらの規則によると、神職は居留民団民長の管理・監督を受ける存在であり、その実質において居留民団所属の吏員として位置づけられた。

そして、1908年制定の「神社経費供進規則」の第1条には、「龍頭山及龍尾山神社経費ハ民団ヨリ之レヲ供進ス」と規定され、居留民団による神社運営が明文化された。加えて、「神社氏子総代規則」(1908年)、「氏子総代服務規定」(1908年)、「氏子総代選挙手続」(1909年)によって、氏子総代関連の規則が定められた。氏子総代は区域ごとに2名を選挙する仕組みであり、定員は18名であった。その資格として、居留期間2年と民団税年額5円以上が要求された。

以上のように、釜山居留民団では民団設立(1906年8月15日)後に、神社を居留民団の業務として明文化していた。

第2節 「韓国併合」後における制度整備

第1項 「韓国併合」前後の状況

「韓国併合」前後の神社状況は、『朝鮮総督府統計年報』から確認できる(【表 7-2】)。これと、1911年1月の警務総監部調査の「朝鮮ニ於ケル内地人経営ノ宗教情況」とを比較すると、神社数が異なる⁽³⁹⁾。この差は、調査主体が異なる理由もあるだろうが、私設の祠をどのように取り扱うか、神社神道と教派神道を区分するかの基準が統一されていない理由もあったと考えられる。地域によって神社神道を宗教と集計するところもあり、総督府内務部は神社を非宗教とする立場から注意を促していた。

まず、総督府統計によると、全体31ヶ所のうち、天照大神・神功皇后の皇祖神を祀るのは16ヶ所であった。皇祖神の奉斎は、多様な出身者で構成される居留民社会の統合と関連して説明できる。例えば、1908年に平壤のある有志は、「皇祖神霊の奉祀を欠ぐは、日本人として一大欠点たる而已ならず、民心の統一、市況の発展に就ても亦た遺憾とする所少からず」と述べ⁽⁴⁰⁾、皇祖神霊の奉祀論を展開し、居留民団民長に提案していた。「民心の統一」という課題の下で、神社創建は計画されていたのである。

日露戦争後に神社の国家機関としての性格が強まっていく中で、皇孫皇宗思想は居留民社会にその広がりを見せていた。神社創建の主旨にしばしば登場するのは、「報本反始」という論理であった。これは人が天地や祖先など、存在の根本に感謝し報い、発生のはじめに思いを致すことを意味するものである。共同体はその性質上、

⁽³⁹⁾ 「朝鮮ニ於ケル内地人経営ノ宗教情況」(警高機発第470号、明治44年1月調査)『社寺宗教(明治四十四年)』(韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0004741)。

⁽⁴⁰⁾ 平壤民団役所編『平壤発展史』民友社(東京)、1914年、186頁。

統合のシステムを必要とするが⁽⁴¹⁾、在朝日本人社会において統合システムとして採用されたのが天照大神奉斎神社であり、「報本反始」はその創建を支える論理であった。

残りの神社(15ヶ所)では、金刀比羅神、稲荷神、菅原神等が祀られていた。ただ、これらの神社は、「韓国併合」後に再編され、天照大神を祀る大神宮の摂社・末社となっていく。例えば、釜山・仁川の金刀比羅神社・稲荷神社・弁天神社は天照大神奉斎神社へ合祀された。かくして、居留民の世俗的信仰の神社は次々と統合・整理された。同時期の日本における神社合祀と比較すると、その主旨と整理規模は異なるものの、神社の体裁・設備に関する認可基準を提示した点は類似していた⁽⁴²⁾。日本と朝鮮における神社合祀の過程は、私的信仰の神社が皇孫皇宗思想を中核とする公的な国家神道体制へ再編されるという意味において同様の方向性を持っていた。

【表 7-2】『朝鮮総督府統計年報』の1910年版における神社統計

道	名称	所在地	神職	設立年月
京畿道	神籬神宮	京城倭城台	1名	1898年11月
	仁川皇太神宮	仁川宮町三丁目	1名	1890年10月
	菅原神社	同上		1897年12月
忠清北道	天照皇太神宮	報恩郡邑内面		1910年11月
忠清南道	江景太神宮	恩津郡江景		1909年5月
全羅北道	金刀比羅神社	群山府新興洞	1名	1903年10月
全羅南道	金刀比羅神社	木浦府務安通五丁目		1899年3月
慶尚北道	太神宮遥拝所	大邱府達城公園	1名	1908年10月
慶尚南道	金刀比羅神社	昆陽郡金陽面		1910年4月
	太神宮	密陽郡府内面		1904年5月
	稲荷神社	同上		1907年4月
	龍頭山神社	釜山府琴平町	1名	-
	龍尾山神社	釜山府本町一丁目	1名	-
	太神宮	馬山府桜町	1名	1909年11月
	金刀比羅神社	巨濟郡長承浦		1907年10月
黄海道	稲荷神社	黄州郡兼二浦		1908年9月
平安南道	太神宮	鎮南浦府忠清町	1名	1904年11月
平安北道	太神宮	宣川郡宣川		1906年6月
	龍岩神社	龍川郡龍岩浦		1905年4月
江原道	琴平神社	蔚珍郡近北面		1910年10月
咸鏡南道	天照皇太神宮	元山府		1881年4月
	琴平神社	同上		1903年7月
	男山八幡宮	甲山郡恵山鎮		1909年4月
咸鏡北道	稲荷神社	清津府巴町二丁目		1908年1月
	住吉神社	清津府北星町		1909年11月
	金刀比羅神社	清津府魚市場指定地		1909年11月

⁽⁴¹⁾ 共同体の性質に関しては、齋藤純一『公共性』岩波書店、2000年、5～6頁。

⁽⁴²⁾ 山口公一、前掲論文、「植民地朝鮮における「国家祭祀」の整備過程」、114頁、注60。

	琴平神社	城津郡各国居留地		1910年9月
	太神宮	鏡城郡羅南吉野町		1907年3月
	金刀比羅神社	鏡城郡羅南春日町		1909年6月
	稻荷神社	鏡城郡羅南生駒町	1名	1910年11月
	太神宮	慶興郡慶興		1910年5月

出典 朝鮮総督府編『朝鮮総督府統計年報』1910年度版、658頁。

注 網掛けのある神社は、皇祖神以外の神を祀る神社である。龍頭山神社・龍尾山神社の設立年月は原文のままである。

第2項 神社制度の整備

居留民団の解散と府制の実施を契機に、従来居留民団が運営していた神社をどのように取り扱うかが問題となっていた。これに対し、総督府は「久しからずして社団法人組織と為すべき」との見解を示すこともあり、神社業務を掌る組織が出来るまで、神社経営は暫定的に府庁に移管されることになる⁽⁴³⁾。この過程で、府部における神社経営は、大概、居留民団→府→氏子組織へ移管される経路をたどった。

なお、総督府によって神社に対する管理・監督が強化され、1915年8月に「神社寺院規則」(朝鮮総督府令第82号)が公布された⁽⁴⁴⁾。第1条には、神社の「創立地ニ於テ崇敬者ト為ルヘキ者三十人以上連署シ朝鮮総督ノ許可ヲ受クヘシ」と定められ、神社創建に許可主義が採られた。創建を希望する者は、創建の事由、神社の称号、地名、祭神、建物・境内地の坪数、図面、境内地周囲の状況、創建費用及び支弁方法、維持方法、崇敬者数などを記した申請書を提出することが義務付けられた。

「神社寺院規則」の発布趣旨は、1915年9月半ばに山県伊三郎政務総監が各道長官宛に発した通牒によると、「神社寺院ヲシテ必要ナル体制ヲ具備シ且維持ノ方法ヲ確實ナラシメ以テ其ノ尊嚴ヲ保タシムムコトヲ期スル」ことにあつた⁽⁴⁵⁾。この主旨に基づき、山県は創立費用の支弁方法、神殿・拝殿の所有関係、出願者の地位・徳望・資産の状況まで詳細に調査するよう指示していた。加えて、主務機関である総督府内務部は、「尊嚴を失墜させることが無いようにし、特に神社は我国体と密接な関係が有り、此の設立維持に関しては特に慎重な注意を要する」との旨から、神社経営費の支弁・維持方法を重要視していた⁽⁴⁶⁾。

これを受けて、「神社寺院規則」の申請要件には崇敬者30人以上の連署の提出が義務付けられた。また、第3条では「神社ニハ神殿及拝殿ヲ備フヘシ」と規定され、施設要件が定められた。この要件には猶予条項が設けられ、創建許可を受けてから施設を完備することも可能であった。ただし、2年以内に神殿や拝殿を築造しなかった

⁽⁴³⁾ 『朝鮮新聞』1915年6月9日、2面、「京城大神宮氏子組織決定」。

⁽⁴⁴⁾ 『朝鮮総督府官報』第911号、1915年8月16日。同年10月1日から施行。

⁽⁴⁵⁾ 「神社寺院規則施行ニ関スル件」『大正四年寺刹関係書類』(韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0004747)

⁽⁴⁶⁾ 『毎日申報』1915年8月20日、2面、「神社寺院規則」。

場合、許可は取り消された。こうして、新しく創建される神社には一定の猶予が与えられた。

引き続き、1916年には「神社ノ祭式恒例式及齋戒ニ関スル件」(朝鮮総督府令第49号)、「神職任用奉務及服装規則」(朝鮮総督府令第50号)が定められ、祭式・神職に関する制度が規定された⁽⁴⁷⁾。これらの規定は、「内地」の神社法令を基にして制定されたものであり、これにより朝鮮の神社は府社県社以下の神社に準じて祭祀等を行うこととされた⁽⁴⁸⁾。なお、1917年3月に「神祠に関する件」(朝鮮総督府令第21号)が發布され、神社制度の整備は一段落をみる⁽⁴⁹⁾。神祠は、「神社ニ非スシテ公衆ニ参拝セシムル為神祇ヲ奉祀スルモノ」と定められたものであり、小規模の日本人居住地に建てられた祠を公認す制度であった。神祠の創立にも神社と同様に許可主義が採られ、18人以上の連署を要件とした。

かくして、1910年代半ばに神社制度は整備された。重要な変化は、神社運営のために、日本の制度を準用した氏子総代制度が導入されたことである。くわえて、神社の維持方法を重視する規則が総督府によって制定され、創建の基準が提示された。

第3項 神社創建の申請状況

「神社寺院規則」の発布後から1919年まで、36ヶ所の神社創建が確認される(【表 7-3】)⁽⁵⁰⁾。この時期の神社創建は、①既存の居留民神社の認可、②新しい神社創建の二つの類型がある。①の類型に該当するものが開港場の居留地にあった神社であり、②は成長しつつあった集団居留地に新しく創建された神社である。

祭神に関しては、天照大神と明治天皇が主流を占めており、皇祖神へ一元化が明確にあらわれていた。明治天皇を奉斎する神社のうち、晋州神社は朝鮮において明治天皇を祀る最初の神社であったが、創建に際しては、朝鮮総督の長谷川好道からの配慮を受け、崇敬者総代が総督府に出頭し、霊代を受領した。この他に、清津神社、春川神社、東山神社、会寧神社で祀られ、「韓国併合」を成し遂げ日本帝国の領土を広げた明治天皇の功績が称えられた。同様の意味から、明治天皇と昭憲皇太后を奉祀していた東山神社では、鎮座に際し境内に数百本の桜が植えられた。

そして、創建を出願した代表の面々をみると、居留民社会の有力人物が創建を主導していた。その職業をみると、有力商人・実業家(水原神社、平壤神社、鎮海神社、咸興神社、密陽神社、全州神社、鎮南浦神社、群山神社、清津神社、北青神社、春川神社、海州神社、金刀比羅神社、会寧神社)がもっとも多く、府尹などの総督府官吏(仁川神社、松島神社、龍川神社、光州神社、平安神社、大場神社)があとを次いだ。これらの出願代表は、

⁽⁴⁷⁾ 『朝鮮総督府官報』第1171号、1916年6月29日。

⁽⁴⁸⁾ 山口公一、前掲論文、「植民地朝鮮における「国家祭祀」の整備過程」、84～85頁。

⁽⁴⁹⁾ 『朝鮮総督府官報』第1387号、1917年3月22日。

⁽⁵⁰⁾ 神祠を除いた神社数である。『朝鮮総督府官報』の彙報欄による。

日本人社会の有力人物・名望家とほぼ一致すると考えられる。

なお、朝鮮人が出願代表を務めた例もみられる。開城神社を出願した朴宇鉉は開城郡守を歴任した人物である。代表を務めるようになった経緯は不詳であるものの、朝鮮人が優勢であった開城において朝鮮人社会の協力は欠かせなかったと考えられる。他方、神職が創立代表を務める例は、京城神社が唯一であり、一般人によって神社創建が計画・主導されていた様子がうかがわれる。

【表 7-3】「神社規則」発布後の神社創建の状況(1915～1919年)

神社名 (創立許可年月日)	①所在地 ②祭神 ③出願主体 ④出願代表の経歴 ⑤創立前後の状況
水原神社 (1915.12.16)	①京畿道水原郡水原面 ②天照大神 ③近藤虎之助外48名 ④岡山県出身。新聞記者を経て、1897年に東京に移り、税務属となる。日露戦役の際に海軍軍属吏として旅順鎮守府に転ずる。横浜市吏員を経て、1906年漢城銀行水原支店設置に際し相談役に招聘され朝鮮に渡る。水原電気株式会社取締役、漢城銀行水原支店支配人代理、水原学校組合管理者(文献B・407頁)。 ⑤大正4年8月大正天皇御即位の御大典を行はせられたるを記念し奉る事業として水原八達会員に依り神社御造営を計画し同6年7月本殿・拝殿・社務所・神庫の上棟式を挙行同10年10月竣成をなす。因って同年5月崇敬者総代より神官神部署へ御霊代奉戴願を提出、同年6月20日神官神楽殿に於て右の旨厳肅に奏上御神楽奉納の上御下附せられ、同年10月29日御霊代を捧持盛大なる鎮座祭を執行した(文献A・328頁)。八達山の南中腹に厳然と位置し、伊勢大廟の分神にして大正6年10月29日に建立遷宮し奉ったものである。百餘の石段を登って社殿に詣で、目を転じて俯瞰すれば、一望の裡に水原の天地は展開しつつあるのである(文献L・87頁)。
開城神社 (1916.2.2)	①京畿道開城郡松都面池町511番地 ②天照大神 ③朴宇鉉外36名 ④1911～1912年開城郡守を歴任(文献C) ⑤大正3年御大典を記念し奉ると共に、開城郡松都松都面面民の氏神として崇敬すべき目的を以て一般内鮮人発起の下に……創立許可を受け、社殿及拝殿並に社務所を造営し、社号を開城神社と奉称し開城府の総氏神として今日に至る(文献A・327頁)。
大邱神社 (1916.4.22)	①慶尚北道大邱府達城町達城公園 ②天照大神 ③洪沢周蔵外41名 ④不詳 ⑤大正2年大邱神社と改称し更に大正4年神殿造営費を募集して改築し、同年公布の神社寺院規則に基き同5年4月22日付を以て創立を許可せらる。爾来御神威の発揚に伴ひ又又社殿其の他附属建物の改築拡張の餘儀なきに至り、三度寄附金募集の上神殿拝殿社務所の再改築をなした(文献A・386頁)。大正2年に至り大邱神社と称し奉り大正4年神殿をば改築すると同時に参殿をも新築し漸次神社としての体裁をば具備するに至りしが……翌5年4月22日附を以て大邱神社創立件許可せられたり。かくて同10年11月2日許可を得て金参万円の寄附金を募集し神殿拝殿の改築並に社務所の移転改築を断行し同12年7月竣工するに及び全く従来面目を一新するに至れり(文献O)。大神宮遥拝殿建立せられ神官詰所を置くに至りて岩崎田實也氏之に任ぜられ、民団神社として氏子総代を選挙し、城戸唯次郎、岡田喜八、神谷豊功、斎藤芳造、須田三平、河井朝雄、杉原新吉、境萬次郎の諸氏当選せり。公園が次第に体裁を具へ、祭祝日には数万の群集を容るるに至り、遥拝殿の位置適当ならざるを以て、本年別に高地を選定し、且壯殿を保たんが為め拝殿新築の計画起り、更に正面高地に建築して参拝者の瞻仰する所と為れり。現神職として藤井勇次郎氏奉仕せり(文献R・182頁)。

<p>仁川神社 (1916.4.24)</p>	<p>①京畿道仁川府宮町25番地 ②天照大神 ③久水三郎外41名 ④青森県出身。外務省外交見習生を経て、1882年京城勤務を命じられる。1883年領事代理として仁川に赴任する。元山・清国勤務を経て、1897年一等領事となり木浦の初代領事となる。その後、オーストラリア・シンガポールの海外領事館で勤務する。1908年大邱・元山理事庁の理事官を経て、1910年仁川府尹に任命される。1916年朝鮮総督府事務官に任命される(文献B・548頁)。1910年～1916年仁川府尹、1916年～1919年朝鮮総督府総督官房外事課長(文献C)。 ⑤明治41年には御神幸祭を設定して今日の仁川祭の殷賑を作り、大正4年現社殿に改築、同5年に至り朝鮮総督府神社規則の発布に伴い御社号を仁川神社と改め……大正11年10月明治天皇を合祀奉斎して御祭神を二座に改む。境内社(稲荷社、金刀比羅宮、天満宮、愛宕社)(文献A・326頁)。</p>
<p>松島神社 (1916.5.3)</p>	<p>①全羅南道木浦府松島町1番地 ②天照大神 ③橋本豊太郎(木浦府尹) ④新潟県出身。外務省書記生として京城領事館駐在を命じられ、1905年朝鮮に渡る。1907年に城津理事庁の清津支庁に勤務し、1908年理事庁副理事に任じられる。「仁川に転じて併合工作の為に活躍」、併合後に木浦府の初代府尹に任命される。1922年に鎮南浦府尹を最後に退官した(文献D・357頁)。1910年～1919年木浦府尹を歴任(文献C)。 ⑤明治43年の創設であって、時の木浦居留民団団長が主となって社殿を造営し、天照大神を鎮祭したのに始まる。爾来木浦港の発展に伴い居住邦人の増加を見ると共に氏神崇敬の念愈々深まり社頭の繁栄日に月に篤くなって今日に至る。境内社(金刀比羅社、稲荷社)(文献A・360頁)。</p>
<p>統営神社 (1916.5.4)</p>	<p>①慶尚南道統営郡統営面朝日町 ②天照大神 ③瀬間禎司外29名 ④統営工業伝習所設備品として200円を寄附、大分県平民(『朝鮮総督府官報』第172号、1913年2月28日)。</p>
<p>平壤神社 (1916.5.4)</p>	<p>①平安南道平壤府慶上里光風亭 ②天照大神 ③宮川五郎三郎外46名 ④福岡県出身。1895年朝鮮に渡り、平壤において醤油醸造業を開始する。宮川商店主・平壤電気会社社長(文献B・509頁)。 ⑤明治44年6月18日民団役所に於て有志協議の上平壤神宮奉效会を結成、明治45年8月25日現鎮座地に於て地鎮祭執行、大正元年12月17日伊勢神宮に参祇して御霊代を拝戴、大正元年12月26日上棟祭執行、大正2年1月1日鎮座祭を執行、爾来祈年祭・新嘗祭・例祭並に春季大祭には平壤府より幣帛料を供進された(文献A・409～410頁)。大正元年居留民団存立の当時居留民の団体より成る平壤神宮奉效会の設立に係るものにして大正元年12月17日伊勢神宮より御霊代を拝戴し大正2年1月1日鎮座祭を執行……御鎮座以来例祭新嘗例祭の三大祭には平壤府より幣帛を供進し官国幣社以下神社の制に準じ府尹供進使として参向の例にして府民崇敬の中心となり神徳を景仰今日に至り…(文献O)。</p>
<p>京城神社 (1916.5.22)</p>	<p>①京畿道京城府倭城台町南山 ②天照大神 ③谷村頼尚外69名 ④三重県出身。東京第一中学校を経て国学院大学に入学、皇典を講究する。後に早稲田大学法政科に入学・卒業する。国学院大学の講師となり、古典祭式を研究する。1912年明治天皇の崩御時に朝鮮総督府の招聘により、副祭官として朝鮮に渡り、御大葬遥拝式を行う。同年12月に京城居留民団に招聘され京城神社の神職となる。「同氏赴任以来社運頓に揚り今や歳入赴任当時に十倍するに至れり」。1917年頃、京城神社の神職であった(文献B・208頁)。 ⑤大正2年日本居留民会の決議に依り、毎年神宮神嘗祭日を以て恒例大祭日と定め10月17・18日の両日共風輦渡御式を行ひ府内各町洞を巡行し龍山御旅所に御一泊、初め神輿を以てしたが、2年後に至り御輦に改め2日間略程9里に及び沿道の群集数10万内鮮人の区別なく、府民慶祝の年中大祝日となり、其盛んなること海外第一と称せらる。撰社(天満宮)(文献A・320～322頁)。</p>
<p>鎮海神社 (1916.6.2)</p>	<p>①慶尚南道昌原郡鎮海面 ②天照大神 ③松尾重信外49名 ④石川県出身。1904年朝鮮に渡り、北陸土木会社京城出張所主任となる。その後北陸組を組織して社長となる。平壤居留民団議員、平壤商業会議所議員、統監府防疫委員などを歴任する。1910年に鎮海へ移住し、常磐商会(金物商、陶器製造、土木建築請負、海産物販売)を開く。鎮海学校組合議員、衛生組合長、鎮海繁栄会会長を歴任(文献B・354頁、文献D・118頁)。 ⑤大正4年6月鎮海繁栄会の主唱により御大典記念遥拝殿設置の議先づ決し、同年8月神社規則の制定を見て改めて神社を建設する事に変更し、時の要港部司令</p>

	官は率先して水産会社鎮海支部委託金多額を建設資金として寄進し祖神崇敬の範を示された。大正5年6月2日建設許可を得大正5年10月21日伊勢神宮に於て特別大麻及御神鏡の授与を受け同24日鎮海小学校に仮奉安……三日午前1時30分御鎮座あらせられた(文献A・400～401頁)。
龍川神社 (1916.7.18)	①平安北道龍川郡龍岩浦 ②天照大神 ③三浦義深外34名。 ④1908年度支部灯台局。1910年～1912年通信局龍岩浦監視所勤務を経て、1912年～1915年通信局龍岩浦出張所通信技師(文献C)。 ⑤同地方民の崇敬篤く大正5年7月18日には神社令に依って公認神社として創立許可せられて今に至っている。尚境内社として稻荷社が奉祀されている(文献A・417頁)。
咸興神社 (1916.8.21)	①咸鏡南道咸興郡咸興面郷校里 ②天照大神 ③寺本幸太郎外39名。 ④京都府出身。1892年に大阪の貿易商に入り、同商店の元山支店詰となる。以来、仁川や京城支店での勤務を経て、1898年再び元山支店に復帰する。1901年独立し貿易商を営む。寺元商店主(貿易、用達、印刷業)(文献B)。1914～1918年道地方土地調査委員会咸鏡南道地方土地調査委員会臨時委員(文献C)1908年3月咸興草分の時代に移住せられ貿易商を営み其の傍ら地方の開発に尽瘁す(文献E・80頁)。 ⑤明治の末期より大正の初めにかけて北鮮地方の発展と共に居住民の数百数十戸に達するや早くも神社創立を熱望する者次第に多きを加へ仍ち官民懇談会を開催し……官民より創立委員を推薦し専ら進めたる処大正5年8月21日附を以て神社創立の件許可せられ同年10月神殿を建設せしに始まり翌年大正6年10月拝殿を建設し其の翌大正7年9月16日には時の朝鮮総督長谷川好道閣下当社のために親ら伊勢皇大神宮より御霊代を懇請し奉り一時朝鮮総督府に奉安し奉り同年10月1日当神殿に鎮斎せられたり。爾来神嘗祭当日を例祭日と定め奉斎景仰し奉りたり(文献N)。北鮮の雄都咸興の氏神として大正5年8月21日創立せられた咸興神社は天照大神を奉祀して今日に至っている(文献A・427頁)。
瑞穂神社 (1916.8.30)	①全羅北道沃溝郡瑞穂面外日里。 ②天照大神・豊受大神・市杵島姫命(文献A・355頁) ③川崎藤太郎外41名 ④新潟県出身。1905年4月に朝鮮に渡り、農業・植林に携わる。1914年の新嘗祭と1915年の大嘗祭時に供御献納米耕作を命じられる。全羅北道住民の代表として大正天皇の大札に参列した。川崎農場経営、瑞穂学校組合管理者(文献B・164～165頁)。 ⑤1919年3月に瑞穂里1275番地から822番地へ移転(『朝鮮総督府官報』第1981号、1919年3月19日)。
密陽神社 (1916.9.12)	①慶尚北道密陽郡府内面駕谷里 ②天照大神・八幡大神・譽田別命・比賣神・長滞姫命 ③松下定次郎外65名。 ④岡山県出身。1901年に朝鮮に渡り、京釜鉄道工事に携わる。密陽郡上南面の平野において水田を開墾する(文献M・223頁)。1919年設立の密陽財興株式会社取締役社長(文献J・27～28頁)。 ⑤神社の大正4年6月の創立にして、始め天照大神・八幡大神の遥拝所なりしが、崇敬者一同の希望に依り大正5年9月12日神社の創立を許可せられ祭神として天照大神・譽田別命・比賣神・長滞姫命を奉祀して今日に至る(文献A・399頁)。
全州神社 (1916.9.27)	①全羅北道全州郡雨林面多佳山 ②天照大神 ③岩崎虎次郎外32名 ④福岡県出身。1904年7月東京帝国大学政治科を卒業後、大阪麦酒会社に勤める。1908年5月に朝鮮に渡り、度支部に勤める。1909年2月に全州農工銀行支配人となる。1918年10月朝鮮殖産銀行に入り、翌年5月に仁川支店に転ずるが、同年12月に朝鮮商業銀行の支配人となる(文献G・13頁)。 ⑤居住民も亦逐次増加し明治43年在住内地人多佳山の頂(前御鎮座地)に鳥居を建設し皇大神宮の遥拝所とし全州在住民の伊勢神宮遥拝の聖地とやしが大正3年在住官民の間に於て全州神社創立の儀起り広く道内在住内鮮人の浄財を募り遥拝所の地に社地をとし同年10月神殿其他の御造営を竣成し引続き諸設備の完成を遂げ大正5年2月天照皇大神を御祭神と仰ぐべき…(文献N)。全羅北道の総鎮守全州神社は、大正5年9月29日の創建で、最初天照大神を主神として奉祀したが、後明治天皇並に国魂大神を追祀して今日に至る(文献A・346頁)。

<p>鎮南浦神社 (1916.9.19)</p>	<p>①平安南道鎮南浦府龍井町41番地 ②天照大神 ③岩本直太郎外73名 ④山口県出身。1892年志願兵として近衛氏団に入隊し、翌年軍曹となり、1907年中尉へ昇進する。その間日清戦争・日露戦争に従軍する。1910年3月に朝鮮に渡り、水産運送業を営む。鎮南浦電気会社監査役、鎮南浦学校組合議員、帝国在郷軍人会鎮南浦分会長(文献B・25～26頁)。 ⑤明治37年3月碇泊場司令官榊原少将を始め官民有志熱心に神社建立の議を唱へたるため遂に市民の響応するところとなり、愈々神社建立に決し其の御造営費は一般敬神家の醸出に俟つ事となり、夫々委員を設け日本居留民より2,500円を募集し、地所3,640方米を買収し……神明造御本殿の上棟式を執行、同12月22日壮嚴なる遷御式が執行せられた……明治43年9月神社地所を居留地界に返売し、現在の国有地10,428坪を神社境地として貸与を受け永久に其の特権を有するに至ったので、直ちに境内を開拓、神庫を新設し、続いて大正元年10月社務所の改造、拝殿の新設をなす等神社の進展を見つつ今日に至っている……神社令の制定に伴ひ更に内鮮民共に崇敬者となり改めて神社創立を出願して公認神社として許可せられるに至った(文献A・410～411頁)。</p>
<p>群山神社 (1916.12.19)</p>	<p>①全羅北道群山西濱町9番地 ②天照大神 ③磯部謙哉外40名 ④群山に於ける元老中の元老。1904年日露戦役中に、視察の為朝鮮に渡る。大阪の福田又商店群山支店の支配人となる。建築材料の販売、毛布の軍隊納入、葉銭の整理等に携わる。1907年群山商業會議所の設立を發起し、初代会頭となる。この他、居留民団議員、学校組合議員、府協議会委員などを歴任する(文献D・115頁)。三重県出身、「明治37年……当時人心安定せず従って各地との取引にも危険を伴ふ時代にも不拘全南北忠南北地方に於て土木建築材料其の他鉄材の供給販売に従事し極力日本商品の販路を拡張し地方民の為便益を計り……大正4年群山神社の設立に当りては其の中心となり率先寄附を申出て之か建設を完成したり」(150円寄附)(文献F・985頁)。 ⑤大正4年11月10日大正天皇御登極の大典を永遠無窮に記念し奉る可く、新たに群山神社の創立を決議し、時の府尹天野喜五郎を神社創立委員長に、民間より7名の委員を挙げ外に通常委員12名を指名し、公会堂期成金約2千餘円と、浄財約4千有餘円を得たるを以て、先づ本殿を伊勢神宮棟梁中川清右衛門い謹造を託し、拝殿・鳥居・土工・舎宅等は府内の営業者に建造せしめた。斯くして大正5年10月16日伊勢神宮神樂殿に於て祭儀を厳修の上拝殿したる御霊代を奉持して着群し一時府庁の御真影奉安殿内に仮安置し、一方竣工したる総白檜木神明型の木の香床しき神殿の清祓式を11月8日奉修し、翌9日正遷宮御鎮座祭を厳修し越へて御即位礼当日祭を執行し、16日には大嘗祭を奉仕し、茲に彌々皇上の御尊榮と国家の隆昌とを祈願し奉り、群山府の氏子府民並に崇敬者大衆の安全幸福とを守護在らせ給ふ靈域となり給ふのである(文献A・348頁)。群山神社奉安の議を提唱したのは実に大正四年六月であつて時の群山府尹天野喜之助氏を神社建設委員長に群山警察署長原龍橋氏を副長に推薦し民間より磯部謙哉、大澤藤十郎・樋口虎三・中柴萬吉・伊藤光三郎・千葉・守橋虎之助の七氏を選挙して委員と為し公会堂期成会より式千百五拾六円五十壺銭の引継ぎを受け更に群山府在住民より寄附金三千九百七円四拾五銭の募集を為し拝殿・鳥居・神殿住宅及び土工等は府内の営業者に請負はしめ御本殿は時の三重県宇治山田市市長福地由廉氏の周旋に依り皇大神宮奉仕の棟梁中川清栄門氏に謹製せしめ畏くも伊勢皇太神宮御正殿の十二分の一に相当する正式の純神明造の檜の御社殿を現今の浄地に奉建したのである(文献S・255～256頁)。</p>
<p>元山神社 (1916.12.26)</p>	<p>①咸鏡南道元山府泉町一丁目 ②天照大神 ③渡邊半蔵外31名 ④不詳 ⑤市街地の発展に伴ひ境内狭隘を感じ、明治42年に至り泉町長徳山上に遷座し翌43年社地を拡張し社殿参道を改修し、大正3年に至り府制実施と共に神社の維持経営を居留民団より氏子組合の手に移した(文献A・428～429頁)。</p>
<p>光州神社 (1917.5.1)</p>	<p>①全羅南道光州郡光州面郷社里18番地 ②天照大神 ③下坂重行外29名。 ④1911～1914年忠清南道内務部道書記、1915～1918年全羅南道第一部道書記(文献C)。1918年当時学務主任(『毎日申報』1918年8月25日)。 ⑤居住民の数亦逐次増加し大正元年には内地人戸数は716戸、人口3千餘人を数ふるに至る。茲に於て十餘年来神社の創立を熱望せる官民は市街地の西南光州を隔てたる龜岡公園地の丘陵一帯9,700餘坪の浄地をトし大正元年8月先づ伊勢神宮遥拝殿を建設した……許可を得るに至り同年11月吉日を選び伊勢神宮より</p>

	天照大神の御霊代を拝戴し盛大なる鎮座祭を執行し茲に恭しく御神霊を鎮齋し奉る(文献A・358～359頁)(文献O)。
平安神社 (1917.5.7)	①平安北道新義州府桜町38・40番地 ②天照大神 ③祝出布太郎外41名。 ④1913～1924年朝鮮総督府営林廠書記(文献C) ⑤明治43年朝鮮総督府営林廠官吏祝出布太郎氏官命に依り咸鏡南北道巡察の際神明の加護を痛感してこの新義州に神社建設を思ひ立ち、営林廠長陸軍工兵大佐時尾善三郎氏・新義州府尹深川伝次郎氏・鴨江日報加藤鍬治郎氏・高橋種次郎氏・新義州民団役所桑原京太郎氏等と相謀って遂に建立を決定し、明治44年2月15日趣意書を発して浄財を求めたところ皇祖の御稜威輝く新領土の住民は欣然として金員を携行此の挙に賛した。よって委員を選定し事務を開始し、3月11日に地鎮祭を執行して萬代不滅の基礎を安定、北鮮国境の総鎮守神として永く鎮祭されて今日に至っている(文献A・414頁)。 同地在留の営林廠員祝出市太郎氏深く之を遺憾とし、敬神家の同士を糾合して神社の事を諮りたるに、賛成者頗る多く、工兵大佐時尾善三郎氏を建立委員長に推し、委員十餘名を選んで寄附金を募集し、直に工事に着手したるが、敷地は民団役所誘致内千坪をトし道名に因りて平安神社と名づけ、十五日神殿の工を竣へ、本年中に社務所まで全部落成せしめんと工事を急ぎ居れり。此祠の祭神には天照大神を勧請し、相殿には八幡大神として男山八幡宮、生月大神の二座、天津児屋根命として春日神社を勧請し、神霊の着御を待って、来月一二月の両日上棟式神霊鎮座式の大典を施行する予定にて、当日は各町より一台宛の花車を出し、旗行列、提灯行列をも催さんと目下住民一同非常な意気込にて準備中なり…(文献Q・48頁)。
晋州神社 (1917.5.14)	①慶尚南道晋州郡晋州面内城洞 ②明治天皇 ③石井高曉外29名。 ④1916年当時晋州学校組合管理人、天長節奉祝会会長(『毎日申報』1916年5月12日・10月29日)1914～1916年慶尚南道地方土地調査委員会臨時委員(文献C)。 ⑤内地人二千人、朝鮮人一万餘人を算するに至り愈々官民有志の間に神社奉祀の議が熟するに至った。そこで先づ施設の第一着手として将来神社に関する法令發布後、神社拝殿に充当するの見地から遥拝所建設の計画を樹て、大正四年一月、晋州神社奉祀会を組織し、晋州公園内の聖地をトして同年9月13日に起工し、同年11月10日大正天皇御即位大礼の吉辰に落成式を挙行…(文献A・94頁)。朝鮮総督長谷川好道閣下の勧請にかかる神社であって、大正4年遥拝所を建設、同6年5月14日神社創立を許可せられた。御祭神明治天皇を奉祀するの例が鮮内になかったので総督は御裁可を仰いで後、神社創立を許可せられた。これを以て朝鮮鎮座の民社であって御裁可を仰いだ嚆矢とする。依って総督は御神慮を惶み、齋戒敬仰の厳儀を奉修すべく崇敬者総代を本府に出頭御霊代を奉戴拝受せしめ、大正6年5月14日御鎮座祭を執行せしめられた(文献A・396頁)。
清津神社 (1917.5.14)	①咸鏡北道清津府目賀田町 ②天照大神・明治天皇 ③伊東荒吉外19名 ④広島県出身。1911年大阪右近商事会社所有の土地家屋の支配人として朝鮮に渡る。その後、中国において木材伐採業に従事し、朝鮮や日本に販路を開拓する。また、鋳業の許可を得る。伊東商会主(木材、穀物、セメント、縄込商)(文献B・3頁)。1914～1917年咸鏡北道地方土地調査委員会臨時委員(文献C)。 ⑤当時露領に最近接の開港場であって、既に私設の神社があり、天照大神に明治天皇を祀り創立を許可せられた……大正6年5月14日天照大神を奉祀した後、明治天皇を合祀して清津神社が公認神社として創立されるに及んで金刀比羅神社は境内社となって今日に至っている(文献A・89、433頁)。明治45年7月30日、明治天皇神去りまして此に税関山々腹なる老松の附近に遥拝所を設けられたるが之を機として清津神社即ち明治大神宮を建設せんと爾来夫々準備中なりし所愈々当港三千の氏子醸金する所あり。大正4年10月遥拝所より稍々上方の高地をトして建設することとなり。内地より神殿に要すべき檜材を取寄せ昼夜兼行造営を急ぎ11月9日落成遥宮式を行ふ。而して翌10日の御大典当日をもって第一回祭礼を行ひ爾後毎年4月1日の開港記念日及び10月31日天長の佳節を以て祭典恒例となす(文献T・55～56頁)。
東山神社 (1917.5.18)	①全羅南道長城郡長城面上草里東山。②明治天皇・昭憲皇太后 ③井上宇忠外100名 ④不詳 ⑤明治45年7月30日明治天皇俄かに崩御あらせらるるや国民の驚愕哀悼措く能はず深く謹慎の赤誠を表はさざるものはなかった。同年9月13日御大葬行はせらるる

	<p>に至り、当地在住民はこれが遥拝所選定につき最も清浄にして而も尊厳を保つべき地域を選ぶ必要上官民一同苦心考慮の結果、老松古柏鬱蒼として自ら森巖の気に満つる邑内北端に当る一丘陵を相し尚且つ之を数百年來の歴史に徴するに、古來東山と稱し絶頂に壇を設け等の時に在っては県監此所に祈雨の祭典を行ひたる靈地と伝へられるの外聊も不浄の地と認むべきものがないのみならず、神域として他に殆んど観る事の出来ない山相であるため直に此所に決定し、内鮮人を問はず官民競ふて応分の釀金を為し又賦役に服し表参道及裏参道を開き山嶺の岩石を開鑿する等日成らずして数百坪の祭場を設けて茲に壯嚴なる遥拝式を挙行するに至った。保存の議が起り、永久に明治天皇の御聖徳を仰ぎ奉らんが為め忽ちにして東山保存会の組織を見ると共に都内官民一同の釀金を以て遥拝所跡に将来明治天皇を御祭神とする神社の創建を決議するに至った。先づ神殿を建設してこれを明治天皇遥拝殿と稱し、大正2年7月には有志の奉納寄進に係はる花崗岩の石段及一對の石燈籠其他悉く竣工を告げ一方祭式に要する調度を調べて同月30日明治天皇第一年祭に当り、壯嚴なる大祭を執行するに至り、爾來引続き毎年祭典の盛儀を行つたのであった。然るに一般居住民は一年一回の遥拝祭典のみにては充たされなく、大正5年2月都内官民相図り、崇敬者組織及維持方法を講じて神靈を鎮祭し明治天皇昭憲皇太后の御聖徳を長へに仰ぎ奉らんが為に正式に神社として奉祀すべく公式の手續を採る事になり……その後拝殿を建設し境内を整備し更に数百本の桜を植え込む等一段の風致を添え明治天皇奉祀の鮮内に於ける異色ある神社として神域の威容全く成つて今日に至る(文献A・361～362頁)。</p>
城津神社 (1917.6.8)	<p>①咸鏡北道城津郡鶴城面城津本町 ②天照大神 ③高濱清吉外29名 ④城津公立小学校に寄附。兵庫県平民(『朝鮮總督府官報』第817号、1915年4月27日)。</p>
大田神社 (1917.6.11)	<p>①忠清南道大田郡外南面蘇堤里 ②天照大神 ③磯部益太郎外42名 ④大田居留民会評議員、1912年大田学校組合初代議員。1915年忠清南道地方土地調査委員会臨時委員(文献C)。 ⑤朝鮮總督府の社寺令發布に依り其の組織資格を改むる事となり。曩に大田有志者より大田神社として天照皇太神宮を祀る可く其の筋に請願する所あり。既に認可を得たれば茲に一兩年中に社殿の改築及び敷地を改め遷座する計画なり。斯くて社寺教会所は建設及び維持の費用は大部分市民の喜捨する所なれば…(文献H・45頁)。</p>
義州神社 (1917.6.11)	<p>①平安北道義州郡義州面南門洞義州公園東 ②天照大神 ③宮崎壽八外29名 ④不詳 ⑤大正元年8月時の平安北道長官内地旅行を機とし、伊勢神宮に参拝天照大神の御璽を拝戴し神殿を建設して奉斎し後大正4年8月拝殿を新設し境内を拡張、大正6年6月11日神社創立を許可せられて今日に至る(文献A・415頁)。</p>
江景神社 (1917.6.12)	<p>①忠清南道論山郡江景面北町 ②天照大神 ③坂上富蔵外33名。 ④山口県出身。明治大学・中央大学を卒業した後、1905年に朝鮮に渡る。1907年に江景日本人会評議員となり、1908年に江景小学校校舎建築に尽力する。1912年の日本人会の解散後は、学校組協議員となる。1913年から学校組合管理者として長年勤める。後に、江景面長・邑長(文献D・542頁、文献F・963頁)。『最近江景案内』(1911年)の著者。 ⑤大正8年7月伊勢山田市より神官御用木匠聘し神明造の御神殿を建立、大正12年10月氏子及篤志者の寄進により拝殿の新築、社務所の改築境内の整理参道の改修を行ふ(文献A・340頁)。</p>
三浪津神社 (1917.6.12)	<p>①慶尚南道密陽郡下東面松旨里 ②天照大神 ③亀田門次郎外32名。 ④1909年三浪津会長(『統監府文書』第9巻、57番)。</p>
龍頭山神社 (1917.7.10)	<p>①慶尚南道釜山府弁天町二丁目1番地 ②天照大神、大物主神、住吉大神(底筒男命・中筒男命・表筒男命)、應神天皇、神功皇后、菅原道真公、豊臣秀吉公、宗義智公、倉稻魂神、猿田彦神、大宮女神、市杵島姫尊、武内大神、加藤清正公、朝比奈三郎義秀公(文献P・102～103頁)。 ③印束衛助外64名 ④不詳 ⑤明治41年度よりは理事庁承認の下に釜山居留民団規則第12号神社氏子総代規則同第13号神社経費供進規則並氏子総代服務規程及訓第5号神職金品收支</p>

	<p>に関する件等の規定に基き氏子総代18名を各区より選出し……41年度は居留民団より900円の供進金を受け42年度以降大正2年度迄は毎年金壱千円宛の供進を受け大正3年度民団撤廃後は毎年度700円を府庁より供進せられ現今にては社入の金崇敬者醸出金並に府よりの供進金を加算したる3,800餘円の経費を以て維持するもの也。境内末社(稻荷社)、境外末社(宮島神社)、境外摂社(龍尾山神社)(文献P・96～104頁)。</p>
北青神社 (1917.10.8)	<p>①咸鏡南道北青郡老徳面西里靈徳山 ②天照大神 ③坪倉二三外40名 ④山口県出身。「氏は日常人に語りて曰く冀くは北鮮の開拓が徹底的き行はれ繁栄の実況を視て生を終りたし」1909年北青に移住し、貿易・雑貨商を営む。主に咸鏡南道産の大豆を転売し、富を蓄積する。学校組合議員・消防組頭を歴任し、1915年に朝鮮消防教会総裁より表彰される。1917年北青学校組合管理者となる(文献D・213頁、文献F・1159～1160頁)。</p>
裡里神社 (1917.10.29)	<p>①全羅北道益山郡益山面銅山里 ②天照大神 ③枝吉富士若外37名 ④不詳 ⑤裡里の東方五町餘の銅山里に鎮座し、大正二年の秋に建立したのである。建立費は総て市民の寄進であつて、約六百円を要した丈けに殿堂等荘厳を極めて居る。例年五月十月の四五両日に春秋の祭典を行ふことになつて居るが、裡里年中行事の一つであつて当日は非常に殷賑を極むるが例である(文献I・52～53頁)。 大正2年に至つては優に300名以上を見るに至り、住民一般神社の建設を熱望する餘り發起人協議の上、京都より木工を招き銅山町丘陵に神祠拝殿社務所を造営し、同年10月5日竣工、皇大神宮より御霊代を拝受し爾來春秋2回祭典を挙行一般内鮮人に敬神の念を涵養し且つ遙拝等の儀は此の地を以て行つたが、大正5年2月20日30餘名の連署を以て神社の創立出願、大正6年10月29日許可せらる(文献A・349頁)。</p>
大場神社 (1917.10.29)	<p>①全羅北道益山郡春浦面大場村里 ②天照大神 ③細川隆恒外35名 ④1910～1926年全羅北道大場村郵便所長(文献C、文献I・159頁)。 ⑤明治45年1月有志の間に神社創立の議起り、直ちに寄附金募集に着手して同年9月1日工を起し、同12月1日竣工、同月15日鎮座祭を執行、後朝鮮に於ける神社規則の発布に依り正式に神社創立を許可せられ今日に至る(文献A・354頁)。 大場村は朝鮮に於ける内地人の模範農村として……内地人77戸、273人、朝鮮人1,128戸、5,250人を有し、憲兵出張所、郵便所、面事務所、軽鉄停車場、尋常小学校、神社、細川農場、今村農場、水利組合等があつて至つて便利且つ繁華の地である(文献I・158頁)。</p>
春川神社 (1918.3.11)	<p>①江原道春川郡春川面要仙堂里。②天照大神・明治天皇(文献A・89頁、文献J) ③稲垣清三郎外103名 ④神戸市出身。1907年に朝鮮の春川に渡り、穀物商を営む。果樹栽培に従事しながら、春川学校組合管理者を務める(文献B・29頁)。江原道地方土地調査委員会臨時委員(文献C)。 ⑤大正2年以降、春川在住敬神家に依り春川邑鳳儀山麓に一小祠を建て大神宮と称へ年々春季に於いて祭典を行ふ例とせしが、大正4年8月16日神社寺院規則発布の結果、従来之儘にては廢祠の外途なきを以て茲に有志相議り同規則に依り出願し、大正7年3月11日附を以て創立許可せられ春川神社と称へ森嚴を保ち一般住民の敬神思想涵養上遺憾なからむことを期し、大正7年8月17日地鎮祭を執行直ちに起工し大正8年6月30日竣工、同年7月7日地鎮祭を執行せり(文献A・422頁、文献O)。</p>
海州神社 (1918.6.11)	<p>①黄海道海州郡海州面龍首峰 ②天照大神 ③鈴木平四郎外41名 ④海州電気株式会社発起人(『毎日申報』1916年5月27日) ⑤始め天照大神一柱を奉祀していたが、後明治天皇・国魂大神・素盞鳴大神を追祀して今日に至っている(文献A・404頁)。</p>
金刀比羅神社 (1918.6.18)	<p>①全羅南道麗水郡麗水面東町949の46 ②金刀比羅神 ③今木武一郎外84名 ④麗水水産監査役(文献K・112頁)。</p>
馬山神社 (1919.6.23)	<p>①慶尚南道馬山府桜町4番地 ②天照大神 ③友田松二郎外32名 ④不詳 ⑤境内は従来馬山公園として桜ヶ岡の名と共に風光明媚なる馬山港を一眸に纏め、春は花、秋は月に真帆片帆の展望絶勝の神域として神慮又畏き極みである</p>

	(文献A・397頁)。
会寧神社 (1919.6.5)	①咸鏡北道会寧郡会寧面二洞51番地 ②天照大神・明治天皇 ③渋谷義二郎外33名 ④新潟県出身。日清戦役の時に陸軍用達。日露戦争後、会寧に国境守備隊が置かれたのをきっかけに定住し、陸軍相手の営業や国境貿易に従事する。会寧日本人会の会長として務める(文献D・329頁)。

出典 神社の出願年月日・所在地・出願主体に関しては、『朝鮮総督府官報』の彙報欄による。祭神と創立前後の状況に関しては主に文献Aによる。文献A: 岩下伝四郎編『大陸神社大観』大陸神道連盟、1941年、29～51・87～98・319～437頁。この他の参考文献は次の通りである。文献B: 朝鮮公論社編『在朝鮮内地人紳士名鑑』、1917年。文献C: 『朝鮮総督府職員録』(<http://db.history.go.kr>のデータベースを利用)。文献D: 阿部薫編『朝鮮功労者銘鑑』民衆時論社・朝鮮功労者銘鑑刊行会、1935年。文献E: 畑本逸平編『咸鏡南道事業と人物名鑑』咸南新報社、1927年。文献F: 朝鮮総督府編『朝鮮総督府始政二十五周年記念表彰者名鑑』、1935年。文献G: 朝鮮中央経済会編『京城市民名鑑』、1922年。文献H: 田中市之助編『大田発展誌』、1917年。文献I: 山下英爾編『湖南寶庫裡里案内一附近接地事情』恵美須屋書店(益山)、1915年。文献J: 江原道編『江原道々勢要覧』江原道(春川)、1926年。文献K: 中村資良編『朝鮮銀行会社要録』東洋経済時報社、1921年。文献L: 酒井政之助『水原』酒井出版部、1923年。文献M: 小田幹治郎『小田幹治郎遺稿』小田梢(神戸)、1931年。文献N: JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.A03010213400、公文類聚・第六十八編・昭和十九年・第八十二卷・社寺・神社・陵墓(国立公文書館)。文献O: JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.B02031402700、帝国議会関係雑件／説明資料関係 第三十四卷(外務省外交史料館)。文献P: 大曲美太郎編『龍頭山神社史料』龍頭山神社社務所、1936年。文献Q: 『新義州の産土神』『全国神職会会報』第152号、1911年6月。文献R: 大邱府編『大邱民団史』秀英舎、1915年。文献S: 保高正記・村松祐之『群山開港史』、1925年。文献T: 国井天波『大清津港』元山毎日新聞社、1916年。

第3節 神社の創建過程—水原神社を事例として

第1項 水原神社の創建

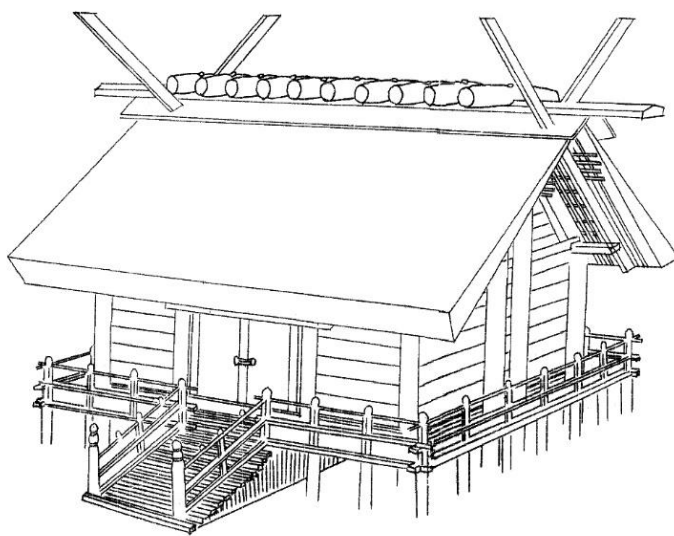
ここでは、「神社寺院規則」後に最初に認可を受けた水原神社の申請書を通して、その創建過程を考察する。水原神社は、成長しつつあった集団居留地に新しく創建された神社の類型に該当し、1915年の大正天皇の即位を記念して計画され、同年12月16日に創建された。

韓国国家記録院所蔵の「大正四年寺刹関係書類」には、水原神社創建の申請書と、これに対する京畿道の調査報告書、総督府の許可辞令が収められている⁽⁵¹⁾。管見の限り、史料上確認できる唯一の申請書類である。まず、創建の事由については、「我日本国民タルモノ元是レ神国ノ民ニシテ敬神ノ念浅カラス。殊ニ我カ神祖天照皇大神ヲ奉祀スルハ我祖宗ノ遺訓ヲ無窮ニ拝戴し奉り是ヲ子孫ニ伝ヘ益国威ヲ発揚スルハ国民ノ責務ニ最モ重大ノ関係」と述べられている。また、皇祖皇宗を祀る国民の責務は、「植民地ニ於テ尚且ツ然ル必要アリト信ず」と、創建の主旨が記述されている。

その他、申請書に目を引くのは朝鮮人社会との協力に関する記述である。創建が公表されると、「当地在住ノ

⁽⁵¹⁾ 以下、水原神社の申請書類は次の資料による「神社創立願ニ関スル件」『大正四年寺刹関係書類』(韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0004747)。

鮮人ニ於テモ大イニ此好記念事業ニ賛成シ進ンテ崇敬者ノ一員ニ加名申込アリ」と述べられており、その数「六百八十餘戸」に及んだと記述されている。この文面通り、朝鮮人が自ら進んで神社創建に賛同したとは考え難いが、朝鮮人出願者が存在したのは事実である。この点は、醸出金名簿からも確認できる。その名簿には、「坪里及梅山里内地人醸金協定額」「水原郡庁職員醸金協定額」のように、地域住民や団体による醸出がみられる。そのうち、朝鮮人住民とみられる「北水里新豊里南昌里南水里山桜里梅山里朝鮮人ノ内六百八十人醸金協定額」という記録がある。その単位(戸・人)は確かめられないものの、朝鮮人が醸出した金額は350円であり、全体創建費805円の44%に及ぶ金額であった。創建費用からすると、「内地人朝鮮人同心協力シテ経営」との建前は一応成立していたのである。



【図 7-2】 水原神社の神殿図
出典 「神社創立願ニ関スル件」『大正四年寺刹関係書類』(韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0004747)

なお、この創建申請に対する京畿道の報告書からは、神社の規模と鎮座地の状況が確認できる。水原神社の神殿は伊勢神宮と同様に総檜白木造の唯一神明造で築造された(【図 7-2】)。間口は二間三尺(約4.55メートル)、奥行は一間三尺(約2.72メートル)であり、比較的小規模であった。境内地の周囲は、「東ハ境内ニ接続セル固有林ヲ隔テテ孔子廟ニ隣接シ西又国有林ヲ隔テテ水原公立尋常高等小学校ノ敷地ニ隣接ス。而シテ北一帯ハ総テ国有林ナリ。単リ南方ノ一角水原城内ヨリ停車場ニ通スル二等道路ヨリ境内道路ヲ開鑿ス入口ノ左右ニ民家アリ神

殿ヲ距ハコト約一町半境内ノ周囲ハ殆ント八達山国有林ノ一部ニ属ス」という状況であった。鎮座地が国有林に囲まれていた様子がわかる。創立費用に「敷地地均切取土盛其他」の費用として200円が計上されていることから、国有林の一角を切開いて神社を創建したとみられる。この点は、京畿道の報告書における国有地無料使用の項目からも確認できる。調査を行った京畿道庁は、境内地の「地積ハ国有ニシテ其ノ払下ヲ受クルコト能ハサル事情アリテ別ニ申請ヲ為シ無料使用ノ許可ヲ乞フ手続中」とであると報告している。すなわち、京畿道庁は鎮座予定地の払下げを試みたがかなわず、無償で使用できるように総督府側に具申したのである。

ちなみに、水原神社のように、国有地(林)を鎮座地と選定した例はほかにもあった。平壤神社の場合、国有地

の貸下許可を受け、造営された⁽⁵²⁾。そのほかにも国有地の貸下又は無償使用の許可をもって鎮座地を確保する例は少なくなかったとみられる。

他方、総督府がもっとも重視していた神社の維持方法に関しては、崇敬者1,300戸から一戸当り毎月2銭の醸出が計画されていた。これは居留民団体の「自治」によって運営される現状からみて、現実的な選択肢であったものの、これに対し総督府は懸念をあらわしていた。主務部署の内務部は、創建を許可した通牒において、「神社ノ維持費ヲ崇敬者毎月ノ醸出金ニミ恃ミ辛不フシテ年々ノ経費ヲ充足スル様ニテハ自然神社ノ尊厳ヲ保チ一般ノ崇敬ヲ敦カラシムルニ遺憾」であると指摘し、「宜ノ方法ヲ以テ神社維持ノ基本財産ヲ造成」するよう指導していた。総督府は神社の尊厳維持を重要視し、醸出のみに頼らず、基本財産の確保を提案していたのである。

こうして、創建認可を受けた水原神社は、ほぼ2年が経過した1917年10月頃に造営された⁽⁵³⁾。この例からは、申請及び認可後に造営という手順が確認できる。新しく創建された神社の類型には、一定の猶予期間が与えられており、創建は必ずしも神社の鎮座・造営を意味するものではなかったことがわかる。

【表 7-4】 水原神社創建申請に対する京畿道の報告書

神社ノ称号	水原神社
社格	ナシ
所在地名	京畿道水原郡水原面山桜里
由緒	御大典記念事業ノトシテ神社ヲ創建シ天照皇大神ヲ奉祀シテ我祖宗ノ遺訓ヲ無窮ニ拝戴シ之ヲ子孫ニ伝ヘ以テ国威ヲ発揚スル為メ内地人朝鮮人同心協力シテ経営ス
祭神	天照皇大神
建物ノ坪数	神殿3坪7合5寸 拝殿12坪
境内地ノ坪数	3町4反4畝(国有地無料使用)
創建許可年月日	-
竣工年月日	-
維持ノ方法	崇敬者一戸毎月二銭醸出シ一千三百戸ノ総額三百十二円ヲ以テ一箇年ノ額ニ充当セムトシ尚不足ヲ告クルトキハ更ニ其ノ醸出高ヲ増加スルコトニ協定済ナリ
備考	創立費総額八百五円ノ予算ニシテ其ノ内訳ハ神殿建設費五百円鳥居建設費百五十円土敷地均切取土盛其ノ他百円(敬神者千三百人士等ニ出願ス)遷座式費三十円地鎮祭費十五円雑費十円トス。其ノ支弁方法ハ水原邑内並邑付近ノ崇敬者ヨリ応分ノ醸出ニ依ルモノトス。崇敬者総数一千三百戸。

出典 「神社創立願ニ関スル件」『大正四年寺刹関係書類』(韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0004747)

⁽⁵²⁾ 前掲書、『平壤発展史』、190～191頁。

⁽⁵³⁾ 『毎日申報』1917年10月20日、4面。

第2項 出願者の構成

水原神社の出願者48名は、「神社創立願」に掲載された名簿から確認できる⁽⁵⁴⁾。全員の経歴を追跡することは難しいが、確認できる日本人出願者の経歴を整理したのが【表 7-5】である。まず、出願者の多様な出身地が目目を引く。中国・九州地方のほかに、関東・北陸地方まで多様であり、この社会を包含する祭神が天照大神であることは十分推定できよう。出願者代表の近藤虎之助は水原学校組合の管理者であり、その他にも学校組合議員が中心となっていた。すなわち、学校組合が「自治」団体の中心であった水原のような地域（【表 3-2】を参照）では、学校組合議員＝地域有力人物＝氏子総代の図式が成立する。出願を主導したのは地域の有力実業家・商人であった。

他方、下線を引いてあるのは朝鮮人と推定される人物である⁽⁵⁵⁾。朝鮮人出願者は、全体49名の出願者のうち23名(47%)であり、ほぼ半数を占めていた。このような朝鮮人比率の高さは、水原の地域性に起因すると考えられる。水原は、1895年に京畿道觀察府が置かれた朝鮮在来の主要地である。1915年末の水原郡水原の日本人人口は1,261人であり、朝鮮人は7,744人であった⁽⁵⁶⁾。日本人の大多数は、駅周辺の市街地に偏在していたとみられる⁽⁵⁷⁾。このような人口構成から、大多数の朝鮮人を崇敬者として包摂することによって、神社の維持経営が計られたと考えられる。

しかし、朝鮮人を含む氏子組織は早々問題に逢着する。水原在住の湯浅伊平によると、「神社の維持費とか、

⁽⁵⁴⁾ 下線を引いているのは朝鮮人である。京畿道水原郡水原面南昌里近藤虎之助（以下、道郡は省略する）、水原面山桜里金禧景、水原面新豊里宮永幾太郎、水原面南昌里加茂嘉七、水原面山桜里香山弘、水原面梅山里坂手重三郎、水原面梅山里森本俊之助、水原面山桜里野中末吉、水原面南昌里桜井亀吉、水原面南昌里車轂、水原面山桜里車徳弘、水原面梅山里金永萬、水原面北水里李圭昇、水原面新豊里李秉泰、水原面梅山里湯澤佐太郎、水原面梅山里佐々木助吉、水原面梅山里杉本太一郎、水原面梅山里猪原平次郎、水原面山桜里宮崎南八、水原面山桜里神崎国平、水原面山桜里今村卯太郎、水原面山桜里吉岡若市、水原面南水里中嶋定吉、水原面南昌里田代平吉、水原面南昌里小野要、水原面南昌里鶴飼善太郎、安龍面坪里寺澤捨三郎、安龍面坪里伊藤早太、水原面南昌里木野村元之進、水原面南昌里酒井政之助、水原面南昌里新豊里飯嶋俊治、日荊面迎華里佐藤文右工門、水原面南水里金奎東、水原面南水里金桂根、水原面南水里李相殷、水原面南昌里池公口（王へん+叔）、水原面南昌里金松島、水原面南昌里金份俊、水原面山桜里李鳳九、水原面山桜里申駿熙、水原面山桜里崔翼煥、水原面梅山里李源百、水原面北水里李鳳来、水原面北水里李聖儀、水原面北水里金奎煥、水原面新豊里金顯模、水原面新豊里李敬儀、水原面新豊里車明煥、水原面南水里洪敏燮。朝鮮総督府「大正四年寺刹関係書類」（韓国国家記録院所蔵、CJA 0004747）、「神社創立願」。

⁽⁵⁵⁾ 水原面南昌里車轂、水原面山桜里車徳弘は、その氏名からして日本人である可能性も否定できないが、朝鮮人と推定した。

⁽⁵⁶⁾ 朝鮮総督府編『朝鮮総督府統計年報』1915年度版、68頁。

⁽⁵⁷⁾ 1912年末の統計によると、日本人人口の約79%は南部面と北部面に居住していた。酒井政之助『発展せる水原』、1914年、5～7頁。

或は公共事業の寄附金とかいふことに対しては朝鮮人は昨年〔1919年〕、一昨年〔1918年〕辺りより、漸次出し渋るやうになりまして、神社の維持費の如きは殆んど出さない」状況だったという⁽⁵⁸⁾。毎月醸出の神社費に対し、朝鮮人は拒否の念を示していたのである。この点から、前述の朝鮮人から自発的な賛同を得たとの申請内容は事実に反するものであり、日本人社会の独断の申請によるものであったことが確認できる。

このような神社費拒否の状況は、京城の例にもみられる。前述の「京城神社御由緒記」には、氏子総代の組織際し、「鮮人側ヨリモ氏子総代ヲ送出セシメ応分ノ醸出金ヲモ差出サシメタリシガ大正八年事件以来中絶シ更ニ大正十五年三月之ヲ復活セシメ……」との記録がある⁽⁵⁹⁾。京城においても朝鮮人を包含する氏子総代が組織され、朝鮮人にも醸出を慫慂していたが、3・1運動を機にそれが途絶えていたのである。

氏子総代を理解する朝鮮人はいなかったと考えられるが、朝鮮人側の認識については、アメリカと日本留学経験を有する知識人尹致昊の認識が参考となる。尹は1919年の日記において、「日本が朝鮮でやっていることの中でもっともおかしなことは、日本風の忠誠心と神道を朝鮮人に植えようとする試みである」と述べ、神道は日本の風土と環境から生まれたものであり、朝鮮のそれとは合わない指摘していた⁽⁶⁰⁾。また、京城神社費の徴収については、「神道は日本色がとても強く日本以外の地域では何の意味をもたない」と述べ、朝鮮人はまったく関心をもたない宗教のために金銭を強要されていると批判していた⁽⁶¹⁾。このような朝鮮人の拒否反応からは、神社創建が民族間の軋轢を引き起こす原因にもなっていたことがうかがえる。

【表 7-5】 水原神社の日本人出願者の経歴

氏名	人物情報
近藤虎之助	岡山県人。新聞記者を経て、1897年東京に移り税務属となる。日露戦役の際に海軍軍属吏として旅順鎮守府に転ずる。その後横浜市吏員を経て、1906年に漢城銀行水原支店設置に際し相談役として招聘され、朝鮮に渡る。1917年頃、水原電気株式会社取締役、漢城銀行水原支店支配人代理、水原学校組合管理者。(文献C・407頁) 水原神社氏子総代、「水原の経済的發展に尽粹せられし……高德の人格者あるに由来する」(文献B・115～116頁)。
加茂嘉七	福井県人。1902年に朝鮮に渡り、写真館を経営する。水原学校組合議員、町総代を務める(文献B・107頁)。

⁽⁵⁸⁾ 永留信孝編『全鮮内地人実業家有志懇話会速記録』懇話会事務所、1920年、36頁。

⁽⁵⁹⁾ 「京城神社御由緒記」『国幣社関係綴』(韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0003582)。1932年に作成されたものである。

⁽⁶⁰⁾ 『尹致昊日記』1919年10月30日。同上、『尹致昊日記』第7巻、405～406頁。同上、『尹致昊日記 1916～1943』、151頁。同年2月20日の日記にも同様の記述がみられる。

⁽⁶¹⁾ 『尹致昊日記』1919年12月17日。大韓民国文教部国史編纂委員会編『尹致昊日記』第7巻、1986年、431～432頁。金相泰編訳『尹致昊日記 1916～1943—한 지식인의 내면세계를 통해 본 식민지 시기』歴史批評社、2001年、160頁。

香山弘	岡山県人、1907年に朝鮮に渡り、土木請負業・農具商・果樹園経営等を営む。水原学校組合議員。1914年5月に水原電気株式会社の専務取締役となる。水原神社創立の際は氏子総代として活動した(文献B・106頁)。
坂手重三郎	岡山県人。農具販売商(文献A)。1906年に郵便所長として朝鮮に渡る。日本人会議員、学校組合議員、水原電気株式会社の重役を務める(文献B・116頁)。1915年当時京畿道水原停車場前郵便所長(文献D)。
森本俊之助	広島県人。1906年に臨時軍用鉄道監部付として朝鮮に渡り、農商工部で勤務する。1910年退官後に農業を営みながら、町総代・水原神社氏子総代を務める(文献B・119～120頁)。
野中末吉	福岡県人。1902年に水原に移住し、菓子商を営む。日本人会を組織し会長となり、小学校設立に携わる。町総代、水原学校組合議員を務める(文献B・114頁)。銃砲火薬商(文献A)。
湯澤佐太郎	静岡県人。運輸組店主(文献A)。1903年に朝鮮に渡り、鉄道運送業を営む(文献B・118～119頁)。
宮崎南八	長崎県人。薪炭・無煙炭商(文献A)。
今村卯太郎	熊本県人。1903年に朝鮮に渡り、雑貨商を営む。1917年に水原学校組合議員に当選し、同年11月水原面協議員となる(文献B・103～104頁)。
吉岡若市	吉岡精米所経営(文献E)。
田代平吉	岡山県人。山陽旅館主(文献A)。
鶴飼善太郎	鶴飼松盛堂主と推定。薬種商・化粧品販売商(文献A)。
寺澤捨三郎	愛知県人。寺澤果樹園経営・荏油製造販売(文献A)米穀商・倉庫業。日露戦争時に徴兵され、朝鮮に。退役後に水原に移住し、果樹園・米穀商を営む(文献B・116頁)。
木野村元之進	岐阜県人。呉服雑貨商・保険代理店(文献A)。
酒井政之助	新潟県人。1908年中央大学卒業後、1910年9月に朝鮮に渡る。訴訟代理業、朝鮮新聞水原支局長。水原学校組合議員(文献B・116頁)。『発展せる水原』の著者。

出典 文献A:酒井政之助『発展せる水原』1914年の広告欄。文献B:酒井政之助『水原』酒井出版部、1923年の附録。文献C:朝鮮公論社編『在朝鮮内地人紳士名鑑』、1917年。文献D:『朝鮮総督府職員録』(<http://db.history.go.kr>のデータベースを利用)。文献E:『大正元年朝鮮総督府京畿道統計年報』、1912年。

第4節 神社と地域社会—仁川の事例

第1項 仁川大神宮の渡御式

ここでは、水原神社の例とは異なり、居留地時代に建てられた既存の神社が、「併合」後の制度整備にともない再び認可を受ける例を取り上げよう。

仁川では、開港後の早い時期から神社創建をめぐる議論があった。1890年に伊勢神宮から大麻や神宝を拝受し創建された大神宮は、「皇大神宮の神霊を公式の手續を以て朝鮮半島に奉斎した嚆矢」であった。他地域と同様に、建てられたのは小規模の祠であった。

その後、大神宮神輿の渡御式が行われたのは、開港25周年にあたる1908年であった。開港記念事業の一環と

して計画された⁽⁶²⁾。その実行に際し、神官の海老原松夫は東京の宮内省へ出向き、渡御式の挙行許可を得た⁽⁶³⁾。渡御式にかかる資金は、居留民からの寄附金をもって調達された⁽⁶⁴⁾。

同年5月に行われた神輿の渡御式には、居留民社会の伝統文化が交錯する空間が繰り広げられた。各地域出身者の「馬鹿囃坂口組の二輪加、手踊、岡田組の出し屋台、長崎人同志会の蛇踊」などの催しが行われた⁽⁶⁵⁾。神輿が移動する沿道には見物人で溢れ、「数十名の憲兵巡査は声をからして拝観者の雑沓を制止」する光景がみられた⁽⁶⁶⁾。見物人の中には、「白衣の韓人三々五々」も混じっていた。

こうして始まった仁川大神宮の渡御式は、仁川祭として称され、定期的に行われるようになる。仁川港歴史の起点である開港を記念する意義に加え、仁川の繁栄を祈願する意味も持っていたが、その中心には天照大神を奉斎する居留民神社があった。

第2項 仁川大神宮から仁川神社へ

1915年1月頃、仁川の日本人社会では神社経営の善後策が議論されていた。居留民団解散後における神社運営が課題となっていた。この場において、神殿の改築と氏子組織による神社経営が議決された⁽⁶⁷⁾。

他の府部でも同様の議論が起きていた。「京城神社御由緒記」における「大正三年府制施行ト同時ニ内地氏神制度を準用シテ属地的京城府一円の氏神タラシメ同五年始メテ氏子総代制度ヲ組織」したとの記述からうかがわれるように⁽⁶⁸⁾、氏子制度は新しい地方制度の施行と関連していた。すなわち、府制の実施にあわせて、府一円を範囲とする氏子制度が導入されたのである。この過程で、日本の制度を準用した「京城神社氏子規約」が定められた⁽⁶⁹⁾。前述の釜山の例を除くと、氏子制度が本格的に導入されるのは、1915年頃であった。その規約内容をみると、氏子組織は法人格を持たない組合的な組織であった。

いっぽう、氏子の組織を決議した仁川の有力者は、同年2月に「大神宮氏子制組織ニ付許可願」を仁川府に提

⁽⁶²⁾ 加瀬和二郎『仁川開港二十五年史』玉鳴館(大阪)、1908年。仁川開港二十五年記念会編『仁川開港二十五年史』、1908年。

⁽⁶³⁾ 『朝鮮新報』1908年3月24日、2面、「太神宮神輿渡御式許可」。

⁽⁶⁴⁾ 『朝鮮新報』1908年4月29日の公告欄。同年5月1日・3日の公告欄。

⁽⁶⁵⁾ 関東地域の馬鹿囃、福岡の二輪加、長崎の蛇踊が披露されている。

⁽⁶⁶⁾ 渡御式の様子に関しては、『朝鮮新報』1908年5月12日、3面、「昨日の渡御式一全市湧くが如し未曾有の盛況」。

⁽⁶⁷⁾ 『朝鮮新聞』1915年1月17日、2面、「仁川太神宮」。

⁽⁶⁸⁾ 「京城神社御由緒記」『国幣社関係綴』(韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0003582)。1932年に作成されたものである。

⁽⁶⁹⁾ 京城神社氏子規約の全文は以下の新聞記事で確認できる。『朝鮮新聞』1915年6月10日、2面、「京城神社氏子規約」。同年6月11日、1面、「京城神社氏子規約」。

出した。これに添付された「仁川大神宮経営ニ関スル規程」の第1条には、「仁川府宮町公園ニ奉斎スル大神宮ハ仁川府内に在住スル氏子ニ於テ維持経営スルモノトス」と定められ、その主旨が氏子制度にあることが示されている⁽⁷⁰⁾。7名の氏子総代は、選挙によって設定され、神社の維持経営に関する一切の責任を負っていた。四つの区域から選ばれた委員は氏子総代を補佐し、神社費の撤収や祭典の執行に関する諸般の業務を担当した。また、「大神宮ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル為メ」の財政に関しては、「毎年若干ノ金穀ヲ積立テ基本財産ヲ造成」することが定められた(第12条)。

この氏子組織案に対し、仁川府庁は認可を与えながらも、神社経営に関して府尹の指揮を受けること、氏子総代の変更や毎年の予算については府庁に報告することを指示していた⁽⁷¹⁾。この願書の文面には、「氏子ニ於テ自治的組織ノ下ニ独立経営」という経営方法が記されているが、これは一時期府庁に移管されていた神社経営を氏子組織へ移管するとの意味であり、神社経営は依然として府庁の管理・監督を受けていた。

なお、同書類に添付されている「神社並付属建物目録」からは、仁川大神宮の規模がうかがわれる⁽⁷²⁾。まず、大神宮社殿は木造檜皮葺平家造(2坪)の建物であった。拝殿は木造瓦葺平家造(11坪)であった。その他に、絵馬堂(18坪)、仮便殿(12坪)、神輿倉庫(6坪)、社務所(30坪)、社務所付属納家(8坪)の建物があった。全体的に小規模であったことがわかる。

これらの神社施設は、氏子制度の導入に際し、改築される。1915年5月に、三重県伊勢の製作所に依頼した神殿の築造と組立てが行われた。「神社寺院規則」の制定後、仁川府尹の久水三郎ら41名を出願者として、創建申請が行われた。これを受けて、社号は大神宮から仁川神社に改められた。この一連の過程で、稲荷社、金刀比羅宮、天満宮、愛宕社は仁川神社の末社・摂社へと整理された⁽⁷³⁾。かくして、天照大神を奉斎する仁川神社を中心とする神社体制が整えられた。

小結

開港初期、各地の居留地には小規模の神社が建てられたが、これらは居留民にとって海運安全・商売繁盛を祈願する世俗的信仰の場所であった。また、居留民が増加するにつれ、伊勢神宮を遥拝する大神宮も各地に創建されるよ

⁽⁷⁰⁾ 第1組(宮町・浜町・新町・京町通・龍岡町)、第2組(寺町・花町・敷島町・桃山町・柳町)、第3組(仲町・本町・海岸町・山手町・山根町)、第4組(支那町・港町・花房町・松坂町・萬石町)。「大神宮氏子総代ノ指令案」『府制関係』(韓国国家記録院所蔵、管理番号:CJA0019721)。

⁽⁷¹⁾ 同上。

⁽⁷²⁾ 同上の資料に収められている「神社並付属建物目録」。

⁽⁷³⁾ 前掲書、『大陸神社大観』、326頁。

うなった。初期の居留民創建神社は、私的な信仰と公的な国民意識が共存する空間であったのである。

統監府期と「韓国併合」を経ながら、居留民神社には私的信仰を越える国家的機能が期待されるようになった。「韓国併合」後に、神社・神祠制度の整備が進められ、「神社寺院規則」が制定された。神社の尊厳維持のための財政確保を重視する総督府の方針に従い、神社の維持・経営を目的とする氏子組織ができた。一連の整備過程で、皇祖皇宗思想を中核とする体系が成立し、私的祈願の神社はその末社・摂社と化していった。

規則の制定後、1910年代末までに36ヶ所の神社が創建されるが、その類型は既存の居留民神社の認可と、新しい神社創建の類型に区分できる。まず、新しい神社創建の類型である水原神社の例からは、神社運営をめぐる民族間の葛藤が確認された。水原では、地域人口の大多数を占める朝鮮人を氏子に参加させることで、円滑な神社運営が図られていたが、強制された氏子への参加は、神社費醸出拒否という反発を生み出していた。内陸部の雑居地にける神社創建は、地域の朝鮮人社会を巻き込む形で展開したが、これは民族間に軋轢を引き起こす要因にもなった。他方、既存の居留民神社の認可である仁川の事例からは、「韓国併合」前後の居留民創建神社の変貌が確認された。仁川では、居留民社会の統合が意識されるなかで、開港記念行事の一環として渡御式が行われた。規則制定後に、神社の規模は拡大し、その名称も仁川大神宮から仁川神社へ改められた。

これらの事例からは、居留民創建神社に期待された機能の変化もうかがわれた。居留民の信仰と慰安の場所としての機能に加え、居留民社会の統合や、異民族に対する包摂や「同化」の空間としての機能が追加されていた。居留民創建神社の整備過程は、植民地において天照大神奉斎神社を中心とする神社体系の成立を意味すると同時に、異民族支配に対する神社の機能を再認識する過程でもあった。

終章

第1節 本論のまとめと結論

本研究は、在朝日本人の歴史について、形成過程、社会様態、「植民者意識」、植民地空間との関わりという視点から考察したものである。

一般民衆の入植が植民地統治権力の樹立に先行した朝鮮では、植民者社会の特質は社会形成の過程に起因して生まれた。このことを踏まえ本稿では、在朝日本人の歴史を六つの時期に区分し、そのうち開港期から、二世が社会に登場する成長期以前までの期間を研究の対象とした。終章では、序章で述べた研究視点と課題にもどり、本稿の実証分析が提起した諸論点をあらためて検討したい。

第一に、在朝日本人社会の形成過程に注目した。その形成過程には地域差がみられ、植民地都市の類型などの要因によって多様であった。第1章では、居留地の設定と植民地都市の類型を整理し、諸統計を用いて在朝日本人社会に関する基礎的なデータを提示した。そのうち、外務省記録と朝鮮地誌の人口統計を検討し、従来の人口統計とは異なる居留民人口が得られたのは一つの成果である。また、在朝日本人の歴史を区切る基準を提示した。日清・日露戦争期における人口増加、統監府期と「韓国併合」期にみられる定住・定着意識の広がり、朝鮮出生者が年に1万人を超え、二世が社会に登場したことを、区切りの基準と捉えた。

第二に、在朝日本人社会の様態について考察した。まず、初期の居留民は、朝鮮半島から地理的に近い九州・中国地方の渡航者が多かったが、徐々に全国各地から移住者が増えた。各地の居留民社会では県人会が結成され、共同利益と相互扶助が図られていた。

なお、居留民社会は都市の市街地、特に駅周辺に偏在していた。その職業構成をみると、初期には中小商工業者や労働者が多数を占めていたが、徐々に公務・自由業、工業が増加した。その反面、農業・漁業の一次産業に従事する人口は全時期を通して少なかった。また、居留民社会は男性単身の出稼ぎ人口が多数を占めており、とくに軍の駐屯地がある北韓地域での割合が高かった。このように在朝日本人社会の特性は、出身地の多様性、派閥の形成、居住地域の偏在、性別人口の不均衡にあった。

第三に、在朝日本人社会の民衆社会としての独自性に着目した。朝鮮に渡った一般民衆は宗主国出身の支配民族でありながらも、植民地統治権力との関係においては被支配民でもあった。統治政策に対して、日本人社会は独自の意識体系に基づいた活動を展開していた。この背景には、在朝日本人社会の形成史があった。

西洋諸国の植民地が、アジア・アフリカなど遠隔地に位置したことから、官吏・軍人といったエリートを中心とした入植が行われたのに対し、朝鮮は日本に近接しており、早くから一般民衆の大量入植が可能であったため、世界的にも稀なほど大規模な植民者社会が形成された。植民地化より30年以上先行して居留民社会が形成され

たことは、居留民社会と植民地統治権力との間で軋轢と緊張をもたらした。

この形成史に加え、前述した社会様態から、在朝日本人社会は形成の当初から社会秩序の維持、社会統合の問題を抱えていた。こうしたなかで、居留民社会内部の意見を調整し、居留地の公共事業を行う組織として設立されたのが、総代役場・居留民役所などの居留民団体であった。当初、居留民団体は任意団体であったため、法律的根拠がなく、その運営には限界があった。この問題を解決すべく、居留民団体に法人格を附与した法律が「居留民団法」である。この法律は、居留民が享有していた治外法権を越える性格のものであり、海外の居留地において本国の法律が適用される行政団体を設立する内容になっていた。この点は、相手国の主権を侵害する要素を有していたが、保護国化による外交権剥奪の過程で問題視されることはなかった。

ところが、「韓国併合」後に居留民団はその存在理由を否定され、解散への道をたどる。居留民社会では、「自治」の存続、さらには完全なる「自治」の施行を請願し、反対を表明した。在朝日本人社会では、これまでの「自治」の歴史を強調しながら、朝鮮人との混合に対して強く反発した。また、日本人社会では、総督府が掲げた「一視同仁」や「同化」というスローガンに対し、疑念を表わしていた。所詮は皮相的な建前にすぎない総督府の方針の虚構性を日本人は見破っていたのである。

このように、居留民団の解散と「自治」をめぐる議論からは、植民地統治権力と日本人社会は必ずしも同一の利害関係を共有していなかったことが確認される。植民地統治権力の方針は常に植民者社会に浸透したわけではなく、逆に在朝日本人の要求や陳情が支配政策のあり方を規定する面もあった。日本人社会の「自治」への執念は、「文化政治」期における参政権・地方自治の議論へ脈々と受け継がれることになるが、この過程で日本人社会は人口的に少数でありながらも、無視できない集団でありつづけた。このような観点から、在朝日本人社会と植民地統治権力が植民地ではたした役割は互いに峻別されるべきであると考えられる。

第四に、在朝日本人社会に育まれていた「植民者意識」に注目した。「植民者意識」は日本人社会において共有されていた本質的価値観といえるものであり、植民者集団が形成される過程で成員の間で育まれた。

まず、在朝日本人は支配政策における名分よりは、実利を重視する傾向が強かった。西洋の植民地にみられる「白人の責務」(White man's burden)、すなわち「文明化の使命」が議論されることはあったが、実質それが重要視されることはなかった。

また、「植民者意識」には統合と排除のメカニズムが働いていた。まず、排除のメカニズムは、差別意識と排外主義の意識体系に支えられていた。在朝日本人社会では朝鮮人に対する教育策、同化策が頻繁に議論されていたが、彼らの既得権の喪失につながるような完全なる「一視同仁」には一貫して反対していた。排除のメカニズムは、「一視同仁」に対する反対世論、「民度ノ差」という差別の論理、朝鮮人に対する優越意識に表れていた。また、代表的な統合の装置は神社であった。多様な出身者で構成される日本人社会において、天照大神奉斎神社には居留民社会統合の役割が期待されていた。

第2章では、新しい府制度をめぐる日本人社会の議論から「植民者意識」を考察した。日本人社会は朝鮮人社会との混合に対し一貫して反対を表明し、朝鮮人の排除を主張していた。この排除論は、朝鮮人社会に対する差別・優越意識を基盤としており、「民度ノ差」の論理に支えられていた。日本人社会が当初掲げていた「自治」は、日本の市町村制に倣った地方自治を意味していたが、次第に朝鮮人社会の排除を意味する「自治」へ変容していた。こうした「自治」論の変容には、「植民者意識」の形成過程が集約的にあらわれていた。

第3章では、児童教育をめぐる日本人社会の言説から「植民者意識」を考察した。在朝日本人の児童教育を取り上げ、教育の担い手である団体の変容を論じた。初期、寺子屋的な施設であった居留民学校は、居留地公費によって設立・運営されていた。学齢児童が増加するなかで、国庫補助金・教員招聘・本国の学校との連結問題が課題となっていたが、これらの問題は、文部省の在外学校支援策や統監府期における制度整備によって改善されていった。

居留民団の解散後に、府部における児童教育は学校組合へ移転された。学校組合制度は、日本における市町村組合に類似するものであり、韓国の実情に適合する制度として導入された。日本人社会にとって、居留民団から学校組合への継承は「自治」の存続を意味する一面もあつたが、それと同時に財政負担を居留民社会へ転嫁した一面もあつた。そのため、「文化政治」期に入ると、学校組合の制度改善と負担是正を求める声が噴出する。

日本人社会において児童教育は本国と同様の教育を施すという目標の下で展開していたが、それと同時に植民地という環境に由来する制約を受けていた。本国と同様の教育を施すという目標設定は、朝鮮人との関係性のなかで、実現し難いものであつた。この状況に対する在朝日本人の「犠牲」という認識からは、民族差別を本質的価値観とする「植民者意識」が垣間見られる。

第4章では、在朝日本人が刊行した朝鮮地誌を取り上げ、「植民者意識」の根柢を支えていた歴史観を考察した。明治末から大正期にかけて出版された朝鮮地誌を刊行目的や内容によって分類し、在朝日本人社会の形成・移住史がつづられている発展史に着目した。また、日本における郷土史の潮流に照らし合わせ、新しい資料群として発展史を捉えなおした。発展史は、開港記念、「韓国併合」、居留民団の解散をきっかけに刊行されたが、日本人の移住史と社会形成史を歴史として残そうとする意識に加え、反官意識や抵抗意識が発展史の刊行事業を後押ししていた。

発展史で反復・強調されているのは、「苦難」や「奮闘」の記憶であり、被害者としての経験は繰り返し記憶され、共有されていた。これに日本における郷土史研究の潮流が影響を及ぼし、地域の歴史に対する関心につながっていた。この過程で、「韓国併合」は歴史の必然的な結果として受け止められ、朝鮮の地は「郷土」と創造されていった。

第五に、植民地空間の変容と在朝日本人の関わりについて着目した。在朝日本人社会が植民地空間の変容

に一定の影響力を及ぼしたことを考察するために、博覧会、築港工事、神社創建の事例を取り上げた。

第5章では、1915年の秋に京城で開催された「始政五年記念朝鮮物産共進会」を題材に「武断政治」期の植民地空間を考察した。朝鮮物産共進会は、施政五年間の「進歩改善」を可視化し植民地支配の正当性を帝国内外に宣伝した催しであった。在朝日本人社会と朝鮮人の協賛による官民共同の催しであった朝鮮物産共進会は、名称こそ共進会とされたものの、準備過程で「内地」で定着している博覧会の要素を併せ持つようになった。

共進会を参観した日本人は、本来の目的である朝鮮物産への関心は薄く、施政五年間の成績を宣伝する施設に共進会開催の意義を見出していた。また、日本人社会では総督府が重視していた「文明化」の論理よりは、共進会を梃子にした景気改善への期待を寄せていた。共進会をめぐる多様な視線が混ざり合う中で、共進会は総督府の期待とは裏腹に、「武断政治」下の朝鮮の実情を日本に伝える機能を果たすことになる。

第6章では、1910年代における仁川の築港工事を事例に、植民都市の形成と日本人社会の関わりを考察した。一般的に植民地都市の建設は、宗主国または植民地統治権の意向のみで説明される。しかし仁川の事例では、植民者社会が港湾開発に密接に係わり、その意向が強く反映された。仁川の事例からみえてくることは、植民者社会の港湾「開発」論が先行し、植民地統治権力の支配政策に一定の影響を及ぼしたという点である。

第7章では、1925年に鎮座した朝鮮神宮を参考に、それより以前に建てられた居留民創建神社を考察した。初期の居留地神社では私的な信仰と公的な国民意識が共存していたが、居留民社会の統合が意識されるなかで渡御式・祭りが企画され、朝鮮総督府は神社制度を整備し、監督・管理を強化していった。居留民社会が成長するにつれて、天照大神を奉斎する遥拝所が各地に創建された。この過程で、皇祖皇宗思想を中核とする神社は居留民社会で揺らぎない地位を獲得し、私的祈願の神社はそれの末社・摂社と化していった。

なお、水原や仁川神社の事例からうかがわれるのは、居留民創建神社に期待された機能の変化である。居留民の信仰と慰安の場所としての役割に加え、異民族に対する包摂や「同化」の場所としての機能が追加されていた。地域では神社経営のために日本の制度に準じた制度が導入され、氏子が組織された。とくに、内陸部では地域の朝鮮人社会を巻き込む形で神社創建が推進された。神社の尊厳維持を重要視する総督府の方針に従い、朝鮮人を氏子と参加させることで経営維持が図られていたが、自発によらぬ朝鮮人の参加は、後に朝鮮人からの反発を招くことになった。

最後に、一国史を越える視点から、宗主国と植民地にまたがる在朝日本人社会を捉えなおした点について触れておきたい。日露戦後から大正期にかけての時期は、日本において国家のための共同体強化策が行われ、都市と農村において新しい国造りが試みられていた時期である。この時期に、居留地に導入された制度の多くは、日本の制度を準用していた。例えば、居留地規則や学校組合制度は、日本の市町村制に準拠して、つくられた。また、本国日本と在朝日本人社会が同時代性を有していたことは様々な場面で確認される。日本における郷土史研究の潮流は、植民地朝鮮に影響を及ぼしており、在朝日本人刊行の発展史と北海道の地誌は同時代性を

有していた。また、朝鮮物産共進会は、博覧会と共進会を繋ぎ合わせた形態の催しであったが、これは日本化された博覧会と共進会が植民地朝鮮に導入される過程に起きた変形ともいえるものであった。また、居留民創建神社の例においても本国日本の影響は確認される。皇祖皇宗思想を中核とする居留民創建神社の整理は、日本における神社合祀と類似性を有していた。

以上、序論で提示した研究視角に加え、本論の実証分析が提起した諸論点を検討してきた。多様な視点から、在朝日本人の社会の形成を論じることを課題としたが、触れていない点も少なくない。次の第2節では、残された課題について述べることにしたい。

第2節 展望と今後の課題

ここでは、本論では踏み込んで論じることは出来なかったが、3・1運動に対する在朝日本人社会の議論を通して、「文化政治」以降の展望について述べることにしたい。

序章で触れた「全鮮内地人実業家有志懇話会」における議論を紹介しよう。3・1運動に対して、日本人社会では軍隊の増兵や警備機関の拡張を主張していた。いわば、実力主義であった。例えば、大邱からの参加者は、「当局の処置は少しく手緩い」と批判しながら、「朝鮮人は元来鞭に依つて育て上げられた所の民族」と述べ⁽¹⁾、「我々の実力が伴へば朝鮮人の蠢動は何等の価値も無いもの」と主張した⁽²⁾。日本人社会の論調は、武力を用いる強硬策であった。

また、打開策として提示されたのが日本人移民の奨励であった。前述の大邱在住者は、「百万人位の内地人を此所に植付ける、即ち是れが統治政策の第一義じゃないか」と述べ、参加者から拍手喝采を受けた。また、木浦からの参加者は、「日本人が多数来なくては朝鮮の開発は出来ぬ」と述べており、咸興からの参加者は、「朝鮮人の一割即ち百五十万位の内地人を入れる」ことを提案していた⁽³⁾。大規模な日本人の移殖によって、統治の根本問題は解決するという論理であった。

このように、在朝日本人社会の善後策は、朝鮮人社会に対する強硬策と、日本人移民の奨励にまとめられる⁽⁴⁾。注目されるのは、日本における「武断政治」批判と「文化政治」へ移行を肯定する世論とは全く異なっていた点である。こうした認識は、本論で論じた「植民者意識」と関連して説明できる。第4章の発展史の記述内容から確認で

(1) 永留信孝編『全鮮内地人実業家有志懇話会速記録』懇話会事務所、1920年、29頁。

(2) 『速記録』、31頁。

(3) 『速記録』、52・83・84頁。

(4) 李昇燁「‘문화정치’ 초기 권력의 動學과 재조일본인사회」(李炯植編『제국과 식민지의 주변인-재조일본인의 역사적 전개』보고사、2013年)、223～234頁。

きるように、日本人社会では「苦難」「奮闘」の移住史が記憶・共有されていた。被害者としての自己認識に加え、優越意識に基づく排除論は、朝鮮人社会に対する強硬策へつながっていたと考えられる。

なお、在朝日本人社会の朝鮮人有力層への接近も同様に解釈できる。従来、朝鮮における衆議院議員選挙法の施行及び参政権付与問題をめぐっては、「文化政治」以降に日本人社会が朝鮮人に対する態度を変更し、上層部との協力を模索したと論じられてきた。ところが、日本人社会が朝鮮人社会に対する排除意識を即座に放棄したとは考え難い。むしろ、朝鮮人社会との協力は、「文化政治」に対応した「植民者意識」の変形にすぎなかったのではないだろうか。すなわち、「同化」「一視同仁」の名分よりは実利を追求した政治的判断であり、屈折した「植民者意識」の発現と考えられる。これはさらなる議論を要するが、「自治」団体、児童教育、発展史をめぐる「植民者意識」の性格から推察できる。

それでは、最後に今後の課題について述べておこう。本稿では、多様な角度から在朝日本人社会の形成を論じてきたが、十分に論じ切れていない部分もある。

まず、地域的に朝鮮半島の南側を対象にしている場合が多く、北韓(北朝鮮)の日本人社会に関しては十分考察していない。また、芸娼妓の存在と遊廓に関する考察は、在朝日本人を論じるにおいて欠かせない課題である。ところが、史料上の関係から今回の論文では取り上げられなかった。遊廓制度の朝鮮半島への移植という観点からの研究成果に学びながら、遊廓の設置・移転をめぐる議論、遊廓周辺の人々について考察したいと思っている。

また、史料上の限界から推測に頼った記述があることは承知している。例えば、第3章において学校組合制度が導入された経緯を説明した部分である。日本の町村組合制度と学校組合の類似性について触れているものの、明確な根拠を提示していない。今後、可能な限り裏付けたいと思う。他方、第7章の仁川港の計画・立案過程は不明な部分が少なくない。築港をめぐる統監府・総督府側の動向について、もうすこし調べられる余地はあったが、本稿では及ばなかった。

なお、本稿全体に関わる論点であるが、他の植民地と比較する観点での考察が十分なされていない。アジア・アフリカで形成された西洋諸国人の植民者社会に比し、朝鮮はどのような特質があり、植民者社会の様態はどのように違うのか、広い視野から論じる必要があったと考えられる。加えて、帝国日本の勢力圏内の居留民社会との比較観点も十分ではなかった。とりわけ、台湾および「満洲」の居留民社会と関連して、議論の余地はあったが、詳しく論じられなかった。すべて筆者の力不足である。今後の検討課題としたい。

参考資料及び文献

I. 参考資料

1. 未公開資料

- (1) 外務省外交史料館所蔵の「外務省記録」(分類番号順 門-類-項-号)
- 「統監府ニ於テ施行又ハ計画シタル主要事務ノ概要調書」(分類番号 1-1-2-55)
- 「新聞雑誌操縦関係雑纂／朝鮮新報」(分類番号 1-3-1-1,3)
- 「統監府政況報告並雑報」(分類番号 1-5-3-11)
- 「韓国各港駐在帝国領事官管轄内情況取調一件」(分類番号 1-6-1-17)
- 「韓国各地開港関係雑件」(分類番号 3-1-1-15)
- 「朝鮮国仁川港居留日本商法会議所設立一件」(分類番号 3-3-5-2)
- 「兵役義務ヲ避クルノ目的ヲ以テ海外ニ渡航スルモノノ取締ニ関スル法律制定一件」(分類番号 3-8-1-9)
- 「清韓两国渡航取扱方ニ関スル訓令並伺雑件」(分類番号 3-8-2-115)
- 「在清韓各国居留地会関係雑件」(分類番号 3-8-2-121)
- 「居留民団法並同施行規則制定一件」(分類番号 3-8-2-193)
- 「居留民団法並同施行規則制定資料雑纂」(分類番号 3-8-2-201)
- 「居留民団設立一件」(分類番号 3-8-2-211)
- 「居留民団法並同施行規則関係雑件」(分類番号 3-8-2-236)
- 「朝鮮国京城帝国居留民規則設立一件」(分類番号 3-8-2-359)
- 「朝鮮国居留日本人同国内地旅行取締規則設立一件」(分類番号 3-8-6-4)
- 「在朝鮮国麻浦清国稽查局設置並城外日本人居留一件」(分類番号 3-8-6-7)
- 「朝鮮国内地ニ於テ本邦人営業雑件」(分類番号 3-8-6-9)
- 「在外国各日本居留地共立学校関係雑件」(分類番号 3-10-2-2)
- 「朝鮮国釜山公立小学校生徒ニシテ本邦小学校へ転校等ノ節ハ一般小学校生徒同様便宜供与一件」(分類番号 3-10-2-7)
- 「韓国ニ於ケル日本小学校令雑纂」(分類番号 3-10-2-9)
- 「韓国各居留地小学校教育費国費補助雑件」(分類番号 3-10-2-15)
- 「韓国並上海居留地日本人小学校ニ関シ取調一件」(分類番号 3-10-2-24)
- 「在外日本人学校ヲ指定学校ニ稟申雑件」(分類番号 3-10-2-26)
- 「在外日本人小学校ニ関スル取調方文部省ヨリ依頼一件」(分類番号 3-10-2-29)
- 「在外日本人小学校ニ国庫補助金下付方ニ関シ土地ノ状況取調一件」(分類番号 3-10-2-31)
- 「各国殖民地教育制度及状況調査一件」(分類番号 3-10-2-43)

「韓国各居留地小学校教育費国庫補助雑件」(分類番号 3-10-2-55)
「英韓条約ニ均霑シテ本邦人民カ居留地外十韓里以内ニ於テ朝鮮人土地家屋買入関係雑件」(分類番号 3-12-1-103)
「朝鮮国仁川港日本人居留地規則設立並改正一件」(分類番号 3-12-2-16)
「朝鮮国仁川港济物浦各国居留地約書取極並実施一件」(分類番号 3-12-2-17)
「仁川日本居留地地先埋立一件(居留地取扱之件)」(分類番号 3-12-2-24)
「朝鮮国日本人居留地規則改正一件」(分類番号 3-12-2-25)
「韓国各港居留地関係雑件」(分類番号 3-12-2-27)
「朝鮮国居留帝国臣民ニ対シ法律命令施行規則同細則並訓令案朝鮮国帝国居留地規則及同施行細則制定一件 附朝鮮居留帝国臣民ニ対シ法律命令施行規則公布一件」(分類番号 3-12-2-31)
「韓国各地各国居留地規則制定一件」(分類番号 3-12-2-36)
「清韓两国ニ於ケル居留地制ニ関スル法律並日本専管居留地経営中租税ノ徴収ニ関スル法律制定一件」(分類番号 3-12-2-43)
「仁川各国居留地地先埋築一件」(分類番号 3-12-2-54)
「朝鮮ニ於ケル各国及清国居留地整理一件」(分類番号 3-12-2-58)
「在朝鮮国日本人墓地並埋葬関係雑件」(分類番号 3-12-3-8)
「朝鮮国釜山元山兩港居留地地租改正一件」(分類番号 3-14-2-41)
「朝鮮国在留日本人ニ関スル諸規則」(京城之部、仁川之部、木浦鎮南浦之部)(分類番号 4-2-1-7)
「韓国在留本邦人引揚雑件」(分類番号 5-2-1-12)
「海外在留本邦人職業別人口調査一件」(分類番号 7-1-5-4)
「韓国居留本邦人戸口月表」(分類番号 7-1-5-22)

(2) 韓国国家記録院所蔵(管理番号順)

朝鮮総督府「庶務例規綴」(管理番号 BA0089370)
朝鮮総督府外事局「居留地関係書類(明治四一～四三年 九括)」(管理番号 CJA0002262)
朝鮮総督府外事局「居留地関係書類」(管理番号 CJA0002263)
朝鮮総督府外事局「外国人課税関係(三括)」(管理番号 CJA0002264)
朝鮮総督府外事局「在鮮外国居留地整理ニ関スル下協議会議事概要参考書類」(管理番号 CJA0002269)
朝鮮総督府外事局「各国居留地関係取極書(附近地区)」(管理番号 CJA0002271)
朝鮮総督府外事局「居留地関係書類」(管理番号 CJA0002272)
朝鮮総督府外事局「居留地関係書類(民団関係調査ノ分)」(管理番号 CJA0002273)
朝鮮総督府外事局「各国居留地ニ関スル取調ノ件」(管理番号 CJA0002274)
朝鮮総督府外事局「各国居留地関係書」(管理番号 CJA0002282)
朝鮮総督府外事局「各国居留地関係書」(管理番号 CJA0002289)

朝鮮総督府外事局「各国居留地関係書」(管理番号 CJA0002293)
朝鮮総督府外事局「各国居留地関係書類」(管理番号 CJA0002299)
朝鮮総督府「府制案関係書類」(管理番号 CJA0002541)
朝鮮総督府「行政区画関係書類」(管理番号 CJA0002565)
朝鮮総督府「木浦大邱釜山馬山各府条例」(管理番号 CJA0002877)
朝鮮総督府「国幣社関係綴」(管理番号 CJA0003582)
朝鮮総督府学務局学務課「法令関係書類」(管理番号 CJA0004671)
朝鮮総督府内務部学務局「(大正三年)例規」(管理番号 CJA0004677)
朝鮮総督府内務部学務局「(大正四年)例規」(管理番号 CJA0004678)
朝鮮総督府「中等学校学則変更」(管理番号 CJA0004681)
朝鮮総督府「学校組合歳入歳出予算」「学校設置関係書類」(管理番号 CJA0004692)
統監府地方部「宗教ニ関スル雑件綴」(明治三十九年二月以降至明治四二年)(管理番号 CJA0004731)
朝鮮総督府「社寺宗教(明治四十四年)」(管理番号 CJA0004741)
朝鮮総督府「大正四年寺刹関係書類」(管理番号 CJA0004747)
朝鮮総督府「国有林野譲与許可書類」(管理番号 CJA0010267)
朝鮮総督府「府制関係書類」(管理番号 CJA0019720)
朝鮮総督府京畿道仁川府「府制関係」(管理番号 CJA0019721)
朝鮮総督府京畿道庁「府制関係書類(京畿道仁川府)」(管理番号 CJA0019722)
朝鮮総督府京畿道庁「府制例規(第一輯)」(管理番号:CJA0019727)
朝鮮総督府慶尚南道庁「寺刹郷校文廟其ノ他」(管理番号:CJA0027590)
朝鮮総督府慶尚北道大邱府「学事例規綴」(管理番号:CJA0027605)

(3) アジア歴史資料センター(Ref 番号順)

a. 国立公文書館

Ref.A01000061300、太政類典・第四編・明治十三年・第十三巻・外国交際・公使領事差遣、「在朝鮮国領事官訓令」

Ref.A01100202700、公文録・明治十三年・第百九十五巻・明治十三年三月～四月・外務省、「同国釜山浦警察費ノ件」

Ref.A01100204100、公文録・明治十三年・第百九十六巻・明治十三年五月～六月・外務省、「在朝鮮領事官訓令ノ件」

Ref.A01100248500、公文録・明治十六年・第十六巻・明治十六年十月～十二月・外務省、「朝鮮国ニ於テ本邦人間行里程結約ノ件」

Ref.A01100248600、公文録・明治十六年・第十六巻・明治十六年十月～十二月・外務省、「同国仁川港居留地借入ノ儀締結ノ件」

Ref.A01200026200、公文類聚・第三十一編・明治四十年・第十八卷・警察・行政警察、社寺・教規・神社、賞恤・褒賞・恩給・賑恤、「韓国ニ在勤スル居留民団立在外指定学校職員ノ退隠料及遺族扶助料法ヲ定ム」

Ref.A01200731900、公文類聚・第六十編・昭和十一年・第五十八卷・社寺・神社、衛生・人類衛生・獸畜衛生。

Ref.A01200752000、公文類聚・第十二編・明治二十一年・第十卷・外交・条約・外交官発差・航洋及駐在諸則・外人雑事・雑載、「清国並朝鮮国駐在領事裁判規則ヲ定ム」

Ref.A03010213400、公文類聚・第六十八編・昭和十九年・第八十二卷・社寺・神社・陵墓

Ref.A03020376500、御署名原本・明治三十二年・法律第七十号・領事官ノ職務ニ関スル件制定清国並朝鮮国駐在領事裁判規則廃止

Ref.A0302367710、公文別録・韓国併合ニ関スル書類・明治四十二年～明治四十三年・第一卷・明治四十二年～明治四十三年。

Ref.A04010058500、公文雜纂・明治三十三年・第十卷・外務省三・外務省三、「清韓兩國ニ於テ日本臣民ノ居留スル地区ヲ法人ト為スノ法律案・在外国帝国專管居留地経営中租税徴収ニ関スル法律案」

Ref.A04017267200、単行書・韓国併合ニ関スル書類・着電

Ref.A04017267400、単行書・韓国併合ニ関スル書類・着電

Ref.A05032420800、内務大臣決裁書類・明治 35 年

Ref.A05032426100、内務大臣決裁書類・明治 37 年

Ref.A09050058800、目賀田家文書第 10 号

Ref.A14080246400、議院回付建議書類原議(五)、「仁川築港拡張に関する建議」

Ref.A15113563800、公文類聚・第二十九編・明治三十八年・第十九卷・地理・土地・觀象、警察、社寺、賞恤一・褒賞・恩給、「在外指定学校職員退隠料及遺族扶助料法ヲ定ム」

b. 外務省外交史料館

Ref.B02031402700、帝国議會關係雜件／説明資料關係 第三十四卷

Ref.B10070466800、(倉知鉄吉氏述)韓国併合ノ経緯／1939 年

Ref.B13091010200、朝鮮国仁川港に於て居留地借入約定

c. 防衛省防衛研究所

Ref.C13021427900、日韓併合始末

Ref.C13021429100、日韓併合始末附録

Ref.C13070070600、朝鮮駐劄軍歴史第1卷

(3) 早稲田大学所蔵の「大隈關係文書」(請求記号順)

「明治十年釜山港韓民情況報告書」(イ 14 A0630)

「木浦居留地々所保全ニ関スル打合せ書翰」(イ 14 A0791)

「韓国政府及米人「モース」ノ京城・済物浦間鉄道敷設ニ関スル約定書」(イ 14 A2880)

「韓国馬山港ニテ地所購入ノ議」(イ 14 A4340)

「東京・京城温度比較表」(イ 14 A4642)

2. 新聞・雑誌

(1) 新聞

a. 在朝日本人刊行の民間新聞(刊行地別・時期順、史料の現存時期)

『大東新報』【刊行地:京城】(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫)(1906年2月16日)

『京城新報』【刊行地:京城】(日本国会図書館所蔵)(1907年11月3日～1908年6月24日)

『京城新聞』【刊行地:京城】(日本国会図書館所蔵)(1908年7月5日～1908年12月23日)

『京城新報』【刊行地:京城】(日本国会図書館所蔵)(1909年1月1日～1912年2月29日)

『京城日報』【刊行地:京城】(1915年9月2日～1945年12月11日)

『朝鮮』【刊行地:大邱】(日本国会図書館所蔵)(1905年1月25日～1905年10月2日)

『平安日報』【刊行地:新義州】(日本国会図書館所蔵)(1907年8月16日～1907年10月31日)

『朝鮮新報』【刊行地:仁川】(日本国会図書館所蔵)(1906年9月10日～1908年11月20日)

『朝鮮新聞』【刊行地:仁川・京城】(日本国会図書館・韓国中央図書館所蔵)(1908年12月1日～1942年2月28日)

『平壤新報』【刊行地:平壤】(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫)(1906年2月17日)

『平壤日日新聞』【刊行地:平壤】(東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫)(1912年9月15日)

『朝鮮新報』【刊行地:釜山(釜山商法会議所)】(日本国会図書館所蔵)(1882年3月5日～5月15日)

『朝鮮日報』【刊行地:釜山】(韓国釜山市民図書館所蔵)(1905年1月15日～1905年4月19日)

『朝鮮時報』【刊行地:釜山】(韓国釜山市民図書館所蔵)(1914年11月2日～1918年9月30日、1920年3月1日～1940年8月31日)

『釜山日報』【刊行地:釜山】(韓国釜山市民図書館所蔵)(1914年12月1日～1918年12月29日、1925年2月1日～1944年3月31日)

b. その他

『萬朝報』

『中外商業新報』

『大韓毎日新報』

『毎日申報』

『東亜日報』

(2) 雑誌

a. 在朝日本人刊行(→:改題)

『韓半島』

『朝鮮』→『朝鮮及滿洲』

『朝鮮公論』

『朝鮮之実業』→『滿韓之実業』

『朝鮮評論』(釜山)

『朝鮮教育会雑誌』→『朝鮮教育研究会雑誌』→『朝鮮教育』

『朝鮮協会会報』(韓国檀国大学校東洋学研究所編『開化期日本民間人の朝鮮調査報告資料集』第3巻、2002年)(1902年7月～1905年4月)

『富之朝鮮』→『新半島』

『仁川商業會議所月報』

b. その他

『日本及日本人』

『太陽』

『全國神職会会報』

『神社協会雑誌』

『開闢』

3. 在朝日本人の各種団体・組合資料(時期順)

京城居留民団『居留民団写真帖』、発行年度不明。(東京経済大学図書館所蔵、1907年頃)

仁川居留民団『仁川勝景写真帖(上下)』、発行年度不明。(宮内公文書館所蔵、1907年頃)

仁川日本人商業會議所編『明治四十年仁川日本人商業會議所報告』、1908年。

仁川日本人商業會議所編『仁川港外国貿易年報』、1909年。

仁川經濟研究会『仁川港ノ築港ヲ要スル理由書』、1909年。

京城居留民団役所編『現行京城居留民団規則類集』、1911年。

釜山居留民団役所『釜山居留民団例規集』、1909年。

京城日報社編『府及学校組合法規提要』、1914年。(大邱広域市立中央図書館所蔵)

京城協賛会残務取扱所『始政五年記念朝鮮物産共進会京城協賛会報告』、1916年。

仁川商業會議所編『仁川商工案内一付商工人名録』仁川商業會議所、1916年

永留信孝編『全鮮内地人実業家有志懇話会速記録』懇話会事務所、1920年。

秋山満夫『株式会社仁川米豆取引所沿革』仁川米豆取引所、1922年。
港湾協会仁川協賛会『仁川』、1925年。(渋川写真機店写真部撮影、韓国仁川花島鎮図書館所蔵)
山本精一編『(開港満三十五年記念)木浦写真帖』木浦新報社、1932年。
岡本保誠編『仁川商工会議所五十年史』仁川商工会議所、1934年。
阿部薫『朝鮮取引所史』民衆時論社、1935年。
大曲美太郎編『龍頭山神社史料』龍頭山神社社務所、1936年。
岩下伝四郎編『大陸神社大観』大陸神道連盟、1941年。(復刻版:ゆまに書房、2005年)

4. 渡韓・朝鮮移住案内書(時期順)

林武一編『朝鮮案内』東京築地活版製造所、1891年。
青柳綱太郎『韓国殖民策——一名韓国殖民案内』輝文館・日韓書房、1908年。
朝鮮日々新聞社編『百円小資本の渡韓成功法』、1910年。
東洋拓殖株式会社編『朝鮮移住手引草』、1911年。
東洋拓殖株式会社編『改正朝鮮移住手引草』、1915年。

5. 人物記録・朝鮮紳士録(時期順)

中田孝之介編『在韓人士名鑑』木浦新報社、1905年。
鈴木庸之助編『日韓商工人名録』実業興信所、1908年。
高橋刀川『在韓成功之九州人』虎與号書店、1908年。
京城新報社『朝鮮紳士録』日韓印刷株式会社、1909年。
大村友之丞編『朝鮮貴族列伝』朝鮮研究会、1910年。
川端源太郎『朝鮮在住内地人実業家人名辞典』第1編、朝鮮実業新聞社、1913年。
田内竹葉・清野秋光編『新朝鮮成業名鑑』朝鮮研究会、1917年。
朝鮮公論社編『在朝鮮内地人紳士名鑑』、1917年。
朝鮮中央経済会編『京城市民名鑑』、1922年。
西村緑也編『朝鮮満洲南支四国人発展史』四国人発展史編纂社、1924年。
中村資良『京城仁川職業名鑑』東亜経済時報社、1926年。
畑本逸平編『咸鏡南道事業と人物名鑑』咸南新報社、1927年。
校友調査会編『帝国大學出身名鑑』、1932年。
淵上福之助『朝鮮と三州人』鹿児島新聞社京城支局、1933年。
阿部薫編『朝鮮功労者銘鑑』民衆時論社・朝鮮功労者銘鑑刊行会、1935年。
朝鮮総督府編『朝鮮総督府始政二十五周年記念表彰者名鑑』、1935年。
朝鮮新聞社内朝鮮人事興信録編纂部編『朝鮮人事興信録』、1935年。
笠田敏二『(朝鮮及満州に)活躍する岡山県人』第一巻、1936年。

6. 朝鮮地誌・地域史資料(時期順)

- 青山好恵『仁川事情』朝鮮新報社、1892年。
- 小川雄三(薬師寺知臈)編『新撰仁川事情』朝鮮新報社、1898年。
- 信夫淳平『韓半島』東京堂書店、1901年。
- 小川雄三編『(開港二十年記念出版)仁川繁昌記』朝鮮新報社(仁川)、1903年。
- 山本庫太郎『最新朝鮮移住案内』民友社、1904年。
- 相沢仁助『韓国二大港実勢』日韓昌文社(釜山)、1905年。
- 相沢仁助『韓国釜山港勢一斑』日韓昌文社(釜山)、1905年。
- 増谷安治『平壤案内記』北韓実業興振社、1906年。
- 三輪規・松岡琢磨編『富之群山』群山新報社、1907年。
- 諏方武骨『馬山繁昌記一慶南志稿』耕浦堂(馬山)、1908年。
- 加瀬和三郎『仁川開港二十五年史』玉鳴館(大阪)、1908年。
- 仁川開港二十五年記念会編『仁川開港二十五年史』、1908年。
- 上邨正巳『京城案内記』日韓書房、1908年。
- 朝鮮雑誌社編『最近韓国要覧』日韓書房、1909年。
- 古江香夢『清津港』咸北日報社(羅南)、1909年。
- 浅岡重喜『北韓案内』北韓新報社(清津)、1909年。
- 川端源太郎『京城と内地人』日韓書房、1910年。
- 群山南韓鉄道期成同盟会編『湖南鉄道と群山』、1910年。
- 元山毎日新聞社編『東朝鮮一名元山案内』元山毎日新聞社、1910年。
- 鎮南浦新報編輯部編『鎮南浦案内記』鎮南浦新報社、1910年。
- 岡本嘉一『開城案内記』開城新報社(開城)、1911年。
- 桑原秀雄『併合後の仁川』朝鮮新聞社、1911年。
- 田口春二郎『最新朝鮮一斑』日韓書房、1911年。
- 朝鮮総督府慶州郡庁編『朝鮮慶尚北道慶州郡政治一斑』、1911年。
- 三輪如鉄『朝鮮大邱一斑』杉本梁江堂(大阪)、1911年。
- 平井斌夫・九貫政二『馬山と鎮海湾』濱田新聞店(馬山)、1911年。
- 山道襄一『朝鮮半島』日韓書房、1911年。
- 和田孝志『新義州史一附人物月旦』島田叢文館(新義州)、1911年。
- 木村静雄『(新羅旧都)慶州誌』、1912年。
- 京城居留民団役所編『京城發達史』、1912年。
- 杉山萬太『鎮海』鎮海印刷社、1912年。
- 大邱新聞社編『鮮南要覧:慶北之部』大邱新聞社、1912年。

森田福太郎『釜山要覧』釜山商業會議所、1912年。
三輪如鉄『大邱一斑』(訂正増補)、玉村書店、1912年。
大野仁夫(秋月)『南鮮宝窟濟州島』吉田博文堂(釜山)、1912年。
福崎毅一編『京仁通覧』中村三一郎(大阪)、1912年。
青柳綱太郎(南冥)『新朝鮮及新満州』朝鮮雜誌社、1913年。
青柳綱太郎『新撰京城案内』朝鮮研究会、1913年。
尾西要太郎編『鮮南發展史』朝鮮新聞社、1913年。
片岡議『宝庫の全南』片岡商店(光州)、1913年。
群山日報編輯局編『全北忠南之主腦地一附活動ノ人』、1913年。
伊作友八(藍溪)『晋州案内』(改訂増補)、1914年。
石井彦三編『元山案内』元山商業會議所、1914年。
酒井政之助『發展せる水源』、1914年。
朝鮮雜誌社編『新朝鮮及新満洲』朝鮮雜誌社、1914年。
富村六郎・木原準一郎(孤城)編『忠南論山發展史』、1914年。
平壤民団役所編『平壤發展史』民友社(東京)、1914年。
守永新三『全羅北道案内』全北日日新聞社(全州)、1914年。
木浦誌編纂会編『木浦誌』、1914年。
青柳綱太郎『最近京城案内記』朝鮮研究会、1915年。
石原留吉『京城案内』京城協賛会、1915年。
岡良助『京城繁昌記』博文社(京城)、1915年。
岡庸一編『馬山案内』馬山商業會議所馬山協賛会、1915年。
酒井俊三郎『鳥致院發展誌』朝鮮新聞忠清総支社、1915年。
酒井政之助編『華城の影』酒井出版部、1915年。
大邱府編『大邱民団史』秀英舎(東京)、1915年。
始政五年記念共進会開城協賛会編『開城案内記』、1915年。
始政五年記念朝鮮物産共進会編『朝鮮案内』、1915年。
始政五年記念朝鮮物産共進会慶尚南道協賛会『慶尚南道案内』秀英舎(東京)、1915年。
始政五年記念朝鮮物産共進会群山協賛会編『群山案内』、1915年。
始政五年記念朝鮮物産共進会全羅北道協賛会『実業手引草』全北日々新聞社(全州)、1915年。
忠清南道庁編『忠清南道案内』湖南日報社(大田)、1915年。
平壤名勝旧跡保存会編『平壤之現在及将来』、1915年。
山下英爾編『湖南寶庫裡里案内一附近接地事情』惠美須屋書店(益山)、1915年。
金谷雅城『忠州發展誌』金谷商会(忠州)、1916年。
国井天波『大清津港』元山毎日新聞社、1916年。

高尾新右衛門編『元山發展史』啓文社(大阪)、1916年。
朝鮮新聞社編『始政五年記念朝鮮産業界』朝鮮新聞社(仁川)、1916年。
釜山甲寅会『日鮮通交史一附釜山史』古代記・近代記、1915・1916年。
北村友一郎編『光州地方事情』龍野書店、1917年。
田中市之助(麗水)『大田發展誌』、1917年。
長岡源次兵衛『蔚山案内』蔚山郡、1917年。
阿部辰之助『京城案内記』京城調査会、1918年。
阿部辰之助『大陸之京城』京城調査会、1918年。
辻^{つじ}捨藏(無門)『金泉發展誌』、1918年。
朝鮮民報社編輯局編『慶北産業誌』朝鮮民報社(大邱)、1920年。
佐瀬直衛編『最近大邱要覽』大邱商業會議所、1920年。
間城益次『平壤案内:Guide of Heijo』平壤商業會議所、1920年。
佐瀬直衛『最近大邱要覽一附商工人名録』大邱商業會議所、1920年。
田中市之助編『忠南産業誌』大田実業協会、1921年。
高尾新右衛門(白浦)『大陸發展策より見たる元山港』東書店、1922年。
酒井政之助『水源』酒井出版部、1923年。
吉田由巳『大邱案内一附商工人名録』大邱商業會議所、1923年。
菊池謙讓『朝鮮諸国記』大陸通信社(京城)、1925年。
保高正記・村松祐之『群山開港史』、1925年。
諏方史郎『馬山港誌』朝鮮史談会、1926年。
前田力編『鎮南浦府史』鎮南浦府史發行所、1926年。
江原道編『江原道々勢要覽』江原道(春川)、1926年。
萩森茂編『京城と仁川』大陸情報社、1929年。
木浦府編『木浦府史』、1930年。
萩森茂編『朝鮮の都市一京城と仁川』大陸情報社、1931年。
仁川府庁編『仁川府史』、1933年。
京城府編『京城府史』第一卷、1934年。
京城府編『京城府史』第二卷、1936年。
京城府編『京城府史』第三卷、1941年。
大邱府編『大邱府史』、1943年。
亀田正編『全州府史』、1943年。

6. 官庁出版資料

(1) 公使館・領事館刊行資料

二口美久(元山領事館二等領事)編『在朝鮮国元山港領事館制定諸規則便覽』、1896年。
釜山領事館編『釜山領事館制定諸規則』、発行年度不明。(釜山市民図書館所蔵、1905年頃)
釜山理事庁編『(明治四十二年六月三十日現行)釜山理事庁法規類集』、1909年。
大韓民國文教部國史編纂委員會編『駐韓日本公使館記録』第5卷、1988年。
大韓民國文教部國史編纂委員會編『駐韓日本公使館記録』第7卷、1989年。
国史編纂委員会編『駐韓日本公使館記録』第26卷、1998年。

(2) 韓国統監府・理事庁(時期順)

統監府『公報』、各年度版。
統監府『韓国ニ関スル条約及法令』、1906年。
統監府総務部『韓国事情要覽』第2輯、1907年。
吉野勝・吉田英三郎『居留民団法要義』、1906年。
統監府総務部内事課『在韓本邦人狀況一覽表』、太田音次郎(東京)、1907年。
統監府『統監府施政一斑』、1907年1月。
統監官房文書課『第一次統監府統計年報』、1907年。
統監府『第二次統監府統計年報』、1908年。
統監府『韓国最近事情一覽』、1908年。
統監府『第三次統監府統計年報』、1909年。
統監府編『韓国条約類纂一附各国関税対照表』、1908年。
統監官房『韓国施政年報 明治三十九年・明治四十年』、1908年。
統監府地方部『民団制度実例』、1908年5月。
統監府『統監府法規提要』、1908年・1910年。
統監府地方部『居留民団事情要覽』、1909年。
統監府『在韓国本邦人学事概況(明治四三年四月調)』、1910年。
統監府『第二次韓国施政年報 明治四十一年』、1910年。
統監府編『日韓併合記念大日本帝国朝鮮写真帖』、1910年。
群山理事庁『群山理事庁管内狀況』、1910年。(「外務省記録」1-5-3-11「統監府政況報告並雜報」に所収)

(3) 朝鮮總督府(時期順)

朝鮮總督府『朝鮮總督府官報』、各年度版。
朝鮮總督府『朝鮮總督府統計年報』、各年度版。
朝鮮總督府『朝鮮總督府月報』→『朝鮮彙報』
朝鮮總督府『居留民団』、発行年度不明。(韓国国立中央図書館所蔵、1911年頃)

朝鮮総督府『第四次朝鮮総督府統計年報』、1911年。(1909年末の統計)
朝鮮総督府『在朝鮮各国居留地平面図』、1911年。(韓国釜山市民図書館所蔵)
朝鮮総督府内務部地方局地方課編『地方行政例規』、1911年。
朝鮮総督府総務部外事局編『外国居留地統計』、1911年。
朝鮮総督府『第三次施政年報 明治四十二年』、1912年。
朝鮮総督府『臨時恩賜金授産事業写真帖』、1913年。
朝鮮総督府内務部学務局『朝鮮教育要覧』、1915年。
朝鮮総督府『朝鮮施政ノ方針及実績』、1915年。
朝鮮総督府『朝鮮法令輯覧』巖松堂書店、1915年。
朝鮮総督府『始政五年記念朝鮮物産共進会報告書』第1・2・3巻、1916年。
朝鮮総督府『総督訓示集』第2輯、1916年。
朝鮮総督府『朝鮮ノ保護及併合』、1918年。
発行者不明『仁川築港工事概要』、刊行年度不明。(東京大学総合図書館所蔵、1918年頃と推定)
朝鮮総督官房土木局仁川出張所『仁川築港工事図譜』、1919年。
朝鮮総督官房土木局仁川出張所『仁川築港工事図譜解説』、1919年。
朝鮮総督府『朝鮮教育要覧』、1919年。
朝鮮総督府学務局『内地人教育の状況』、1921年。
朝鮮総督府庶務部調査課『朝鮮に於ける内地人』、1923年。(筆者は善生永助)
朝鮮総督府『朝鮮の人口現象』調査資料第22輯、1927年。
朝鮮総督府『昭和十九年五月一日一人口調査結果報告其の一』、1944年9月。
発行者不明『朝鮮に於ける地方制度の沿革』、発行年度不明。

(4) 外務省・その他

外務省『大日本国・大朝鮮国条約便覧: 附・韓英条約』、1895年。
尾崎敬義『人口問題と朝鮮移民(朝鮮に於ける内地移住民の過去現在及将来)』、刊行年度不明(1924年と推定)。
外務省編『日本外交文書』第10巻～第45巻、1949年～1963年。
外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻、原書房、1965年。
厚生省援護局庶務課記録係『引揚援護の記録』続々編、1963年。

7. 自伝、伝記、回顧録、日記類(時期順)

薄田斬雲『暗黒なる朝鮮』日韓書房、1908年。
宇都宮高三郎(京城通信社)編『新天地』日韓書房、1910年。
大日本実業協会『韓国併合記念史』第4版、1912年。

中井錦城『朝鮮回顧録』糖業研究会出版部、1915年。
鮮于日『共進会実録』博文社(京城)、1916年。
幣原坦『朝鮮教育論』六盟館、1919年。
小松緑『朝鮮併合之裏面』中外新論社、1920年。
黒田甲子郎編『元帥寺内伯爵傳』元帥寺内伯爵伝記編纂所、1920年。
大村友之丞『京城回顧録』朝鮮研究会、1922年。
弓削幸太郎『朝鮮の教育』自由討究社、1923年。
権藤四郎介『李王宮秘史』朝鮮新聞社、1926年。
釈尾春苜『朝鮮併合史』朝鮮及満洲社、1926年。
小松緑編『伊藤公全集』第2巻、伊藤公全集刊行会(東京)、1927年。
藤村徳一編『居留民之昔物語』朝鮮二昔会事務所、1927年。
青柳綱太郎(南冥)『朝鮮政治史論』京城新聞社、1928年。
橋本豊太郎『おもひ出草』、1928年。
徳富猪一郎『素空山縣公伝』山縣公爵伝記編纂会、1929年。
阪井清『京城医師会二五周年誌』、1932年。
北川吉昭編『山口太兵衛翁』山口太兵衛翁表彰会、1934年。
朝鮮新聞社編『朝鮮統治の回顧と批判』、1936年。
小原新三『草をむしる』、1942年。
故宇佐美勝夫氏記念会編『宇佐美勝夫氏之追憶録』故宇佐美勝夫氏記念会、1943年。
和田八千穂・藤原喜蔵編『朝鮮の回顧』近澤書店、1945年。
松井茂先生自伝刊行会編『松井茂自伝』、1952年。
中村健太郎『朝鮮生活五十年』新潮社、1969年。
村松武司『朝鮮植民者—ある明治人の生涯』三省堂、1972年。
猪又正一『私の東拓回顧録』竜溪書舎、1978年。
碓井隆次『京城四十年』生活史、1980年。
山本四郎編『寺内正毅日記:1900~1918』京都女子大学、1980年。
大韓民国国史編纂委員会編『尹致昊日記』第7~11巻、1986~1989年。
「未公開資料 朝鮮総督府関係者 録音記録(9)」『東洋文化研究』第10号、学習院大学東洋文化研究所、2008年。
尚友倶楽部児玉秀雄関係文書編集委員会『児玉秀雄関係文書』同成社、2010年。
20世紀民衆生活史研究団編『스기야마토미杉山とみ』韓国民衆口述列伝第47、눈빛、2011。
「未公開資料 朝鮮総督府関係者 録音記録(16)—1910年代の朝鮮総督府」『東洋文化研究』第17号、学習院大学東洋文化研究所、2015年。

8. 資料集・文献目録(時期順)

高橋梵仙編『日本地方誌目録・索引』大東文化大学東洋研究所、1969年。

末松保和編『朝鮮研究文献目録 論文・記事編(Ⅱ)』東洋学文献センター、1972年。

大韓民国国会図書館『統監府法令史料集 上・中・下』、1972年～1973年。

琴秉洞『史料雑誌に見える近代日本の朝鮮認識—韓国併合前後』緑蔭書房、1977年。

市川正明編『韓国併合資料』1～3巻、原書房、1978年。

渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成』(朝鮮編)、龍溪書舎、1988年～1991年。

外務省外交史料館編『外交史料館所蔵 外務省記録総目録〔戦前記〕』第1巻(明治大正篇)、原書房、1992年。

朝鮮史研究会編『戦後日本における朝鮮史文献目録—1945～1991』緑蔭書房 1994年。

「韓国地理歴史風俗誌叢書」景仁文化社、1995年。

「韓国併合史研究資料」龍溪書舎、1995年～2011年。

園部裕之編『日本人の朝鮮認識に関する研究文献目録』緑蔭書房、1996年。

海野福寿編『韓国併合始末関係資料、不二出版、1998年。

近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識』(資料編韓国部)、龍溪書舎、1999年。

行政自治部政府記録保存所編『政府記録保存所 日帝文書解題—外事編—』、2001年。

水野直樹編『朝鮮総督府諭告・訓示集成』第1巻、緑蔭書房、2001年。

芳賀登・杉本つとむ・森陸彦編『日本人物情報大系』(朝鮮編)、皓星社、2001年。

檀国大学校東洋学研究所編『開化期日本民間人の朝鮮調査報告資料集』第1～4巻、東洋学叢書第15輯、2001年～2002年。

『社史で見る日本経済史』植民地編、ゆまに書房、2001年～2004年。

『『全国神職會會報』総目次』神社本庁教学研究所、2007年。

韓日比較文化研究センター『朝鮮公論 別巻索引(記事・人名)』オークラ情報サービス、2007年。

任城模編『朝鮮及満州別巻(記事・人名)』オークラ情報サービス、2007年。

国史編纂委員会編『日本 中国所在 韓国史資料 調査報告』海外資料叢書22巻、国史編纂委員会、2010年。

9. その他の資料(写真帖など)(時期順)

朝日新聞写真班撮影『ろせった丸満韓巡遊記念写真帖』東京朝日新聞会社、1906年。

堤葦狭穂『横浜発達史：開港五十年記念』横浜発達史発行所、1909年。

東京水産学会編『韓国漁業法規集』水産書院、1909年。

藤崎常治郎『東川村発達史』上条虎之甫、1910年。

杉市郎平編『併合記念朝鮮写真帖』新半島社(京城)、1910年。

朝鮮総督府鉄道局編『釜山鴨緑江間写真帖』、1911年。

森田栄『布哇日本人発展史』、1915年。

小国梧城『夕張發達史』小林近江堂、1915年。

朝鮮写真通信社『朝鮮写真画報』共進会記念号(第7号)、1915年。(学習院大学友邦文庫所蔵)

東洋拓殖株式会社編『東拓十年史』、1918年。

中村資良編『朝鮮銀行会社要録』東洋經濟時報社、1921・1929・1933年。

廣井勇『築港』後編(改訂増補第3版)、丸善、1921年。

南滿洲鐵道株式會社京城管理局編『朝鮮之風光 trip in Chosen』、1922年。

廣井勇『築港』後編(改訂増補第4版)、丸善、1925年。

廣井勇『日本築港史』丸善、1927年。

出版者不明『仁川写真帖』、1941年。(韓国仁川花島鎮図書館所蔵)

仁川直轄史編纂委員会編『仁川開港100年史』、1983年。

『日本近代思想大系 23 風俗・性』岩波書店、1990年。

『韓国仁川写真帖(乾・坤)』、発行年度不明。(学習院大学友邦文庫所蔵)

10. 西洋人の記録

Bourdaret, Emile. “En Corée” Plon—Nourrit, 1904.(정진국訳『대한제국 최후의 숨결』글항아리、2009.)

Hulbert, B. Homer. “The passing of Korea” Page & Company, 1906.(申福龍訳『대한제국 멸망사』한말의 국인기록 1、集文堂、1999.)

Zabel, Rudolf. “Meine Hochzeitsreise durch Korea während des Russisch—japanischen Krieges(Altenburg、S.A.:Stephan Geibel Verlag、1906.(이상희訳『독일 부부의 한국 신혼여행 1904』도서출판살림、2009.)

II. 参考文献

1. 日本語文献(五十音順)

(1) 研究書

青井哲人『植民地神社と帝国日本』吉川弘文館、2005年。

青野正明『帝国神道の形成—植民地朝鮮と国家神道の論理』岩波書店、2015年。

蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版、2008年。

有馬学『国際化の中の帝国日本』中央公論社、1999年。

アルベール・メンミ(渡辺淳訳)『植民地—その心理的風土—』三一書房、1959年。

石井寛治『日本の産業革命—日清・日露戦争から考える』朝日新聞社、1997年。

板垣竜太『朝鮮近代の歴史民族誌—慶北尚州の植民地経験—』明石書店、2008年。

伊藤幸司・永島広紀・日比野利信編『寺内正毅と帝国日本—桜園寺内文庫が語る新たな歴史像』勉誠出版、2015年。

伊藤之雄『明治天皇—むら雲を吹く秋風にはれそめて—』ミネルヴァ書房、2006年。

- _____『伊藤博文—近代日本を創った男』講談社、2009年。
- _____『山県有朋—愚直な権力者の生涯』文芸春秋、2009年。
- _____『伊藤博文をめぐる日韓関係』ミネルヴァ書房、2011年。
- 伊藤之雄・李盛煥編『伊藤博文と韓国統治—初代韓国統監をめぐる百年目の検証』ミネルヴァ書房、2009年。
- 磯前順一・尹海東編『植民地朝鮮と宗教—帝国史・国家神道・固有信仰』三元社、2013年。
- 稲葉継雄『旧韓国～朝鮮の日本人教員』九州大学出版会、2001年。
- 稲葉継雄『旧韓国～朝鮮の「内地人」教育』九州大学出版会、2005年。
- 井上寿一『第一次世界大戦と日本』講談社、2014年。
- 今井清一編『成金天下』筑摩書房、2008年。
- 今泉裕美子・柳沢遊・木村健二編『日本帝国崩壊期「引揚げ」の比較研究』日本経済評論社、2016年。
- 李炯植『朝鮮総督府官僚の統治構想』吉川弘文館、2013年。
- 色川大吉『明治精神史』上下巻、岩波書店、2008年(初出は、黄河書房、1964年)。
- _____『明治の文化』岩波書店、2007年(初出は、1970年)。
- _____『民衆史—その一〇〇年』講談社、1991年。
- 生方敏郎『明治大正見聞史』中央公論社、1978年(初出は、春秋社、1926年)。
- 内海愛子・梶村秀樹・鈴木啓介編『朝鮮人差別とことば』明石書店、1986年。
- 海野福寿『韓国併合史の研究』岩波書店、2000年。
- 遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍—満洲・朝鮮・台湾』明石書店、2010年。
- 大石嘉一郎『近代日本の地方自治』東京大学出版会、1990年。
- 大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地』第3巻、岩波書店、1993年。
- 大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地』第5巻、岩波書店、1993年。
- 大門正克『戦争と戦後を生きる』全集日本の歴史第15巻、小学館、2009年。
- 大塚久雄『共同体の基礎理論』岩波書店、2000年。(初出は1955年)。
- 岡部牧夫『海を渡った日本人』山川出版社、2002年。
- 岡義武『山県有朋—明治日本の象徴』岩波書店、1958年。
- 小川原広幸『伊藤博文の韓国併合構想と朝鮮社会』吉川弘文館、2009年。
- 笠間賢二『地方改良運動期における小学校と地域社会—「教化ノ中心」としての小学校』日本図書センター、2003年。
- 梶村秀樹著作集刊行委員会・編集委員会編『梶村秀樹著作集』第1巻()、明石書店、1992年。
- 片山慶隆『小村寿太郎—近代日本外交の体現者』中央公論新社、2011年。
- 加藤陽子『戦争の日本近現代史』講談社、2002年。
- 鹿野政直『資本主義形成期の秩序意識』筑摩書房、1969年。
- 姜東鎭『日本の朝鮮支配政策史研究—1920年代を中心に』東京大学出版会、1979年。
- _____『日本言論界と朝鮮—1910～1945』法政大学出版局、1984年。

木畑洋一『支配の代償—英帝国の崩壊と「帝国意識」』東京大学出版会、1987年。
_____『イギリス帝国と帝国主義—比較と関係の視座—』有志舎、2008年。
金富子『植民地期朝鮮の教育とジェンダー—就学・不就学をめぐる権力関係』世織書房、2005年。
木村健二『在朝日本人の社会史』未来社、1989年。
木村健二・柳沢遊編『戦時下アジアの日本経済団体』日本経済評論社、2004年。
木村健二・坂本悠一編『近代植民地都市釜山』桜井書店、2007年。
九州大学韓国センター編『九州大学韓国研究センター10年のあゆみ<植民地研究論集>』、2010年。
國雄行『博覧会の時代—明治政府の博覧会政策』岩田書院、2005年。
_____『博覧会と明治の日本』吉川弘文館、2010年。
黒瀬郁二『東洋拓殖会社—日本帝国主義とアジア太平洋』日本経済評論社、2003年。
高吉嬉『「在朝日本人二世」のアイデンティティ形成—旗田巍と朝鮮・日本』桐書房、2001年。
国立歴史民俗博物館編『「韓国併合」100年を問う—2010年国際シンポジウム』岩波書店、2011年。
駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996年。
小松裕『「いのち」の帝国』小学館、2009年。
小林英夫編『植民地への企業進出—朝鮮会社令の分析』柏書房、1994年。
小林英夫編『帝国という幻想』青木書店、1998年。
高秉雲『近代朝鮮租界史の研究』雄山閣出版、1987年。
小峰和夫『満洲紳士録の研究』吉川弘文館、2010年。
今野真二『百年前の日本語—書きことばが揺れた時代』岩波書店、2012年。
齋藤純一『公共性』岩波書店、2000年。
坂本紀子『明治前期の小学校と地域社会』梓出版社、2003年。
佐藤由美『植民地教育政策の研究—朝鮮・1905～1911』龍溪書舎、2000年。
島菌進『国家神道と日本人』岩波書店、2010年。
新城道彦『天皇の韓国併合：王公族の創設と帝国の葛藤』法政大学出版局、2011年。
_____『朝鮮王公族—帝国日本の準皇族』中央公論社、2015年。
菅浩二『日本統治下の海外神社—朝鮮神宮・台湾神社と祭神』弘文堂、2004年。
須田努『アイコンの崩壊まで』青木書店、2008年。
高崎宗司『植民地朝鮮の日本人』岩波新書、2002年。
高橋実『自治体史編纂と史料保存』岩田書院、1997年。
滝井一博『文明史のなかの明治憲法—この国のかたちと西洋体験』講談社、2003年。
_____『伊藤博文—知の政治家』中央公論新社、2010年
武田幸男編『朝鮮史』山川出版社、2000年。
千葉攻『桂太郎—外には帝国主義、内には立憲主義』中央公論新社、2012年。
趙景達『近代朝鮮と日本』岩波書店、2012年。

- _____『植民地朝鮮と日本』岩波書店、2013年。
- 朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』名古屋大学出版会、2011年。
- 塚瀬進『満州の日本人』吉川弘文館、2004年。
- 辻子実『侵略神社』新幹社、2007年。
- 外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究—形成・構造・変容』緑蔭書房、2004年。
- 中内二郎『居留民団の研究』三通書局、1941年。
- 中塚明『近代日本の朝鮮認識』研文出版、1993年。
- 中村均『韓国巨文島につぼん村』中公新書、1994年。
- 永原慶二『20世紀日本の歴史学』吉川弘文館、2003年。
- 波形昭一編『近代アジアの日本人経済団体』同文館、1997年。
- 成田龍一『大正デモクラシー』岩波書店、2007年。
- _____『近現代日本史と歴史学』中央公論新社、2012年。
- 西尾達雄『日本植民地下朝鮮における学校体育政策』明石書店、2003年。
- 日本植民地研究会編『日本植民地研究の現状と課題』アテネ社、2008年。
- 植垣節也・橋本雅之編『風土記を学ぶ人のために』世界思想社、2001年。
- 橋谷弘『帝国日本と植民地都市』吉川弘文館、2004年。
- 旗田巍編『シンポジウム・日本と朝鮮』勁草書房、1969年。
- 旗田巍『日本人の朝鮮観』勁草書房、1969年。
- _____『朝鮮と日本人』勁草書房、1983年。
- 原武史『大正天皇』朝日新聞社、2000年。
- 林廣茂『幻の三中井百貨店—朝鮮を席卷した近江商人・百貨店王の興亡』晩聲社、2004年。
- 朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配(上)』青木書店、1973年。
- 土方苑子『東京の近代小学校』東京大学出版会、2002年。
- ひろたまさき『差別からみる日本の歴史』解放出版社、2008年。
- _____『日本帝国と民衆意識』有志舎、2012年。
- 藤村道生『日清戦争前後のアジア政策』岩波書店、1995年。
- 布野修司編『近代世界システムと植民都市』京都大学学術出版会、2005年。
- 古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』緑蔭書房、1996年。(初出は、京都大学人文科学研究所、1994年。)
- 本間千景『韓国「併合」前後の教育政策と日本』思文閣出版、2010年。
- 前田愛『都市空間のなかの文学』前田愛著作集第5巻、筑摩書房、1989年。
- 牧原憲夫『客分と国民のあいだ—近代民衆の政治意識』吉川弘文館、1998年。
- 松尾尊兌『大正デモクラシー』岩波書店、2001年。(初出は、1974年。)
- 松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察：一九〇五～一九四五年』校倉書房、2009年。
- 松田利彦編『植民地帝国日本における支配と地域社会』国際研究集会報告書第40集、国際日本文化センター、

2013年。

松田利彦・陳延媛編『地域社会から見る帝国日本と植民地—朝鮮・台湾・満洲—』思文閣出版、2013年。

松原孝俊編『緊急調査—20世紀を日本統治期朝鮮半島で生活した民衆のライフストーリー調査』科学研究費助成金研究報告書、九州大学、2006年。

松本武祝『朝鮮農民の〈植民地近代〉経験』社会評論社、2005年。

水野直樹編『生活の中の植民地主義』人文書院、2004年。

水本邦彦『村—百姓たちの近世』岩波書店、2015年。

宮嶋博史・金容徳編『近代交流史と相互認識Ⅱ』慶応義塾大学出版会、2005年。

宮地正人『日露戦後政治史の研究—帝国主義形成期の都市と農村』東京大学出版会、1973年。

森田芳夫『朝鮮終戦の記録—米ソ両軍の進駐と日本人の引揚』巖南堂書店、1964年。

————『朝鮮渡航と引揚の記録』、1980年。

森山茂徳『近代日韓関係史研究—朝鮮植民地化と国際関係』東京大学出版会、1987年。

————『日韓併合』吉川弘文館、1992年。

森山茂徳・原田環編『大韓帝国の保護と併合』東京大学出版会、2013年。

安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』平凡社ライブラリー、1999年(初出は、青木書店、1974年)。

————『神々の明治維新一神仏分離と廃仏毀釈』岩波書店、1979年。

柳沢遊『日本人の植民地経験—大連日本人商工業者の歴史』青木書店、1999年。

柳田國男『明治大正史 世相編』新装版、講談社、1993年(初出は、朝日新聞、1931年)。

山下達也『植民地朝鮮の学校教員—初等教育集団と植民地支配』九州大学出版会、2011年。

山路勝彦『近代日本の植民地博覧会』風響社、2008年。

山室信一『日露戦争の世紀—連鎖視点から見る日本と世界—』岩波書店、2005年。

尹健次『孤絶の歴史意識—日本国家と日本人』岩波書店、1990年。

横山源之助『日本の下層社会』岩波書店、1949年(初出は、教文館、1899年)。

由谷裕哉・時枝務編『郷土史と近代日本』角川学芸出版、2010年。

吉見俊哉『博覧会の政治学—まなざしの近代』中央公論社、1992年。

米谷匡史『アジア／日本』岩波書店、2006年。

歴史学研究会編『「韓国併合」100年と日本の歴史学—「植民地責任」論の視座から』青木書店、2011年。

和田春樹ほか編『岩波講座 東アジア近現代通史』第3巻、2010年。

(2) 研究論文

青井哲人「朝鮮の居留民奉斎神社と朝鮮総督府の神社政策」(『朝鮮学報』172輯、1999年)。

網島聖「明治後期地方都市における商工名鑑的「繁昌記」の出版—山内實太郎編『松本繁昌記』を事例に」(『史林』第93巻第6号、2010年11月)。

李圭洙「植民地期朝鮮における集団農業移民の展開過程」(『朝鮮史研究会論文集』第33集、1995年)。

- 井口和起「韓国併合」と日本近代史研究」(『東アジア近代史研究』第14号、ゆまに書房、2011年)。
- 石川捷治編「植民地朝鮮における日本人生活誌の再構成—木浦とその周辺地域を事例として」科学研究費助成研究の成果報告書、2006年。
- 石川亮太『近代アジア市場と朝鮮—開港・華商・帝国』名古屋大学出版会、2016年。
- 板垣竜太「植民地近代」をめぐって—朝鮮史研究における現状と課題—(『歴史評論』第654号、2004年10月)。
- 李泰文「1915年「朝鮮物産共進会」の構成と内容」(『慶應義塾大学日吉紀要 言語・文化・コミュニケーション』30号、2003年)。
- 伊藤之雄「伊藤博文の「メモ」は真筆の「メモ」の翻刻だ—水野直樹氏の所説への反論—(『日本史研究』第611号、2013年7月)。
- 李東勲『韓国併合』前後の在朝日本人社会—雑居地『京城』を中心に—(『年報地域文化研究』第14号、東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻、2010年)。
- _____「在朝日本人社会の「自治」と「韓国併合」—京城居留民団の設立と解体を中心に—(『朝鮮史研究会論文集』第49集、緑蔭書房、2011年)。
- _____「始政五年記念朝鮮物産共進会」と植民者社会—「武断政治」下における官民共同の催し—(『東アジア近代史』第18号、ゆまに書房、2015年)。
- 李昇燁「全鮮公職者大会—1924～1930」(『二十世紀研究』第4号、2003年12月)。
- _____「3・1運動期における朝鮮在住日本人社会の対応と動向」(『人文学報』第92号、京都大学人文科学研究所、2005年3月)。
- _____「植民地の「政治空間」と朝鮮在住日本人社会」京都大学大学院博士論文、2007年。
- _____「顔が変わる—朝鮮植民地支配と民族識別」(竹沢泰子編『人種の表象と社会的リアリティ』岩波書店、2009年)。
- _____「植民地・勢力圏における「帝国臣民」の在留禁止処分—「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」を中心に—(『人文学報』第106号、京都大学人文科学研究所、2015年4月)。
- 李淵植「朝鮮における日本人引揚げのダイナミズム—逃亡/引揚げ、送還/抑留、追放/懲罰の変奏曲」(蘭信三編『帝国崩壊とひとの再移動—引揚げ、送還、そして残留』勉誠出版、2011年)。
- _____「朝鮮半島における日本人送還政策と実態—南北朝鮮の地域差を中心に—(蘭信三編『帝国以後の人の移動—ポストコロニアリズムとグローバリズムの交錯点』勉誠出版、2013年)。
- 稲葉継雄「大邱中学校について—在朝鮮「内地人」学校の事例研究—(『大学院教育学研究紀要』第10号、九州大学、2007年)。
- 井上和枝「植民地朝鮮に行った鹿児島県出身者に対する基礎的考察」(九州大学朝鮮学研究会編『年報朝鮮学』第12号、2009年)。
- 今泉裕美子「近年の「引揚げ」研究の視点と本書の課題」(今泉裕美子・柳沢遊・木村健二編『日本帝国崩壊期「引揚げ」の比較研究』日本経済評論社、2016年)。

- 内田じゅん「植民地期朝鮮における同化政策と在朝日本人—同民会を事例として」(『朝鮮史研究会論文集』第41集、2003年)。
- 汪輝「上海居留民団における会社派と土着派の相克—中等教育機関の設置・運営をめぐって」(『日本の教育史学』第43集、2000年10月)。
- 大江志乃夫「山縣系と植民地武断統治」(大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地』第4巻、岩波書店、1993年)
- 大島美津子「明治末期における地方行政の展開—地方改良運動」(『東洋文化研究所紀要』第19冊、東京大学東洋文化研究所、1959年)。
- 小川原宏幸「韓国併合と朝鮮への憲法適用問題—朝鮮における植民地法制度の形成過程」(『日本植民地研究』第17号、2005年)。
- _____「武断政治と3・1独立運動」(和田春樹ほか編『岩波講座 東アジア近現代通史』第3巻、2010年)。
- 柏木敦「日本近代初等教育史研究の課題と展望—初等教育就学に関わる研究を中心として」(『日本教育史研究』第25号、2006年8月)。
- 梶村秀樹「植民地と日本人」(『日本生活史 8—生活の中の国家』河出書房新社、1974年)。
- _____「植民地での日本人」(金原左門編『地方文化の日本史 9 地方デモクラシーと戦争』文一総合出版、1978年)。
- _____「植民地支配者の朝鮮観」(『季刊三千里』通巻25号、1981年2月)。
- 糟谷憲一「日清戦争と朝鮮民衆」(『歴史評論』第532号、校倉書房、1994年8月)。
- _____「「韓国併合」—〇〇年と朝鮮近代史」(『朝鮮学報』219輯、2011年4月)。
- _____「朝鮮の植民地化と東アジア」(『歴史評論』第733号、校倉書房、2011年5月)。
- 加藤圭木「1930年代朝鮮における港湾都市羅津の「開発」と地域有力者」(『朝鮮史研究会論文集』第49集、緑蔭書房、2011年)。
- 河田敦子「市制町村制の成立過程における教育事務の国家化—学務委員規定に関する条項の消滅過程」(『日本の教育史学』第47集、2004年10月)。
- 顔杏如「植民地都市台北における日本人の生活文化—「空間」と「時間」における移植、変容—」(東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻、2009年11月)。
- 木畑洋一「イギリスの帝国意識—日本との比較の視点から」(木畑洋一編『大英帝国と帝国意識—支配の深層を探る—』ミネルヴァ書房、1998年)。
- 木村健二「明治期の日本居留民団」(『季刊三千里』通巻47号、1986年8月)。
- _____「近代日本の移民・植民活動と中間層」(『歴史学研究』613号、1990年11月)。
- _____「近代日本の移植民研究における諸論点」(『歴史評論』第513号、1993年1月)。
- _____「在外居留民の社会活動」(大江志乃夫ほか編『岩波講座近代日本と植民地』第5巻、岩波書店、1993年)。
- _____「朝鮮居留地における日本人の生活態様」(『一橋論叢』第115-2号、1996年)。

- _____「朝鮮における商業会議所連合会の決議事項—清津商工会議所を中心として」(波形昭一編『近代アジアの日本人経済団体』、同文館、1997年)。
- _____「明治期における朝鮮への人口移動—山口県熊毛郡旧別府村の場合—」(『人間と社会』第9号、東京農工大学、1998年)。
- _____「朝鮮進出日本人の営業ネットワーク—亀谷愛介商店を事例として」(杉山伸也・リンダ・グローブ編『近代アジアの流通ネットワーク』創文社、1999年)。
- _____「朝鮮総督府経済官僚の人事と政策」(波形昭一・堀越芳昭編『近代日本の経済官僚』、日本経済評論社、2000年)。
- _____「植民地下新義州在住日本人の異文化接触」(戸上宗賢編『交錯する国家・民族・宗教』、不二出版、2001年)。
- _____「明治期日本の調査報告書にみる朝鮮認識」(宮嶋博史・金容徳編『近代交流史と相互認識 I』慶応義塾大学出版会、2001年)。
- _____「朝鮮編: 解題」(『日本人物情報大系』第71巻、皓星社、2001年)。
- _____「東拓移民の送出過程—山口県吉敷郡旧仁保村を事例として—」(『経済史研究』第6号、大阪経済大学日本経済史研究所、2002年3月)。
- _____「在朝鮮日本人植民者の「サクセス・ストーリー」」(『歴史評論』第625号、校倉書房、2002年5月)。
- _____「朝鮮における経済統制の進行と経済団体」(木村健二・柳沢遊編『戦時下アジアの日本経済団体』日本経済評論社、2004年)。
- _____「釜山への日本人の進出と経済団体」(木村健二・坂本悠一『近代植民地都市釜山』九州大学社会文化研究所叢書 第5号、桜井書店、2007年)。
- _____「在朝日本人史研究の現状と課題—在朝日本人実業家の伝記から読み取り得るもの」(東国大学校文化学術院日本学研究所『日本学』35、2012年11月)。
- _____「日本人の引揚げに関する近年の研究動向」(今泉裕美子・柳沢遊・木村健二編『日本帝国崩壊期「引揚げ」の比較研究』日本経済評論社、2016年)。
- 木村礎^{もとい}「郷土史・地方史・地域史研究の歴史と課題」(朝尾直弘ほか編『岩波講座 日本通史』別巻 2 地域史研究の現状と課題、岩波書店、1994年)。
- 樽松かほる「近現代教育史の研究動向」(『日本の教育史学』第47集、2004年10月)。
- 駒込武「植民地教育史研究の課題と展望」(『日本教育史研究』第10号、1991年9月)。
- _____「「帝国史」研究の射程」(『日本史研究』第452号、2000年)。
- 小森丈広「大正大典期の地域社会と町村誌編纂事業」(『京都市歴史資料館紀要』第10号、1992年)。
- 小島勝「外国と植民地における日本人児童生徒の教育—その連続性と非連続性」(『植民地教育史研究年報』第1号、1998年)。
- 酒井裕美「甲申政変以前における朝清商民水陸貿易章程の運用実態—関連諸章程と楊花津入港問題を中心に」(『朝鮮史研究会論文集』朝鮮史研究会、第43集、2005年)。

- _____「最恵国待遇をめぐる朝鮮外交の展開過程—朝清商民水陸貿易章程成立以降を中心に—」(『大阪大学世界言語研究センター論集』第6号、2011年9月)。
- _____「朝米修好通商条約(1882年)における最恵国待遇をめぐる一考察」(『朝鮮学報』第229輯、2013年10月)。
- 坂口満宏「在外居留地・居留民研究の現在」(京都女子大学東洋史研究室編『東アジア海洋域圏の史的研究』京都女子大学研究叢刊39、2003年)。
- 咲本和子「皇民化」政策期の在朝日本人—京城女子師範学校を中心に」(『国際関係学研究(津田塾大)』25号、1999年)。
- 佐藤由美「韓国近代教育制度の成立と日本—日本人学務官僚による「普通学校令」の制定をめぐる」(『日本の教育史学』第39集、1996年10月)。
- _____「朝鮮半島に渡った教師たち—近代化と植民地化の狭間で—」(『教育』685、国土社、2003年2月)。
- 塩出浩之「明治立憲制の形成と「植民地」北海道」(『史学雑誌』第11巻3号、2002年)。
- 新城道彦「王公族の創設と日本の対韓政策—「合意的国際条約」としての韓国併合」(『東アジア近代史研究』第14号、ゆまに書房、2011年)。
- 菅浩二「併合以前の「韓国の神社」創建論—御祭神論を中心に—」(『神道宗教』第167、神道宗教学会、1997年9月)。
- 鈴木文「在朝日本人の世界」(趙景達編『植民地朝鮮—その現実と解放への道』東京堂出版、2011年)。
- 園部裕之「在朝日本人の参加した共産主義運動—1930年代における—」(『朝鮮史研究会論文集』第26集、1989年3月)。
- 高木博志「「郷土愛」と「愛国心」をつなぐもの」(『歴史評論』659、校倉書房、2005年3月)。
- 高崎宗司「ある「朝鮮通」の生きた道—細井肇の朝鮮論について」(『季刊三千里』通巻30号、1982年5月)。
- _____「在朝日本人と日清戦争」(大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地』第5巻、岩波書店、1993年)。
- 高橋進「帝国主義の政治理論」(大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地』第1巻、岩波書店、1993年)。
- 高林直樹「朝鮮における千葉村」(千葉県企画部広報県民課編『千葉県の歴史』30、1985年8月)。
- 田中則広「在朝日本人の映画製作研究—剣戟俳優遠山満の活動をめぐって」(『メディア史研究』第17号、2004年11月)。
- 田村貞雄「内国植民地としての北海道」(大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地』第1巻、岩波書店、1993年)。
- 池秀傑「日帝時代の在朝鮮「邑単位」日本人社会と朝鮮の「地方自治」—忠清南道公州・大田・鳥致院の事例を中心に」(宮嶋博史・金容徳編『近代交流史と相互認識Ⅱ』日韓共同研究叢書12、慶応義塾大学出版会、2005年)。
- 趙景達「武断政治と朝鮮民衆」(『思想』第1029号、岩波書店、2010年1月)。

- _____「「韓国併合」の論理とその帰結—アジア主義と同化主義の行方」(『朝鮮史研究会論文集』第49集、緑蔭書房、2011年)。
- 鄭然泰「日帝の地域支配・開発と植民地的近代性」(宮嶋博史・金容徳編『近代交流史と相互認識Ⅱ』日韓共同研究叢書12、慶応義塾大学出版会、2005年)。
- 月脚達彦「保護条約以後の「実力養成運動」の論理と活動—兪吉濬と漢城府民会を中心に」(『朝鮮学報』165輯、1997年10月)。
- _____「近代朝鮮の改革と自己認識・他者認識」(『歴史評論』第614号、校倉書房、2001年6月)。
- _____「近代朝鮮の条約における「平等」と「不平等」—日朝修好条規と朝米修好通商条約を中心に」(『東アジア近代史』第13号、ゆまに書房、2010年)。
- 外村大「植民地朝鮮に暮らした日本人」(原尻英樹・六反田豊・外村大編『日本と朝鮮比較・交流史入門—近世、近代そして現代』明石書店、2011年)。
- 戸邊秀明「ポストコロニアリズムと帝国史研究」(日本植民地研究会編『日本植民地研究の現状と課題』アテネ社、2008年)。
- 轟博志「朝鮮における日本人農業移住の空間展開」(蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』)不2出版、2008年)。
- 中川文雄「ヨーロッパ諸国の植民地主義、植民地都市建設と独立新国家の文化状況」(中川文雄・山田睦男編『植民地都市の研究』JCS連携研究成果報告8、国立民族学博物館地域研究企画交流センター、2005年)。
- 中島三千男「「海外神社」研究序説」(歴史科学協議会『歴史評論』第602号、校倉書房、2000年6月)。
- 永島広紀「日本統治期の朝鮮における〈史学〉と〈史料〉の位相」(『歴史学研究』795号、2004年11月)。
- _____「朝鮮総督府学務局による歴史教科書編纂と「国史／朝鮮史」教育—小田省吾から中村栄孝、そして申奭鎬へ」(日韓歴史共同研究委員会編『第二期日韓歴史共同研究報告書(教科書小グループ編)』、2010年)。
- _____「韓国統監府・朝鮮総督府における〈旧慣〉の保存と継承」(『東アジア近代史研究』第14号、ゆまに書房、2011年)。
- _____「朝鮮半島からの引揚と「日本人世話会」の救護活動」(増田弘編『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』慶應義塾大学出版会、2012年)。
- _____「保護国期の大韓帝国における「お雇い日本人」」(森山茂徳・原田環編『大韓帝国の保護と併合』、東京大学出版会、2013年)。
- _____「朝鮮編」(『植民地帝国人物叢書 解題』植民地帝国人物叢書別巻、ゆまに書房、2014年)。
- _____「朝鮮総督・寺内正毅」(伊藤幸司・永島広紀・日比野利信編『寺内正毅と帝国日本—桜園寺内文庫が語る新たな歴史像』、勉誠出版、2015年)。
- 並木真人「植民地期朝鮮人の政治参加について—解放後史との関連において—」(『朝鮮史研究会論文集』第31集、1993年)。

- _____「朝鮮における「植民地近代性」・「植民地公共性」・対日協力」(フェリス女学院国際交流学部編『国際交流研究』第5号、2003年3月)。
- _____「植民地朝鮮における「公共性」の検討」(三谷博編『東アジアの公論形成』、東京大学出版会、2004年)。
- 奈良岡聡智「イギリスからみた伊藤博文統監と韓国統治」(伊藤之雄ほか編『伊藤博文と韓国統治』、ミネルヴァ書房、2009年)。
- 成田龍一「引揚げに関する序章」(『思想』、2003年11月号)。
- _____「引揚げと抑留」(『岩波講座 アジア・太平洋戦争』第4巻、2006年)。
- 新稲法子「繁昌記物の研究序説」『兵庫大学短期大学部研究集録』32号、1999年。
- 西垣晴次「自治体史編纂の現状と問題点」(朝尾直弘ほか編『岩波講座日本通史』別巻2、岩波書店、1994年)。
- 西野玄「開港期初期、外務省の居留地設置政策—釜山居留地の設置から仁川開港まで」(『韓国言語文化研究』九州大学韓国言語文化研究会、2001年)。
- 西野玄「仁川居留地に関する1考察—仁川日本居留地埋立問題を中心に」(『朝鮮学報』194輯、2005年)。
- 朴俊炯「清国租界と韓国併合—植民地朝鮮という雑居空間の成立」(『朝鮮史研究会論文集』第49集、緑蔭書房、2011年)。
- 橋谷弘「1930・40年代朝鮮社会の性格をめぐって」(『朝鮮史研究会論文集』第27集、1990年3月)。
- _____「戦争と都市—植民地都市としてのソウル」(『歴史学研究』614号、1990年10月)。
- _____「NIES 都市ソウルの形成」(『朝鮮史研究会論文集』第30集、1992年)。
- _____「釜山・仁川の形成」(大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地』第3巻、岩波書店、1993年)。
- _____「植民地都市」(成田龍一編『近代日本の軌跡9 都市と民衆』、吉川弘文館、1993年)。
- 春山明哲「近代日本の植民地統治と原敬」(春山明哲・若林正文編『日本植民地主義の政治的展開—その統治体制と台湾の民族運動 1895～1934』アジア政経学会、1980年)。
- 日比野利信「陸軍長州閥と寺内正毅」(伊藤幸司・永島広紀・日比野利信編『寺内正毅と帝国日本—桜園寺内文庫が語る新たな歴史像』、勉誠出版、2015年)。
- 広瀬玲子「植民地朝鮮における愛国婦人会—1930年代を中心に」(『北海道情報大学紀要』第22巻第2号、2011年3月)。
- _____「植民地支配とジェンダー—朝鮮における女性植民者」(『ジェンダー史学』第10号、2014年)。
- 藤村道生「朝鮮における日本特別居留地の起源」(『名古屋大学文学部研究論集』35(史学12)、1965年3月)。
- 古屋哲夫「アジア主義とその周辺」(古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』緑蔭書房、1996年)。
- 本間千景「韓国「併合」前後の普通学校日本人教員聘用」(『朝鮮史研究会論文集』第43集、2005年)。
- マーク・カプリオ「朝鮮半島からの帰還—アメリカの政策と日本人の引揚げ」(小林英夫ほか編『戦後アジアにおける日本人団体』ゆまに書房、2008年)。
- 松田利彦「朝鮮における植民地官僚—研究の現状と課題—」(松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』思文閣出版、2009年)。

- _____「植民地支配と地域社会—朝鮮史研究における成果と課題—」(松田利彦・陳延媛編『地域社会から見る帝国日本と植民地—朝鮮・台湾・満洲—』思文閣出版、2013年)。
- _____「【解説】朝鮮総督府初期の日本人官吏—形成過程・構造・心性」(『東洋文化研究』第17号、学習院大学東洋文化研究所、2015年)。
- 松本武祝「「植民地的近代」をめぐる近年の朝鮮史研究—論点の整理と再構成の試み—」(宮島博史・李成市ほか編『植民地近代の視座—朝鮮と日本』岩波書店、2004年)。
- _____「植民地朝鮮における衛生・医療制度の改編と朝鮮人の反応」(『歴史学研究』834号、2007年11月)。
- _____「解説—植民地朝鮮農村に生きた日本人」(『東洋文化研究』第10号、学習院大学東洋文化研究所、2008年)。
- 水内俊雄「植民地都市大連の都市形成—1899～1945年」(『人文地理』第37-5号、人文地理学会、1985年)。
- 水野直樹「伊藤博文の「メモ」は「韓国統治構想」といえるものか—伊藤之雄氏の所説への疑問—」(『日本史研究』第602号、2012年10月)。
- 三ツ井崇「近代アカデミズム史学のなかの「日鮮同祖論」—韓国併合前後を中心に—」(『朝鮮史研究会論文集』第42集、2004年10月)。
- _____「地域の視点から—朝鮮—」(日本植民地研究会編『日本植民地研究の現状と課題』アテネ社、2008年)。
- 三原芳一「明治公学校体制の成立過程に関する研究—日清戦争後経営と就学督励」(『私学研修』第105号、1987年)。
- 村松武司「朝鮮に生きた日本人—わたしの「京城中学」」(『季刊三千里』通巻21号、1980年2月)。
- _____「作戦要務令の悪夢」(『季刊三千里』通巻31号、1982年8月)。
- 森山茂徳「日本の朝鮮植民地統治政策(1910～1945年)の政治史的研究」(『法政理論』第23巻第3・4号、新潟大学、1991年)。
- _____「現地新聞と総督政治—『京城日報』について—」(大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地』第7巻、岩波書店、1993年)。
- _____「明治期日本指導者の韓国認識」(宮嶋博史・金容徳編『近代交流史と相互認識』日韓共同研究叢書2、慶応義塾大学出版会、2001年)。
- _____「植民地期日本人の韓国観—選択肢の消長」(宮嶋博史・金容徳編『近代交流史と相互認識Ⅱ』日韓共同研究叢書12、慶応義塾大学出版会、2005年)。
- _____「併合と自治の間—伊藤博文の国際・韓国認識と「保護政治」—」(『東アジア近代史研究』第14号、ゆまに書房、2011年)。
- _____「「保護」から「併合」へ—日本の韓国「保護政治」の官僚制化」(森山茂徳・原田環編『大韓帝国の保護と併合』、東京大学出版会、2013年)。
- 柳沢遊「「満洲」商工移民の具体像」(『歴史評論』第513号、1993年1月)。
- _____「「満洲」における商業会議所連合会の活動」(波形昭一編『近代アジアの日本人経済団体』同文館、1997

年)。

_____「日本人の居溜民社会」(和田春樹ほか編『岩波講座 東アジア近現代通史』第3巻、2010年)。

_____「「鮮満一体化」構想と寺内正毅・山縣伊三郎」(国立歴史民俗博物館編『「韓国併合」100年を問う—2010年国際シンポジウム』岩波書店、2011年)。

山口公一「植民地期朝鮮における神社政策と宗教管理統制秩序—「文化政治」期を中心に—」『朝鮮史研究会論文集』第43集、2005年10月。

_____「韓国併合」以前における在朝日本人創建神社の性格について」(『日韓相互認識』第2号、2009年)。

_____「植民地朝鮮における「国家祭祀」の整備過程」(君島和彦編『近代の日本と朝鮮—「された側」からの視座—』本郷書房、2014年)。

山田寛人「朝鮮語学習・辞書から見た日本人と朝鮮語—1880年～1945年—」(『朝鮮学報』第169輯、1998年10月)。

_____「普通学校の日本人教員に対する朝鮮語教育」(『歴史学研究』748号、2001年4月)。

山室信一「アジア認識の基軸」(古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』緑蔭書房、1996年)。

由谷裕哉「草莽の学の再構築に向けて」(由谷裕哉・時枝務編『郷土史と近代日本』角川学芸出版、2010年)。

尹正淑「仁川における民族別居住地分離に関する研究」(『人文地理』第39-3、人文地理学会、1987年)。

若井敏明「皇国史観と郷土史研究」(『ヒストリア』第181号、2002年9月)。

渡部宗助「在外指定学校一覧(1906～1945)」在外指定学校関係資料1、国立教育研究所、1982年。

_____「在外指定学校40年の歴史について」『研究集録』第4号、国立教育研究所、1982年。

_____「在外指定学校に関する法制度と諸調査」在外指定学校関係資料2、国立教育研究所、1983年。

渡辺千尋「居留民団法の制定過程と中国の日本居留地—天津日本専管居留地を中心に—」(『史学雑誌』122(3)、公益財団法人史学会、2013年3月)。

2. 韓国語文献(가나다順)

(1) 研究書

姜昌一『近代日本の 朝鮮侵略과 大アジア主義』歴史批評社、2002年

孔堤郁・鄭根植編『식민지의 일상 지배와 균열』문화과학사、2006年

權보드래『1910년대 풍문의 시대를 읽다』동국대학출판부、2008年

權泰憶『일제의 한국 식민지화와 문명화(1904～1919)』서울대학교출판문화원、2014年

金義煥『釜山近代 都市形成史研究: 日人居留지가 미친 影響을 中心으로』研文出版社、1973年

金圭煥『日帝의 對韓言論・宣傳政策』二友出版社、1978年

金東明『지배와 저항 그리고 협력—식민지 조선에서의 일본제국주의와 조선인의 정치운동』景仁文化社、2006年

金東魯編『일제 식민지 시기의 통치체제 형성』연세국학총서、혜안、2006年

金白永『지배와 공간: 식민지도시 경성과 제국 일본』문학과지성사、2009年

金相泰編訳『尹致昊日記 1916~1943—한 지식인의 내면세계를 통해 본 식민지 시기』歴史批評社、2001年

東国大学校文化学院日本学研究所『日本学』35、2012年11月

河元鎬・羅惠心外『개항기의 재한 외국공관 연구』東北亜歴史財団研究叢書 38、東北亜歴史財団、2009年

朴成鎭・李昇一『조선총독부 공문서—일제시기 기록관리와 식민지배』歴史批評社、2007年

朴枝香『제국주의—신화와 현실』서울대학교출판부、2000年

朴贊勝『민족주의의 시대』景仁文化社、2007年

徐榮姬『대한제국 정치사 연구』서울대학교출판부、2003年

孫禎睦『朝鮮時代都市社会研究』一志社、1977年

_____『韓国 開港期 都市变化過程研究—開港場・開市場・租界・居留地』一志社、1982年

_____『韓国 開港期 都市社会經濟史研究』一志社、1982年

_____『日帝強占期 都市計画研究』一志社、1992年

_____『韓国地方制度・自治史研究(上)』一志社、1992年

_____『日帝強占期 都市社会相研究』一志社、1996年

_____『日帝強占期 都市計画化過程研究』一志社、1996年

수요역사연구회編『식민지 조선과 매일신보 1910년대』신서원、2003年

수요역사연구회編『일제의 식민지 지배정책과 매일신보 1910년대』두리미디어、2005年

연세대학교국학연구원『일제의 식민지배와 일상생활』혜안、2004年

吳成哲『식민지 초등 교육의 형성』교육과학사、2000年

李圭洙『식민지 조선과 일본・일본인』다할미디어、2007年

李相録・李優戴編『日常史로 보는 韓国近現代史』책과함께、2006年

李昇一外『일본의 식민지 지배와 식민지적 근대』東北亜歴史財団研究叢書 39、東北亜歴史財団、2009年

李淵植『조선을 떠나며: 1945년 패전을 맞은 일본인들의 최후』歴史批評社、2012年

李鉉淙『韓国開港場研究』一潮閣、1975年

李炯植編『제국과 식민지의 주변인: 재조일본인의 역사적 전개』보고사、2013年

尹海東外編『近代를 다시 읽는다』第1・2卷、歴史批評社、2006年

林志弦・李成市編『국사의 신화를 넘어서』휴머니스트、2003年

全盛賢『일제시기 조선 상업회의소 연구』선인、2011年

鄭在貞『일제침략과 한국철도(1892~1945)』서울대학교출판부、1999年

崔惠珠『근대 재조선 일본인의 한국사 왜곡과 식민지통치론』景仁文化社、2010年

韓相一『아시아연대와 일본제국주의—대륙낭인과 대륙팽창』도서출판오름、2002年

韓日關係史研究論集編纂委員會『일본의 한국침략과 주권 침탈』韓日關係史研究論集 7、2005年

韓日關係史研究論集編纂委員會『일제 식민지배의 구조와 성격』韓日關係史研究論集 8、2005年

洪淳權編『일제시기 재부산일본인사회 주요인물 조사보고』선인、2006年

洪淳權編『일제시기 재부산일본인사회 사회단체 조사보고』선인, 2005年

洪淳權 外『부산의 도시형성과 일본인』선인, 2008年

洪淳權『근대도시와 지방권력』선인, 2010年

(2) 研究論文

강재순「1910년대 부산학교조합의 형성과 성격」(洪淳權 外『부산의 도시형성과 일본인』선인, 2008年)

강명숙「한일합병 이전의 일본인의 평양침투」(『国史館論叢』107, 2005年 8月)

姜秉植「日帝의 土地調査와 土地實態에 對한 研究—1910年代 서울(京城府)를 中心으로」(『漢城史學』4, 1986年)

姜秉植「日帝下 서울(京城府)의 土地所有實態와 社會相에 對한 研究—1920年代를 中心으로」(『實學思想研究』3, 1992年)

姜昌一「일진회의 합방운동과 흑룡회」(『歷史批評』52, 2000年 가을호)

權肅寅「도한(渡韓)의 권유—1900년대 초두 한국이민론 속의 한국과 일본」(한국사회사학회『사회와 역사』69, 2006年 3月)

_____「식민지배기 조선 내 일본인 학교—회고록을 통해 본 소·중학교 경험을 중심으로」(『사회와 역사』77, 2008年 3月)

_____「식민지조선의 일본인—피식민 조선인과의 만남과 식민적의식의 형성」(『사회와 역사』80, 2008年 12月)

權泰億「1904~1910년 일제의 한국침략 구상과 ‘시정개선’」(『韓國史論』31, 1994年 6月)

_____「동화정책론」(『歷史學報』172, 2001年)

_____「1910년대 일제 식민지 통치의 기초」(權泰億 外『한국 근대사회와 문화Ⅱ』서울대학교출판부, 2005年)

木村健二「植民地下 朝鮮在留 日本人의 特徵—比較史的 視点에서」(『지역과역사』第 15号, 2004年 12月)。

金基虎「일제시대 초기의 도시계획에 대한 연구—경성부 시구개정을 중심으로」(『서울학연구』6, 1995年)

金大鎬「1910~1930년대 초 경성신사와 지역사회와의 관계—경성신사의 운영과 한국인과의 관계를 중심으로」(李昇一 外『일본의 식민지 지배와 식민지적 근대』東北亞歷史財團研究叢書 39, 東北亞歷史財團, 2009年)

金白永「일제하 서울에서의 식민권력의 지배전략과 도시공간의 정치학」서울대학교 대학원 박사논문, 2005年

_____「식민지 도시성에 대한 이론적 탐색—공간사회학적 문제설정」(『사회와 역사』72, 2006年)

_____「일제하 서울의 도시 위생문제와 공간정치」(『史叢』68, 2009年 3月)

- 金英根「일제하 일상생활의 변화와 그 성격에 관한 연구—경성의 도시공간을 중심으로」연세대학교사 회학과 박사논문, 1999年
- 金鐘根「서울 中心部の 日本人 市街地 拡散—開化期에서 日帝強占 前半期까지(1885년~1929년)」(『서울학연구』20, 2003年)
- 金泰雄「1915년 京城府 物産共進會와 日帝의 政治宣傳」(『서울학연구』18, 2002年)
- 並木真人「식민지 시기 조선인의 정치 참여—해방 후사와 관련해서」(朴枝香 외『해방 전후사의 재인식』 제1권, 2006年)
- 松田利彦「일본 육군의 중국대륙침략정책과 조선(1910~1915)」(權泰憶 외『한국 근대사회와 문화II』서울대학교출판부, 2005年)
- _____「『주막담총(酒幕談叢)』을 통해 본 1910년대 조선의 사회상황과 민중」(金東魯編『일제 식민지 시기의 통치체제 형성』연세국학총서 72, 해안, 2006年)
- 문영주「20세기 전반기 인천 지역경제와 식민지근대성—인천상업회의소(1916~1929)와 在朝日本人」(『仁川學研究』第10卷, 2009年2月)
- 水野直樹「식민지기 조선의 일본어신문」(『역사문제연구』18, 2007年10月)
- 朴露子「후발 주자의 식민주의」(연세대학교국학연구원編『일제 식민지 시기 새로 읽기』해안, 2007年)
- 박성진「일제 초기 ‘朝鮮物産共進會’ 연구」(수요역사연구회編『식민지 조선과 매일신보 1910년대』신서원, 2003年)
- 朴羊信「통감정치와 재한 일본인」(歴史教育学会『歴史教育』90, 2004年)
- _____「19세기말 일본인의 조선여행기에 나타난 조선상」(『歴史學報』177, 2003年)
- _____「明治시대(1868~1912) 일본 삽화에 나타난 조선인 이미지」(『精神文化研究』28卷4号, 2005年12月)
- 박용규「일제하 지방신문의 현실과 역할」(『韓國言論學報』50卷6号, 2006年12月)
- 朴俊炯「駐韓外国人 問題 関連 主要 史料 解題」(国史編纂委員會編『日本 中国所在 韓国史 資料 調査報告』海外資料叢書 22卷, 国史編纂委員會, 2010年)
- 朴贊勝「러일전쟁 이후 서울의 일본인 거류지 확장 과정」(『지방사와 지방문화』第5卷第2号, 2002年)
- _____「서울의 일본인 거류지 형성 과정—1880년대~1903년을 중심으로」(『사회와 역사』62, 2002年)
- 배병욱「일제시기 부산일보사장(釜山日報社長) 아쿠타가와 타다시(芥川正)의 생애와 언론활동」(『석당논총』52卷, 2012年)
- 송규진「일제강점 초기 ‘식민도시’ 대전의 형성과정에 관한 연구—일본인의 활동을 중심으로」(『靑細研究』고려대학교 아세아문제연구소, 第45卷2号, 2002年)
- 송지영「일제시기 부산부의 학교비와 학교조합의 재정」(『역사와 경계』55, 2005年)
- 스가와라유리(菅原ユリ)「일본인 여성 야스다 야스코(安田靖子)의 대조선인식」(『여성과 역사』12, 2010年6月)

- 안태윤「식민지에 온 제국의 여성—재조선 여성 쓰다 세츠코를 통해서 본 식민주의와 젠더」(『한국여성학』第24卷4号, 2008年12月)
- 山中麻衣「서울 거주 日本人 自治機構 研究」가톨릭대학교대학원 국사학과 석사논문, 2001年
- 양정필「近現代地域史研究의 現況과 展望」(『歷史問題研究』第17号, 2007年)
- 우치다준(内田じゅん)「총력전 시기 재조선 일본인의 ‘내선일체’ 정책에 대한 협력」(『亜細亞研究』第51卷1号, 고려대학교 아세아문제연구소, 2008年3月)
- 尹素英「일본어잡지『朝鮮及滿州』에 나타난 1910년대 경성」(『지방사와 지방문화』第9卷1号, 2006年)
- 李圭洙「개항장 인천(1883~1910)—재조일본인과 도시의 식민지화」(『仁川學研究』第6卷, 2007年2月)
- 李東勳「경성의 일본인사회와 자녀교육—통감부 시기와 1910년대를 중심으로—」(『서울학연구』45, 서울학연구소, 2011年)
- 이송희「일제하 부산지역 일본인사회의 교육(1)—일본인 학교 설립을 중심으로」(『韓日關係史研究』23, 2005年)
- _____「일제시기 부산지역 일본인의 초등교육」(『지역과 역사』19, 2006年)
- 李昇燁「‘문화정치’ 초기 권력의 動學과 재조일본인사회」(『日本學』35, 東国大學校文化學院日本學研究所, 2012年11月)
- _____「‘문화정치’ 초기 권력의 動學과 재조일본인사회」(李炯植編『제국과 식민지의 주변인-재조일본인의 역사적 전개』보고사, 2013年)
- 李俊植「일제강점기 군산에서의 유력자집단의 추이와 활동」(『東方學志』131, 2005年9月)
- 李俊植「日帝下 群山の ‘有力者’集團과 地域政治」(洪性讚ほか編『日帝下萬頃江流域社會史』, 2006年)
- 李哲雨「일제 지배의 법적 구조」(金東魯編『일제 식민지 시기의 통치체제 형성』연세국학총서 72, 해안, 2006年)
- 李炯植「재조일본인 연구의 현황과 과제」東国大學校文化學院日本學研究所(『日本學』37, 2013年11月)
- _____「재조일본인 연구의 현황과 과제」(李俊植編『제국과 식민지의 주변인—재조일본인의 역사적 전개』동국대학교 일본학연구소 연구총서, 보고서, 2013年)
- 李惠恩「京城府의 民族別 居住地 分離에 관한 研究—1935년을 중심으로」(『大韓地理學誌』29, 1984年)
- 張信「한말·일제초 재인천 일본인의 신문발행과 조선신문」(『仁川學研究』6, 2007年2月)
- _____「1910년대 재조선 일본인의 출판활동 연구」(『日本學』東国大學校文化學院日本學研究所, 35, 2012年11月)
- 全盛賢『日帝下 朝鮮商業會議所聯合會의 生産開發戰略과 政治活動』東亜大學校大学院史學科博士論文, 2006年
- _____「일제하 조선상업회의소의 철도부설운동(1910~1923)」(『石堂論叢』40, 2008年)
- 全遇容「종로(種路)와 본정(本町)—식민지 경성(京城)의 두 얼굴」(『역사와 현실』40, 2001年)
- _____「근대이행기(1894~1919) 서울 시전 상업의 변화」(『서울학연구』22, 2004年)

- _____ 「식민지 도시의 이미지와 문화현상」(日韓歴史共同研究委員会編『日韓歴史共同研究報告書』第 5 卷、2005 年)
- 鄭丙郁 「해방직후 일본인 잔류자들—식민지배의 연속과 단절」(『歴史批評』2003年 가을호)
- 鄭然泰 「朝鮮末 日帝下 資産家型 地方有志의 成長追求와 利害關係의 重層性—浦口商業都市江景地域 事例—」(『韓國文化研究』第 31 号、2003 年)
- _____ 「조선총독 데라우치(寺内正毅)의 한국관과 식민통치」(權泰億의『한국 근대사회와 문화Ⅱ』서울 대학교출판부、2005 年)
- 鄭英熹 「한성부민회의 조직과 활동에 관한 연구」(『역사와 실학』15·16、2000年1月)
- 鄭晉錫 「總督府 기관지 京城日報 연구」(『京城日報』第一卷、韓國統計書籍、2003年)
- _____ 「解題—日本の 言論侵略史料 復元」(『朝鮮日報 京城新聞(新報) 京城日々新聞 京城藥報』韓國教會史文獻研究院、2003年)
- _____ 「日本人 發行新聞의 嚆矢 朝鮮新報—朝鮮新聞」(『朝鮮新報·朝鮮新聞』第 1 卷、韓國教會史文獻研究院、2008 年)
- _____ 「日本人 發行新聞の嚆矢 朝鮮新報—朝鮮新聞」(『朝鮮新報·朝鮮新聞』第一卷、韓國教會史文獻研究院、2008 年)
- 鄭惠瓊 「『매일신보』에 비친 1910 년대 재조일본인」(수요역사연구회編『식민지 조선과 매일신보 1910 년대』신서원、2003 年)
- 趙美恩 「일제강점기 일본인 학교조합 설립규모」(『史林』22、2004 年)
- _____ 「일제강점기 재조선 일본인 학교와 학교조합 연구」成均館大學校大學院 史學科博士論文、2010 年
- 池秀傑 「한국 근현대 지역사 서술체계와 활용자료—충남 지역 사례를 중심으로—」(『韓國史論』32、國史編纂委員會、2001 年 11 月)
- 崔惠珠 「시데하라(幣原坦)의 植民地朝鮮 經營論에 관한 研究」(『歴史學報』160、1998 年)
- _____ 「아오야기쓰나타로(青柳綱太郎)의 내한활동과 식민통치론」(『國史館論叢』第 94 輯、2000 年 12 月)
- _____ 「일제강점기 조선연구회의 활동과 조선인식」(『韓國民族運動史研究』42、2005 年)
- _____ 「한말 일제하 야쿠오(積尾旭邦)의 내한활동과 조선인식」(『韓國民族運動史研究』45、2005 年)
- _____ 「일본 東洋協會의 식민활동과 조선인식」(『韓國民族運動史研究』51、2007 年)
- _____ 「잡지『朝鮮』(1908~1911)에 나타난 일본 지식인의 조선인식」(『韓國近現代史研究』45、2008 年)
- _____ 「한말 일제하 재조일본인의 조선고서 간행사업」(『大東文化研究』66、2009 年)
- _____ 「잡지『朝鮮及滿洲』에 나타난 조선통치론과 만주의식—1910 년대 기사를 중심으로」(『韓國民族運動史研究』62、2010 年)
- _____ 「일본 東京地學協會의 조사활동과 조선인식」(『韓國史研究』151、2010 年 12 月)
- _____ 「일제강점기 재조일본인의 지방사 편찬활동과 조선인식」(『史學研究』第 103 号、2011 年)
- _____ 「개항 이후 일본인의 조선사정 조서와 안내서 간행」(『韓國民族運動史研究』73、2012 年 12 月)
- _____ 「1900 년대 일본인의 조선이주 안내서 간행과 조선인식」(『韓國民族運動史研究』75、2013 年 6 月)

- _____「1900년대 일본인의 조선사정 안내서 간행과 조선인식」(『韓國民族運動史研究』81, 2014年 12月)
- 河元鎬「개항기 재조선 일본공관 연구」(河元鎬ほか編『개항기 재한 외국공관 연구』東北亜歴史財団研究叢書 38, 2009年)
- 하지연「韓末・日帝강점기 菊池謙讓의 문화적 식민활동과 조선관」(『東北亜歴史論争』第 21号, 2008年 9月)
- 咸東珠「1900년대 초 일본의 조선관련 서적 출판과 식민지 조선상」(『근현대 일본의 한국인식』東北亜歴史財団, 2009)
- 洪淳權「일제시기 부산지역 일본인사회의 인구와 사회계층구조」(『역사와 경계』51, 2004年)
- _____「일제시기 ‘부제’의 실시와 지방제도 개정의 추이—부산부 일본인사회의 자치제 실시 논의를 중심으로」(『지역과 역사』14, 2004年)
- _____「1910~20년대 「부산부협의회」의 구성과 지방정치—협의원의 임명과 선거 실태 분석을 중심으로」(『역사와 경계』60, 2006年)
- Helen J.S Lee「제국의 딸로서 죽는다는 것」(『亜細亞研究』第 51卷 2号, 고려대학교 아세아문제연구소, 2008年 6月)

3. 英文文献(MLA方式)

- Elkins, Caroline and Susan Pedersen. "Introduction," Elkins, Caroline and Susan Pedersen eds., *Settler Colonialism in the Twentieth Century: Projects, Practices, Legacies*, New York: Routledge, 2005.
- King, D. Anthony. "Colonial cities: global pivots of change," Robert J. Ross and Gerald Telkamp eds., *Colonial cities: Essays on Urbanism in a Colonial Context*, Dordrecht: Martinus nijhoff, 1985.
- Duus, Peter. *The abacus and the sword: the Japanese penetration of Korea, 1895~1910*. University of California Press, 1995.
- Shin, Gi-Wook and Michael Robinson eds., *Colonial modernity in Korea*. Harvard University Asia Center, 1999. ; 도면회 옮김『한국의 식민지 근대성』삼인, 2006年.
- Uchida, Jun. *Brokers of Empire: Japanese Settler Colonialism in Korea, 1876-1945*. Harvard University Asia Center, 2011.

Ⅲ. その他の資料

1. 事典・地図類

- 韓國精神文化研究研究員院『韓國民族文化大百科事典』, 1991年。
- 國學院大學日本文化研究所編『(縮刷版)神道事典』, 弘文堂, 1999年。
- 国史大辞典編集委員会『国史大辞典』吉川弘文館, 1985年。
- 地方史研究協議会編『地方史事典』弘文堂, 1997年。

서울特別市史編纂委員會『서울지명사전』、2009年。
서울歴史博物館編遺物管理課『서울 지도』、2006年。
歴史学会編『郷土史大辞典』朝倉書店、2005年。

2. ウェブサイト資料

アジア歴史資料センター <http://www.jacar.go.jp>
神奈川大学海外神社に関するデータベース <http://www.himoji.jp/database/db04/index.html>
韓国仁川花島鎮図書館 <https://hto.ihl.kr>
韓国大邱広域市立中央図書館日帝時期資料 <http://daegulib.koreanhistory.or.kr/dslList.do>
韓国国立中央図書館 <http://www.nl.go.kr>
韓国釜山市民図書館 <http://www.siminlib.go.kr>
韓国歴史情報統合システム <http://www.history.go.kr>
韓国歴代人物総合情報システム <http://people.aks.ac.kr>
近代朝鮮観系書籍データベース <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~koreandb/>
朝鮮総督府官報活用システム <http://gb.nl.go.kr/Default.aspx>
帝国議会会議録 <http://teikokugikai-i.ndl.go.jp>
日本外交文書デジタルアーカイブ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/index.html>